令　和　８　年　度

岩　手　県　水　防　計　画

岩　手　県

注意事項

原則として令和８年１月１日時点の情報を記載していますが、以下の（１）については東日本大震災の影響により正確な情報ではないことがあります。また、令和８年５月 29 日から新たな防災気象情報の運用が開始されることを踏まえ、以下の（２）～（４）については令和８年５月 29 日時点の情報を記載しています。

（１）雨量、水位観測所の緯度、経度、標高

（２）予報及び警報等

（３）氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

（４）水防法、気象業務法及び気象業務法施行令

令和8年度岩手県水防計画目次

第1章	総則	P. 1
第2章	水防組織	P. 8
第3章	重要水防箇所	P. 8
第4章	予報及び警報等	P. 9
第5章	雨量・水位等の観測及び通報	P. 12
第6章	気象等予報・警報の情報収集	P. 13
第7章	ダム・水門等の操作	P. 14
第8章	通信連絡	P. 15
第9章	水防施設及び輸送	P. 16
第10章	水防活動	P. 17
第11章	水防信号、水防標識等	P. 22
第12章	協力及び応援	P. 24
第13章	費用負担と公用負担	P. 25
第14章	水防報告等	P. 26
第15章	水防訓練	P. 27
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	P. 28
第17章	水防協力団体	P. 32
第18章	水防管理団体の水防計画	P. 33

令和8年度岩手県水防計画目次

第1章　総則 1.1　目的 1.2　用語の定義 1.3　水防の責任等 1.4　津波における留意事項 1.5　安全配慮	P. 1
第2章　水防組織 2.1　県の水防組織 2.2　水防管理団体の水防組織 2.3　大規模氾濫減災協議会	P. 8
第3章　重要水防箇所 3.1 国管理河川の重要水防箇所 3.2 県管理河川の重要水防箇所	P. 8
第4章　予報及び警報等 4.1　気象庁が行う予報及び警報等 4.2　洪水予報河川における洪水予報 4.3　水位周知河川における水位到達情報 4.4　水防警報	P. 9
第5章　雨量・水位等の観測及び通報 5.1　雨量の観測及び通報 5.2　水位の観測及び通報 5.3　危機管理型水位計による水位の観測	P. 12
第6章　気象等予報・警報の情報収集	P. 13
第7章　ダム・水門等の操作 7.1　ダム・水門等 7.2　操作の連絡及び連絡系統	P. 14
第8章　通信連絡 8.1　水防の連絡 8.2　その他の通話施設の使用	P. 15
第9章　水防施設及び輸送 9.1　水防倉庫及び資器材 9.2　輸送の確保	P. 16

令和8年度岩手県水防計画目次

第10章　水防活動 10.1　水防配備 10.2　巡視及び警戒 10.3　水防作業 10.4　警戒区域の指定 10.5　避難のための立退き 10.6　決壊・漏水等の通報及びその後の措置	P. 17
第11章　水防信号、水防標識等 11.1　水防信号 11.2　水防標識 11.3　身分証票	P. 22
第12章　協力及び応援 12.1　河川管理者の協力及び援助 12.2　水防管理団体相互の応援及び相互協定 12.3　自衛隊の派遣要請	P. 24
第13章　費用負担と公用負担 13.1　費用負担 13.2　公用負担	P. 25
第14章　水防報告等 14.1　水防記録 14.2　水防報告	P. 26
第15章　水防訓練	P. 27
第16章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 16.1　洪水等対応 16.2　津波対応	P. 28
第17章　水防協力団体 17.1　水防協力団体の指定、監督、情報の提供 17.2　水防協力団体の業務 17.3　水防協力団体と水防団等の連携 17.4　水防協力団体の申請・指定及び運用	P. 32
第18章　水防管理団体の水防計画 18.1　水防管理団体の水防計画 18.2　水防計画の公表 18.3　水防協議会の設置 18.4　水防管理団体の水防計画作成要領	P. 33

（余白）

第１章　総則

1.1　目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2　用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（１）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

（２）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

（３）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

（４）消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

（５）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

（６）水防団

法第６条に規定する水防団をいう。

（７）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第 10 条第３項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

（８）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第１項）。

（９）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又

は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第３項及び第４項)。

(10) 高潮予報海岸

国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う（法第 11 条の３、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第２項)。

(11) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第 16 条)。

(12) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条)。

(13) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2)。

(14) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 3)。

(15) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては避難判断水位、氾濫注意水位（警戒水位）への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(16) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16-2) 待機水位

水防警報「待機」を発表する基準となる水位をいう。

※水防警報の内容及び発表基準については P10 に記載

(16-3) 準備水位

水防警報「準備」を発表する基準となる水位をいう。

※水防警報の内容及び発表基準については P10 に記載

(17) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17-2) 出動水位

水防警報「出動」を発表する基準となる水位をいう。

※水防警報の内容及び発表基準については P10 に記載

(18) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(19) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(20) 氾濫発生水位（氾濫開始相当水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高)）をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発 令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

※「(氾濫開始相当水位)」の記載は令和８年度岩手県水防計画のみ記載する。

(21) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(22) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(25) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(26) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第 14 条)。

(27) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の２に規定される雨水出水浸水想定区域)。

(28) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3)。

(29) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の６)。

1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

（１）県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６)。具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第４条）

②水防計画の作成及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）

③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２、下水道法第 23 条の 2)

④都道府県水防協議会の設置（法第８条第１項）

⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第３項）

⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第１項、気象業務法第 14 条の２第４項）

⑦高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の３第１項、気象業務法第 14 条の２第２項）

⑧量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

⑨水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第１項並びに第 13 条の 3)

⑩洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）

⑪洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3)

⑫都道府県大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第 15 条の 10）

⑬水防警報の発表及び通知（法第 16 条第１項、第２項及び第３項）
⑭水防信号の指定（法第 20 条）
⑮氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第 24 条の２第２項、 法第 25 条第２項）
⑯避難のための立退きの指示（法第 29 条）
⑰緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
⑱水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
⑳水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（２）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

①水防団の設置（法第５条）
②水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
③平常時における河川等の巡視（法第９条）
④水位の通報（法第 12 条第１項）
⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第 13 条の２第２項）
⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の２）
⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の２）
⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告。（法第 15 条の３）
⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の６、法第 15 条の７、法第 15 条の８）
⑪予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第２項）
⑭警戒区域の設定（法第 21 条）
⑮警察官の援助の要求（法第 22 条）
⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第３項）
⑲避難のための立退きの指示（法第 29 条）
⑳水防訓練の実施（法第 32 条の２）
㉑（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第１項及び第３項）
㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
㉓水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
㉔水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）

㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
㉖水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
㉗消防事務との調整（法第 50 条）

（３）国土交通省の責任
①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第２項）
②高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の３第１項、気象業務法第 14 条の２第２項）
③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第１項）
⑤洪水予報、高潮予報、位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法 13 条の 4）
⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
⑦大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第 15 条の９）
⑧水防警報の発表及び通知（法第 16 条第１項及び第２項）
⑨氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の２第２項）
⑩重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
⑪特定緊急水防活動（法第 32 条）
⑫水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
⑬都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（４）河川管理者の責任
①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）
②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
③氾濫等の通報（法第 24 条の２）

（５）下水道管理者の責任
①水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第 23 条の２）
②氾濫等の通報（法第 24 条の２）

（６）海岸管理者の責任
①氾濫等の通報（法第 24 条の２）

（７）気象庁の責任
①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第１項、気象業務法第 14 条の２第１項）
②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項並びに気象業務法第 14 条の２第３項及び第４項）
③高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の３第１項、気象業務法第 14 条の２第２項）

（８）居住者等の義務
①水防への従事（法第 24 条）
②水防通信への協力（法第 27 条）

（９）水防協力団体の義務
①堤防等決壊の通報（法第 25 条）
②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の２）
④津波避難訓練への参加（法第 32 条の３）
⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

1.4　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.5　安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

また水防管理団体の長は、水防団員自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

津波に対する各海岸における水防団員の安全確保対策方針を図表 1-1（p34）のとおり定める。

津波対策の河川管理施設および海岸保全施設における水防団員の安全確保対策方針については、河川水門管理要綱および海岸水門管理要綱に定める。（参考 8-1 及び参考 8-2（p411））

第２章　水防組織

2.1　県の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等の危険が解除されるまで、県は県土整備部河川課に水防本部を、各土木部等には水防隊を設置する。

水防本部の組織系統図・業務概要は図表 2-1（p35）のとおりとする。ただし、岩手県災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

各土木部等の水防隊は、管内の水防管理団体と綿密な連絡をとり、管内の状況を常に把握するとともに、水防作業の応援、指導及び水防事務を迅速に処理し、その状況を県水防本部に連絡するものとする。

2.2　水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、水防管理団体の水防計画に定めることとする。

各水防管理団体の団員数等は図表 2-2（p36）のとおりである。

2.3　大規模氾濫減災協議会

大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第３章　重要水防箇所

3.1　国管理河川の重要水防箇所

国管理河川における重要水防箇所の評定基準は、図表 3-1（p37）のとおりであり、設定箇所について図表 3-2（p39）のとおりである。

3.2　県管理河川の重要水防箇所

重要水防箇所の評定基準は図表 3-3（p72）のとおりであり、県内の設定箇所について図表 3-4（p74）に一覧表を、別冊「岩手県主要河川重要水防箇所図」において位置図等を示す。

第４章　予報及び警報等

4.1　気象庁が行う予報及び警報等

盛岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を岩手河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報等の種類及び発表基準は、図表 4-1（p115）のとおりである。

伝達系統図は図表 4-2（p132）のとおりである。

4.2　洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

発表する情報の名称、発表基準は、図表 4-3（p133）のとおりである。

洪水予報を行う河川名、区域、基準地点、担当機関は、図表 4-4（p137）、4-6（p139）のとおりである。

また洪水予報の伝達系統図は、図表 4-5（p138）のとおりである。

4.3　水位周知河川における水位到達情報

知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第１項及び第２項に規定される特別警戒水位（レベル４氾濫危険情報）及び避難判断水位（レベル３氾濫警戒情報）に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

水位到達情報の通知を行う河川名、区域、担当機関は知事が行う水防警報図表 4-8（p141）に同じ。

水位到達情報の伝達系統図は、知事が行う水防警報図表 4-9（p147）に同じ。

また、水位周知河川において避難判断水位（レベル３氾濫警戒情報）を超過又は超過のおそれがある場合には、河川管理者から市町村長等に対し、水位到達情報や堤防等の河川管理施設の異常に係る情報を、直接電話連絡（ホットライン）することとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
レベル２ 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。
レベル３ 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
レベル４ 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
レベル５ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位（氾濫開始相当水位）に到達したとき。
レベル２氾濫 注意情報解除	レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険情報、レベル３氾濫警戒情報又はレベル２氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

4.4　水防警報

4.4.1　洪水時の河川に関する水防警報

（1）国土交通省が行う水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする

水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、担当機関は図表 4-4（p137）、4-6（p139）のとおりである。

水防警報の伝達系統図は、図表 4-7（p140）のとおりである。

（2）県が行う水防警報

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする

水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、担当機関は図表 4-8（p141）のとおりである。

水防警報の伝達系統図は、図表 4-9（p147）のとおりである。

（3）国土交通省及び県が行う水防警報の種類及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内　容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	県が行う水防警報においては、図表 4-8（p141）に記載の待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備を行う。	図表 4-6（p139）及び図表 4-8（p141）に記載の準備水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。 なお、県が行う水防警報については、「待機」と同時に発表するものとし、上記準備水位に達した場合に、「待機」から「準備」に移行するものとする。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	図表 4-6（p139）及び図表 4-8（p141）に記載の出動水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	国土交通省が行う水防警報においては、図表 4-6（p139）に記載の準備水位以下に下降したとき、県が行う水防警報においては、図表 4-8（p141）に記載の出動水位以下に下降したとき。 または、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

4.4.2　津波に関する水防警報

法第 16 条の規定による、知事が指定した海岸・河川についての津波水防警報については、気象庁が発表する津波予報及び警報に応じて、次のように発令したこととみなし、実際の津波発生時には津波水防警報発令の事務手続きは行わないこととする。

種類	内容	発令基準
出動	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（1.5 安全配慮に記載）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を閉鎖する。 また別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	大津波警報発表 津波警報発表 津波注意報発表
解除	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（1.5 安全配慮に記載）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を開放する。 また別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	大津波警報解除 津波警報解除 津波注意報解除

（※令和７年６月１日現在、法第 16 条に基づき知事が指定した海岸・河川はない）

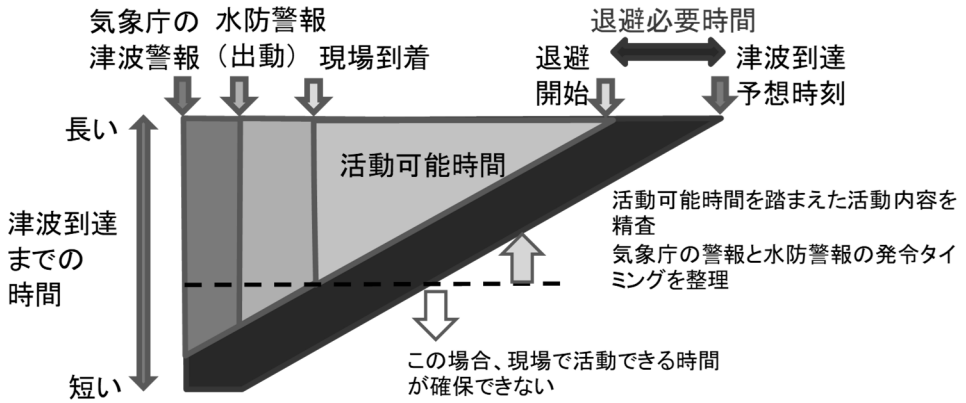

なお、各市町村の実状（経験や歴史的経緯等）や立地条件を踏まえた「活動可能時間」に従って行動するものとする。「活動可能時間」を定めない市町村にあっては、県が操作を必要とする津波対策施設の閉鎖時間を設計する際の基準としている「地震発生後１４分間」を活動可能時間の目安とすることができる。

避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。

※ 以下の内容について、事前に定めておくこと。

ａ．水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻

ｂ．水防団員の安否確認方法（連絡体制）

ｃ．水防活動内容の精査・重点化

ｄ．水防団員の避難手段や避難経路の確認

第５章　雨量・水位等の観測及び通報

5.1　雨量の観測及び通報

（１）雨量観測所

県内の雨量観測所は、図表 5-1（p168）のとおりである。

（２）雨量の通報

大雨のおそれがある場合には、図表 5-1（p168）に定める観測施設管理者は、図表 5-2（p185）の通報要領により、図表 5-3（p187）の連絡系統図に基づき、それぞれの関係機関に連絡するものとする。

5.2　水位の観測及び通報

（１）水位観測所

県内の水位観測所（危機管理型水位計による水位観測所を除く。）は、図表 5-4（p206）のとおりである。

（２）水位の通報

出水のおそれがある場合には、図表 5-4（p206）に定める観測施設管理者は、図表 5-2（p185）の通報要領により、図表 5-3（p187）の連絡系統図に基づき、それぞれの関係機関に連絡するものとする。

（３）水位の公表

図表 5-4（p206）で定める水位観測所について、観測所管理者は水位を公表するものとする。公表手段・公表を行う時間間隔等は、図表 5-4（p206）及び図表 5-6（p236）雨量、水位の公表要領で定める。

5.3　危機管理型水位計による水位の観測

（１）危機管理型水位計による水位観測所

県内の危機管理型水位計による水位観測所は、図表 5-5（p221）のとおりである。

（２）水位の公表

図表 5-5（p221）で定める水位観測所について、観測所管理者は「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）ホームページで水位を公表するものとする。

「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）
ホームページ URL　　https://k.river.go.jp/

第６章　気象等予報・警報の情報収集

盛岡地方気象台から発表される気象等予報・警報は、岩手県知事から総合防災情報ネットワークシステムにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が市町村あてに連絡されるので、市町村においては、地域住民に対し緊急に警報等を周知される経路計画を樹立しておくものとする。

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

（１）気象情報

気象庁

・あなたの街の防災情報

https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=offices&area_code=030000&pattern=default

・気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning

・アメダス

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas

・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

・洪水キキクル

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

・浸水キキクル

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund

・大雨キキクル

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain

（２）雨量・河川水位

図表5-6（p236）のとおり

（３）潮位・波高

国土交通省

・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/

【スマートフォン・携帯版】http://nowphas.mlit.go.jp

国土交通省防災情報提供センター

・潮位情報リンク

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.507/137.021/&contents=tidelevel

気象庁

・潮位観測情報

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.507/137.021/&contents=tidelevel

・海洋の健康診断表

https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html

・波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html

第７章　ダム・水門等の操作

7.1　ダム・水門等

（１）河川区間のダム・水門（洪水時操作）

県内のダム施設一覧表を図表 7-1（p239）に示す。また県内の水門は別冊「岩手県主要河川重要水防箇所図」に示す。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則、操作規定等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

（２）河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮時操作）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則、操作要領等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2　操作の連絡及び連絡系統

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則、操作規定等に基づき、放流等の情報や貯水池の状況その他必要な事項等を関係機関に迅速に連絡するものとし、その際は、操作規定等及び図表 7-2（p241）及び図表 7-3（p261）の連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「事前放流」及び「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定している。

第８章　通信連絡

8.1　水防の連絡

水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。水防関係機関電話番号一覧表は、図表 8-1（p278）のとおりとする。

8.2　その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、その状況に応じて岩手県地域防災計画第３章第３節通信情報計画に定められた通信施設を使用することができる。

第９章　水防施設及び輸送

9.1　水防倉庫及び資器材

①県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を、図表 9-1（p287）のとおり備蓄するものとする。

②水防管理団体は、その重要水防箇所に応じて水防倉庫その他水防資器材備蓄場を設け、図表 9-2（p291）に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。なお、指定水防管理団体の水防用器具資材備蓄基準を図表 9-3（p297）に示すが、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、実情にあわせてその数量を増減することができる。

③水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えるよう努めること。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

④水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長および三陸国道事務所長又は岩手県各広域振興局土木部等の長の承認を受けて使用することができる。

なお、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長および三陸国道事務所長又は岩手県各広域振興局土木部等の長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

9.2　輸送の確保

①非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、各広域振興局土木部等の長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくよう努めるものとする。

また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を想定して次のような輸送経路図を作成して各広域振興局土木部等の長に提出しておくことが望ましい。

・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図

・万一に備えた多角的輸送路の選定図

②異常な自然現象等に伴う災害復旧、人員及び物資の輸送、情報の収集並びに伝達、医療活動等の基地等とするため水防ヘリポートを準備する。使用にあたっては、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長の承認により使用するものとする。水防ヘリポートの所在地等は図表 9-4（p298）に示す。

第 10 章　水防活動

10.1　水防配備

（１）県の非常配備

県は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、県土整備部河川課に県水防本部を置き、またその下部組織として広域振興局土木部等に水防隊を置いて水防事務を処理するものとする。ただし、岩手県災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

県水防本部の長および広域振興局土木部等の水防隊の長は、自らの管轄水防区域の状況を考慮して、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めておくとともに、緊急に必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行う。

県水防本部の設置（廃止）基準及び体制については、図表 10-1（p300）のとおり。

岩手県災害対策本部設置（廃止）基準及び体制については、図表 10-2（p301）のとおり。

（２）水防管理団体等の非常配備

①水防管理団体の非常配備

水防管理団体の非常配備については、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

②水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね図表 10-3（p303）を標準とし、水防管理者はあらかじめ配備体制の詳細を定めるものとする。

10.2　巡視及び警戒

（１）平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

（２）出水時

（ア）洪水

水防管理者等は、非常配備体制を敷いたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄広域振興局土木部等の長及び河川等の管理者に報告し、所轄広域振興局土木部等の長は県水防本部に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

②堤防の上端の亀裂又は沈下

③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

（イ）高潮

水防管理者等は、非常配備体制を敷いたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄広域振興局土木部等の長及び河川等の管理者に連絡し、所轄広域振興局土木部等の長は県水防本部に報告するものとする。

①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

②堤防の上端の亀裂又は沈下

③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、図表 10-4（p304）のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

10.4　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.5　避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

① 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

② 水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を所轄広域振興局土木部等の長に速やかに報告し、所轄広域振興局土木部等の長は県水防本部に報告するものとする。

③ 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

10.6　氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

（１）氾濫等の通報

河川管理者が、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

（氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合）

洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル５氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼び

かける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定めておくものとする。

（定め方については（ア）河川管理者が行う氾濫等の通報②氾濫等の通報のうち、例外的な対応する河川、区域を参照）

（２）決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちに関係者（一般住民、所轄警察署、所轄広域振興局土木部等及び隣接市町村）に通報するものとする。通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第４章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

（３）氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

（１）（２）の氾濫・決壊・漏水等の通報は、参考 14「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」（p427）を踏まえ、実施する。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。

（通報が必要と想定される氾濫の例）

・家屋倒壊等氾濫想定区域（木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要）

・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域」（平屋の場合は、近隣の 2 階以上の建物への立ち退き避難が必要）

・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等（水防法第 15 条で定められた地下街等）が所在する区域（速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要）

（基準例）

・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合

・堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流が発生した場合
・基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合・樋門・水門・ポンプ・陸閘等の施設の機能支障が発見された場合
・排水機場等の施設の運転を停止や特別な操作せざるをえない場合
・上記情報がない場合で、予測モデルなどにより水位が堤防天端高に到達するなどその他の状況を踏まえ氾濫の切迫・発生の蓋然性が高いと総合的に判断した場合

（ア）河川管理者が行う氾濫等の通報

①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

国土交通省が行う氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等は図表 10-5(p333)のとおり。

県が行う氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等は図表 4-8(p141)のとおり。

②氾濫等の伝達経路及び手段

国土交通省が行う水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、図表 10-6(p335)のとおり。

県が行う水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、図表 4-9(p147)のとおり。

③氾濫等の通報の発表形式

国土交通省の発表形式は、図表 10-7(p336)のとおり。

県の発表形式は、図表 10-8(p342)のとおり。

（4）氾濫・決壊・漏水等の通報系統

（1）に関する氾濫等の通報系統は、図表 10-6(p335)及び図表 4-9(p147)のとおり。（2）に関する決壊・漏水等の通報系統は、図表 10-6(p335)及び図表 10-9(p346)のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「10.6 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」、（5）決壊後の措置の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第 60 条第 3 項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

（5）決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第 11 章　水防信号、水防標識等

11.1　水防信号

知事の定める水防信号は、図表 11-1（p367）のとおりとする。

11.2　水防標識

（1）知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。

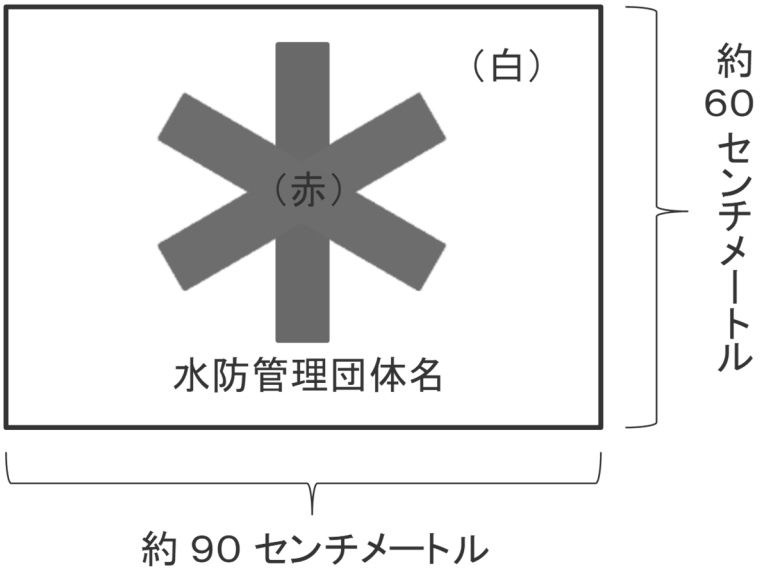

（2）水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

11.3　身分証票

（１）県の職員の身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する県の職員の身分証票は次のとおりとする。

（表）（例）

第　　号

身分証票

住　所

氏　名

職　名

上記の者は、水防法第 49 条第１項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

年　　月　　日

○○県知事

氏　　名　　印

（裏）（例）

（１）本証は水防法第 49 条第２項による立入証である。
（２）本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
（３）記名以外の者の使用を禁ずる。
（４）本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

（２）水防管理団体の職員の身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、当該水防管理者が定めるものとする。

第 12 章　協力及び応援

12.1　河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

（１）水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位）の提供（伝達方法については、「岩手県河川情報システム」（岩手県)、「川の防災情報」（国土交通省）及び「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）ホームページによる）

（２）重要水防箇所の合同点検の実施

（３）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（４）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

12.2　水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

12.3　自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、岩手県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。この場合において、水防管理者は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

①災害の状況及び派遣要請を要求する事由

②派遣を希望する期間

③派遣を希望する区域及び活動内容

④派遣部隊が展開できる場所

⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

また、水防管理者は、連絡が取れない等岩手県知事に災害派遣要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができるものとする。ただしこの通知をしたときは速やかに、その旨を岩手県知事に報告しなければならない。

自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、岩手県地域防災計画によるものとする。

第 13 章　費用負担と公用負担

13.1　費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

13.2　公用負担

（１）公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④(②における収用を除く。)の権限を行使することができる。

（２）公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

（３）公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

（４）損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章　水防報告等

14.1　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
②水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
③警戒出動及び解散命令の時刻
④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
⑤水防作業の状況
⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
⑧水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
⑨応援の状況
⑩居住者出勤の状況
⑪警察関係の援助の状況
⑫現場指導の官公署氏名
⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
⑭水防関係者の死傷
⑮殊勲者及びその功績
⑯殊勲水防団とその功績
⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2　水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を所轄広域振興局土木部を経由して県水防本部に報告するとともに、県水防本部は当該水防管理者からの報告について東北地方整備局に報告するものとする。

第 15 章　水防訓練

指定水防管理団体は、毎年１回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第 16 章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1　洪水等対応

16.1.1　浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

県が指定する浸水想定区域の公表状況及び関係市町村は参考 11（p426）のとおりである。

市町村は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表し、関係市町村に通知する。

16.1.2　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議または水防協議会は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

16.1.3　洪水・内水・高潮ハザードマップ

洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記 16.1.2①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第７条第１項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第８条第３項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第１項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第 55 条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

16.1.4　予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスクとして把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

16.1.5　地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.6　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.7　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.1.8　タイムラインについて

水位周知河川において、防災関係機関が災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、事前に何を行わなければならないかについて検討した防災行動をまとめたタイムラインを作成するものとする。

16.2　津波対応

16.2.1　津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

県が指定する津波災害警戒区域の公表状況及び関係市町村は参考 12（p426）のとおりである。

16.2.2　市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議等は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

④津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

⑤その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

16.2.3　津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

16.2.4　避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項

③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

④その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 17 章　水防協力団体

17.1　水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、17.2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

17.2　水防協力団体の業務

(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
(3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
(4) 水防に関する調査研究
(5) 水防に関する知識の普及、啓発
(6) 前各号に附帯する業務

17.3　水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（水防法第 32 条の３）

17.4　水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、図表 17-1（p368）を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第 18 章　水防管理団体の水防計画

18.1　水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、法第 33 条に定めるとおり水防協議会又は市町村防災会議に諮り、速やかに知事に届け出るものとする。

18.2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

18.3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。

18.4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（案）（水防管理団体版）を参考にして作成することができる。

（余白）

図表目次

図表 1-1	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針	P. 34
図表 2-1	岩手県水防本部機構	P. 35
図表 2-2	市町村別消防団(水防団)員数及び水防管理団体一覧表	P. 36
図表 3-1	重要水防箇所評定基準(国管理)	P. 37
図表 3-2	重要水防箇所調書(国管理)	P. 39
図表 3-3	重要水防箇所評定基準(県管理)	P. 72
図表 3-4	重要水防箇所調書(県管理)	P. 74
図表 4-1	気象等予報・警報	P. 115
図表 4-2	水防上必要な気象等予報・警報の伝達系統図	P. 132
図表 4-3	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報	P. 133
図表 4-4	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報、水防警報及び氾濫・決壊・漏水等の通報を行う河川名、区域等	P. 137
図表 4-5	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図	P. 138
図表 4-6	北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報、水防警報及び氾濫・決壊・漏水等の通報を行う観測所等	P. 139
図表 4-7	国土交通省が行う水防警報　伝達系統図	P. 140
図表 4-8	岩手県知事が行う水防警報及び氾濫・決壊・漏水等の通報	P. 141
図表 4-9	岩手県知事が行う水防警報、氾濫・決壊・漏水等の通報に係る伝達系統図	P. 147
図表 5-1	雨量の観測箇所一覧	P. 168
図表 5-2	雨量、水位の通報要領	P. 185
図表 5-3	雨量、水位観測所　連絡系統図	P. 187
図表 5-4	水位の観測箇所一覧	P. 206
図表 5-5	危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧	P. 221
図表 5-6	雨量、水位の公表要領	P. 236
図表 7-1	岩手県内ダム施設一覧表	P. 239
図表 7-2	堰堤門扉　連絡系統図	P. 241
図表 7-3	津波、高潮時　連絡系統図	P. 261
図表 8-1	水防関係機関電話番号一覧表	P. 278
図表 9-1	県有水防倉庫等の水防備蓄器具資材一覧表	P. 287
図表 9-2	水防管理団体の水防備蓄器具、資材数一覧表	P. 291
図表 9-3	指定水防管理団体の水防用器具資材備蓄基準	P. 297
図表 9-4	水防ヘリポート	P. 298
図表 10-1	岩手県水防本部設置(廃止)基準及び体制	P. 300
図表 10-2	岩手県災害対策本部設置(廃止)基準及び体制(抜粋)	P. 301
図表 10-3	水防団非常配備区分(例)	P. 303
図表 10-4	水防作業及び工法	P. 304
図表 10-5	氾濫等の通報対象河川	P. 333
図表 10-6	氾濫・決壊・漏水等の通報の伝達経路(北上川上流、雫石川、猿ヶ石川)	P. 335
図表 10-7	氾濫等の通報によるレベル5氾濫発生情報	P. 336
図表 10-8	岩手県知事が行う氾濫発生水位超過等発表様式	P. 342
図表 10-9	岩手県知事が行う決壊・漏水等の通報に係る伝達系統図	P. 346
図表 11-1	水防法の規定による水防の信号	P. 367
図表 17-1	水防協力団体指定要領及び関係様式	P. 368

（余白）

図表 1-1　　水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針

各水閘門については以下のいずれかの方針により、水防団員等水防活動従事者の安全を確保する。なお、各施設毎の操作方法等詳細については、各施設の操作規則等により定めるものとする。

① 水閘門の遠隔操作化をはかり、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
② 陸閘の統廃合により箇所数を減じる。
③ 陸閘を常時閉鎖し、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
④ 水門を常時閉鎖（平常時流量のみを流下させる開度）とし、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
⑤ 水門をフラップゲート化し、現地での機側操作を行わない構造とする。
⑥ その他

図表2-1　岩手県水防本部機構

本部長	知事
副本部長	副知事

↓

指揮監	県土整備部長
副指揮監	河川港湾担当技監

↓

		業務概要
班長	河川課総括課長	水防に関する庶務一般事項 水防関係機関との情報連絡 雨量・水位・気象等の記録 被害調査・報告等 河川・海岸・その他の関係事項 ダム・洪水調節・報告その他の関係事項
副班長	流域治水課長	
班員	課員全員	

（付　記） 災害対策本部が設けられたときは、その組織に入る。

図表2-2　市町村別消防団(水防団)員数及び水防管理団体一覧表

所管広域振興局土木部及び土木センター	市町村（水防管理団体名）	指定・非指定	消防本部・署			消防団		
			消防署数	出張所数	消防吏員（実員）	消防団数	分団数	団員数（実員）非常勤
盛岡	盛岡市	指定	3	9	322	1	29	970
盛岡	紫波町	指定	1		32	1	12	474
岩手	岩手町	指定		分署1	21	1	6	295
岩手	八幡平市	指定	1	2	59	1	11	718
盛岡	雫石町	指定		分署1	21	1	4	250
盛岡	滝沢市	指定	1	1	44	1	12	305
盛岡	矢巾町	指定		1	21	1	3	301
岩手	葛巻町	指定		分署1	21	1	18	253
	盛岡地区広域消防組合消防本部 計		6	16	541	8	95	3,566
花巻	花巻市	指定		分署2 分遣所2		1	23	1,547
	花巻市消防本部 計		2	4	144	1	23	1,547
北上	北上市	指定		分署3		1	13	836
北上	西和賀町	指定				1	6	313
	北上地区消防組合消防本部 計		2	3	129	2	19	1,149
県南	奥州市	指定	2	分署3		1	36	1,465
県南	金ケ崎町	指定		分署1		1	4	304
	奥州金ケ崎行政事務組合消防本部 計		2	4	172	2	40	1,769
一関、千厩	一関市	指定	4	分署4 分遣所1	212	1	28	2,090
一関	平泉町	指定		分署1		1	9	181
	一関市消防本部 計		4	6	212	2	37	2,271
大船渡	大船渡市	指定	1	分署1 分遣所1		1	12	606
大船渡	住田町	指定		分署1		1	6	281
	大船渡地区消防組合 計		1	3	87	2	18	887
大船渡	陸前高田市	指定			37	1	8	494
	陸前高田市消防本部 計		1		37	1	8	494
遠野	遠野市	指定		出張所1		1	11	765
	遠野市消防本部 計		1	1	51	1	11	765
沿岸	釜石市	指定	1		75	1	8	515
沿岸	大槌町	指定	1		37	1	5	151
	釜石大槌地区行政事務組合消防本部 計		2	1	112	2	13	666
宮古	宮古市	指定	1	分署3		1	45	816
宮古	山田町	指定				1	13	276
岩泉	岩泉町	指定	1			1	8	431
岩泉	田野畑村	指定		分署1		1	4	164
	宮古地区広域行政組合消防本部 計		3	4	204	4	70	1,687
久慈	久慈市	指定				1	20	663
久慈	洋野町	指定				1	14	506
久慈	野田村	指定				1	9	204
久慈	普代村	指定		分署4		1	6	136
	久慈広域連合消防本部 計		2	4	141	4	49	1,509
二戸	二戸市	指定				1	10	441
二戸	一戸町	指定				1	5	368
二戸	軽米町	指定				1	8	320
二戸	九戸村	指定		分署4		1	15	251
	二戸地区広域行政事務組合消防本部 計		1	4	115	4	38	1,380
総計			27	50	1,945	33	421	17,690

図表 3-1　重要水防箇所評定基準　（国管理）

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じる	

	可能性が特に高いと考えられる箇所。	おそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

図表3-2 重要水防箇所調書(国管理)

水系名	河川名	直轄管理区間(km)	要堤防区間(km)	重点区間(km)	重要水防箇所		重要度A		重要度Aの総合延長の内訳(ダブりあり)				重要度B		重要度Bの総合延長の内訳(ダブりあり)				要注意区間			要注意区間の内訳		
					総合延長(km)	工作物(箇所)	総合延長(km)	工作物(箇所)	越水 流下能力	堤体漏水	基礎地盤漏水	水衝洗掘	総合延長(km)	工作物(箇所)	越水 流下能力	堤体漏水	基礎地盤漏水	水衝洗掘	総合延長(km)	重要箇所とのダブり延長	陸閘(箇所)	工事施工(km)	新堤防(km)	破堤・旧川跡(km)
北上川	北上川	281.4	209.2	4.2	151.6	27	76.2	14	73.9	0.0	0.0	2.3	75.4	13	53.9	29.8	24.8	6.4	3.6	0.6	27	0.0	0.6	3.0
北上川	砂鉄川	13.2	9.3	0.0	12.1	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1	0	10.4	1.0	6.1	0.3	0.2	0.0	0	0.0	0.0	0.2
北上川	磐井川	12.6	11.5	0.0	7.8	3	0.6	3	0.6	0.0	0.0	0.0	7.2	0	7.1	5.1	3.4	0.0	0.5	0.0	2	0.0	0.0	0.5
北上川	人首川	3.2	2.7	0.0	2.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0	1.5	0.0	0.9	0.0	0.2	0.0	0	0.0	0.0	0.2
北上川	胆沢川	4.1	1.2	0.0	0.0	1	0.0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
北上川	和賀川	2.5	1.9	0.0	1.4	2	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	2	0.5	1.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
北上川	豊沢川	1.8	1.3	0.0	0.3	1	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
北上川	猿ヶ石川	51.8	11.5	0.0	11.9	9	3.6	4	3.6	0.0	0.0	0.0	8.3	5	7.1	4.1	5.0	0.2	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
北上川	雫石川	23.8	16.4	0.0	0.4	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1	0.0	0.0	0.0
北上川	中津川	8.8	8.4	0.0	5.9	7	2.2	1	2.2	0.0	0.0	0.0	3.7	6	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3	0.0	0.0	0.0
北上川計		403.1	273.6	4.2	193.4	50	82.6	23	80.3	0.0	0.0	2.3	110.8	27	84.7	41.1	40.2	7.4	4.5	0.6	33	0.0	0.6	3.9
計		403.1	273.6	4.2	193.4	50	82.6	23	80.3	0.0	0.0	2.3	110.8	27	84.7	41.1	40.2	7.4	4.5	0.6	33	0.0	0.6	3.9

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
北上川	0.2 1.1	日形 右岸	越水(溢水) 1	800 800				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市 (花泉)	一関出張所
	2.8	花藤橋 右岸	工作物 2				1		花藤橋 桁下高不足（流下能力不足）	諏訪前	一関市 (花泉)	
	6.5 9.4	日形 右岸	越水(溢水) 3	2,586 2,586				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	諏訪前	一関市 (花泉)	
	9.0	北上川橋 右岸	工作物 4				1		北上川橋 桁下高不足（構造令未対応）	諏訪前	一関市 (花泉)	
	9.4 9.6	日形 右岸	越水(溢水) 5		177 177			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	諏訪前	一関市 (花泉)	
	13.7 15.2	弥栄 右岸	越水(溢水) 6	1,469 1,469				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	諏訪前	一関市	
	15.2 15.4	弥栄 右岸	越水(溢水) 7		161 161			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤 R3 対策済 L=50m	諏訪前	一関市	
	15.4 16.2	弥栄 右岸	越水(溢水) 8	382 382				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	諏訪前	一関市	
	16.2 17.1	弥栄 右岸	越水(溢水) 9		885 885			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	諏訪前	一関市	
	15.2 17.0	弥栄 右岸	堤体漏水 10		1,231 0			月の輪工		諏訪前	一関市	
	14.8	弥栄 右岸	工作物 11			1			富沢揚水機場：浸透路長不足、【富沢土地改良区】	諏訪前	一関市 (藤沢)	
	1.3 2.7	黄海 左岸	越水(溢水) 12	1,126 1,126				積土のう工 避難誘導・巡視	H29施工　HWL堤	諏訪前	一関市 (藤沢)	
	5.9 6.9	黄海 左岸	越水(溢水) 13	635 635				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	諏訪前	一関市 (藤沢)	
	8.0 8.8	黄海 左岸	越水(溢水) 14	780 780				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	諏訪前	一関市 (藤沢)	
	8.8 9.3	黄海 左岸	越水(溢水) 15		567 567			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	諏訪前	一関市 (川崎)	
	12.5 12.6	薄衣 左岸	越水(溢水) 16	150 150				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市 (川崎)	
	13.3 14.0	薄衣 左岸	越水(溢水) 17	853 853				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	諏訪前	一関市 (川崎)	
小計				8,781 8,781	3,021 1,790	1 0	2 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
北上川	14.7 14.8	薄衣 左岸	越水(溢水) 18		123 123			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤 R7施工 L=123m	諏訪前	一関市(川崎)	一関出張所
	14.8 15.1	薄衣 左岸	越水(溢水) 19		318 318			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤 R6施工L=70 R7施工 L=248m	諏訪前	一関市(川崎)	
	15.9 16.3	薄衣 左岸	越水(溢水) 20		653 653			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	諏訪前	一関市(川崎)	
	16.3 16.4	薄衣 左岸	越水(溢水) 21	120 120				積土のう工 避難誘導・巡視	カミソリ堤	諏訪前	一関市(川崎)	
	16.4	薄衣 左岸	工作物 22			1			諏訪前排水樋管： 空洞化のおそれ	諏訪前	一関市	
	16.8 17.6	薄衣 左岸	越水(溢水) 23		716 716			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	諏訪前	一関市(川崎)	
	19.2	ＪＲ橋梁 右岸	工作物 24			1			大船渡線　北上川橋梁 桁下高不足（構造令未対応）	諏訪前	一関市	
	26.3 26.8	第1遊水地 右岸	越水(溢水) 25		426 426			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	狐禅寺	一関市	
	34.6 34.8	第2遊水地 左岸	水衝洗掘 26		180 180			対策なし	水衝部 H27.9出水による洗掘	狐禅寺	平泉町	
	33.2 34.0	衣川 右岸	越水(溢水) 27		635 635			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	狐禅寺	平泉町	
	34.2 35.8	衣川 右岸	越水(溢水) 28		1,732 1,732			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	大曲橋	平泉町	
	36.0 37.8	衣川 右岸	越水(溢水) 29		1,897 1,897			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	大曲橋	奥州市	
	37.8 38.2	衣川 右岸	越水(溢水) 30	414 414				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	大曲橋	奥州市	
小計				~~534~~ ~~534~~	~~6,680~~ ~~6,680~~	2 0	0 0					
合計				9,315 9,315	9,701 8,470	3 0	2 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
砂鉄川	0.0 0.6	川崎 左岸	越水(溢水) 砂1		598 0			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	妻神	一関市 (川崎)	一関出張所
	0.0 6.2	川崎 左岸	基礎地盤漏水 砂2		6,138 6,138			釜段工	HWL堤	妻神	一関市 (川崎)	
	0.0 5.2	針山 右岸	越水(溢水) 砂3		5,161 5,161			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	妻神	一関市 (川崎)	
	5.4 6.2	針山 右岸	越水(溢水) 砂4		804 804			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	妻神	一関市 (川崎)	
	1.7 3.7	宮畑 左岸	越水(溢水) 砂5		2,068 0			木流し工	河岸洗掘 H25.7洪水	妻神	一関市 (川崎,東山)	
	2.4 2.6	針山 右岸	水衝洗掘 砂6		50 0			木流し工	河岸洗掘 H25.7洪水	妻神	一関市 (川崎,東山)	
	3.4 3.8	岩ノ下 右岸	水衝洗掘 砂7		200 0			木流し工	河岸洗掘 H25.7洪水	妻神	一関市 (川崎,東山)	
	3.8 4.0	岩ノ下 右岸	越水(溢水) 砂8		20 0			木流し工	河岸洗掘 H25.7洪水	妻神	一関市 (川崎,東山)	
	4.2 6.0	根岸 左岸	越水(溢水) 砂9		1,779 0			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	妻神	一関市 (川崎,東山)	
	5.0 6.0	根岸 左岸	堤体漏水 砂10		971 0			月の輪工	HWL堤	妻神	一関市 (川崎,東山)	
合計				0 0	17,789 12,103	0 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
磐井川	0.2 1.6	磐井川左岸 左岸	越水(溢水) 磐1		321 321			対策なし	管理堤	釣山	一関市	一関出張所
	1.8 3.2	磐井川左岸 左岸	越水(溢水) 磐2		1,254 1,254			対策なし	管理堤	釣山	一関市	
	3.4 3.8	磐井川左岸 左岸	越水(溢水) 磐3		417 417			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	釣山	一関市	
	4.0 4.4	磐井川左岸 左岸	越水(溢水) 磐4	463 463				積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤 一部暫定（ＪＲ橋梁部）	釣山	一関市	
	4.0 6.4	磐井川左岸 左岸	堤体漏水 磐5		2,325 1,862			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	釣山	一関市	
	4.0 6.4	磐井川左岸 左岸	基礎地盤漏水 磐6		2,325 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤、ＨＷＬ堤	釣山	一関市	
	4.2 5.2	磐井川左岸 左岸	越水(溢水) 磐7		998 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤、ＨＷＬ堤	釣山	一関市	
	5.4 6.0	磐井川左岸 左岸	越水(溢水) 磐8		627 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	釣山	一関市	
	6.2 6.4	磐井川左岸 左岸	越水(溢水) 磐9		180 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	釣山	一関市	
	1.9 4.0	磐井川右岸 右岸	越水(溢水) 磐10		2,123 2,123			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	釣山	一関市	
	4.0	ＪＲ橋	工作物 磐11			1		積土のう工 避難誘導・巡視	東北本線磐井川橋梁・上り 桁下高不足（構造令未対応）	釣山	一関市	
	4.0	ＪＲ橋	工作物 磐12			1		積土のう工 避難誘導・巡視	東北本線磐井川橋梁・下り 桁下高不足（構造令未対応）	釣山	一関市	
	4.0 4.2	磐井川右岸 右岸	越水(溢水) 磐13		176 176			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤 ＨＷＬ堤（ＪＲ橋梁部）	釣山	一関市	
	4.2 4.7	磐井川右岸 右岸	越水(溢水) 磐14		401 401			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	釣山	一関市	
	2.0 4.2	磐井川右岸 右岸	堤体漏水 磐15		2,215 0			月の輪工	完成堤 ＨＷＬ堤（ＪＲ橋梁部）	釣山	一関市	
	4.7 4.8	磐井川右岸 右岸	越水(溢水) 磐16	149 149				積土のう工 避難誘導・巡視	ＨＷＬ堤	釣山	一関市	
	4.8	磐井橋 右岸	工作物 磐17			1			磐井橋 桁下高不足（構造令未対応）	釣山	一関市	
小計				612 612	13,362 6,554	3 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
磐井川	4.0 5.2	磐井川右岸 右岸	基礎地盤漏水 磐18		1,115 0			月の輪・釜段工	H24対策済 L=637m（堤防整備）	釣山	一関市	一関出張所
	4.8 5.5	磐井川右岸 右岸	越水(溢水) 磐19		649 649			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤、ＨＷＬ堤	釣山	一関市	
	4.6 5.2	磐井川右岸 右岸	堤体漏水 磐20		588 0			月の輪工	ＨＷＬ堤	釣山	一関市	
小計				0 0	2,352 649	0 0	0 0					
合計				612 612	15,714 7,203	3 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
北上川	38.2 38.8	鵜ノ木 右岸	越水(溢水) 1	431 431				 避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	大曲橋	奥州市(前沢)	水沢出張所
	39.7 40.2	鵜ノ木 右岸	越水(溢水) 2	565 565				 避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	大曲橋	奥州市(前沢)	
	40.4 43.2	前沢 右岸	越水(溢水) 3		2,622 2,622			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤 H26,H28対策済 L=856m（堤防強化）	大曲橋	奥州市(前沢)	
	42.4	赤生津橋	工作物 4			1			赤生津橋 桁下高不足（構造令未対応）	大曲橋	奥州市(前沢)	
	43.2 46.8	白山 右岸	越水(溢水) 5		3,634 3,634			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤 H26対策済 L=2,156m（堤防強化）	大曲橋	奥州市(前沢)	
	40.4 46.2	前沢・白山 右岸	堤体漏水 6		5,478 0			 月の輪工		大曲橋	奥州市(前沢)	
	43.2 46.2	白山 右岸	基礎地盤漏水 7		2,856 0			 釜段工		大曲橋	奥州市(前沢)	
	45.6	大曲橋	工作物 8				1		大曲橋 桁下高不足（構造令未対応）	大曲橋	奥州市(前沢)	
	46.8 50.0	吹張 右岸	基礎地盤漏水 9		2,288 2,288			 釜段工		桜木橋	奥州市(水沢)	
	47.0 47.2	吹張 右岸	越水(溢水) 10		233 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	奥州市(水沢)	
	50.0 51.0	姉体下流 右岸	堤体漏水 11		1,090 1,090			 月の輪工		桜木橋	奥州市(水沢)	
	52.0 53.4	姉体上流 右岸	越水(溢水) 12		1,382 1,382			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	奥州市(水沢)	
	52.4 53.2	姉体上流 右岸	堤体漏水 13		736 736			 月の輪工	 R3 対策済 L=656m（堤防強化）	桜木橋	奥州市(水沢)	
	53.2 55.4	姉体上流 右岸	堤体漏水 14		2,030 2,030			 月の輪工		桜木橋	奥州市(水沢)	
	53.6 54.2	姉体上流 右岸	越水(溢水) 15		196 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	奥州市(水沢)	
	55.0 55.4	姉体上流 右岸	基礎地盤漏水 16		631 0			 釜段工		桜木橋	奥州市(水沢)	
	55.4 55.6	姉体上流 右岸	越水(溢水) 17	188 188				積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	奥州市(水沢)	
	55.6 57.4	水沢 右岸	越水(溢水) 18	1,712 1,712				 避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	桜木橋	奥州市(水沢)	
小計				2,896 2,896	23,176 13,782	1 0	1 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
北上川	57.4 57.8	水沢 右岸	越水(溢水) 19		471 471			対策なし	無堤	桜木橋	奥州市(水沢)	水沢出張所
	57.8 58.4	水沢 右岸	越水(溢水) 20	448 448				対策なし	無堤	桜木橋	奥州市(水沢)	
	58.4 59.4	水沢 右岸	越水(溢水) 21	706 706				避難誘導	無堤　工業団地浸水のおそれ	桜木橋	奥州市(水沢)	
	59.4 59.6	水沢 右岸	越水(溢水) 22	119 119				積土のう工 避難誘導	ＨＷＬ堤	桜木橋	奥州市(水沢)	
	59.6 60.7	水沢 右岸	越水(溢水) 23	1,408 1,408				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	桜木橋	奥州市(水沢)	
	62.6 62.8	金ヶ崎 右岸	越水(溢水) 24	45 45				対策なし	無堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	63.8 64.4	金ヶ崎 右岸	基礎地盤漏水 25		679 79			釜段工		桜木橋	金ヶ崎町	
	64.0 64.5	金ヶ崎 右岸	水衝洗掘 26	600 600				木流し工	水衝部（堤防近接）	桜木橋	金ヶ崎町	
	64.4 64.5	金ヶ崎 右岸	越水(溢水) 27	51 51				対策なし	無堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	64.6 66.2	三ヶ尻 右岸	越水(溢水) 28	1,678 1,678				対策なし	無堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	66.2 68.2	三ヶ尻 右岸	越水(溢水) 29		1,120 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	66.2 68.8	三ヶ尻 右岸	堤体漏水 30		1,871 1,871			月の輪工	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	66.2 68.8	三ヶ尻 右岸	基礎地盤漏水 31		1,871 0			釜段工	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	68.6 68.8	三ヶ尻 右岸	越水(溢水) 32		223 223			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	金ヶ崎町	
	38.6 38.8	赤生津 左岸	水衝洗掘 33	200 200				木流し工	水衝部	大曲橋	奥州市(前沢)	
	38.9 39.8	赤生津 左岸	越水(溢水) 34	2,678 2,678				対策なし	無堤 R6施工（管理用通路）L=470m	大曲橋	奥州市(前沢)	
	41.2 43.3	赤生津 左岸	越水(溢水) 35	879 879				積土のう工 避難誘導・巡視	無堤、一部暫々堤 R6施工（管理用通路）L=631.5m	大曲橋	奥州市(前沢)	
	41.6 42.0	赤生津 左岸	水衝洗掘 36		250 0			木流し工	河岸洗掘	大曲橋	奥州市(前沢)	
小計				8,812 8,812	6,485 2,644	0 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
北上川	43.5 47.2	生母黒石・二渡 左岸	越水(溢水) 37		3,779 3,779			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	大曲橋	奥州市 (前沢、水沢)	水沢出張所
	43.4 45.4	生母黒石 左岸	基礎地盤漏水 38		2,181 68			釜段工		大曲橋	奥州市 (前沢)	
	47.2 47.4	二渡 左岸	水衝洗掘 39	270 270				木流し工	水衝洗掘	大曲橋	奥州市 (水沢)	
	47.6	二渡 左岸	工作物 40			1			二渡揚水機場：浸透路長不足【黒石土地改良区】	大曲橋	奥州市 (水沢)	
	45.4 48.2	二渡 左岸	堤体漏水 41		2,621 343			月の輪工		大曲橋	奥州市 (水沢)	
	46.4 48.4	二渡 左岸	基礎地盤漏水 42		1,799 0			釜段工		大曲橋	奥州市 (水沢)	
	48.2 48.4	生母黒石・二渡 左岸	水衝洗掘 43	342 342				木流し工	水衝部	大曲橋	奥州市 (前沢、水沢)	
	49.1 49.8	大久保 左岸	越水(溢水) 44	671 671				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	大曲橋	奥州市 (水沢)	
	50.0 52.3	大久保 左岸	越水(溢水) 45	2,070 2,070				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	大曲橋	奥州市 (水沢)	
	53.3 53.5	鶴城 左岸	越水(溢水) 46	107 107				対策なし	無堤	桜木橋	奥州市 (水沢)	
	53.6 53.7	鶴城 左岸	越水(溢水) 47	108 108				対策なし	無堤	桜木橋	奥州市 (水沢)	
	55.0 55.6	羽田 左岸	水衝洗掘 48		500 500			木流し工	水衝部	桜木橋	奥州市 (水沢)	
	55.2	小谷木橋	工作物 49				1		小谷木橋	桜木橋	奥州市 (水沢)	
	57.0 57.2	岩谷堂 左岸	基礎地盤漏水 50		259 259			釜段工	H26対策済　L=321m（堤防強化）	桜木橋	奥州市 (江刺)	
	62.2 63.8	愛宕 左岸	水衝洗掘 51		1,400 1,400			木流し工	水衝部	桜木橋	奥州市 (江刺)	
	66.0 67.2	愛宕 左岸	水衝洗掘 52		1,040 740			木流し工	水衝部	桜木橋	奥州市 (江刺)	
	66.4 66.8	愛宕 左岸	越水(溢水) 53		451 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	奥州市 (江刺)	
小計				3,568 3,568	14,030 7,089	~~1~~ ~~0~~	1 ~~0~~					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
北上川	67.0 68.4	愛宕 左岸	越水(溢水) 54		1,393 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	奥州市 (江刺)	水沢出張所
	67.2 67.6	稲瀬 左岸	水衝洗掘 55	300 300				木流し工	水衝部	桜木橋	奥州市 (江刺)	
	67.6 68.4	稲瀬 左岸	水衝洗掘 56		800 0			木流し工	水衝部	桜木橋	奥州市 (江刺)	
	67.2 72.2	稲瀬 左岸	基礎地盤漏水 57		4,393 4,393			釜段工		桜木橋	奥州市 (江刺)	
	67.2 69.2	稲瀬 左岸	堤体漏水 58		1,917 0			月の輪工		桜木橋	奥州市 (江刺)	
	68.6 69.8	稲瀬 左岸	越水(溢水) 59		825 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	奥州市 (江刺)	
	70.2 71.2	稲瀬 左岸	越水(溢水) 60		947 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	男山	北上市	
	71.8 72.3	稲瀬 左岸	越水(溢水) 61		523 159			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤、一部ＨＷＬ堤	男山	北上市	
	70.6 71.2	稲瀬 左岸	越水(溢水) 62		592 0			月の輪工	ＨＷＬ堤	男山	北上市	
	72.5 73.3	稲瀬 左岸	越水(溢水) 63	882 882				積土のう工 避難誘導・巡視	暫々堤	男山	北上市	
	69.9 71.4	鬼柳相去 右岸	越水(溢水) 64		1,668 1,668			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	男山	北上市	
	72.0 73.2	鬼柳相去 右岸	越水(溢水) 65		1,114 1,114			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	男山	北上市	
	73.4 74.0	鬼柳相去 右岸	越水(溢水) 66		431 431			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	男山	北上市	
	74.0 74.4	鬼柳相去 右岸	越水(溢水) 67		220 220			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	男山	北上市	
	74.6 75.4	黒沢尻 右岸	越水(溢水) 68		762 762			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	男山	北上市	
	75.6 76.2	黒沢尻 右岸	越水(溢水) 69		665 665			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	男山	北上市	
	76.2 76.8	小鳥崎 右岸	水衝洗掘 70		430 0			木流し工	河岸洗掘（家屋近接）	男山	北上市	
小計				1,182 1,182	16,680 9,412	~~0~~ ~~0~~	0 ~~0~~					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
北上川	76.2 78.6	小鳥崎 右岸	越水(溢水) 71	2,194 2,194				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	男山	北上市	水沢出張所
	78.6 78.8	二子 右岸	水衝洗掘 72		150 150			木流し工	河岸洗掘	男山	北上市	
	78.7 78.8	二子 右岸	越水(溢水) 73		177 0			避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	男山	北上市	
	78.8 81.8	二子 右岸	越水(溢水) 74	2,913 2,913				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ 一部ＨＷＬ堤	男山	北上市	
	80.6	北上中央橋	工作物 75				1		北上中央橋 桁下高不足（流下能力不足）	男山	北上市	
	81.8 83.5	二子 右岸	越水(溢水) 76	1,234 1,234				対策なし	無堤	男山	北上市	
	85.0 87.5	成田 右岸	越水(溢水) 77	2,012 2,012				対策なし	無堤、ＨＷＬ堤	朝日橋	北上市 花巻市	
	87.9 88.8	南城 右岸	越水(溢水) 78	954 954				避難誘導	無堤	朝日橋	花巻市	
	88.8 89.0	南城 右岸	越水(溢水) 79	185 185				積土のう工 避難誘導・巡視	暫定堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	90.0 90.4	花巻 右岸	越水(溢水) 80		210 210			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	朝日橋	花巻市	
	90.4	朝日橋 右岸	工作物 81			1			朝日橋、旧瀬川橋 桁下高不足（構造令未対応）	朝日橋	花巻市	
	91.2 91.4	宮野目 右岸	越水(溢水) 82	266 266				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	91.4 91.8	宮野目 右岸	水衝洗掘 83	400 400				木流し工	水衝部	朝日橋	花巻市	
	91.4 92.0	宮野目 右岸	越水(溢水) 84		780 380			避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	92.0 94.6	宮野目 右岸	越水(溢水) 85	2,311 2,311				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	94.4	花巻大橋	工作物 86				1		花巻大橋 桁下高不足（流下能力不足）	朝日橋	花巻市	
	94.6 94.8	宮野目 右岸	越水(溢水) 87		210 210			対策なし	無堤	朝日橋	花巻市	
	94.6 95.0	宮野目 右岸	水衝洗掘 88		300 0			木流し工	水衝部	朝日橋	花巻市	
小計				12,469 12,469	1,827 950	1 0	2 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
北上川	94.8 95.4	宮野目 右岸	越水(溢水) 89		619 619			避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	水沢出張所
	95.2 95.8	宮野目 右岸	水衝洗掘 90		346 0			木流し工	水衝部	朝日橋	花巻市	
	95.4 96.2	宮野目 右岸	越水(溢水) 91	791 791				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	96.2 96.4	宮野目 右岸	越水(溢水) 92		187 187			対策なし	無堤	朝日橋	花巻市	
	96.4 98.2	宮野目 右岸	越水(溢水) 93	942 942				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	98.2 98.8	宮野目 右岸	越水(溢水) 94	632 632				積土のう工 避難誘導	HWL堤	朝日橋	花巻市	
	98.8 99.6	宮野目 右岸	越水(溢水) 95	889 889				対策なし	HWL堤、一部無堤	朝日橋	花巻市	
	99.4 99.8	宮野目 右岸	水衝洗掘 96		400 0			木流し工	水衝部	朝日橋	花巻市	
	99.6 99.8	宮野目 右岸	越水(溢水) 97		252 252			避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	99.8 100.1	宮野目 右岸	越水(溢水) 98	326 326				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	100.4 100.6	宮野目 右岸	水衝洗掘 99		200 200			木流し工	水衝部	朝日橋	花巻市	
	74.5 75.5	立花 左岸	越水(溢水) 100	952 952				対策なし	無堤	男山	北上市	
	75.5 76.2	立花 左岸	越水(溢水) 101	564 564				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	男山	北上市	
	76.2 77.2	立花 左岸	越水(溢水) 102		1,046 1,046			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	男山	北上市	
	76.2	珊瑚橋 右岸	工作物 103				1		珊瑚橋 桁下高不足（構造令未対応）	男山	北上市	
	78.1 79.9	黒岩 左岸	越水(溢水) 104	1,927 1,927				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	男山	北上市	
	80.5 81.5	黒岩 左岸	越水(溢水) 105	987 987				対策なし	無堤	男山	北上市	
小計				8,010 8,010	3,050 2,304	~~0~~ ~~0~~	~~1~~ ~~0~~					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
北上川	82.0	更木	越水(溢水)		658				無堤、完成堤	男山	北上市	水沢出張所
	82.6	左岸	106		658			対策なし				
	82.2	更木	越水(溢水)		442			積土のう工	完成堤	男山	北上市	
	82.6	左岸	107		0			避難誘導・巡視				
	83.4	昭和橋	工作物				1		昭和橋	男山	北上市	
		左岸	108						桁下高不足（流下能力不足）	朝日橋		
	83.4	更木	越水(溢水)		484			積土のう工	完成堤	男山	北上市	
	84.2	左岸	109		484			避難誘導・巡視				
	83.2	更木・矢沢	堤体漏水		164					男山	北上市	
	83.4	左岸	110		164			月の輪工				
	84.4	更木・矢沢	越水(溢水)		1,336			積土のう工	完成堤	男山	北上市	
	85.8	左岸	111		205			避難誘導・巡視				
	86.2	更木・矢沢	越水(溢水)		398			積土のう工	完成堤	男山	北上市	
	86.6	左岸	112		0			避難誘導・巡視				
	84.6	更木・矢沢	基礎地盤漏水		1,999					男山	北上市	
	86.6	左岸	113		0			釜段工				
	86.6	矢沢	堤体漏水		3,581				完成堤	朝日橋	花巻市	
	90.4	左岸	114		3,350			月の輪工				
	90.2	矢沢	越水(溢水)	231				積土のう工	完成堤	朝日橋	花巻市	
	90.4	左岸	115	231				避難誘導・巡視				
	90.4	矢沢	越水(溢水)	196					無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	90.6	左岸	116	196				避難誘導				
	90.6	矢沢	越水(溢水)		478				無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市	
	91.1	左岸	117		478			避難誘導				
	92.9	矢沢	越水(溢水)		341			積土のう工	HWL堤	朝日橋	花巻市	
	93.1	左岸	118		341			避難誘導				
	93.9	矢沢	越水(溢水)	2,038					無堤	朝日橋	花巻市	
	96.1	左岸	119	2,038				対策なし				
小計				2,465	9,881	0	1					
				2,465	~~5,680~~	~~0~~	~~0~~					
合計				39,402	75,129	3	6					
				39,402	41,861	~~0~~	~~0~~					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
人首川	0.6 1.2	人首川右岸 右岸	越水(溢水) 人1		608 608			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	奥州市 (江刺)	水沢出張所
	0.0 1.0	人首川左岸 左岸	基礎地盤漏水 人2		906 906			釜段工		桜木橋	奥州市 (水沢)	
	0.6 1.4	人首川左岸 左岸	越水(溢水) 人3		889 476			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	桜木橋	奥州市 (水沢)	
合計				0 0	~~2,403~~ ~~1,990~~	0 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

様式－２－２

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
胆沢川	1.6	再巡橋 左岸	工作物 胆1			1			再巡橋 桁下高不足（構造令未対応）	桜木橋	金ヶ崎町	水沢出張所
合計				0 0	0 0	1 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
和賀川	0.0 0.2	和賀川右岸 右岸	越水(溢水) 和1		283 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	男山	北上市	水沢出張所
	0.2 0.3	和賀川右岸 右岸	越水(溢水) 和2		100 0			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	男山	北上市	
	0.0 0.8	和賀川右岸 右岸	堤体漏水 和3		953 953			月の輪工	HWL堤	男山	北上市	
	0.4	和賀川右岸 右岸	工作物 和4				1	工作物	ＪＲ東北本線和賀川橋梁 桁下高不足（構造令未対応）	男山	北上市	
	0.0 0.2	和賀川左岸 左岸	越水(溢水) 和5		124 124			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	男山	北上市	
	0.6 0.8	和賀川左岸 左岸	水衝洗掘 和6		350 350			木流し工		男山	北上市	
	0.6	古川橋 右岸	工作物 和7				1		古川橋 桁下高不足（構造令未対応）	男山	北上市	
合計				~~0~~ ~~0~~	~~1,810~~ ~~1,427~~	~~0~~ ~~0~~	~~2~~ ~~0~~					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

様式－２－２

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
豊沢川	0.6 0.8	豊沢川右岸 右岸	越水(溢水) 豊1		59 59			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	朝日橋	花巻市	水沢出張所
	0.6 0.8	豊沢川左岸 左岸	越水(溢水) 豊2		120 120			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	朝日橋	花巻市	
	0.4	桜橋 左岸	工作物 豊3				1		桜橋 桁下高不足（流下能力不足）	朝日橋	花巻市	
	0.4 0.6	豊沢川左岸 左岸	水衝洗掘 豊4		140 140			木流し工		朝日橋	花巻市	
合計				0 0	319 319	0 0	1 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
猿ケ石川	1.4 2.2	猿ヶ石川下流 左岸	越水(溢水) 猿1		639 0			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤、無堤	安野	花巻市	水沢出張所
	2.2 2.4	猿ヶ石川下流 左岸	越水(溢水) 猿2	249 249				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	安野	花巻市	
	1.2 2.2	猿ヶ石川下流 左岸	堤体漏水 猿3		639 639			月の輪工	HWL堤	安野	花巻市	
	1.4 1.6	猿ヶ石川下流 右岸	水衝洗掘 猿4		200 200			木流し工	水衝部	安野	花巻市	
	2.2	安野橋 右岸	工作物 猿5				1		安野橋 桁下高不足（流下能力不足）	安野	花巻市 (東和)	
	5.6	下山橋 右岸	工作物 猿6				1		下山橋 桁下高不足（流下能力不足）	安野	花巻市 (東和)	
	6.6	平良木橋 左岸	工作物 猿7				1		平良木橋 桁下高不足（流下能力不足）	安野	花巻市 (東和)	
	6.9 7.6	猿ヶ石川下流 左岸	越水(溢水) 猿8	510 510				対策なし	無堤	安野	花巻市 (東和)	
	8.5 9.1	猿ヶ石川下流 右岸	越水(溢水) 猿9	479 479				対策なし	無堤	安野	花巻市 (東和)	
	8.7 8.8	猿ヶ石川下流 左岸	越水(溢水) 猿10		45 45			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	安野	花巻市 (東和)	
	9.0 9.5	猿ヶ石川下流 左岸	越水(溢水) 猿11		534 534			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	安野	花巻市 (東和)	
	9.6	毘沙門橋 右岸	工作物 猿12				1		毘沙門橋 桁下高不足（流下能力不足）	安野	花巻市 (東和)	
	9.9 10.4	猿ヶ石川下流 左岸	越水(溢水) 猿13	575 575				対策なし	無堤	安野	花巻市 (東和)	
	10.4 10.7	猿ヶ石川下流 左岸	越水(溢水) 猿14		229 229			対策なし	無堤	安野	花巻市 (東和)	
	11.3 12.1	猿ヶ石川上流 右岸	越水(溢水) 猿15	735 735				対策なし	無堤	安野	花巻市 (東和)	
	12.1 13.0	猿ヶ石川上流 左岸	越水(溢水) 猿16		802 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	安野	花巻市 (東和)	
	12.0 15.2	猿ヶ石川上流 左岸	基礎地盤漏水 猿17		3,108 3,108			釜段工		安野	花巻市 (東和)	
小計				2,548 2,548	6,196 4,755	0 0	4 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
猿ケ石川	13.0 13.5	猿ヶ石川上流 左岸	越水(溢水) 猿18		506 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	安野	花巻市 (東和)	水沢出張所
	12.5 13.2	猿ヶ石川上流 右岸	越水(溢水) 猿19		889 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	安野	花巻市 (東和)	
	12.4 14.2	猿ヶ石川上流 右岸	堤体漏水 猿20		1,917 1,917			月の輪工		安野	花巻市 (東和)	
	12.4 14.2	猿ヶ石川上流 右岸	基礎地盤漏水 猿21		1,917 0			釜段工		安野	花巻市 (東和)	
	13.4 14.3	猿ヶ石川上流 右岸	越水(溢水) 猿22		892 88			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	安野	花巻市 (東和)	
	13.6	前郷橋 右岸	工作物 猿23			1			前郷橋 桁下高不足（構造令未対応）	安野	花巻市 (東和)	
	14.1 14.6	猿ヶ石川上流 左岸	越水(溢水) 猿24		654 0			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	安野	花巻市 (東和)	
	14.8 15.3	猿ヶ石川上流 左岸	越水(溢水) 猿25		460 104			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	安野	花巻市 (東和)	
	14.8	東和大橋 右岸	工作物 猿26				1		東和大橋 桁下高不足（構造令未対応）	安野	花巻市 (東和)	
	14.5 14.8	猿ヶ石川上流 右岸	越水(溢水) 猿27	275 275				対策なし	無堤	安野	花巻市 (東和)	
	14.8 15.0	猿ヶ石川上流 右岸	越水(溢水) 猿28	262 262				積土のう工 避難誘導・巡視	無堤　家屋浸水のおそれ	安野	花巻市 (東和)	
	14.8 16.2	猿ヶ石川上流 右岸	堤体漏水 猿29		1,542 0			月の輪工	家屋浸水のおそれ	安野	花巻市 (東和)	
	15.0 16.2	猿ヶ石川上流 右岸	越水(溢水) 猿30		1,280 1,280			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	安野	花巻市 (東和)	
	16.2	猿ヶ石川上流 右岸	工作物 猿31			1			鏑用水樋管：ゲート開閉 障害【鏑用水組合】	安野	花巻市 (東和)	
	16.7 17.2	猿ヶ石川上流 左岸	越水(溢水) 猿32	484 484				対策なし	無堤	安野	花巻市 (東和)	
	17.2 17.4	猿ヶ石川上流 左岸	越水(溢水) 猿33		201 201			対策なし	無堤	安野	花巻市 (東和)	
	20.8	立沢橋 右岸	工作物 猿34			1			立沢橋 桁下高不足（構造令未対応）	安野	花巻市 (東和)	
小計				1,021 1,021	10,258 3,590	3 0	1 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	備考	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
猿ヶ石川	22.4	野金山橋 右岸	工作物 猿35			1			野金山橋 桁下高不足（構造令未対応）	安野	花巻市（東和）	水沢出張所
小計				0 0	0 0	1 0	0 0					
合計				3,569 3,569	16,454 8,345	4 0	5 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
北上川	98.3 100.8	八重畑 左岸	越水(溢水) 1	2,277 2,277				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	朝日橋	花巻市 (石鳥谷)	盛岡出張所
	100.8 101.2	八重畑 左岸	越水(溢水) 2	395 395				積土のう工 避難誘導	HWL堤	朝日橋	花巻市 (石鳥谷)	
	101.2 102.8	八重畑 左岸	越水(溢水) 3	1,551 1,551				対策なし	無堤	朝日橋 紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	102.8 107.4	新堀 左岸	越水(溢水) 4	4,068 4,068				対策なし	無堤	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	100.6	東雲橋	工作物 5				1		東雲橋 桁下高不足（流下能力不足）	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	100.9 103.6	八幡 右岸	越水(溢水) 6	2,612 2,612				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	103.6 103.9	八幡 右岸	越水(溢水) 7		212 212			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤　家屋浸水のおそれ	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	104.4 104.6	八幡 右岸	越水(溢水) 8		56 56			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	104.6	井戸向橋	工作物 9			1			井戸向橋 桁下高不足（流下能力不足）	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	106.6 107.0	石鳥谷 右岸	越水(溢水) 10		470 470			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	107.9 108.0	石鳥谷 右岸	越水(溢水) 11	103 103				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	108.0 109.1	石鳥谷 右岸	越水(溢水) 12		1,175 1,175			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	107.4 107.6	石鳥谷 右岸	越水(溢水) 13		125 125			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	107.6 107.8	新堀・彦部 左岸	越水(溢水) 14	171 171				対策なし	無堤	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	107.8 108.0	新堀・彦部 左岸	越水(溢水) 15		213 213			対策なし	無堤	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	108.0 108.2	新堀・彦部 左岸	越水(溢水) 16	164 164				対策なし	無堤	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
	108.2 108.6	新堀・彦部 左岸	越水(溢水) 17		409 409			対策なし	無堤	紫波橋	花巻市 (石鳥谷)	
小計				11,341 11,341	2,660 2,660	1 0	1 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
北上川	108.6 110.0	新堀・彦部 左岸	越水(溢水) 18	1,412 1,412				対策なし	無堤	紫波橋	石鳥谷 紫波町	盛岡出張所
	110.0 110.4	彦部 左岸	越水(溢水) 19		410 410			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	紫波橋	紫波町	
	110.4 110.8	彦部 左岸	越水(溢水) 20	342 342				対策なし	無堤	紫波橋	紫波町	
	110.8 111.1	彦部 左岸	越水(溢水) 21		210 210			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	紫波橋	紫波町	
	111.5 111.6	彦部 左岸	越水(溢水) 22	147 147				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	紫波橋	紫波町	
	111.6 112.0	彦部 左岸	越水(溢水) 23	355 355				対策なし	無堤	紫波橋	紫波町	
	111.6 112.2	彦部 左岸	水衝洗掘 24		400 0			木流し工	彦部川上下流（幹線道路近接）	紫波橋	紫波町	
	112.0 112.8	彦部 左岸	越水(溢水) 25	846 846				積土のう工 避難誘導・巡視	無堤、HWL堤	紫波橋	紫波町	
	112.8 113.4	彦部 左岸	越水(溢水) 26		550 550			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	紫波橋	紫波町	
	114.2 114.4	彦部 左岸	越水(溢水) 27		200 200			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	紫波橋	紫波町	
	114.6 115.6	彦部 左岸	越水(溢水) 28	1,061 1,061				積土のう工 避難誘導・巡視	無堤、HWL堤	紫波橋	紫波町	
	115.6 116.6	彦部 左岸	越水(溢水) 29		991 991			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤、HWL堤	紫波橋	紫波町	
	116.6 117.1	彦部 左岸	越水(溢水) 30	517 517				避難誘導	HWL堤、家屋浸水のおそれ	紫波橋	紫波町	
	109.8 110.4	廿木 右岸	越水(溢水) 31		567 567			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	紫波橋	紫波町	
	110.4 110.6	廿木 右岸	越水(溢水) 32	180 180				対策なし	無堤	紫波橋	紫波町	
	110.6 110.8	廿木 右岸	越水(溢水) 33		180 180			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	紫波橋	紫波町	
	110.8 111.2	廿木 右岸	越水(溢水) 34	485 485				対策なし	無堤	紫波橋	紫波町	
小計				5,345 5,345	3,508 3,108	0 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
北上川	111.6 113.3	廿木 右岸	越水(溢水) 35	1,018 1,018				対策なし	無堤	紫波橋	紫波町	盛岡出張所
	113.3 114.0	廿木 右岸	越水(溢水) 36		1,022 1,022			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	紫波橋	紫波町	
	114.0 114.2	日詰 右岸	越水(溢水) 37	208 208				対策なし	無堤	紫波橋	紫波町	
	114.2 114.4	日詰 右岸	越水(溢水) 38		233 233			避難誘導	無提　家屋浸水のおそれ	紫波橋	紫波町	
	114.4 114.6	日詰 右岸	越水(溢水) 39	383 383				積土のう工 避難誘導	完成堤、一部ＨＷＬ堤 R3施工 L=280m(養生完)	紫波橋	紫波町	
	114.8 115.8	日詰 右岸	越水(溢水) 40	948 948				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ			
	115.8 116.8	日詰 右岸	越水(溢水) 41		1,021 1,021			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤 R5施工（築堤）L=208m	紫波橋	紫波町	
	116.0 116.6	日詰 右岸	堤体漏水 42		661 0			月の輪工		紫波橋	紫波町	
	117.0 117.1	日詰 右岸	越水(溢水) 43		128 128			避難誘導	完成堤	紫波橋	紫波町	
	118.2 119.8	古館 右岸	越水(溢水) 44		1,584 1,584			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	紫波橋	紫波町	
	119.8 120.2	古館 右岸	越水(溢水) 45	397 397				対策なし	無堤	紫波橋	矢巾町	
	120.2 120.4	古館 右岸	越水(溢水) 46		162 162			積土のう工 避難誘導・巡視	ＨＷＬ堤	紫波橋	矢巾町	
	117.9 118.2	長岡 左岸	越水(溢水) 47	368 368				対策なし	無堤	紫波橋	紫波町	
	118.2 119.2	長岡 左岸	越水(溢水) 48		1,036 223			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	紫波橋	矢巾町	
	118.4 121.4	長岡 左岸	堤体漏水 49		2,595 2,595			月の輪工		紫波橋	紫波町	
	120.0 121.4	長岡 左岸	基礎地盤漏水 50		1,237 0			釜段工		紫波橋	紫波町	
	121.6 121.8	長岡 左岸	越水(溢水) 51		230 230			避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	紫波橋	紫波町	
小計				3,322 3,322	9,909 7,198	0 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
北上川	122.0 122.2	長岡 左岸	越水(溢水) 52		171 171			避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	紫波橋	紫波町	盛岡出張所
	122.6 124.0	長岡・乙部 左岸	越水(溢水) 53	1,345 1,345				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	紫波橋	紫波町	
	120.6 120.8	土橋 右岸	堤体漏水 54		117 117			釜段・月の輪工		明治橋	矢巾町	
	121.8 122.4	徳田 右岸	堤体漏水 55		329 329			釜段・月の輪工		明治橋	矢巾町	
	122.6 122.8	徳田 右岸	堤体漏水 56		121 121			月の輪工		明治橋	矢巾町	
	122.8 125.6	徳田 右岸	基礎地盤漏水 57		2,738 2,738			釜段工		明治橋	矢巾町	
	124.0 126.0	乙部 左岸	堤体漏水 58		1,847 1,847			月の輪工	HWL堤	明治橋	盛岡市	
	124.0 126.0	乙部 左岸	基礎地盤漏水 59		1,847 0			釜段工		明治橋	盛岡市	
	126.0 126.2	乙部 左岸	越水(溢水) 60		254 254			避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市	
	126.2 126.6	乙部 左岸	越水(溢水) 61	431 431				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市	
	126.6 127.0	乙部 左岸	越水(溢水) 62		407 407			避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市	
	127.2 127.4	乙部 左岸	越水(溢水) 63	181 181				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市	
	128.0	見前 右岸	工作物 64			1			名郷根用水樋管 【個人】浸透路長不足	明治橋	盛岡市	
	128.4 128.4	徳田 右岸	水衝洗掘 65	30 30				木流し工	水衝部	明治橋	盛岡市	
	131.4 132.4	見前 右岸	堤体漏水 66		791 791			月の輪工	HWL堤 R2対策済 L=800m(堤防強化)	明治橋	盛岡市	
	128.8	手代森 左岸	工作物 67			1			手代森第一用水樋管 【都南土地改良区】　条件護岸無	明治橋	盛岡市	
	130.3 130.4	中野 左岸	越水(溢水) 68		186 186			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤 R2対策済 L=250m(中野堤防)	明治橋	盛岡市	
	130.4 132.6	中野 左岸	堤体漏水 69		2,057 2,057			月の輪工		明治橋	盛岡市	
小計				1,987 1,987	10,865 9,018	2 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
北上川	133.8 134.0	中野 右岸	水衝洗掘 70	80 80				木流し工	水衝部	明治橋	盛岡市	盛岡出張所
	132.4 132.6	津志田 右岸	越水(溢水) 71		186 186			避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市	
	132.6 133.0	津志田 右岸	越水(溢水) 72	424 424				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市	
	134.8 135.2	盛岡右岸 右岸	越水(溢水) 73		324 324			積土のう工 避難誘導・巡視	無堤　家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市	
	135.4 135.6	盛岡右岸 右岸	越水(溢水) 74		262 262			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤　家屋浸水のおそれ	明治橋	盛岡市	
	135.2	明治橋 右岸	工作物 75				1		明治橋 桁下高不足（構造令未対応）	明治橋	盛岡市	
	134.6 136.0	盛岡左岸 左岸	越水(溢水) 76		1,387 1,387			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	明治橋	盛岡市	
	136.0 136.2	盛岡左岸 左岸	越水(溢水) 77	110 110				積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	明治橋	盛岡市	
	136.2 136.4	盛岡左岸 左岸	越水(溢水) 78		133 133			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	明治橋	盛岡市	
	136.4 136.9	盛岡左岸 左岸	越水(溢水) 79	449 449				積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	明治橋	盛岡市	
	137.2	旭橋 左岸	工作物 80			1			旭橋 桁下高不足（流下能力不足）	明治橋	盛岡市	
	137.3 137.4	盛岡左岸上流 左岸	越水(溢水) 81	11 11				積土のう工 避難誘導・巡視	ＨＷＬ堤	館坂橋	盛岡市	
	137.4 137.9	盛岡左岸上流 左岸	越水(溢水) 82		478 478			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	館坂橋	盛岡市	
	137.6	夕顔瀬橋 左岸	工作物 83			1			夕顔瀬橋 桁下高不足（流下能力不足）	館坂橋	盛岡市	
	138.0	ＪＲ橋梁 左岸	工作物 84				1		山田線　北上川橋梁 桁下高不足（流下能力不足）	館坂橋	盛岡市	
	138.1 138.3	盛岡左岸上流 左岸	越水(溢水) 85	127 127				積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	館坂橋	盛岡市	
	139.6	北大橋 左岸	工作物 86				1		北大橋 桁下高不足（流下能力不足）	館坂橋	盛岡市	
	142.3 142.9	盛岡左岸上流 左岸	越水(溢水) 87	667 667				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
小計				1,868 1,868	2,770 2,770	2 0	3 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
北上川	143.3 143.7	盛岡左岸上流 左岸	越水(溢水) 88	507 507				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	盛岡出張所
	135.6	ＪＲ橋梁 右岸	工作物 89			1			東北本線 雫石川橋梁 桁下高不足（構造令未対応）	館坂橋	盛岡市	
	136.0 136.7	盛岡右岸上流 右岸	越水(溢水) 90	865 865				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
	136.6	不来方橋	工作物 91				1		不来方橋 桁下高不足（流下能力不足）	館坂橋	盛岡市	
	137.0	開運橋 右岸	工作物 92			1			開運橋 桁下高不足（流下能力不足）	館坂橋	盛岡市	
	136.9 137.4	盛岡右岸上流 右岸	越水(溢水) 93	475 475				積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	館坂橋	盛岡市	
	137.4 137.7	盛岡右岸上流 右岸	越水(溢水) 94		328 328			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	館坂橋	盛岡市	
	137.7 137.8	盛岡右岸上流 右岸	水衝洗掘 95	35 35				木流し工	水衝部 (背後地：主要幹線道路)	館坂橋	盛岡市	
	137.9 138.1	盛岡右岸上流 右岸	越水(溢水) 96	372 372				積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	館坂橋	盛岡市	
	138.3 138.7	盛岡右岸上流 右岸	越水(溢水) 97	503 503				積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	館坂橋	盛岡市	
	138.6	館坂橋 右岸	工作物 98			1			館坂橋 桁下高不足（流下能力不足）	館坂橋	盛岡市	
	139.9 140.5	盛岡右岸上流 右岸	越水(溢水) 99	474 474				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
	141.5 141.7	盛岡右岸上流 右岸	越水(溢水) 100	179 179				避難誘導	無堤　家屋浸水のおそれ	館坂橋	盛岡市	
	141.9 142.1	盛岡右岸上流 右岸	越水(溢水) 101	173 173				対策なし	無堤	館坂橋	盛岡市	
小計				3,583 3,583	328 328	3 0	1 0					
合計				27,446 27,446	30,040 25,082	8 0	5 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
雫石川	0.0 0.2	雫石川右岸 右岸	越水(溢水) 雫1		319 319			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	明治橋	盛岡市	盛岡出張所
	3.2 3.4	雫石川右岸 左岸	堤体漏水 雫2		110 110			月の輪工		明治橋	盛岡市	
合計				0 0	429 429	0 0	0 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定 距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
中津川	0.0	御厩橋	工作物 中1				1		御厩橋 桁下高不足（流下能力不足）	山岸	盛岡市	盛岡出張所
	0.2	川原橋	工作物 中2				1		川原橋 桁下高不足（流下能力不足）	山岸	盛岡市	
	0.8 1.0	中津川左岸 左岸	越水(溢水) 中3		204 204			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	山岸	盛岡市	
	1.0 1.6	中津川左岸 左岸	越水(溢水) 中4	613 613				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	山岸	盛岡市	
	1.2	与の字橋	工作物 中5				1		与の字橋 桁下高不足（流下能力不足）	山岸	盛岡市	
	1.6	上の橋 左岸	工作物 中6			1			上の橋 桁下高不足（構造令未対応）	山岸	盛岡市	
	1.6 2.0	中津川左岸 左岸	越水(溢水) 中7		387 387			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	山岸	盛岡市	
	2.2 2.4	中津川左岸 左岸	越水(溢水) 中8		205 205			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	山岸	盛岡市	
	2.4 2.6	中津川左岸 左岸	越水(溢水) 中9	195 195				積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	山岸	盛岡市	
小計				808 808	796 796	1 0	3 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防箇所別調書（国管理）

河川名	令和８年度評定							対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	堤防(m) A	堤防(m) B	工作物（箇所） A	工作物（箇所） B					
中津川	3.4 3.6	中津川左岸 左岸	越水(溢水) 中10		179 179			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	山岸	盛岡市	盛岡出張所
	3.6 3.8	中津川左岸 左岸	越水(溢水) 中11	197 197				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	山岸	盛岡市	
	3.8	浅岸橋 左岸	工作物 中12				1		浅岸橋 桁下高不足（構造令未対応）	山岸	盛岡市	
	3.8 4.2	中津川左岸 左岸	越水(溢水) 中13		411 411			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	山岸	盛岡市	
	0.0 0.4	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中14		454 454			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	山岸	盛岡市	
	0.4 0.8	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中15	365 365				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	山岸	盛岡市	
	0.8 1.6	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中16		782 782			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	山岸	盛岡市	
	0.4	下の橋 右岸	工作物 中17				1		下の橋 桁下高不足（構造令未対応）	山岸	盛岡市	
	1.6 1.8	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中18	230 230				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	山岸	盛岡市	
	1.8	富士見橋 右岸	工作物 中19				1		富士見橋 桁下高不足（流下能力不足）	山岸	盛岡市	
	1.8 2.0	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中20		219 219			積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤	山岸	盛岡市	
	2.4 3.0	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中21		612 612			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	山岸	盛岡市	
	3.4 3.6	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中22		243 243			積土のう工 避難誘導・巡視	完成堤	山岸	盛岡市	
	3.6 4.2	中津川右岸 右岸	越水(溢水) 中23	599 599				積土のう工 避難誘導・巡視	HWL堤、暫々堤	山岸	盛岡市	
小計				1,391 1,391	2,900 2,900	0 0	3 0					
合計				2,199 2,199	3,696 3,696	1 0	3 0					

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	新堤防 旧川跡(m)	破堤跡（箇所）	陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと R3評定のダブり延長
北上川	6.6	日形 右岸	1 破堤跡			1			S22.9破堤	諏訪前	一関市（花泉）	一関出張所	
	7.2	日形 右岸	2 破堤跡			1			S22.9破堤	諏訪前	一関市（花泉）		
	8.1	日形 右岸	3 破堤跡			1			S22.9破堤	諏訪前	一関市（花泉）		
	8.5	日形 右岸	4 破堤跡			1			S22.9破堤	諏訪前	一関市（花泉）		
	8.7	日形 右岸	5 破堤跡			1			S22.9破堤	諏訪前	一関市（花泉）		
	14.7 15.1	薄衣 左岸	6 新堤防		441				堤防嵩上（HWL堤） R6施工L=70m R7施工 L=371m	諏訪前	一関市（川崎）		0 0
	(27)	第１遊水地 右岸	7 陸閘				1		中里陸閘	狐禅寺	一関市		
	(128)	第一遊水地 右岸	8 陸閘				1		平泉陸閘	狐禅寺	平泉町		
合計				0 0	441 0	5 0	2 0						0 0

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	新堤防旧川跡(m	破堤跡（箇所）	陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと R3評定のダブり延長
砂鉄川	1.6	門崎	砂1		100			月の輪・釜段工	旧川跡		一関市	一関出張所	0
	1.7	右岸	旧河川跡		100				H17築堤		（川崎）		0
	2.0	岩畑	砂2		100			月の輪・釜段工	旧川跡		一関市		0
	2.1	右岸	旧河川跡		100				H17築堤		（川崎）		0
合計				0	200	0	0						0
				0	200	0	0						0

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	新堤防旧川跡(m	破堤跡（箇所）	陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと R3評定のダブり延長
磐井川	4.7	磐井川左岸	磐1			1			S22.9破堤	釣山	一関市	一関出張所	
		左岸	破堤跡										
	2.0	磐井川右岸	磐2		540				漏Ｉ有　実施済	釣山	一関市		0
	2.4	右岸	旧河川跡		540				S56　L=540m				0
	4.8	磐井川右岸	9				1		磐井橋右岸陸閘	釣山	一関市		
		右岸	陸閘						R6 施工	狐禅寺			
	4.8	磐井川左岸	10				1		磐井橋左岸陸閘	釣山	一関市		
		左岸	陸閘						R6 施工	狐禅寺			
合計				0	540	1	2						0
				0	540	0	0						0

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

様式－３

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	新堤防旧川跡(m)	破堤跡（箇所）	陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと R3評定のダブり延長
北上川	40.8	前沢	1		110				漏Ⅰ無　実施済	大曲橋	奥州市	水沢出張所	0
	40.9	右岸	旧河川跡		110				S62 L=110.9m		(前沢)		0
	43.0	白山	2			1			S22.9破堤	大曲橋	奥州市		
		右岸	破堤跡								(前沢)		
	43.4	生母黒石	3		400				漏Ⅰ無　実施済	大曲橋	奥州市		0
	43.7	左岸	旧河川跡		400				H2 L=400.5m		(前沢)		0
	47.4	二渡	4		900				漏Ⅱ有　実施済	大曲橋	奥州市		342
	48.4	左岸	旧河川跡		900				S62～63		(水沢)		0
	47.5	吹張	5			1			S22.9破堤	大曲橋	奥州市		
		右岸	破堤跡								(水沢)		
	54.3	羽田	6			1			S22.9破堤	桜木橋	奥州市		
		左岸	破堤跡								(水沢)		
	68.3	稲瀬	7		150				漏Ⅰ無　実施済	男山	奥州市		0
	68.5	左岸	旧河川跡		150				S62 L=227.0m		(江刺)		0
	69.6	稲瀬	8		300				漏Ⅰ有　実施済	男山	奥州市		0
	70.0	左岸	旧河川跡		300				S62 L=310.5m		北上市		0
	70.8	稲瀬	9		230				漏Ⅰ有　実施済	男山	北上市		0
	71.1	左岸	旧河川跡		230				S62 L=330.5m				0
	71.8	稲瀬	10		100				漏Ⅰ有　実施済	男山	北上市		0
	71.9	左岸	旧河川跡		100				S62 L=100.5m				0
	75.8	黒沢尻	11				1		黒沢尻右岸下流陸閘	男山	北上市		
		右岸	陸閘										
	76.0	黒沢尻	12				1		黒沢尻右岸上流陸閘	男山	北上市		
		右岸	陸閘										
合計				0	2,190	3	2						342
				0	2,190	0	0						0

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

様式－３

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	令和８年度評定 新堤防旧川跡(m)	令和８年度評定 破堤跡（箇所）	令和８年度評定 陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと R3評定のダブり延長
人首川	0.8 1.0	人首川左岸 左岸	人1 旧河川跡		180 180				漏Ⅰ無　実施済 S63 L=180m	桜木橋	奥州市（水沢）	水沢出張所	
	0.7	人首川左岸 左岸	人2 破堤跡			1			S22.9破堤	桜木橋	奥州市（水沢）		
合計				0 0	180 180	1 0	0 0						

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

様式－３

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	令和８年度評定 新堤防旧川跡(m)	令和８年度評定 破堤跡（箇所）	令和８年度評定 陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと R3評定のダブり延長
胆沢川												水沢出張所	
和賀川													
豊沢川													
猿ヶ石川													
合計				0 0	0 0	0 0	0 0						

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

様式－３

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	令和８年度評定 新堤防川跡（m）	令和８年度評定 破堤跡（箇所）	令和８年度評定 陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと R3評定のダブり延長
北上川	105.8	石鳥谷	1		20				H18対策済み	紫波橋	花巻市	盛岡出張所	0
		右岸	旧河川跡		20								0
	106.1	石鳥谷	2		100				H19対策済み	紫波橋	花巻市		0
	106.2	右岸	旧河川跡		100								0
	106.9	石鳥谷	3				1		大沢口陸閘	紫波橋	花巻市		
		右岸	陸閘										
	107.1	石鳥谷	4				1		好地陸閘	紫波橋	花巻市		
		右岸	陸閘										
	107.4	石鳥谷	5				1		薬師堂川陸閘	紫波橋	花巻市		
		右岸	陸閘										
	107.8	石鳥谷	6				1		石鳥谷陸閘	紫波橋	花巻市		
		右岸	陸閘										
	108.0	石鳥谷	7				1		石鳥谷第二陸閘	紫波橋	花巻市		
		右岸	陸閘										
	115.8	日詰	8		208				R5施工 L=208m	明治橋	紫波町		0
	116.0	右岸	新堤防		208				完成堤				0
	123.2	徳田	9		500				漏Ｉ有　実施済	明治橋	矢巾町		0
	123.9	右岸	旧河川跡		500				L=497.0m				0
	123.9	徳田	10		160				漏Ｉ有　実施済	明治橋	矢巾町		0
	124.1	右岸	旧河川跡		160				L=160.0m				0
	129.7	手代森	11			1			S23.9破堤	明治橋	盛岡市		0
		左岸	破堤跡		0								0
	134.9	手代森	12				1		盛岡右岸第一陸閘	明治橋	盛岡市		
		左岸	陸閘										
	135.0	盛岡右岸	13				1		盛岡右岸第二陸閘	明治橋	盛岡市		
		右岸	陸閘										
	135.1	盛岡右岸	14				1		盛岡右岸第三陸閘	明治橋	盛岡市		
		右岸	陸閘										
	135.2	盛岡右岸	15				1		盛岡右岸第四陸閘	明治橋	盛岡市		
		右岸	陸閘										
	137.2	盛岡右岸	16				1		開運橋右岸第三陸閘	館坂橋	盛岡市		
		右岸	陸閘										
	137.3	盛岡右岸	17				1		開運橋右岸第四陸閘	館坂橋	盛岡市		
		右岸	陸閘										
	138.4	盛岡右岸	18				1		館坂橋右岸陸閘	館坂橋	盛岡市		
		右岸	陸閘										

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

様式－３

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	新堤防川跡（m	破堤跡（箇所）	陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと H30評定のダブり延長
北上川	135.4	盛岡左岸 左岸	19 陸閘				1		明治橋左岸第一陸閘	明治橋	盛岡市	盛岡出張所	
	135.6	盛岡左岸 左岸	20 陸閘				1		明治橋左岸第二陸閘	明治橋	盛岡市		
	135.8	盛岡左岸 左岸	21 陸閘				1		明治橋左岸第三陸閘	明治橋	盛岡市		
	136.3	盛岡左岸 左岸	22 陸閘				1		大沢川原第一陸閘	館坂橋	盛岡市		
	136.4	盛岡左岸 左岸	23 陸閘				1		大沢川原第二陸閘	館坂橋	盛岡市		
	136.4	盛岡左岸 左岸	24 陸閘				1		大沢川原第三陸閘	館坂橋	盛岡市		
	136.4	盛岡左岸 左岸	25 陸閘				1		大沢川原第四陸閘	館坂橋	盛岡市		
	136.6	盛岡左岸 左岸	26 陸閘				1		大沢川原第五陸閘	館坂橋	盛岡市		
	136.6	盛岡左岸 左岸	27 陸閘				1		開運橋左岸第一陸閘	館坂橋	盛岡市		
	136.7	盛岡左岸 左岸	28 陸閘				1		開運橋左岸第二陸閘	館坂橋	盛岡市		
	136.8	盛岡左岸 左岸	29 陸閘				1		開運橋左岸第三陸閘	館坂橋	盛岡市		
合計				~~0~~	988	~~1~~	23						0
				~~0~~	988	~~0~~	~~0~~						0

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

様式－３

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	新堤防川跡（m	破堤跡（箇所）	陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと R3評定のダブり延長
雫石川	0.0	雫石川左岸 左岸	雫1 陸閘				1		雫石陸閘	明治橋	盛岡市	盛岡出張所	
合計				0 0	0 0	0 0	1 0						0 0

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

重要水防要注意区間調書（国管理）

様式－３

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和８年度評定 工事施工（箇所）	新堤防川跡（m	破堤跡（箇所）	陸閘（箇所）	対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所	重要度Aと R3評定のダブり延長
中津川	0.1	中津川左岸 左岸	中1 陸閘				1		中津川左岸第一陸閘	山岸	盛岡市	盛岡出張所	
	0.3	中津川左岸 左岸	中2 陸閘				1		中津川左岸第二陸閘	山岸	盛岡市		
	0.5	中津川左岸 左岸	中3 陸閘				1		中津川左岸第三陸閘	山岸	盛岡市		
合計				0 0	0 0	0 0	3 0						0 0

注）　堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長（重要度Aが優先）

「特定の区間」調書　（北上川上流）

様式－４

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所等
北上川	131.2k 135.4k	盛岡市三本柳～ 盛岡市仙北1丁目 右岸	4.2km	特1	明治橋	盛岡市	盛岡出張所
合計							

※ 特定区間：風水害発生時における内閣としての初動措置始動の基準となっている「破堤により甚大な被害が予想される河川」で内閣危機管理監が定めた区間。

図表3-3　重要水防箇所評定基準

■堤防高

A　水防上、最も重要な区間

計画高水流量に達する洪水が起きた時、川の水が現在の堤防を越えるところ。

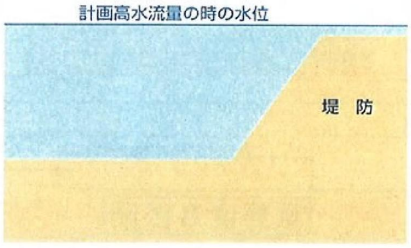

B　水防上、重要な区間

計画高水流量に達する洪水が起きた時、川の水が現在の堤防を越えないが、その時の水位と堤防の高さの差が堤防の計画余裕高に足りないところ。

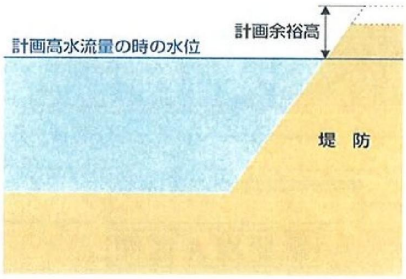

■堤防断面

A　水防上、最も重要な区間

現在の堤防断面積（または天端幅）が、計画の堤防断面積（または計画の天端幅）の２分の１未満の箇所。

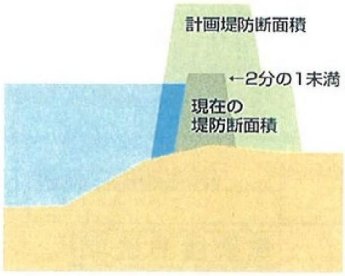

B　水防上、重要な区間

現在の堤防断面積（または天端幅）が、計画の堤防断面積（または計画の天端幅）より小さいものの、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。

■法崩れ・法すべり

A　水防上、最も重要な区間

法崩れまたは法すべりが起こり、堤防が欠けているのに、修復していない箇所。

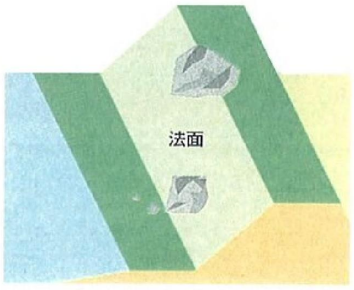

B　水防上、重要な区間

○法崩れまたは法すべりが起こったことがあり、一時的に修復している箇所。
○法崩れまたは法すべりしたことはないが、今後法崩れまたはすべりの発生するおそれのある箇所。

■漏水

A　水防上、最も重要な区間

洪水時に川の水が、堤防にしみ込んで、川裏から吹き出したことがあり、まだ対策していない箇所。

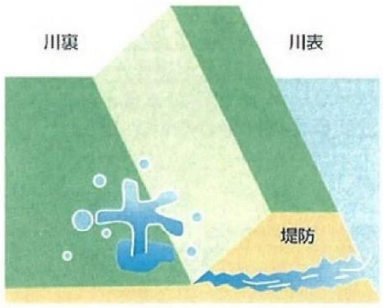

B　水防上、重要な区間

○以前、漏水したことがあり、一時的に対策した箇所。
○今まで漏水したことはないが、今後、漏水が発生するおそれがある箇所。

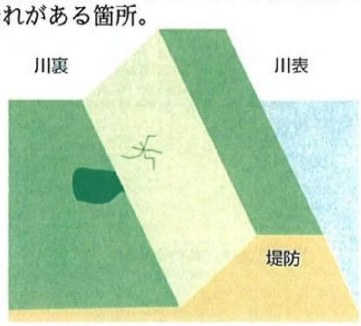

■水衝・洗掘

A　水防上、最も重要な区間

水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって、深く削られている箇所。

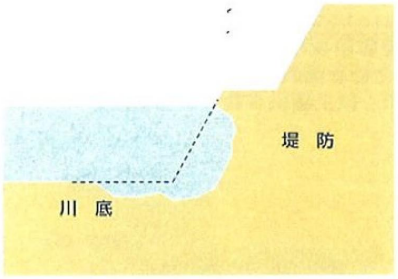

B　水防上、重要な区間

水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって削られている箇所。

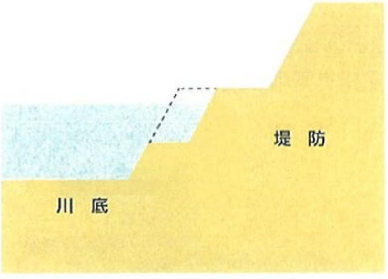

■工作物

A　水防上、最も重要な区間

橋など川を横切る工作物の下部分が、計画高水流量の時の水位以下となる箇所。

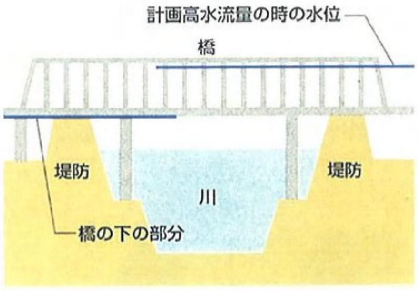

B　水防上、重要な区間

橋やその他の河川横断工作物の下部分と、計画高水流量の時の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

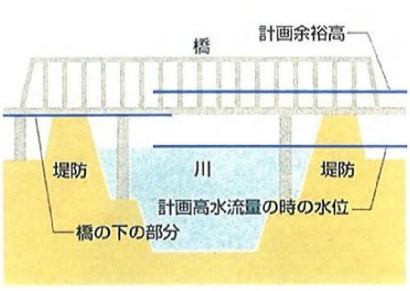

図表3-4　　重要水防箇所調書（県管理）

	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間	
	堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）
盛岡広域振興局管内	31,350	(0)	0	12,800	(0)	11	0	0
岩手土木センター管内	7,750	(0)	0	35,510	(3,400)	0	0	0
花巻土木センター管内	15,180	(0)	0	11,940	(0)	0	1,270	0
北上土木センター管内	2,620	(0)	0	700	(0)	0	0	0
県南広域振興局管内	3,400	(0)	0	46,160	(2,100)	0	0	0
一関土木センター管内	20,200	(0)	0	35,880	(7,070)	0	700	0
千厩土木センター管内	20,092	(2,800)	6	3,640	(0)	0	4,600	0
大船渡土木センター管内	13,410	(50)	0	8,780	(3,380)	0	0	0
遠野土木センター管内	9,494	(0)	0	37,970	(0)	0	0	0
沿岸広域振興局管内	8,378	(68)	2	21,705	(1,322)	0	0	0
宮古土木センター管内	9,635	(0)	0	38,295	(0)	0	0	0
岩泉土木センター管内	9,835	(0)	1	4,799	(0)	4	3,861	0
県北広域振興局管内	20,250	(3,000)	1	30,820	(0)	0	100	0
二戸土木センター管内	13,680	(120)	0	600	(0)	0	1,550	0
合計	185,274	(6,038)	10	289,599	(17,272)	15	12,081	0

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜盛岡広域振興局土木部管内＞															
中津川	県	水道橋～堰根	左岸	堤防高　無堤	盛1	800								積土のう工	盛岡市
中津川	県	水道橋～二ツ森	右岸	堤防高　無堤	盛2	1,200								積土のう工	盛岡市
中津川	県	水道橋		工作物　橋梁	盛3						1				盛岡市
中津川　　計						2,000	(0)	0	0	(0)	1	0	0		
米内川	県	中津川合流地点～舘見橋	左岸	堤防高　無堤	盛1	2,200								積土のう工	盛岡市
米内川	県	中津川合流地点～舘見橋	右岸	堤防高　無堤	盛2	2,800									盛岡市
米内川	県	中津川合流地点～舘見橋		工作物　橋梁	盛3						9				盛岡市
米内川　　計						5,000	(0)	0	0	(0)	9	0	0		
雫石川	県	葛根田橋下流	左岸	堤防高	盛1				400						雫石町
雫石川	県	滝沢	右岸	堤防高	盛2				1,300						雫石町
雫石川	県	昇瀬橋	右岸	工作物　橋梁	盛3						1				雫石町
雫石川　　計						0	(0)	0	1,700	(0)	1	0	0		
葛根田川	県	葛根田橋下流	左岸	堤防高	盛1				300					積土のう工	雫石町
葛根田川	県	葛根田橋～新葛根田橋	左岸	堤防高　無堤	盛2	700									雫石町
葛根田川	県	新葛根田橋下流～石仏橋下流500m	左岸	堤防高	盛3				1,800					積土のう工	雫石町
葛根田川	県	葛根田橋下流150m～平出川合流地点	右岸	堤防高	盛4				2,650					積土のう工	雫石町
葛根田川	県	石仏橋下流500m～同上流500m	左岸	堤防高　無堤	盛5	1,000									雫石町
葛根田川　　計						1,700	(0)	0	4,750	(0)	0	0	0		
諸葛川	県	耳取橋～牧野林	左岸	堤防高	盛1				3,000					積土のう工	滝沢市
諸葛川	県	耳取橋～根堀	右岸	堤防高	盛2				3,000					積土のう工	滝沢市
諸葛川　　計						0	(0)	0	6,000	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜盛岡広域振興局土木部管内＞															
木賊川	県	北大橋～みたけ6丁目	左岸	堤防高　無堤	盛1	3,900									盛岡市
木賊川	県	北大橋～月が丘3丁目	右岸	堤防高　無堤	盛2	2,500									盛岡市
木賊川	県	穴口	左岸	堤防高　無堤	盛3	150									滝沢市
木賊川	県	牧野林～巣子川合流点	右岸	堤防高　無堤	盛4	2,000									滝沢市
木賊川　　計						8,550	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
簗川	県	北上川合流部～上流400m	右岸	堤防高　無堤	盛1	400									盛岡市
簗川　　計						400	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
滝名川	県	越田	右岸	堤防高　無堤	盛1	100									紫波町
滝名川	県	越田～内川	右岸	堤防高　無堤	盛2	4,380									紫波町
滝名川	県	京田～稲藤	左岸	堤防高　無堤	盛3	4,670									紫波町
滝名川	県	上平沢	右岸	堤防高　無堤	盛4	350									紫波町
滝名川	県	上平沢	左岸	堤防断面	盛5				350						紫波町
滝名川　　計						9,500	(0)	0	350	(0)	0	0	0		
芋沢川	県	下矢次～藤沢	左岸	堤防高	盛1	2,100								積土のう工	矢巾町
芋沢川	県	下矢次～北矢幅	右岸	堤防高	盛2	2,100								積土のう工	矢巾町
芋沢川　　計						4,200	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
盛岡広域振興局土木部管内　　計						31,350	0	0	12,800	0	11	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜岩手土木センター管内＞															
松川	県	留石～山橋下流	右岸	法崩れ・すべり	盛1				500					大型土のう工	八幡平市
松川	県	金堂～山橋下流	左岸	法崩れ・すべり	盛2				1,350					大型土のう工	八幡平市
松川　計						0	(0)	0	1,850	(0)	0	0	0		
赤川	県	渋川～山崎	左岸	法崩れ･すべり	盛1				3,550					大型土のう工	八幡平市
赤川	県	渋川～山崎	右岸	法崩れ･すべり	盛2				3,550					大型土のう工	八幡平市
赤川	県	山崎	右岸	堤防高　無堤	盛3	350								積土のう工	八幡平市
赤川　計						350	(0)	0	7,100	(0)	0	0	0		
馬淵川	県	田子～下町	右岸	堤防高　無堤	盛1	1,100								積土のう工	葛巻町
馬淵川	県	岩脇～泉田	右岸	堤防高	盛3				4,880					積土のう工	葛巻町
馬淵川	県	橋場～西里	左岸	堤防高	盛4				8,780					積土のう工	葛巻町
馬淵川	県	日渡～荒沢口	右岸	堤防高	盛5				3,000					積土のう工	葛巻町
馬淵川　計						1,100	(0)	0	16,660	(0)	0	0	0		
安比川	県	岩木	左岸	堤防高　無堤	盛1	800								積土のう工	八幡平市
安比川	県	岩屋	左岸	堤防高　無堤	盛2	800								積土のう工	八幡平市
安比川	県	五日市	右岸	堤防高	盛3				300					積土のう工	八幡平市
安比川	県	五日市橋上流	左岸	堤防高　無堤	盛4	100								積土のう工	八幡平市
安比川	県	愛宕橋上流300m～保戸沢橋	右岸	洗掘	盛5				550					大型土のう工	八幡平市
安比川	県	軽井沢橋上流300m～保戸沢橋下流100m	左岸	洗掘	盛6				1,550					大型土のう工	八幡平市
安比川	県	寺志田	左岸	堤防高　無堤	盛7	1,200								積土のう工	八幡平市
安比川	県	新田橋下流	左岸	洗掘	盛8				700					大型土のう工	八幡平市
安比川	県	清上橋から新田橋下流	右岸	洗掘	盛9				3,400					大型土のう工	八幡平市
安比川　計						2,900	(0)	0	6,500	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜岩手土木センター管内＞															
山形川	県	小屋瀬	左岸	堤防高　無堤	盛1	1,100								積土のう工	葛巻町
山形川	県	小屋瀬	右岸	堤防高　無堤	盛2	1,100								積土のう工	葛巻町
山形川　　計						2,200	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
米代川	県	沢口橋上流100m～田山橋	左岸	堤防高	盛1				1,100					積土のう工	八幡平市
米代川	県	沢口橋上流100m～田山橋	左岸	洗掘	盛2					(1,100)				大型土のう工	八幡平市
米代川	県	田山橋上流	右岸	堤防高　無堤	盛3	400								積土のう工	八幡平市
米代川	県	田山橋下流	右岸	堤防高	盛4				900					積土のう工	八幡平市
米代川	県	田山橋下流	右岸	洗掘	盛5					(900)				大型土のう工	八幡平市
米代川	県	折壁	右岸	堤防高　無堤	盛6	300								積土のう工	八幡平市
米代川	県	兄畑	右岸	堤防高　無堤	盛7	500								積土のう工	八幡平市
米代川　　計						1,200	(0)	0	2,000	(2,000)	0	0	0		
大又沢川	県	兄畑	左岸	洗掘	盛1					(700)				大型土のう工	八幡平市
大又沢川	県	兄畑	左岸	堤防高	盛2				700					積土のう工	八幡平市
大又沢川	県	兄畑	右岸	洗掘	盛3					(700)				大型土のう工	八幡平市
大又沢川	県	兄畑	右岸	堤防高	盛4				700					積土のう工	八幡平市
大又沢川　　計						0	(0)	0	1,400	(1,400)	0	0	0		
岩手土木センター管内　　計						7,750	0	0	35,510	3,400	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜花巻土木センター管内＞															
添市川	県	道田	左岸	堤防高	花1				850					積土のう工	花巻市
添市川	県	道田	右岸	堤防高	花2				850					積土のう工	花巻市
添市川　計						0	(0)	0	1,700	(0)	0	0	0		
葛丸川	県	葛丸一の橋	右岸	新堤防	花1							900			花巻市
葛丸川	県	高井沢	左岸	堤防高　無堤	花2	1,000									花巻市
葛丸川	県	高井沢	右岸	堤防高　無堤	花3	1,000									花巻市
葛丸川	県	木の宮橋上流	左岸	新堤防	花4							140			花巻市
葛丸川	県	木の宮橋上流	右岸	新堤防	花5							230			花巻市
葛丸川	県	木の宮橋上流	左岸	法崩れ・すべり	花6				250						花巻市
葛丸川	県	木の宮橋上流	右岸	法崩れ・すべり	花7				250						花巻市
葛丸川　計						2,000	(0)	0	500	(0)	0	1,270	0		
稗貫川	県	十日市橋	左岸	堤防断面	花1				1,870						花巻市
稗貫川	県	十日市橋	右岸	堤防断面	花2				1,600						花巻市
稗貫川	県	稗貫川橋	左岸	堤防高　無堤	花3	1,180									花巻市
稗貫川	県	滝田橋下流	右岸	堤防断面	花4				400						花巻市
稗貫川	県	滝田橋上流	左岸	堤防断面	花5				700						花巻市
稗貫川	県	高瀬橋上流	左岸	堤防断面	花6				600					シート張り工	花巻市
稗貫川	県	亀ヶ森大橋上下流	左岸	堤防断面	花7				1,100					シート張り工	花巻市
稗貫川	県	亀ヶ森大橋上下流	右岸	堤防断面	花8				1,000					シート張り工	花巻市
稗貫川	県	大迫	左岸	堤防断面	花9				500					シート張り工	花巻市
稗貫川	県	大迫	右岸	堤防断面	花10				400					シート張り工	花巻市
稗貫川	県	滝田橋下流	左岸	堤防断面	花11				820					シート張り工	花巻市
稗貫川	県	内川目鈩野	左岸	堤防断面	花12				400					避難誘導	花巻市
稗貫川　計						1,180	(0)	0	9,390	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜花巻土木センター管内＞															
耳取川	県	耳取橋	左岸	堤防高	花1	3,000								積土のう工	花巻市
耳取川	県	耳取橋	右岸	堤防高	花2	3,000								積土のう工	花巻市
耳取川　計						6,000	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
幸田川	県	松原	左岸	堤防高　無堤	花1	3,000									花巻市
幸田川	県	松原	右岸	堤防高　無堤	花2	3,000									花巻市
幸田川　計						6,000	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
枇杷沢川	県	本舘橋	左岸	堤防高	花1				350					積土のう工	花巻市
枇杷沢川　計						0	(0)	0	350	(0)	0	0	0		
花巻土木センター管内　計						15,180	0	0	11,940	0	0	1,270	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜北上土木センター管内＞															
和賀川	県	佐野	右岸	水衝洗掘	北1				300					釜段・月の輪工	北上市
和賀川	県	小田中	右岸	水衝洗掘	北2				400					釜段・月の輪工	北上市
和賀川	県	山口	右岸	堤防高　無堤	北3	1,300									北上市
和賀川	県	横川目	左岸	堤防高　無堤	北4	500									北上市
和賀川　計						1,800	(0)	0	700	(0)	0	0	0		
尻平川	県	横川目	右岸	堤防高　無堤	北1	200									北上市
尻平川	県	土堀	左岸	堤防高　無堤	北2	40									北上市
尻平川	県	鳥谷筋	右岸	堤防高　無堤	北3	400									北上市
尻平川　計						640	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
本郷川	県	鷹鳥羽	左岸	堤防高　無堤	北1	170								積土のう工	北上市
本郷川	県	町分	右岸	堤防高　無堤	北2	10								積土のう工	北上市
本郷川　計						180	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
北上土木センター管内　計						2,620	0	0	700	0	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜県南広域振興局土木部管内＞															
天神川	県	姉体上中野～新田	右岸	堤防断面	水1				1,000					シート張り工	奥州市
天神川	県	姉体上中野～上島	左岸	堤防断面	水2				1,000					シート張り工	奥州市
天神川　計						0	(0)	0	2,000	(0)	0	0	0		
人首川	県	岩谷堂	左岸	堤防高　無堤	水1	1,100								積土のう工	奥州市
人首川	県	岩谷堂	右岸	堤防高　無堤	水2	1,200								積土のう工	奥州市
人首川	県	岩谷堂	左岸	水衝洗掘	水3				1,350					木流し工	奥州市
人首川	県	岩谷堂	右岸	水衝洗掘	水4				1,850					木流し工	奥州市
人首川	県	高間ヶ岡	右岸	堤防高　無堤	水5	800								積土のう工	奥州市
人首川	県	中上野	右岸	堤防高　無堤	水6	300								積土のう工	奥州市
人首川	県	青篠	右岸	堤防断面	水7				300					シート張り工	奥州市
人首川　計						3,400	(0)	0	3,500	(0)	0	0	0		
広瀬川	県	岩谷堂歌読	右岸	堤防断面	水1				1,300					シート張り工	奥州市
広瀬川	県	岩谷堂菖蒲沢	左岸	堤防断面	水2				1,500					シート張り工	奥州市
広瀬川	県	広瀬西田～下日向	右岸	堤防断面	水3				2,000					シート張り工	奥州市
広瀬川	県	広瀬大松～西風	左岸	堤防断面	水4				2,000					シート張り工	奥州市
広瀬川　計						0	(0)	0	6,800	(0)	0	0	0		
宿内川	県	一ノ台	左岸	水衝洗掘	水1				800					木流し工	金ケ崎町
宿内川　計						0	(0)	0	800	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜県南広域振興局土木部管内＞															
胆沢川	県	佐倉河卸町～玉貫	右岸	水衝洗掘	水1				1,940					木流し工	奥州市
胆沢川	県	西根二の宮	左岸	水衝洗掘	水2				1,570					木流し工	金ケ崎町
胆沢川	県	佐倉河向崩田	左岸	水衝洗掘	水3				1,600					木流し工	奥州市
胆沢川	県	永栄高梨	左岸	水衝洗掘	水4				5,600					木流し工	金ケ崎町
胆沢川	県	佐倉河満倉	右岸	水衝洗掘	水5				150					木流し工	奥州市
胆沢川	県	南都田五松林	右岸	水衝洗掘	水6				1,950					木流し工	奥州市
胆沢川	県	若柳上田中	右岸	水衝洗掘	水7				2,400					木流し工	奥州市
胆沢川	県	若柳小歩	左岸	水衝洗掘	水8				1,500					木流し工	奥州市
胆沢川　計						0	(0)	0	16,710	(0)	0	0	0		
黒沢川	県	藤巻	右岸	水衝洗掘	水1				1,230					木流し工	金ケ崎町
黒沢川　計						0	(0)	0	1,230	(0)	0	0	0		
永沢川	県	百岡	右岸	水衝洗掘	水1				1,000					木流し工	金ケ崎町
永沢川	県	二ツ谷～明堂	左岸	水衝洗掘	水2				3,800					木流し工	金ケ崎町
永沢川　計						0	(0)	0	4,800	(0)	0	0	0		
白鳥川	県	谷記田	右岸	堤防高	水1				1,000					積土のう工	奥州市
白鳥川	県	谷記田	右岸	堤防断面	水2				800					シート張り工	奥州市
白鳥川	県	塔ケ崎	左岸	堤防断面	水3				2,800					シート張り工	奥州市
白鳥川　計						0	(0)	0	4,600	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜県南広域振興局土木部管内＞															
岩堰川	県	鉄道橋～岩堰橋	左岸	堤防断面	水1				1,000					シート張り工	奥州市
岩堰川	県	小谷起～源氏ヶ崎	左岸	漏水	水2					(2,100)				月の輪工	奥州市
岩堰川	県	小谷起～源氏ヶ崎	右岸	堤防断面	水3				1,400					シート張り工	奥州市
岩堰川	県	鉄道橋～立石	右岸	堤防断面	水4				2,400					シート張り工	奥州市
岩堰川　計						0	(0)	0	4,800	(2,100)	0	0	0		
衣川	県	川西	右岸	水衝洗掘	水1				520					木流し工	奥州市
衣川	県	寺袋	左岸	水衝洗掘	水2				250					木流し工	奥州市
衣川	県	豊巻	右岸	水衝洗掘	水3				150					木流し工	奥州市
衣川　計						0	(0)	0	920	(0)	0	0	0		
県南広域振興局土木部管内　計						3,400	0	0	46,160	2,100	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜一関土木センター管内＞															
太田川	県	太田川左岸	左岸	堤防断面	一2				2,240					シート張り工	平泉町
太田川	県	太田川右岸	右岸	堤防断面	一3				440					シート張り工	平泉町
太田川　計						0	(0)	0	2,680	(0)	0	0	0		
徳沢川	県	瀬原	左岸	堤防高	一1				2,500						平泉町
徳沢川	県	瀬原	右岸	堤防高	一2				2,500						平泉町
徳沢川	県	徳沢	左岸	堤防高　無堤	一3	700									平泉町
徳沢川	県	徳沢	右岸	堤防高　無堤	一4	700									平泉町
徳沢川　計						1,400	(0)	0	5,000	(0)	0	0	0		
吸川	県	一ノ関駅	左岸	堤防断面	一1				3,000					シート張り工	一関市
吸川	県	小沢	右岸	堤防断面	一2				3,000					シート張り工	一関市
吸川　計						0	(0)	0	6,000	(0)	0	0	0		
新山川	県	千刈田	左岸	堤防高	一1				200					積土のう工	一関市
新山川	県	千刈田	左岸	新堤防	一2							100			一関市
新山川　計						0	(0)	0	200	(0)	0	100	0		
久保川	県	霜後	左岸	堤防高　無堤	一1	500									一関市
久保川	県	霜後	右岸	堤防高　無堤	一2	500									一関市
久保川	県	松原	左岸	堤防断面	一3				1,800					シート張り工	一関市
久保川	県	上要害	右岸	堤防断面	一4				1,200					シート張り工	一関市
久保川	県	広面	左岸	新堤防	一5							600			一関市
久保川	県	広面	右岸	堤防高　無堤	一6	600									一関市
久保川　計						1,600	(0)	0	3,000	(0)	0	600	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜一関土木センター管内＞															
市野々川	県	老流	左岸	堤防高　無堤	一1	500									一関市
市野々川	県	老流	左岸	堤防断面	一2				800						一関市
市野々川　　計						500	(0)	0	800	(0)	0	0	0		
小猪岡川	県	大森	右岸	堤防断面	一1				1,300					シート張り工	一関市
小猪岡川	県	山梨	左岸	堤防高　無堤	一2	500									一関市
小猪岡川	県	谷地田	左岸	堤防高　無堤	一3	700									一関市
小猪岡川　　計						1,200	(0)	0	1,300	(0)	0	0	0		
山谷川	県	中蘇根	左岸	堤防断面	一1	1,800								シート張り工	一関市
山谷川	県	中蘇根	右岸	堤防断面	一2	600								シート張り工	一関市
山谷川　　計						2,400	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
番台川	県	番台	右岸	堤防高　無堤	一1	500									一関市
番台川　　計						500	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
滝沢川	県	狐禅寺	左岸	堤防高　無堤	一1	800									一関市
滝沢川	県	宇南田	右岸	堤防高　無堤	一2	800									一関市
滝沢川　　計						1,600	(0)	0	0	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜一関土木センター管内＞															
中江川	県	鶴巻	左岸	堤防高　無堤	一1	1,000									一関市
中江川	県	鶴巻	右岸	堤防高　無堤	一2	1,000									一関市
中江川　　計						2,000	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
夏川	県	太田沼～花欠	左岸	堤防高	一1				1,900					積土のう工	一関市
夏川	県	太田沼	左岸	堤防断面	一2					(80)				シート張り工	一関市
夏川	県	白浜	左岸	漏水	一3					(180)					一関市
夏川	県	貝鳥	左岸	漏水	一4					(500)				月の輪工	一関市
夏川	県	飛ヶ沢	左岸	漏水	一5					(80)				月の輪工	一関市
夏川	県	貝鳥～花欠	左岸	水衝洗掘	一6					(1,800)				木流し工	一関市
夏川	県	中川南向中島	左岸	漏水	一7					(30)				月の輪工	一関市
夏川　　計						0	(0)	0	1,900	(2,670)	0	0	0		
磯田川	県	白浜～熊ノ倉	左岸	堤防高	一1				2,200					積土のう工	一関市
磯田川	県	白浜～熊ノ倉	左岸	堤防断面	一2					(2,200)				シート張り工	一関市
磯田川	県	向谷地	右岸	堤防高	一3				2,200					積土のう工	一関市
磯田川	県	向谷地	右岸	堤防断面	一4					(2,200)				シート張り工	一関市
磯田川	県	大石沢	左岸	堤防高　無堤	一5	2,200									一関市
磯田川	県	上柏木	右岸	堤防高　無堤	一6	2,200									一関市
磯田川　　計						4,400	(0)	0	4,400	(4,400)	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜一関土木センター管内＞															
上油田川	県	西風谷地	左岸	堤防断面	一1				1,900					シート張り工	一関市
上油田川	県	上築道	右岸	堤防断面	一2				1,900					シート張り工	一関市
上油田川	県	明賀山	左岸	堤防高	一3				1,200					積土のう工	一関市
上油田川	県	鷺沢	右岸	堤防高	一4				1,200					積土のう工	一関市
上油田川　計						0	(0)	0	6,200	(0)	0	0	0		
刈生沢川	県	刈生沢	左岸	堤防断面	一1				2,200					シート張り工	一関市
刈生沢川	県	刈生沢	右岸	堤防断面	一2				2,200					シート張り工	一関市
刈生沢川　計						0	(0)	0	4,400	(0)	0	0	0		
金流川	県	日向	左岸	堤防高　無堤	一1	2,300									一関市
金流川	県	上金森	右岸	堤防高　無堤	一2	2,300									一関市
金流川　計						4,600	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
一関土木センター管内　計						20,200	0	0	35,880	7,070	0	700	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜千厩土木センター管内＞															
砂鉄川	県	松川～卯入道平	左岸	堤防高	千1				1,200					積土のう工	一関市
砂鉄川	県	三室	右岸	堤防高	千2				600					積土のう工	一関市
砂鉄川	県	十二木橋～山谷川合流点	右岸	新堤防	千3							700			一関市
砂鉄川	県	沢口橋		工作物　橋梁	千4			1							一関市
砂鉄川	県	木和田堀橋		工作物　橋梁	千5			1							一関市
砂鉄川	県	牧田橋～若宮	左岸	堤防高　無堤	千6	100								積土のう工	一関市
砂鉄川	県	西口橋～立町橋	右岸	堤防高	千7	150								積土のう工	一関市
砂鉄川	県	清水田橋～舘下橋	左岸	堤防高　無堤	千8	700								積土のう工	一関市
砂鉄川	県	山谷川合流点～下の橋	右岸	新堤防	千9							1,050			一関市
砂鉄川	県	羽根堀～松川堰	左岸	新堤防	千10							1,650			一関市
砂鉄川	県	西本町～東本町	右岸	新堤防	千11							500			一関市
砂鉄川　計						950	(0)	2	1,800	(0)	0	3,900	0		
山谷川	県	砂鉄川合流点～ＪＲ山谷川橋梁	左岸	新堤防	千1							350			一関市
山谷川	県	砂鉄川合流点～ＪＲ山谷川橋梁	右岸	新堤防	千2							350			一関市
山谷川	県	ＪＲ山谷川橋梁～滝の沢頭首工	左岸	堤防高　無堤	千3	250									一関市
山谷川	県	ＪＲ山谷川橋梁～滝の沢頭首工	右岸	堤防高　無堤	千4	250									一関市
山谷川	県	南山谷～山谷橋	左岸	堤防高　無堤	千5	700									一関市
山谷川	県	南山谷～山谷橋	右岸	堤防高　無堤	千6	700									一関市
山谷川　計						1,900	(0)	0	0	(0)	0	700	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜千厩土木センター管内＞															
曽慶川	県	砂鉄川合流点～日の出橋	左岸	堤防高　無堤	千1	1,300									一関市
曽慶川　計						1,300	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
黄海川	県	小川渕～一本杉橋	右岸	堤防高	千1	4,300								積土のう工	一関市
黄海川	県	小川渕	右岸	漏水	千2		(1,400)							月の輪工	一関市
黄海川	県	川口沖～八反	左岸	堤防高	千3	2,300								積土のう工	一関市
黄海川	県	川口沖	左岸	漏水	千4		(1,400)							月の輪工	一関市
黄海川	県	八反～一本杉橋	左岸	堤防高　無堤	千5	2,100									一関市
黄海川	県	高木戸橋		工作物　橋梁	千6			1							一関市
黄海川	県	大木下橋		工作物　橋梁	千7			1							一関市
黄海川　計						8,700	(2,800)	2	0	(0)	0	0	0		
大平川	県	八森沢橋～裏の沢	左岸	堤防高　無堤	千1	100									一関市
大平川　計						100	(0)	0	0	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜千厩土木センター管内＞															
千厩川	県	色の御膳橋～砂子田	左岸	堤防高　無堤	千1	360								積土のう工	一関市
千厩川	県	色の御膳橋～砂子田	右岸	堤防断面	千2				300					シート張工	一関市
千厩川	県	東小田橋～久伝橋	右岸	堤防高	千3				770					積土のう工	一関市
千厩川	県	東小田橋～久伝橋	左岸	堤防高	千4				770					積土のう工	一関市
千厩川	県	四日市橋～みどり橋	右岸	堤防高	千5	412								積土のう工	一関市
千厩川	県	白山橋～みどり橋	左岸	堤防高	千6	510								積土のう工	一関市
千厩川	県	四日市橋		工作物　橋梁	千7			1							一関市
千厩川	県	宮敷橋		工作物　橋梁	千8			1							一関市
千厩川	県	みどり橋～構井橋	右岸	堤防高　無堤	千9	175									一関市
千厩川	県	みどり橋～構井橋	左岸	堤防高　無堤	千10	285									一関市
千厩川	県	ＪＲ千厩橋梁～西中沢橋	右岸	堤防高　無堤	千11	100									一関市
千厩川	県	沖中橋下流～深芦前橋上流	右岸	堤防高　無堤	千12	1,500									一関市
千厩川	県	沖中橋下流～深芦前橋上流	左岸	堤防高　無堤	千13	1,500									一関市
千厩川　　計						4,842	(0)	2	1,840	(0)	0	0	0		
大川	県	大里橋～月山下頭首工	左岸	堤防高　無堤	千1	2,300									一関市
大川　　計						2,300	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
千厩土木センター管内　　計						20,092	2,800	6	3,640	0	0	4,600	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜大船渡土木センター管内＞															
吉浜川	県	鉄道橋上流	左岸	水衝洗掘	大1				40					シート張工	大船渡市
吉浜川	県	国道橋上流	右岸	堤防高　無堤	大2	200								積土のう工	大船渡市
吉浜川	県	国道橋上流	左岸	堤防高　無堤	大3	200								積土のう工	大船渡市
吉浜川　計						400	(0)	0	40	(0)	0	0	0		
後の入川	県	八坂橋～後の入公民館	左岸	堤防高	大1	970								積土のう工	大船渡市
後の入川	県	八坂橋～後の入公民館	右岸	堤防高	大2	970								積土のう工	大船渡市
後の入川　計						1,940	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
須崎川	県	国道橋～須崎橋	左岸	水衝洗掘	大1	320								シート張工	大船渡市
須崎川　計						320	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
鷹生川	県	関谷橋下流	左岸	堤防高　無堤	大1	100								積土のう工	大船渡市
鷹生川	県	五葉橋下流	右岸	堤防高　無堤	大2	570								積土のう工	大船渡市
鷹生川　計						670	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
盛川	県	長安寺橋上流	右岸	堤防高　無堤	大1	400								積土のう工	大船渡市
盛川	県	長安寺橋上流	左岸	堤防高　無堤	大2	450								積土のう工	大船渡市
盛川	県	板用橋下流	左岸	堤防高　無堤	大3	400								積土のう工	大船渡市
盛川	県	田代屋敷橋下流	右岸	堤防高　無堤	大4	200								積土のう工	大船渡市
盛川　計						1,450	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
立根川	県	上の台橋上流	右岸	水衝洗掘	大1				100					シート張工	大船渡市
立根川	県	上の台橋上流	左岸	水衝洗掘	大2				150					シート張工	大船渡市
立根川	県	大道橋～上沼田橋	左岸	水衝洗掘	大3				250					シート張工	大船渡市
立根川　計						0	(0)	0	500	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜大船渡土木センター管内＞															
気仙川	県	廻舘橋下流	左岸	堤防断面	大1				1,420					シート張工	陸前高田市
気仙川	県	小島部～矢作橋	右岸	堤防高	大2				180					積土のう工	陸前高田市
気仙川	県	出口大橋下流450m～上流	左岸	堤防高　無堤	大3	800								積土のう工	陸前高田市
気仙川	県	堂の沢～友沼	左岸	堤防断面	大4				1,050					シート張工	陸前高田市
気仙川	県	梅の木～袋沢	右岸	堤防断面	大5				1,900					シート張工	陸前高田市
気仙川	県	梅の木～袋沢	右岸	水衝洗掘	大6					(1,900)				シート張工	陸前高田市
気仙川	県	岩沢橋下流	右岸	堤防高　無堤	大7	250								積土のう工	住田町
気仙川	県	岩沢橋～中沢川	左岸	堤防高	大8	200								積土のう工	住田町
気仙川	県	岩沢橋～昭和橋	右岸	堤防高　無堤	大9	1,400								積土のう工	住田町
気仙川	県	中沢橋～昭和橋	左岸	堤防高	大10				460					積土のう工	住田町
気仙川	県	昭和橋上流	右岸	堤防高	大11	600								積土のう工	住田町
気仙川	県	昭和橋～柿内沢	左岸	水衝洗掘	大12				850					木流し工	住田町
気仙川	県	上川口橋上流	右岸	堤防高　無堤	大13	400								積土のう工	住田町
気仙川	県	火の土川上流	左岸	堤防高　無堤	大14	600								積土のう工	住田町
気仙川	県	中上住宅下流	左岸	堤防高　無堤	大15	300								積土のう工	住田町
気仙川	県	五葉橋上流	左岸	堤防高	大16				400					積土のう工	住田町
気仙川　計						4,550	(0)	0	6,260	(1,900)	0	0	0		
矢作川	県	中島～元屋敷	左岸	堤防高	大1	870								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	元屋敷～打越	左岸	堤防断面	大2				1,480					シート張工	陸前高田市
矢作川	県	元屋敷～打越	左岸	水衝洗掘	大3					(1,480)				木流し工	陸前高田市
矢作川	県	桝内橋上下流	右岸	堤防高　無堤	大4	300								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	金屋敷	右岸	堤防高　無堤	大5	360								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	梅木	右岸	堤防高　無堤	大6	250								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	清水	右岸	堤防高　無堤	大7	350								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	二田野	右岸	堤防高　無堤	大8	300								積土のう工	陸前高田市
矢作川	県	三の戸	左岸	堤防高　無堤	大9	200								積土のう工	陸前高田市
矢作川　計						2,630	(0)	0	1,480	(1,480)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜大船渡土木センター管内＞															
中沢川	県	気仙川合流点～大崎橋	左岸	堤防高	大1									積土のう工	住田町
中沢川	県	住田病院裏～平山橋	右岸	堤防高　無堤	大2	300								積土のう工	住田町
中沢川	県	田中橋～高木橋	左岸	堤防高　無堤	大3	650								積土のう工	住田町
中沢川　計						950	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
坂本川	県	馬場野橋～城玖寺	左岸	水衝洗掘	大1				500					木流し工	住田町
坂本川	県	蓬畑沢合流点～下流	左岸	堤防高　無堤	大2	300								積土のう工	住田町
坂本川　計						300	(0)	0	500	(0)	0	0	0		
長部川	県	国道45号～明戸橋	左岸	堤防高	大1	200								積土のう工	陸前高田市
長部川	県	国道45号上流	左岸	法崩れ・すべり	大2		(50)								陸前高田市
長部川　計						200	(50)	0	0	(0)	0	0	0		
大船渡土木センター管内　計						13,410	50	0	8,780	3,380	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜遠野土木センター管内＞															
猿ヶ石川	県	遊井名田	左岸	堤防高	遠1	80								積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	宇洞	右岸	堤防高　無堤	遠2	500									遠野市
猿ヶ石川	県	高舘	左岸	堤防高　無堤	遠3	500									遠野市
猿ヶ石川	県	荒谷前	右岸	堤防高	遠4				1,100					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	鳴沢	左岸	堤防高	遠5				1,600					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	長岡	右岸	堤防高	遠6				1,900					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	日影	左岸	堤防高	遠7				1,800					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	我丸	左岸	堤防高	遠8				700					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	宮野目	右岸	堤防高	遠9				1,820					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	下組町	左岸	堤防高	遠10				810					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	矢崎	左岸	堤防高	遠11				1,020					シート張工	遠野市
猿ヶ石川	県	安居台	右岸	堤防高	遠12				600					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	安居台	左岸	堤防高	遠13				600					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	片岸	右岸	堤防高	遠14				700					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川	県	片岸	左岸	堤防高	遠15				700					積土のう工	遠野市
猿ヶ石川　計						1,080	(0)	0	13,350	(0)	0	0	0		
達曽部川	県	鋳物	左岸	堤防高	遠1				1,000					積土のう工	遠野市
達曽部川	県	大畑	左岸	堤防高	遠2				1,800					積土のう工	遠野市
達曽部川	県	中斉	左岸	堤防高	遠3				1,200					積土のう工	遠野市
達曽部川	県	大豆畑	左岸	堤防高	遠4				700					積土のう工	遠野市
達曽部川	県	小通	左岸	堤防高	遠5				300					積土のう工	遠野市
達曽部川　計						0	(0)	0	5,000	(0)	0	0	0		
宿川	県	赤坂	左岸	堤防高　無堤	遠1	1,200									遠野市
宿川　計						1,200	(0)	0	0	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜遠野土木センター管内＞															
小友川	県	太田	左岸	堤防高	遠1				2,700					積土のう工	遠野市
小友川	県	桑畑	右岸	堤防高	遠2				1,000					積土のう工	遠野市
小友川　計						0	(0)	0	3,700	(0)	0	0	0		
長野川	県	大洞	右岸	堤防高　無堤	遠1	400									遠野市
長野川　計						400	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
山谷川	県	大沢	左岸	堤防高	遠1				2,500					積土のう工	遠野市
山谷川	県	大沢	右岸	堤防高	遠2				2,500					積土のう工	遠野市
山谷川　計						0	(0)	0	5,000	(0)	0	0	0		
砂子沢川	県	躺崎	左岸	堤防高	遠1				1,100					積土のう工	遠野市
砂子沢川	県	躺崎	右岸	堤防高	遠2				1,100					積土のう工	遠野市
砂子沢川　計						0	(0)	0	2,200	(0)	0	0	0		
来内川	県	東舘	左岸	堤防高	遠1	1,300								積土のう工	遠野市
来内川	県	東舘	右岸	堤防高	遠2	1,300								積土のう工	遠野市
来内川　計						2,600	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
中沢川	県	古舘	左岸	堤防高	遠1				500					積土のう工	遠野市
中沢川	県	古舘	右岸	堤防高	遠2				500					積土のう工	遠野市
中沢川　計						0	(0)	0	1,000	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜遠野土木センター管内＞															
早瀬川	県	青笹	右岸	堤防高	遠1				1,270					積土のう工	遠野市
早瀬川	県	上青笹	右岸	堤防高	遠2				1,400					積土のう工	遠野市
早瀬川	県	中妻	左岸	堤防高	遠3				700					積土のう工	遠野市
早瀬川	県	平倉	左岸	堤防高	遠4				820					積土のう工	遠野市
早瀬川	県	寺田	右岸	堤防高	遠5				1,400					積土のう工	遠野市
早瀬川	県	平野原	左岸	堤防高	遠6				800					積土のう工	遠野市
早瀬川	県	赤羽根	左岸	堤防高	遠7				350					積土のう工	遠野市
早瀬川	県	小原田	右岸	堤防高　無堤	遠8	200									遠野市
早瀬川	県	小原田	右岸	堤防高	遠9				350					積土のう工	遠野市
早瀬川　　計						200	(0)	0	7,090	(0)	0	0	0		
小鳥瀬川	県	下栃内	左岸	堤防高	遠1	831								積土のう工	遠野市
小鳥瀬川	県	大楢	右岸	堤防高	遠2	400								積土のう工	遠野市
小鳥瀬川	県	新田	左岸	堤防高　無堤	遠3	520									遠野市
小鳥瀬川	県	新田	左岸	堤防高	遠4				630					シート張工	遠野市
小鳥瀬川	県	新田	右岸	堤防高	遠5	100			0					積土のう工	遠野市
小鳥瀬川	県	下栃内	左岸	堤防高	遠6	569						0		積土のう工	遠野市
小鳥瀬川	県	下栃内	右岸	堤防高	遠7	594						0		積土のう工	遠野市
小鳥瀬川　　計						3,014	(0)	0	630	(0)	0	0	0		
赤沢川	県	赤沢	左岸	堤防高　無堤	遠1	500									遠野市
赤沢川	県	赤沢	右岸	堤防高　無堤	遠2	500									遠野市
赤沢川　　計						1,000	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
遠野土木センター管内　　計						9,494	0	0	37,970	0	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
大槌川	県	桑ノ畑	左岸	堤防高	釜1				51					積土のう工	大槌町
大槌川	県	新町	右岸	堤防高	釜2				126					積土のう工	大槌町
大槌川	県	桑ノ畑	左岸	堤防高	釜3				293					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大石前	右岸	堤防高	釜4				367					積土のう工	大槌町
大槌川	県	源水	右岸	堤防高	釜5				153					積土のう工	大槌町
大槌川	県	辺津ヶ沢	左岸	堤防高	釜6				193					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大ヶ口一～大ヶ口二	右岸	堤防高	釜7				922	(922)				積土のう工	大槌町
大槌川	県	屋敷～大ヶ口	右岸	漏水	釜8	990								月の輪工	大槌町
大槌川	県	大ヶ口二	右岸	堤防高	釜9	68	(68)							積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜10	68								積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜11				125					積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜12	100								積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜13				315					積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜14	100								積土のう工	大槌町
大槌川	県	柾内	左岸	堤防高	釜15				307					積土のう工	大槌町
大槌川	県	渋梨	左岸	堤防高	釜16				200					積土のう工	大槌町
大槌川	県	大ヶ口二	右岸	堤防高	釜17	123								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜18	104								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜19				81					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜20				119					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜21	580								積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜22				82					積土のう工	大槌町
大槌川	県	小松野	右岸	堤防高	釜23	58								積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜24				145					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜25	590								積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜26				93					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜27	305								積土のう工	大槌町

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡（m）	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜28				131					積土のう工	大槌町
大槌川	県	姥ヶ沢	右岸	堤防高	釜29	10								積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短	左岸	堤防高	釜30				106					積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短	左岸	堤防高	釜31	94								積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短	左岸	堤防高	釜32				275					積土のう工	大槌町
大槌川	県	前短	左岸	堤防高	釜33	254								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜34	410								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	左岸	堤防高	釜35	313								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜36	205								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜37	109								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜38				91					積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜39	83								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜40				108					積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜41	217								積土のう工	大槌町
大槌川	県	宮ノ口	右岸	堤防高	釜42				33					積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口	左岸	堤防高	釜43	234								積土のう工	大槌町
大槌川	県	白銀	右岸	堤防高	釜44	321								積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口	左岸	堤防高	釜45				182					積土のう工	大槌町
大槌川	県	郷ノ口	左岸	堤防高	釜46	75								積土のう工	大槌町
大槌川	県	桃畑	右岸	堤防高	釜47	189								積土のう工	大槌町
大槌川	県	馬場野	右岸	堤防高	釜48	125								積土のう工	大槌町
大槌川	県	馬場野	右岸	堤防高	釜49	125								積土のう工	大槌町
大槌川　　計						5,851	(68)	0	4,498	(922)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
小鎚川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜1				488					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	上町	左岸	堤防高	釜2				146					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜3				119					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	桜木町	左岸	堤防高	釜4				735	(400)				積土のう工	大槌町
小鎚川	県	桜木町	左岸	漏水	釜5	600								月の輪工	大槌町
小鎚川	県	桜木町	左岸	堤防高	釜6				199					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	花輪田	右岸	堤防高	釜7				213					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	寺野	右岸	堤防高	釜8				99					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜9				128					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	臼沢	右岸	堤防高	釜10				23					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜11				95					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜12				67					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜13				162					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	三枚堂	左岸	堤防高	釜14				101					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	山岸	右岸	堤防高	釜15				103					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜16				295					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜17	97								積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜18				283					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	曽根	左岸	堤防高	釜19	99								積土のう工	大槌町
小鎚川	県	曽根	左岸	堤防高	釜20				101					積土のう工	大槌町
小鎚川	県	中村	右岸	堤防高	釜21				151					積土のう工	大槌町
小鎚川　　計						796	(0)	0	3,509	(400)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
鵜住居川	県	渓梅	左岸	堤防高	釜1				346						釜石市
鵜住居川	県	長持	右岸	堤防高	釜2				124						釜石市
鵜住居川	県	長持	右岸	堤防高	釜3				691						釜石市
鵜住居川	県	太田	左岸	堤防高	釜4				19						釜石市
鵜住居川	県	砂子畑	左岸	堤防高	釜5				47						釜石市
鵜住居川	県	砂子畑	右岸	堤防高	釜6				136						釜石市
鵜住居川	県	砂子畑	右岸	堤防高	釜7				80						釜石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜8				100						釜石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜9				85						釜石市
鵜住居川	県	砂子畑	右岸	堤防高	釜10				128						釜石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜11				174						釜石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜12				92						釜石市
鵜住居川	県	道々	左岸	堤防高	釜13				79						釜石市
鵜住居川　計						0	(0)	0	2,099	(0)	0	0	0		
水海川	県	女遊部	左岸	堤防高	釜1				700					積土のう工	釜石市
水海川　計						0	(0)	0	700	(0)	0	0	0		
片岸川	県	唐丹片岸	右岸	堤防高	釜1				1,200					積土のう工	釜石市
片岸川	県	唐丹片岸	左岸	堤防高	釜2				300					積土のう工	釜石市
片岸川	県	川目橋		工作物　橋梁	釜3										釜石市
片岸川　計						0	(0)	0	1,500	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
甲子川	県	大渡町～中妻町	左岸	堤防高	釜1	877								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大渡町～中妻町	左岸	堤防高	釜2				873					積土のう工	釜石市
甲子川	県	鈴子町	右岸	堤防高	釜3				223					積土のう工	釜石市
甲子川	県	大渡橋		工作物	釜4			1							釜石市
甲子川	県	鈴子町	右岸	堤防高	釜5	500								積土のう工	釜石市
甲子川	県	鈴子町	右岸	堤防高	釜6				260					積土のう工	釜石市
甲子川	県	鈴子町	右岸	堤防高	釜7				100					積土のう工	釜石市
甲子川	県	岩井町	左岸	堤防高	釜8				100					積土のう工	釜石市
甲子川	県	大字釜石	右岸	堤防高	釜9				178					積土のう工	釜石市
甲子川	県	源太沢町	右岸	堤防高	釜10				290					積土のう工	釜石市
甲子川	県	源太沢町	右岸	堤防高	釜11				100					積土のう工	釜石市
甲子川	県	源太沢町	右岸	堤防高	釜12	100								積土のう工	釜石市
甲子川	県	上中島町	左岸	堤防高	釜13				300					積土のう工	釜石市
甲子川	県	礼ヶ口	右岸	堤防高	釜14				100					積土のう工	釜石市
甲子川	県	定内町	右岸	堤防高	釜15				343					積土のう工	釜石市
甲子川	県	野田町	左岸	堤防高	釜16				29					積土のう工	釜石市
甲子川	県	松倉	右岸	堤防高	釜17				100					積土のう工	釜石市
甲子川	県	松倉	右岸	堤防高	釜18				100					積土のう工	釜石市
甲子川	県	松倉	右岸	堤防高	釜19				66					積土のう工	釜石市
甲子川	県	大畑	右岸	堤防高	釜20	285								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大畑	右岸	堤防高	釜21				841					積土のう工	釜石市
甲子川	県	松倉	左岸	堤防高	釜22				387					積土のう工	釜石市
甲子川	県	大畑	左岸	堤防高	釜23	85								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大畑	左岸	堤防高	釜24	66								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大畑	左岸	堤防高	釜25				315					積土のう工	釜石市
甲子川	県	大畑	左岸	堤防高	釜26	548								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大畑	左岸	堤防高	釜27				400					積土のう工	釜石市
甲子川	県	洞泉	左岸	堤防高	釜28				200					積土のう工	釜石市

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
甲子川	県	洞泉	左岸	堤防高	釜29				12					積土のう工	釜石市
甲子川	県	洞泉	左岸	堤防高	釜30	188								積土のう工	釜石市
甲子川	県	一ノ渡	右岸	堤防高	釜31	188								積土のう工	釜石市
甲子川	県	一ノ渡	右岸	堤防高	釜32				49					積土のう工	釜石市
甲子川	県	砂子渡	右岸	堤防高	釜33	400								積土のう工	釜石市
甲子川	県	砂子	左岸	堤防高	釜34				48					積土のう工	釜石市
甲子川	県	砂子	左岸	堤防高	釜35	52								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大松	左岸	堤防高	釜36	100								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大松	左岸	堤防高	釜37				31					積土のう工	釜石市
甲子川	県	大松	右岸	堤防高	釜38				31					積土のう工	釜石市
甲子川	県	大松	左岸	堤防高	釜39	100								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大松	右岸	堤防高	釜40				100					積土のう工	釜石市
甲子川	県	大松	左岸	堤防高	釜41	51								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大松	右岸	堤防高	釜42	51								積土のう工	釜石市
甲子川	県	鳴貝	右岸	堤防高	釜43				94					積土のう工	釜石市
甲子川	県	鳴貝	左岸	堤防高	釜44				100					積土のう工	釜石市
甲子川	県	大橋	右岸	堤防高	釜45	53								積土のう工	釜石市
甲子川	県	大橋	左岸	堤防高	釜46	120								積土のう工	釜石市
甲子川　　計						3,764	(0)	1	5,770	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜沿岸広域振興局土木部管内＞															
小川川	県	七の橋～小川町	左岸	堤防高	釜1				950					積土のう工	釜石市
小川川	県	七の橋～桜木町	右岸	堤防高	釜2				700					積土のう工	釜石市
小川川	県	桜木町～中小川	右岸	堤防高	釜3				1,000					積土のう工	釜石市
小川川	県	上小川	左岸	堤防高	釜4				400					積土のう工	釜石市
小川川　計						0	(0)	0	3,050	(0)	0	0	0		
熊野川	県	下荒川	右岸	堤防高	釜1				100					積土のう工	釜石市
熊野川	県	荒川橋		工作物	釜2			1							釜石市
熊野川	県	荒川	右岸	堤防高　無堤	釜3	100									釜石市
熊野川　計						100	(0)	1	100	(0)	0	0	0		
沿岸広域振興局土木部管内　計						10,511	68	2	21,226	1,322	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜宮古土木センター管内＞															
閉伊川	県	築地～宮町	左岸	水衝洗掘	宮1				2,400					木流し工	宮古市
閉伊川	県	藤原～小山田	右岸	水衝洗掘	宮2				3,300					木流し工	宮古市
閉伊川	県	千徳	左岸	堤防高	宮3				3,400					積土のう工	宮古市
閉伊川	県	田鎖	右岸	堤防高	宮4				2,100					積土のう工	宮古市
閉伊川	県	根市	左岸	堤防高	宮5				1,200					積土のう工	宮古市
閉伊川	県	根城	右岸	堤防高	宮6				1,800					積土のう工	宮古市
閉伊川	県	牛伏	右岸	堤防高	宮7				900					シート張工	宮古市
閉伊川	県	蟇目	左岸	堤防断面	宮8				1,120					シート張工	宮古市
閉伊川	県	蟇目	左岸	堤防断面	宮9				460						宮古市
閉伊川	県	川井	左岸	堤防高　無堤	宮10	900									宮古市
閉伊川	県	川井	右岸	堤防高　無堤	宮11	500									宮古市
閉伊川	県	川内	左岸	法崩れ・すべり	宮12				500						宮古市
閉伊川	県	小山田～千徳	右岸	堤防高	宮13				550						宮古市
閉伊川	県	千徳	右岸	堤防高	宮14	440									宮古市
閉伊川	県	千徳	右岸	堤防高	宮15				100						宮古市
閉伊川	県	千徳	右岸	堤防高	宮16	375									宮古市
閉伊川　計						2,215	(0)	0	17,830	(0)	0	0	0		
近内川	県	近内	左岸	堤防断面	宮1				1,025					シート張工	宮古市
近内川	県	近内	左岸	法崩れ・すべり	宮2				615					シート張工	宮古市
近内川	県	近内	右岸	堤防断面	宮3				600						宮古市
近内川　計						0	(0)	0	2,240	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜宮古土木センター管内＞															
山口川	県	舘合	右岸	堤防高	宮1				60						宮古市
山口川	県	舘合	左岸	堤防高	宮2				35						宮古市
山口川　計						0	(0)	0	95	(0)	0	0	0		
刈屋川	県	茂市	右岸	堤防断面	宮1				600					シート張工	宮古市
刈屋川　計						0	(0)	0	600	(0)	0	0	0		
馬指野川	県	馬指野	左岸	堤防高　無堤	宮1	1,500									山田町
馬指野川　計						1,500	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
津軽石川	県	藤畑～払川	右岸	法崩れ・すべり	宮1				3,000					シート張工	宮古市
津軽石川	県	繁	右岸	法崩れ・すべり	宮2				1,000					シート張工	山田町
津軽石川	県	島田	右岸	法崩れ・すべり	宮3				500					シート張工	山田町
津軽石川	県	豊間根	左岸	法崩れ・すべり	宮4				2,600					シート張工	山田町
津軽石川	県	豊間根	右岸	法崩れ・すべり	宮5				2,300					シート張工	山田町
津軽石川　計						0	(0)	0	9,400	(0)	0	0	0		
織笠川	県	織笠	左岸	水衝洗掘	宮1				600					木流し工	山田町
織笠川	県	織笠	左岸	堤防断面	宮2				2,200					シート張工	山田町
織笠川	県	織笠	右岸	堤防断面	宮3				2,200					シート張工	山田町
織笠川　計						0	(0)	0	5,000	(0)	0	0	0		
関口川	県	柳沢	左岸	水衝洗掘	宮1				700					木流し工	山田町
関口川	県	柳沢	右岸	水衝洗掘	宮2				700					木流し工	山田町
関口川	県	関谷	右岸	堤防高　無堤	宮3	700									山田町
関口川	県	関谷	右岸	堤防断面	宮4				150					シート張工	山田町
関口川	県	関谷	左岸	堤防高　無堤	宮5	1,370									山田町
関口川	県	関谷	左岸	法崩れ・すべり	宮6				280					シート張工	山田町
関口川	県	関谷	左岸	堤防高　無堤	宮7	1,680									山田町
関口川　計						3,750	(0)	0	1,830	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜宮古土木センター管内＞															
荒川川	県	白山	左岸	法崩れ・すべり	宮1				1,000					シート張工	山田町
荒川川	県	豊間根	右岸	法崩れ・すべり	宮2	500								シート張工	山田町
荒川川	県	下野	左岸	堤防高　無堤	宮3	370									山田町
荒川川	県	下野	左岸	法崩れ・すべり	宮4				300					シート張工	山田町
荒川川	県	下野	左岸	堤防高　無堤	宮5	1,300									山田町
荒川川　　計						2,170	(0)	0	1,300	(0)	0	0	0		

宮古土木センター管内　　計						9,635	0	0	38,295	0	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜岩泉土木センター管内＞															
小本川	県	越廻～河口	左岸	堤防高	岩1			1	2,030		3			積土のう工	岩泉町
小本川	県	林下～垂水	左岸	堤防高	岩2				1,650					積土のう工	岩泉町
小本川	県	卒郡下～河口	左岸	堤防高	岩3				719					積土のう工	岩泉町
小本川	県	卒郡	右岸	堤防高	岩4	93			0			952		積土のう工	岩泉町
小本川	県	中里	右岸	堤防高	岩5	0								シート張工	岩泉町
小本川	県	中里	右岸	堤防高　無堤	岩6	400									岩泉町
小本川	県	中里	右岸	堤防高	岩7				0		0	574		積土のう工	岩泉町
小本川	県	中里	左岸	堤防高　無堤	岩8	452						348			岩泉町
小本川	県	宮本～袈錦	右岸	堤防高　無堤	岩9	3,000						716			岩泉町
小本川	県	乙茂	左岸	堤防高　無堤	岩10	0						1271			岩泉町
小本川	県	向町	左岸	堤防高　無堤	岩11	400									岩泉町
小本川	県	岩泉	右岸	堤防高	岩12				400		1			積土のう工	岩泉町
小本川	県	ニ升石	左岸	堤防高　無堤	岩13	1,300									岩泉町
小本川	県	ニ升石	右岸	堤防高	岩14	90									岩泉町
小本川	県	ニ升石	左岸	堤防高　無堤	岩15	500								カゴ枠張工	岩泉町
小本川　計						6,235	(0)	1	4,799	(0)	4	3,861	0		
長内川	県	中野～河口	左岸	堤防高　無堤	岩1	1,800									岩泉町
長内川	県	中野～河口	右岸	堤防高　無堤	岩2	1,800									岩泉町
長内川　計						3,600	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
岩泉土木センター管内　計						9,835	0	1	4,799	0	4	3,861	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜県北広域振興局土木部管内＞															
久慈川	県	湊～中の橋	左岸	堤防高	久1			1	2,300						久慈市
久慈川	県	中の橋～大成橋	左岸	堤防高	久2				1,900						久慈市
久慈川	県	落合～中の橋	右岸	堤防高	久3				1,300						久慈市
久慈川	県	中の橋～大成橋	右岸	堤防高	久4				1,900						久慈市
久慈川	県	大成橋～山口	右岸	堤防高	久5				4,000						久慈市
久慈川	県	上川井～中川井	左岸	堤防高　無堤	久6	200									久慈市
久慈川	県	大成橋～山口	左岸	堤防高	久7				4,000						久慈市
久慈川　計						200	(0)	1	15,400	(0)	0	0	0		
夏井川	県	閉伊口	左岸	水衝洗掘	久1				250					木流し工	久慈市
夏井川	県	野中	左岸	堤防高	久2	600									久慈市
夏井川　計						600	(0)	0	250	(0)	0	0	0		
長内川	県	諏訪下～長内橋	右岸	堤防高	久1				2,700						久慈市
長内川	県	長内橋～新開橋	右岸	堤防高	久2	700									久慈市
長内川	県	落合～新開橋	左岸	堤防高	久3				1,700						久慈市
長内川	県	滝	左岸	堤防高　無堤	久4	300									久慈市
長内川	県	下戸鎖	右岸	堤防高　無堤	久5	300									久慈市
長内川　計						1,300	(0)	0	4,400	(0)	0	0	0		
普代川	県	深渡	左岸	堤防高　無堤	久1	100									普代村
普代川	県	宇留部～沢山橋	右岸	堤防高　無堤	久2	1,000									普代村
普代川	県	深渡	右岸	堤防高　無堤	久3	200									普代村
普代川	県	深渡	左岸		久4							100			普代村
普代川　計						1,300	(0)	0	0	(0)	0	100	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜県北広域振興局土木部管内＞															
有家川	県	荻の渡～林卿	左岸	法崩れ・すべり	久1				3,010						洋野町
有家川	県	荻の渡～林卿	右岸	法崩れ・すべり	久2				3,010						洋野町
有家川	県	荻の渡	右岸	堤防高　無堤	久3	300									洋野町
有家川	県	荻の渡	左岸	堤防高	久4				100					積土のう工	洋野町
有家川	県	荻の渡～明戸	右岸	堤防高　無堤	久5	1,000									洋野町
有家川	県	明戸上	左岸	堤防高	久6				550						洋野町
有家川	県	明戸上	右岸	堤防高	久7				550					積土のう工	洋野町
有家川　計						1,300	(0)	0	7,220	(0)	0	0	0		
大野川	県	柏畑～人番	右岸	堤防高	久1	600								シート張工	洋野町
大野川	県	大野	左岸	堤防高	久2	700									洋野町
大野川	県	大野	右岸	堤防高	久3	800									洋野町
大野川　計						2,100	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
川尻川	県	川尻橋～川尻鉄道橋	左岸	水衝洗掘	久1				200					木流し工	洋野町
川尻川	県	城内	左岸	堤防高	久2				50						洋野町
川尻川	県	川尻橋～川尻鉄道橋	右岸	水衝洗掘	久3				350					木流し工	洋野町
川尻川	県	城内	右岸	堤防高	久4				50						洋野町
川尻川　計						0	(0)	0	650	(0)	0	0	0		
玉の脇川	県	玉の脇	左岸	堤防高	久1	200								積土のう工	久慈市
玉の脇川	県	玉の脇	右岸	堤防高	久2	200								積土のう工	久慈市
玉の脇川　計						400	(0)	0	0	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜県北広域振興局土木部管内＞															
小屋畑川	県	長内川落合～熊の沢落合	左岸	堤防高	久1	1,500								積土のう工	久慈市
小屋畑川	県	長内川落合～熊の沢落合	左岸	水衝洗掘	久2		(1,500)							木流し工	久慈市
小屋畑川	県	長内川落合～熊の沢落合	右岸	堤防高	久3	1,500								積土のう工	久慈市
小屋畑川	県	長内川落合～熊の沢落合	右岸	水衝洗掘	久4		(1,500)							木流し工	久慈市
小屋畑川　計						3,000	(3,000)	0	0	(0)	0	0	0		
茂市川	県	北の股	右岸	堤防高　無堤	久1	300									普代村
茂市川　計						300	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
泉沢川	県	泉沢	左岸	堤防高　無堤	久1	250									野田村
泉沢川　計						250	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
明内川	県	国道橋～明内橋	左岸	堤防高　無堤	久1	470									野田村
明内川	県	国道橋～明内橋	左岸	堤防高	久2	330									野田村
明内川	県	国道橋～明内橋	右岸	堤防高　無堤	久3	1,450									野田村
明内川	県	国道橋～明内橋	右岸	堤防高	久4	350									野田村
明内川　計						2,600	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
遠別川	県	中清水～二又川合流点	左岸	堤防高　無堤	久1	3,000									久慈市
遠別川　計						3,000	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
高家川	県	天満橋～大渡橋	左岸	法崩れ・すべり	久1				1,450						洋野町
高家川	県	天満橋～大渡橋	右岸	法崩れ・すべり	久2				1,450						洋野町
高家川　計						0	(0)	0	2,900	(0)	0	0	0		
川又川	県	小国	左岸	堤防高　無堤	久1	600									久慈市
川又川	県	小国	右岸	堤防高　無堤	久2	800									久慈市
川又川　計						1,400	(0)	0	0	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜県北広域振興局土木部管内＞															
日野沢川	県	荷軽部	左岸	堤防高	久1	450									久慈市
日野沢川	県	荷軽部	右岸	堤防高	久2	1,500									久慈市
日野沢川　計						1,950	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
二又川	県	関	左岸	堤防高　無堤	久1	200									久慈市
二又川	県	関	右岸	堤防高　無堤	久2	350									久慈市
二又川　計						550	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
県北広域振興局土木部管内　計						20,250	3,000	1	30,820	0	0	100	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜二戸土木センター管内＞															
馬淵川	県	大釜	左岸	堤防高　無堤	二1	200								積土のう工	二戸市
馬淵川	県	斗米橋上	右岸	堤防高　無堤	二2	200								積土のう工	二戸市
馬淵川	県	上之橋上流200m	左岸	堤防高　無堤	二3	200								積土のう工	二戸市
馬淵川	県	川原橋上流100m～下流	右岸	堤防高　無堤	二4	0						600		積土のう工	二戸市
馬淵川	県	荒瀬橋～川原橋	左岸	堤防高　無堤	二5	850						350		積土のう工	二戸市
馬淵川	県	万代橋上流200m～下流	右岸	堤防高　無堤	二6	2,100								積土のう工	一戸町
馬淵川	県	万代橋上流600m～下流	左岸	堤防高　無堤	二7	1,100								積土のう工	一戸町
馬淵川	県	西法寺橋上流100m～下流	右岸	堤防高　無堤	二8	400								積土のう工	一戸町
馬淵川	県	岩根橋上流200m～下流	左岸	堤防高　無堤	二9	900								積土のう工	一戸町
馬淵川	県	野中橋上流	右岸	堤防高　無堤	二10	0						200		積土のう工	一戸町
馬淵川	県	辺廻	左岸	堤防高　無堤	二11	150								積土のう工	一戸町
馬淵川	県	川久保橋上流～下流	右岸	堤防高　無堤	二12	150								積土のう工	一戸町
馬淵川	県	名子根橋上流	右岸	堤防高　無堤	二13	150								積土のう工	一戸町
馬淵川　計						~~6,400~~	(0)	0	0	(0)	0	1,150	0		
二ツ石川	県	中里橋上流200m	右岸	堤防高　無堤	二1	200								積土のう工	一戸町
二ツ石川	県	中里橋上流200m	左岸	堤防高　無堤	二2	200								積土のう工	一戸町
二ツ石川　計						400	(0)	0	0	(0)	0	0	0		
安比川	県	大梁橋上流200m～下流	左岸	堤防高　無堤	二1	300								積土のう工	二戸市
安比川	県	春日橋下流450m～上流	右岸	堤防高　無堤	二2	500								積土のう工	二戸市
安比川	県	滝見橋上流	右岸	堤防高	二3				100					積土のう工	二戸市
安比川	県	門崎橋上流	左岸	堤防高	二4				100					積土のう工	二戸市
安比川　計						800	(0)	0	200	(0)	0	0	0		

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A（m）	（他の評価と重複）	工作物A（箇所）	堤防B（m）	（他の評価と重複）	工作物B（箇所）	新堤防・旧川跡(m)	工事施行・破堤跡・陸閘（箇所）		
＜二戸土木センター管内＞															
平糠川	県	小鳥谷	左岸	堤防高	二1				250					積土のう工	一戸町
平糠川	県	小鳥谷	右岸	堤防高	二2				150					積土のう工	一戸町
平糠川　計						0	(0)	0	400	(0)	0	0	0		
小繋川	県	小繋橋下流	左岸	堤防高	二1	80								積土のう工	一戸町
小繋川	県	小繋橋下流	左岸	堤防断面	二2		(80)							木流し工	一戸町
小繋川	県	小繋橋下流	右岸	堤防高	二3	40								積土のう工	一戸町
小繋川	県	小繋橋下流	右岸	堤防断面	二4		(40)							木流し工	一戸町
小繋川	県	小繋橋上流	左岸	堤防高　無堤	二5	100								積土のう工	一戸町
小繋川　計						220	(120)	0	0	(0)	0	0	0		
瀬月内川	県	尾田橋上流100m～下流	左岸	堤防高　無堤	二1	400								積土のう工	軽米町
瀬月内川	県	瀬月内橋下流	左岸	堤防高　無堤	二2	700								積土のう工	軽米町
瀬月内川	県	晴山橋下流100m～上流	左岸	堤防高	二3	300									軽米町
瀬月内川	県	大清水橋上流200m～下流	右岸	堤防高　無堤	二4	0						400		積土のう工	軽米町
瀬月内川	県	山屋橋上流100m～下流	右岸	堤防高	二5	400								積土のう工	九戸村
瀬月内川	県	大向橋上流300m～下流	右岸	堤防高　無堤	二6	400								積土のう工	九戸村
瀬月内川	県	栄橋上流100m～蒔田橋下流200m	右岸	堤防高　無堤	二7	1,780								積土のう工	九戸村
瀬月内川	県	栄橋上流100m～蒔田橋下流200m	左岸	堤防高　無堤	二8	1,780								積土のう工	九戸村
瀬月内川	県	舘の下橋下流	右岸	法崩れ・すべり	二9	100								積土のう工	九戸村
瀬月内川　計						5,860	(0)	0	0	(0)	0	400	0		
二戸土木センター管内　計						~~13,680~~	120	0	600	0	0	1,550	0		

図表 4-1　　気象等予報・警報

1　気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル２ 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル５ 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合
水防活動用 洪水注意報	レベル２ 氾濫注意法	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	レベル３ 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル４ 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル５ 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用 高潮注意報	レベル２ 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	レベル３ 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル４ 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル５ 高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（レベル２大雨注意報発表基準）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）
内陸	盛岡地域	盛岡市	8	北上川流域=30，大沢川流域=5.2， 南川流域=6.8，築川流域=13.9， 濁川流域=7.9，大橋川流域=4.3， 松川流域=18.2，西郡川流域=4.3， 金洗川流域=4.9，砂子川流域=4.4， 諸葛川流域=14.4，米内川流域=12.4， 湯沢川流域=4.6，生出川流域=7.5， 飛田川流域=4.6	北上川流域=（5，26）， 大沢川流域=（5，5.2）， 南川流域=（5，6.8）， 雫石川流域=（6，23.3）， 濁川流域=（5，7.9）， 大橋川流域=（5，4.3）， 松川流域=（6，14.6）， 西郡川流域=（6，3.4）， 金洗川流域=（5，4.9）， 砂子川流域=（5，4.4）， 湯沢川流域=（5，4.5）， 飛田川流域=（6，3.6）
		八幡平市	6	安比川流域=11.4，目名市川流域=5.9， 打田内川流域=6，鍋越川流域=5.1， 松川流域=18.8，赤川流域=17.4， 涼川流域=6.8，押口沢流域=3.6， 小松尾沢川流域=3.1，米代川流域=23.2， 矢神川流域=5.6，大沢川流域=6.5，切通川流域=7.1，寺沢川流域=4.1	安比川流域=（5，9.1）， 目名市川流域=（5，4.7）， 打田内川流域=（5，4.8）， 鍋越川流域=（5，4.4）， 松川流域=（5，15）， 涼川流域=（5，6.1）， 押口沢流域=（5，2.9）， 小松尾沢川流域=（5，2.5）， 米代川流域=（5，18.6）， 矢神川流域=（5，4.5）
		滝沢市	8	北上川流域=43.6，諸葛川流域=11.4， 金沢川流域=6.5，越前堰流域=8.1， 木賊川流域=4.8，巣子川流域=3.9， 仁沢瀬川流域=5.2	金沢川流域=（6，5.2）， 越前堰流域=（6，6.5）， 木賊川流域=（6，4.5）， 巣子川流域=（5，3.9）， 仁沢瀬川流域=（6，4.2）
		雫石町	7	雫石川流域=29.2，黒沢川流域=8.4， 矢櫃川流域=10.4，南畑川流域=14.8， 鶯宿川流域=11.7，赤沢川流域=6.6， 上野沢流域=5.2，志戸前川流域=13.1	雫石川流域=（6，23.4）， 矢櫃川流域=（5，8.2）， 南畑川流域=（5，14.8）， 鶯宿川流域=（5，11.7）， 赤沢川流域=（5，6.6）， 上野沢流域=（5，5.2）
		葛巻町	6	馬淵川流域=14.9，星野川流域=4.6， 山形川流域=9.5，外川川流域=9， 元町川流域=4.4，宇別川流域=8.4， 土谷川流域=6.6	馬淵川流域=（5，13.8）， 星野川流域=（5，3.6）， 山形川流域=（5，9.5）， 外川川流域=（5，9）， 元町川流域=（5，3.5）， 宇別川流域=（5，6.7）， 土谷川流域=（5，6.6）
		岩手町	6	北上川流域=3.2，古舘川流域=8.8， 江刈内川流域=3.6，大坊川流域=8.1， 笈ノ口川流域=2.6，横沢川流域=4.8， 朽木川流域=4.2，太田川流域=3.3， 黒内川流域=6.2，黒石川流域=5.4	北上川流域=（5，2.6）， 古舘川流域=（5，7）， 江刈内川流域=（5，2.9）， 大坊川流域=（5，6.5）， 笈ノ口川流域=（5，2.1）， 横沢川流域=（5，3.9）， 朽木川流域=（5，3.4）， 太田川流域=（5，2.6）， 黒内川流域=（5，5）， 黒石川流域=（5，4.3）
		紫波町	6	滝名川流域=12.4，赤沢川流域=7.7， 平沢川流域=2.6，大坪川流域=3.5， 岩崎川流域=10，沢内川流域=6， 佐比内川流域=5.8，平栗沢流域=2， 中沢川流域=4.2，宮手川流域=7.6	北上川流域=（5，45.3）， 滝名川流域=（5，9.9）， 赤沢川流域=（5，7.7）， 平沢川流域=（5，2.6）， 大坪川流域=（5，3.5）， 岩崎川流域=（5，8）， 沢内川流域=（5，6）， 佐比内川流域=（5，5.8）， 平栗沢流域=（5，1.6）， 中沢川流域=（5，3.3）， 宮手川流域=（5，7.6）
		矢巾町	8	大白沢川流域=4.7，太田川流域=7.6， 岩崎川流域=24，芋沢川流域=4， 向田川流域=2.8，見前川流域=7.5	北上川流域=（5，55.8）， 大白沢川流域=（7，4.7）， 岩崎川流域=（7，1.9）， 芋沢川流域=（6，4）， 向田川流域=（6，2.2）， 見前川流域=（6，7.5）
	二戸地域	二戸市	6	馬淵川流域=25.8，金田一川流域=7.7， 仁左平川流域=5.2，十文字川流域=6.5， 白鳥川流域=6.9，安比川流域=15.7， 中沢川流域=3.3，蒔前川流域=4.3， 川又川流域=6.6，岡本川流域=6.6， 吉田川流域=3.2，太田川流域=5.8， 山内川流域=7	馬淵川流域=（5，16.8）， 金田一川流域=（5，6.2）， 十文字川流域=（5，4.2）， 安比川流域=（5，15.7）， 岡本川流域=（5，6.6）， 吉田川流域=（5，2.6）
		軽米町	6	雪谷川流域=10.2，瀬月内川流域=9.1， 塚内川流域=3.3，笹渡川流域=6.8， 沢尻川流域=3.8，小玉川流域=8.1， 米田川流域=6.4，蛇口川流域=4.9	雪谷川流域=（5，10.2）， 瀬月内川流域=（5，9.1）， 塚内川流域=（5，2.6）， 笹渡川流域=（5，5.4）， 沢尻川流域=（5，3）， 小玉川流域=（5，8.1）， 米田川流域=（5，5.1）， 蛇口川流域=（5，4）
		九戸村	6	雪谷川流域=3.6，瀬月内川流域=7.5， 荒田川流域=2.4，大志田川流域=2.5， 安堵城沢流域=2.3	雪谷川流域=（5，2.9）， 瀬月内川流域=（5，7.5）， 荒田川流域=（5，2.4）， 大志田川流域=（5，2.5）， 安堵城沢流域=（5，1.8）
		一戸町	5	馬淵川流域=21.8，女鹿川流域=8.6， 平糠川流域=4，二ツ石川流域=9.2， 小繋川流域=4.6，田子川流域=4.6	馬淵川流域=（5，17.4）， 平糠川流域=（5，3.2）， 二ツ石川流域=（5，6.9）， 小繋川流域=（5，3.6）， 田子川流域=（5，3.7）

（レベル２大雨注意報発表基準）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）
	花北地域	花巻市	7	飯豊川流域=6.1，豊沢川流域=19.7,後川流域=3.5, 瀬川流域=12.1，添市川流域=9.3, 滝沢川流域=3.6，稗貫川流域=12.6, 葛丸川流域=13，薬師堂川流域=4.8, 台川流域=4.8，小通川流域=3.4, 毒沢川流域=7.2，小又川流域=7.7, 大堰川流域=4.4,中居川流域=11.1	北上川流域=（5，29.1）， 飯豊川流域=（5，5.5）， 豊沢川流域=（5，16.4）， 後川流域=（5，3.4）， 瀬川流域=（5，12.1）， 猿ヶ石川流域=（5，29.7）， 滝沢川流域=（6，2.9）， 稗貫川流域=（5，12.6）， 薬師堂川流域=（5，3.3）， 台川流域=（5，4）， 小通川流域=（6，2.6）， 毒沢川流域=（6，5.8）， 小又川流域=（5，7.7）， 大堰川流域=（5，4.4）， 中居川流域=（6，8.9）
		北上市	7	和賀川流域=37.7，黒沢川流域=6, 飯豊川流域=6.7，夏油川流域=14.2, 尻平川流域=11.1，北本内川流域=14.3	北上川流域=（5，35.2）
		西和賀町	7	和賀川流域=26.8，南本内川流域=17.4, 小鬼ヶ瀬川流域=7，鬼ヶ瀬川流域=9.4, 下前川流域=6.7，本内川流域=9.7, 七内川流域=8.2，横川流域=7.6	和賀川流域=（5，21.4）， 小鬼ヶ瀬川流域=（5，7）， 鬼ヶ瀬川流域=（5，9.4）， 本内川流域=（5，9.7）， 七内川流域=（6，6.6）， 横川流域=（5，7.6）
	遠野地域	遠野市	6	猿ヶ石川流域=31.2，寺沢川流域=4.1, 来内川流域=10.7，早瀬川流域=12.8, 猫川流域=9.2，小鳥瀬川流域=18, 琴畑川流域=7.7，荒川流域=8.8	猿ヶ石川流域=（5，25）， 来内川流域=（5，10.7）， 早瀬川流域=（5，10.2）， 小鳥瀬川流域=（5，18）， 琴畑川流域=（5，6.2）， 荒川流域=（5，7）
	奥州金ケ崎地域	奥州市	7	衣川流域=15.8，太郎ヶ沢川流域=3.4, 岩堰川流域=6.4，太田代川流域=8.8, 胆沢川流域=29.6, 伊手川流域=13.6，浅井川流域=5.6, 荒谷川流域=5.3	北上川流域=（5，37.9）， 衣川流域=（6，12.6）， 太郎ヶ沢川流域=（5，3.3）， 岩堰川流域=（5，6.4）， 人首川流域=（6，15.2）， 伊手川流域=（5，10.9）， 浅井川流域=（6，4.5）， 荒谷川流域=（6，4.2）
		金ケ崎町	5	宿内川流域=6.2，永沢川流域=11.1	－
	両磐地域	一関市	8	金流川流域=11.4，大平川流域=8.3, 中江川流域=4.2，千厩川流域=10.7, 興田川流域=16.2，夏川流域=15.2, 有馬川流域=7.4，黄海川流域=12.3, 林川流域=5.7，竹沢川流域=4.3, 猿沢川流域=7.4，曽慶川流域=6.8, 砂鉄川流域=18，久保川流域=13.3, 市野々川流域=6.8，小猪岡川流域=10.2, 山谷川流域=4.2，本寺川流域=4.8, 仏坂川流域=6.6，大川流域=7.7, 津谷川流域=8.6，田茂木川流域=6.5, 滝沢川流域=6.3	北上川流域=（5，50.6）， 金流川流域=（6，11.4）， 大平川流域=（5，8.3）， 千厩川流域=（5，10.7）， 興田川流域=（5，16.1）， 磐井川流域=（5，28.1）， 有馬川流域=（5，7.4）， 黄海川流域=（5，12.3）， 林川流域=（6，4.6）， 竹沢川流域=（5，4.3）， 猿沢川流域=（6，5.9）， 曽慶川流域=（6，6.8）， 砂鉄川流域=（5，17）， 久保川流域=（5，13.3）， 市野々川流域=（5，6.8）， 小猪岡川流域=（6，8.2）， 山谷川流域=（7，4.1）， 本寺川流域=（5，4.8）， 仏坂川流域=（5，6.1）， 大川流域=（6，6.2）， 津谷川流域=（6，6.9）， 田茂木川流域=（6，5.2）
		平泉町	6	笹谷川流域=3.2，荒川流域=5.6, 太田川流域=8，衣川流域=17, 徳沢川流域=3.6，戸河内川流域=6.8	北上川流域=（5，60.8）， 笹谷川流域=（5，2.6）， 荒川流域=（5，5.6）， 太田川流域=（5，8）， 衣川流域=（5，16.6）， 徳沢川流域=（5，3.2）
沿岸北部	久慈地域	久慈市	6	瀬月内川流域=6.3，安堵城沢流域=1.9, 久慈川流域=21.4，夏井川流域=8.3, 長内川流域=22.6，茅森川流域=5.3, 日野沢川流域=4，遠別川流域=11.3, 小屋畑川流域=6，川又川流域=11.3, 葛形沢流域=10，南畑沢流域=7.6, 二又川流域=5.5，宇部川流域=7.7, 谷地中川流域=6.1，鳥谷川流域=6.3	瀬月内川流域=（5，5）， 安堵城沢流域=（5，1.5）， 久慈川流域=（5，17.9）， 夏井川流域=（5，8.3）， 長内川流域=（5，20.6）， 茅森川流域=（5，5.3）， 日野沢川流域=（5，4）， 遠別川流域=（5，9）， 小屋畑川流域=（5，6）， 川又川流域=（5，11.1）， 葛形沢流域=（5，8）， 南畑沢流域=（5，6.1）， 二又川流域=（5，4.4）， 宇部川流域=（5，7.7）， 谷地中川流域=（5，6.1）， 鳥谷川流域=（5，6.3）
		普代村	8	普代川流域=13.9，茂市川流域=5.6, 力持川流域=6.4	普代川流域=（6，11.4）， 茂市川流域=（6，5.6）， 力持川流域=（5，6.4）
		野田村	6	安家川流域=20.2，宇部川流域=16.8, 明内川流域=5.9，秋田川流域=3.6	安家川流域=（5，16.2）， 宇部川流域=（5，10.9）， 明内川流域=（5，5.9）， 秋田川流域=（5，3.6）

（レベル２大雨注意報発表基準）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）
		洋野町	6	川尻川流域=6.5，大浜川流域=4.9， 有家川流域=7，高家川流域=7.3， 大野川流域=6，蒲の口川流域=3.1， 原子内川流域=8.2，東横山川流域=3.3， 和座川流域=9.7，渋谷川流域=6.1， 土釜川流域=5.2，小山川流域=6.3， 二十一川流域=4.8	川尻川流域=（5，5.2）， 大浜川流域=（5，3.2）， 有家川流域=（5，6.7）， 高家川流域=（5，7.2）， 大野川流域=（5，5.4）， 蒲の口川流域=（5，3）， 原子内川流域=（5，8.2）， 東横山川流域=（5，2.6）， 和座川流域=（5，9.7）， 渋谷川流域=（5，6.1）， 土釜川流域=（5，5.2）， 小山川流域=（5，6.3）， 廿一川流域=（5，4.8）
	宮古地域	宮古市	5	閉伊川流域=26.7，山口川流域=4.4， 近内川流域=7.9，長沢川流域=15， 牛伏沢流域=5.7，飛沢川流域=5.5， 刈屋川流域=21.7，小国川流域=22.4， 夏屋川流域=8，大野川流域=6.2， 北川目沢流域=7.3，平沢流域=4.7， 岩穴沢流域=9.2，尻石沢流域=10.1， 中之又沢流域=5.5，薬師川流域=11.4， 湯沢川流域=5.8，摂待川流域=15.2， 神田川流域=12，八木沢川流域=7.3， 津軽石川流域=20.7，田代川流域=15.5， 根井沢流域=3.2，音部川流域=8.3， 重茂川流域=11.8，女遊戸川流域=7.3， 小田代川流域=7，大沢川流域=8.9， 長内川流域=8.8，石浜沢流域=8.6	閉伊川流域=（5，26.7）， 山口川流域=（5，3.5）， 近内川流域=（5，7.6）， 長沢川流域=（5，12）， 牛伏沢流域=（5，4.5）， 飛沢川流域=（5，4.4）， 刈屋川流域=（5，17.4）， 小国川流域=（5，17.9）， 夏屋川流域=（5，6.4）， 大野川流域=（5，5）， 北川目沢流域=（5，5.8）， 平沢流域=（5，3.8）， 岩穴沢流域=（5，7.4）， 尻石沢流域=（5，8.1）， 中之又沢流域=（5，4.4）， 薬師川流域=（5，9.1）， 湯沢川流域=（5，4.6）， 摂待川流域=（5，12.2）， 神田川流域=（5，9.6）， 八木沢川流域=（5，5.8）， 津軽石川流域=（5，19.3）， 田代川流域=（5，15）， 根井沢流域=（5，2.5）， 音部川流域=（5，6.6）， 重茂川流域=（5，11.8）， 女遊戸川流域=（5，5.8）， 小田代川流域=（5，5.6）， 大沢川流域=（5，7.1）， 長内川流域=（5，7）， 石浜沢流域=（5，8.6）
		山田町	7	津軽石川流域=21.2， 豊間根川流域=4.9， 閖口川流域=9.2，織笠川流域=11.1	津軽石川流域=（5，20）， 閖口川流域=（5，7.7）， 織笠川流域=（5，11）
		岩泉町	6	安家川流域=12.8，年々沢流域=5.2， 折壁川流域=7.3，小本川流域=21.6， 長内川流域=3，鼠入川流域=11， 清水川流域=9.5，宇津野沢流域=5.7， 大川流域=19.7，松橋川流域=6.9， 摂待川流域=9.7，小成川流域=6.6	安家川流域=（6，10.2）， 年々沢流域=（5，4.2）， 折壁川流域=（5，7.3）， 小本川流域=（5，12.6）， 長内川流域=（6，2.4）， 鼠入川流域=（5，11）， 清水川流域=（5，9.5）， 宇津野沢流域=（5，5.7）， 大川流域=（5，15.8）， 松橋川流域=（5，6.9）， 小成川流域=（5，6.6）
		田野畑村	6	三田市川流域=3.8，普代川流域=7.6， 明戸川流域=7.9，平井賀川流域=7， 松前川流域=9.3，白池川流域=5.4， 姫松川流域=6，田代川流域=5.2	－
沿岸南部	釜石地域	釜石市	7	鵜住居川流域=23.3，甲子川流域=22.7， 片岸川流域=12.8，熊野川流域=11	鵜住居川流域=（5，20.1）， 甲子川流域=（5，22.7）， 片岸川流域=（5，12.8）， 熊野川流域=（7，8.4）
		大槌町	6	大槌川流域=15.1，小鎚川流域=13.9	大槌川流域=（5，15）， 小鎚川流域=（5，11）
	大船渡地域	大船渡市	8	甫嶺川流域=7.4，綾里川流域=6.6， 後ノ入川流域=7，盛川流域=20.2， 須崎川流域=7.1，中井川流域=3.6， 立根川流域=7.5，小通川流域=5.4， 鷹生川流域=8.9	甫嶺川流域=（5，6.9）， 綾里川流域=（5，6.6）， 後ノ入川流域=（6，6）， 盛川流域=（5，19.4）， 須崎川流域=（5，7.1）， 立根川流域=（5，6.9）， 小通川流域=（7，5）， 鷹生川流域=（7，8.3）
		陸前高田市	7	気仙川流域=29.1，滝の里川流域=3.8， 矢作川流域=12.3，壷の沢川流域=4.7， 中平川流域=8.4，浜田川流域=4.5， 川原川流域=3.6，長部川流域=5.9	気仙川流域=（6，23.3）， 滝の里川流域=（5，3.8）， 矢作川流域=（6，9.8）， 壷の沢川流域=（5，4.7）， 中平川流域=（6，6.7）， 浜田川流域=（5，4.5）， 川原川流域=（5，3.6）， 長部川流域=（5，5）
		住田町	7	気仙川流域=31.9，大股川流域=17.6， 新切川流域=8.8	気仙川流域=（5，29.9）

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。
※欄中、「○○川流域＝○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。
※欄中、「○○川流域＝△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。
※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。

（レベル３大雨警報発表基準）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準 （表面雨量指数、流域雨量指数）
内陸	盛岡地域	盛岡市	13	北上川流域=37.6，大沢川流域=6.6， 南川流域=10.8，築川流域=17.4， 濁川流域=9.9，大橋川流域=5.4， 松川流域=22.8，西郡川流域=5.4， 金洗川流域=6.2，砂子川流域=5.6， 諸葛川流域=18.1，米内川流域=15.5， 湯沢川流域=5.7，生出川流域=9.4， 飛田川流域=5.7	北上川流域=（6，33.8）， 雫石川流域=（12，35.5）， 大橋川流域=（8，4.8）， 松川流域=（6，20.5）
		八幡平市	13	安比川流域=14.3，目名市川流域=7.4， 打田内川流域=7.7，鍋越川流域=10.2， 松川流域=23.6，赤川流域=21.8， 涼川流域=8.5，押口沢流域=4.5， 小松尾沢川流域=5.3，米代川流域=29.1， 矢神川流域=7，大沢川流域=8.2，切通川流域=8.9，寺沢流域=5.1	安比川流域=（7，12.8）， 打田内川流域=（7，6）， 松川流域=（5，21.2）， 涼川流域=（5，6.8）， 押口沢流域=（5，4）， 米代川流域=（5，26.1）， 矢神川流域=（5，6.3）
		滝沢市	14	北上川流域=54.5，諸葛川流域=14.3， 金沢川流域=8.2，越前堰流域=10.2， 木賊川流域=6.1，巣子川流域=4.9， 仁沢瀬川流域=6.5	木賊川流域=（6，5.4）， 巣子川流域=（6，4.4）
		雫石町	15	雫石川流域=36.5，黒沢川流域=10.6， 矢櫃川流域=13.1，南畑川流域=18.6， 鶯宿川流域=14.7，赤沢川流域=8.3， 上野沢流域=6.6，志戸前川流域=16.4	矢櫃川流域=（5，11.6）， 鶯宿川流域=（5，13.2）， 赤沢川流域=（5，7.4）， 上野沢流域=（5，5.9）
		葛巻町	13	馬淵川流域=18.7，星野川流域=5.7， 山形川流域=11.9，外川川流域=11.3， 元町川流域=5.6，宇別川流域=10.5， 土谷川流域=8.3	馬淵川流域=（5，15.3）， 土谷川流域=（5，7.4）
		岩手町	13	北上川流域=4，古舘川流域=11.2， 江刈内川流域=4.5，大坊川流域=10.2， 笈ノ口川流域=3.3，横沢川流域=6.1， 朽木川流域=5.3，太田川流域=4.1， 黒内川流域=8.2，黒石川流域=8.4	北上川流域=（5，3.6）， 江刈内川流域=（5，4）， 笈ノ口川流域=（11，2.9）， 横沢川流域=（5，5.5）
		紫波町	12	滝名川流域=15.6，赤沢川流域=9.7， 平沢川流域=4.1，大坪川流域=6.9， 岩崎川流域=12.6，沢内川流域=7.6， 佐比内川流域=7.3，平栗沢流域=2.5， 中沢川流域=5.2，宮手川流域=9.6	北上川流域=（5，50.3）， 滝名川流域=（5，14）， 赤沢川流域=（5，9.6）， 平沢川流域=（7，4.1）， 大坪川流域=（9，4）， 岩崎川流域=（5，11.3）， 沢内川流域=（5，6.8）， 佐比内川流域=（5，6.5）， 平栗沢流域=（5，2.2）
		矢巾町	11	大白沢川流域=5.9，太田川流域=9.6， 岩崎川流域=2.6，芋沢川流域=5， 向田川流域=3.6，見前川流域=9.4	大白沢川流域=（8，5.6）， 岩崎川流域=（8，2.1）， 芋沢川流域=（6，5）， 見前川流域=（6，8.4）
	二戸地域	二戸市	8	馬淵川流域=36.3，金田一川流域=11.5， 仁左平川流域=6.6，十文字川流域=13， 白鳥川流域=8.7，安比川流域=29.7， 中沢川流域=4.2，蒔前川流域=5.4， 川又川流域=8.3，岡本川流域=11， 吉田川流域=5.8，太田川流域=7.3， 山内川流域=8.8	馬淵川流域=（5，35.1）， 金田一川流域=（5，10.3）， 安比川流域=（5，19.7）
		軽米町	9	雪谷川流域=19.6，瀬月内川流域=11.4， 塚内川流域=4.1，笹渡川流域=8.6， 沢尻川流域=4.7，小玉川流域=10.9， 米田川流域=8.1，蛇口川流域=6.3	雪谷川流域=（5，17.6）， 瀬月内川流域=（5，11.4）， 笹渡川流域=（5，7.7）， 沢尻川流域=（5，4.2）， 米田川流域=（5，7.2）， 蛇口川流域=（5，5.6）
		九戸村	10	雪谷川流域=4.5，瀬月内川流域=9.4， 荒田川流域=3，大志田川流域=3.2， 安堵城沢流域=3.9	雪谷川流域=（7，4）， 瀬月内川流域=（5，8.4）， 荒田川流域=（5，2.7）
		一戸町	11	馬淵川流域=27.3，女鹿川流域=10.8， 平糠川流域=5，二ツ石川流域=11.6， 小繋川流域=5.7，田子川流域=5.8	馬淵川流域=（5，27）， 平糠川流域=（5，4.5）， 小繋川流域=（5，5.1）
	花北地域	花巻市	15	飯豊川流域=7.7，豊沢川流域=24.7， 後川流域=4.4， 瀬川流域=15.2，添市川流域=11.7， 滝沢川流域=5.6，稗貫川流域=15.8， 葛丸川流域=16.3，薬師堂川流域=6， 台川流域=6，小通川流域=4.3， 毒沢川流域=9.1，小又川流域=9.7， 大堰川流域=5.6，中居川流域=13.9	北上川流域=（5，32.3）， 飯豊川流域=（5，6.1）， 豊沢川流域=（9，18.2）， 後川流域=（5，4.2）， 猿ヶ石川流域=（5，37.8）， 薬師堂川流域=（5，3.7）， 台川流域=（5，4.4）， 小又川流域=（5，8.7）
		北上市	15	和賀川流域=47.2，黒沢川流域=7.5， 飯豊川流域=8.4，夏油川流域=17.8， 尻平川流域=13.9，北本内川流域=17.9	北上川流域=（5，83.3）
		西和賀町	15	和賀川流域=33.5，南本内川流域=21.8， 小鬼ヶ瀬川流域=8.8，鬼ヶ瀬川流域=11.8， 下前川流域=8.4，本内川流域=12.2， 七内川流域=10.3，横川流域=9.6	和賀川流域=（5，30.1）， 横川流域=（5，8.6）
	遠野地域	遠野市	15	猿ヶ石川流域=39.1，寺沢川流域=5.1， 来内川流域=13.4，早瀬川流域=16.1， 猫川流域=11.6，小烏瀬川流域=22.6， 琴畑川流域=9.7，荒川流域=11.1	猿ヶ石川流域=（5，35.1）， 早瀬川流域=（5，14.4）， 小烏瀬川流域=（5，20.3）， 琴畑川流域=（5，8.7）
	奥州金ケ崎地域	奥州市	12	衣川流域=19.8，太郎ヶ沢川流域=4.3， 岩堰川流域=8，太田代川流域=11.1， 胆沢川流域=37.1，伊手川流域=17，浅井川流域=7.1，荒谷川流域=6.7	北上川流域=（5，54.1）， 衣川流域=（9，19.6）， 伊手川流域=（5，15.4）
		金ケ崎町	14	宿内川流域=7.8，永沢川流域=13.9	－

（レベル３大雨警報発表基準）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）
	両磐地域	一関市	13	金流川流域=17.2，大平川流域=12.6， 中江川流域=5.2，千厩川流域=13.4， 興田川流域=20.3，夏川流域=19.1， 有馬川流域=10.2，黄海川流域=16.9， 林川流域=7.2，竹沢川流域=5.4， 猿沢川流域=9.3，曽慶川流域=8.6， 砂鉄川流域=22.5，久保川流域=16.7， 市野々川流域=8.5，小猪岡川流域=12.8， 山谷川流域=5.2，本寺川流域=6， 仏坂川流域=8.3，大川流域=9.7， 津谷川流域=10.8，田茂木川流域=8.2， 滝沢川流域=7.9	北上川流域=（6，62.8）， 金流川流域=（6，15.4）， 大平川流域=（6，11.3）， 千厩川流域=（6，12）， 興田川流域=（6，18.2）， 磐井川=（6，32.8）， 林川流域=（6，6.4）， 猿沢川流域=（6，8.3）， 曽慶川流域=（6，8.6）， 砂鉄川流域=（6，20.2）， 山谷川流域=（8，4.6）， 大川流域=（6，8.7）
		平泉町	14	笹谷川流域=6，荒川流域=7， 太田川流域=10.1，衣川流域=27.2， 徳沢川流域=5.9，戸河内川流域=8.5	ー
沿岸北部	久慈地域	久慈市	8	瀬月内川流域=7.9，安堵城沢流域=2.4， 久慈川流域=42.8，夏井川流域=14， 長内川流域=28.3，茅森川流域=6.7， 日野沢川流域=5.1，遠別川流域=14.2， 小屋畑川流域=7.5，川又川流域=14.2， 葛形沢流域=12.5，南畑沢流域=9.5， 二又川流域=6.9，宇部川流域=9.7， 谷地中川流域=7.7，鳥谷川流域=7.9	久慈川流域=（5，39.1）， 夏井川流域=（5，14）， 長内川流域=（5，22.9）， 小屋畑川流域=（5，6.7）， 宇部川流域=（5，8.7）， 鳥谷川流域=（5，7.1）
		普代村	12	普代川流域=17.4，茂市川流域=7.1， 力持川流域=8.1	普代川流域=（6，16）， 茂市川流域=（6，7.1）
		野田村	10	安家川流域=25.3，宇部川流域=21.1， 明内川流域=7.4，秋田川流域=4.5	宇部川流域=（9，13.1）， 明内川流域=（5，6.6）
		洋野町	13	川尻川流域=11.3，大浜川流域=9.7， 有家川流域=8.7，高家川流域=9.1， 大野川流域=7.6，蒲の口川流域=3.9， 原子内川流域=10.3，東横山川流域=4.2， 和座川流域=12.2，渋谷川流域=7.7， 土釜川流域=6.6，小山川流域=7.9， 二十一川流域=6.1	川尻川流域=（5，10.1）， 大浜川流域=（5，8.7）， 原子内川流域=（5，9.2）
	宮古地域	宮古市	11	閉伊川流域=53.3，山口川流域=5.6， 近内川流域=9.9，長沢川流域=18.8， 牛伏沢流域=7.2，飛沢川流域=6.9， 刈屋川流域=27.2，小国川流域=28， 夏屋川流域=10.1，大野川流域=7.8， 北川目沢流域=9.2，平沢流域=5.9， 岩穴沢流域=11.6，尻石沢流域=12.7， 中之又沢流域=6.9，薬師川流域=14.3， 湯沢川流域=7.3，摂待川流域=19， 神田川流域=15，八木沢川流域=9.2， 津軽石川流域=27.1，田代川流域=19.4， 根井沢流域=4，音部川流域=10.4， 重茂川流域=14.8，女遊戸川流域=9.2， 小田代川流域=8.8，大沢川流域=11.2， 長内川流域=11.1，石浜沢流域=10.8	閉伊川流域=（5，50.2）， 近内川流域=（5，8.5）， 長沢川流域=（9，14.9）， 牛伏沢流域=（5，6.3）， 刈屋川流域=（5，24.4）， 小国川流域=（5，25.2）， 夏屋川流域=（5，9）， 平沢流域=（5，5.3）， 岩穴沢流域=（5，10.4）， 尻石沢流域=（5，11.4）， 薬師川流域=（5，12.8）， 摂待川流域=（5，17.1）， 神田川流域=（5，13.5）， 八木沢川流域=（5，7.8）， 津軽石川流域=（5，27.1）， 田代川流域=（5，17.4）， 根井沢流域=（5，3.5）， 音部川流域=（5，9.3）， 重茂川流域=（5，13.3）， 小田代川流域=（5，7.9）， 長内川流域=（5，9.9）， 石浜沢川流域=（5，9.7）
		山田町	10	津軽石川流域=26.6，豊間根川流域=6.3， 関口川流域=11.6，織笠川流域=13.9	織笠川流域=（5，12.5）
		岩泉町	13	安家川流域=16，年々沢流域=6.5， 折壁川流域=9.2，小本川流域=43.2， 長内川流域=3.8，鼠入川流域=13.8， 清水川流域=11.9，宇津野沢流域=7.2， 大川流域=24.7，松橋川流域=8.7， 摂待川流域=12.2，小成川流域=8.3	安家川流域=（6，16）， 年々沢流域=（5，5.8）， 折壁川流域=（5，8.2）， 小本川流域=（5，38.8）， 長内川流域=（6，3.4）， 鼠入川流域=（5，12.4）， 清水川流域=（5，10.7）， 宇津野沢流域=（5，6.4）， 大川流域=（5，22.2）， 松橋川流域=（5，7.8）
		田野畑村	11	三田市川流域=4.7，普代川流域=9.5， 明戸川流域=9.9，平井賀川流域=8.8， 松前川流域=11.7，白池川流域=6.8， 姫松川流域=7.5，田代川流域=6.6	ー
沿岸南部	釜石地域	釜石市	10	鵜住居川流域=29.2，甲子川流域=28.4， 片岸川流域=16.1，熊野川流域=13.8	鵜住居川流域=（5，22.3）
		大槌町	9	大槌川流域=22.9，小鎚川流域=17.4	大槌川流域=（5，20.5）， 小鎚川流域=（5，12.2）
	大船渡地域	大船渡市	12	甫嶺川流域=9.3，綾里川流域=8.3， 後ノ入川流域=8.8，盛川流域=25.3， 須崎川流域=8.9，中井川流域=4.5， 立根川流域=9.4，小通川流域=6.8， 鷹生川流域=11.2	ー
		陸前高田市	10	気仙川流域=36.4，滝の里川流域=5.9， 矢作川流域=15.4，壷の沢川流域=7.1， 中平川流域=10.6，浜田川流域=6.6， 川原川流域=4.5，長部川流域=7.4	気仙川流域=（9，30.9）， 矢作川流域=（7，13.8）， 川原川流域=（5，4.5）
		住田町	13	気仙川流域=39.9，大股川流域=22.1， 新切川流域=11	気仙川流域=（5，33.6）

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。
※欄中、「○○川流域＝○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。
※欄中、「○○川流域＝△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。
※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“ー”で示している。

（レベル４大雨危険警報発表基準）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	その他のレベル４大雨危険警報（外水氾濫）対象河川
内陸	盛岡地域	盛岡市	-	北上川流域=51.6，大沢川流域=7.3， 南川流域=11.9，築川流域=19.1， 松川流域=36.9， 諸葛川流域=19.9， 米内川流域=17.1， 生出川流域=10.3	中津川，木賊川，新川，見前川，乙部川，根田茂川，向井沢川， 軽松沢川，丹藤川，末崎川，外山川
		八幡平市	-	安比川流域=24.3， 打田内川流域=8.5，鍋越川流域=11,2， 松川流域=27.8，赤川流域=24， 涼川流域=13.6， 米代川流域=32， 矢神川流域=9.1	長川，黒沢川，兄川，瀬の沢川，大又沢川，根石川，尻志田川
		滝沢市	-	諸葛川流域=15.7， 木賊川流域=7.2，巣子川流域=5.9	-
		雫石町	-	雫石川流域=40.2， 矢櫃川流域=15.7， 鶯宿川流域=16.2，	南川（雫石町），外桝沢川，葛根田川
		葛巻町	-	馬淵川流域=20.6，星野川流域=7.4， 山形川流域=16.3， 元町川流域=7.3，	-
		岩手町	-	北上川流域=6.1	丹藤川
		紫波町	-	滝名川流域=18.5，赤沢川流域=13.4， 岩崎川流域=16.4， 佐比内川流域=8.8	太田川，黒沢川，彦部川，姉市川，天王川
		矢巾町	-	大白沢川流域=7.5，太田川流域=10.6， 岩崎川流域=3.9，芋沢川流域=6.3， 見前川流域=11.4	-
	二戸地域	二戸市	-	馬淵川流域=51.6， 安比川流域=39.8	-
		軽米町	-	雪谷川流域=21.9，瀬月内川流域=21.8， 小玉川流域=12，	-
		九戸村	-	雪谷川流域=7.1，瀬月内川流域=17	-
		一戸町	-	馬淵川流域=37.3，女鹿川流域=11.9， 平糠川流域=5.8，二ツ石川流域=12.8， 小繋川流域=9.3	龍頭川，小井田川，宇別川
	花北地域	花巻市	-	豊沢川流域=27.2， 後川流域=4.9， 瀬川流域=16.7，添市川流域=12.9， 滝沢川流域=6.2，稗貫川流域=24.2， 葛丸川流域=17.9，薬師堂川流域=6.6， 毒沢川流域=10，小又川流域=10.7， 大堰川流域=6.2，中居川流域=15.3	姉市川，寒沢川，瀬の沢川，三ツ沢川，枇杷沢川，鍋割川，幸田川，鳴沢川，耳取川，旭の又川，八木巻川，折壁川，
		北上市	-	和賀川流域=51.9， 夏油川流域=19.6	口内川
		西和賀町	-	和賀川流域=38.7， 鬼ヶ瀬川流域=13， 下前川流域=9.2，本内川流域=13.4， 七内川流域=11.3，横川流域=10.6	左草川，遠巣谷川，松川，小荒沢川
	遠野地域	遠野市	-	猿ヶ石川流域=44， 来内川流域=14.7，早瀬川流域=24.7， 猫川流域=12.8，小烏瀬川流域=24.9， 荒川流域=12.2	河内川，中沢川，赤沢川，東禅寺川，滝川，五日市川，宮守川， 達曽部川，宿川，小友川，長野川，藤倉川，砂子沢川，山谷川
	奥州金ケ崎地域	奥州市	-	衣川流域=26.6， 岩堰川流域=8.8，太田代川流域=12.2， 胆沢川流域=40.8，伊手川流域=18.7， 荒谷川流域=7.4	人首川，滝ノ沢川，南股川，北沢川，澱河沢川，白鳥川，天神川 山内川，徳沢川，小田代川，広瀬川，口内川，田谷川
		金ケ崎町	-	宿内川流域=8.6，永沢川流域=15.3	胆沢川，黒沢川，渋川
	両磐地域	一関市	-	金流川流域=18.9，大平川流域=13.9， 中江川流域=5.7，千厩川流域=18.7， 興田川流域=22.3，夏川流域=21， 有馬川流域=11.2，黄海川流域=18.6， 猿沢川流域=10.2，曽慶川流域=12， 砂鉄川流域=33.5， 市野々川流域=9.4，小猪岡川流域 =14.1， 山谷川流域=7.1，本寺川流域=6.6， 津谷川流域=12，田茂木川流域=9， 滝沢川流域=8.7	磐井川，吸川，新山川，久保川，栃倉川，磯田川，上油田川，刈 生沢，番台川，二股川 砂子田川，鳥海川
		平泉町	-	太田川流域=11.1，衣川流域=29.9， 徳沢川流域=6.5，戸河内川流域=9.4	小金沢川

（レベル４大雨危険警報発表基準）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	その他のレベル４大雨危険警報（外水氾濫）対象河川
沿岸北部	久慈地域	久慈市	-	瀬月内川流域=8.7, 久慈川流域=47.6，夏井川流域=15.4, 長内川流域=31.1, 小屋畑川流域=8.3, 宇部川流域=11.4, 鳥谷川流域=8.9	-
		普代村	-	普代川流域=19.2	-
		野田村	-	安家川流域=29.3，宇部川流域=23.2, 明内川流域=8.5，秋田川流域=5	-
		洋野町	-	川尻川流域=12.4, 有家川流域=17.4, 大野川流域=9.4	-
	宮古地域	宮古市	-	閉伊川流域=58.6, 長沢川流域=20.7, 刈屋川流域=29.9, 神田川流域=16.5, 津軽石川流域=29.8，田代川流域=21.3,	-
		山田町	-	津軽石川流域=29.3, 関口川流域=12.8，織笠川流域=18.5	馬指野川，大沢川，荒川川
		岩泉町	-	安家川流域=25.9, 小本川流域=50.7, 清水川流域=13.1, 大川流域=27.4,	-
		田野畑村	-	普代川流域=10.5	-
沿岸南部	釜石地域	釜石市	-	鵜住居川流域=32.1，甲子川流域=31.2	小川川
		大槌町	-	大槌川流域=25.2，小鎚川流域=19.1	-
	大船渡地域	大船渡市	-	綾里川流域=9.1, 盛川流域=27.8,	浦浜川
		陸前高田市	-	気仙川流域=50, 矢作川流域=21.4	-
		住田町	-	気仙川流域=43.9，大股川流域=24.3,	-

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載。主な河川のない市町村等の基準は空欄としている。
※欄中、「○○川流域＝○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。
※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。

（大雨警報を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時 10 分毎に更新）。

（レベル４高潮危険警報発表基準）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
沿岸北部	久慈地域	久慈市	4.0m
		普代村	7.7m
		野田村	7.1m
		洋野町	3.3m
	宮古地域	宮古市	2.0m
		山田町	2.0m
		岩泉町	2.9m
		田野畑村	9.3m
	釜石地域	釜石市	4.9m
		大槌町	11.3m
	大船渡地域	大船渡市	2.5m
		陸前高田市	3.5m

【備考】
※高潮危険警報の発表基準は、その基準を超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定する。
※レベル４高潮危険警報、レベル３高潮警報及びレベル２高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表する。
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。

（大雨・高潮特別警報発表基準）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量 となる大雨が予想される場合
高潮	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合

（津波警報・注意報の種類）

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

（ア）種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合）

津 波 警 報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで０.２ｍ以上、１ｍ以下の場合）

津 波 予 報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

（イ）発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 （発表基準）	数値での 表現	巨大地震の 場合の表現
大津波警報	１０ｍ＜予想される津波の最大波の高さ	１０ｍ超	巨大
	５ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦１０ｍ	１０ｍ	
	３ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦５ｍ	５ｍ	
津波警報	１ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦３ｍ	３ｍ	高い
津波注意報	０．２ｍ≦予想される津波の最大波の高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記しない）

（注）１　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（津波注意報発表基準）

津波予報区	区域	発表基準
岩手県	岩手県	岩手県で予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2 メートル以上１メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合
【備考】－		

（津波警報発表基準）

津波予報区	区域	発表基準
岩手県	岩手県	（大津波警報） 岩手県で予想される津波の最大波の高さが高いところで３メートルを超える場合 （津波警報） 岩手県で予想される津波の最大波の高さが高いところで１メートルを超え、３メートル以下である場合
【備考】－		

（ウ）津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

（津波情報の種類）

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。 ※各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

（注）３　津波警報等の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが１ｍ以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが２０ｃｍ未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関す

る情報では、沿岸からの距離が 100km 以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で３m以下、津波警報を発表している沿岸で１m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、 推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が 100km を超える観測点について、 津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

4　気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

（エ）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	２０ｃｍ未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも２０ｃｍ未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

（気象庁が発表する特別警報）（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、洪水、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

２　その他

（警報の種類と想定される被害）

種　類		想定される被害　（★：記録的な現象での被害）
波浪警報		●船舶の沈没・転覆・漂流・座礁 ●水産業施設の流失　●海岸の浸食 ★防波堤や護岸を越えた高波による家屋の倒壊・浸水など
高潮警報		●船舶の流出　●沿岸内陸の浸水 ●塩水害　●河川の氾濫（河口付近） ★防波堤や護岸を越えた高波による家屋の倒壊・浸水など
大雨警報	内水氾濫	●がけ崩れ・山崩れ　●土石流 ●線路・軌道の損壊（埋没、路肩崩壊、盛り土崩土） ●道路の損壊（埋没、路肩崩壊、路面陥没） ●交通障害(道路の冠水、立体交差トンネルの水没、通行止め) ★地下空間（ビル、地下鉄など）の浸水 ★農地の冠水 ★地下埋設ライフライン（ガス、水道、電気など）の損壊・不通など
	外水氾濫	●大河川の増水・氾濫　●堤防の損壊 ●河川敷内施設の流失・損壊 ★堤防の決壊　★家屋の流失 ★護岸の浸食　★橋梁の流失・損壊 ★氾濫域の土砂堆積（家屋、農地、交通） ★溜め池の損壊 ★たん水害 （洪水・浸水後、低地や農地などに水が溜まって引かない状態が持続）など

（注意報の種類と想定される被害）

種　類		想定される被害　（★：記録的な現象での被害）
波浪注意報		●船舶の損壊 ●港湾施設の損壊 ●水産業施設の損壊など
高潮注意報		●船舶の損壊 ●港湾施設の損壊 ●河川の水位上昇（河口付近）など
大雨注意報	内水氾濫	●小規模なが け崩れ（宅地造成地など） ●路肩崩壊 ●落石 ●排水溝・下水溝の氾濫 ●低地の浸水など
	外水氾濫	●河川の増水

（地震に関する情報）

種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の 最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地 震動階級や長周期地震動の周期別階級等を 発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(火山に関する情報)

(ア)噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(イ)噴火予報

仙台管区気象台が、火山現象の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

種類	内容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から少し離れた所まで、又は火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が予想される又は発生した場合に降灰量の分布及び小さな噴石の落下範囲を予測して発表。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

(ウ)噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する指標。

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	岩木山、八甲田山、十和田、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、 蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山

(噴火警戒レベルが運用されている火山)

名称	対象範囲	噴火警戒レベル(キーワード)	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル 5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある
		レベル 4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル 3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル 2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	レベル 1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

（噴火警戒レベルが運用されていない火山）

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まってきていると予想される。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(エ)噴火速報

仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

（特別警報）

(ア)特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
高潮	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

（イ） 特別警報の指標

【雨を要因とする特別警報の指標】

・大雨特別警報(浸水害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※1 がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表します。

①　　表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。

②　　流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

※1 激しい雨：1 時間に概ね 30㎜ 以上の雨

・大雨特別警報(土砂災害)の場合
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※2 がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します。
※2　激しい雨：1 時間に概ね 30mm 以上の雨

【台風等を要因とする特別警報の指標】

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。

【雪を要因とする特別警報の指標】

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつその後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表します。

図表4-2　水防上必要な気象等予報・警報の伝達系統図

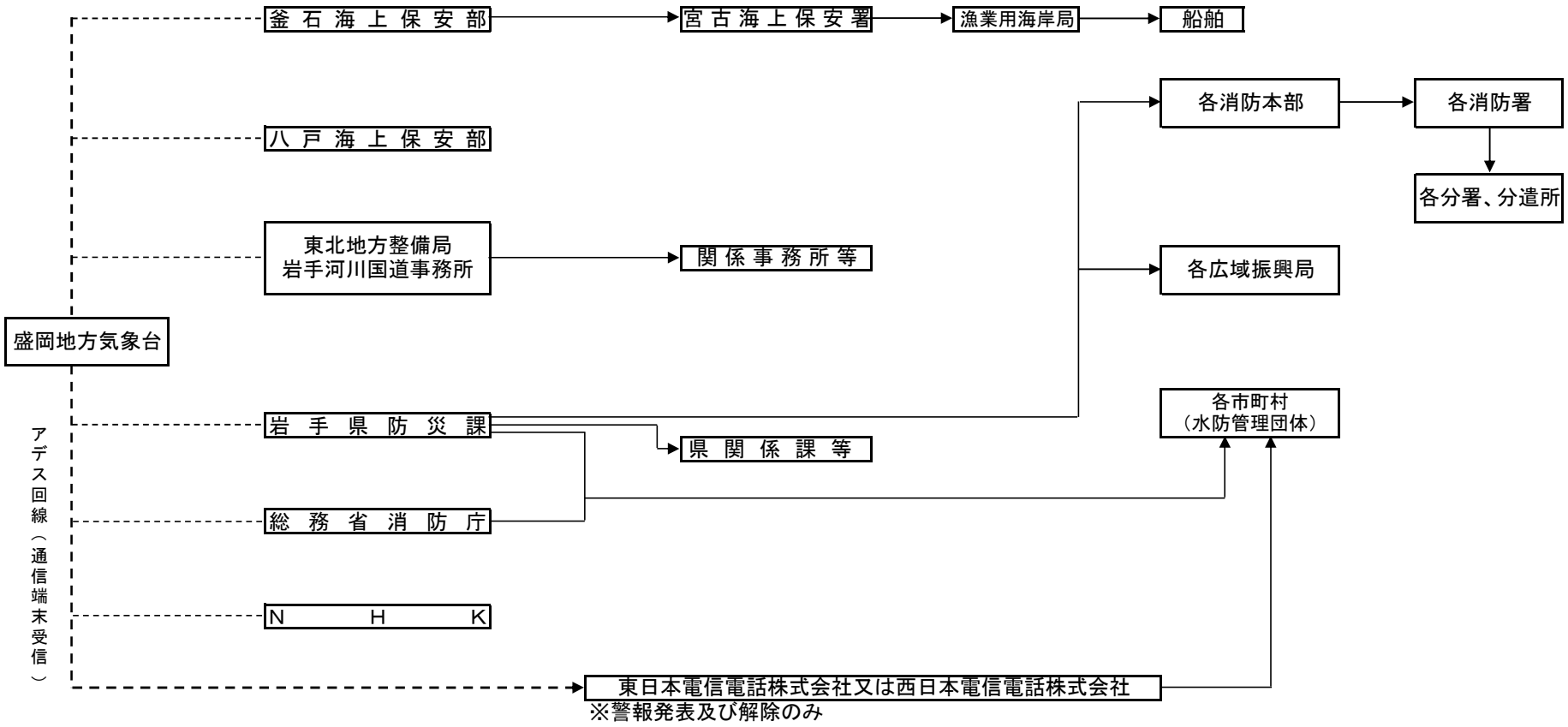

図表4-3　北上川上流(雫石川・中津川・豊沢川・和賀川・胆沢川・人首川・磐井川・砂鉄川を含む)、雫石川、猿ヶ石川洪水予報

情報名	発表基準
レベル２ 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
レベル３ 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
レベル４ 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
レベル５ 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 ※レベル５氾濫特別警報と一体的に発表 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
レベル２ 氾濫注意報 (警報解除)	レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。
レベル２ 氾濫注意報解除	レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険警報、レベル３氾濫警報又はレベル２氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

指定河川洪水予報の標題、見出し、主文の例

No.	標題	見出し	主文
10	○○川レベル２氾濫注意報解除	○○川では、氾濫注意水位を下回る	○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫注意水位」を下回りました。
20	○○川レベル２氾濫注意報 （警報解除） （警戒レベル２情報）	○○川では、 氾濫注意水位を上回る水位が続く見込み	【警戒レベル２に引下げ】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 ○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
20	○○川レベル２氾濫注意報 （警報解除） （警戒レベル２情報）	○○川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み	【警戒レベル２に引下げ】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 ○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
21	○○川レベル２氾濫注意報 （警戒レベル２情報）	○○川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み	【警戒レベル２】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 ○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
22	○○川レベル２氾濫注意報 （警戒レベル２情報）	○○川では、当分の間、氾濫注意水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル２】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 ○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。
23	○○川レベル２氾濫注意報 （警戒レベル２情報）	○○川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	【警戒レベル２】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 ○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。
30	○○川レベル３氾濫警報 （警戒レベル３相当情報）	○○川では、避難判断水位を上回る水位が続く見込み	【警戒レベル３相当に引下げ】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 高齢者等避難の発令の目安に引下げます。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
32	○○川レベル３氾濫警報 （警戒レベル３相当情報）	○○川では、当分の間、避難判断水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル３相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
33	○○川レベル３氾濫警報 （警戒レベル３相当情報）	○○川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	【警戒レベル３相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
34	○○川レベル３氾濫警報 （警戒レベル３相当情報）	○○川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル３相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
35	○○川レベル３氾濫警報 （警戒レベル３相当情報）	○○川では、今後、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル３相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、○○日○○時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。
42	○○レベル４川氾濫危険警報 （警戒レベル４相当情報）	○○川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
43	○○川レベル４氾濫危険警報 （警戒レベル４相当情報）	○○川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり	【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫危険水位」に到達しました。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
45	○○川レベル４氾濫危険警報 （警戒レベル４相当情報）	○○川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれあり	【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
52	○○川レベル５氾濫特別警報／氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報）	○○川では氾濫が発生中 氾濫発生箇所：○○川●●市●●地区（△△岸）	【警戒レベル５相当】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地区（△△岸）付近より氾濫しています。 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
53	○○川レベル５氾濫特別警報／氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報）	○○川では、氾濫が発生 氾濫発生箇所：○○川●●市●●地区（△△岸）	【警戒レベル５相当】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地区（△△岸）付近において氾濫の発生を確認しました。 直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
54	○○川レベル５氾濫特別警報／氾濫発生情報	○○川では、氾濫しているおそれ 氾濫のおそれがある区間：○○川○○基準観測所受け持ち区間	【警戒レベル５相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間 災害が発生しているおそれがあります。○○川の○○基準観測所（○○市）では、「氾濫発生水位」に到達しました。○○川では既に氾濫が発生している可能性があり、○○市、○○市、○○町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

＊52、53、54をPDF形式で発表する場合には、気象庁の「レベル５氾濫特別警報」とともに発表となるため、「レベル５氾濫特別警報／氾濫発生情報」となることに留意する。

＊52、53の見出し文及び主文の「氾濫が」の前には状況に応じて選択した、決壊による・越水による・溢水による・空欄のどれかが記載される。
＊堤防損傷、施設機能支障などにより氾濫による著しい危険が切迫していると認められた場合には、５３の見出し・主文にその旨を記載する。

洪水予報（国土交通省又は都道府県・気象庁共同発表）　発表形式（例）

正規

○○川レベル２氾濫注意報
（警戒レベル２情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　○　○　年　○　月　○　日　○　○　時　○　○　分
○○河川事務所・○○地方気象台　共同発表

（見出し）

○○川では、避難判断水位に到達したが、
今後、水位は上昇しない見込み

（主文）

【警戒レベル２】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間
○○川の○○基準観測所（○○市）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル２】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川レベル２氾濫注意報（警戒レベル２情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		2	2
	水位又は流量	現況	3 （レベル３水位超過）	2 （レベル２水位超過）
		予測		
更新	○○市		2	－
更新	△△市		2	2
	○○町		－	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル２								
○○ （○○市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル２								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	○○ 水位観測所	△△ 水位観測所	
	○○市	△△市	
受け持ち区間	○○川 左岸　○○市○○地区から○○地区まで 右岸　○○市○○地区から○○地区まで	○○川 左岸　△△市△△地区から△△地区まで 左岸　△△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

イメージ　今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ　川の防災情報 洪水予報画面

イメージ　水害リスクライン

イメージ　浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX
気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

図表4-4　北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報、水防警報及び氾濫・決壊・漏水等の通報を行う河川名、区域等

予報区域名		北上川上流（雫石川・中津川・豊沢川・和賀川・胆沢川・人首川・磐井川・砂鉄川を含む）、雫石川、猿ヶ石川洪水予報			
担当機関名（洪水予報）		国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所　、　盛岡地方気象台			
担当機関名（水防警報）		国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所			
本川 支川	河川名	区域　（左岸） 区域　（右岸）	観測所名	区域を所管する機関名	
				県	市町村
本川	北上川	左岸　盛岡市岩脇町14番地先から盛岡市中津川合流点まで 右岸　盛岡市下厨川字赤平4番地先から盛岡市雫石川合流点まで	館坂橋	盛岡広域振興局土木部	盛岡市
本川	北上川	左岸　盛岡市中津川合流点から矢巾町紫波町界まで 右岸　盛岡市雫石川合流点から矢巾町紫波町界まで	明治橋	盛岡広域振興局土木部	盛岡市、 矢巾町
本川	北上川	矢巾町紫波町界から花巻市東雲橋まで	紫波橋	盛岡広域振興局土木部、 花巻土木センター	紫波町、 花巻市
本川	北上川	花巻市東雲橋から北上市昭和橋まで	朝日橋	花巻土木センター、 北上土木センター	花巻市、 北上市
本川	北上川	左岸　北上市昭和橋から北上市奥州市界まで 右岸　北上市昭和橋から北上市金ケ崎町界まで	男山	北上土木センター	北上市
本川	北上川	左岸　奥州市北上市界から奥州市藤橋まで 右岸　金ケ崎町北上市界から奥州市藤橋まで	桜木橋	県南広域振興局土木部	金ケ崎町、 奥州市
本川	北上川	奥州市藤橋から平泉町新高館橋まで	大曲橋	県南広域振興局土木部、 一関土木センター	奥州市、 平泉町
本川	北上川	左岸　平泉町新高館橋から一関市舞川荷掛場地先まで 右岸　平泉町新高館橋から一関市弥栄北ノ沢地先まで	狐禅寺	一関土木センター、 千厩土木センター	平泉町、 一関市
本川	北上川	左岸　一関市舞川荷掛場地先から宮城県境まで 右岸　一関市弥栄北ノ沢地先から宮城県境まで	諏訪前	一関土木センター、 千厩土木センター	一関市
支川	雫石川	左岸　盛岡市城西町51番の1地先太田橋下流端から北上川合流点まで 右岸　盛岡市下太田字下川原137番の1地先太田橋下流端から北上川合流点まで	明治橋 （北上川）	盛岡広域振興局土木部	盛岡市
支川	雫石川	左岸　盛岡市繁字山根200番の14地先から盛岡市城西町51番の1地先太田橋下流端まで 右岸　盛岡市繁字北の浦118番の3地先から盛岡市下太田字下川原137番の1地先太田橋下流端まで	太田橋	盛岡広域振興局土木部	滝沢市、 盛岡市
支川	中津川	盛岡市浅岸字柿木平58番の1地先の市道水道橋下流端から北上川合流点まで	山岸	盛岡広域振興局土木部	盛岡市
支川	猿ヶ石川	左岸　花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで 右岸　花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで	安野	花巻土木センター、 北上土木センター	花巻市、 北上市
支川	豊沢川	左岸　花巻市豊沢町50番地先から北上川合流点まで 右岸　花巻市桜町1丁目26番の1地先から北上川合流点まで	朝日橋 （北上川）	花巻土木センター、 北上土木センター	花巻市、 北上市
支川	和賀川	左岸　北上市黒沢尻町字町分第20地割68番の2地先から北上川合流点まで 右岸　北上市鬼柳町下鬼柳第5地割15番の1地先から北上川合流点まで	男山 （北上川）	北上土木センター	北上市
支川	胆沢川	左岸　胆沢郡金ヶ崎町大字西根字土橋上68番地先から北上川合流点まで 右岸　奥州市水沢佐倉河字八ツ口62番の2地先から北上川合流点まで	桜木橋 （北上川）	県南広域振興局土木部	金ケ崎町、 奥州市
支川	人首川	左岸　奥州市水沢羽田町森91番の4地先から北上川合流点まで 右岸　奥州市江刺愛宕字金谷364番地先から北上川合流点まで	桜木橋 （北上川）	県南広域振興局土木部	奥州市
支川	磐井川	一関市山目字里前40番の2地先の県道橋下流端から北上川合流点まで	釣山	一関土木センター	一関市
支川	砂鉄川	左岸　一関市東山町松川字岩の下21番地先から北上川合流点まで 右岸　一関市東山町松川字岩の下39番地先から北上川合流点まで	妻神	千厩土木センター	一関市

図表4-5　　北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図

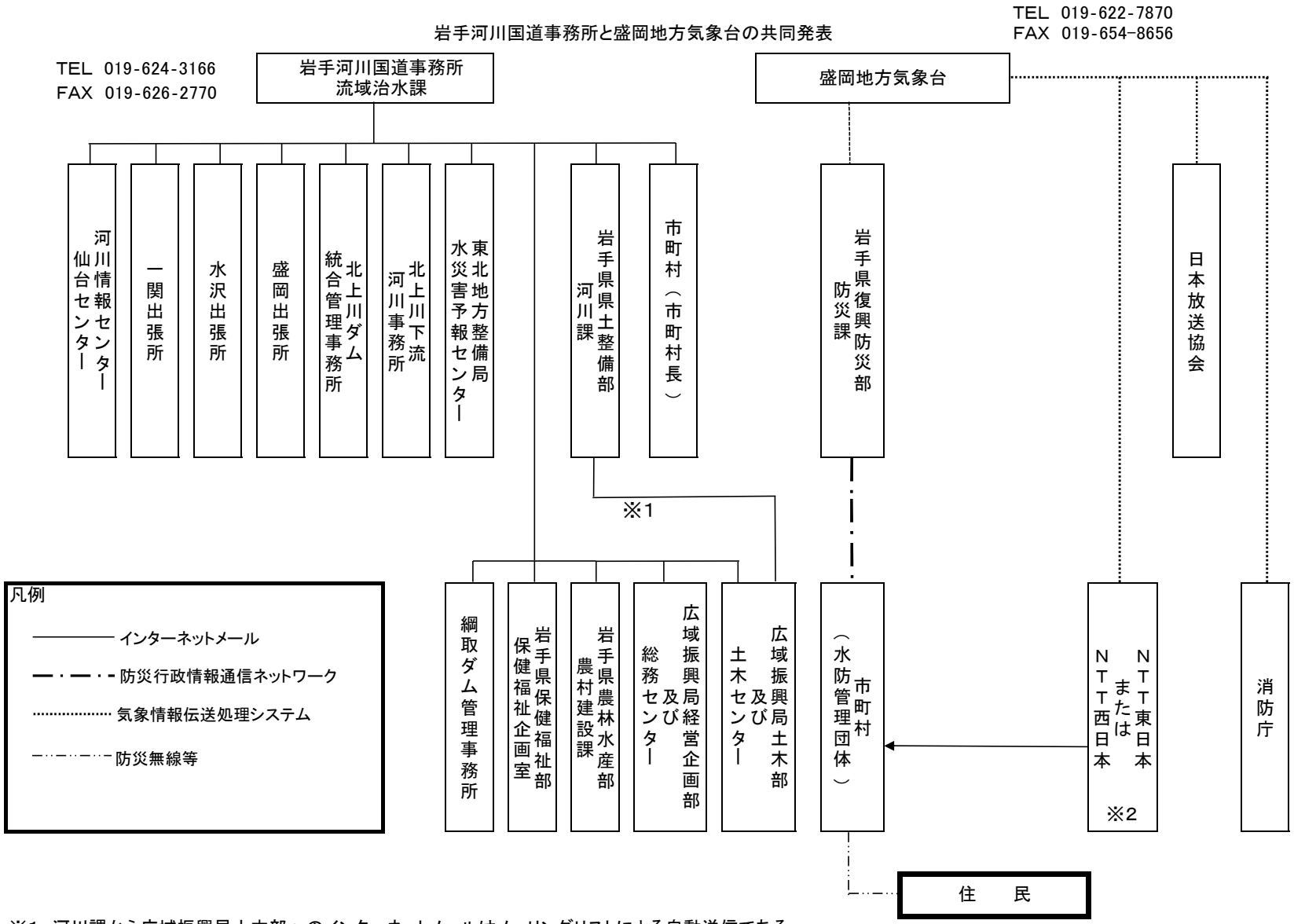

※1　河川課から広域振興局土木部へのインターネットメールはメーリングリストによる自動送信である。
※2　NTT東日本またはNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

図表4-6　　北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報、水防警報及び氾濫・決壊・漏水等の通報を行う観測所等

河川名	観測所名	震災後［H28実測］零点高標高(m)	水防団待機水位（通報水位）(m)	氾濫注意水位（警戒水位）(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位（危険水位）(m)	氾濫発生水位(m)	準備	出動	解除	情報
								以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。
北上川	館坂橋	120.788	1.4	2.0	2.5	2.8	2.9	2.00m	2.40m	同上	同上
北上川	明治橋※1	116.248	0.8	1.4	2.6	3.0	3.3	1.40m	2.00m	同上	同上
北上川	紫波橋	89.443	1.7	2.9	4.2	4.5	4.8	2.20m	3.00m	同上	同上
北上川	朝日橋※2	64.488	2.0	3.0	5.0	5.3	5.4	3.00m	4.00m	同上	同上
北上川	男山※3	48.860	2.4	3.3	3.9	4.2	4.4	3.30m	3.70m	同上	同上
北上川	桜木橋※4	33.453	2.2	2.9	4.8	5.2	5.3	2.90m	3.60m	同上	同上
北上川	大曲橋	22.199	2.3	3.0	5.3	5.6	5.7	3.00m	4.00m	同上	同上
北上川	狐禅寺	10.212	5.0	7.0	16.8	17.1	18.2	7.00m	8.00m	同上	同上
北上川	諏訪前	7.733	4.0	5.5	8.6	8.8	10.5	5.50m	7.00m	同上	同上
雫石川	太田橋	119.530	3.0	4.0	4.5	5.2	7.6	3.00m	4.00m	同上	同上
中津川	山岸	135.970	1.8	2.2	2.4	2.7	3.5	1.80m	2.20m	同上	同上
猿ヶ石川	安野	69.215	2.0	3.0	4.4	4.8	5.3	2.00m	3.00m	同上	同上
磐井川	釣山	20.280	1.8	2.6	5.9	6.5	7.6	1.80m	2.60m	同上	同上
砂鉄川	妻神	11.909	3.8	5.6	8.1	8.7	10.1	3.80m	5.60m	同上	同上

・氾濫注意水位(警戒水位)は、北上川上流(雫石川、中津川、豊沢川、和賀川、胆沢川、人首川、磐井川、砂鉄川を含む)、雫石川、猿ヶ石川洪水予報(レベル2氾濫注意報)を発表する基準。

・避難判断水位は、北上川上流(雫石川、中津川、豊沢川、和賀川、胆沢川、人首川、磐井川、砂鉄川を含む)、雫石川、猿ヶ石川洪水予報(レベル3氾濫警報)を発表する基準。

※1　明治橋観測所は雫石川の水防警報の対象観測所でもある。

※2　朝日橋観測所は豊沢川の水防警報の対象観測所でもある。

※3　男山観測所は和賀川の水防警報の対象観測所でもある。

※4　桜木橋観測所は胆沢川及び人首川の水防警報の対象観測所でもある。

図表4-7　国土交通省が行う水防警報 伝達系統図

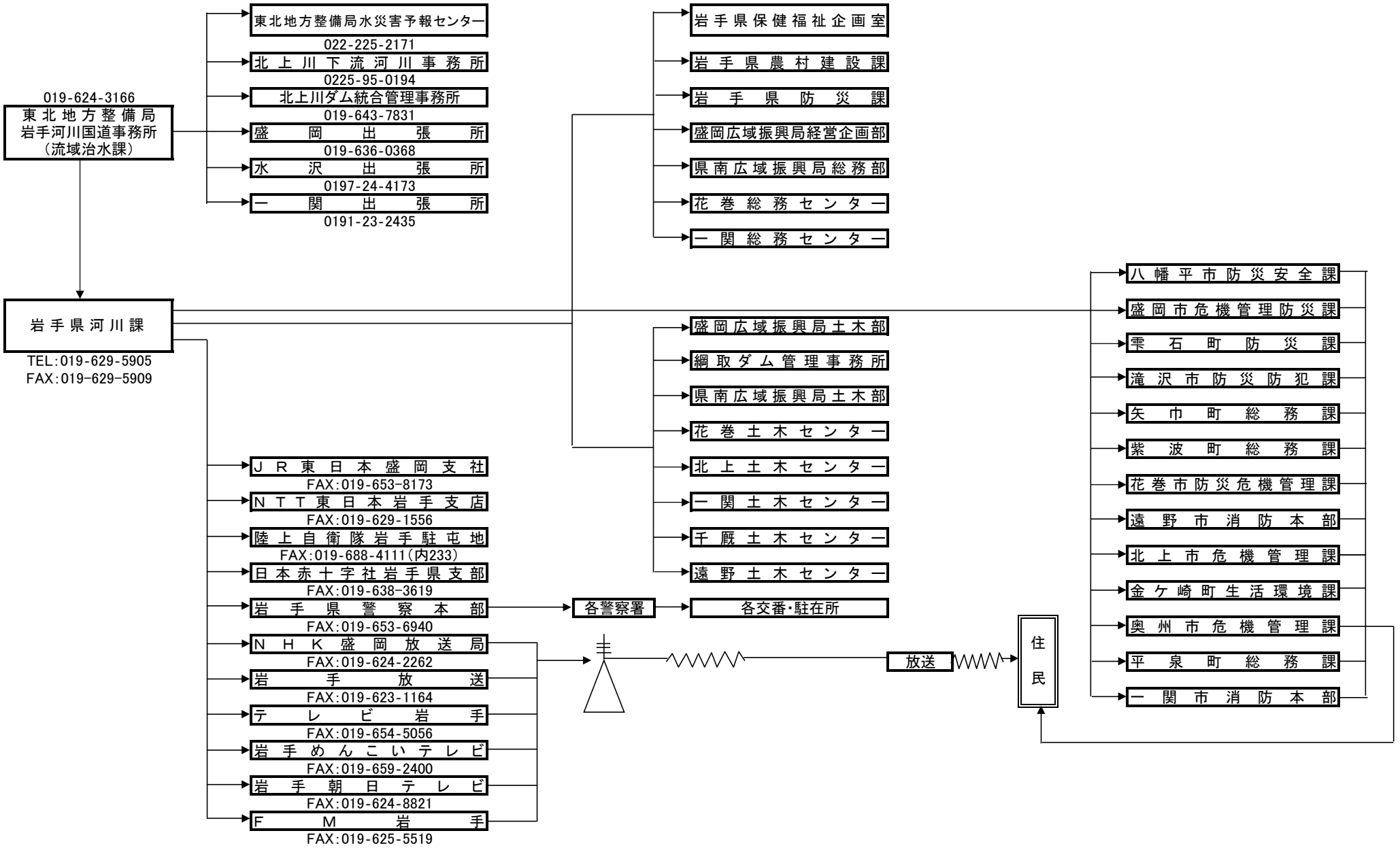

図表4-8　岩手県知事が行う水防警報及び氾濫・決壊・漏水等の通報

水防警報名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名	水防警報名	担当機関名	観測所名
簗川	左岸 盛岡市川目第9地割171番3地先(下川目橋)から 北上川合流点まで 右岸 盛岡市川目第10地割47番1地先(下川目橋)から 北上川合流点まで	葛西橋	簗川	盛岡広域振興局 土木部	葛西橋
松川	左岸 盛岡市川崎字向川崎91番2地先(北上川合流点)から 盛岡松内字舘13番6地先(赤川合流点)まで 右岸 盛岡市川崎字上川崎7番27地先(北上川合流点)から 盛岡市松内字築場169番地先(赤川合流点)まで	古川橋	松川	盛岡広域振興局 土木部	古川橋
北上川	左岸 盛岡市渋民字岩鼻44番16地先(船田橋)から 盛岡市芋田字上武道106番2地先(松川合流点)まで 右岸 盛岡市下田字船綱70番5地先(船田橋)から 盛岡市川崎字上川崎7番27地先(松川合流点)まで	船田橋	北上川	盛岡広域振興局 土木部	船田橋
雫石川	左岸 岩手郡雫石町御明神赤渕94番1地先(志戸前川合流点)から 岩手郡雫石町上野新里73番9地先(葛根田川合流点)まで 右岸 岩手郡雫石町御明神志戸前81番1地先(志戸前川合流点)から 岩手郡雫石町御明神長内69番2地先(葛根田川合流点)まで	春木場	雫石川	盛岡広域振興局 土木部	春木場
諸葛川	左岸 滝沢市卯遠坂2番5地先(県管理区間上流端)から 雫石川合流点まで 右岸 滝沢市卯遠坂364番地先(県管理区間上流端)から 雫石川合流点まで	諸葛橋	諸葛川	盛岡広域振興局 土木部	諸葛橋
岩崎川(上流)	左岸 紫波郡矢巾町大字煙山第6地割1番24地先(煙山ダム)から 紫波郡矢巾町大字上矢次第4地割39番5地先(岩手県道120号不動盛岡線)まで 紫波郡矢巾町大字煙山第6地割112番4地先(煙山ダム)から 紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割114番地先(岩手県道120号不動盛岡線)まで	北矢幅(上流)	岩崎川(上流)	盛岡広域振興局 土木部	北矢幅
岩崎川(下流)	紫波郡矢巾町大字上矢次第4地割39番5地先(岩手県道120号不動盛岡線)から 紫波郡紫波町二日町字御堂前220番地先(北上川合流点)まで 紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割114番地先(岩手県道120号不動盛岡線)から 紫波郡紫波町高水寺字川原69番地先(北上川合流点)まで	北矢幅(下流)	岩崎川(下流)	盛岡広域振興局 土木部	
滝名川	左岸 紫波郡紫波町土舘字馬ノ子3番1地先(山王海ダム下流)から 紫波郡紫波町南日詰字下川原331番地先(北上川合流点)まで 右岸 紫波郡紫波町土舘字馬ノ子3番1地先(山王海ダム下流)から 紫波郡紫波町犬渕字下越田66番4地先(北上川合流点)まで	志和	滝名川	盛岡広域振興局 土木部	志和
米内川	左岸 盛岡市上米内字畑井野104番35(畑橋)から 盛岡市浅岸字橋場1番3地先(中津川合流点)まで 右岸 盛岡市上米内字畑50番4(畑橋)から 盛岡市下米内一丁目77番1地先(中津川合流点)まで	米内川	米内川	盛岡広域振興局 土木部	米内川
北上川	左岸 岩手郡岩手町大字沼宮内第35地割58番地先(朽木川合流点)から 岩手郡岩手町大字川口第51地割25番1地先(丹藤川合流点)まで 右岸 岩手郡岩手町大字御堂第5地割63番4地先(朽木川合流点)から 岩手郡岩手町大字川口第51地割27番地先(丹藤川合流点)まで	下苗代沢	北上川	岩手土木センター	下苗代沢
馬淵川	左岸 岩手郡葛巻町江刈第39地割38番地先(小屋瀬川合流点)から 岩手郡葛巻町葛巻第21地割2番1地先(山形川合流点)まで 右岸 岩手郡葛巻町江刈第34地割6番1地先(小屋瀬川合流点)から 岩手郡葛巻町葛巻第21地割4番2地先(山形川合流点)まで	田子	馬淵川	岩手土木センター	田子
松川	左岸 八幡平市松尾寄木第1地割152番地先(北ノ又川合流点)まで 八幡平市大更第7地割202番31地先(赤川合流点)まで 右岸 八幡平市松尾寄木第1地割615番3地先(北ノ又川合流点)から 八幡平市大更第7地割199番1地先(赤川合流点)まで	田頭	松川	岩手土木センター	田頭
安比川	左岸 二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)から 八幡平市細野98番276地内(安比堰堤)まで 右岸 二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)から 八幡平市細野534番1地内(安比堰堤)まで	五日市橋	安比川	岩手土木センター 二戸土木センター	五日市橋
米代川	左岸 八幡平市根石40 番7地先(根石川合流点)から 秋田県境まで 右岸 八幡平市根石45 番1地先(根石川合流点)から 秋田県境まで	田山	米代川	岩手土木センター	田山
稗貫川	左岸 花巻市大迫町内川目第13地割16番4地先(早池峰ダム下流部)から 花巻市大迫町亀ヶ森第24地割203地先(大沢川合流点)まで 右岸 花巻市大迫町内川目第10地割24番7地先から 花巻市大迫町亀ヶ森第20地割84番1地先(大沢川合流点)まで	大迫	稗貫川	花巻土木センター	大迫
和賀川	左岸 和賀郡西和賀町沢内字長瀬野12地割133番地先(安ヶ沢川合流点)から 和賀郡西和賀町槻沢25地割55番2地先(下前川合流点)まで 右岸 和賀郡西和賀町沢内字泉沢2地割29番地先(安ヶ沢川合流点)から 和賀郡西和賀町湯田19地割169番4地先(下前川合流点)まで	新町	和賀川	北上土木センター	新町
胆沢川	左岸 奥州市胆沢若柳字迎市野々第5地割6番地先(望み大橋下流約10m)から 胆沢郡金ヶ崎町西根慶長54番1地先(黒沢川合流点)まで 右岸 奥州市胆沢若柳字小松谷木第30地割3番地先(望み大橋下流約10m)から 奥州市水沢佐倉河字向川原106番3地先(黒沢川合流点)まで	胆沢川橋	胆沢川	県南広域振興局 土木部	胆沢川橋
人首川	左岸 奥州市江刺米里字荒町54番地先(大内沢川合流点)から 奥州市江刺玉里字下上野95番地先(大森橋下流100m)まで 右岸 奥州市江刺米里字荒谷7番2地先(大内沢川合流点)から 奥州市江刺玉里字大森前34番3地先(大森橋下流100m)まで	鳴瀬橋	人首川	県南広域振興局 土木部	鳴瀬橋
衣川(上流)	左岸 奥州市衣川有浦172番4地先(有浦橋)から 西磐井郡平泉町平泉字泉ケ城1番1地先(戸河内川合流点)まで 右岸 奥州市衣川有浦166番1地先(有浦橋)から 西磐井郡平泉町平泉字泉ケ城43番2地先(戸河内川合流点)まで	川西橋(上流)	衣川(上流)	県南広域振興局 土木部	川西橋
衣川(下流)	左岸 西磐井郡平泉町平泉字泉ケ城1番1地先(戸河内川合流点)から 北上川合流点まで 右岸 西磐井郡平泉町平泉字泉ケ城43番2地先(戸河内川合流点)から 北上川合流点まで	川西橋(下流)	衣川(下流)	一関土木センター 県南広域振興局 土木部	
夏川	一関市花泉町油島字 猪岡沖65番地先(夏川1号橋下流200m)から 宮城県境まで	小谷地	夏川	一関土木センター	小谷地
砂鉄川(川内)	左岸 一関市大東町大原字八幡舘22番10地先(舘下橋)から 一関市大東町大原字若宮35番地先(牧田橋)まで 右岸 一関市大東町大原字長泉寺先8番2地先(舘下橋)から 一関市大東町大原字下烏神21番12地先(牧田橋)まで	川内	砂鉄川(川内)	千厩土木センター	川内
砂鉄川(十二木橋)	左岸 一関市東山町松川字町裏96番2地先(中通川合流点)から 一関市東山町松川字野谷起252番3地先(十二木橋)まで 右岸 一関市東山町松川字三室320番5地先(三室平沢樋門)から 一関市東山町松川字滝ノ沢204番8地先(十二木橋)まで	十二木橋	砂鉄川(十二木橋)	千厩土木センター	十二木橋

※記載内容は令和8年5月29日時点

※零天高標高は量水標設置高（量水表の無い観測所においては水位計数値から算出）

※氾濫発生水位は堤防高を基本とする

零点高標高(m)	水防警報河川		水位周知河川		氾濫発生情報	待機	準備	出動	解除	情報	
	水防団待機水位（通報水位）(m)	氾濫注意水位（警戒水位）(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫発生水位(m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。	氾濫・決壊・漏水等における通報基準
117.482	1.7	2.2	2.3	2.5	3.0	1.70m	2.00m	2.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
192.600	1.5	2.5	2.7	3.1	4.1	1.50m	2.10m	2.50m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
176.580	2.0	2.6	2.8	3.2	4.1	2.00m	2.20m	2.60m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
195.010	1.3	2.1	2.1	2.8	3.7	1.30m	1.40m	2.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
112.320	1.2	1.9	2.4	2.8	3.6	1.20m	1.50m	1.90m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
112.350	0.5	0.8	1.2	1.4	1.8	0.50m	0.60m	0.80m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	0.7	1.6	2.6	3.1	3.7	0.70m	1.10m	1.60m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.00m	1.00m	1.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
147.000	0.7	1.1	1.2	1.6	2.7	0.70m	0.70m	1.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
240.737	1.0	1.5	1.6	1.9	2.4	1.00m	1.20m	1.50m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
430.000	0.8	1.1	1.1	1.4	2.2	0.80m	0.80m	1.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
270.000	0.8	1.2	1.3	1.7	2.5	0.80m	0.80m	1.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
278.069	1.0	1.2	1.3	1.8	2.2	1.00m	1.00m	1.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
294.010	1.4	2.0	2.1	2.4	3.2	1.40m	1.70m	2.00m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
142.552	1.1	1.9	1.9	2.6	3.6	1.10m	1.20m	1.90m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
256.253	0.5	1.1	1.1	2.3	4.4	0.50m	0.50m	1.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
55.833	2.7	3.9	4.4	5.3	7.5	2.70m	3.00m	3.90m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
162.890	1.3	1.8	2.6	2.8	3.1	1.30m	1.60m	1.80m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
24.150	2.1	3.0	3.0	3.7	5.6	2.10m	2.30m	3.00m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	3.4	4.8	6.4	7.2	7.9	3.40m	4.00m	4.80m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
6.680	2.6	3.2	3.8	4.2	4.5	2.60m	2.80m	3.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
140.311	1.4	1.7	1.7	2.3	3.1	1.40m	1.40m	1.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
18.687	2.2	3.0	3.7	5.8	7.5	2.20m	2.20m	3.00m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認

水防警報名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名	水防警報名	担当機関名	観測所名
猿沢川	左岸 一関市東山町長坂字東本町157番5地先(観音橋下流400m)から 一関市東山町長坂字東本町333番6地先(砂鉄川合流点)まで 右岸 一関市東山町長坂字西本町178番地先(観音橋下流400m)から 一関市東山町長坂字東本町37番21地先(砂鉄川合流点)まで	西本町	猿沢川	千厩土木センター	西本町
曽慶川	左岸 一関市大東町摺沢字但馬崎77番5地先(田端橋)から 一関市大東町摺沢字川口122番5地先(砂鉄川合流点)まで 右岸 一関市大東町摺沢字八幡前9番1地先(田端橋)から 一関市大東町摺沢字雲南田33番地先(砂鉄川合流点)まで	摺沢	曽慶川	千厩土木センター	摺沢
千厩川	左岸 一関市千厩町千厩字四日町(宮敷橋下流50m地点)から 一関市藤沢町増沢字九十村(県交通バス停「滝野」から上流200m地点)まで 右岸 一関市千厩町千厩字宮敷(宮敷橋下流50m地点)から 一関市川崎町薄衣字滝野(県交通バス停「滝野」から上流200m地点)まで	神ノ田	千厩川	千厩土木センター	神ノ田
大川	左岸 一関市室根町矢越字鳥矢森(上湯舟橋下流50m地点)から 一関市室根町折壁字中西(宮城県境)まで 右岸 一関市室根町矢越字湯舟(上湯舟橋下流50m地点)から 一関市室根町折壁字上前木(宮城県境)まで	折壁	大川	千厩土木センター	折壁
黄海川	左岸 一関市藤沢町西口字外新地66番地先(大平川合流点)から 一関市藤沢町黄海字川口沖3番1地先(北上川合流点)まで 右岸 一関市藤沢町西口字荒巻261番地先(大平川合流点)から 一関市藤沢町黄海字下河原1番1地先(北上川合流点)まで	黄海	黄海川	千厩土木センター	黄海
盛川	左岸 大船渡市日頃市町字下板用75番15地先(板用橋)から 河口まで 右岸 大船渡市日頃市町字中板用51番2地先(板用橋)から 河口まで	権現堂橋	盛川	大船渡土木センター	権現堂橋
気仙川	左岸 気仙川と大股川との合流点から 気仙郡住田町世田米字山谷7番地先(岩澤橋下流600m)まで 右岸 気仙川と大股川との合流点から 気仙郡住田町世田米字川向190番地先(岩澤橋下流600m)まで	昭和橋	気仙川	大船渡土木センター	昭和橋
気仙川	左右岸　陸前高田市横田町字久連坪84番1地先(舞出頭首工)から 河口まで	舘	気仙川	大船渡土木センター	舘
矢作川	左岸 陸前高田市矢作町湯濱畑14番7地先(矢作川橋梁)から 陸前高田市矢作町字越戸内213番1地先(気仙川合流点)まで 右岸 陸前高田市矢作町字金屋敷6番2地先(矢作川橋梁)から 陸前高田市矢作町字小嶋部103番1地先(気仙川合流点)まで	味米	矢作川	大船渡土木センター	味米
大股川	左岸 気仙郡住田町世田米字中井25番地先(高屋敷橋上流400m)から 気仙郡住田町世田米字川口30番6地先(気仙川合流点)まで 右岸 気仙郡住田町世田米字中井76番地先(高屋敷橋上流400m)から 気仙郡住田町世田米字大渡6番地先(気仙川合流点)まで	高屋敷	大股川	大船渡土木センター	高屋敷
浦浜川	左岸 大船渡市三陸町越喜来字小出45番20地先(古内橋)から 河口まで 右岸 大船渡市三陸町越喜来字所通81番2地先(古内橋)から 河口まで	越喜来橋	浦浜川	大船渡土木センター	越喜来橋
猿ヶ石川	左岸 遠野市松崎町松崎6地割130番地先(小鳥瀬川合流点)から 遠野市松崎町白岩1地割58番地先(早瀬川合流点)まで 右岸 遠野市松崎町松崎6地割115番1地先(小鳥瀬川合流点)から 遠野市松崎町光興寺2地割76番72地先(早瀬川合流点)まで	駒木	猿ヶ石川	遠野土木センター	駒木
早瀬川	左岸 遠野市鶯崎町2番2地先(初音橋)から 遠野市遠野町10地割44番地先(猿ヶ石川合流点)まで 右岸 遠野市青笹町糠前4地割21番1地先(初音橋)から 遠野市松崎町白岩1地割58番地先(猿ヶ石川合流点)まで	上早瀬橋	早瀬川	遠野土木センター	上早瀬橋
小鳥瀬川	左岸 遠野市土淵町栃内10地割10番4地先(米通川合流点)から 遠野市土淵町土淵13地割217番地先(猿ケ石川合流点)まで 右岸 遠野市土淵町栃内11地割30番5地先(米通川合流点)から 遠野市松崎町駒木12地割151番4地先(猿ケ石川合流点)まで	福泉寺橋	小鳥瀬川	遠野土木センター	福泉寺橋
甲子川	左岸 釜石市甲子町第1地割67番1地先(越田橋)から 河口まで 右岸 釜石市甲子町第1地割129番地先(越田橋)から 河口まで	礼ヶ口	甲子川	沿岸広域振興局 土木部	礼ヶ口
鵜住居川	左岸 釜石市栗林町第17地割27番3地先(道々橋) 河口まで 右岸 釜石市栗林町第19地割32番3地先(道々橋) 河口まで	日ノ神橋	鵜住居川	沿岸広域振興局 土木部	日ノ神橋
大槌川	左岸 上閉伊郡大槌町大槌第10地割字渋梨子5番1地先(小松野橋)から 河口まで 右岸 上閉伊郡大槌町大槌第9地割字小松野127番1地先(小松野橋)から 河口まで	屋敷前	大槌川	沿岸広域振興局 土木部	屋敷前
小鎚川	左岸 上閉伊郡大槌町小鎚第15地割地先(蕨打直橋)から 河口まで 右岸 上閉伊郡大槌町小鎚第16地割地先(蕨打直橋)から 河口まで	蕨打直橋	小鎚川	沿岸広域振興局 土木部	蕨打直橋
閉伊川	左岸 宮古市千徳第12地割字羽黒坊1番地1地先(花輪橋)から 河口まで 右岸 宮古市田鎖第12地割字糸濱場94番1地先(根市河制工)から 河口まで	千徳	閉伊川	宮古土木センター	千徳
閉伊川	左岸 宮古市茂市第5地割111番地1地先(刈屋川合流点)から 宮古市大字千徳第12地割字羽黒坊1番地1地先(花輪橋)まで 右岸 宮古市茂市第8地割94番地1地先(刈屋川合流点)から 宮古市大字田鎖第12地割字糸濱場94番1地先(根市河制工)まで	茂市	閉伊川	宮古土木センター	茂市
閉伊川	左岸 宮古市川井第1地割86番地1地先(小国川合流点)から 宮古市茂市第5地割111番地1地先(刈屋川合流点)まで 右岸 宮古市川井第6地割14番地先(小国川合流点)から 宮古市茂市第8地割94番地1地先(刈屋川合流点)まで	川井	閉伊川	宮古土木センター	川井
津軽石川	左岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番2地先(日当橋)から 河口まで 右岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番14地先(日当橋)から 河口まで	新町	津軽石川	宮古土木センター	新町
関口川	左岸 下閉伊郡山田町山田第19地割から 海まで 右岸 下閉伊郡山田町山田第18地割から 海まで	山田	関口川	宮古土木センター	山田
刈屋川	左岸 宮古市茂市第12地割9地先(倉の沢川合流点)から 宮古市茂市第2地割253番4地先(閉伊川合流点)まで 右岸 宮古市茂市第11地割101番1地先(倉の沢川合流点)から 宮古市茂市第5地割108番2地先(閉伊川合流点)まで	繁の木橋	刈屋川	宮古土木センター	繁の木橋

零点高標高(m)	水防警報河川		水位周知河川		氾濫発生情報	待機	準備	出動	解除	情報	氾濫・決壊・漏水等における通報基準
	水防団待機水位（通報水位）(m)	氾濫注意水位（警戒水位）(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫発生水位(m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。	
26.143	1.3	1.8	2.5	3.4	4.4	1.30m	1.30m	1.80m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
54.870	0.8	1.5	1.7	2.5	3.2	0.80m	0.80m	1.50m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
73.950	1.6	3.3	3.3	4.3	5.3	1.60m	2.30m	3.3m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
145.190	1.5	2.6	2.6	2.8	3.2	1.50m	2.40m	2.60m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	2.0	2.7	3.0	3.6	5.1	2.00m	2.10m	2.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
6.000	1.1	1.5	1.5	1.6	1.8	1.10m	1.40m	1.50m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
69.410	2.1	2.6	2.6	2.9	3.5	2.10m	2.30m	2.60m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
1.293	2.9	3.2	3.2	3.6	4.8	2.90m	2.90m	3.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
7.080	1.6	2.1	2.6	3.1	3.7	1.60m	1.60m	2.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
222.910	1.8	2.6	2.9	3.7	4.4	1.80m	1.80m	2.60m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
3.220	1.3	1.8	3.0	3.2	3.4	1.30m	1.60m	1.80m	同上	同上	
265.550	1.3	1.7	2.7	3.2	3.8	1.30m	1.30m	1.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
268.165	1.3	2.0	2.9	3.2	3.5	1.30m	1.70m	2.00m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
274.250	0.2	0.9	1.4	1.9	2.5	0.20m	0.40m	0.90m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
1.000	1.8	2.4	2.5	2.7	3.4	1.80m	2.20m	2.40m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
4.100	2.3	2.8	2.8	3.5	5.8	2.30m	2.30m	2.80m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
1.373	1.4	1.9	2.5	2.9	3.9	1.40m	1.50m	1.90m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
28.950	1.5	1.9	2.1	2.3	3.1	1.50m	1.70m	1.90m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
5.285	2.5	3.1	3.7	3.9	4.1	2.50m	2.90m	3.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
44.430	1.3	2.1	2.8	3.4	4.0	1.30m	1.50m	2.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
177.600	1.4	2.0	2.4	2.9	3.5	1.40m	1.50m	2.00m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
3.000	2.1	2.7	2.7	3.0	4.5	2.10m	2.40m	2.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
0.909	0.9	1.2	1.2	1.4	2.1	0.90m	1.00m	1.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
56.330	1.7	2.7	4.3	4.7	5.0	1.70m	2.30m	2.70m	同上	同上	

水防警報名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名	水防警報名	担当機関名	観測所名
長沢川	左岸 宮古市長沢第8地割1番5地先(北川目沢合流点)から 宮古市千徳第13地割25番2地先(閉伊川合流点)まで 右岸 宮古市長沢第7地割12番5地先(北川目沢合流点)から 宮古市千徳第13地割25番2地先(閉伊川合流点)まで	田鎖橋	長沢川	宮古土木センター	田鎖橋
田代川	左岸 宮古市田代第15 地割28 番2地先(君田橋)から 河口まで 右岸 宮古市田代第8地割21 番地先(君田橋)から 河口まで	田老橋	田代川	宮古土木センター	田老橋
小本川(上流)	左岸 下閉伊郡岩泉町門字水上42番1号地先(県管理区間上流端)から 下閉伊郡岩泉町浅内字下栗畑95番2号地先(大川合流点)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町門字日影名目利7番29号地先(県管理区間上流端)から 下閉伊郡岩泉町浅内字浅内向14番9号地先(大川合流点)まで	穴沢	小本川(上流)	岩泉土木センター	穴沢
小本川(中流)	左岸 下閉伊郡岩泉町浅内字下栗畑95番2号地先(大川合流点)から 下閉伊郡岩泉町乙茂字三田市79番1号地先(三田市橋)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町浅内字浅内向14番9号地先(大川合流点)から 下閉伊郡岩泉町乙茂字三田市16番1号地先(三田市橋)まで	岩泉橋	小本川(中流)	岩泉土木センター	岩泉橋
小本川(下流)	左岸 下閉伊郡岩泉町乙茂字三田市79番1号地先(三田市橋)から 下閉伊郡岩泉町小本字家の向246番3号地先(小本橋上流90m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町乙茂字三田市16番1号地先(三田市橋)から 下閉伊郡岩泉町小本字小本6番16号地先(小本橋上流90m)まで	赤鹿	岩泉土木センター	岩泉土木センター	赤鹿
安家川	左岸 下閉伊郡岩泉町安家字松林43番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から 下閉伊郡岩泉町安家字半城子118番6号地先(安家ほたる橋下流1,100m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町安家字氷渡304番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から 下閉伊郡岩泉町安家字年々283番地先(安家ほたる橋下流1,100m)まで	松林	安家川	岩泉土木センター	松林
普代川	左岸 下閉伊郡田野畑村蝦夷森137番3地先から 下閉伊郡田野畑村萩牛81番1地先(巣合下橋)まで 右岸下閉伊郡田野畑村子木屋敷27番1地先から 下閉伊郡田野畑村巣合76番1地先(巣合下橋)まで	子木地	普代川	岩泉土木センター	子木地
普代川	左岸 普代村第12地割字中村12番地1地先(鉱山沢)から 海まで 右岸 普代村第10地割字羅賀34番地2地先(鉱山沢)から 海まで	普代川	普代川	県北広域振興局 土木部	普代川
久慈川	左岸 久慈市大川目町第11地割56番18地先(岩井川合流点)から 河口まで 右岸 久慈市大川目町第11地割57番3地先(岩井川合流点)から 河口まで	八日町 生出町	久慈川	県北広域振興局 土木部	八日町 生出町
久慈川	左岸 久慈市山形町川井第１４地割2番 地先(沢繋橋)から 久慈市 山形町戸呂町第 11 地割 38 番 182 地先(日野沢川合流点)まで 右岸 久慈市山形町川井第 13 地割 67 番 1 地先(沢繋橋)から 久慈市山形町川井第4地割 48 番 123 地先(日野沢 川合流点)まで	山形	久慈川	県北広域振興局 土木部	山形
長内川	左岸 久慈市小久慈町第15地割10番4地先(小久慈橋)から 久慈川合流点まで 右岸 久慈市小久慈町第60地割31番4地先(小久慈橋)から 久慈川合流点まで	長内橋	長内川	県北広域振興局 土木部	長内橋
夏井川	左岸 久慈市夏井町字夏井第3地割5番1地先(生平橋)から 久慈川合流点まで 右岸 久慈市夏井町字夏井第3地割1番5地先(生平橋)から 久慈川合流点まで	夏井	夏井川	県北広域振興局 土木部	夏井
宇部川(上流)	左岸 久慈市宇部町第3地割8番1地先(県管理区間上流端)から 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)まで 右岸 久慈市宇部町第3地割23番2地先(県管理区間上流端)から 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)まで	宇部	宇部川(上流)	県北広域振興局 土木部	宇部
宇部川(下流)	左岸 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)から 九戸郡野田村大字野田第29地割字袋6番8地先(野田橋)まで 右岸 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)から 九戸郡野田村大字野田第19地割字町裏28番11地先(野田橋)まで	野田	宇部川(下流)	県北広域振興局 土木部	野田
大野川	左岸 九戸郡洋野町大野第8地割字西大野31 番3地先(東大野橋)から 九戸郡洋野町大野第32 地割字明戸37 番2地先(有家川合流点)まで 右岸 九戸郡洋野町大野第8地割字西大野12 番地先(東大野橋)から 九戸郡洋野町大野第32 地割字明戸39 番2地先(有家川合流点)まで	大野	大野川	県北広域振興局 土木部	大野
川尻川	左岸 九戸郡洋野町種市第66 地割字大沢64 番地先(下大沢1の橋)から 河口まで 右岸 九戸郡洋野町種市第70 地割字下川原175 番地先(下大沢1の橋)から 河口まで	種市	川尻川	県北広域振興局 土木部	種市
瀬月内川	左岸 九戸郡九戸村大字伊保内第13地割37番地1地先(栄橋)から 九戸郡九戸村大字伊保内第26地割57番地先(南田橋)まで 右岸 九戸郡九戸村大字伊保内第26地割46番地3地先(栄橋)から 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割54番2地先(南田橋)まで	沢田橋	瀬月内川	二戸土木センター	沢田橋
雪谷川	左岸 九戸郡軽米町大字軽米第8地割187番11地先(日の戸橋)から 九戸郡軽米町大字上舘第1地割92番地先(いちい橋)まで 右岸 九戸郡軽米町大字上舘第19地割38番3地先(日の戸橋)から 九戸郡軽米町大字上舘第13地割59番2地先(いちい橋)まで	昭和橋	雪谷川	二戸土木センター	昭和橋
馬淵川	左岸 二戸郡一戸町鳥越字悪戸平73番3地先(安比川合流点)から 二戸郡一戸町小鳥谷字野里1番3地先(平糠川合流点)まで 右岸 二戸郡一戸町鳥越字駒木平52番3地先(安比川合流点)から 二戸郡一戸町岩舘字川又14番9地先(平糠川合流点)まで	岩根橋	馬淵川	二戸土木センター	岩根橋
馬淵川	左岸 二戸市石切所字大渕3番地先(荒瀬橋)から 二戸市金田一字駒焼場地先(府金橋)まで 右岸 二戸市石切所字船場16番地先(川原橋上流200メートル地点) 二戸市堀野字馬場97番地先(十文字川合流点)まで	石切所	馬淵川	二戸土木センター	石切所
安比川	左岸 二戸市似鳥字船石31番16地先(馬淵川合流点)から 二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)まで 右岸 二戸市似鳥字平山61番地先(一戸町境)から 二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)まで	中央橋	安比川	二戸土木センター	中央橋

零点高標高(m)	水防警報河川		水位周知河川		氾濫発生情報	待機	準備	出動	解除	情報	氾濫・決壊・漏水等における通報基準
	水防団待機水位（通報水位）(m)	氾濫注意水位（警戒水位）(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫発生水位(m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。	
5.963	1.2	2.2	2.7	3.4	4.1	1.20m	1.50m	2.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
2.063	1.1	1.7	1.8	2.3	3.2	1.10m	1.20m	1.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	1.2	1.7	2.3	2.8	3.5	1.20m	1.30m	1.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	3.3	4.1	4.8	5.3	5.9	3.30m	3.60m	4.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
11.42	3.6	4.3	5.8	6.3	9.7	3.60m	3.80m	4.30m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
272.583	1.8	2.9	3.0	3.5	4.5	1.80m	2.40m	2.90m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	1.9	2.1	2.2	2.8	3.3	1.90m	1.90m	2.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
5.260	1.2	1.5	1.5	1.9	2.8	1.20m	1.20m	1.50m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
1.200	1.3	1.9			3.8	1.30m	1.60m	1.90m	同上	同上	
6.673	1.6	2.3	3.1	3.4	3.8	1.60m	2.00m	2.30m			
265.970	0.7	1.2	1.8	2.2	2.5	0.70m	0.80m	1.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
1.450	2.9	3.5	3.6	4.0	4.4	2.90m	3.10m	3.50m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
4.700	1.4	1.9	1.9	2.2	3.2	1.40m	1.60m	1.90m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
19.710	1.2	1.7	1.8	2.0	3.0	1.20m	1.50m	1.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
3.010	1.3	2.2	3.2	3.7	4.4	1.30m	1.70m	2.20m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
205.590	0.6	0.8	0.9	1.0	1.1	0.60m	0.70m	0.80m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
103.877	1.2	1.7	1.8	2.1	2.6	1.20m	1.30m	1.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
274.610	1.0	1.4	1.5	1.8	2.2	1.00m	1.10m	1.40m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
143.810	1.7	2.3	3.4	3.5	3.7	1.70m	2.20m	2.30m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
139.322	1.2	1.8	1.8	2.0	3.2	1.20m	1.60m	1.80m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
89.080	1.8	2.6	2.7	3.0	5.3	1.80m	2.30m	2.60m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
177.650	2.0	2.6	2.6	3.3	4.9	2.00m	2.00m	2.60m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認

図表4-9　　岩手県知事が行う水防警報、氾濫・決壊・漏水等の通報に係る伝達系統図

盛岡地区　　＜簗川、北上川、松川、雫石川、諸葛川、米内川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

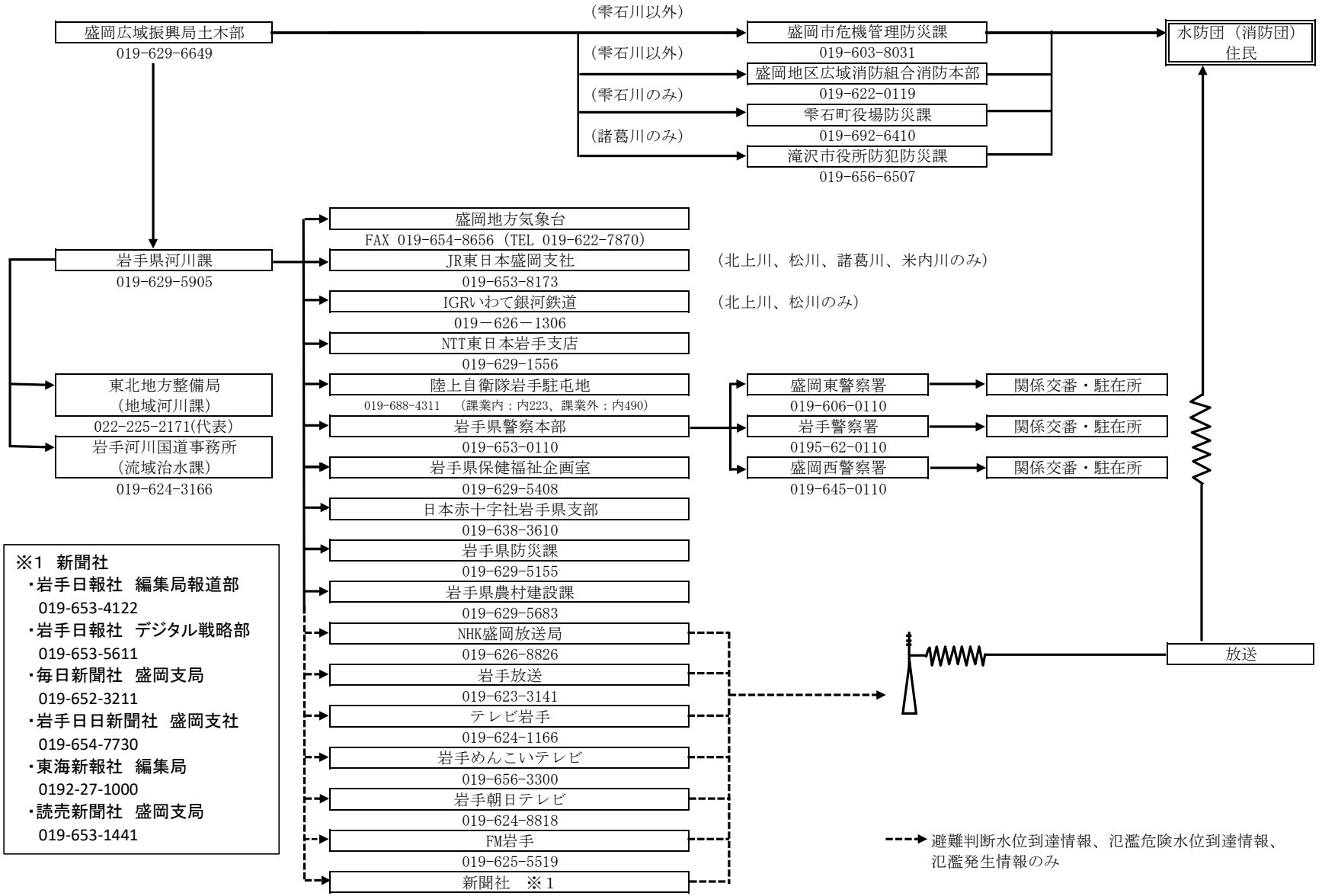

盛岡地区　　＜岩崎川、滝名川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

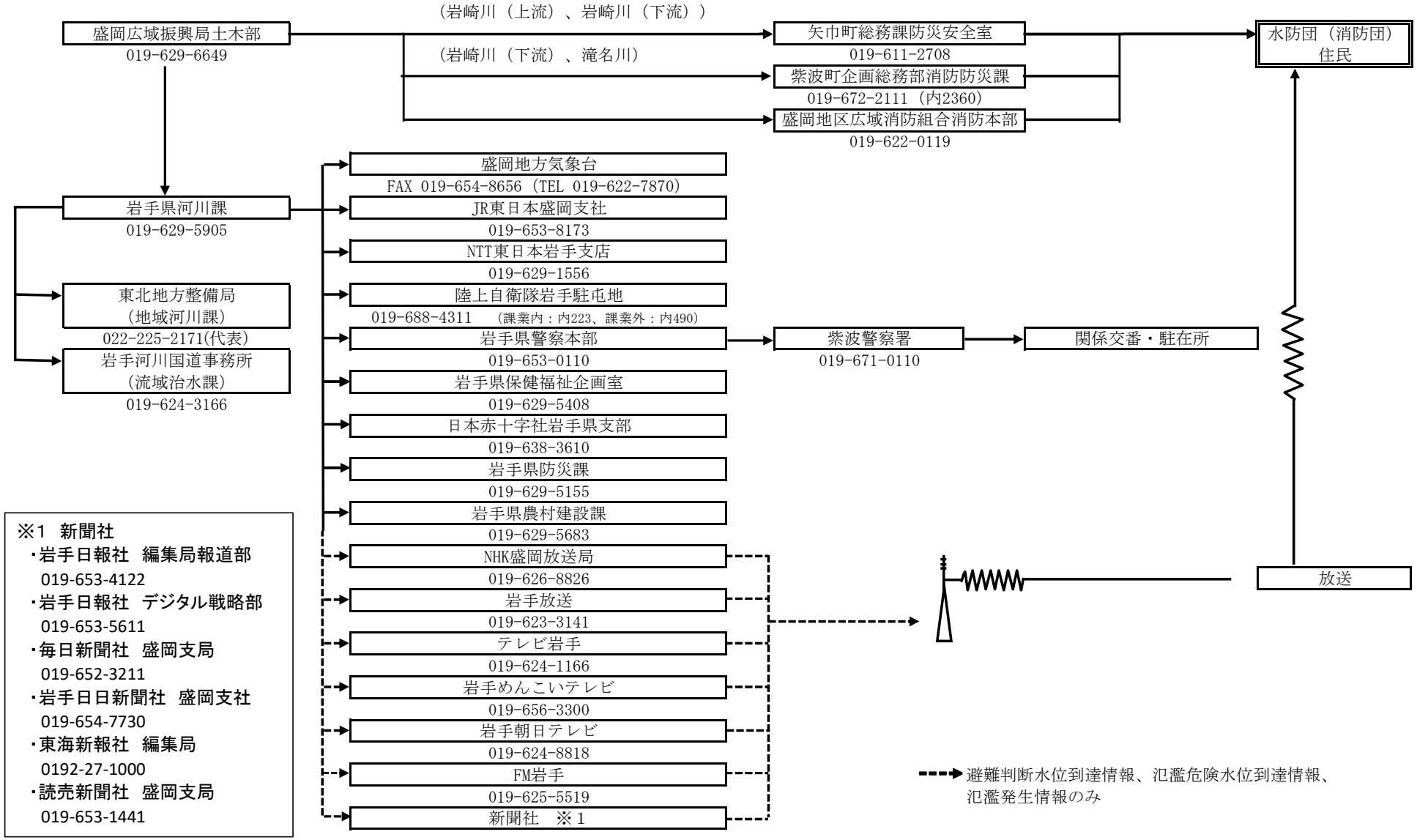

岩手地区　　＜北上川、松川、馬淵川、米代川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

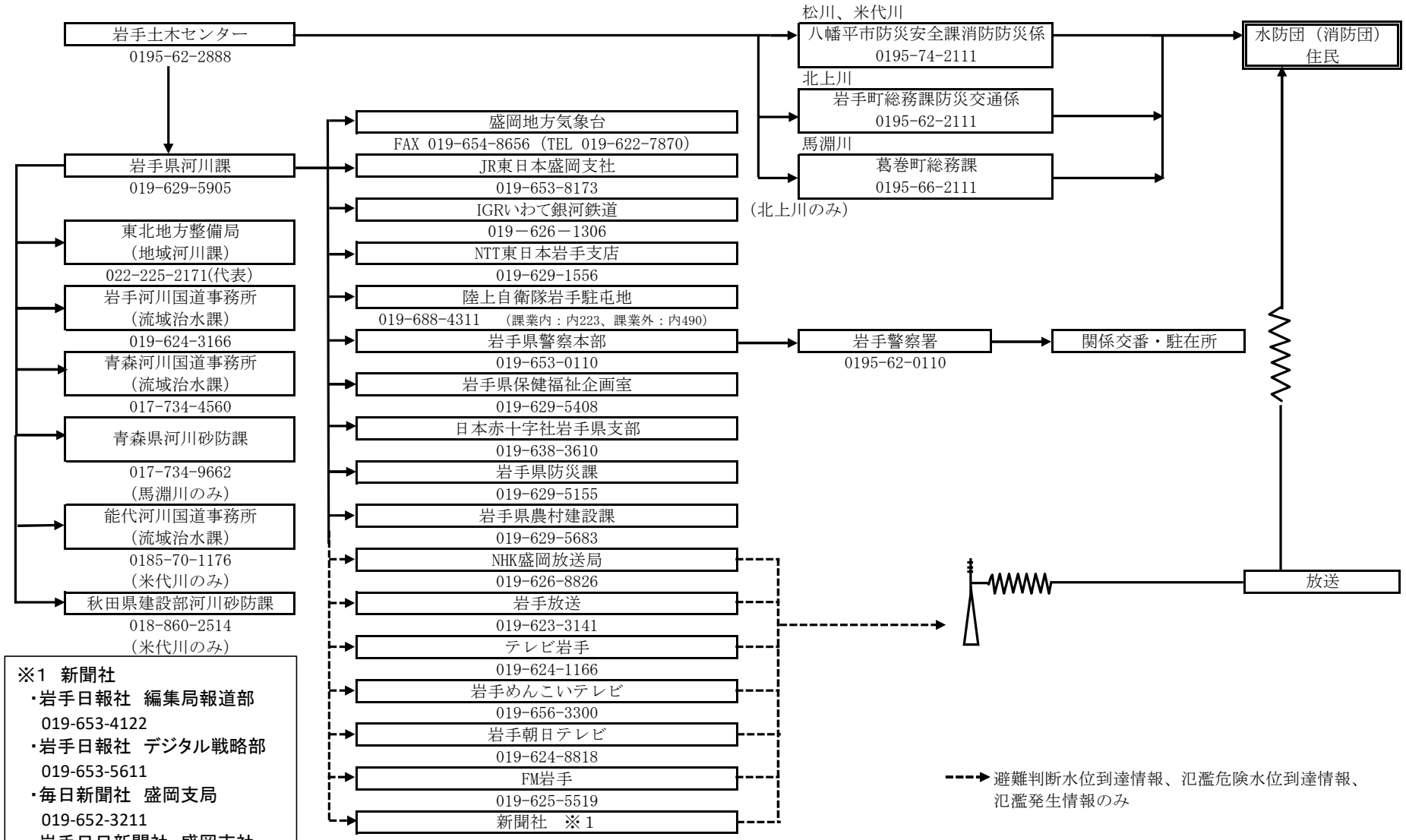

※1　新聞社
- **岩手日報社　編集局報道部**
  019-653-4122
- **岩手日報社　デジタル戦略部**
  019-653-5611
- **毎日新聞社　盛岡支局**
  019-652-3211
- **岩手日日新聞社　盛岡支社**
  019-654-7730
- **東海新報社　編集局**
  0192-27-1000
- **読売新聞社　盛岡支局**
  019-653-1441

花巻地区　　＜稗貫川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

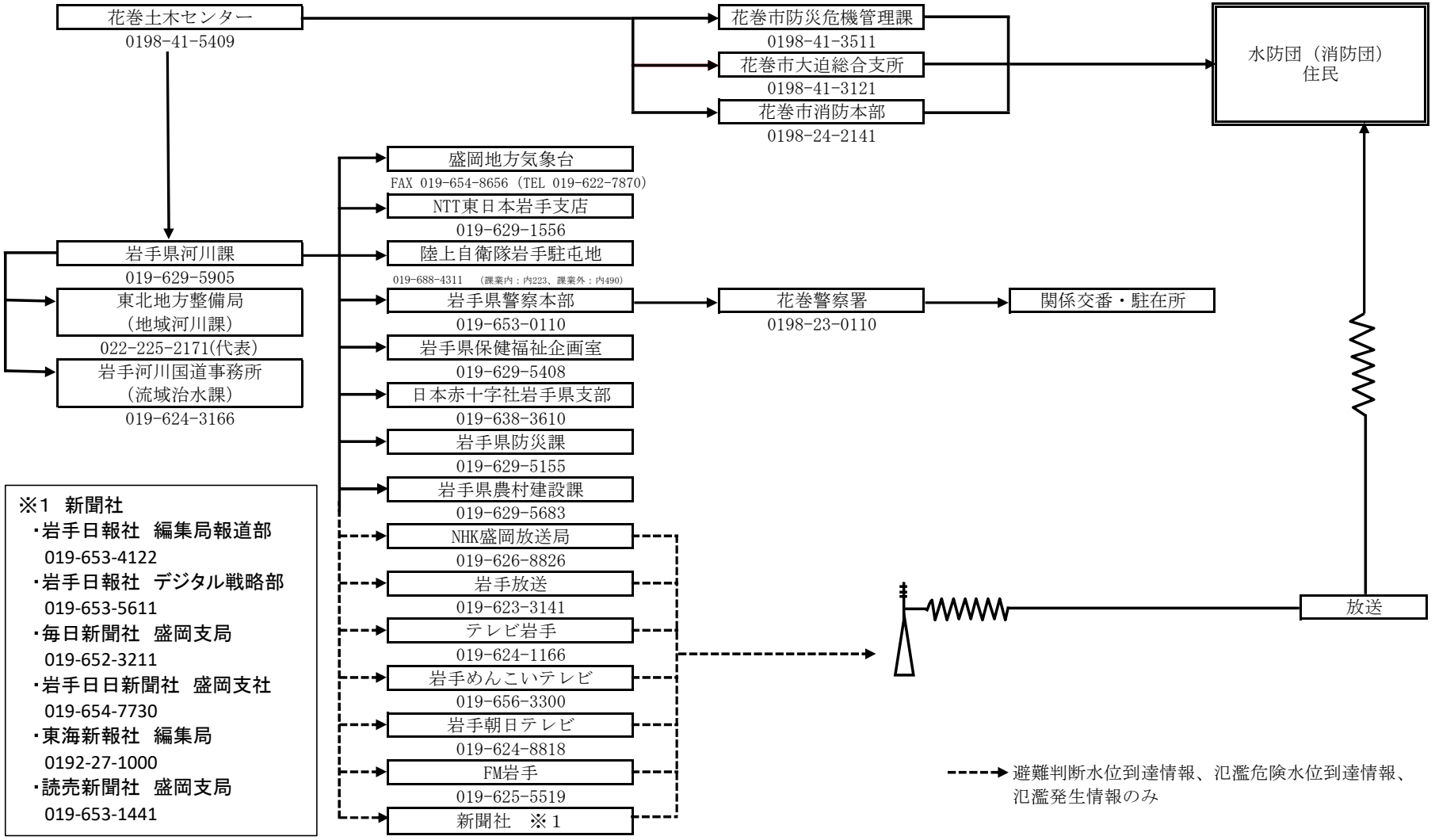

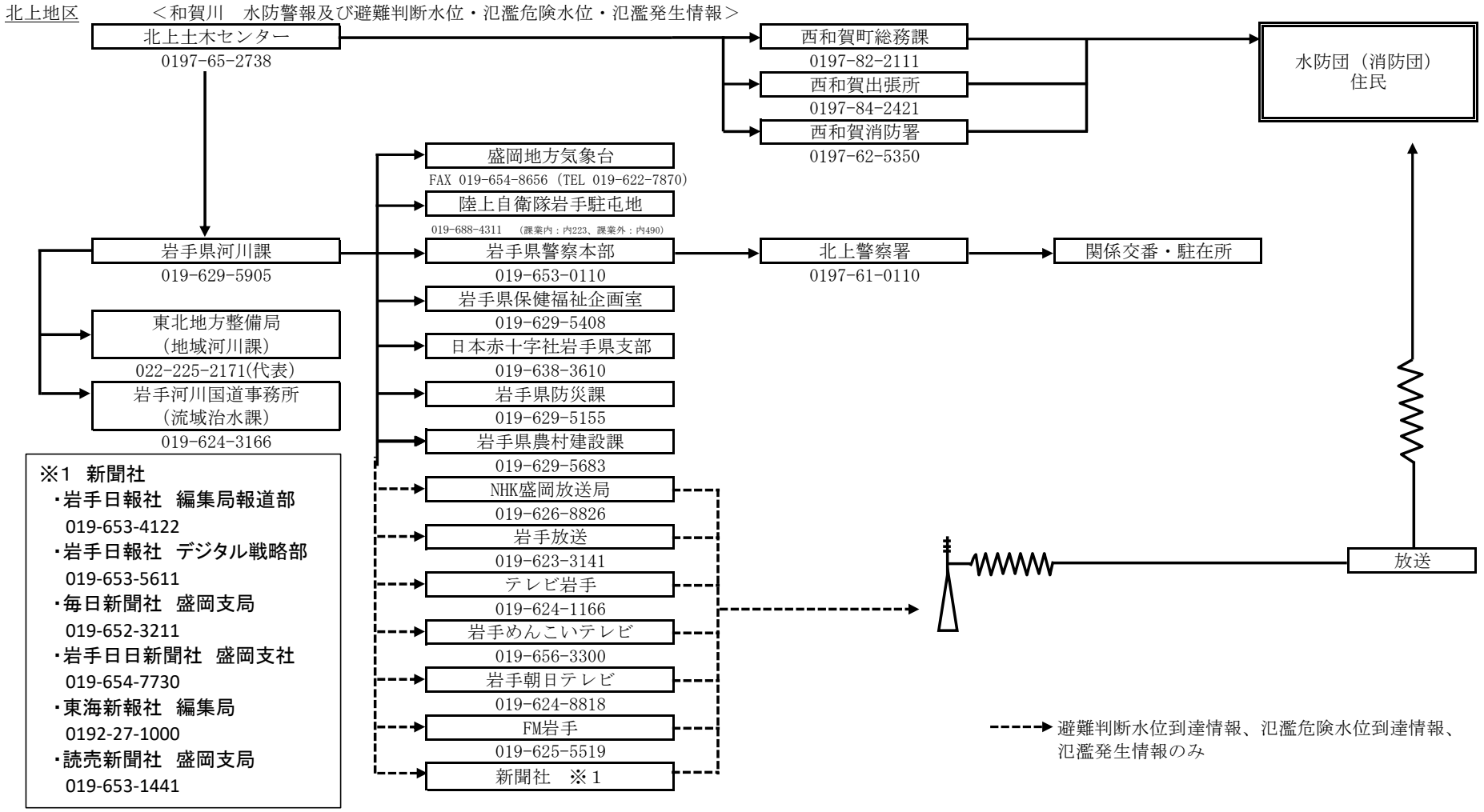
北上地区
＜和賀川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞
北上土木センター
0197-65-2738
西和賀町総務課
0197-82-2111
西和賀出張所
0197-84-2421
西和賀消防署
0197-62-5350
水防団（消防団）
住民
盛岡地方気象台
FAX 019-654-8656（TEL 019-622-7870）
陸上自衛隊岩手駐屯地
019-688-4311　（課業内：内223、課業外：内490）
岩手県河川課
019-629-5905
岩手県警察本部
019-653-0110
北上警察署
0197-61-0110
関係交番・駐在所
岩手県保健福祉企画室
019-629-5408
東北地方整備局
（地域河川課）
022-225-2171(代表)
日本赤十字社岩手県支部
019-638-3610
岩手県防災課
019-629-5155
岩手河川国道事務所
（流域治水課）
019-624-3166
岩手県農村建設課
019-629-5683
NHK盛岡放送局
019-626-8826
岩手放送
019-623-3141
テレビ岩手
019-624-1166
岩手めんこいテレビ
019-656-3300
岩手朝日テレビ
019-624-8818
FM岩手
019-625-5519
新聞社　※1
放送
※1　新聞社
・岩手日報社　編集局報道部
019-653-4122
・岩手日報社　デジタル戦略部
019-653-5611
・毎日新聞社　盛岡支局
019-652-3211
・岩手日日新聞社　盛岡支社
019-654-7730
・東海新報社　編集局
0192-27-1000
・読売新聞社　盛岡支局
019-653-1441
避難判断水位到達情報、氾濫危険水位到達情報、
氾濫発生情報のみ

奥州地区

＜胆沢川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

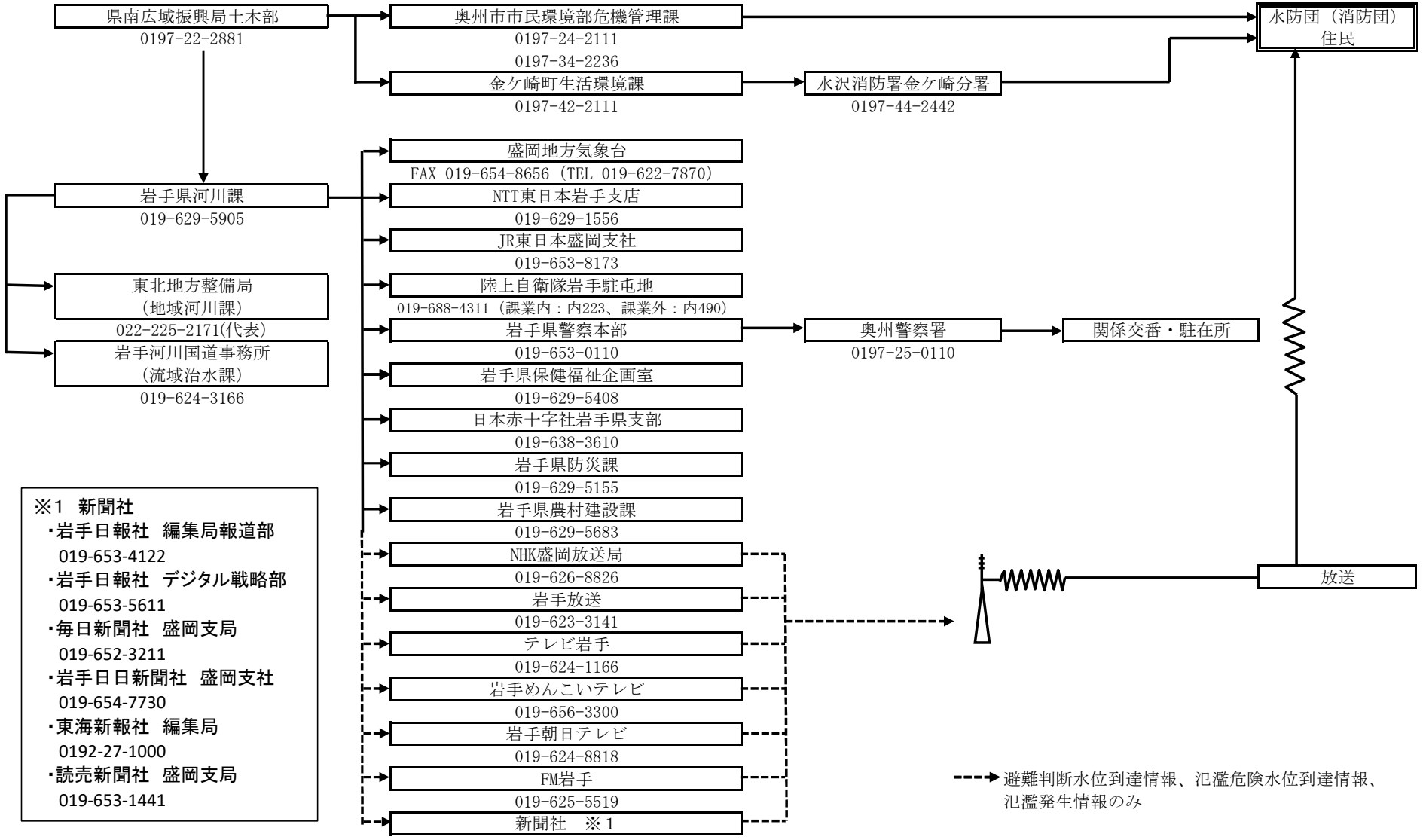

奥州地区

＜人首川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

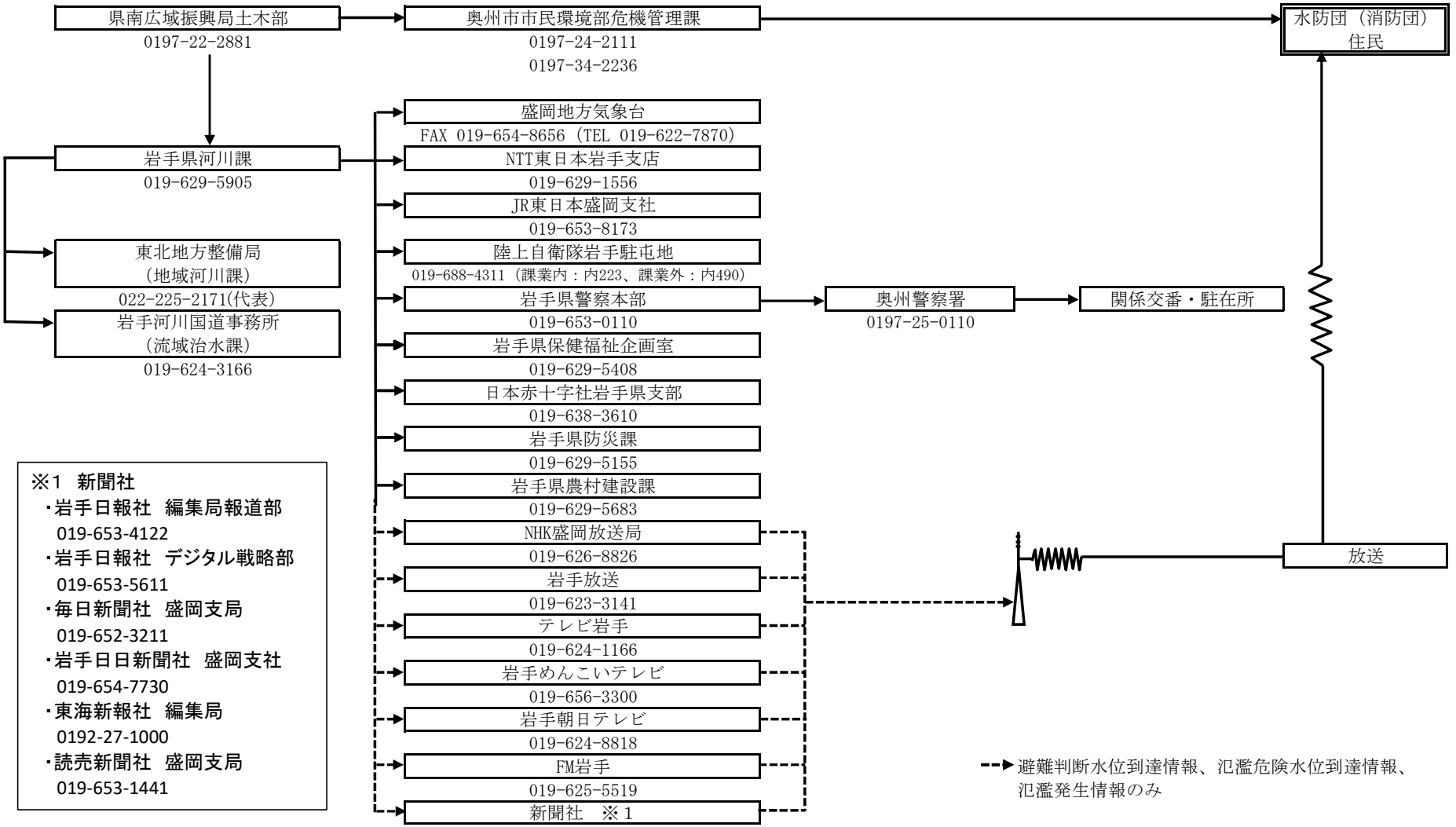

一関地区、奥州地区　　＜衣川（上流）、衣川（下流）　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

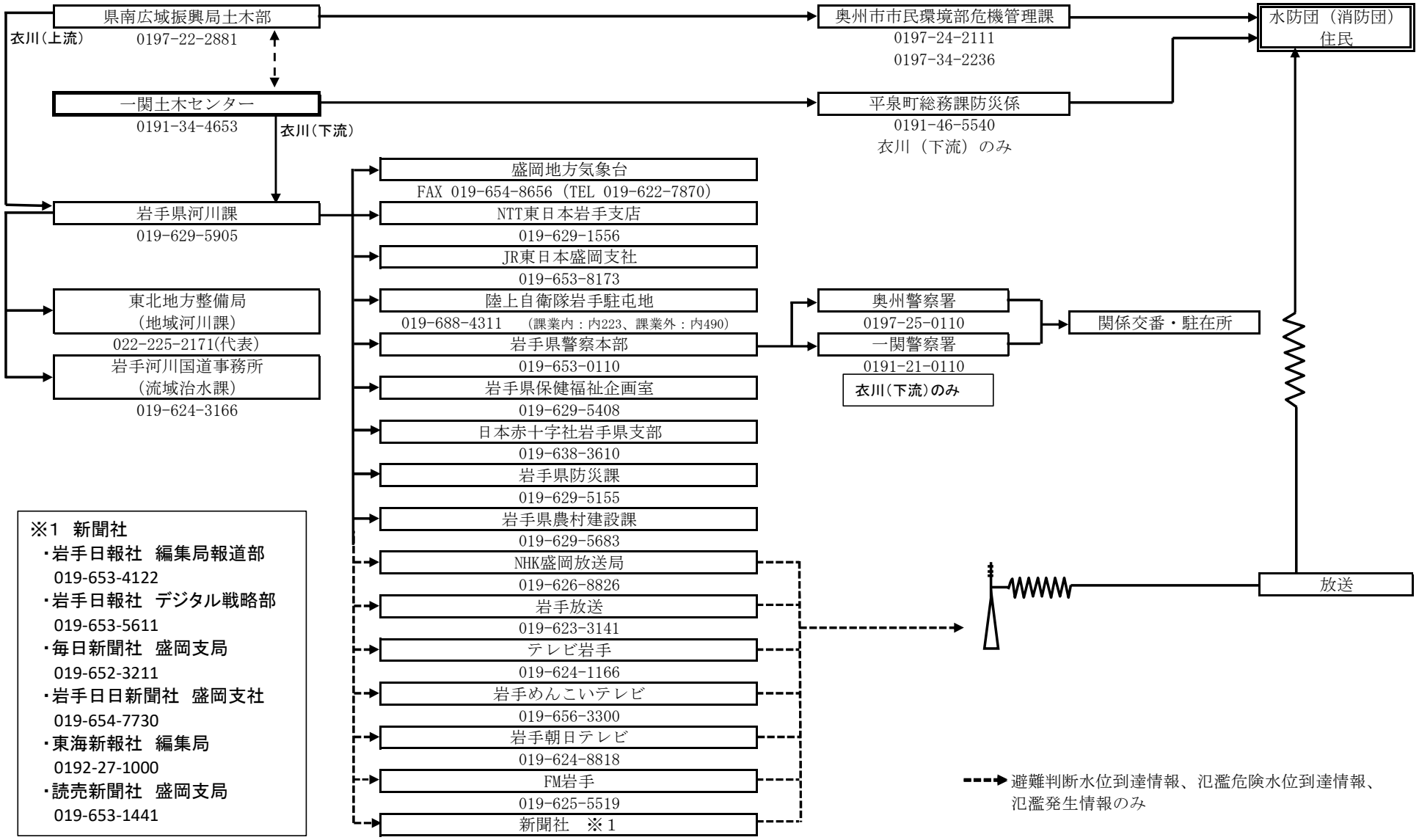

一関地区　　＜夏川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

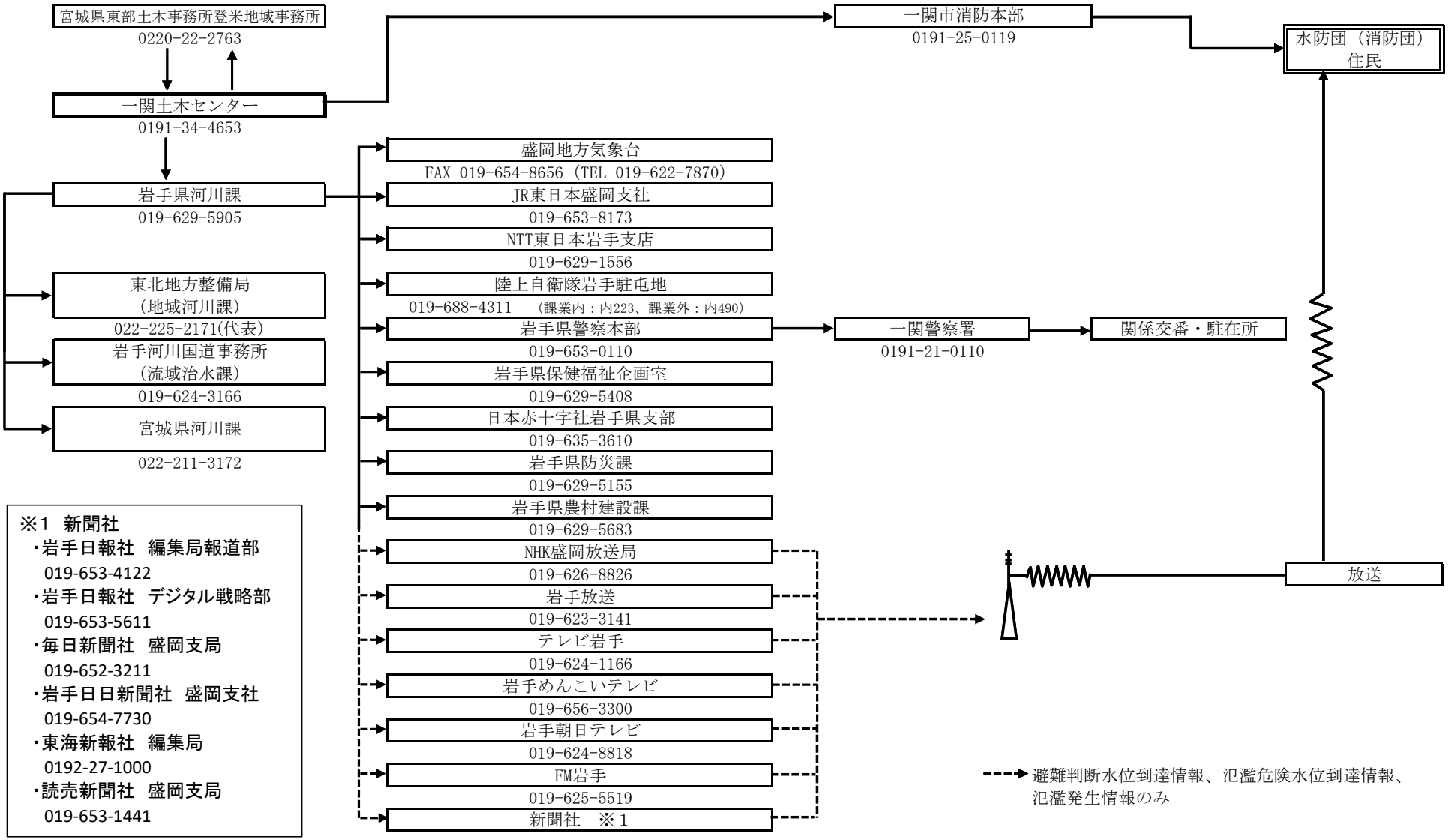

千厩地区　　＜砂鉄川、猿沢川、曽慶川、千厩川、黄海川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

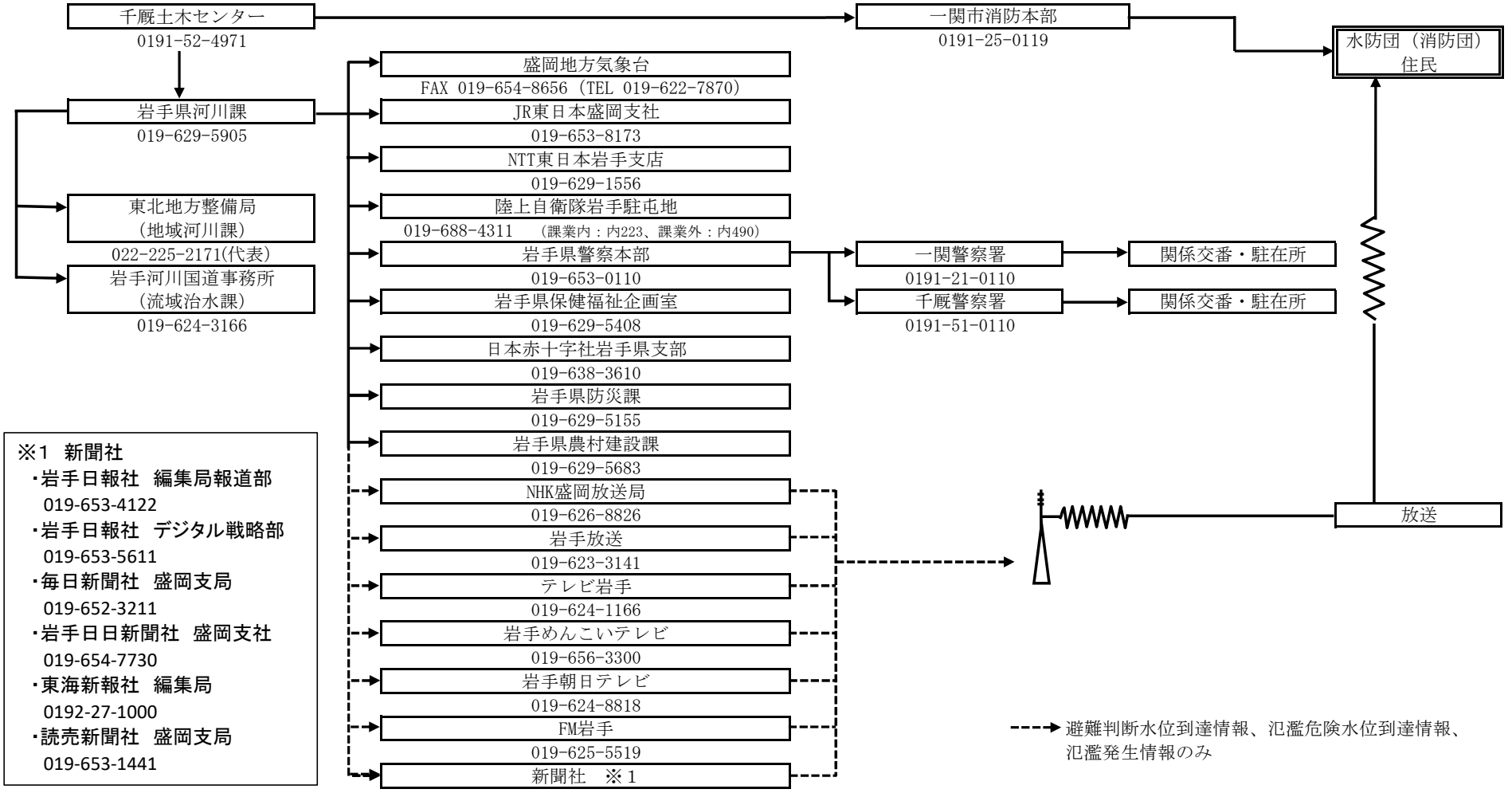

千厩地区　　＜大川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

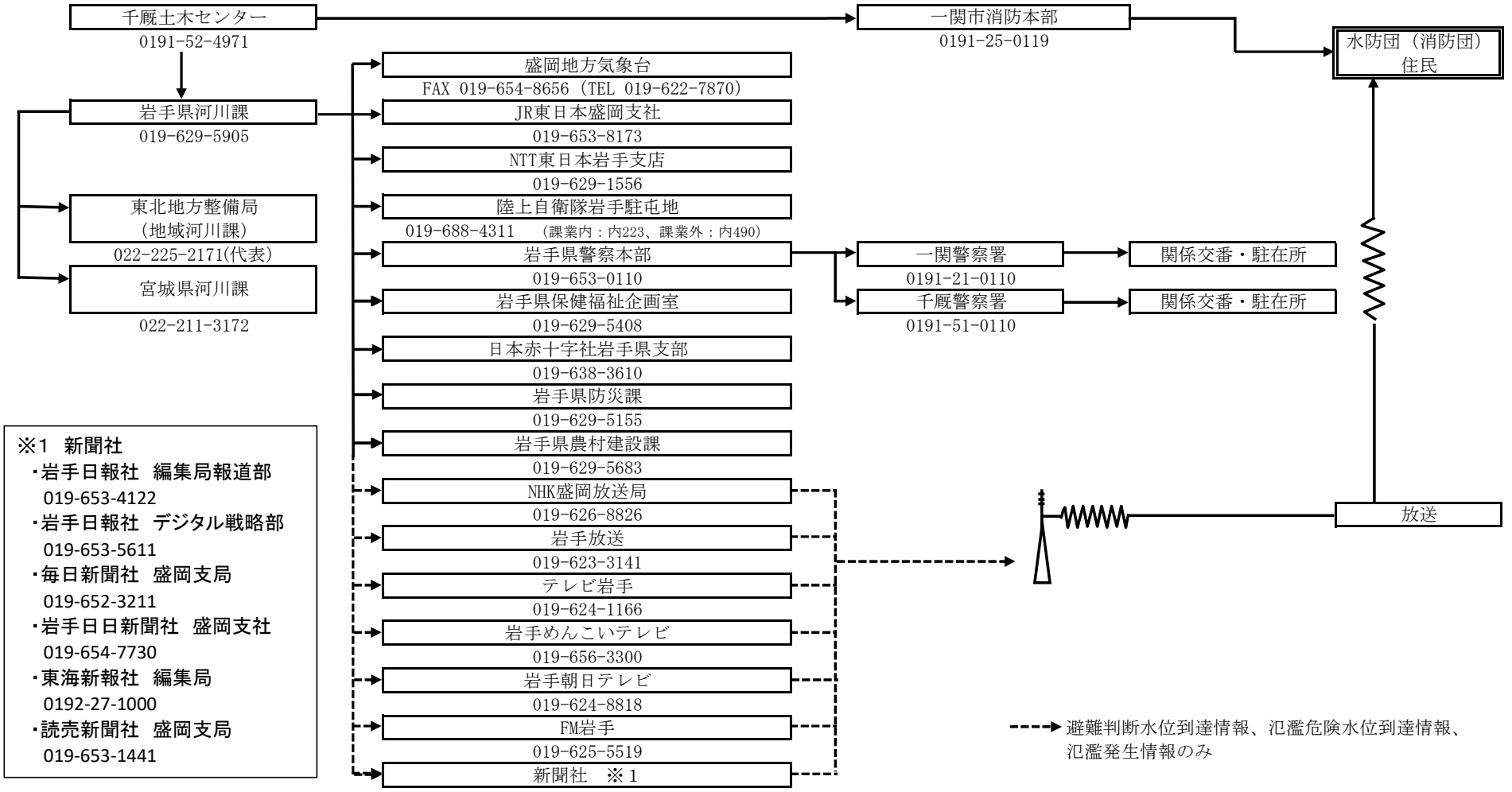

大船渡地区　　＜盛川、浦浜川、気仙川（下流）、気仙川（上流）、矢作川、大股川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

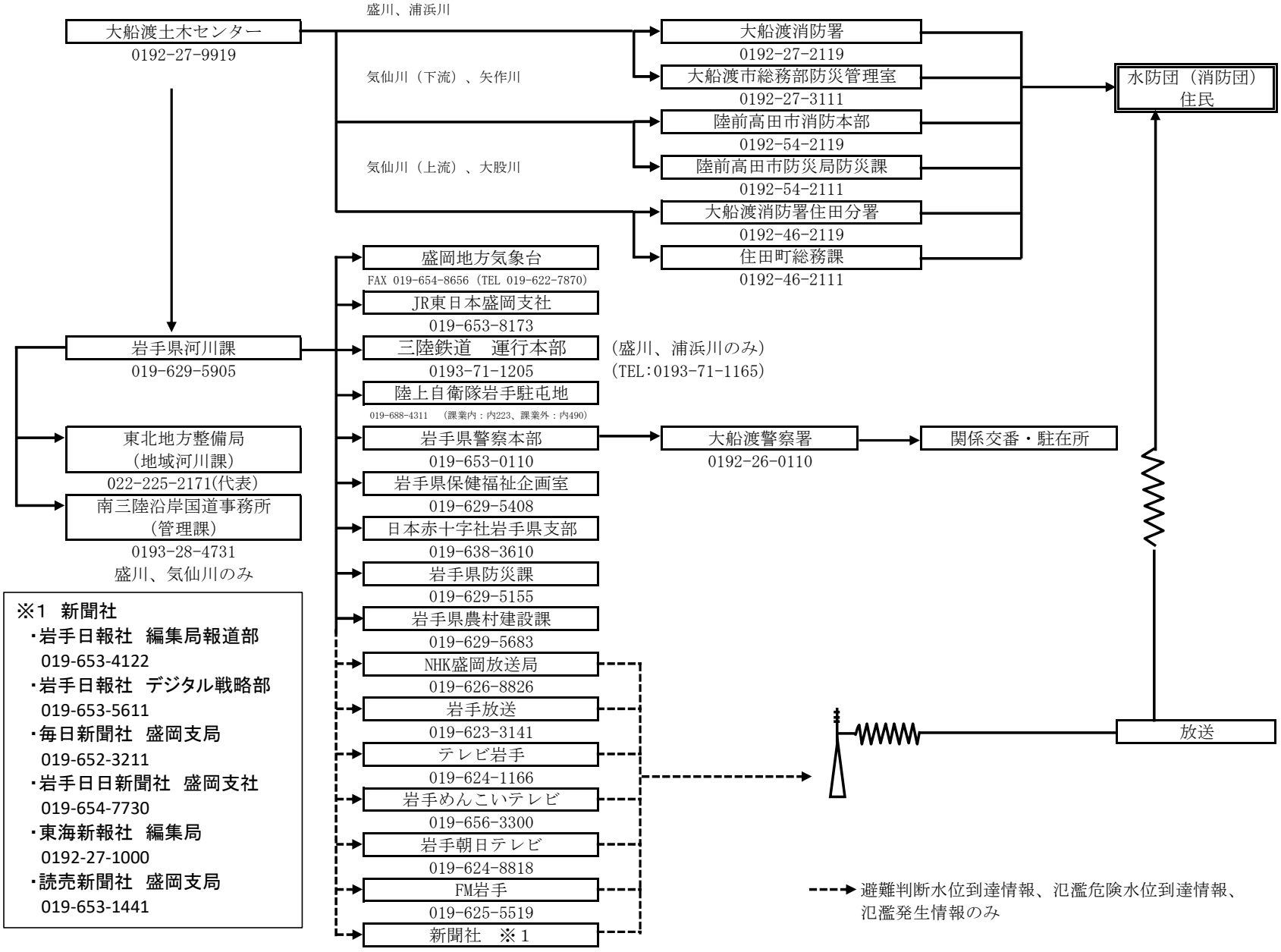

遠野地区　　＜猿ヶ石川、早瀬川、小鳥瀬川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

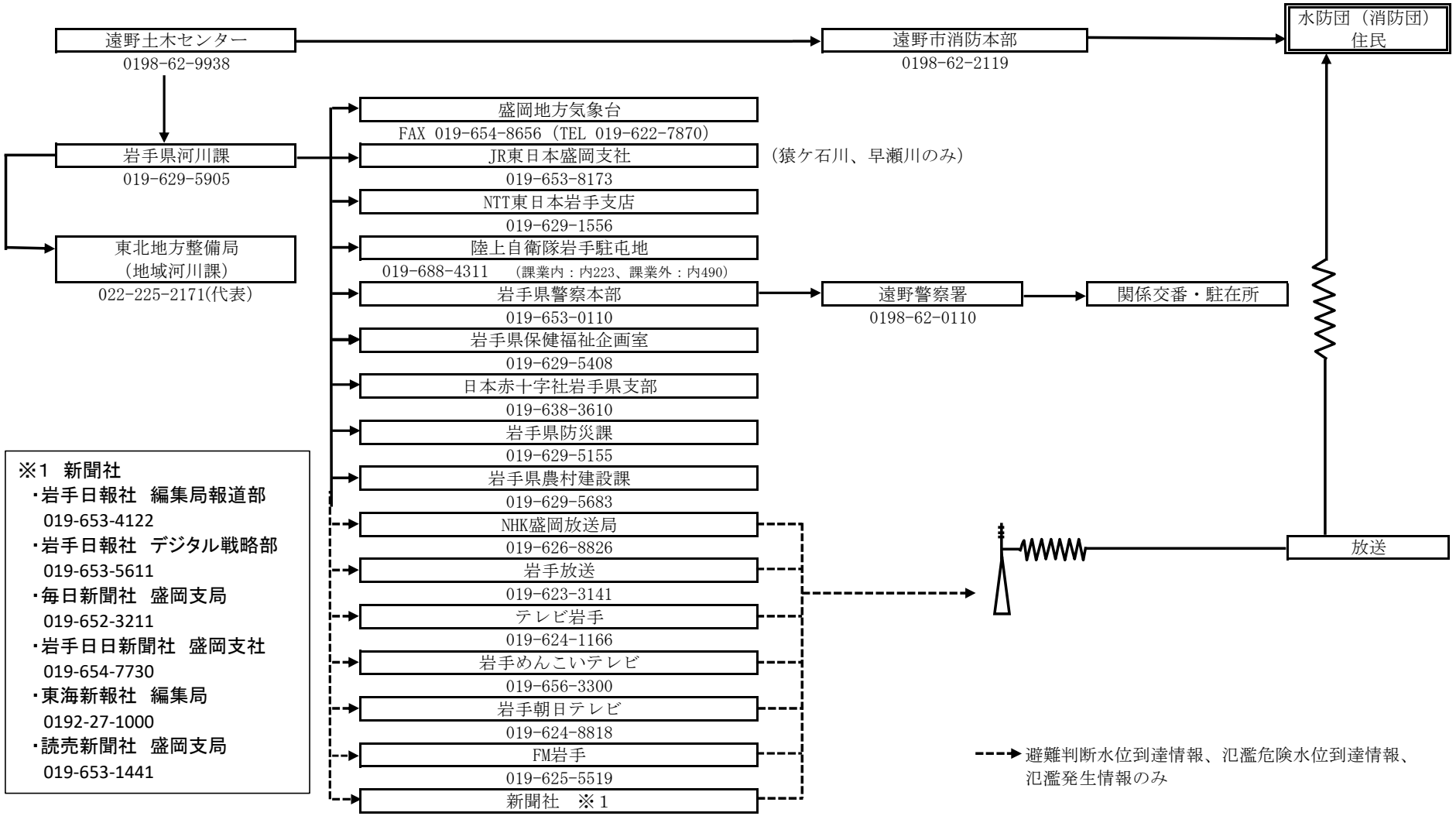

釜石地区　　＜甲子川、鵜住居川、大槌川、小鎚川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

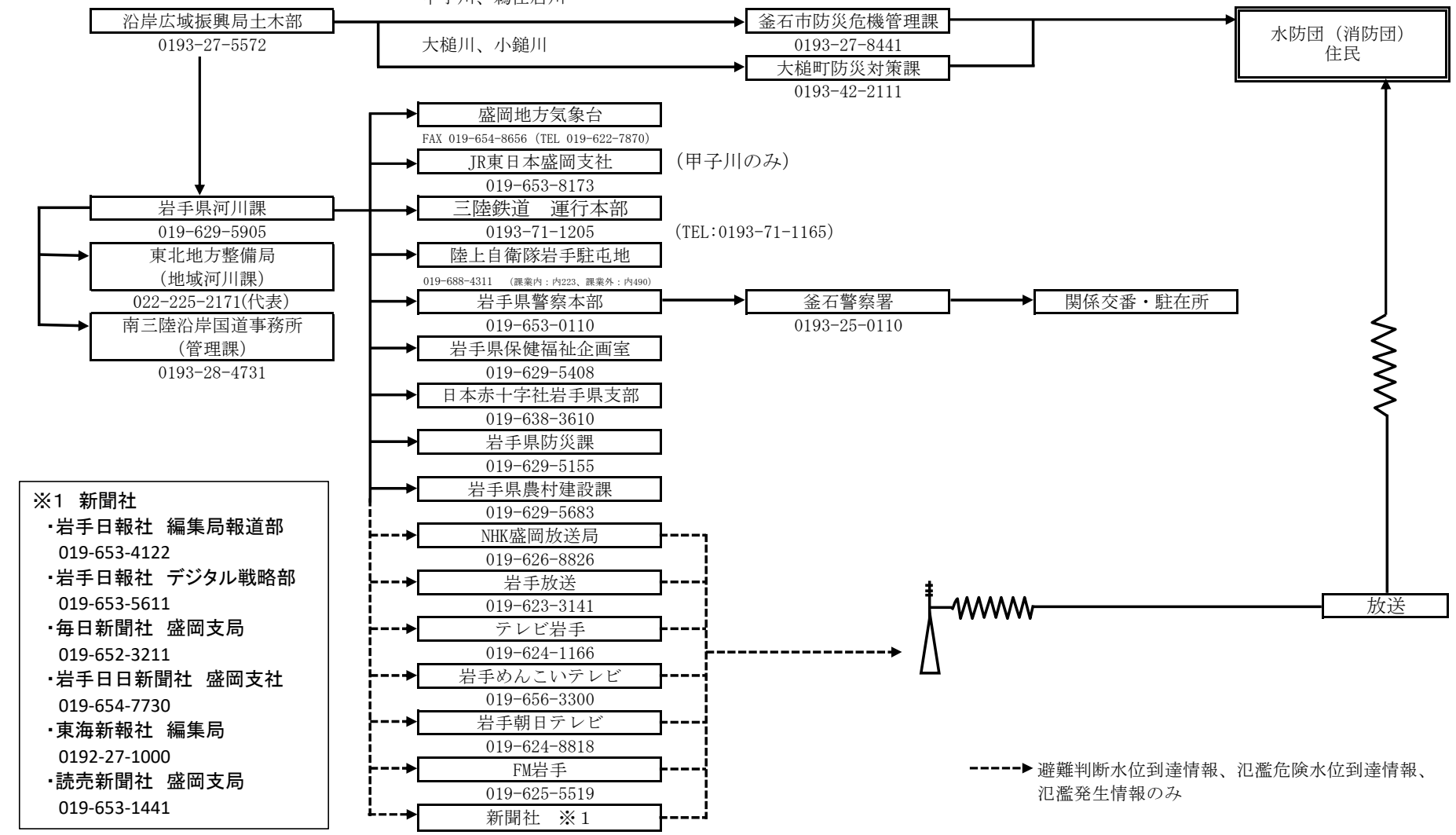

宮古地区　　＜閉伊川、関口川、津軽石川、長沢川、刈屋川、田代川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

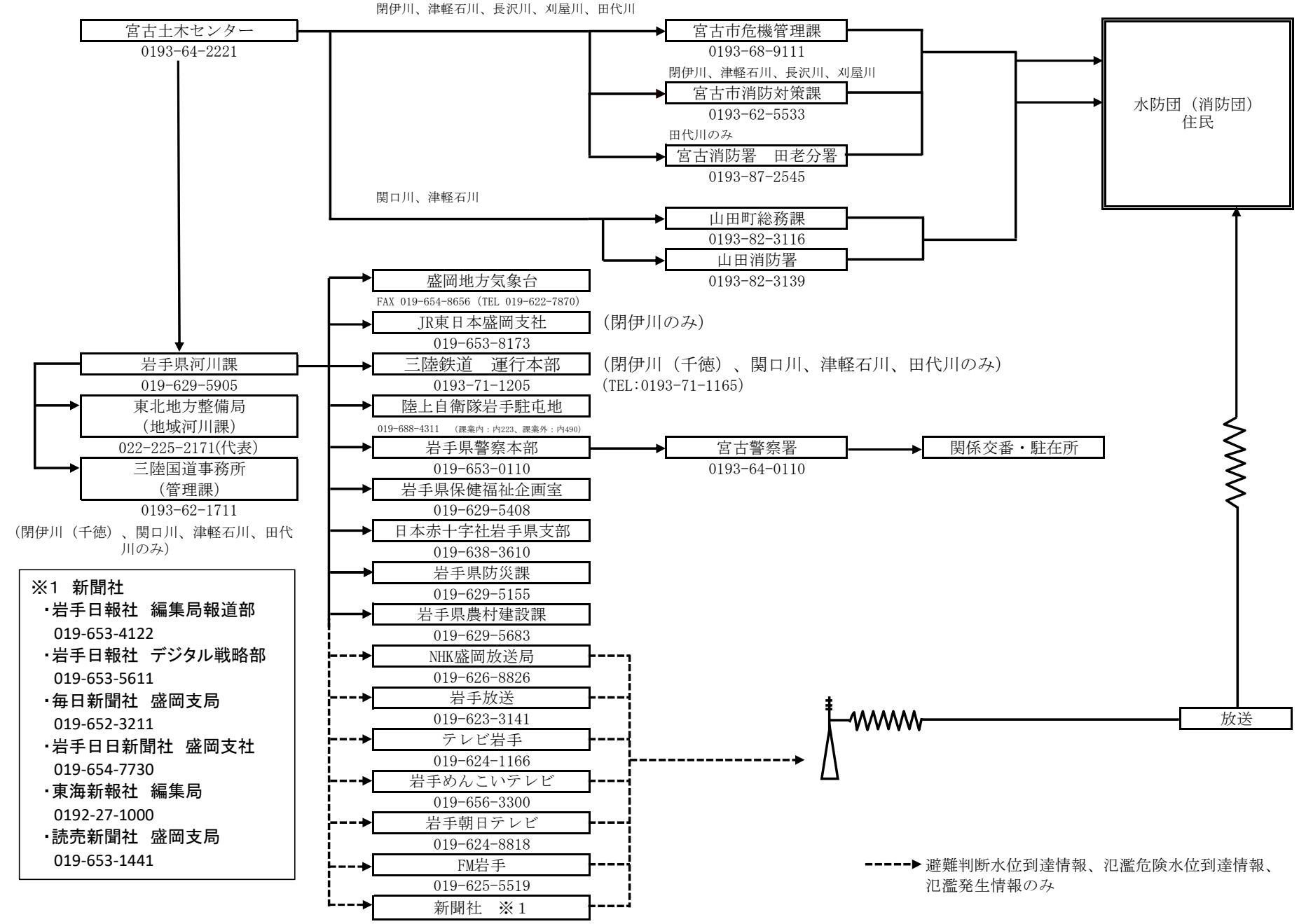

岩泉地区　　＜小本川、安家川、普代川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

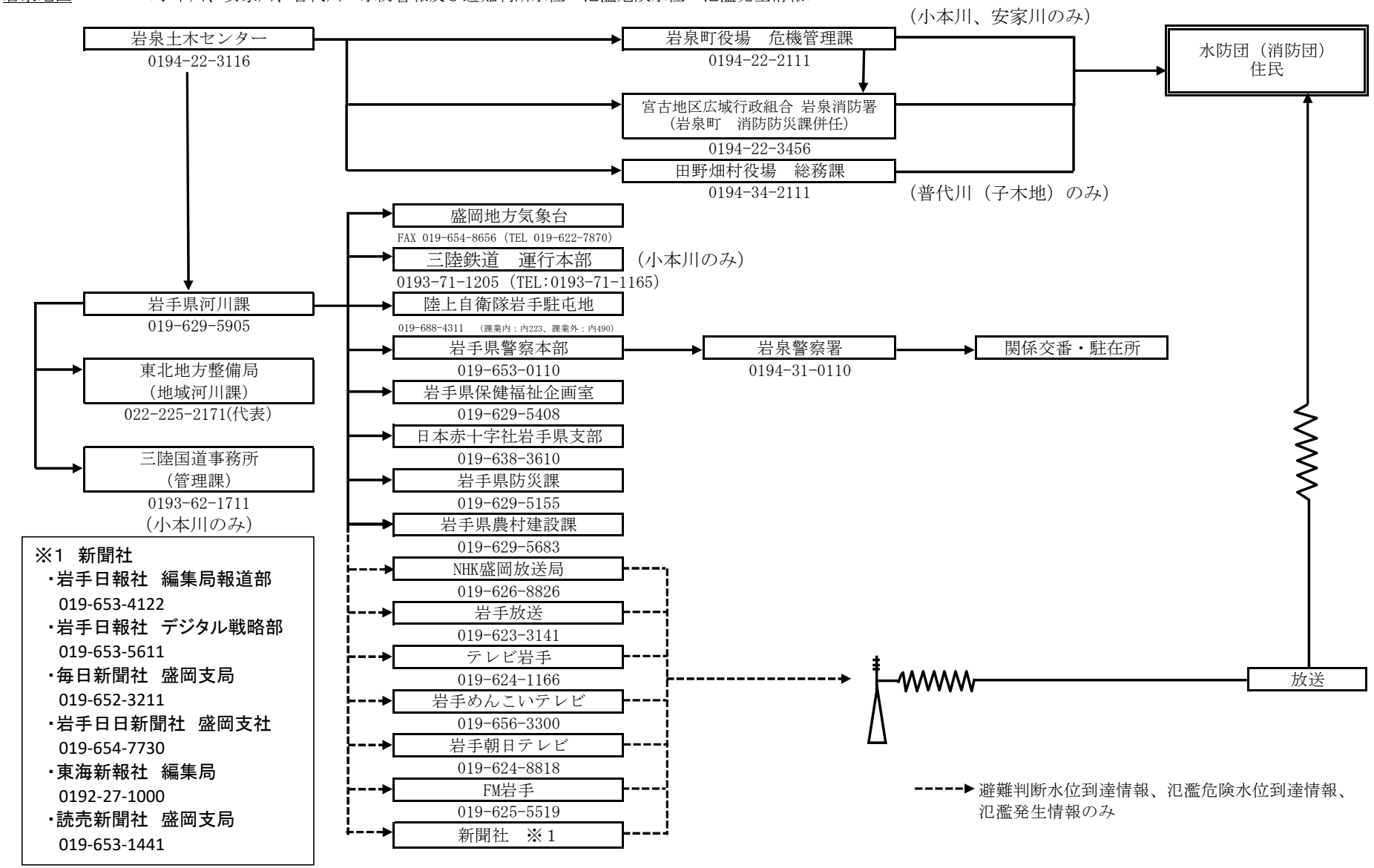

久慈地区　　＜久慈川（上流）、久慈川（下流）、長内川、夏井川、宇部川（上流）、宇部川（下流）、大野川、川尻川　水防警報・避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

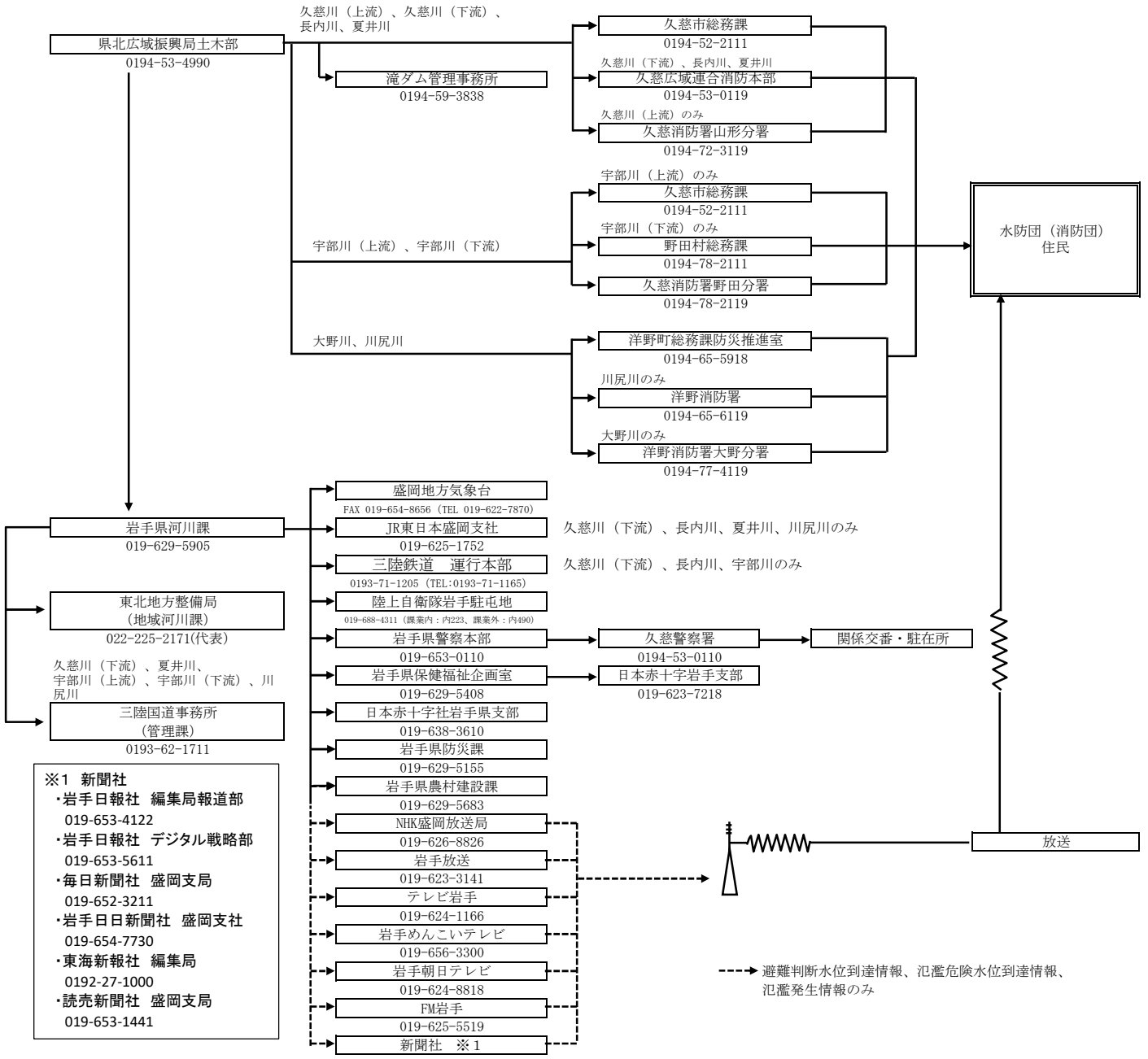

岩手地区、二戸地区(安比川(五日市橋))　＜安比川(五日市橋)　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

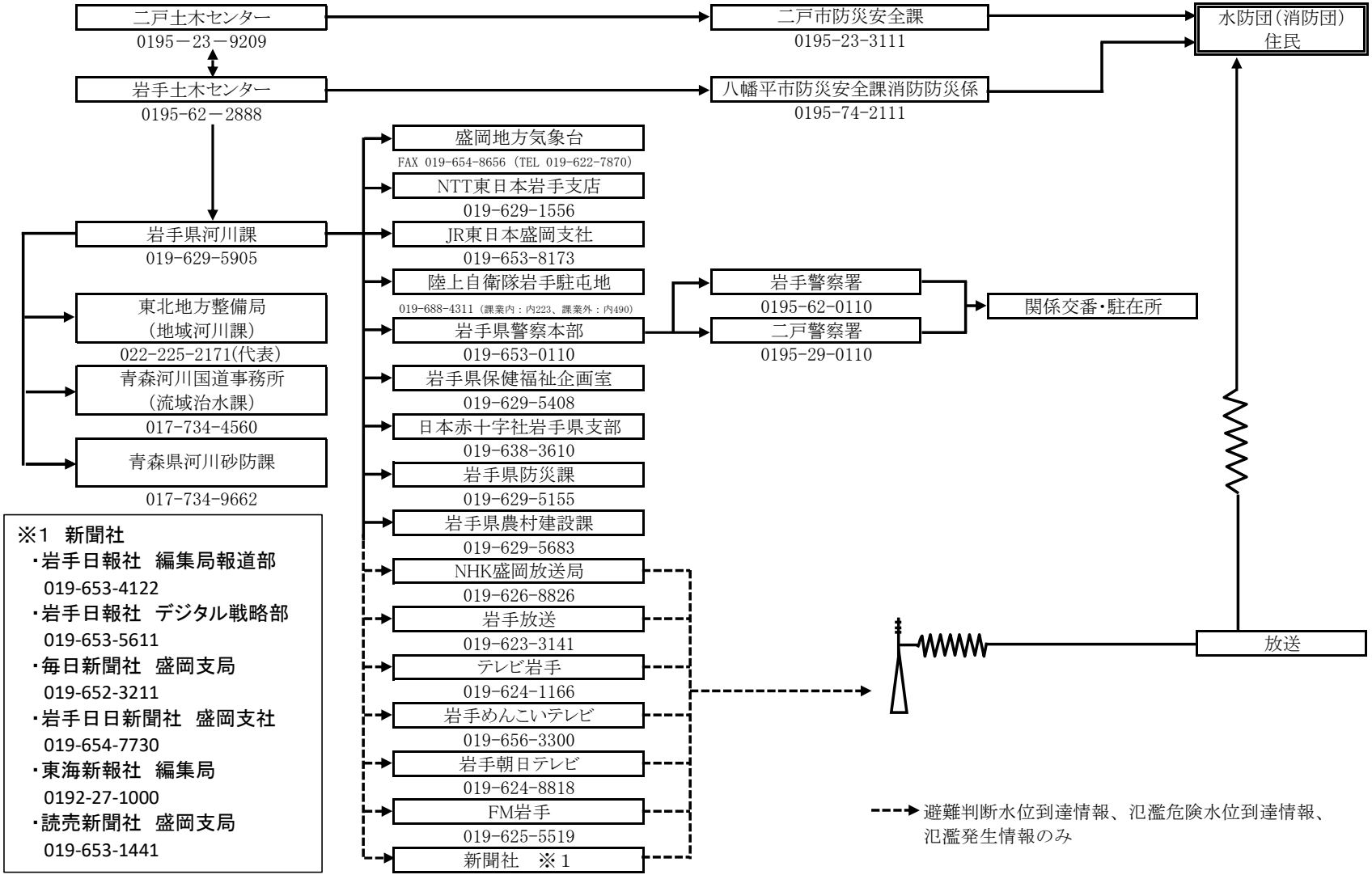

二戸地区（馬淵川、安比川）　　＜馬淵川、安比川（中央橋）　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

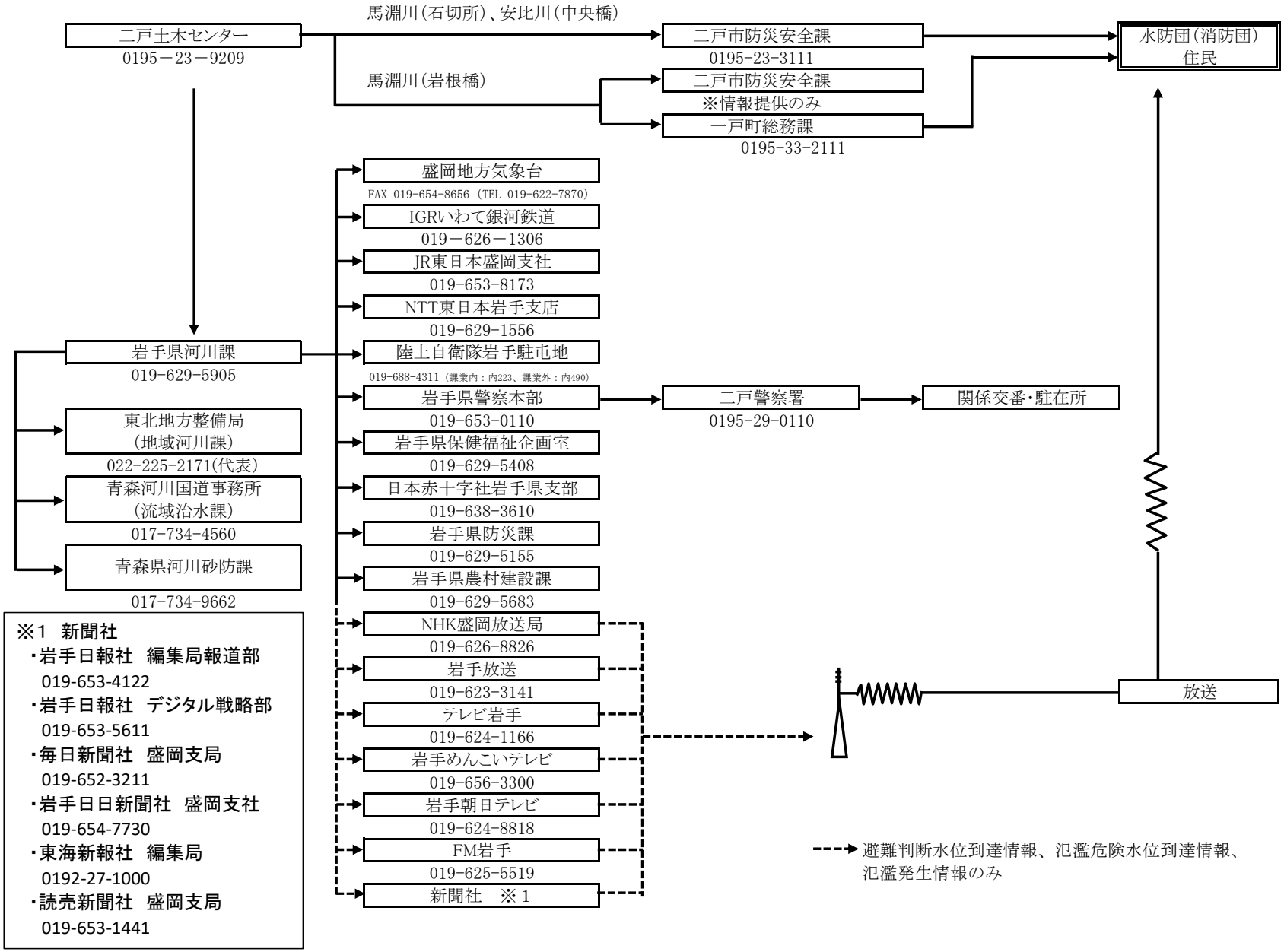

二戸地区（瀬月内川）　　＜瀬月内川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

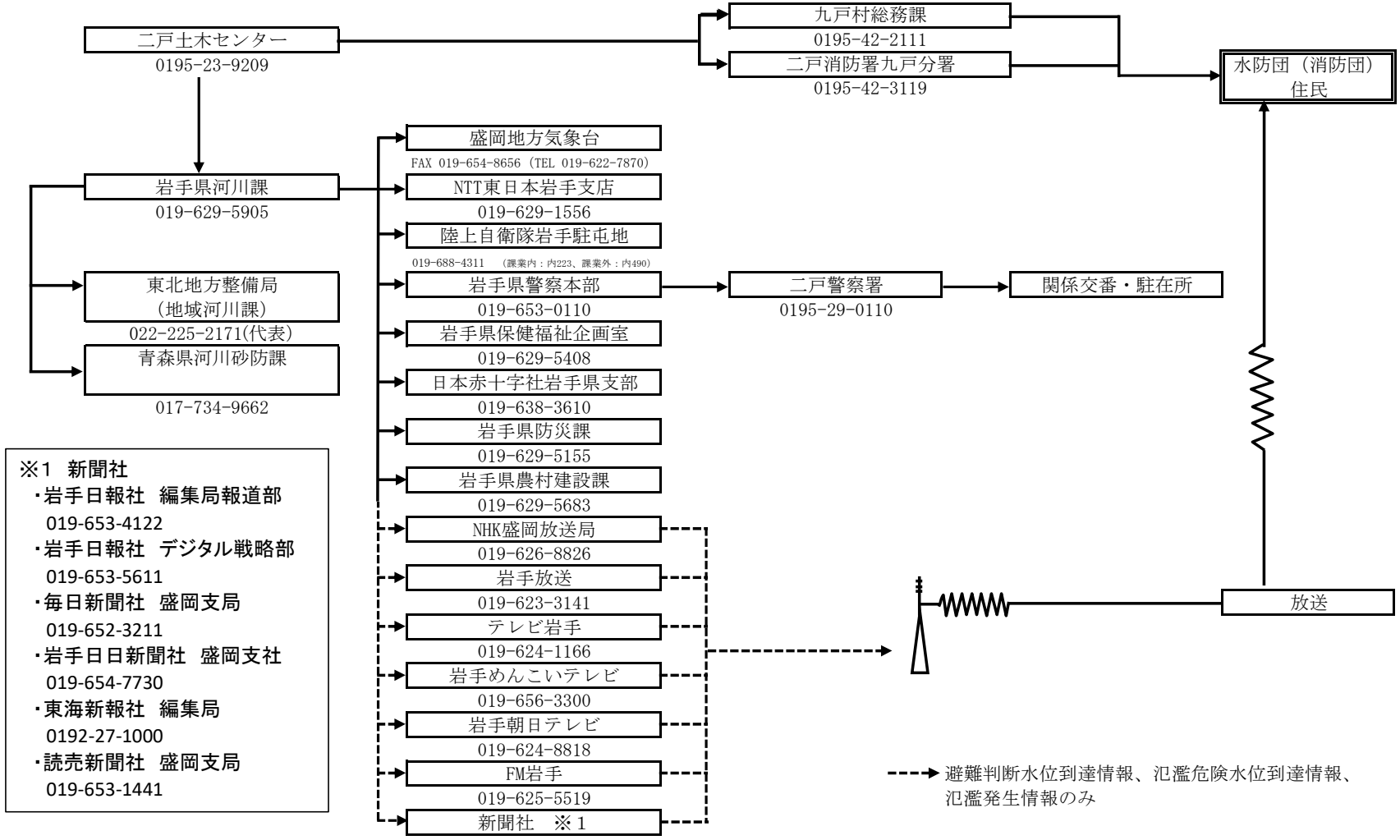

二戸地区（雪谷川）　　＜雪谷川　水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位・氾濫発生情報＞

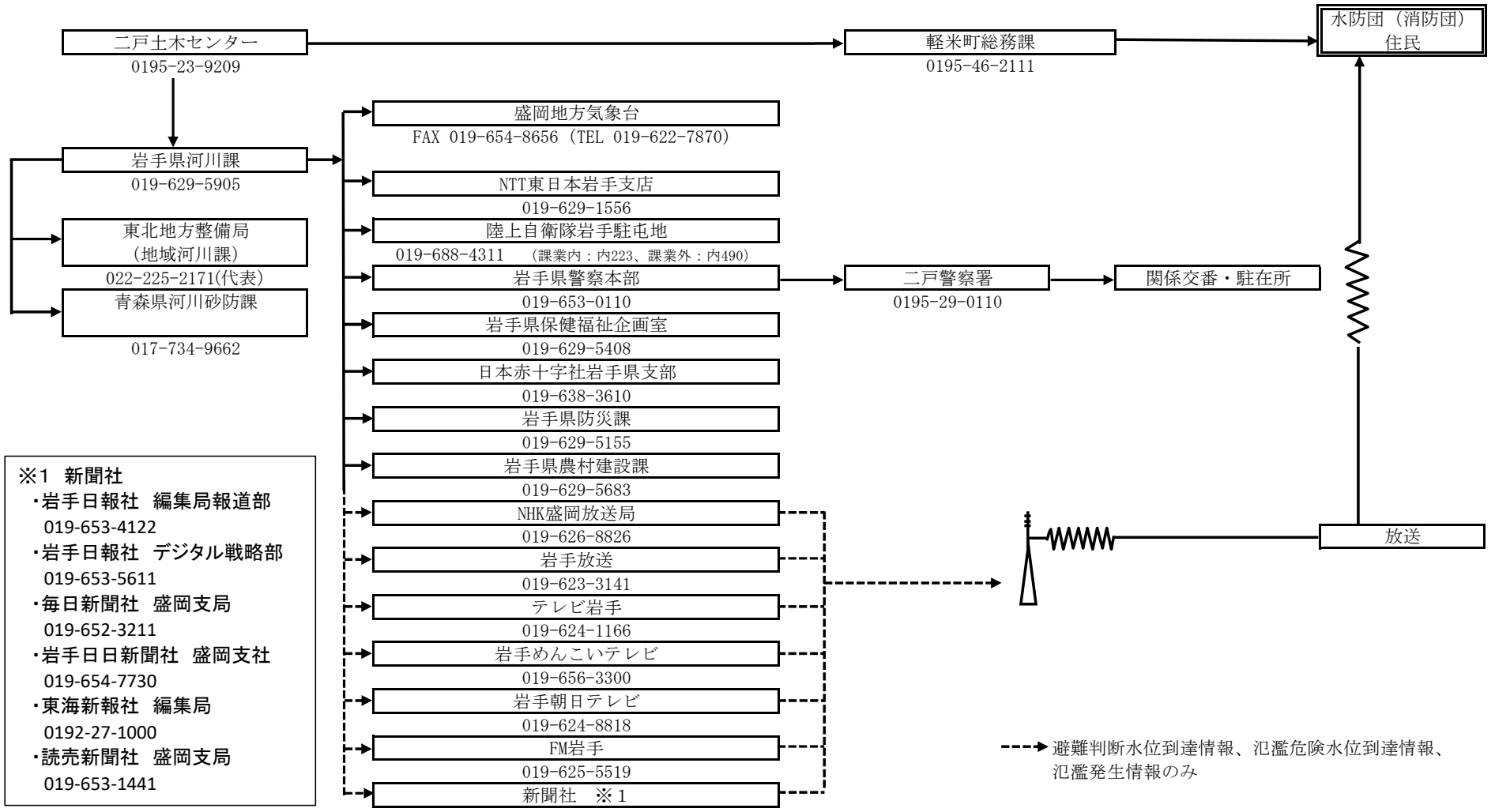

図表5-1(総括表) 雨量の観測箇所一覧

	岩手県			青森県	国土交通省東北地方整備局			盛岡地方気象台	市町村、その他			計
	テレメータ	自記	小計	テレメータ	テレメータ	自記	小計	アメダス	テレメータ	自記	小計	
盛岡広域振興局土木部管内	8		8		17	1	18	7		1	1	34
岩手土木センター管内	2		2		11	1	12	4			0	18
花巻土木センター管内	4		4		5	2	7	3	1		1	15
北上土木センター管内	5		5		8		8	3		1	1	17
県南広域振興局土木部管内	4		4		7	1	8	5			0	17
一関土木センター管内 (千厩土木センター管内を除く)	4		4		4	1	5	2		2	2	13
千厩土木センター管内	5		5		4	1	5	2		1	1	13
大船渡土木センター管内	9		9			1	1	2	2	0	2	14
遠野土木センター管内	5		5		7	1	8	2		1	1	16
沿岸広域振興局土木部管内	7		7				0	2			0	9
宮古土木センター管内	9		9				0	4		1	1	14
岩泉土木センター管内	6		6				0	2	16	0	16	24
県北広域振興局土木部管内	9		9				0	6		6	6	21
二戸土木センター管内	6		6	6	6		6	3	0	2	2	23
計	83	0	83	6	69	9	78	47	19	15	34	248

図表5-1(管内別)　雨量の観測箇所一覧

※ 東日本大震災の地殻変動により、「緯度」「経度」「標高」は正確な情報ではないことがあります。

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高(m)	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<盛岡広域振興局土木部管内>												
盛岡市	区界	岩手河川国道事務所	簗川第1地割		39° 39′54″	141° 20′41″	869	188	R2.7.11	S42.8.18	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
盛岡市	盛岡	岩手河川国道事務所	上田 4-2-2	岩手河川国道事務所	39° 43′12.6″	141° 8′13.7″	144.6	206	H19.9.17	S45.6.3	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
盛岡市	浅岸	岩手河川国道事務所	新庄字中津川 42-1		39° 41′50″	141° 20′57″	560	183	H19.9.17	S31.1.16	自記	冬期閉局
盛岡市	御所	北上川ﾀﾞﾑ統合管理事務所	繋字山根 192-4	御所ダム	39° 41′35″	141° 1′34″	196	229	H25.8.9	S55.11.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
盛岡市	四十四田	北上川ダム統合管理事務所	下厨川字四十四田 1-197	四十四田ダム	39° 45′14″	141° 8′45″	174	184	H19.9.17	S43.1.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、降雪量を含む
盛岡市	砂子沢	盛岡広域振興局土木部	砂子沢毛無森国有林529林班ろ3小班		39° 34′12″	141° 21′0″	770			H8.1.19	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
盛岡市	網取ダム	網取ダム管理事務所	浅岸字二ツ森 25-34	網取ダム	39° 42′34″	141° 12′30″	220	177	H19.9.17	S58.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
盛岡市	小貝沢	網取ダム管理事務所	新庄字小貝沢73-10		39° 42′25″	141° 16′29″	340	146	H19.9.17	S58.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
盛岡市	浅岸	網取ダム管理事務所	新庄字中津川 43-5		39° 42′38″	141° 20′19″	560	148	H19.9.17	H15.3.14	有線ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
盛岡市	盛岡	気象庁	山王町 7-60	盛岡地方気象台	39° 41.9′	141° 9.9′	155	198	H19.9.17	T12.9.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
盛岡市	芋田橋	北上川ダム統合管理事務所	好摩字上山27－1地先		39° 52′20″	141° 10′41″	194	147	H14.7.11	S60.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
盛岡市	岩洞	北上川ダム統合管理事務所	藪川字外山 24-130		39° 49′26″	141° 22′10″	780	117	H19.9.17	S42.8.18	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
盛岡市	好摩	気象庁	好摩字芋田向		39° 52.1′	141° 10′	205	152	H19.9.17	S50.5.22	ｱﾒﾀﾞｽ	
盛岡市	薮川	気象庁	薮川字外山		39° 47′	141° 19.7′	680	147	H19.9.17	S50.11.13	ｱﾒﾀﾞｽ	
雫石町	葛根田	岩手河川国道事務所	長山狼沢11-1		39° 45′15.8″	140° 57′49.8″	277.7	244	H19.9.17	S34.8.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
雫石町	西安庭	岩手県農村建設課	西安庭第40地割字片子沢 72-3		39° 39′16″	140° 59′0″	190	122	S62.8.16	S56.10.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
雫石町	御神坂沢	岩手河川国道事務所(砂防)	大字長山字網張国有林191林班内		39° 48′31″	140° 59′39″		210	H19.9.17	H12.11.15	有線ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
雫石町	橋場	北上川ダム統合管理事務所	大字橋場第1地割坂本127		39° 43′6″	140° 51′27″	440	351	H25.8.9	S45.10.8	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
雫石町	玄武	北上川ダム統合管理事務所	大字西根第1地割字柏木平 5-3		39° 46′49″	140° 56′48″	360	249	H19.9.17	S45.10.8	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
雫石町	春木場	北上川ダム統合管理事務所	大字御明神第20地割字幅 22-1		39° 41′23″	140° 56′43″	200	329	H25.8.9	S45.10.8	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
雫石町	滝ノ上	北上川ダム統合管理事務所	長山東葛根田国有林177林班と小班		39° 49′46″	140° 52′34″	620	239	H19.9.17	S46.9.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
雫石町	男助	北上川ダム統合管理事務所	大字南畑第20地割字赤滝 7-6		39° 36′49″	140° 56′31″	250	306	H19.9.17	S45.10.8	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
雫石町	網張	北上川ダム統合管理事務所	大字長山網張1-1国有林 182-ち林小班		39° 50′6″	140° 56′3″	1160	237	H19.9.17	S46.9.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
雫石町	葛根田	気象庁	西根第3地割上篠崎		39° 46.6′	140° 56.7′	350	253	H19.9.17	S52.7.5	ｱﾒﾀﾞｽ	
雫石町	雫石	気象庁	第40地割字千刈田		39° 41.8′	140° 58.5′	195	264	H25.8.9	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
矢巾町	南昌山	盛岡広域振興局土木部	南昌山国有林 430林班は1小班		39° 36′58″	141° 3′38″	580			H8.1.19	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表※
紫波町	紫波	岩手河川国道事務所	犬吠森境121	紫波橋水位観測所	39° 33′8.8″	141° 10′32.2″	99.4	201	H25.8.9	S42.7.27	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
紫波町	大森山	岩手河川国道事務所	土舘天間沢43		39° 32′27″	141° 2′12″	441	281	H19.9.17	S46.10.7	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
紫波町	紫波	気象庁	稲藤字七郷		39° 32.8′	141° 7.6′	125	220	H19.9.17	S51.11.30	ｱﾒﾀﾞｽ	
紫波町	志和	紫波町	上平沢字川原田 15	山王海土地改良区	39° 33′10″	141° 6′17″	143	147	S45.8.1	S42.6.12	自記	
滝沢市	馬返し	岩手河川国道事務所(砂防)	上岩手山 268-6		39° 49′57″	141° 04′30″		212	H19.9.17	H12.11.15	有線ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
滝沢市	柳沢	盛岡広域振興局土木部	大石渡 166-2		39° 48′59″	141° 4′33″	360			H8.1.19	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
滝沢市	滝沢	気象庁	湯舟沢		39° 46.8′	141° 5.8′	210	184	H19.9.17	H17.10.21	ｱﾒﾀﾞｽ	
盛岡市	簗川ダム	盛岡広域振興局土木部	川目第1地割124番地47	簗川ダム	39° 40′21.50″	141° 15′54.99″	301.2	76	R5.8.12	R3.8.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<岩手土木センター管内>												
八幡平市	荒沢	青森河川国道事務所	荒屋新町 314-41		40° 6′08″	141° 2′37″	380	171	H19.9.17	S13.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
八幡平市	荒屋	気象庁	叺田		40° 6.2′	141° 3′	290	168	H19.9.17	S51.11.22	ｱﾒﾀﾞｽ	
八幡平市	東八幡平	岩手河川国道事務所(砂防)	松尾寄木第1地割字沼利 495-3		39° 53′58″	140° 59′26″		202	H19.9.17	H12.3.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
八幡平市	松川	北上川ダム統合管理事務所	大字寄木字松川国有林		39° 52′51″	140° 56′20″	780	232	H19.9.17	S63.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
八幡平市	松尾	北上川ダム統合管理事務所	大字寄木字赤川国有林 478小班		39° 57′1″	140° 55′41″	1012	269	H19.9.17	S42.8.18	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
八幡平市	野駄	北上川ダム統合管理事務所	野駄第27地割550		39° 56′14″	141° 4′31″	396	173	H25.9.16	S42.8.18	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
八幡平市	小松尾	岩手土木センター	大字松尾第1地割字小松尾 180-1		40° 0′45″	140° 59′56″	550			H8.1.19	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表、冬期閉局
八幡平市	岩手松尾	気象庁	野駄		39° 57.1′	141° 3.9′	275	180	H19.9.17	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
八幡平市	三ツ森	北上川ダム統合管理事務所	大字平笠第24地割254-7		39° 52′55″	141° 2′47″	521	211	H19.9.17	S62.4.23	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
八幡平市	寺田	北上川ダム統合管理事務所	寺田第25地割 77-6		40° 2′20″	141° 6′41″	430	179	H19.9.17	S63.5.20	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
葛巻町	五日市	青森河川国道事務所	字江刈第23地割 54-1		39° 58′52″	141° 30′02″	480	160	H18.10.7	S45.3	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
葛巻町	小屋瀬	青森河川国道事務所	字葛巻28地割 22-5		39° 58′56″	141° 24′24″	510	145	H18.10.7	S45.3	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
葛巻町	中外川	岩手土木センター	江刈第42地割町道敷		39° 55′52″	141° 26′37″	780			H8.1.19	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表、冬期閉局
葛巻町	葛巻	気象庁	葛巻第7地割字元町		40° 2.4′	141° 27.4′	418	146	H18.10.7	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
岩手町	一方井	気象庁	大字一方井第15地割		39° 58.4′	141° 10′	285	125	R4.8.3	H26.9.3	ｱﾒﾀﾞｽ	
岩手町	御堂	岩手河川国道事務所	沼宮内第31地割 17-23		40° 2′24.4″	141° 14′38.2″	330	138	S33.9.17	T12.12.1	自記	冬期閉局
岩手町	沼宮内	北上川ダム統合管理事務所	沼宮内第11地割字寺山 121-2		39° 58′36″	141° 13′45″	321	128	H14.7.11	S42.8.18	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
岩手町	北山形	北上川ダム統合管理事務所	大字川口第41地割127-2		39° 56′22″	141° 19′28″	455	119	H12.7.18	S62.4.23	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<花巻土木センター管内>												
花巻市	花巻	岩手河川国道事務所	高木第14地割	朝日橋水位観測所	39° 23′29.6″	141° 7′49.4″	76.5	239	S57.8.30	S44.3.17	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
花巻市	駒頭	岩手河川国道事務所	湯口細野		39° 25′39″	140° 58′02″	500	290	H19.9.17	S45.11.27	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
花巻市	豊沢	岩手河川国道事務所	鉛字北豊沢山 67	豊沢ダム	39° 28′50.2″	140° 58′4.4″	110	267	H19.9.17	S41.12.1	自記	冬期閉局
花巻市	花巻温泉	花巻土木センター	台第2地割 114-15	花巻温泉	39° 26′52″	141° 4′15″	135	246	H19.9.17	H11.3.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
花巻市	豊沢	気象庁	北豊沢山国有林		39° 28.8′	140° 58.1′	300	275	H19.9.17	S58.11.16	ｱﾒﾀﾞｽ	
花巻市	花巻	花巻市	材木町 12-6	花巻市消防本部	39° 23′1″	141° 6′45″	84	162.5	H19.9.17	H4.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
花巻市	早池峰	岩手河川国道事務所	大迫町内川目鶏頭山		39° 32′36″	141° 28′55″	1120	214	H19.9.7	S46.10.7	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
花巻市	大迫	岩手河川国道事務所	大迫町亀ヶ森第1地割 15-3		39° 28′40.8″	141° 15′55.4″	214.3	206	S57.8.30	S44.6.18	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
花巻市	合石	岩手河川国道事務所	大迫町外川目 8-114		39° 28′40″	141° 22′27″	450	149	H19.9.17	S42.8.1	自記	公表、冬期閉局
花巻市	岳	花巻土木センター(早池峰ダム)	大迫町内川目岳山国有林林 261林班イ小班		39° 31′50″	141° 25′24″	566	148	H19.9.17	H12.1.12	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
花巻市	早池峰ダム	花巻土木センター(早池峰ダム)	大迫町内川目10地割24番11	早池峰ダム管理所	39° 31′49″	141° 20′29″	323	172	H19.9.17	H12.1.12	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
花巻市	大迫	気象庁	大迫町大迫第13地割		39° 28.2′	141° 16.7′	150	156	H19.9.17	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
花巻市	田瀬	北上川ダム統合管理事務所	東和町田瀬第39地割 1-3	田瀬ダム	39° 20′43″	141° 19′5″	215	159	H19.9.17	S24.11.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
花巻市	石鳩岡	花巻土木センター	東和町石鳩岡8区 472地先		39° 24′30″	141° 16′4″	182	138	H14.7.10	H11.3.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
花巻市	花巻	気象庁	葛第3地割 183-1	花巻航空気象観測所	39° 25.7′	141° 8.1′	90	201	H19.9.17	H15.1.1	ｱﾒﾀﾞｽ	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<北上土木センター管内>												
北上市	岩崎新田	岩手河川国道事務所	和賀町岩崎新田 2-47-8		39° 14′31.6″	140° 59′5.9″	235.7	275	S63.8.28	S42.6.8	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
北上市	北上	岩手河川国道事務所	稲瀬町岩脇地内	男山水位観測所	39° 15′39.6″	141° 7′20.9″	59.6	185	H13.8.1	S46.5.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
北上市	口内	北上土木センター	口内町久田 314		39° 17′17″	141° 12′41″	130			H13.3.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
北上市	尻平	北上土木センター	和賀町横川目 25-58-5		39° 26′39″	140° 59′8″	173			H13.3.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
北上市	北上	北上土木センター	芳町2番8号	北上地区合同庁舎	39° 17′3″	141° 6′54″	62.3	248.5	S57.8.30	S19.9.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
北上市	夏油	北上土木センター（入畑ダム）	和賀町岩崎新田1地割201	夏油温泉	39° 12′37″	140° 53′27″	570			H2.6.30	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
北上市	入畑ダム	北上土木センター（入畑ダム）	和賀町岩崎新田1地割171	入畑ダム管理所	39° 13′54″	140° 56′28″	350			H2.6.30	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
北上市	北上	気象庁	芳町		39° 17.3′	141° 6.6′	61	213	S57.8.30	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
北上市	柳原	北上市	柳原二丁目 3番6号	北上消防署	39° 17′25″	141° 6′46″	65	248	S57.8.30	S52.4.1	自記	
西和賀町	湯川	北上川ダム統合管理事務所	字鷲之巣 国有林1343と内林小班内		39° 16′53″	140° 47′6″	520	235	H13.8.1	S33.11.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
西和賀町	湯田	北上川ダム統合管理事務所	杉名畑44地割162-15	湯田ダム	39° 18′6″	140° 53′6″	240	255	H13.8.1	S36.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
西和賀町	湯田	気象庁	上野々第39地割		39° 18.6	140° 46.6′	250	252	H13.8.1	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
西和賀町	桐沢	北上川ダム統合管理事務所	字花巻越山 国有林 1064イ全林小班		39° 27′22″	140° 50′40″	760	249	H19.9.17	S33.11.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
西和賀町	高下	北上川ダム統合管理事務所	沢内字貝沢3地割647-1		39° 33′12″	140° 48′45″	480	312	H19.9.17	S33.11.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
西和賀町	新町	北上川ダム統合管理事務所	沢内字鍵飯19地割238-2		39° 23′56″	140° 46′9″	290	220	H19.9.17	S33.11.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
西和賀町	本内	北上川ダム統合管理事務所	字松川山 国有林1164へ全林小班		39° 26′55″	140° 44′1″	690	232	S40.7.15	S33.11.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
西和賀町	沢内	気象庁	沢内字貝沢4地割		39° 32.9′	140° 50.6′	407	170.5	H29.8.24	H29.7.11	ｱﾒﾀﾞｽ	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<県南広域振興局土木部管内>												
奥州市	水沢	岩手河川国道事務所	水沢東大通一丁目 2-14	水沢出張所	39° 8′24.9″	141° 8′50.8″	59.2	158	H13.8.1	S45.11.27	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
奥州市	水沢	県南広域振興局土木部	水沢大手町 1-2	県南広域振興局	39° 8′39″	141° 8′20″	50.2	285	S23.9.16	不明	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
奥州市	大平	岩手河川国道事務所	江刺田原大平 24-1		39° 7′10.2″	141° 15′13.4″	161.9	185	H2.11.4	S44.6.18	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
奥州市	伊手	県南広域振興局土木部	江刺伊手角屋 136	上伊手地区生活改善センター	39° 9′58″	141° 19′23″	225	108	R1.10.12		ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
奥州市	梁川	県南広域振興局土木部	江刺梁川字藤渡戸589	梁川総合運動場	39° 17′13″	141° 15′58″	170	82	R1.10.12		ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
奥州市	江刺	気象庁	江刺愛宕字八日市		39° 11′	141° 9.7′	42	216	H13.8.1	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
奥州市	米里	気象庁	江刺米里字荒田表		39° 14′	141° 18.6′	170	135	H2.11.4	S51.9.9	ｱﾒﾀﾞｽ	
奥州市	胆沢	北上川ダム統合管理事務所	胆沢若柳字横岳前山 6	胆沢ダム	39° 7′31″	140° 55′10″	365.6	120	H25.9.16	H25.3.22	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
奥州市	尿前	北上川ダム統合管理事務所	胆沢若柳字横岳前山1-1 (横岳前山国有林 123い1小班)		39° 8′40″	140° 53′05″	685	151	H25.9.16	H25.3.22	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
奥州市	横岳	北上川ダム統合管理事務所	胆沢若柳字横岳1 (横岳国有林106林班い3小班)		39° 8′5″	140° 48′4″	670	280	H19.9.7	S42.11.16	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局※
奥州市	前川	北上川ダム統合管理事務所	胆沢若柳字西前川山8		39° 3′7″	140° 51′11″	430	160	H25.9.16	H25.3.22	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
奥州市	若柳	気象庁	胆沢若柳字倉舘		39° 8.4′	141° 3.8′	97	150	H14.7.11	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
奥州市	衣川	岩手河川国道事務所	衣川下大森 198-21		39° 2′52″	140° 58′28″	530	241	H19.9.7	S46.10.7	テレメータ	公表、冬期閉局
奥州市	衣川自記	岩手河川国道事務所	衣川古戸 403-1	衣川中学校	39° 2′27″	141° 4′2.0″	80	210	H2.11.4	S26.8.1	自記	冬期閉局
奥州市	衣川	気象庁	衣川懸田		39° 3′	141° 2.7′	75	146	H19.9.7	S50.5.25	ｱﾒﾀﾞｽ	
金ヶ崎町	金ヶ崎	気象庁	西根千貫石		39° 13.5′	141° 0.9′	170	134	H19.9.17	H18.4.25	ｱﾒﾀﾞｽ	
金ヶ崎町	川目	県南広域振興局土木部	西根二葉 1-108	川目公民館	39° 11′28″	141° 3′5″	110	181	R1.10.12		ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<一関土木センター管内>												
一関市	一関	岩手河川国道事務所	釣山	釣山水位観測所	38° 55′38.8″	140° 7′43.6″	37.2	135	H19.9.7	S43.5.30	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一関市	栗駒	岩手河川国道事務所	厳美町字祭畤		38° 58′51″	140° 46′10″	1126	348	S56.8.22	S44.6.18	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
一関市	市野々	岩手河川国道事務所	萩荘字赤猪子 119-34		38° 53′46″	140° 59′01″	241	197	S50.10.7	S46.10.7	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
一関市	本寺	岩手河川国道事務所	厳美町字若井原 159-3		38° 58′28.8″	140° 56′21.8″	191.1	335	S21.7.3	S21.1.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一関市	一関	一関土木センター	竹山町 7-5	一関地区合同庁舎	38° 56′9″	141° 7′38″	37	252.6	S23.9.16	S15.5.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一関市	山谷	一関土木センター	厳美町字入道 200	一関市厳美市民センター山谷分館	38° 58′8″	141° 0′3″	160			H5.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
一関市	一関	気象庁	竹山町7-2	一関市役所本庁構内	38° 56′	141° 7.5′	32	153	S61.8.5	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
一関市	祭畤	気象庁	厳美町字祭畤		39° 0.7′	140° 51.9′	350	300	S63.8.29	S50.5.21	ｱﾒﾀﾞｽ	
一関市	山目	一関市	山目字中野 140-3	一関市消防本部一関西消防署	38° 55′53″	141° 7′19″	44	90.5	H23.9.21	H7.1.19	自記	
一関市	大田沼	一関土木センター	花泉町永井字鞍懸山202	大田沼排水樋管	38° 45′16″	141° 12′38″	33			H9.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一関市	老松橋	一関土木センター	花泉町老松字水沢193	花泉総合福祉センター前庭	38° 49′58″	141° 11′38″	33			H9.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
平泉町	平泉	平泉町	平泉町志羅山 45-2	平泉町役場	38° 49′1″	141° 49′42″	27.3			S50.4.1	自記	
栗原市	荻野	岩手河川国道事務所	宮城県栗原市金成有壁館下 61	荻野小学校	38° 52′8.7″	141° 7′25.5″	75	158	H19.9.7	S29.8.1	自記	所在地は「宮城県栗原市」冬期閉局

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<千厩土木センター管内>												
一関市	田河津	岩手河川国道事務所	東山町田河津字高金 249-7		39° 00′48.7″	141° 14′4.5″	126.5	143	H2.11.4	S29.8.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一関市	東山	一関市	東山町長坂字西本町 105-1	一関市役所東山支所	38° 59′35″	141° 15′23″	34	149.8	H14.7.11	S52.8.26	自記	
一関市	大原	岩手河川国道事務所	大東町大原字川内 41-2	一関市役所大東支所	39° 1′2.2″	141° 23′44.0″	145.3	141	H25.7.26	H2.2.12	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一関市	摺沢	千厩土木センター	大東町摺沢字菅生前 61-7	大東中学校東約300m	39° 0′16.8″	141° 20′13.6″	150			H8.5.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
一関市	中川	千厩土木センター	大東町中川字上の山59-2	(旧)京津畑小学校	39° 6′54″	141° 23′18″	320			H8.5.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
一関市	千厩	千厩土木センター	千厩町千厩字北方 85-2	千厩行政センター	38° 54′58″	141° 20′1″	100	159.7	S23.9.16	H8.5.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
一関市	千厩	気象庁	千厩町千厩字北方		38° 55.3′	141° 19.8′	120	135	S61.8.5	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
一関市	諏訪前	岩手河川国道事務所	川崎町薄衣字諏訪前 2-1	諏訪前水位観測所	38° 53′59.3″	141° 15′45.9″	27.6	126	H14.7.11	S41.7.19	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一関市	津谷川	千厩土木センター	室根町津谷川字高山 6-17	黒地田峠	38° 51′10″	141° 24′24″	150			H8.5.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
一関市	大東	気象庁	大東町猿沢字上ノ洞		39° 2.3′	141° 17.8′	140	118.5	H25.7.26	H17.10.20	ｱﾒﾀﾞｽ	
一関市	藤沢	岩手河川国道事務所	藤沢町藤沢字町裏 187	一関市役所藤沢支所	38° 51′30.0″	141° 20′53.4″	186	164	S33.9.26	S29.8.1	自記	冬期閉局
一関市	中川	岩手河川国道事務所	大東町中川字久保田		39° 4′40″	141° 23′7″	200	178	H13.8.1	S28.11.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	冬期閉局
一関市	加妻川水門	千厩土木センター	川崎町薄衣字高舘		38° 53′46″	141° 06′38″				H27.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<大船渡土木センター管内>												
陸前高田市	的場	大船渡土木センター	矢作町字的場 97-140		39° 6′27″	141° 30′28″	556			S63.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
陸前高田市	矢作	大船渡土木センター	矢作町信内 31-4		39° 0′40″	141° 31′21″	450			H11.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
陸前高田市	横田	陸前高田市	横田町字久連坪17-1	横田小学校	39° 4′48″	141° 34′49″					ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
陸前高田市	広田	陸前高田市	小友町字嶺沢155-78	オートキャンプ場モビリア	39° 59′19″	141° 40′46″					ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
大船渡市	大船渡	大船渡土木センター	猪川町字前田 6-1	大船渡地区合同庁舎	39° 5′31″	141° 42′28″	46	272	S52.5.16	S30.10.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
大船渡市	綾里	大船渡土木センター（綾里川ダム）	三陸町綾里字坂本 86	綾里川ダムサイト	39° 3′36″	141° 46′58″	120	148	H12.7.8	H12.1.14	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
大船渡市	鷹生	大船渡土木センター（鷹生ダム）	日頃市町字上甲子11-16	県道敷	39° 9′58″	141° 43′13″	390			H17.4.28	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
大船渡市	大船渡	気象庁	大船渡町字赤沢	大船渡特別地域気象観測所	39° 3.8′	141° 42.8′	37	200	S52.5.16	S38.8.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
住田町	姥石	岩手河川国道事務所	世田米字子飼沢 30	種山牧野	39° 10′48.7″	141° 23′32.7″	624	185	S56.8.22	S42.8.1	自記	冬期閉局
住田町	上有住	大船渡土木センター	上有住字和田野 15-2	住田町高齢者生活センター「アンルス」	39° 11′29″	141° 36′131″	178			H11.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
住田町	男火山	大船渡土木センター	下有住字奥火の土 198-65		39° 12′59″	141° 30′0″	717.9			S58.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
住田町	六郎峠	大船渡土木センター	上有住字中垉 172-74		39° 10′18″	141° 40′10″	520			S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
住田町	子飼沢	住田整備事務所	世田米字子飼沢3-2		39° 08′51″	141° 26′40″	354			H31.3.5	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
住田町	住田	気象庁	世田米字川向		39° 8.5′	141° 34.4′	80	224	S54.10.19	S52.10.20	ｱﾒﾀﾞｽ	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<遠野土木センター管内>												
遠野市	丸森	北上川ダム統合管理事務所	小友町丸森山 11-160		39° 14′21″	141° 25′4″	692	155	S56.8.22	S39.5.30	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
遠野市	琴畑	北上川ダム統合管理事務所	土淵町琴畑 7-45-2		39° 25′5″	141° 39′29″	672	239	H28.8.30	S39.6.3	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
遠野市	小森	北上川ダム統合管理事務所	上郷町平倉 21廻立		39° 15′58″	141° 33′6″	617	192	S56.8.22	S40.6.10	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
遠野市	松崎	北上川ダム統合管理事務所	松崎町駒木19地割松木田 38-2		39° 21′34″	141° 32′59″	271.5	142	H19.9.7	S39.6.3	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
遠野市	大黒森	北上川ダム統合管理事務所	附馬牛町上附馬牛19-408		39° 29′51″	141° 31′7″	575	156	S62.8.16	S39.9.8	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
遠野市	六角牛	北上川ダム統合管理事務所	青笹町字糖前 40-75		39° 18′58″	141° 37′59″	751	253	H28.8.30	S41.4.13	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
遠野市	遠野	遠野土木センター	六日町 1-22	遠野行政センター	39° 16′47″	141° 33′0″	255	259.3	S23.9.16	S53.5.30	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
遠野市	西内	遠野土木センター	土淵町栃内 1-45-3	西内	39° 24′26″	141° 37′6″	400			H11.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
遠野市	足ヶ瀬	遠野土木センター	上郷町細越 38日光 22-24		39° 15′11″	141° 39′0″	466			H11.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
遠野市	馬越峠	遠野土木センター	附馬牛町東禅寺 16-66-7	馬越峠	39° 24′55″	141° 26′23″	740			H11.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
遠野市	権現	遠野土木センター（遠野ダム）	上郷町来内11地割 12番		39° 16′22″	141° 33′4″	380			S58.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
遠野市	遠野	気象庁	松崎町白岩24地割		39° 20.3′	141° 32.6′	275	162	H19.9.7	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
遠野市	附馬牛	気象庁	附馬牛町上附馬牛19地割		39° 27.4′	141° 30.4′	440	138	H19.9.17	H17.10.27	ｱﾒﾀﾞｽ	
遠野市	上宮守	北上川ダム統合管理事務所	宮守町上宮守 15		39° 24′1″	141° 26′30″	850	284	H10.9.22	S33.9.8	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
遠野市	達曽部	岩手河川国道事務所	宮守町達曽部第46地割		39° 24′50.0″	141° 23′10.0″	310	134	H13.8.27	S31.4.1	自記	冬期閉局
遠野市	宮守	遠野市	宮守町字下宮守 29-73-1	遠野消防署宮守出張所	39° 20′33″	141° 21′37″	127	120	S62.8.17	S61.8.21	自記	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<沿岸広域振興局土木部管内>												
釜石市	釜石	沿岸広域振興局土木部	新町 6-50	沿岸広域振興局	39° 15′47″	141° 51′3″	20	331	H14.7.11	S53.5.30	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
釜石市	大畑(洞泉)	沿岸広域振興局土木部	甲子町 8-1-9	県合同宿舎	39° 15′20″	141° 47′0″	80	304	H14.7.11	H12.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
釜石市	中川目	沿岸広域振興局土木部	松倉国有林内 9林班 8林班	中川目	39° 18′23″	141° 46′46″	700	245	H14.7.11	S56.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
釜石市	和山	沿岸広域振興局土木部	橋野町 15-31	栗橋牧野農協	39° 23′22″	141° 42′3″	740	141	H14.7.11	S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
釜石市	日向ﾀﾞﾑ管理事務所	沿岸広域振興局土木部(日向ダム)	甲子町第16地割 2-82	日向ダム	39° 17′21″	141° 48′8″	170	249	H14.7.10	H7.12.12	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
釜石市	大橋	沿岸広域振興局土木部	甲子町第1地割 90-19	国道283号沿い	39° 17′06″	141° 42′44″	301	253	H28.8.30	H26.12.20	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
大槌町	大槌橋	沿岸広域振興局土木部	末広町	大槌橋上流右岸	39° 21′47″	141° 54′11″		194	H29.9.18	S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
釜石市	釜石	気象庁	港町		39° 16.2′	141° 52.7′	5	327	S54.10.19	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
大槌町	大槌	気象庁	金沢		39° 26.3′	141° 48.4′	120	192.5	H28.8.30	H12.11.17	ｱﾒﾀﾞｽ	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<宮古土木センター管内>												
宮古市	宮古	宮古土木センター	五月町 1-20	宮古地区合同庁舎	39° 38′41″	141° 56′57″	25	303	S56.9.27	不明	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
宮古市	中沢	宮古土木センター	長沢		39° 35′30″	141° 52′30″	90			H11.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
宮古市	津軽石川（新町）	宮古土木センター	津軽石新町下第9地割 字吉原 56-1		39° 34′47″	141° 56′36″	5			H6.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
宮古市	宮古	気象庁	鍬ケ崎下町	宮古特別地域気象観測所	39° 38.8′	141° 57.9′	43	319	H12.7.8	M16.3.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
宮古市	長沢	宮古土木センター	腹帯 4-143-1	長沢牧場	39° 32′25″	141° 45′24″	1025	191	S56.9.27	S54.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
宮古市	峠の神山	宮古土木センター	和井内7地割 1		39° 43′12″	141° 47′5″	1160	(2日)358	S56.9.27	S54.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
宮古市	和井内	宮古土木センター	和井内第11地割2番	和井内小学校	39° 41′16″	141° 42′55″	235	137.5	S56.8.23	S25.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
宮古市	茂市	宮古市	茂市 2-112-1	宮古市新里総合事務所	39° 37′24″	141° 47′24″	70	196.5	S56.8.22	S50.7.1	自記	
山田町	関口川（山田）	宮古土木センター	山田第13地割		39° 28′18″	141° 57′17″	2			H6.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
山田町	豊間根	宮古土木センター	豊間根穴乳山国有林53林班リ2小林班		39° 28′47″	141° 51′46″	170			S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
山田町	山田	気象庁	織笠第11地割		39° 27′	141° 57.4′	24	259	S61.8.5	S50.5.22	ｱﾒﾀﾞｽ	
宮古市	小国	宮古土木センター	大字江繋第11地割35 番地	大久保集会所	39° 32′41″	141° 39′39″	270			H11.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
宮古市	区界	気象庁	区界第2地割		39° 39′	141° 21.2′	734	145	H19.9.17	H5.10.7	ｱﾒﾀﾞｽ	
宮古市	川井	気象庁	川井		39° 35.9′	141° 40.9′	192	183	H28.8.30	S52.12.2	ｱﾒﾀﾞｽ	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<岩泉土木センター管内>												
岩泉町	サクドガ森	宮古土木センター	大字大川上外山 86-3		39° 42′51”	141° 33′59”	1090	246	S56.8.22	S53.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
岩泉町	岩泉	岩泉土木センター	大字岩泉字松橋 24-3	岩泉合同庁舎	39° 50′22”	141° 48′0”	100	286	S2.4.5	S19.2.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
岩泉町	山岸	岩泉土木センター	門字山岸 48-3	山岸の沢2砂防ダム	39° 51′56”	141° 39′32”	305	286		H12.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
岩泉町	種倉	岩泉土木センター	釜津田字種倉 18-5	種倉の沢砂防ダム	39° 48′8”	141° 35′54”	430	286		H12.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
岩泉町	鈴峠	岩泉土木センター	安家大字坂本国有林42林班ル小林班		39° 57′15”	141° 35′25”	920			S61.5.25	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
岩泉町	岩泉	気象庁	岩泉字中家		39° 50.8′	141° 47.7′	105	199	H19.9.7	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
岩泉町	小本	気象庁	小本字下中野		39° 50.8′	141° 57.8′	3	272	H12.7.8	S52.10.26	ｱﾒﾀﾞｽ	
岩泉町	安家支所	岩泉町	安家字日蔭 66	岩泉町安家支所	39° 59′10”	141° 43′43”	269	235	H28.8.30	S51.12	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	支所移転に伴う移設（R2.6.1）
岩泉町	釜津田	岩泉町	釜津田字沢口 46-1	三上裕　方	39° 47′0”	141° 33′26”	461	179	H28.8.30	S58.10.6	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	本庁	岩泉町	岩泉字惣畑 59-5	岩泉町役場	39° 47′37”	141° 47′47”	106.7	196	H28.8.30	S49.8.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	国境	岩泉町	門字国境 34	藤根　勉　方	39° 55′4”	141° 34′50”	467	137	H28.8.30	S58.10.6	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	坂本	岩泉町	安家字大平 40	佐藤　裕子　方	39° 58′7”	141° 36′45”	462	246	H28.8.30	S59.10.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	小川支所	岩泉町	門字町 66-1	岩泉町小川支所	39° 52′37”	141° 38′58”	281	166	H2.11.4	S51.12	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	小本支所	岩泉町	小本字南中野239-1	岩泉町小本支所	39° 50′33”	141° 57′31”	3.9	360	S56.9.26	S52.11	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	大川支所	岩泉町	大川字下町 117-4	岩泉町大川支所	39° 48′7”	141° 39′11”	307	216	H28.8.30	S53.6	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	有芸支所	岩泉町	上有芸字猿ヶ淵 5-4	岩泉町有芸支所	39° 46′41”	141° 48′41”	419.4	274	H2.11.4	S51.12	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	権現	岩泉町	釜津田字権現28	前川　超　方	39° 51′15”	141° 32′48”	515	199	H28.8.30	H26.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	櫃取	岩泉町	釜津田字大板屋28	西間　薫　方	39° 43′51”	141° 26′19”	799	118	H28.8.30	H26.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
岩泉町	栃の木	岩泉町	下有芸字栃の木108	工藤　幸雄　方	39° 45′44”	141° 49′50”	349.5	209	H28.8.30	H26.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
田野畑村	野辺山	岩泉土木センター	字長根		39° 57′46”	141° 47′52”	605			S61.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
田野畑村	田野畑	田野畑村	田野畑143-1	防災行政無線屋外子局柱	39° 55′048.5”	141° 53′19.8”	225	237		R2.10,1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
田野畑村	島越	田野畑村	松前沢31-6	防災行政無線屋外子局柱	39° 54′51.4”	141° 55′39.6”				R2.10,1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
田野畑村	羅賀	田野畑村	明戸692-1	防災行政無線屋外子局柱	39° 56′50.9”	141° 55′5.2”				R2.10,1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	
田野畑村	沼袋	田野畑村	尾肝要121	防災行政無線屋外子局柱	39° 56′32.4”	141° 49′54.8”				R2.10,1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<県北広域振興局土木部管内>												
久慈市	久慈	県北広域振興局土木部	八日町１丁目１番地	県北広域振興局	40° 11′31″	141° 45′50″		276	S41.10.13	S31.1.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
久慈市	高根	滝ダム	山根町字深田第１４地割 38-2		40° 5′45″	141° 41′35″	335	265	H11.10.28	S56.11.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
久慈市	滝ダム	滝ダム	小久慈町第１地割 35-23	滝ダム	40° 9′08″	141° 43′16″	180	229	H12.7.8	S56.11.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
久慈市	端神	滝ダム	山根町端神第３地割41-5		40° 2′48″	141° 41′53″	355	316	H12.7.8	S56.11.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
久慈市	下戸鎖	気象庁	山根町字下戸鎖		40° 5′	141° 42.7′	239	316	H11.10.28	S53.12.21	ｱﾒﾀﾞｽ	
久慈市	久慈	気象庁	小久慈町第24地割		40° 10.1′	141° 44.9′	13	224	S57.5.21	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
久慈市	久慈	久慈市	長内町 29-21-1	久慈消防署	40° 11′16″	141° 47′6″				H24.3.21	自記	
久慈市	五枚橋	県北広域振興局土木部	山形町戸呂町第1地割66番1	五枚橋峠	40° 13′45″	141° 31′52″	500			S61.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
久慈市	明神	県北広域振興局土木部	山形町川井第17地割 明神 23-61		40° 7′17″	141° 31′34″	560			S61.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
久慈市	小国	滝ダム	山形町小国第12地割129－2		40° 4′20″	141° 36′47″	447	202	H11.10.28	S56.11.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
久慈市	山形	気象庁	山形町川井		40° 8.9′	141° 34.3′	290	243	H11.10.28	S52.10.31	ｱﾒﾀﾞｽ	
久慈市	山形	久慈市	川井 8-31	久慈消防署山形分署	40° 8′52″	141° 34′17″				H24.3.21	自記	
洋野町	種市	洋野町	種市 23-27-6	久慈消防署種市分署	40° 24′33″	141° 43′4″				H24.3.21	自記	
洋野町	大野	気象庁	大野		40° 16.9′	141° 40′	200	257	H12.7.8	S50.5.23	ｱﾒﾀﾞｽ	
洋野町	大野	洋野町	大野 8-15	久慈消防署大野分署	40° 16′57″	141° 37′22″				H24.3.21	自記	
洋野町	高取山	県北広域振興局土木部	種市第14地割字松苗場64-9		40° 22′34″	141° 38′09″	230			H13.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
洋野町	種市	気象庁	種市第21地割		40° 24.2′	141° 42′	70	232	H19.11.11	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
野田村	明内川	県北広域振興局土木部	野田字第22地割字明内118番地2地先		40° 6′18″	141° 47′11″	80			H13.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表
野田村	野田	野田村	野田 20-30-1	久慈消防署野田分署	40° 6′37″	141° 49′7″				H24.3.21	自記	
普代村	普代	気象庁	第13地割字普代		40° 0.2′	141° 53′	8	290	H18.12.27	S51.11.22	ｱﾒﾀﾞｽ	
普代村	普代	普代村	第14地割字宇留部 35-23	久慈消防署普代分署	40° 0′28″	141° 53′17″				H24.3.21	自記	

市町村名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	標高（m）	既往最大日雨量	観測年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<二戸土木センター管内>												
二戸市	小祝	青森河川国道事務所	大字白鳥字小田沢 38		40° 14′19″	141° 20′30″	200	182	H11.10.28	S46.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
二戸市	上斗米	青森河川国道事務所	大字上斗米字元六130		40° 16′05″	141° 12′10″	80	148	H25.9.16	S46.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
二戸市	上川代	二戸土木センター	上斗米上川代 35-139	上川代養魚場から500m先	40° 15′47″	141° 6′37″	400	170	H19.9.18	H11.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表、冬期閉局
二戸市	二戸	二戸土木センター	石切所字荷渡 6-3	二戸地区合同庁舎	40° 16′8″	141° 17′40″	135	131	H25.9.16	H15.7.29	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表、冬期閉局
二戸市	二戸	気象庁	堀野字馬場		40° 17.9′	141° 17.9′	87	207	H11.10.28	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
軽米町	板橋	県北広域振興局土木部	大字上舘第62地割笹渡		40° 19′44″	141° 34′44″	275			S61.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表、冬期閉局
軽米町	軽米	気象庁	大字上舘第15地割		40° 19.5′	141° 28′00″	148	220	H11.10.28	S49.11.1	ｱﾒﾀﾞｽ	
軽米町	小軽米	青森県三八地域県民局地域整備部	大字小軽米字外角地7地割 23		40° 18′7″	141° 31′46″	195			H10.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表、冬期閉局
軽米町	外川目	青森県三八地域県民局地域整備部	大字軽米第20地割字外川目 257-4		40° 19′56″	141° 26′21″	295			H15.2.20	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一戸町	妻の神	青森河川国道事務所	大字中里字中里 93-2		40° 11′55″	141° 15′52″	250	163	H25.9.16	S45.3	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一戸町	姉帯	青森河川国道事務所	大字姉帯字馬場 31-15		40° 10′00″	141° 19′44″	196	278	S33.7.29	S32.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一戸町	平糠	青森河川国道事務所	大字平糠字東 127-96		40° 6′39″	141° 19′9″	280	159	H18.10.7	S43.6	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
一戸町	小友	二戸土木センター	大字小友字半在家 163番	一戸消防団第5分団第2部	40° 10′22″	141° 15′19″	270	171	H25.9.16	H11.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表、冬期閉局
一戸町	奥中山	気象庁	小繋字西田子		40° 3.6′	141° 13.5′	430	154	H3.8.31	S52.10.27	ｱﾒﾀﾞｽ	
一戸町	一戸	一戸町	関屋	二戸消防署一戸分署	40° 11′50″	141° 18′50″	145.6	158	H3.8.30	S55.4	自記	
二戸市	手倉森	青森河川国道事務所	浄法寺町手倉森 67		40° 14′41″	141° 6′16″	330	155	H19.9.17	S45.4	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
二戸市	中央橋	二戸土木センター	浄法寺町名越 7-4	中央橋下流右岸	40° 11′20″	141° 10′29″	190	171	H25.9.16	H11.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表、冬期閉局
二戸市	浄法寺	二戸市	浄法寺町下前田 41-7	二戸消防署浄法寺分署	40° 10′20″	141° 9′20″	220	133	S61.8.5	S50.10	自記	
九戸村	屋形場	二戸土木センター	大字伊保内 18-41-6	九戸スキー場	40° 11′23″	141° 24′37″	400.2	144	H18.10.7	S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	通報、公表、冬期閉局
九戸村	伊保内	青森県三八地域県民局地域整備部	大字伊保内字南田 25-93		40° 12′37″	141° 24′55″	285			H10.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
九戸村	下平	青森県三八地域県民局地域整備部	大字戸田第13地割字下平 13		40° 10′2″	141° 25′39″	350			H15.2.20	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
九戸村	戸田	青森県三八地域県民局地域整備部	大字戸田第4地割字高屋敷 10-313		40° 6′39″	141° 26′43″	430			H15.2.20	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表
九戸村	葉ノ木沢	青森県三八地域県民局地域整備部	大字江刺家第18地割字葉ノ木沢 76-3地先		40° 16′15″	141° 24′28″	245			H15.2.20	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	公表

（余白）

図表 5-2　雨量、水位の通報要領

１　適用

この要領は、岩手県、岩手河川国道事務所及び北上川ダム統合管理事務所が所管している観測所のうち、図表 5-4 水位観測所一覧表の備考欄に「通報」と記載されている観測所（以下、通報対象の観測所とする。）について適用する。

それ以外の観測所については通報は行わず必要に応じ電話等で問合せるものとするが、各観測施設管理者の判断において関係者への通報を行うことを妨げるものではない。気象庁所管の観測所については盛岡地方気象台発表の気象情報によるほか、必要に応じ県水防本部から盛岡地方気象台へ電話等で問合わせるものとする。

２　岩手県所管の観測所

水防警報の対象となる水位観測所以外のものについて警戒水位に達した時は、関係広域振興局土木部及び土木センターから水防管理団体へ当該水位観測所が警戒水位を超過した旨を FAX 等により通報し、送達確認を行うこととする。（水防警報の対象となる水位観測所においては、水防警報に替える）。ただし、岩手県河川情報システムおよびいわてモバイルメールによりメールにて通報された場合は、それに替えることができるものとする。

その後については、雨量、水位ともに岩手県河川情報システム及び携帯電話版岩手県河川情報ホームページ（以下、岩手県河川情報ホームページ等）に掲載することにより、岩手県から関係機関及び地域住民へ通報するものと見なす。ただし、回線途絶等の事情により岩手県河川情報ホームページ等に観測値を掲載できないときは、以下の基準で関係機関に通報すること。

⑴ 雨量

前 24 時間雨量が 50mm に達したときに通報を始め、前 3 時間雨量が 5mm 以下になったときは通報を中止して差支えない。通報は原則として 3 時間毎とするが、1 時間雨量が 10mm 以上の場合は毎時通報とする。

⑵ 水位

水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときに通報を始め、これに下がるまで通報を続ける。通報は原則として 1 時間毎とする。

３　岩手河川国道事務所及び北上川ダム統合管理事務所所管の観測所

原則として、雨量、水位ともに岩手河川国道事務所ホームページ、モバイル岩手河川国道事務所ホームページ、北上川ダム統合管理事務所ホームページ、国土交通省【川の防災情報】ホームページのいずれかに掲載することにより関係機関及び地域住民へ通報するものとする。回線途絶等の事由により上記ホームページのすべてが観測値を掲載できないときは、以下の基準で関係機関に通報すること。

⑴ 雨量

前 24 時間雨量が 50mm に達したときに通報を始め、前 3 時間雨量が 5mm 以下になったときは通報を中止して差支えない。通報は原則として 3 時間毎とするが、1 時間雨量が 10mm 以上の場合は毎時通報とする。

⑵ 水位

水位が指定水位に達したときに通報を始め、指定水位に下がるまで通報を続ける。通報は原則として 1 時間毎とする。

４　通報形式（電話による場合）

・雨量通報式

（通報式）口語平文で通報式は次の例に準ずるものとする。

（例）　17 日 9 時から 10 時現在までの雨量を知らせます。
盛岡 15 ミリ　降りはじめてから 75 ミリ

・水位通報式

（通報式）口語平文で通報式は次の例に準ずるものとする。

（例）　17 日 10 時現在の水位を知らせます。
明治橋 120cm（単位 cm）

５　通報対象ではない観測所についての問合せ先

岩手県、岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所所管の観測所については、図表 5-3 雨量、水位観測所及び関係機関の連絡系統図によるものとする。

青森県、青森河川国道事務所所管の観測所については、青森県河川砂防情報システム（ホームページ）及び（財）河川情報センターからの取得が不可能となった場合においては、岩手県県北広域振興局二戸土木センターまたは岩手県盛岡広域振興局土木部岩手土木センターより下記に示す部署に問合せすることができる。

宮城県の観測所については、宮城県河川流域情報システム（ホームページ）及び（財）河川情報センターからの取得が不可能となった場合においては、岩手県県南広域振興局一関土木センターより下記に示す部署に問合せすることができる。

青森県所管観測局

1　青森県県土整備部河川砂防課企画防災グループ　　電話 017-734-9662（直通）

2　青森県三八地域県民局地域整備部河川砂防施設課　　電話 0178-27-5154（直通）

青森河川国道事務所所管観測局

1　青森河川国道事務所流域治水課流域調整係　　電話 017-734-4560

宮城県所管観測局

1　宮城県土木部河川課企画調査班　　電話 022-211-3173（直通）

図表5-3　　雨量、水位観測所　　連絡系統図

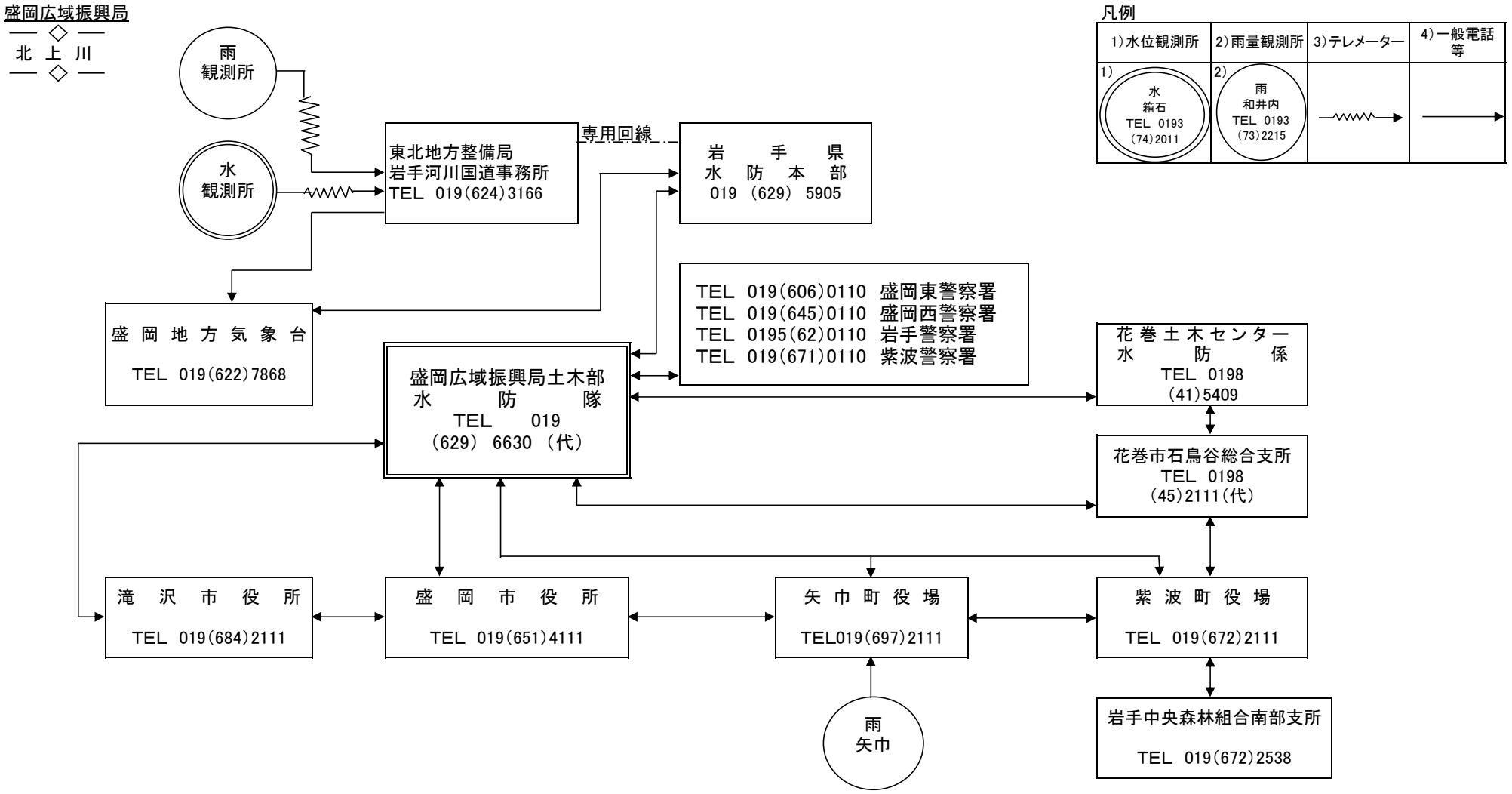

盛岡広域振興局

雫石川
葛根田川
中津川
簗川
諸葛川
木賊川

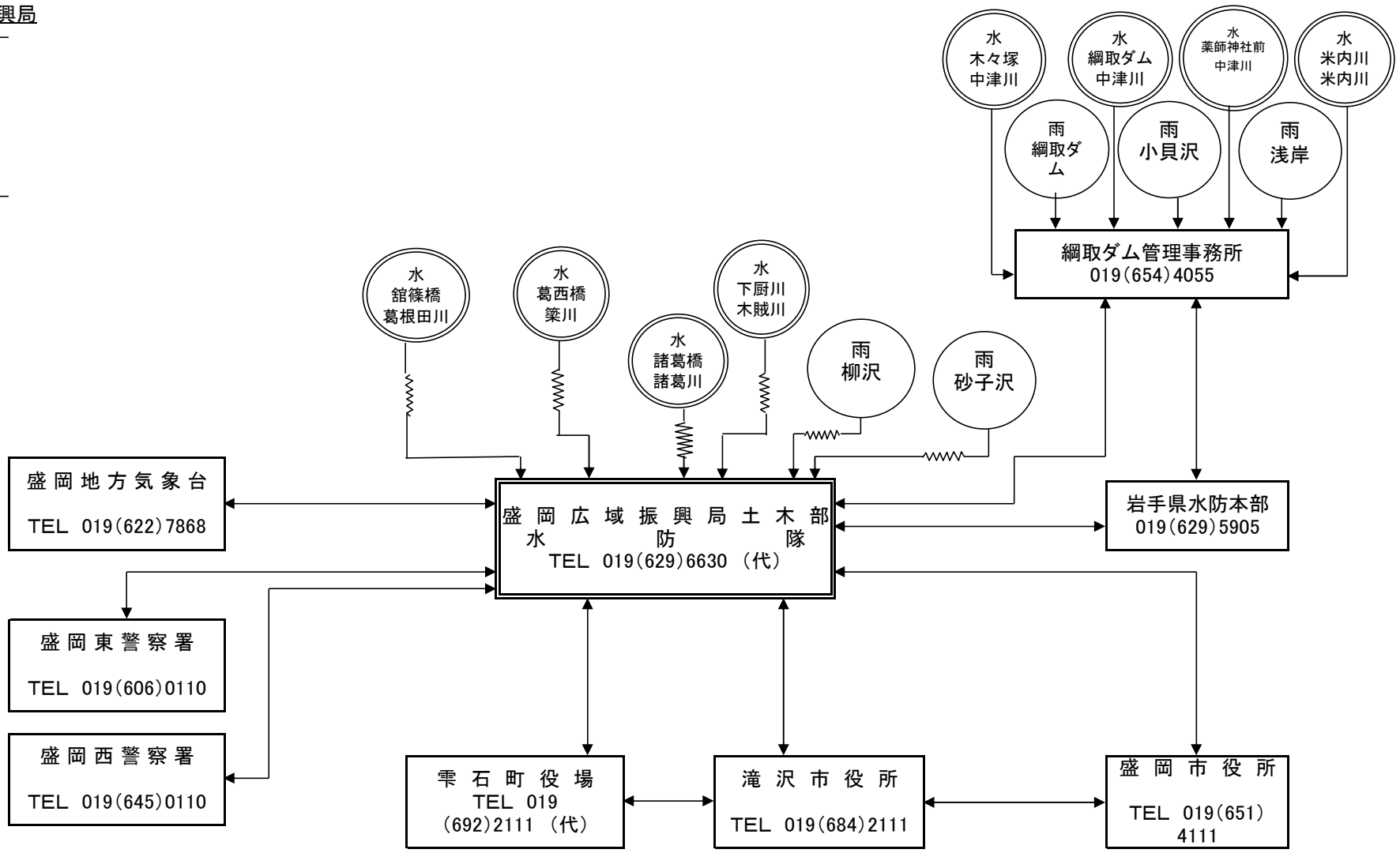

盛岡広域振興局

滝 名 川
岩 崎 川
彦 部 川
天 王 川
岩 崎 川

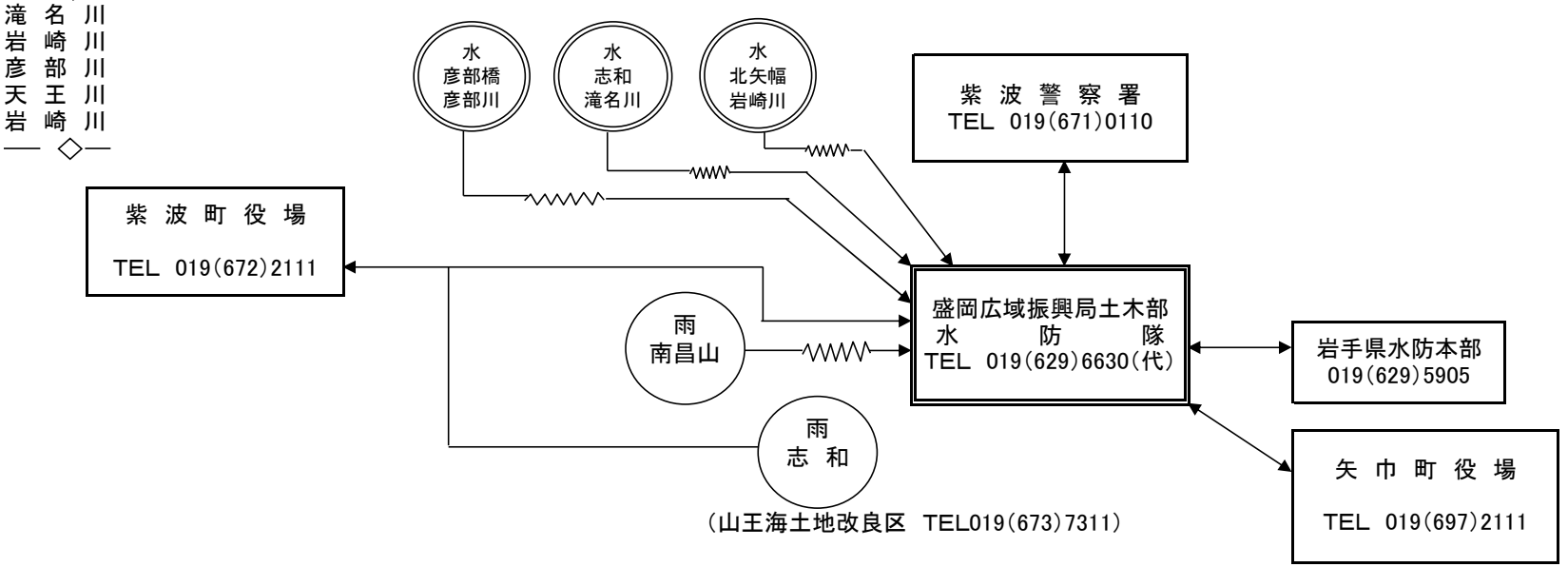

（山王海土地改良区 TEL019(673)7311）

馬 淵 川
元 町 川

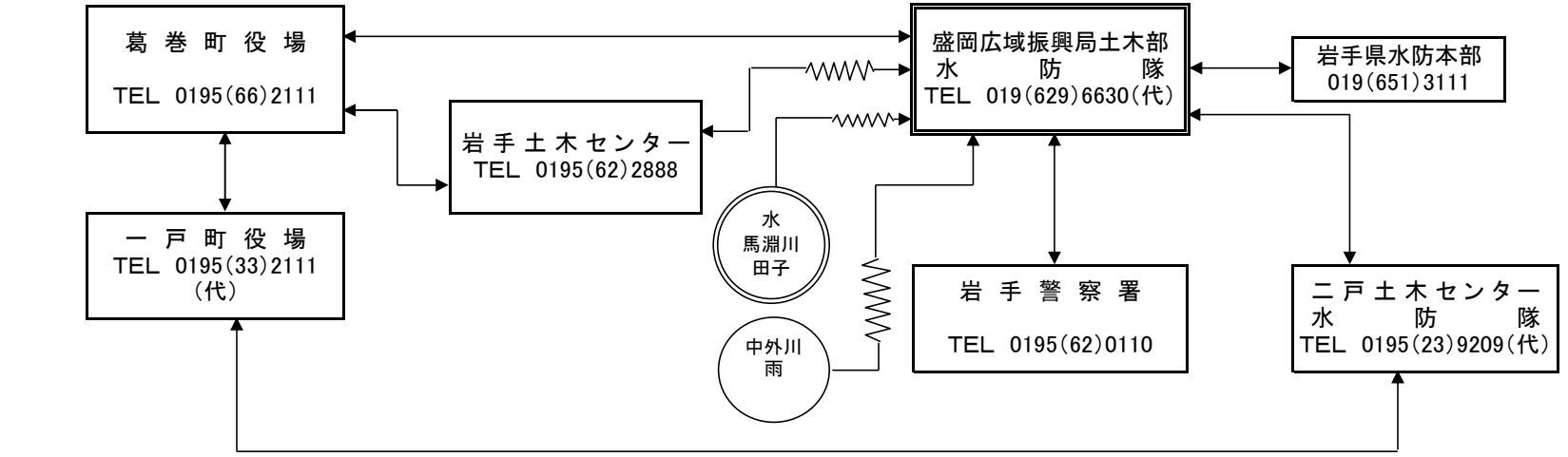

盛岡広域振興局

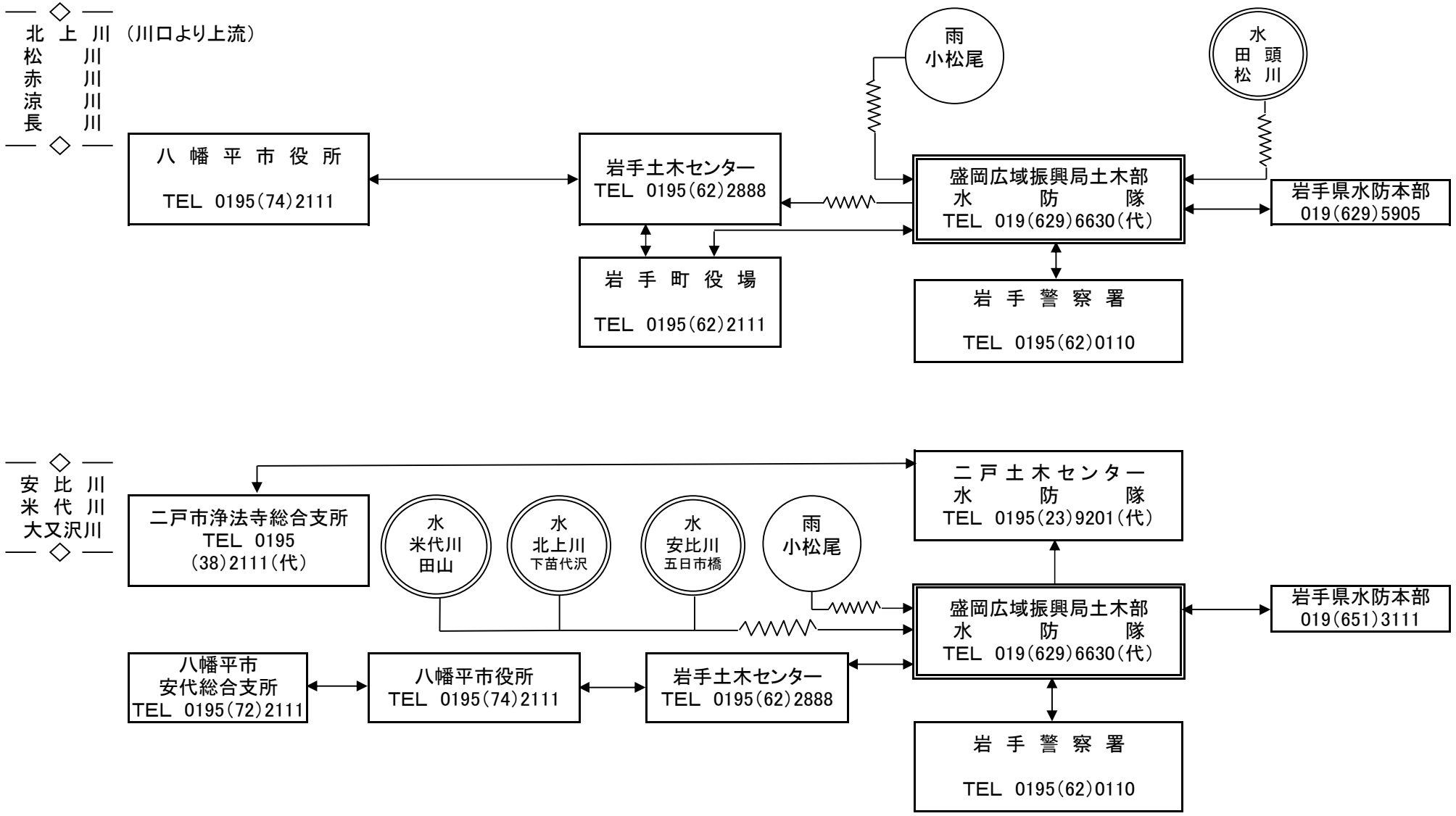
北 上 川（川口より上流）
松 川
赤 川
涼 川
長 川
八 幡 平 市 役 所
TEL 0195(74)2111
岩手土木センター
TEL 0195(62)2888
岩 手 町 役 場
TEL 0195(62)2111
雨
小松尾
水
田 頭
松 川
盛岡広域振興局土木部
水 防 隊
TEL 019(629)6630(代)
岩手県水防本部
019(629)5905
岩 手 警 察 署
TEL 0195(62)0110
安 比 川
米 代 川
大又沢川
二戸市浄法寺総合支所
TEL 0195
(38)2111(代)
水
米代川
田山
水
北上川
下苗代沢
水
安比川
五日市橋
雨
小松尾
二 戸 土 木 セ ン タ ー
水 防 隊
TEL 0195(23)9201(代)
盛岡広域振興局土木部
水 防 隊
TEL 019(629)6630(代)
岩手県水防本部
019(651)3111
八幡平市
安代総合支所
TEL 0195(72)2111
八幡平市役所
TEL 0195(74)2111
岩手土木センター
TEL 0195(62)2888
岩 手 警 察 署
TEL 0195(62)0110

花巻土木センター

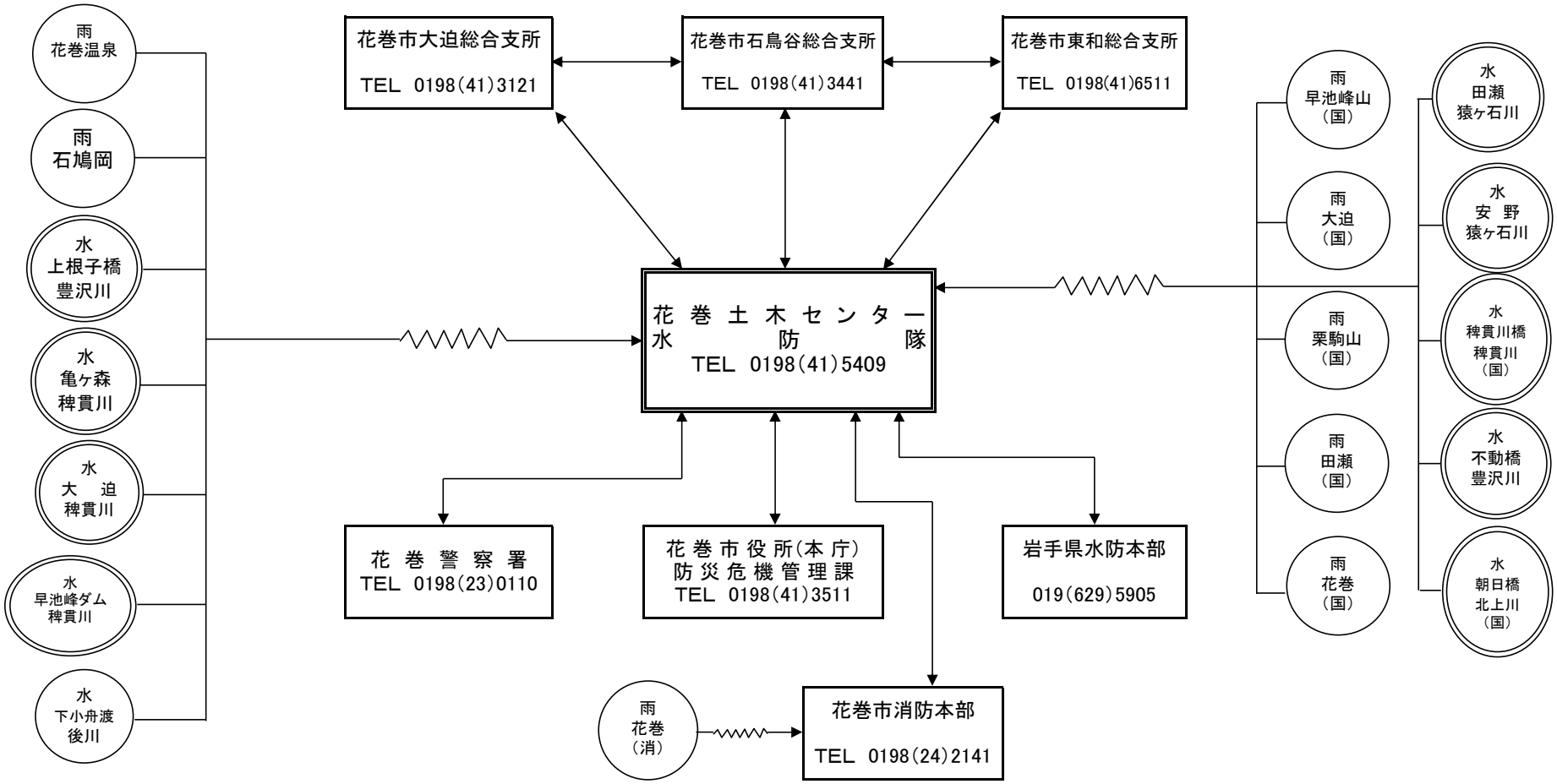
雨
花巻温泉
雨
石鳩岡
水
上根子橋
豊沢川
水
亀ヶ森
稗貫川
水
大　迫
稗貫川
水
早池峰ダム
稗貫川
水
下小舟渡
後川
花巻市大迫総合支所
TEL　0198(41)3121
花巻市石鳥谷総合支所
TEL　0198(41)3441
花巻市東和総合支所
TEL　0198(41)6511
花 巻 土 木 セ ン タ ー
水　　防　　隊
TEL　0198(41)5409
花 巻 警 察 署
TEL　0198(23)0110
花 巻 市 役 所(本 庁)
防 災 危 機 管 理 課
TEL　0198(41)3511
岩手県水防本部
019(629)5905
雨
花巻
(消)
花巻市消防本部
TEL　0198(24)2141
雨
早池峰山
(国)
雨
大迫
(国)
雨
栗駒山
(国)
雨
田瀬
(国)
雨
花巻
(国)
水
田瀬
猿ヶ石川
水
安　野
猿ヶ石川
水
稗貫川橋
稗貫川
(国)
水
不動橋
豊沢川
水
朝日橋
北上川
(国)

北上土木センター

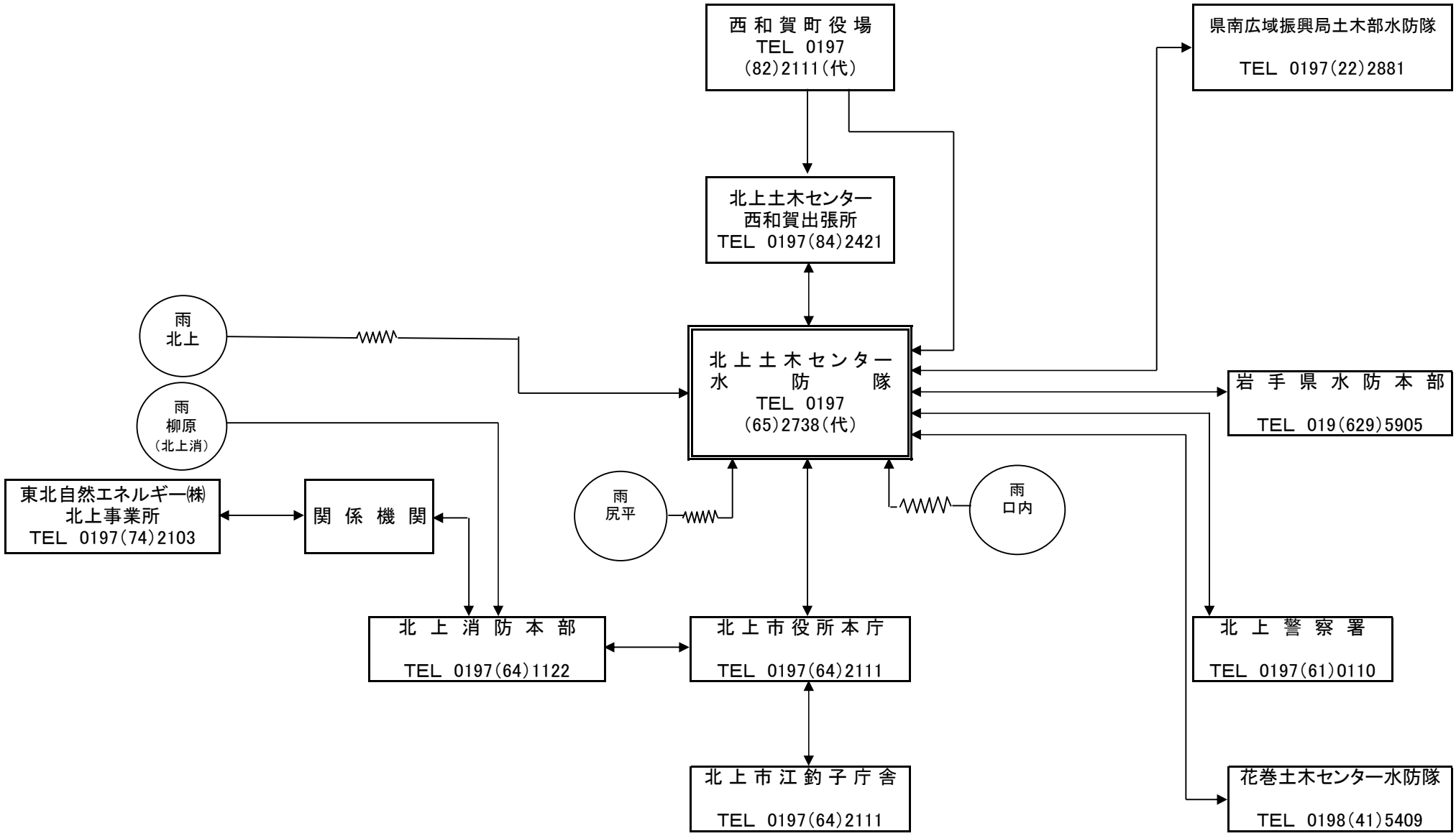
西和賀町役場
TEL 0197
(82)2111(代)
県南広域振興局土木部水防隊
TEL 0197(22)2881
北上土木センター
西和賀出張所
TEL 0197(84)2421
雨
北上
雨
柳原
(北上消)
北上土木センター
水防隊
TEL 0197
(65)2738(代)
岩手県水防本部
TEL 019(629)5905
東北自然エネルギー㈱
北上事業所
TEL 0197(74)2103
関係機関
雨
尻平
雨
口内
北上消防本部
TEL 0197(64)1122
北上市役所本庁
TEL 0197(64)2111
北上警察署
TEL 0197(61)0110
北上市江釣子庁舎
TEL 0197(64)2111
花巻土木センター水防隊
TEL 0198(41)5409

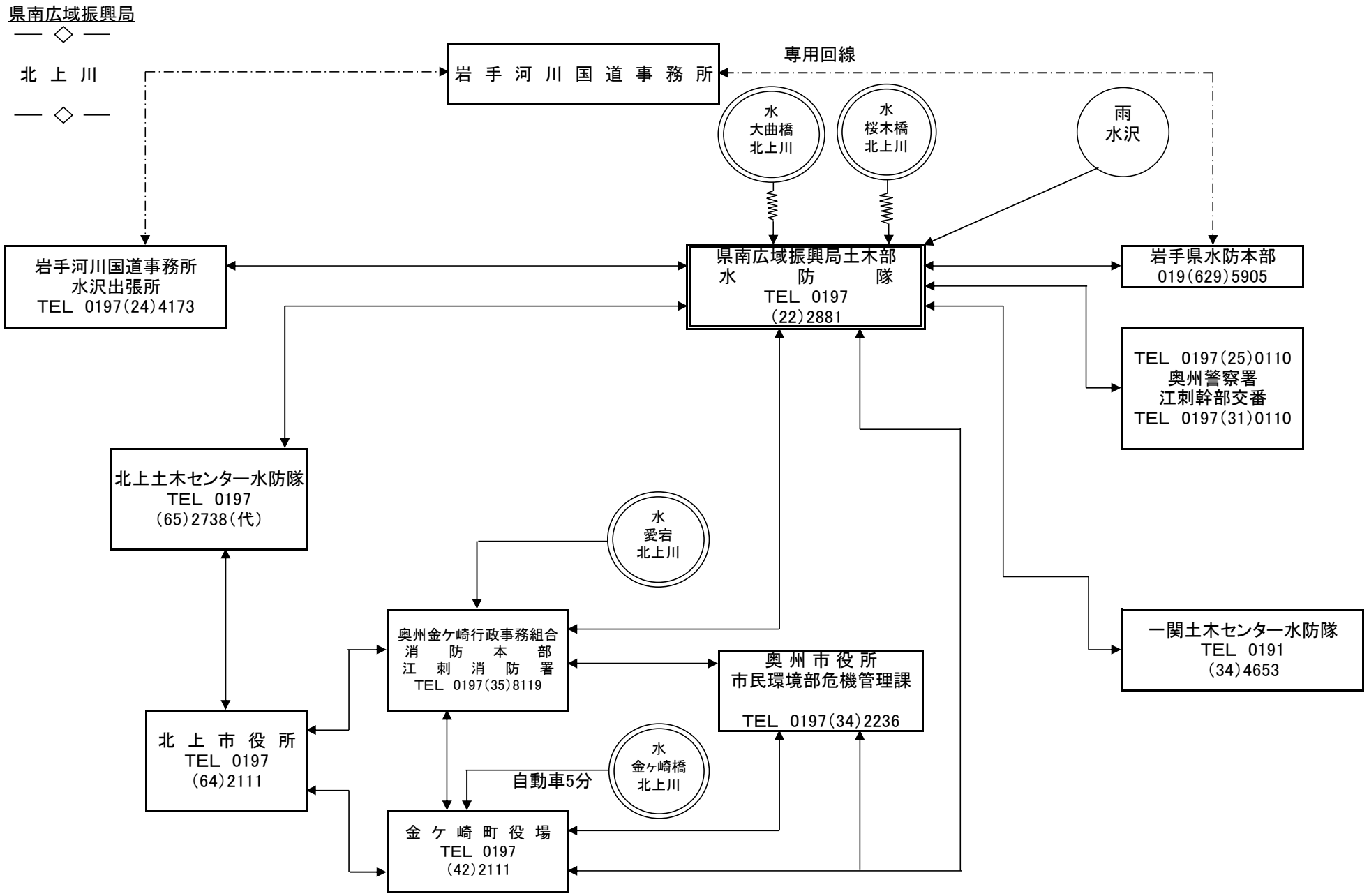
県南広域振興局
北 上 川
岩 手 河 川 国 道 事 務 所
専用回線
水
大曲橋
北上川
水
桜木橋
北上川
雨
水沢
岩手河川国道事務所
水沢出張所
TEL 0197(24)4173
県南広域振興局土木部
水 防 隊
TEL 0197
(22)2881
岩手県水防本部
019(629)5905
TEL 0197(25)0110
奥州警察署
江刺幹部交番
TEL 0197(31)0110
北上土木センター水防隊
TEL 0197
(65)2738(代)
水
愛宕
北上川
奥州金ケ崎行政事務組合
消 防 本 部
江 刺 消 防 署
TEL 0197(35)8119
奥 州 市 役 所
市民環境部危機管理課
TEL 0197(34)2236
一関土木センター水防隊
TEL 0191
(34)4653
北 上 市 役 所
TEL 0197
(64)2111
水
金ケ崎橋
北上川
自動車5分
金 ケ 崎 町 役 場
TEL 0197
(42)2111

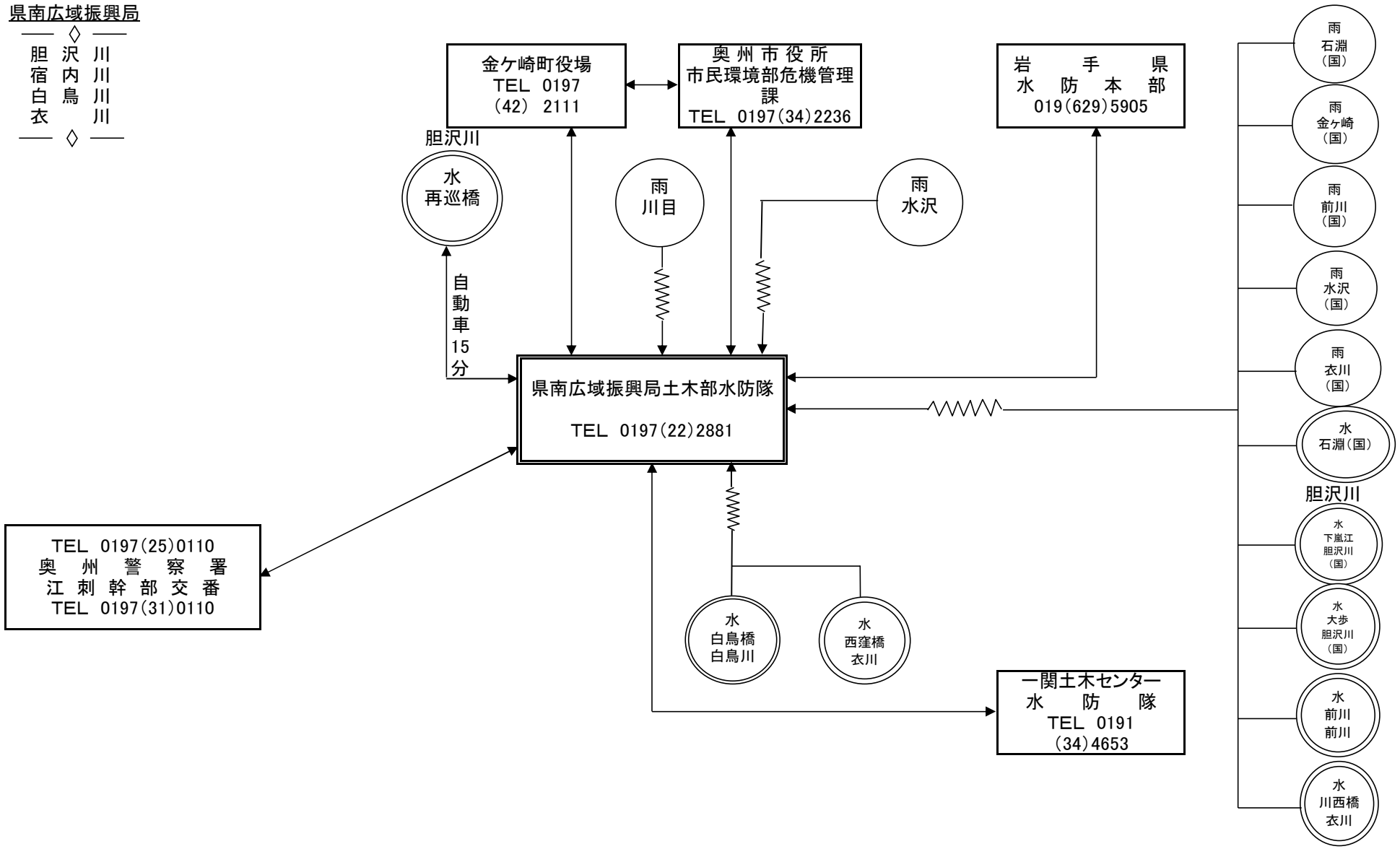
県南広域振興局
胆沢川
宿内川
白鳥川
衣川
金ケ崎町役場
TEL 0197
(42) 2111
奥州市役所
市民環境部危機管理課
TEL 0197(34)2236
岩手県
水防本部
019(629)5905
胆沢川
水
再巡橋
雨
川目
雨
水沢
自動車15分
県南広域振興局土木部水防隊
TEL 0197(22)2881
TEL 0197(25)0110
奥州警察署
江刺幹部交番
TEL 0197(31)0110
水
白鳥橋
白鳥川
水
西窪橋
衣川
一関土木センター
水防隊
TEL 0191
(34)4653
雨
石淵
(国)
雨
金ケ崎
(国)
雨
前川
(国)
雨
水沢
(国)
雨
衣川
(国)
水
石淵(国)
胆沢川
水
下嵐江
胆沢川
(国)
水
大歩
胆沢川
(国)
水
前川
前川
水
川西橋
衣川

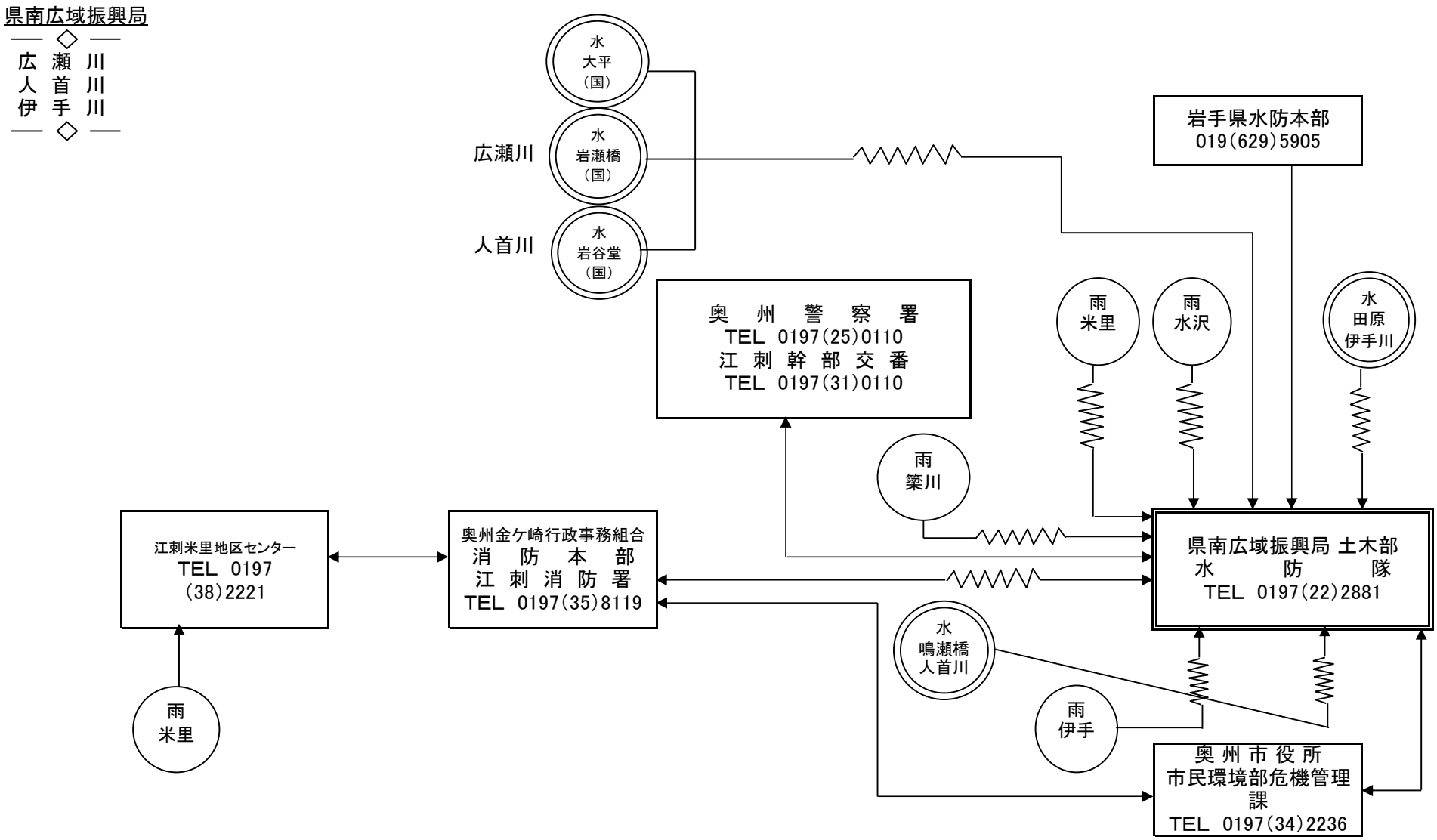
県南広域振興局
広瀬川
人首川
伊手川
水
大平
(国)
水
岩瀬橋
(国)
水
岩谷堂
(国)
広瀬川
人首川
岩手県水防本部
019(629)5905
奥州警察署
TEL 0197(25)0110
江刺幹部交番
TEL 0197(31)0110
雨
米里
雨
水沢
水
田原
伊手川
雨
簗川
江刺米里地区センター
TEL 0197
(38)2221
奥州金ケ崎行政事務組合
消防本部
江刺消防署
TEL 0197(35)8119
県南広域振興局 土木部
水防隊
TEL 0197(22)2881
水
鳴瀬橋
人首川
雨
伊手
雨
米里
奥州市役所
市民環境部危機管理課
TEL 0197(34)2236

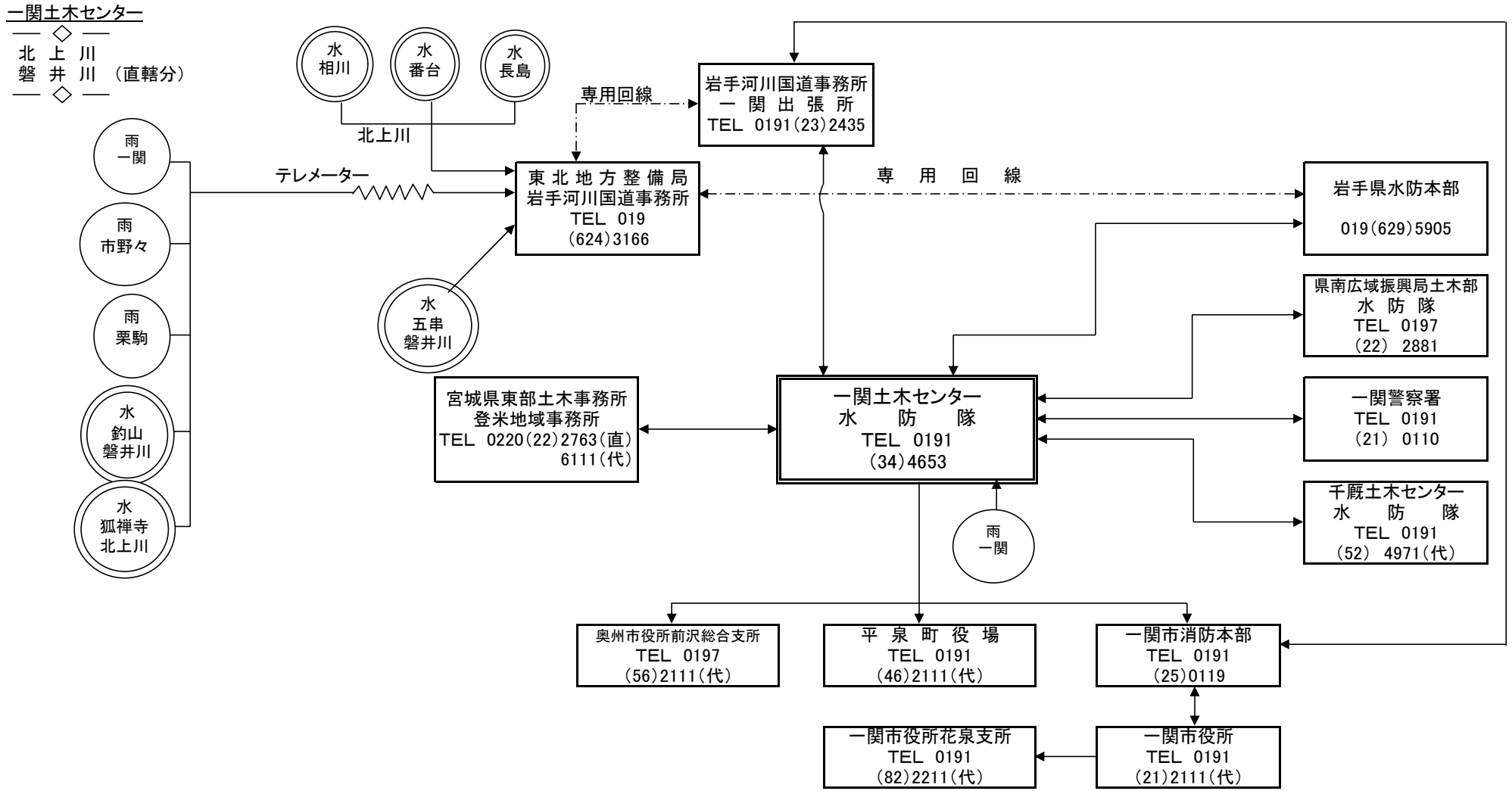
一関土木センター
北 上 川
磐 井 川 （直轄分）
水
相川
水
番台
水
長島
北上川
専用回線
岩手河川国道事務所
一 関 出 張 所
TEL 0191(23)2435
雨
一関
テレメーター
東 北 地 方 整 備 局
岩手河川国道事務所
TEL 019
(624)3166
専 用 回 線
岩手県水防本部
019(629)5905
雨
市野々
水
五串
磐井川
県南広域振興局土木部
水 防 隊
TEL 0197
(22) 2881
雨
栗駒
宮城県東部土木事務所
登米地域事務所
TEL 0220(22)2763(直)
6111(代)
一関土木センター
水 防 隊
TEL 0191
(34)4653
一関警察署
TEL 0191
(21) 0110
水
釣山
磐井川
千厩土木センター
水 防 隊
TEL 0191
(52) 4971(代)
水
狐禅寺
北上川
雨
一関
奥州市役所前沢総合支所
TEL 0197
(56)2111(代)
平 泉 町 役 場
TEL 0191
(46)2111(代)
一関市消防本部
TEL 0191
(25)0119
一関市役所花泉支所
TEL 0191
(82)2211(代)
一関市役所
TEL 0191
(21)2111(代)

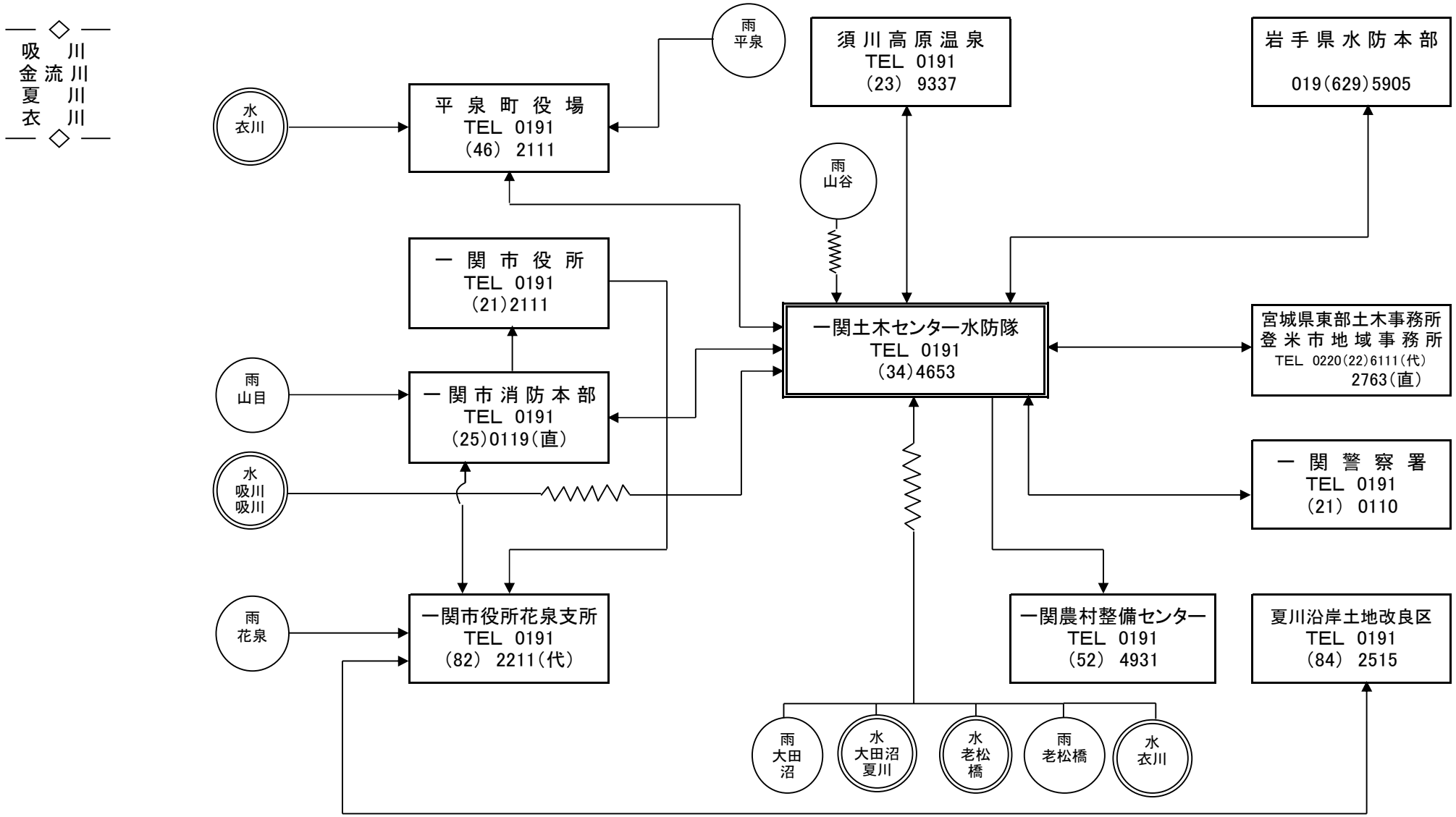
吸　川
金流川
夏　川
衣　川
雨
平泉
須川高原温泉
TEL 0191
(23) 9337
岩手県水防本部
019(629)5905
水
衣川
平泉町役場
TEL 0191
(46) 2111
雨
山谷
一関市役所
TEL 0191
(21)2111
一関土木センター水防隊
TEL 0191
(34)4653
宮城県東部土木事務所
登米市地域事務所
TEL 0220(22)6111(代)
2763(直)
雨
山目
一関市消防本部
TEL 0191
(25)0119(直)
水
吸川
吸川
一関警察署
TEL 0191
(21) 0110
雨
花泉
一関市役所花泉支所
TEL 0191
(82) 2211(代)
一関農村整備センター
TEL 0191
(52) 4931
夏川沿岸土地改良区
TEL 0191
(84) 2515
雨
大田沼
水
大田沼
夏川
水
老松橋
雨
老松橋
水
衣川

千厩土木センター

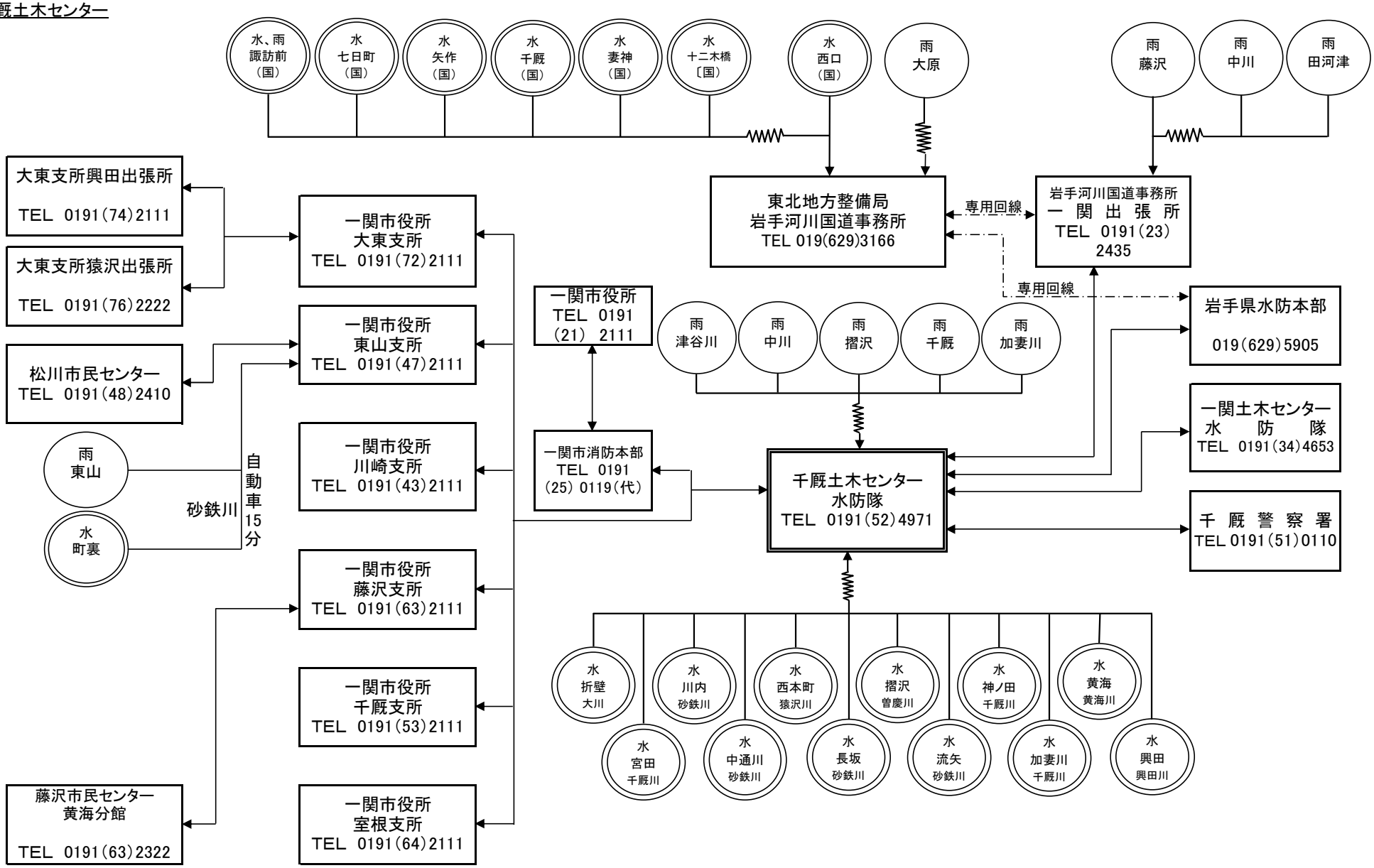
水、雨
諏訪前
（国）
水
七日町
（国）
水
矢作
（国）
水
千厩
（国）
水
妻神
（国）
水
十二木橋
〔国〕
水
西口
（国）
雨
大原
雨
藤沢
雨
中川
雨
田河津
東北地方整備局
岩手河川国道事務所
TEL 019(629)3166
専用回線
岩手河川国道事務所
一関出張所
TEL 0191(23)2435
専用回線
岩手県水防本部
019(629)5905
一関土木センター
水防隊
TEL 0191(34)4653
千厩警察署
TEL 0191(51)0110
千厩土木センター
水防隊
TEL 0191(52)4971
一関市役所
TEL 0191
(21) 2111
一関市消防本部
TEL 0191
(25) 0119(代)
雨
津谷川
雨
中川
雨
摺沢
雨
千厩
雨
加妻川
大東支所興田出張所
TEL 0191(74)2111
大東支所猿沢出張所
TEL 0191(76)2222
松川市民センター
TEL 0191(48)2410
一関市役所
大東支所
TEL 0191(72)2111
一関市役所
東山支所
TEL 0191(47)2111
一関市役所
川崎支所
TEL 0191(43)2111
一関市役所
藤沢支所
TEL 0191(63)2111
一関市役所
千厩支所
TEL 0191(53)2111
一関市役所
室根支所
TEL 0191(64)2111
雨
東山
水
町裏
砂鉄川
自動車15分
藤沢市民センター
黄海分館
TEL 0191(63)2322
水
折壁
大川
水
川内
砂鉄川
水
西本町
猿沢川
水
摺沢
曽慶川
水
神ノ田
千厩川
水
黄海
黄海川
水
宮田
千厩川
水
中通川
砂鉄川
水
長坂
砂鉄川
水
流矢
砂鉄川
水
加妻川
千厩川
水
興田
興田川

大船渡土木センター

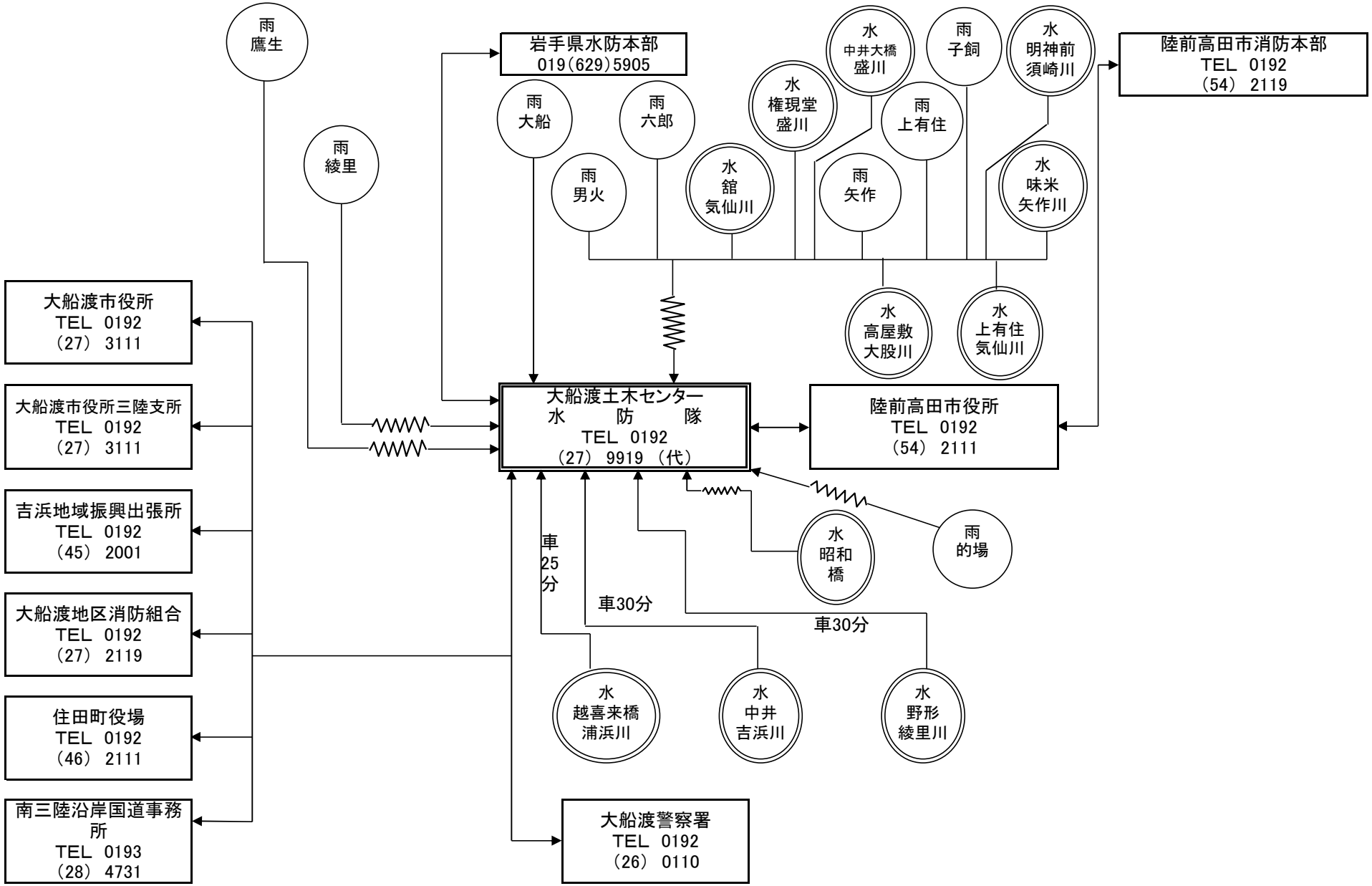
雨
鷹生
雨
綾里
岩手県水防本部
019(629)5905
雨
大船
雨
六郎
雨
男火
水
舘
気仙川
水
権現堂
盛川
水
中井大橋
盛川
雨
子飼
雨
上有住
雨
矢作
水
明神前
須崎川
水
味米
矢作川
陸前高田市消防本部
TEL 0192
(54) 2119
水
高屋敷
大股川
水
上有住
気仙川
大船渡市役所
TEL 0192
(27) 3111
大船渡市役所三陸支所
TEL 0192
(27) 3111
吉浜地域振興出張所
TEL 0192
(45) 2001
大船渡地区消防組合
TEL 0192
(27) 2119
住田町役場
TEL 0192
(46) 2111
南三陸沿岸国道事務所
TEL 0193
(28) 4731
大船渡土木センター
水 防 隊
TEL 0192
(27) 9919 (代)
陸前高田市役所
TEL 0192
(54) 2111
水
昭和
橋
雨
的場
車
25
分
車30分
車30分
水
越喜来橋
浦浜川
水
中井
吉浜川
水
野形
綾里川
大船渡警察署
TEL 0192
(26) 0110

遠野土木センター

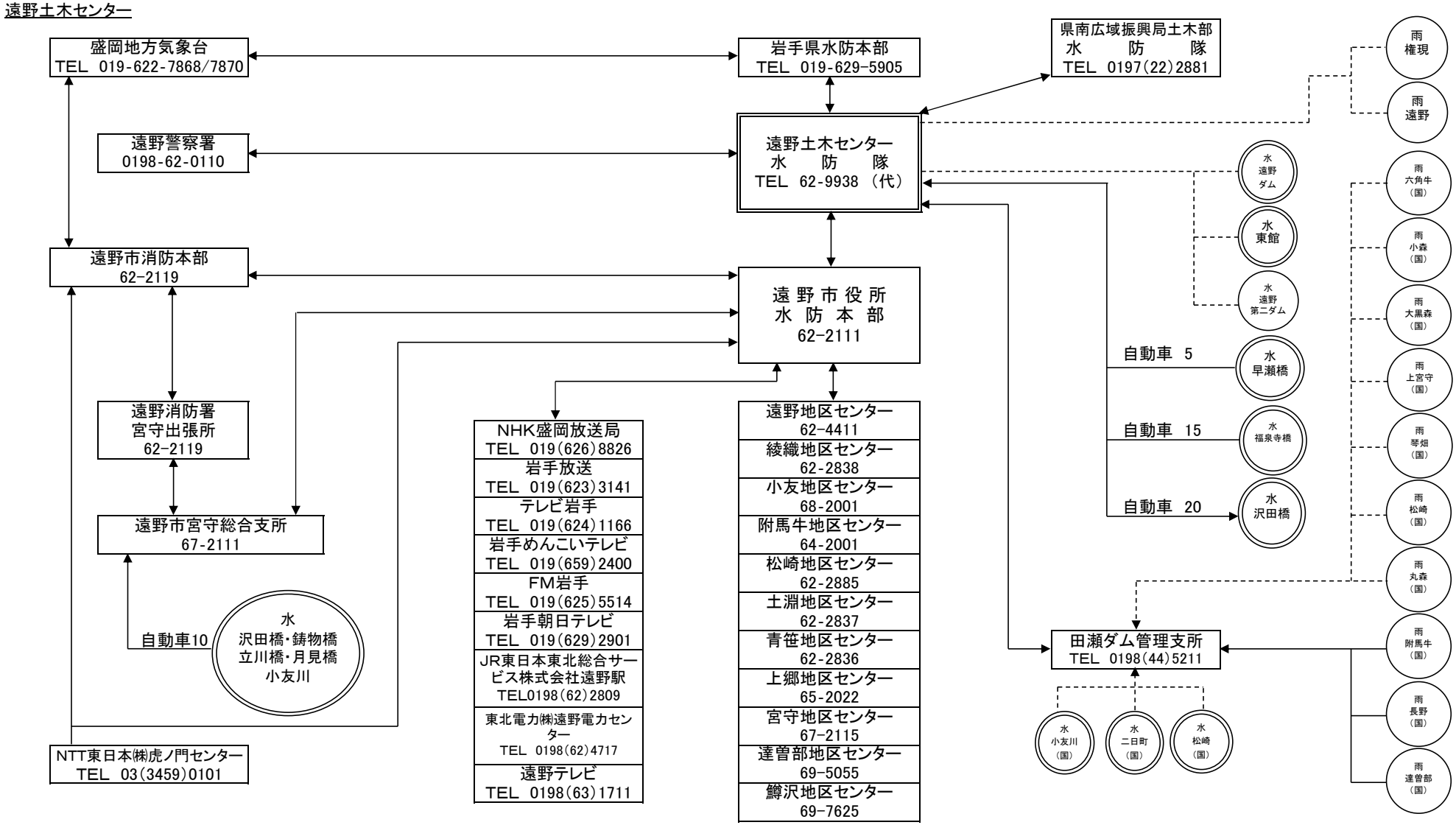
盛岡地方気象台
TEL 019-622-7868/7870
岩手県水防本部
TEL 019-629-5905
県南広域振興局土木部
水防隊
TEL 0197(22)2881
雨
権現
雨
遠野
遠野警察署
0198-62-0110
遠野土木センター
水防隊
TEL 62-9938 (代)
水
遠野
ダム
水
東館
水
遠野
第二ダム
雨
六角牛
(国)
雨
小森
(国)
雨
大黒森
(国)
雨
上宮守
(国)
雨
琴畑
(国)
雨
松崎
(国)
雨
丸森
(国)
雨
附馬牛
(国)
雨
長野
(国)
雨
達曽部
(国)
遠野市消防本部
62-2119
遠野市役所
水防本部
62-2111
自動車 5
水
早瀬橋
自動車 15
水
福泉寺橋
自動車 20
水
沢田橋
遠野消防署
宮守出張所
62-2119
NHK盛岡放送局
TEL 019(626)8826
岩手放送
TEL 019(623)3141
テレビ岩手
TEL 019(624)1166
岩手めんこいテレビ
TEL 019(659)2400
FM岩手
TEL 019(625)5514
岩手朝日テレビ
TEL 019(629)2901
JR東日本東北総合サービス株式会社遠野駅
TEL0198(62)2809
東北電力㈱遠野電力センター
TEL 0198(62)4717
遠野テレビ
TEL 0198(63)1711
遠野地区センター
62-4411
綾織地区センター
62-2838
小友地区センター
68-2001
附馬牛地区センター
64-2001
松崎地区センター
62-2885
土淵地区センター
62-2837
青笹地区センター
62-2836
上郷地区センター
65-2022
宮守地区センター
67-2115
達曽部地区センター
69-5055
鱒沢地区センター
69-7625
遠野市宮守総合支所
67-2111
自動車10
水
沢田橋・鋳物橋
立川橋・月見橋
小友川
田瀬ダム管理支所
TEL 0198(44)5211
水
小友川
(国)
水
二日町
(国)
水
松崎
(国)
NTT東日本㈱虎ノ門センター
TEL 03(3459)0101

沿岸広域振興局

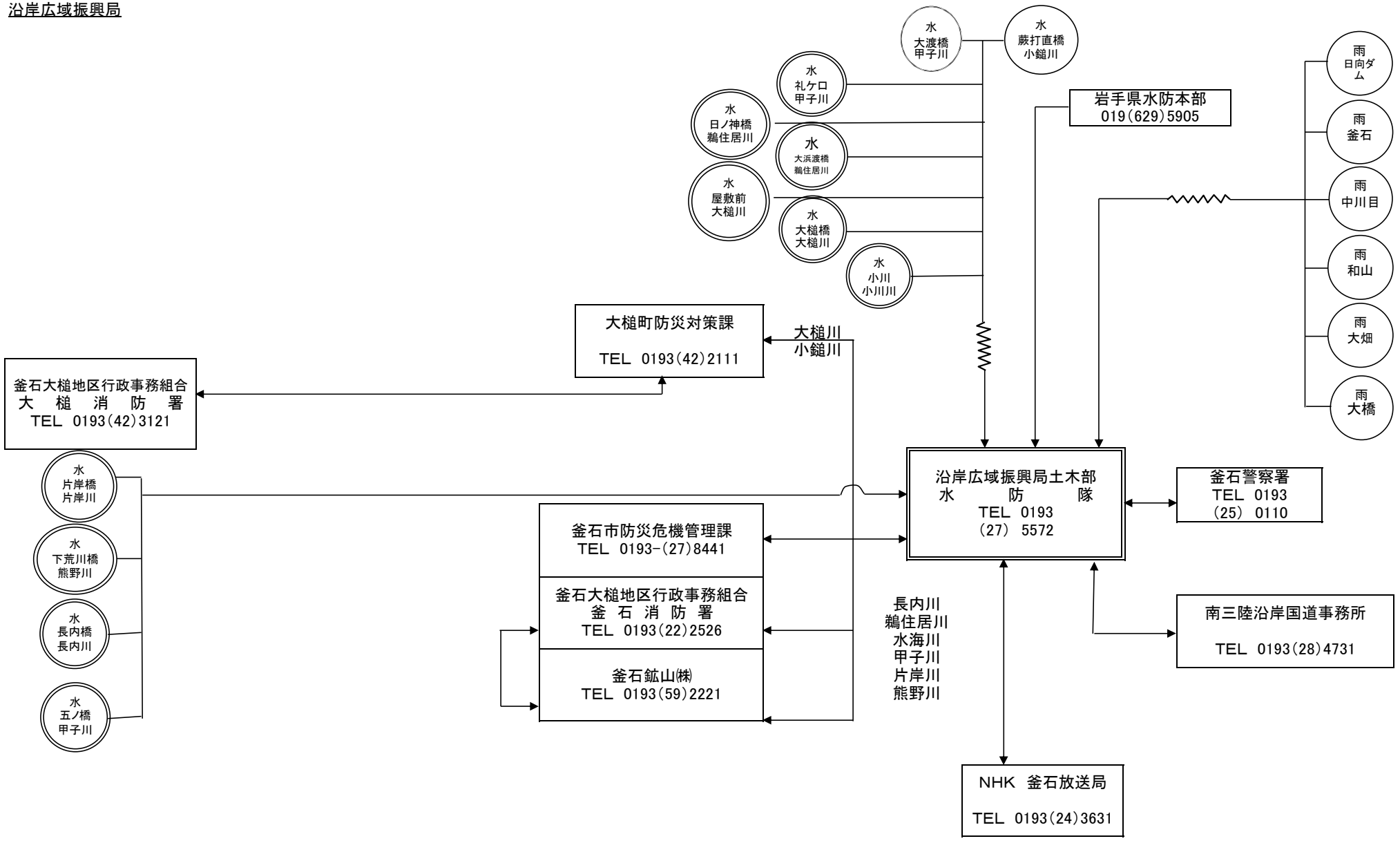
水
大渡橋
甲子川
水
蕨打直橋
小鎚川
水
礼ケ口
甲子川
水
日ノ神橋
鵜住居川
水
大浜渡橋
鵜住居川
水
屋敷前
大槌川
水
大槌橋
大槌川
水
小川
小川川
岩手県水防本部
019(629)5905
雨
日向ダム
雨
釜石
雨
中川目
雨
和山
雨
大畑
雨
大橋
大槌町防災対策課
TEL 0193(42)2111
大槌川
小鎚川
釜石大槌地区行政事務組合
大 槌 消 防 署
TEL 0193(42)3121
水
片岸橋
片岸川
水
下荒川橋
熊野川
水
長内橋
長内川
水
五ノ橋
甲子川
沿岸広域振興局土木部
水 防 隊
TEL 0193
(27) 5572
釜石警察署
TEL 0193
(25) 0110
釜石市防災危機管理課
TEL 0193-(27)8441
釜石大槌地区行政事務組合
釜 石 消 防 署
TEL 0193(22)2526
釜石鉱山㈱
TEL 0193(59)2221
長内川
鵜住居川
水海川
甲子川
片岸川
熊野川
南三陸沿岸国道事務所
TEL 0193(28)4731
NHK 釜石放送局
TEL 0193(24)3631

宮古土木センター

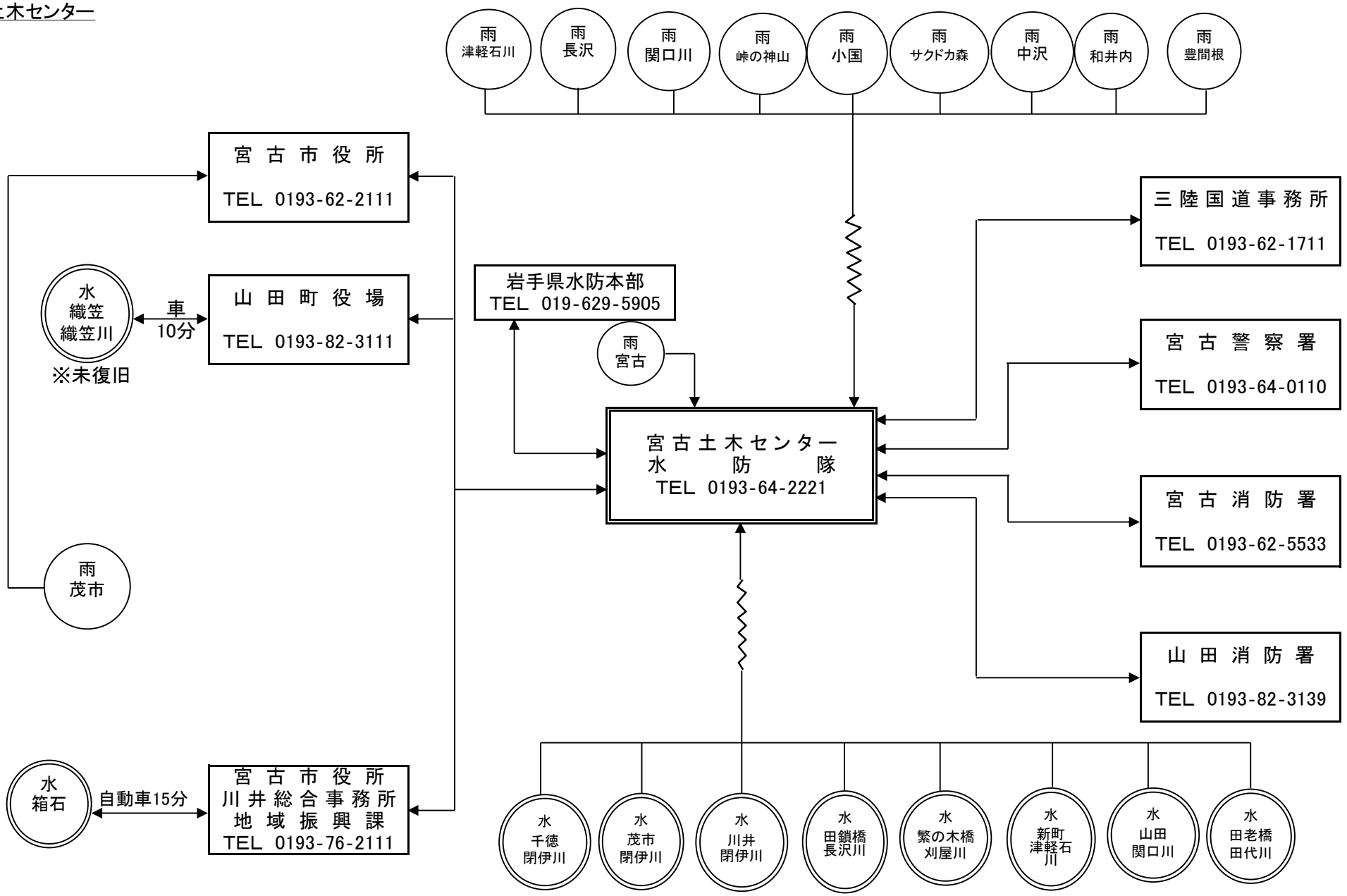
雨 津軽石川
雨 長沢
雨 関口川
雨 峠の神山
雨 小国
雨 サクドカ森
雨 中沢
雨 和井内
雨 豊間根
宮古市役所
TEL 0193-62-2111
水 織笠 織笠川
車 10分
山田町役場
TEL 0193-82-3111
※未復旧
雨 茂市
岩手県水防本部
TEL 019-629-5905
雨 宮古
宮古土木センター
水防隊
TEL 0193-64-2221
三陸国道事務所
TEL 0193-62-1711
宮古警察署
TEL 0193-64-0110
宮古消防署
TEL 0193-62-5533
山田消防署
TEL 0193-82-3139
水 箱石
自動車15分
宮古市役所
川井総合事務所
地域振興課
TEL 0193-76-2111
水 千徳 閉伊川
水 茂市 閉伊川
水 川井 閉伊川
水 田鎖橋 長沢川
水 繁の木橋 刈屋川
水 新町 津軽石川
水 山田 関口川
水 田老橋 田代川

岩泉土木センター

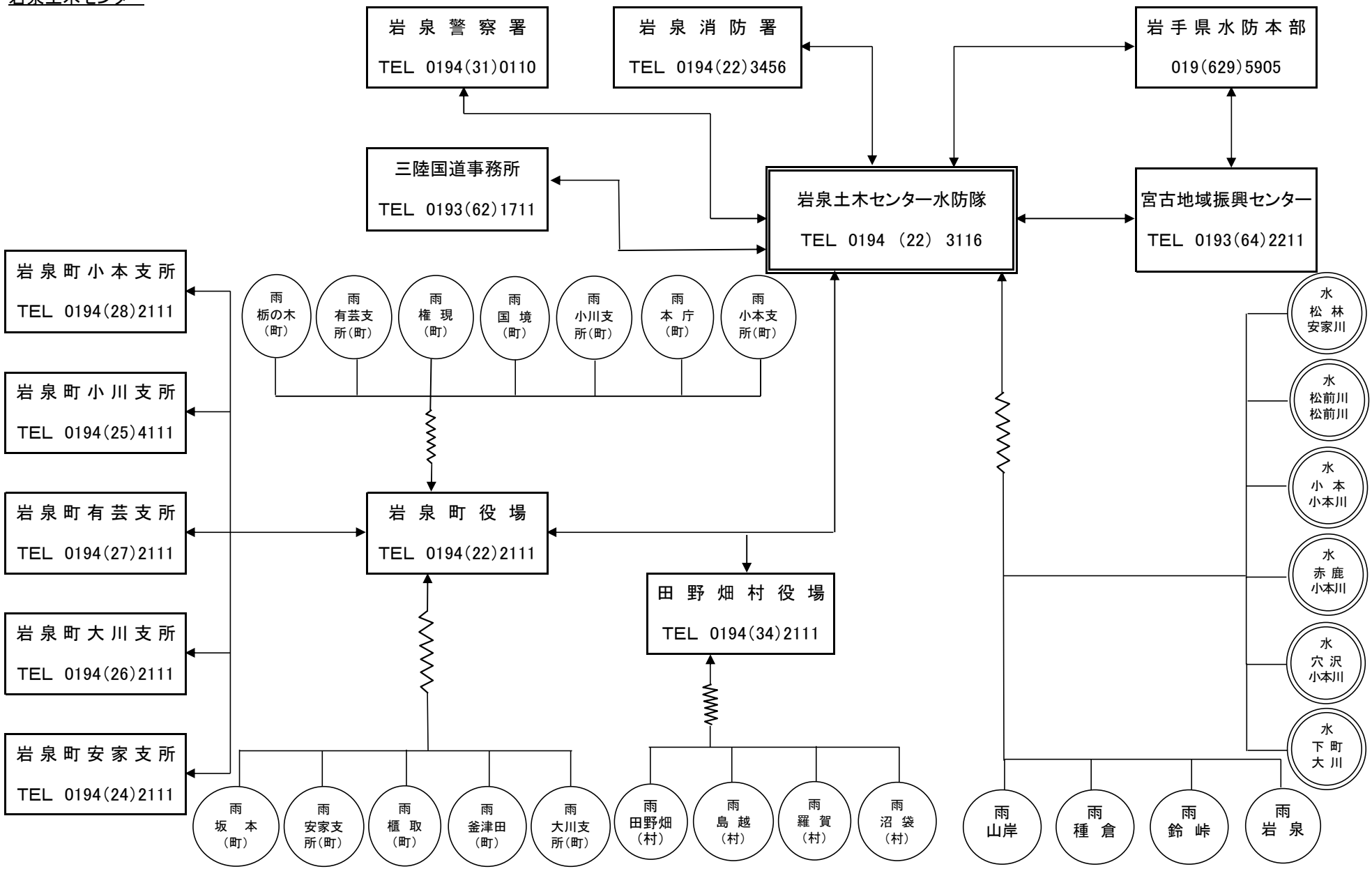
岩泉警察署
TEL 0194(31)0110
岩泉消防署
TEL 0194(22)3456
岩手県水防本部
019(629)5905
三陸国道事務所
TEL 0193(62)1711
岩泉土木センター水防隊
TEL 0194 (22) 3116
宮古地域振興センター
TEL 0193(64)2211
岩泉町小本支所
TEL 0194(28)2111
岩泉町小川支所
TEL 0194(25)4111
岩泉町有芸支所
TEL 0194(27)2111
岩泉町大川支所
TEL 0194(26)2111
岩泉町安家支所
TEL 0194(24)2111
岩泉町役場
TEL 0194(22)2111
田野畑村役場
TEL 0194(34)2111
雨 栃の木(町)
雨 有芸支所(町)
雨 権現(町)
雨 国境(町)
雨 小川支所(町)
雨 本庁(町)
雨 小本支所(町)
雨 坂本(町)
雨 安家支所(町)
雨 橿取(町)
雨 釜津田(町)
雨 大川支所(町)
雨 田野畑(村)
雨 島越(村)
雨 羅賀(村)
雨 沼袋(村)
雨 山岸
雨 種倉
雨 鈴峠
雨 岩泉
水 松林 安家川
水 松前川 松前川
水 小本 小本川
水 赤鹿 小本川
水 穴沢 小本川
水 下町 大川

県北広域振興局

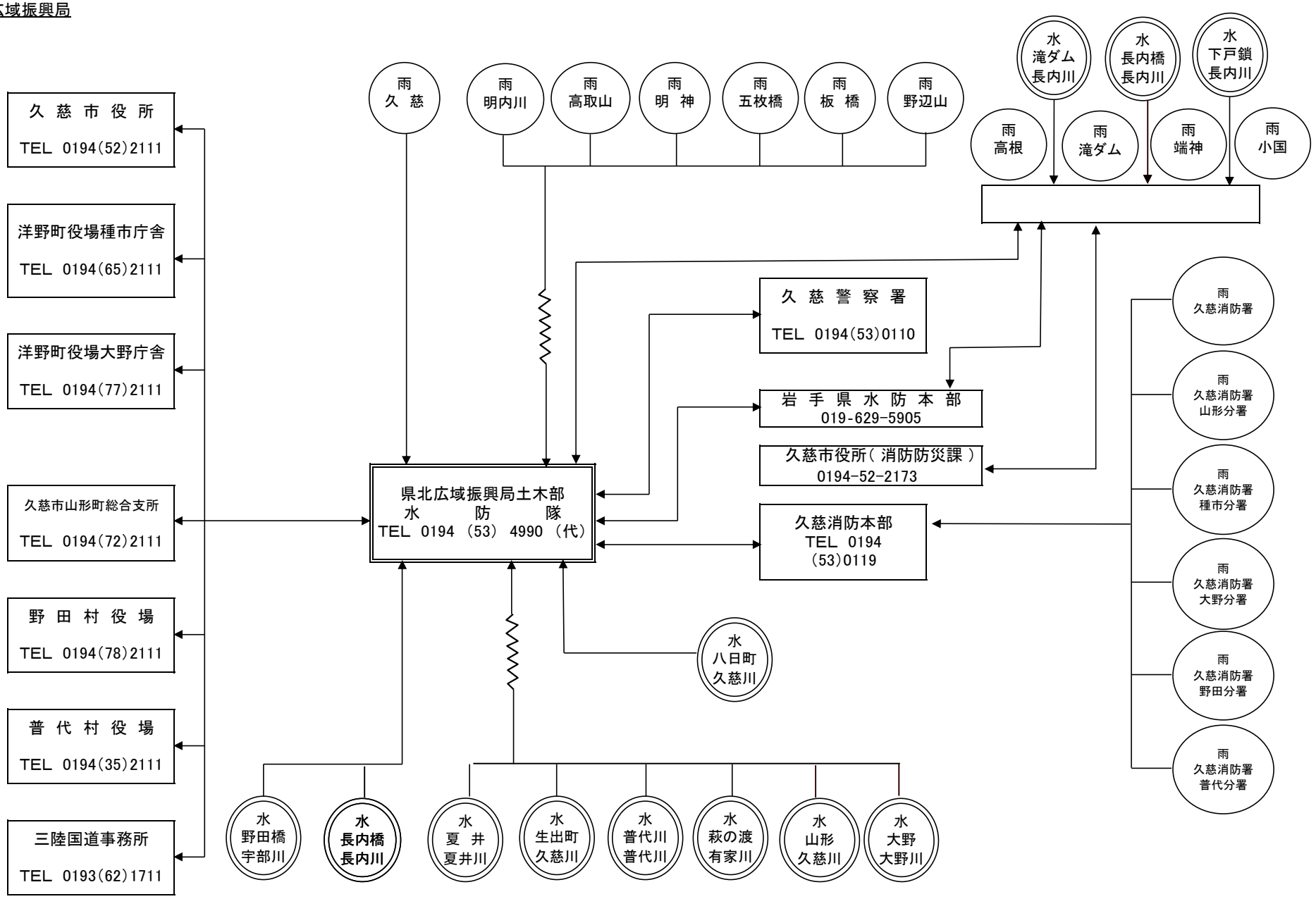
久 慈 市 役 所
TEL 0194(52)2111
洋野町役場種市庁舎
TEL 0194(65)2111
洋野町役場大野庁舎
TEL 0194(77)2111
久慈市山形町総合支所
TEL 0194(72)2111
野 田 村 役 場
TEL 0194(78)2111
普 代 村 役 場
TEL 0194(35)2111
三陸国道事務所
TEL 0193(62)1711
雨 久 慈
雨 明内川
雨 高取山
雨 明 神
雨 五枚橋
雨 板 橋
雨 野辺山
水 滝ダム 長内川
水 長内橋 長内川
水 下戸鎖 長内川
雨 高根
雨 滝ダム
雨 端神
雨 小国
久 慈 警 察 署
TEL 0194(53)0110
岩 手 県 水 防 本 部
019-629-5905
久慈市役所(消防防災課)
0194-52-2173
県北広域振興局土木部
水 防 隊
TEL 0194 (53) 4990 (代)
久慈消防本部
TEL 0194
(53)0119
雨 久慈消防署
雨 久慈消防署 山形分署
雨 久慈消防署 種市分署
雨 久慈消防署 大野分署
雨 久慈消防署 野田分署
雨 久慈消防署 普代分署
水 八日町 久慈川
水 野田橋 宇部川
水 長内橋 長内川
水 夏 井 夏井川
水 生出町 久慈川
水 普代川 普代川
水 萩の渡 有家川
水 山形 久慈川
水 大野 大野川

二戸土木センター

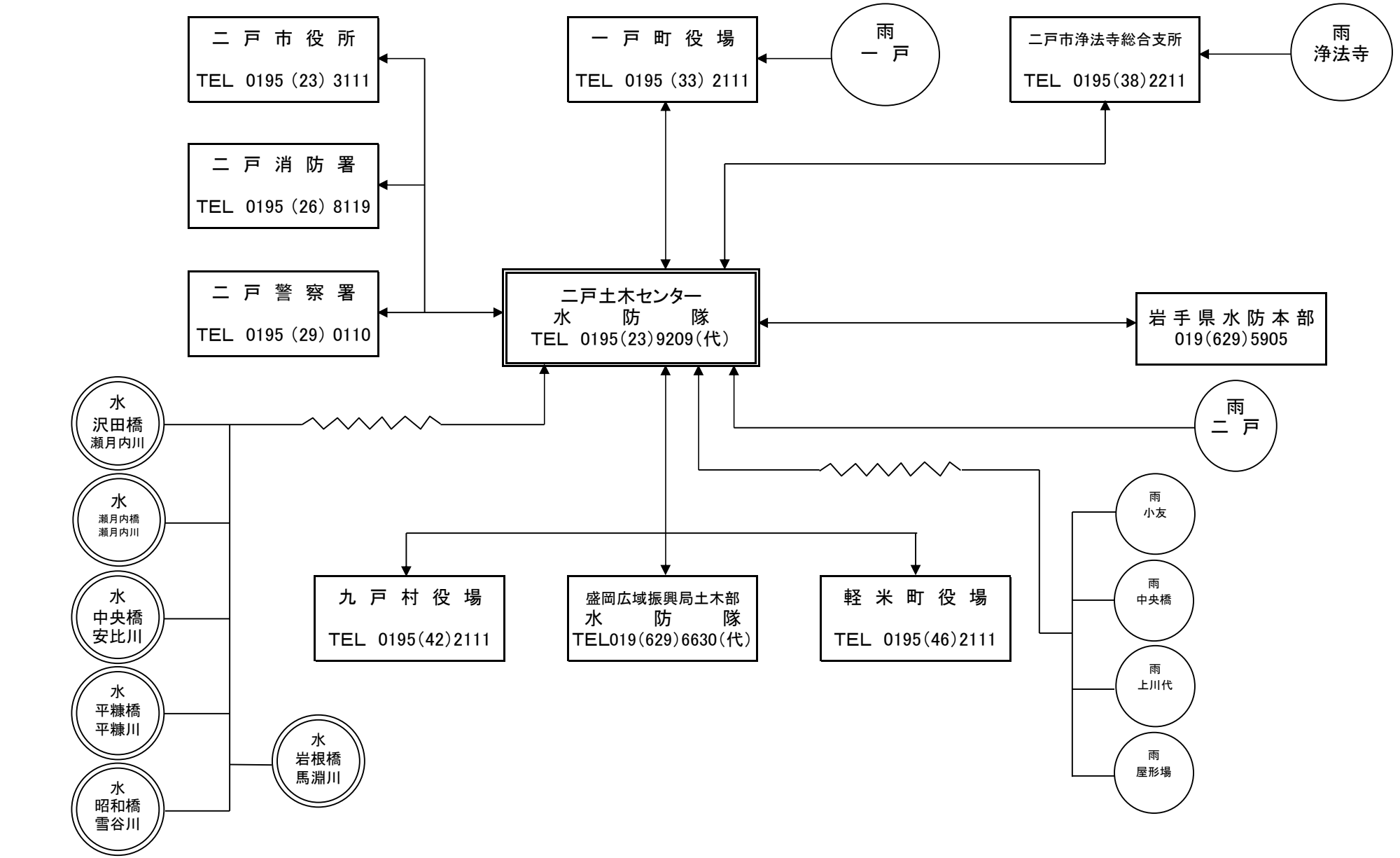
二 戸 市 役 所
TEL 0195 (23) 3111
二 戸 消 防 署
TEL 0195 (26) 8119
二 戸 警 察 署
TEL 0195 (29) 0110
一 戸 町 役 場
TEL 0195 (33) 2111
雨
一 戸
二戸市浄法寺総合支所
TEL 0195(38)2211
雨
浄法寺
二戸土木センター
水 防 隊
TEL 0195(23)9209(代)
岩 手 県 水 防 本 部
019(629)5905
雨
二 戸
水
沢田橋
瀬月内川
水
瀬月内橋
瀬月内川
水
中央橋
安比川
水
平糠橋
平糠川
水
昭和橋
雪谷川
水
岩根橋
馬淵川
九 戸 村 役 場
TEL 0195(42)2111
盛岡広域振興局土木部
水 防 隊
TEL019(629)6630(代)
軽 米 町 役 場
TEL 0195(46)2111
雨
小友
雨
中央橋
雨
上川代
雨
屋形場

図表5-4(総括表)　　水位の観測箇所一覧

	岩手県				他県	国土交通省東北地方整備局				市町村	計
	テレメータ	自記	普通	小計	テレメータ	テレメータ	自記	普通	小計	普通	
盛岡広域振興局土木部管内	12	0	0	12	0	14	2	0	16	0	28
岩手土木センター管内	5	0	0	5	0	1	1	0	2	0	7
花巻土木センター管内	5	0	0	5	0	7	0	0	7	0	12
北上土木センター管内	4	0	0	4	0	6	1	0	7	0	11
県南広域振興局土木部管内	4	0	0	4	0	11	2	0	13	0	17
一関土木センター管内	5	0	0	5	宮城県 3	7	0	0	7	0	15
千厩土木センター管内	14	2	5	21	0	6	1	0	7	0	28
大船渡土木センター管内	12	1	1	14	0	0	0	0	0	0	14
遠野土木センター管内	7	0	0	7	0	3	0	0	3	2	12
沿岸広域振興局土木部管内	9	0	11	20	0	0	0	0	0	0	20
宮古土木センター管内	8	0	2	10	0	0	0	0	0	0	10
岩泉土木センター管内	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	9
県北広域振興局土木部管内	13	1	1	15	0	0	0	0	0	0	15
二戸土木センター管内	6	0	0	6	青森県 2	2	0	0	2	0	10
計	113	4	20	137	5	57	7	0	64	2	208

図表5-4（管内別）　水位の観測箇所一覧

※ 東日本大震災の地殻変動により、「緯度」「経度」「量水標0点高」は正確な情報ではないことがあります。

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	量水標0点高(TP高)(m)	既往最大水位(m)	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<盛岡広域振興局土木部管内>																	
北上川	北上川	芋田橋	北上川ダム統合管理事務所	盛岡市 好摩字上山27－1地先	芋田橋	39° 52′ 20″	141° 10′ 41″					189.200	4.33	H23.9.22	S39.4.1	テレメータ	公表
北上川	北上川	船田橋	北上川ダム統合管理事務所	盛岡市 大字下田字船網 41-12	船田橋	39° 50′ 3″	141° 9′ 39″	2.00	2.60	2.80	3.20	176.580	5.430	H25.9.16	S42.8.18	テレメータ	公表、通報
北上川	北上川	四十四田	北上川ダム統合管理事務所	盛岡市 下厨川字四十四田 1番197	四十四田ダム	39° 45′ 10″	141° 8′ 53″					0.000	170.860	S43.4.22	S42.10.18	テレメータ	公表、通報
北上川	北上川	館坂橋	岩手河川国道事務所	盛岡市 北タ顔瀬町	館坂橋	39° 42′ 46.4″	141° 7′ 50.7″	1.40	2.00	2.50	2.80	120.788	3.320	S33.9.18	S28.11.1	テレメータ	公表、通報
北上川	北上川	明治橋	岩手河川国道事務所	盛岡市 仙北一丁目	明治橋	39° 41′ 36.2″	141° 8′ 56.4″	0.80	1.40	2.60	3.00	116.248	4.890	M43.9.3	S23.12.1	テレメータ	公表、通報
北上川	北上川	津志田	岩手河川国道事務所	盛岡市 南仙北三丁目 17-2	盛岡四高	39° 40′ 23.3″	141° 9′ 43.6″	2.00	2.60			111.156	4.650	S33.9.18	S25.9.1	自記	
北上川	北上川	乙部	岩手河川国道事務所	盛岡市 黒川		39° 37′ 17.3″	141° 10′ 58.8″	1.50	2.80			101.284	4.000	S33.9.18	S30.4.1	自記	
北上川	北上川	紫波橋	岩手河川国道事務所	紫波町 犬吠森境	紫波橋上流	39° 33′ 8.8″	141° 10′ 32″	1.70	2.90	4.20	4.50	89.443	8.010	M44.9.3	S25.9.1	テレメータ	公表、通報
北上川	雫石川	春木場	北上川ダム統合管理事務所	雫石町 大字御明神第20地割字幅 22-1	御明神橋	39° 41′ 23″	140° 56′ 43″	1.30	2.10	2.10	2.80	195.710	4.060	H25.8.9	S45.10.8	テレメータ	公表、通報
北上川	雫石川	滝太橋	岩手河川国道事務所	滝沢市 大釜字竹鼻	滝太橋下流	39° 41′ 51.3″	141° 4′ 0.06″					132.576	2.77	H19.9.17	H8.4.1	テレメータ	通報
北上川	雫石川	太田橋	岩手河川国道事務所	盛岡市 中屋敷 1		39° 42′ 15.3″	141° 7′ 19.0″	3.00	4.00	4.50	5.20	119.530	4.810	H19.9.17	S49.3.15	テレメータ	公表
北上川	雫石川	御所ダム	北上川ダム統合管理事務所	盛岡市 繋字山根 192-4	御所ダム	39° 41′ 26″	141° 1′ 33″					0.000	180.720	H25.8.9	S55.11.1	テレメータ	公表
北上川	諸葛川	諸葛橋	盛岡広域振興局土木部	盛岡市 上厨川杉原114地先	諸葛橋	39° 42′ 33″	141° 6′ 33″	1.20	1.90	2.40	2.80	125.000			H8	テレメータ	公表、通報
北上川	葛根田川	岩持	北上川ダム統合管理事務所	雫石町 第5地割字川原地内	葛根田橋	39° 41′ 28″	140° 57′ 28″					189.441	3.660	H29.8.25	S45.10.8	テレメータ	通報、公表
北上川	南川	矢川	北上川ダム統合管理事務所	雫石町 大字西安庭第6地割字下田 37		39° 39′ 15″	140° 57′ 12″					182.000	4.840	H25.8.9	S45.4.1	テレメータ	通報、公表
北上川	中津川	山岸	岩手河川国道事務所	盛岡市 浅岸大塚	浅岸橋直下流	39° 42′ 53.9″	141° 10′ 30.7″	1.80	2.20	2.40	2.70	135.970	2.300	H14.7.11	S48.3.25	テレメータ	通報、公表
北上川	中津川	木々塚	綱取ダム管理事務所	盛岡市 浅岸字木々塚16番の1		39° 42′ 21″	141° 14′ 10″					222.000	3.350	H14.7.11	S52.4	テレメータ	公表
北上川	中津川	綱取ダム	綱取ダム管理事務所	盛岡市 浅岸字二ツ森25-34	綱取ダム	39° 42′ 34″	141° 12′ 30″					183.000	TP 197.28	H7.4.26	S56.11	テレメータ	ダム水位、公表
北上川	中津川	薬師神社前	綱取ダム管理事務所	盛岡市 浅岸字橋場16の地先		39° 42′ 49″	141° 11′ 5″					143.000	2.020	H14.7.11	S56.11	テレメータ	公表
北上川	米内川	米内川	綱取ダム管理事務所	盛岡市 下米内字伊勢沢46の46		39° 43′ 21″	141° 11′ 10″	0.70	1.10	1.20	1.60	148.000	2.300	H14.7.11	S56.11	テレメータ	公表、通報
北上川	松川	古川橋	北上川ダム統合管理事務所	盛岡市 好摩字小袋38-5	古川橋	39° 52′ 27″	141° 9′ 38″	1.50	2.50	2.70	3.10	192.600	6.180	H25.9.16	S28.11.1	テレメータ	公表、通報
北上川	滝名川	志和	盛岡広域振興局土木部	紫波町 大字内川 7-4	志和橋	39° 33′ 11″	141° 6′ 30″	1.00	1.50			135.000	1.600	S55.4.6	S46	テレメータ	公表、通報
北上川	彦部川	彦部橋	盛岡広域振興局土木部	紫波町 彦部字東 14-1	彦部橋	39° 31′ 10″	141° 11′ 39″	1.00	1.50			90.000			S49	テレメータ	公表、通報
北上川	簗川	葛西橋	盛岡広域振興局土木部	盛岡市 東中野字柳下 96	葛西橋	39° 41′ 23″	141° 10′ 5″	1.70	2.20	2.30	2.50	117.482	3.130	H14.7.11	S56	テレメータ	公表、通報
北上川	木賊川	下厨川	盛岡広域振興局土木部	盛岡市 下厨川字穴口 72-6	法誓寺橋直下流	39° 44′ 57″	141° 7′ 5″	0.60	1.10			152.360			S19.3	テレメータ	公表、通報
北上川	岩崎川	北矢幅	盛岡広域振興局土木部	矢巾町 又兵エ新田3-201-2	下海老沼1号橋下流	39° 37′ 01″	141° 8′ 40″	0.50 0.70	0.80 1.60	1.20 2.60	1.40 3.10	112.350			H30.2.12	テレメータ	公表、通報
北上川	葛根田川	舘篠橋	盛岡広域振興局土木部	雫石町 岩手郡雫石町長山舘	舘篠橋	39° 46′ 55″	140° 56′ 58″					336.300			R2.1.20	テレメータ	公表
北上川	簗川	簗川ダム	盛岡広域振興局土木部（簗川ダム）	盛岡市 川目第1地割124-47ほか	簗川ダム	39°40′ 23.52″	141°15′ 47.56″					0	286.57	R4.8.14	R3.4.29	テレメータ	ダム水位、公表

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<岩手土木センター管内>																	
北上川	丹藤川	滝	岩手河川国道事務所	岩手町 川口 96-69		39° 55′ 30.5″	141° 13′ 43.6″					239.365	2.970	H14.8.13	S46.5.1	自記	
北上川	松川	田頭	岩手土木センター	八幡平市 平笠第13地割 7-31	下の橋下流50m	39° 54′ 33″	141° 4′ 34″	0.50	1.00	1.30	1.70	270.000			H8	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
馬淵川	馬淵川	田子	岩手土木センター	葛巻町 第20地割字堀ノ内99-1	葛巻中学校上流300m	40° 2′ 30″	141° 25′ 55″	0.80	1.10	1.10	1.40	430.000		S35.1.22	S45	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
馬淵川	安比川	五日市橋	岩手土木センター	八幡平市 川原 42-2	五日市橋上流100m	40° 6′ 53″	141° 3′ 20″	1.00	1.20	1.30	1.80	222.430			S49	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
馬淵川	馬淵川	冬部	青森河川国道事務所	葛巻町 田部字下冬部	田屋橋	40° 7′ 49″	141° 21′ 55″					0.000	3.220	H28.8.30	S45.3	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
米代川	米代川	田山	岩手土木センター	八幡平市 石名坂下タ27－15	田山橋下流250m	40° 08′ 16″	140° 56′ 40″								R5.11.23	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	北上川	下苗代沢	岩手土木センター	岩手町 大字五日市第12地割	苗代沢橋上流100m	39° 57′ 45.9″	141° 12′ 60.0″	0.70	1.10	1.40	1.60				H24.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<花巻土木センター管内>																	
北上川	北上川	大正橋	岩手河川国道事務所	花巻市 石鳥谷町好地	大正橋下流	39° 29′ 39.1″	141° 9′ 21.0″	2.00	2.70			80.479	5.80	S33.9.18	S33.9.6	テレメータ	公表
北上川	北上川	朝日橋	岩手河川国道事務所	花巻市 高木第14地割	朝日橋上流500m	39° 23′ 30.2″	141° 7′ 46.8″	2.00	3.00	5.00	5.30	64.488	6.870	S22.9.16	S29.10.1	テレメータ	公表、通報
北上川	猿ヶ石川	田瀬	北上川ダム統合管理事務所	花巻市 東和町田瀬 39-1-3	田瀬ダム	39° 20′ 43″	141° 19′ 5″					0.000	215.400	S34.4.23	S29.10.1	テレメータ	公表、通報
北上川	猿ヶ石川	谷内	北上川ダム統合管理事務所	花巻市 東和町谷内 10-89		39° 21′ 40″	141° 17′ 00″					113.423	3.55	S56.8.23	S35.2.1	テレメータ	公表
北上川	猿ヶ石川	安野	岩手河川国道事務所	花巻市 高木第1地割	安野橋下流	39° 23′ 32.9″	141° 9′ 4.9″	2.00	3.00	4.40	4.80	69.215	4.490	H2.9.20	S29.4.1	テレメータ	公表、通報
北上川	豊沢川	不動橋	岩手河川国道事務所	花巻市 桜木町2丁目	不動橋地点	39° 22′ 45″	141° 6′ 23″	2.00	3.00			72.530	2.520	H19.9.17	S40.5.1	テレメータ	公表
北上川	稗貫川	稗貫川橋	岩手河川国道事務所	花巻市 石鳥谷町関口第14地割 11-12	稗貫川橋	39° 27′ 19.6″	141° 10′ 26.1″	1.50	2.50			80.893	4.780	H2.9.20	S40.5.1	テレメータ	公表
北上川	豊沢川	上根子橋	花巻土木センター	花巻市 太田第29地割 221-3	上根子橋、右岸コカコーラ工場	39° 22′ 45″	141° 57′ 52″	2.00	2.50			94.800	1.600	S30.8.5	不明	テレメータ	公表、通報
北上川	稗貫川	大迫	花巻土木センター（早池峰ダム）	花巻市 大迫町大迫第18地割 16-5	新大橋下流120m	39° 28′ 1″	141° 3′ 16″	1.10	1.90	1.90	2.60	142.552	2.910	H25.8.9	H12.1	テレメータ	公表、通報
北上川	稗貫川	早池峰ダム	花巻土木センター（早池峰ダム）	花巻市 大迫町内川目第10地割24-11	早池峰ダム	39° 31′ 53″	141° 20′ 23″					0	308.55	H19.9.18	H12.1	テレメータ	ダム水位、公表
北上川	稗貫川	亀ヶ森	花巻土木センター	花巻市 大迫町亀ヶ森第36地割 46-2	右岸、大迫浄化センター	39° 28′ 37″	141° 15′ 10″	1.50	2.50			124.000	3.850	H25.8.9	H11.3.1	テレメータ	公表、通報
北上川	後川	下小舟渡	花巻土木センター	花巻市 下小舟渡 528番2	本丸橋下流左岸	39° 23′ 22″	141° 7′ 27″					65.720	1.360	H29.9.12	H22.9	テレメータ	公表

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<北上土木センター管内>																	
北上川	北上川	更木	岩手河川国道事務所	北上市 更木		39° 21′ 8.1″	141° 8′ 39.0″	5.00	5.30			59.942	7.440	H19.9.18	S30.6.16	自記	
北上川	北上川	珊瑚橋	岩手河川国道事務所	北上市 川岸4丁目	珊瑚橋	39° 17′ 4.8″	141° 7′ 48.6″	3.10	3.90			51.529	6.00	H14.7.11	S28.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	
北上川	北上川	男山	岩手河川国道事務所	北上市 稲瀬町岩脇	国見橋上流	39° 15′ 39.6″	141° 7′ 19.6″	2.40	3.30	3.90	4.20	6.430	5.400	S23.9.17	S25.8.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	北上川	国見橋	岩手河川国道事務所	北上市 相去町	国見橋	39° 15′ 8.1″	141° 6′ 49.8″					0.000	53.10	H19.9.18	S53.6.6	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	夏油川	新田	北上土木センター（入畑ダム）	北上市 和賀町岩崎											H2.6.30	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	夏油川	岩崎	北上土木センター（入畑ダム）	北上市 和賀町岩崎											H2.6.30	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	夏油川	桐沢橋	北上土木センター（入畑ダム）	西和賀町 沢内字川舟41地割80	桐沢橋	39° 28' 13.0″	140° 47' 29.4″								R7.8.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	夏油川	入畑ダム	北上土木センター（入畑ダム）	北上市 和賀町岩崎新田											H2.6.30	ﾃﾚﾒｰﾀ	ダム水位、公表
北上川	和賀川	広表	北上川ダム統合管理事務所	北上市 下江釣子2地割201-2	広表	39° 17′ 29″	140° 4′ 14″					66.500	3.050	S40.7.15	S38.3.28	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	和賀川	新町	北上川ダム統合管理事務所	西和賀町 沢内字鍵飯19地割238-2		39° 23′ 56″	140° 46′ 9″	0.50	1.10	1.10	2.30	256.253	4.600	H23.6.24	S33.1.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	和賀川	湯田	北上川ダム統合管理事務所	西和賀町 杉名畑44地割162-15	湯田ダム	39° 18′ 6″	140° 53′ 6″					0.000	238.910	S42.4.22	S38.11.12	ﾃﾚﾒｰﾀ	ダム水位、公表

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<県南広域振興局土木部管内>																	
北上川	北上川	金ヶ崎橋	岩手河川国道事務所	金ケ崎町 西根達小路 38-18	金ヶ崎橋下流100m	39° 11′ 45.9″	141° 7′ 38.8″	3.00	4.00			38.673	5.72	S30.6.26	S25.4.10	テレメータ	公表
北上川	北上川	桜木橋	岩手河川国道事務所	奥州市 水沢工業団地2-62-2	桜木橋上流100m	39° 10′ 3.9″	141° 9′ 17.1″	2.20	2.90	4.80	5.20	33.453	6.430	S23.9.17	S25.4.10	テレメータ	公表、通報
北上川	北上川	小谷木橋	岩手河川国道事務所	奥州市 羽田町上小谷木	小谷木橋下流	39° 8′ 8.5″	141° 10′ 35.0″	3.00	3.60			30.068	5.300	S30.6.26	S25.4.10	自記	
北上川	北上川	下姉体	岩手河川国道事務所	奥州市 姉体八幡	藤橋上流	39° 5′ 48.7″	141° 10′ 58.7″	3.00	3.60			25.665	5.920	H14.7.11	S31.7.1	自記	
北上川	北上川	大曲橋	岩手河川国道事務所	奥州市 前沢白山船橋	大曲橋下流約100m	39° 3′ 54.6″	141° 9′ 44.9″	2.30	3.00	5.30	5.60	22.199	7.530	S22.9.16	S25.4.10	テレメータ	公表、通報
北上川	胆沢川	胆沢川橋	北上川ダム統合管理事務所	金ヶ崎町 胆沢郡金ケ崎町永栄小川原17-27	胆沢川橋下流約650m	39° 10′ 16″	141° 5′ 44″	2.70	3.90	4.40	5.30	55.833	4.200	H24.5.4	H25.3.22	テレメータ	公表、通報
北上川	胆沢川	胆沢	北上川ダム統合管理事務所	奥州市 胆沢若柳字横岳前山6	胆沢ダム	39° 7′ 00″	140° 55′ 10″					0	350.50	H29.4.19	H25.3.22	テレメータ	ダム水位、公表
北上川	胆沢川	下嵐江	北上川ダム統合管理事務所	奥州市 胆沢若柳字西前川山3		39° 6′ 06″	140° 52′ 16″					363.125	1.490	H27.9.11	H25.3.22	テレメータ	公表
北上川	尿前川	尿前	北上川ダム統合管理事務所	奥州市 胆沢若柳字横岳前山1の1（横岳前山国有林120林班は小班）		39° 8′ 03″	140° 54′ 35″					360.937	1.79	R1.10.4	H25.3.22	テレメータ	公表
北上川	前川	前川	北上川ダム統合管理事務所	奥州市 胆沢若柳字大平野1-104		39° 4′ 36″	140° 51′ 50″					361.419	3.900	H27.9.11	H25.3.22	テレメータ	公表
北上川	衣川	川西橋	岩手河川国道事務所	奥州市 衣川東裏	川西橋下流約100m	39° 0′ 57.2″	141° 5′ 26.6″	2.10 3.40	3.00 4.80	3.00 6.40	3.70 7.20	34.150	5.260	H27.7.11	S40.5.1	テレメータ	公表、通報
北上川	人首川	岩谷堂	岩手河川国道事務所	奥州市 豊田町3丁目	下の橋下流30m	39° 11′ 10.0″	141° 10′ 54.2″					37.046	2.850	H14.7.11	S47.1.1	テレメータ	公表
北上川	人首川	鳴瀬橋	県南広域振興局土木部	奥州市 江刺米里字八幡72-1	鳴瀬橋	39° 14′ 1″	141° 18′ 38″	1.30	1.80	2.60	2.80	164.200	2.500	S25.8.4		テレメータ	公表、通報
北上川	広瀬川	岩瀬橋	岩手河川国道事務所	奥州市 江刺岩谷堂字根岸	岩瀬橋下流50m	39° 12′ 18.2″	141° 9′ 34.2″	2.20	3.00			39.963	4.670	S41.6.29	S40.5.1	テレメータ	公表
北上川	伊手川	田原	県南広域振興局土木部	奥州市 江刺藤里字砂子田51-2		39° 11′ 5″	141° 13′ 17″									テレメータ	
北上川	白鳥川	白鳥橋	県南広域振興局土木部	奥州市 前沢字川内24-1	白鳥橋	39° 2′ 11″	141° 7′ 6″	1.50	2.00			24.820	2.100	S28.7.23		テレメータ	公表、通報
北上川	衣川	西窪橋	県南広域振興局土木部	奥州市 衣川西窪126-1	西窪橋	39° 4′ 41″	141° 0′ 7″								R7.3.1	テレメータ	公表

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<一関土木センター管内>																	
北上川	北上川	狐禅寺(国)	岩手河川国道事務所	一関市 狐禅寺字舞台	千歳橋上流	38° 56′ 54.3″	141° 10′ 15.3″	5.00	7.00	16.80	17.10	10.212	16.890	S22.9.16	S24.12.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	北上川	相川	岩手河川国道事務所	一関市 舞川字河賀慶 82-3	千歳橋下流	38° 57′ 2.5″	141° 11′ 26″	5.00	6.70			9.127	13.77	H14.7.11	S28.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	通報
北上川	北上川	箱石	岩手河川国道事務所	平泉町 長島沢口 25-2		39° 1′ 12.4″	141° 8′ 8.8″	5.00				16.550	8.06	S56.8.23	S36.2.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	北上川	高館	岩手河川国道事務所	平泉町 平泉伽羅楽		38° 59′ 29.4″	141° 7′ 26.6″					12.733	9.19	R2.7.28	H20.3.12	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	北上川	諏訪前	岩手河川国道事務所	一関市 川崎町薄衣字諏訪前2番の1		38° 53′ 57.6″	141° 15′ 47.6″	4.00	5.50	8.60	8.80	7.733	14.500	S23.9.17	S37.1.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	磐井川	釣山	岩手河川国道事務所	一関市 字釣山	一関市上の橋	38° 55′ 38.8″	141° 7′ 42″	1.80	2.60	5.90	6.50	20.280	8.000	S23.9.16	S24.3.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	磐井川	五串	岩手河川国道事務所	一関市 厳美町字沖野々146-4	御覧場橋	38° 56′ 34.9″	141° 3′ 5.5″	1.70				59.540	5.90	S54.10.19	S41.4.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	通報
北上川	夏川	太田沼	一関土木センター	一関市 花泉町永井字鞍懸山202	太田沼排水樋管	38° 45′ 16″	141° 12′ 38″	3.00	4.00			5.270	7.200	S23.9.16	不明	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	吸川	吸川	一関土木センター	一関市 宮坂町49	新吸川橋	38° 55′ 20″	141° 8′ 3″	1.00	1.20			21.070	3.700	S23.9.16	S41.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	金流川	老松橋	一関土木センター	一関市 花泉町老松字水沢193	老松橋	38° 49′ 58″	141° 11′ 18″	2.60	3.50			19.913	3.520	R1.10.13	S38.3.31	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	夏川	小谷地	宮城県東部土木事務所登米地域事務所	宮城県登米市 登米市石越町小谷地	小谷地橋右岸上流	38° 46′ 54″	141° 12′ 17″	2.60	3.20	3.80	4.20					ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	夏川	舟場	宮城県東部土木事務所登米地域事務所	宮城県登米市 登米市石越町東郷字千貫巻	舟場橋右岸下流	38° 45′ 54″	141° 12′ 24″									ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	迫川	佐沼	宮城県東部土木事務所登米地域事務所	宮城県登米市 登米市迫町佐沼字錦	錦橋右岸下流	38° 41′ 20″	141° 11′ 51″	3.60	4.20	4.30	4.70					ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	徳沢川	徳沢川樋門(外)	一関土木センター	平泉町 平泉町平泉字坂下	徳沢川樋門	39° 0′ 20″	141° 6′ 38″								H27.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	徳沢川	徳沢川樋門(内)	一関土木センター	平泉町 平泉町平泉字坂下	徳沢川樋門	38° 41′ 20″	141° 6′ 38″								H27.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<千厩土木センター管内>																	
北上川	北上川	七日町	岩手河川国道事務所	一関市 藤沢町黄海字天沼	北上川橋	38° 50′ 36.1″	141° 15′ 48.1″	4.80	5.70			6.402	11.00	H14.7.12	S27.9.8	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	千厩川	矢作	岩手河川国道事務所	一関市 川崎町薄衣字御手洗		38° 53′ 45.9″	141° 17′ 25.1″	3.20	4.50			12.755	6.31	H14.7.11	S27.10.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	千厩川	千厩（内水）	岩手河川国道事務所	一関市 川崎町薄衣字古館１６番２	北上大橋下流約400m	38° 53′ 45.9″	141° 16′ 9″						17.190	S54.8.4	S48.3.25	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	千厩川	千厩（外水）	岩手河川国道事務所	一関市 川崎町薄衣字古館１６番２	北上大橋下流約400m	38° 53′ 46.2″	141° 16′ 7.2″						17.490	S54.8.7	S48.3.25	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	千厩川	天海	千厩土木センター	一関市 千厩町奥玉				0.90	1.40			191.040			H4.4.1	自記	
北上川	千厩川	神ノ田	千厩土木センター	一関市 千厩町千厩字神ノ田地内	梅田橋	38° 54′ 55″	141° 19′ 41″	1.60	3.30	3.30	4.30	73.950			H8.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	千厩川	宮田	千厩土木センター	一関市 千厩町千厩字宮田9-2	宮田橋										H24.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	
北上川	黄海川	西口	岩手河川国道事務所	一関市 藤沢町西口		38° 51′ 40.9″	141° 19′ 11.4″	1.00	2.50			35.687	3.600	H19.6.22	S30.2.1	自記	
北上川	黄海川	黄海	千厩土木センター	一関市 藤沢町黄海字町裏54-1	舘山橋	38° 50′ 52″	141° 17′ 40″	2.00	2.50			15.635			H8.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	砂鉄川	妻神	岩手河川国道事務所	一関市 川崎町門崎字妻神34-4	川崎町門崎橋	38° 50′ 46.2″	141° 17′ 13.6″	3.80	5.60	8.10	8.70	11.909	7.630	H14.7.12	S27.10.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	砂鉄川	十二木橋	岩手河川国道事務所	一関市 東山町松川字野谷起	十二木橋	38° 58′ 33.7″	141° 14′ 24.8″	2.20	3.00	3.70	5.80	18.687	6.130	H25.7.26	H16.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	砂鉄川	長坂	千厩土木センター	一関市 東山町長坂字町376	猩鼻大橋	38° 59′ 33″	141° 15′ 16″					24.138			H21.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	砂鉄川	町裏	千厩土木センター	一関市 東山町長坂字町裏				1.50	2.00			24.138			S12.1	普通	
北上川	砂鉄川	川内	千厩土木センター	一関市 大東町大原字川内	川内橋上流50m	39° 1′ 1″	141° 23′ 54″	1.40	1.70	1.70	2.30	140.311	2.820	S27.8.23	H8.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	興田川	興田	千厩土木センター	一関市 大東町鳥海字鞭柳133-9		39° 3′ 3″	141° 21′ 57″					125.194			H21.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
北上川	山谷川	山谷	千厩土木センター	一関市 東山町田阿津字横沢				2.00	2.50						H3.4.1	自記	
北上川	猿沢川	西本町	千厩土木センター	一関市 東山町長坂字西本町225-5		38° 59′ 48″	141° 15′ 28″	1.30	1.80	2.50	3.40	26.143			H21.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	猿沢川	山崎	千厩土木センター	一関市 大東町猿沢字山崎				1.30	1.80			117.178			S25.6.1	普通	
北上川	曽慶川	摺沢	千厩土木センター	一関市 大東町摺沢字街道下21-24		38° 59′ 48″	141° 19′ 19″	0.80	1.50	1.70	2.50	54.870			H21.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	曽慶川	摺沢	千厩土木センター	一関市 大東町摺沢				1.00	1.50			56.376			S54	普通	
北上川	大平川	細田	千厩土木センター	一関市 藤沢町新沼字細田				1.20	1.70			76.799			S54	普通	
大川	大川	室根	千厩土木センター	一関市 室根町折壁字月山下				0.00	0.50			150.300			S56	普通	
大川	大川	折壁	千厩土木センター	一関市 室根町折壁字宝下20-2	六道橋	38° 56′ 14″	141° 26′ 59″	1.50	2.60	2.60	2.80	145.190			H8.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	砂鉄川	中通川樋門（外）	千厩土木センター	一関市 東山町松川字町裏	中通川樋門	38° 57′ 19″	141° 15′ 9″								H27.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	
北上川	砂鉄川	中通川樋門（内）	千厩土木センター	一関市 東山町松川字町裏	中通川樋門	38° 57′ 19″	141° 15′ 9″								H27.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	
北上川	千厩川	加妻川水門（外）	千厩土木センター	一関市 川崎町薄衣字高舘	加妻川水門	38° 53′ 46″	141° 6′ 38″								H27.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	
北上川	千厩川	加妻川水門（内）	千厩土木センター	一関市 川崎町薄衣字高舘	加妻川水門	38° 53′ 46″	141° 6′ 38″								H27.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	
北上川	砂鉄川	流矢	千厩土木センター	一関市 大東町摺沢字流矢122-3	流矢橋	38° 59′ 40″	141° 18′ 25″					44.800			H26.7	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<大船渡土木センター管内>																	
気仙川	気仙川	舘	大船渡土木センター	陸前高田市 竹駒町字大畑66-3	矢作川合流点下流200m	39° 1′ 56″	141° 36′ 20″	2.90	3.20	3.20	3.60	1.293	5.000	S54.10.19	S57.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
気仙川	気仙川	昭和橋	大船渡土木センター	住田町 世田米字小口洞53-16	昭和橋上流左岸	39° 8′ 33″	141° 34′ 42″	2.10	2.60	2.60	2.90	70.000	4.830	S56.8.23	S63.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
気仙川	気仙川	赤畑	住田整備事務所	住田町 赤畑	美土里橋上流100m左岸							78.160	4.510	H11.7.14	S57.5	自記（デジタル）	
気仙川	気仙川	上有住	大船渡土木センター	住田町 上有住字和田野15-2	神渡橋上流左岸	39° 11′ 39″	141° 36′ 00″					171.622			H25.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
気仙川	大股川	高屋敷	住田整備事務所	住田町 世田米字高屋敷12-1	高屋敷橋上流左岸	39° 8′ 51″	141° 28′ 30″	1.80	2.60	2.90	3.70	222.910	3.390	H14.7.11	S57.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
気仙川	矢作川	味米	大船渡土木センター	陸前高田市 矢作町字元屋敷	下矢作簡易水道脇左岸	39° 1′ 29″	141° 35′ 22″	1.60	2.10	2.60	3.10	7.700	3.000	H25.7.26		ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
綾里川	綾里川	野形橋	大船渡土木センター（綾里川ダム）	大船渡市 三陸町綾里	野形中の橋上流右岸								0.850	H12.7.8	S61.2	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
綾里川	綾里川	綾里川ダム	大船渡土木センター（綾里川ダム）	大船渡市 三陸町綾里字坂本86	綾里川ダム	39° 3′ 44.3″	141° 46′ 42″					91.60	109.29	H14.7.11	H12.1.14	ﾃﾚﾒｰﾀ	ダム水位、公表
浦浜川	浦浜川	越喜来橋	大船渡土木センター	大船渡市 三陸町越喜来前田33-6	越喜来橋上流左岸	39° 6′ 57″	141° 48′ 48″					3.220			H30.3.7	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
吉浜川	吉浜川	中井	大船渡土木センター	大船渡市 三陸町中井	三鉄吉浜川橋梁上流左岸			2.00	2.50			21.240			S59.4.1	普通	
盛川	盛川	権現堂橋	大船渡土木センター	大船渡市 盛町字権現堂16-1	権現堂橋下流右岸	39° 5′ 29″	141° 42′ 23″	1.10	1.50	1.50	1.60	6.000			S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
盛川	盛川	中井大橋	大船渡土木センター（鷹生ダム）	大船渡市 盛町字土手下	中井大橋上流右岸	39° 5′ 25″	141° 42′ 32″					1.380			H17.4.25	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
盛川	鷹生川	鷹生ダム	大船渡土木センター（鷹生ダム）	大船渡市 日頃市町字上甲子11-16	鷹生ダム	39° 9′ 19.4″	141° 42′ 7.3″					246.00	266.70	H24.5.4	H17.4.28	ﾃﾚﾒｰﾀ	ダム水位、公表
須崎川	須崎川	明神前	大船渡土木センター	大船渡市 大船渡町字明神前158	田中橋上流左岸	39° 3′ 32″	141° 42′ 54″					6.800				ﾃﾚﾒｰﾀ	公表

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<遠野土木センター管内>																	
北上川	猿ヶ石川	沢田橋	遠野土木センター	遠野市 宮守町下鱒沢16-12	沢田橋	39° 18′	141° 24′ 10″	2.00	2.50			217.969	6.200	S23.9.16	S8.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	猿ヶ石川	二日町	北上川ダム統合管理事務所	遠野市 綾織町下綾織31-70		39° 19′ 1″	141° 27′ 39″	2.50	3.50			233.465	4.610	H28.8.30	S27.11.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	猿ヶ石川	松崎	北上川ダム統合管理事務所	遠野市 松崎町駒木19地割松木田38-2		39° 21′ 34″	141° 32′ 59″	2.50	3.00			263.888	2.950	S56.8.23	S28.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	猿ヶ石川	駒木	遠野土木センター	遠野市 松崎町松崎第6地割		39° 21′ 52″	141° 33′	1.30	1.70	2.70	3.20	265.550	2.950	S56.8.23	H11.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	小友川	小友川	北上川ダム統合管理事務所	遠野市 宮守町下鱒沢29-80		39° 17′ 50″	141° 22′ 52″	1.00	2.00			214.453	2.480	S56.10.16	S38.4.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	達曽部川	鋳物橋	遠野市	遠野市 宮守町達曽部	鋳物橋	39° 22′ 39″	141° 20′ 18″	1.00	1.50							普通	
北上川	宿川	立川橋	遠野市	遠野市 宮守町達曽部	立川橋	39° 22′ 54″	141° 20′ 24″	1.00	1.50							普通	
北上川	来内川	東舘	遠野土木センター（遠野ダム・遠野第二ダム）	遠野市 東舘町100-2		39° 19′ 42″	141° 31′ 42″	1.00	1.70			260.823	2.500	S56.8.23	S30.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	来内川	遠野ダム（栃洞）	遠野土木センター（遠野ダム・遠野第二ダム）	遠野市 遠野町32地割105-17		39° 18′ 21″	141° 32′								S58.2	ﾃﾚﾒｰﾀ	ダム水位、公表
北上川	来内川	遠野第二ダム	遠野土木センター（遠野第二ダム）	遠野市 遠野町30地割九重沢32-2		39° 19′ 41″	141° 31′ 23″								H22.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	ダム水位、公表
北上川	小鳥瀬川	福泉寺橋	遠野土木センター	遠野市 土淵町字土淵6地割		39° 21′ 29″	141° 34′ 1″	0.20	0.90	1.40	1.90	274.250	3.000	S23.9.16	不明	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
北上川	早瀬川	上早瀬橋（早瀬橋）	遠野土木センター	遠野市 松崎町白岩16-41	上早瀬橋	39° 20′ 7″	141° 32′ 15″	1.30	2.00	2.90	3.20	268.165	4.900	S23.9.16	S8.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	量水標0点高(TP高)(m)	既往最大水位(m)	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<沿岸広域振興局土木部管内>																	
甲子川	甲子川	礼ヶ口	沿岸広域振興局土木部(日向ダム)	釜石市 礼ヶ口町	礼ヶ口橋下流100m	39° 15′ 49″	141° 50′ 51″	1.8	2.4	2.5	2.7	9.650	3.600	H14.7.11	S56.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
甲子川	甲子川	大渡橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 鈴子町	大渡橋上流右岸20m	39° 16′ 22″	141° 52′ 29″					0.200	2.250	H22.12.22	H21.3	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
甲子川	甲子川	大渡橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 大渡町	大渡橋	39° 16′ 21″	141° 52′ 31″								H30.2	普通	
甲子川	甲子川	五ノ橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 鈴子町	五ノ橋	39° 16′ 06″	141° 52′ 01″					4.550				普通	
甲子川	甲子川	大畑橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 甲子町	大畑橋	39° 15′ 09″	141° 47′ 05″								H30.2	普通	
甲子川	小川川	小川	沿岸広域振興局土木部	釜石市 桜木町	山神社隣接	39° 16′ 02″	141° 50′ 18″					17.134			H26.12.20	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
甲子川	小川川	日向ダム	沿岸広域振興局土木部(日向ダム)	釜石市 釜石市甲子町字日向	日向ダム	39° 29′ 25″	141° 79′ 73″					112	149.86	H11.7.14	H9.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	ダム水位、公表
鵜住居川	鵜住居川	大浜渡橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 鵜住居町	大浜渡橋	39° 19′ 43″	141° 53′ 22″					-0.460	4.200	H14.7.11	S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
鵜住居川	鵜住居川	日ノ神橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 鵜住居町	日ノ神橋	39° 20′ 09″	141° 52′ 08″	2.3	2.8	2.8	3.5	4.100	4.670	H28.8.30	H26.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
鵜住居川	鵜住居川	道々橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 栗林町	道々橋	39° 20′ 40″	141° 49′ 37″								H30.2	普通	
鵜住居川	鵜住居川	荻ノ洞橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 橋野町	荻ノ洞橋	39° 21′ 35″	141° 45′ 46″								H30.2	普通	
鵜住居川	長内川	長内橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 鵜住居町	長内橋	39° 19′ 24″	141° 53′ 04″	0.70	1.20			4.114	2.000	S54.10.19	S45.4	普通	
大槌川	大槌川	大槌橋	沿岸広域振興局土木部	大槌町 末広町	大槌橋	39° 21′ 47″	141° 54′ 11″					1.550	3.150	H14.7.11	S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
大槌川	大槌川	屋敷前	沿岸広域振興局土木部	大槌町 大槌	大槌消防署前	39° 22′ 00″	141° 53′ 51″	1.4	1.9	2.5	2.9	1.373	3.390	H28.8.30	H26.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
小鎚川	小鎚川	桜木町	沿岸広域振興局土木部	大槌町 桜木町	古廟大橋上流800m	39° 21′ 16″	141° 53′ 26″									普通	
小鎚川	小鎚川	蕨打直	沿岸広域振興局土木部	大槌町 小鎚	蕨打直橋下流左岸30m	39° 22′ 43″	141° 50′ 53″	1.5	1.9	2.1	2.3	28.950	2.830	H28.8.30	H20.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
熊野川	熊野川	下荒川橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 唐丹町下荒川	下荒川橋	39° 11′ 20″	141° 51′ 43″	1.00	2.00			4.870	1.600	H14.7.11	S62.4.1	普通	
熊野川	熊野川	郷六橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 唐丹町荒川	郷六橋	39° 11′ 36″	141° 50′ 37″								H30.2	普通	
片岸川	片岸川	片岸橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 唐丹町片岸	片岸橋	39° 11′ 57″	141° 52′ 00″	1.00	2.00			-0.218	2.330	S23.9.16	S43.11	普通	
片岸川	片岸川	川目橋	沿岸広域振興局土木部	釜石市 唐丹町片岸	川目橋	39° 12′ 27″	141° 51′ 09″								H30.2	普通	

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<宮古土木センター管内>																	
閉伊川	閉伊川	千徳	宮古土木センター	宮古市 田鎖12地割	花輪橋	39° 37′ 49″	141° 54′ 42″	2.50	3.10	3.70	3.90	5.285	4.300	S23.9.16	S20.3.30	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
閉伊川	閉伊川	茂市	宮古土木センター	宮古市 茂市第9地割字太長根126-2	刈屋川合流点下流150m	39° 37′ 10″	141° 48′ 23″	1.00	1.50			44.430	5.650	S23.9.16	S26.7.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
閉伊川	閉伊川	川井	宮古土木センター	宮古市 大字川井字上川井第1地割180-1	川井大橋上流50m	39° 35′ 55″	141° 40′ 49″	1.40	2.00	2.40	2.90	177.600	4.800	S23.9.16	S24.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
閉伊川	閉伊川	箱石	宮古土木センター	宮古市 箱石				1.00	1.50			232.670	4.800	S23.9.16	S26.8.1	普通	
閉伊川	長沢川	田鎖橋	宮古土木センター	宮古市 田鎖第5地割88番地	田鎖橋	39° 37′ 00″	141° 54′ 19″	1.20	2.20	2.70	3.40	5.963		H28.8.31	H29.9.21	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
閉伊川	刈屋川	繁の木橋	宮古土木センター	宮古市 茂市第1地割124番地2	繁の木橋	39° 37′ 45″	141° 47′ 11″	1.70	2.70	4.30	4.70	56.330		H28.8.31	H29.9.21	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
津軽石川	津軽石川	新町	宮古土木センター	宮古市 津軽石第9地割字吉原56-1	駒形橋下流300m	39° 34′ 57″	141° 56′ 23″	2.10	2.70	2.70	3.00	3.000	4.970	R1.10.13	S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
関口川	関口川	山田	宮古土木センター	山田町 山田第13地割		39° 28′ 28″	141° 57′ 4″	0.90	1.20	1.20	1.40	0.650			S60.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
織笠川	織笠川	織笠	宮古土木センター	山田町 織笠				1.10	1.60			0.220			S60.4.1	普通	
田代川	田代川	田老橋	宮古土木センター	宮古市 田老字古田	田老橋	39° 72′ 68″	141° 96′ 36″					2.063			R7.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表。通報

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<岩泉土木センター管内>																	
小本川	小本川	赤鹿	岩泉土木センター	岩泉町 赤鹿	赤鹿橋上流左岸	39° 50′ 38.7″	141° 53′ 49.6″	2..5	3.10	3.30	3.80	1.420		H28.8.30	H19.1.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報 R5.4河川改修に伴い移設
安家川	安家川	松林	岩泉土木センター	岩泉町 松林	安家橋上流左岸	39° 59′ 7.05″	141° 43′ 0.88″	1.80	2.90	3.00	3.50	272.583	5.250	H28.8.30	H24.2	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報 R4.3に日陰から松林へ移設
小本川	松前川	松前川	岩泉土木センター	田野畑村 島越	清流橋下流右岸	39° 54′ 54″	141° 55′ 42″							H23.10.5	H23.10	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
小本川	小本川	穴沢	岩泉土木センター	岩泉町 穴沢	穴沢橋下流右岸	39° 51′ 30″	141° 40′ 25″					236.460	2.010	H30.10.1	H30.3.22	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
小本川	大川	下町	岩泉土木センター	岩泉町 大川字下町	下町大橋	39° 48′ 08″	141° 39′ 34″							R3.3	R3.3	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
普代川	普代川	子木地	岩泉土木センター	田野畑村 子木地	甲地橋	39° 56′ 01″	141° 49′ 22″							R3.3	R3.3	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
小本川	小本川	岩泉橋	岩泉土木センター	岩泉町 岩泉土橋	岩泉橋上流230m左岸	39° 50′ 50″	141° 47′ 03″							R6.5	R6.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
小本川	小本川	長内川樋門（外）	岩泉土木センター	岩泉町 岩泉土橋	岩泉橋上流230m左岸	39° 50′ 27″	141° 57′ 03″							R6.5	R6.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
長内川	長内川	長内川樋門（内）	岩泉土木センター	岩泉町 岩泉土橋	岩泉橋上流230m左岸	39° 50′ 50″	141° 47′ 03″							R6.5	R6.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	量水標0点高(TP高)(m)	既往最大水位(m)	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<県北広域振興局土木部管内>																	
久慈川	久慈川	八日町	県北広域振興局土木部	久慈市 久慈八日町		40° 11′ 30″	141° 45′ 51″	1.30	1.90			1.200	4.230	H18.10.7	S61.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
久慈川	久慈川	生出町	県北広域振興局土木部	久慈市 大川目町第2地割18-12		40° 11′ 23″	141° 44′ 14″	1.60	2.30	3.10	3.40	6.673			S61.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
久慈川	長内川	長内橋	県北広域振興局土木部	久慈市 長内町		40° 11′ 33″	141° 46′ 15″	2.90	3.50	3.60	4.00	1.450	5.100	H28.8.30	S50.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
久慈川	長内川	滝ダム	滝ダム管理事務所	久慈市 小久慈町1-35-23		40° 9′ 8″	141° 43′ 46″								S57.2	ﾃﾚﾒｰﾀ	ダム水位、公表
久慈川	長内川	下戸鎖	滝ダム管理事務所	久慈市 山根町字下戸鎖第6地割105の1		40° 5′ 29″	141° 42′ 12″								S57.2	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
久慈川	夏井川	夏井	県北広域振興局土木部	久慈市 夏井町大崎第8地割18		40° 12′ 49″	141° 47′ 20″	1.40	1.90	1.90	2.20	4.700	3.780	R1.10.13	H5.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
久慈川	久慈川	山形	県北広域振興局土木部	久慈市 山形町川井第8地割		40° 09′ 06″	141° 34′ 27″					267.800			R2.4	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
宇部川	宇部川	旭町	県北広域振興局土木部	野田村				1.50	2.00			2.440				普通	
宇部川	宇部川	宇部	県北広域振興局土木部	久慈市　宇部町字第８地割12		40° 7′ 49″	141° 47′ 22″	1.20	1.70	1.80	2.00			R6.5	R6.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
		野田	県北広域振興局土木部	野田村　野田第27地割		40° 6′ 47″	141° 48′ 59″	1.30	2.20	3.20	3.70	3.010	4.310	R1.10.13	H22.8.9	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
日野沢川	日野沢川	日野沢	県北広域振興局土木部	久慈市 山形町日野沢											S57.4	自記(デジタル)	
普代川	普代川	普代川	県北広域振興局土木部	普代村 普代		40° 0′ 16″	141° 25′ 20″	1.20	1.50	1.50	1.90	5.260			S63.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
有家川	有家川	荻の渡	県北広域振興局土木部	洋野町 大野第39地割ツツチ		40° 18′ 13″	141° 56′ 23″	1.50	2.50			169.760			S61.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
有家川	大野川	大野	県北広域振興局土木部	洋野町 大野第8地割58-1		40° 16′ 58″	141° 37′ 39″					205.530			S61.5	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
川尻川	川尻川	種市	県北広域振興局土木部	洋野町 種市地内		40° 24′ 04″	141° 40′ 02″									ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報

水系名	河川名	観測所名	所管	所在地	設置場所	緯度	経度	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	量水標0点高（TP高）（m）	既往最大水位（m）	起因年月日	観測開始年月日	観測方式	備考
<二戸土木センター管内>																	
馬淵川	馬淵川	石切所	青森河川国道事務所	二戸市 石切所字船場19-1	川原橋下流100m	40° 15′ 35″	141° 17′ 26″	1.80	2.60	2.70	3.00	89.080	5.410	H25.9.16	H20.4.8	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
馬淵川	安比川	似鳥	青森河川国道事務所	二戸市 似鳥字沖野	似鳥橋	40° 14′ 15″	141° 14′ 00″					130.900	5.020	H25.9.16	S43.12	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
馬淵川	馬淵川	岩根橋	二戸土木センター	一戸町 西法寺字関屋62-1	岩根橋	40° 12′ 00″	141° 17′ 58″	1.20	1.80	1.80	2.00		3.420	H23.9.22	H20.7.25	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
馬淵川	安比川	中央橋	二戸土木センター	二戸市 浄法寺町名越7-4	中央橋	40° 11′ 30″	141° 10′ 16″	2.00	2.60	2.60	3.30		5.520	H25.9.16	H11.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
馬淵川	平糠川	平糠橋	二戸土木センター	一戸町 平糠字東64-9	平糠橋	40° 6′ 44″	141° 18′ 56″	2.00	3.00				2.500	H25.9.16	H11.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
新井田川	瀬月内川	瀬月内橋	二戸土木センター	軽米町 大字高家第7地割字柏木田1-1	瀬月内橋	40° 20′ 36″	141° 25′ 22″	1.20	1.50			124.370	2.780	H11.10.28	S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報（青森県高家水位観測所）
新井田川	瀬月内川	高家	青森県三八地域県民局地域整備部	軽米町 大字高家第7地割字柏木田31-2	瀬月内橋	40° 20′ 34″	141° 25′ 21″	1.20	1.50				2.780	H11.10.28	S56.7.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
新井田川	瀬月内川	沢田橋	二戸土木センター	九戸村 大字伊保内第23地割字五ノ八景1	沢田橋	40° 12′ 26″	141° 25′ 20″	1.00	1.40	1.50	1.80	227.150	2.380	H18.10.7	S62.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報
新井田川	雪谷川	駒木	青森県三八地域県民局地域整備部	軽米町 大字上舘第20地割字横井内86-1地先	駒木橋	40° 20′ 47″	141° 27′ 45″						3.870	H23.9.22	H15.2.20	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表
新井田川	雪谷川	昭和橋	二戸土木センター	軽米町 大字上舘第15地割240-25	昭和橋	40° 19′ 20″	141° 29′ 59″	1.70	2.30	3.40	3.50	144.120	1.900	R1.10.13	H19.4.1	ﾃﾚﾒｰﾀ	公表、通報

図表5-5(総括表)　危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧(岩手県管理分)

公所・市町村名	河川数	設置箇所数
盛岡広域振興局土木部管内	28	30
盛岡市	10	11
滝沢市	2	2
雫石町	6	6
紫波町	5	6
矢巾町	5	5
岩手土木センター管内	20	28
八幡平市	15	17
葛巻町	3	6
岩手町	2	5
花巻土木センター管内	25	29
花巻市	25	29
北上土木センター管内	18	21
北上市	7	7
西和賀町	12	14
県南広域振興局土木部管内	20	30
奥州市	16	23
金ヶ崎町	4	7
一関土木センター管内	21	26
一関市	18	23
平泉町	3	3
千厩土木センター管内	13	16
一関市	13	16
大船渡土木センター管内	21	23
大船渡市	11	11
陸前高田市	6	6
住田町	5	6
遠野土木センター管内	20	22
遠野市	20	22
沿岸広域振興局土木部管内	10	10
釜石市	8	8
大槌町	2	2
宮古土木センター管内	21	25
宮古市	16	20
山田町	5	5

公所・市町村名	河川数	設置箇所数
岩泉土木センター管内	9	10
岩泉町	4	5
田野畑村	5	5
県北広域振興局土木部	25	30
久慈市	16	19
普代村	1	2
野田村	5	5
洋野町	3	4
二戸土木センター管内	17	28
二戸市	7	10
軽米町	4	5
九戸村	2	3
一戸町	7	10
計	※263河川	328基

※河川数の計は、重複を除いたものであること。

図表5-5(管内別)　危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<盛岡広域振興局土木部管内>								
盛岡市	北上川水系	大沢川	峰崎橋	岩手県	盛岡市乙部	39.638	141.195	
	北上川水系	南川	権現堂2号線橋梁	岩手県	盛岡市三本柳6地割	39.659	141.167	
	北上川水系	新川	新川橋	岩手県	盛岡市東仙北	39.675	141.160	
	北上川水系	根田茂川	築場橋	岩手県	右岸:盛岡市根田茂第5地割　左岸:盛岡市根田茂第4地割	39.628	141.295	
	北上川水系	中津川	小貝沢橋	岩手県	盛岡市新庄小貝沢	39.706	141.275	
	北上川水系	米内川	畑井野橋	岩手県	盛岡市上米内字畑井野	39.748	141.212	
	北上川水系	生出川	たためき橋	岩手県	盛岡市下田字石羽根	39.851	141.144	
	北上川水系	生出川	柴沢下田1号橋	岩手県	盛岡市下田字頭無	39.846	141.158	
	北上川水系	丹藤川	大沼線2号橋	岩手県	盛岡市藪川字橋場	39.836	141.404	
	北上川水系	末崎川	町村橋	岩手県	盛岡市藪川	39.849	141.450	
	北上川水系	乙部川	草志田橋	岩手県	盛岡市乙部	39.607	141.208	
	計	10 河川		11 基				
滝沢市	北上川水系	諸葛川	牧野橋	岩手県	滝沢市牧野林	39.754	141.101	
	北上川水系	木賊川分水路	厨川駅滝沢元村線1号橋	岩手県	右岸:滝沢市牧野林　左岸:滝沢市穴口	39.751	141.113	
	計	2 河川		2 基				
雫石町	北上川水系	雫石川	小赤沢橋	岩手県	岩手郡雫石町大字橋場第4地割字安栖野	39.690	140.895	
	北上川水系	南川	大村橋	岩手県	右岸:岩手郡雫石町大村　左岸:岩手郡雫石町馬場	39.594	140.919	
	北上川水系	矢櫃川	栃ケ沢橋	岩手県	岩手郡雫石町西安庭栃ケ沢	39.639	140.998	
	北上川水系	外桝沢川	外桝沢橋	岩手県	岩手郡雫石町外枡沢	39.629	140.970	
	北上川水系	鶯宿川	皇軍橋	岩手県	岩手郡雫石町鶯宿	39.640	140.926	
	北上川水系	平出川	大宮橋	岩手県	岩手郡雫石町西根	39.734	140.943	
	計	6 河川		6 基				
紫波町	北上川水系	滝名川	廿越橋	岩手県	右岸:紫波郡紫波町犬渕　左岸:紫波郡紫波町南日詰	39.521	141.174	
	北上川水系	黒沢川	四ツ屋橋	岩手県	紫波郡紫波町片寄新田	39.521	141.140	
	北上川水系	赤沢川	赤沢橋	岩手県	紫波郡紫波町赤沢	39.540	141.218	
	北上川水系	天王川	十二橋	岩手県	紫波郡紫波町東長岡	39.587	141.193	
	北上川水系	彦部川	機織橋	岩手県	紫波郡紫波町彦部	39.522	141.201	
	北上川水系	彦部川	神田橋	岩手県	紫波郡紫波町左比内	39.497	141.236	
	計	5 河川		6 基				
矢巾町	北上川水系	岩崎川	落合橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町北郡山　左岸:紫波郡矢巾町東徳田	39.601	141.161	
	北上川水系	太田川	大畑橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町太田　左岸:紫波郡矢巾町室岡	39.586	141.126	
	北上川水系	芋沢川	矢次大橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町又兵工新田　左岸:紫波郡矢巾町北矢幅	39.627	141.141	
	北上川水系	大白沢川	並柳橋	岩手県	右岸:紫波郡矢巾町北郡山　左岸:紫波郡矢巾町東徳田	39.603	141.127	
	北上川水系	見前川	島橋	岩手県	紫波郡矢巾町大字高田第1地割	39.632	141.162	
	計	5 河川		5 基				
合計		27 河川		29 基				

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<岩手土木センター管内>								
八幡平市	北上川水系	松川	刈屋橋	岩手県	八幡平市松尾寄木第13地割	39.912	141.005	
	北上川水系	赤川	赤川橋	岩手県	八幡平市松尾	39.962	141.063	
	北上川水系	赤川	渋川橋	岩手県	八幡平市大更第30地割	39.925	141.129	
	北上川水系	松川	山後橋(松川)	岩手県	八幡平市大更第13地割	39.901	141.119	
	北上川水系	涼川	上野口橋	岩手県	八幡平市西根寺田	39.995	141.109	
	北上川水系	長川	時森橋	岩手県	右岸:八幡平市松尾第4地割　左岸:八幡平市松尾第3地割	39.967	141.045	
	北上川水系	北ノ又川	北ノ又橋	岩手県	八幡平市松尾寄木	39.907	140.964	
	米代川水系	米代川	田山橋	岩手県	八幡平市亦戸川原	40.138	140.947	
	米代川水系	兄川	兄川橋	岩手県	八幡平市館市	40.108	140.889	
	米代川水系	瀬の沢川	大原橋	岩手県	八幡平市雀長根	40.154	140.933	
	米代川水系	矢神川	矢神丑山橋	岩手県	八幡平市安代町字丑山	40.135	140.955	
	米代川水系	大又沢川	兄畑橋	岩手県	八幡平市沖の平	40.116	140.881	
	米代川水系	根石川	平又橋(米代川)	岩手県	八幡平市平又	40.168	140.960	
	馬淵川水系	安比川	黒沢橋	岩手県	右岸:八幡平市赤坂田　左岸:八幡平市黒沢	40.046	140.998	
	馬淵川水系	鍋越川	荒川橋	岩手県	八幡平市細野	40.034	140.970	
	馬淵川水系	打田内川	曲田1号橋	岩手県	八幡平市小柳田	40.109	141.039	
	馬淵川水系	黒沢川	中豊畑橋	岩手県	八幡平市細野	40.022	140.979	
	計		15 河川		17 基			
葛巻町	馬淵川水系	馬淵川	山王橋	岩手県	岩手郡葛巻町滝沢	39.964	141.513	
	馬淵川水系	馬淵川	触沢橋	岩手県	岩手郡葛巻町田部触沢	40.092	141.398	
	馬淵川水系	元町川	岩瀬張橋	岩手県	岩手郡葛巻町葛巻岩瀬張	40.049	141.467	
	馬淵川水系	山形川	愛羅瀬橋	岩手県	岩手郡葛巻町葛巻	39.980	141.412	
	馬淵川水系	山形川	五葉窪橋	岩手県	岩手郡葛巻町葛巻五葉窪	40.045	141.402	
	馬淵川水系	山形川	荒谷大橋	岩手県	岩手郡葛巻町葛巻荒谷	39.970	141.401	
	計		3 河川		6 基			
岩手町	北上川水系	北上川	川原木橋	岩手県	岩手町大字沼宮内字川原木	39.998	141.233	
	北上川水系	北上川	五日市橋	岩手県	岩手町大字五日市	39.975	141.224	
	北上川水系	丹藤川	大渡橋	岩手県	岩手町川口第28地割桜	39.903	141.301	
	北上川水系	北上川	川口北大橋上流右岸(町道敷地内)	岩手県	岩手郡岩手町子抱第10地割	39.929	141.195	
	北上川水系	丹藤川	観音橋	岩手県	岩手郡岩手町川口	39.932	141.210	
	計		2 河川		5 基			
合計			20 河川		28 基			

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<花巻土木センター管内>								
花巻市	北上川水系	豊沢川	大久保橋	岩手県	花巻市下シ沢	39.439	141.012	
	北上川水系	大堰川	南川原上の橋	岩手県	花巻市南川原町	39.384	141.115	
	北上川水系	寒沢川	横湯橋	岩手県	花巻市太田	39.378	141.007	
	北上川水系	瀬ノ沢川	南山口橋	岩手県	右岸:花巻市太田第11地割　左岸:花巻市太田第5地割	39.386	141.017	
	北上川水系	三ツ沢川	三ツ沢橋	岩手県	花巻市太田	39.393	141.027	
	北上川水系	瀬川	寺坂橋	岩手県	右岸:花巻市湯本　左岸:花巻市台	39.443	141.074	
	北上川水系	枇杷沢川	鳥海橋	岩手県	右岸:花巻市下幅　左岸:　花巻市浅沢	39.403	141.116	
	北上川水系	鍋割川	鍋割橋	岩手県	花巻市小瀬川	39.421	141.076	
	北上川水系	毒沢川	田光橋	岩手県	花巻市東和町落合1区	39.374	141.230	
	北上川水系	毒沢川	浮田三の橋	岩手県	花巻市東和町下浮田3区	39.328	141.235	
	北上川水系	滝川	砂子橋	岩手県	花巻市東和町砂子	39.343	141.250	
	北上川水系	幸田川	大橋橋	岩手県	花巻市矢沢第13地割	39.407	141.185	
	北上川水系	添市川	絹川大橋	岩手県	花巻市東和町外谷地3区	39.423	141.207	
	北上川水系	添市川	安倭田橋	岩手県	花巻市東和町南川目	39.404	141.244	
	北上川水系	滝沢川	二ツ森橋	岩手県	花巻市北湯口	39.455	141.123	
	北上川水系	耳取川	野田橋	岩手県	右岸:花巻市石鳥町南寺林　左岸:花巻市石鳥町中寺林	39.462	141.139	
	北上川水系	平滝川	漆原橋	岩手県	花巻市糠塚	39.470	141.116	
	北上川水系	稗貫川	中山橋	岩手県	右岸:花巻市大迫町内川目大又　左岸:花巻市大迫町内川目大谷地	39.539	141.378	
	北上川水系	中居川	柿ノ木橋	岩手県	花巻市大迫町大迫	39.460	141.291	
	北上川水系	中居川	水境橋	岩手県	花巻市大迫町外川目第21地割	39.435	141.307	
	北上川水系	旭の又川	漆山橋	岩手県	右岸:花巻市大迫町外川目栃沢　左岸:花巻市大迫町外川目漆山	39.466	141.363	
	北上川水系	八木巻川	小空蔵橋	岩手県	花巻市大迫町外川目	39.447	141.340	
	北上川水系	小又川	樋の口橋	岩手県	花巻市大迫町内川目	39.505	141.347	
	北上川水系	葛丸川	八日市橋	岩手県	花巻市石鳥谷町北寺林	39.479	141.122	
	北上川水系	葛丸川	一の留橋	岩手県	花巻市石鳥谷町大瀬川	39.503	141.094	
	北上川水系	上口川	上口川橋	岩手県	花巻市石鳥谷町上口	39.501	141.155	
	北上川水系	姉市川	境橋	岩手県	花巻市石鳥谷町	39.505	141.173	
	北上川水系	薬師堂川	物見山2号橋	岩手県	花巻市石鳥谷町好地	39.491	141.140	
	北上川水系	石沢川	熊野橋	岩手県	花巻市石鳥谷町好地	39.498	141.147	
	計		25 河川		29 基			

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<北上土木センター管内>								
北上市	北上川水系	口内川	新橋	岩手県	北上市口内町字荒町5番地	39.296	141.204	
	北上川水系	和賀川	瀬畑橋	岩手県	北上市和賀町字横川目9地割	39.302	140.976	
	北上川水系	鈴鴨川	開拓1号橋	岩手県	北上市和賀町字山口42地割	39.297	140.977	
	北上川水系	尻平川	鳥谷脇橋	岩手県	北上市和賀町第22地割	39.341	140.979	
	北上川水系	本郷川	本郷橋	岩手県	北上市鬼柳町宿	39.270	141.092	
	北上川水系	飯豊川	唐戸崎橋	岩手県	北上市飯豊町字飯豊21地割	39.346	141.099	
	北上川水系	黒沢川	牡丹橋	岩手県	北上市川岸四丁目	39.286	141.130	
	計	7 河川		7 基				
西和賀町	北上川水系	和賀川	桐沢橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字川舟	39.470	140.791	
	北上川水系	和賀川	若畑橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字若畑	39.516	140.831	
	北上川水系	鬼ケ瀬川	中村橋	岩手県	和賀郡西和賀町中村	39.295	140.733	
	北上川水系	左草川	左草橋	岩手県	和賀郡西和賀町下左草78地割	39.343	140.742	
	北上川水系	下前川	臼本橋	岩手県	和賀郡西和賀町下前7地割	39.378	140.721	
	北上川水系	田代川	仁八橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字新町	39.392	140.757	
	北上川水系	本内川	本内橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字前郷	39.404	140.738	
	北上川水系	遠巣谷川	遠巣谷川橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字太田	39.421	140.740	
	北上川水系	松川	松川橋	岩手県	右岸:和賀郡西和賀町沢内字泉沢　左岸:和賀郡西和賀町沢内字猿橋	39.450	140.765	
	北上川水系	七内川	和佐内橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字両沢	39.448	140.788	
	北上川水系	横川	開拓5号橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字貝沢	39.562	140.838	
	北上川水系	和賀川	大荒沢橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字若畑	39.525	140.828	
	北上川水系	小荒沢川	若畑橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字若畑	39.514	140.829	
	北上川水系	長橋川	貝沢橋	岩手県	和賀郡西和賀町沢内字川舟	39.556	140.845	
	計	12 河川		14 基				
合計		18 河川		21 基				

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<県南広域振興局土木部管内>								
奥州市	北上川水系	衣川	豊巻橋	岩手県	奥州市衣川豊巻	39.031	141.070	
	北上川水系	衣川	長袋橋	岩手県	奥州市衣川区長袋	39.080	141.000	
	北上川水系	滝ノ沢川	山口橋	岩手県	奥州市衣川区山口	39.012	141.083	
	北上川水系	南股川	鴻巣橋	岩手県	奥州市衣川区竹の中	39.034	141.056	
	北上川水系	南股川	夏梨橋	岩手県	右岸:奥州市衣川区夏梨　左岸:奥州市衣川区長袋	39.026	141.047	
	北上川水系	天神川	天神橋	岩手県	奥州市水沢区柿姉体	39.113	141.168	
	北上川水系	山内川	黒石寺橋	岩手県	奥州市水沢区黒石町	39.083	141.207	
	北上川水系	太田代川	新まごころ橋	岩手県	奥州市水沢黒石町	39.125	141.188	
	北上川水系	小田代川	十文字橋	岩手県	奥州市水沢羽田町	39.135	141.196	
	北上川水系	人首川	大橋	岩手県	右岸:奥州市江刺川原町　左岸:奥州市江刺南町	39.190	141.181	
	北上川水系	人首川	玉里大橋	岩手県	右岸:奥州市江刺玉里字上上野　左岸:奥州市江刺玉里字青篠	39.227	141.245	
	北上川水系	人首川	鳴瀬橋	岩手県	右岸:奥州市江刺米里字人首町　左岸:奥州市江刺米里字荒田表	39.234	141.311	
	北上川水系	伊手川	森大橋	岩手県	右岸:奥州市水沢羽田町字上川端田　左岸:奥州市水沢羽田町字森	39.151	141.182	
	北上川水系	伊手川	戸隠橋	岩手県	右岸:奥州市江刺伊手字千刈田　左岸:奥州市江刺字芦沢	39.174	141.295	
	北上川水系	荒谷川	新八幡橋	岩手県	奥州市江刺伊手字西風	39.181	141.300	
	北上川水系	広瀬川	天神堂橋	岩手県	右岸:奥州市江刺愛宕字林　左岸:奥州市江刺愛宕字馬場先	39.180	141.150	
	北上川水系	広瀬川	大橋	岩手県	右岸:奥州市江刺梁川字館下　左岸:奥州市江刺梁川字藤渡戸	39.287	141.263	
	北上川水系	口内川	宝岩寺橋	岩手県	奥州市江刺広瀬	39.258	141.203	
	北上川水系	胆沢川	胆沢川橋	岩手県	右岸:奥州市水沢佐倉河　左岸:胆沢郡金ヶ崎町永栄	39.166	141.090	
	北上川水系	胆沢川	高梨橋	岩手県	右岸:胆沢郡金ヶ崎町永栄南下高梨　左岸:奥州市胆沢若柳字尊行	39.148	141.048	
	北上川水系	田谷川	田谷川橋	岩手県	奥州市江刺稲瀬	39.223	141.129	
	北上川水系	岩堰川	目呂木橋	岩手県	奥州市前沢安倍館	39.055	141.142	
	北上川水系	白鳥川	谷記田橋	岩手県	奥州市前沢谷記田	39.030	141.126	
	計	16 河川		23 基				
金ケ崎町	北上川水系	黒沢川	川原田橋	岩手県	胆沢郡金ヶ崎町永栄	39.184	141.105	
	北上川水系	黒沢川	坂水橋	岩手県	胆沢郡金ヶ崎町西根	39.183	141.069	
	北上川水系	永沢川	寺網橋	岩手県	胆沢郡金ヶ崎町永沢字寺綱	39.173	141.076	
	北上川水系	永沢川	向細野橋	岩手県	胆沢郡金ヶ崎町永栄字細野	39.153	140.991	
	北上川水系	宿内川	宿内川橋	岩手県	胆沢郡金ヶ崎町西根字宿内川	39.205	141.112	
	北上川水系	宿内川	久保屋敷橋	岩手県	胆沢郡金ヶ崎町西根字膳棚	39.206	141.095	
	北上川水系	渋川	下渋川橋	岩手県	胆沢郡金ヶ崎町大字三ヶ尻下渋川	39.223	141.104	
	計	4 河川		7 基				
合計		20 河川		30 基				

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<一関土木センター管内>								
一関市	北上川水系	磯田川	沼畑橋	岩手県	右岸:一関市花泉町油島　左岸:一関市花泉町涌津	38.793	141.180	
	北上川水系	磯田川	大石沢橋	岩手県	一関市花泉町油島字上柏木	38.807	141.153	
	北上川水系	上油田川	上油田橋	岩手県	一関市花泉町油島字沼ノ待井	38.817	141.181	
	北上川水系	金流川	日向橋	岩手県	一関市花泉町花泉字中原	38.842	141.135	
	北上川水系	金流川	小沼橋	岩手県	一関市花泉町老松字小沼	38.802	141.232	
	北上川水系	有馬川	金流橋	岩手県	一関市花泉町金沢字南町	38.848	141.171	
	北上川水系	刈生沢川	馬転橋	岩手県	一関市花泉町金沢字竹の中前	38.870	141.196	
	北上川水系	中江川	中江川下ノ橋	岩手県	一関市弥栄字鶴巻	38.883	141.251	
	北上川水系	滝沢川	新桂橋	岩手県	右岸:一関市滝沢字九鬼　左岸:一関市滝沢字館下	38.904	141.179	
	北上川水系	磐井川	新大久保橋	岩手県	一関市赤荻字下袋	38.932	141.085	
	北上川水系	磐井川	新橋	岩手県	一関市厳美町字若井原	38.973	140.940	
	北上川水系	新山川	八幡橋	岩手県	右岸:一関市真柴字川戸　左岸:一関市真柴字八幡	38.900	141.130	
	北上川水系	吸川放水路	呑口部	岩手県	一関市台町	38.915	141.127	
	北上川水系	新山川放水路	呑口部	岩手県	一関市千代田町	38.912	141.131	
	北上川水系	久保川	赤子橋	岩手県	一関市萩荘字境ノ神	38.923	141.091	
	北上川水系	久保川	宇津野橋	岩手県	一関市萩荘字下宇津野	38.936	141.010	
	北上川水系	市野々川	落合橋	岩手県	一関市萩荘字上本郷	38.896	141.011	
	北上川水系	栃倉川	外山橋	岩手県	一関市萩荘字外山	38.913	141.031	
	北上川水系	小猪岡川	大森橋	岩手県	一関市厳美町字大森	38.953	141.002	
	北上川水系	小猪岡川	立石橋	岩手県	一関市厳美町字青笹	38.947	140.927	
	北上川水系	山谷川	栗田橋	岩手県	一関市厳美町字天王	38.974	140.994	
	北上川水系	本寺川	下真坂橋	岩手県	右岸:一関市厳美町字下真坂　左岸:一関市厳美町字若神子	38.973	140.970	
	北上川水系	番台川	洞目木橋	岩手県	一関市舞川字三枚屋敷	38.948	141.216	
	計	18 河川			23 基			
平泉町	北上川水系	太田川	松原橋	岩手県	西磐井郡平泉町平泉	38.973	141.084	
	北上川水系	小金沢川	小金沢橋	岩手県	西磐井郡平泉町平泉字祇園	38.976	141.108	
	北上川水系	戸河内川	沢田前橋	岩手県	西磐井郡平泉町平泉字南郷	38.999	141.086	
	計	3 河川			3 基			
合計		21 河川			26 基			

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<千厩土木センター管内>								
一関市	北上川水系	二股川	神子森橋	岩手県	一関市藤沢町大籠字堂前	38.788	141.423	
	北上川水系	黄海川	二本柳橋	岩手県	一関市藤沢町保呂羽字二本柳	38.845	141.374	
	北上川水系	黄海川	関根橋	岩手県	一関市藤沢町西口字荒巻	38.860	141.325	
	北上川水系	大平川	白幡橋	岩手県	一関市千厩町小梨字小山	38.900	141.363	
	北上川水系	大平川	関田橋	岩手県	一関市藤沢町砂子田字境田	38.888	141.348	
	北上川水系	砂子田川	宇名田橋	岩手県	右岸:一関市藤沢町徳田字曲田　左岸:一関市藤沢町徳田字野岡	38.873	141.363	
	北上川水系	千厩川	深芦前橋	岩手県	右岸:一関市千厩町奥玉字日向　左岸:一関市千厩町奥玉字宿下	38.958	141.376	
	北上川水系	山谷川	横沢橋	岩手県	一関市東山町田河津字横沢	39.034	141.251	
	北上川水系	猿沢川	観福寺橋	岩手県	一関市大東町猿沢字山崎	39.039	141.292	
	北上川水系	曽慶川	田中橋	岩手県	右岸:一関市大東町曽慶字田中　左岸:一関市大東町曽慶字七洞	38.995	141.366	
	北上川水系	興田川	石崎橋	岩手県	一関市大東町中川字中大畑	39.067	141.380	
	北上川水系	興田川	根岸橋	岩手県	一関市大東町中川字上ノ山	39.118	141.385	
	北上川水系	鳥海川	前畑橋	岩手県	一関市大東町鳥海字前畑	39.070	141.354	
	津谷川水系	津谷川	中磯橋	岩手県	一関市室根町津谷川字中磯	38.848	141.427	
	大川水系	大川	上湯舟橋	岩手県	右岸:一関市室根町矢越字湯舟　左岸:一関市室根町矢越字境田	38.913	141.419	
	大川水系	田茂木川	鍛治屋敷橋	岩手県	右岸:一関市室根町折壁字兵沢　左岸:一関市室根町折壁字田茂木	38.948	141.462	
	計	13 河川		16 基				

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<大船渡土木センター管内>								
大船渡市	船河原川水系	船河原川	船河原橋	岩手県	右岸:大船渡市末崎町字石浜　左岸:大船渡市末崎町字船河原	39.026	141.707	
	盛川水系	盛川	長安寺橋	岩手県	右岸:大船渡市日頃市町沼川　左岸:大船渡市日頃市町長安寺	39.105	141.689	
	盛川水系	中井川	中井1号橋	岩手県	右岸:大船渡市猪川町字中井沢　左岸:大船渡市赤崎町字中井	39.091	141.719	
	盛川水系	立根川	上の台橋	岩手県	右岸:大船渡市立根町字関谷　左岸:大船渡市立根町字上ノ台	39.115	141.721	
	盛川水系	鷹生川	五葉橋	岩手県	大船渡市日頃市町字関谷	39.125	141.672	
	後の入川水系	後の入川	後の入橋	岩手県	大船渡市赤崎町字後ノ入	39.072	141.742	
	合足川水系	合足川	滑橋第一橋	岩手県	大船渡市赤崎町合足	39.042	141.767	
	綾里川水系	綾里川	岩崎橋	岩手県	右岸:大船渡市三陸町綾里字岩崎　左岸:大船渡市三陸町綾里字平舘	39.049	141.794	
	甫嶺川水系	甫嶺川	中村橋	岩手県	大船渡市三陸町越喜来東上甫嶺	39.100	141.795	
	泊川水系	泊川	泊橋	岩手県	大船渡市三陸町越喜来	39.110	141.803	
	吉浜川水系	吉浜川	川原橋	岩手県	右岸:大船渡市三陸町吉浜字横石　左岸:大船渡市三陸町吉浜字川原	39.142	141.825	
	計	11 河川		11 基				
陸前高田市	長部川水系	長部川	山岸橋	岩手県	陸前高田市気仙町上長部	38.994	141.611	
	気仙川水系	気仙川	舞出橋	岩手県	右岸:陸前高田市横田町舞出　左岸:陸前高田市横田町南行	38.994	141.611	
	気仙川水系	川原川	中和野第2号橋	岩手県	陸前高田市高田町中和野	39.024	141.635	
	気仙川水系	矢作川	三ノ戸橋	岩手県	陸前高田市矢作町字三ノ戸	39.071	141.508	
	気仙川水系	中平川	中平橋	岩手県	陸前高田市矢作町中平	39.032	141.519	
	浜田川水系	浜田川	高木橋	岩手県	陸前高田市米崎町川向	39.017	141.668	
	計	6 河川		6 基				
住田町	気仙川水系	気仙川	竹ノ原橋	岩手県	気仙郡住田町世田米字向竹ノ原	39.162	141.545	
	気仙川水系	気仙川	土倉橋	岩手県	気仙郡住田町大字上有住字中沢	39.207	141.655	
	気仙川水系	大股川	柏里1号橋	岩手県	気仙郡住田町世田米字下柏里	39.151	141.528	
	気仙川水系	新切川	豆沢橋	岩手県	気仙郡住田町下有住字新切	39.202	141.563	
	気仙川水系	坂本川	蓬畑橋	岩手県	気仙郡住田町上有住字蓬畑	39.214	141.597	
	気仙川水系	中沢川	田中橋	岩手県	気仙郡住田町世田米字日向	39.139	141.586	
	計	5 河川		6 基				
合計		21 河川		23 基				

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<遠野土木センター管内>								
遠野市	北上川水系	猿ヶ石川	愛宕橋	岩手県	遠野市附馬牛町上附馬牛	39.454	141.508	
	北上川水系	猿ヶ石川	安居台橋	岩手県	右岸:遠野市附馬牛町安居台1地割　左岸:遠野市附馬牛町上附馬牛1地割	39.393	141.542	
	北上川水系	達曽部川	小通橋	岩手県	遠野市字達曽部50地割	39.428	141.396	
	北上川水系	達曽部川	鋳物大橋	岩手県	遠野市宮守町達曽部21地割	39.381	141.340	
	北上川水系	宿川	宿下橋	岩手県	右岸:遠野市宮守町達曽部17地割　左岸:遠野市宮守町達曽部14地割	39.394	141.344	
	北上川水系	宮守川	上関谷橋	岩手県	右岸:遠野市宮守町下宮守34地割　左岸:遠野市宮守町下宮守38地割	39.347	141.369	
	北上川水系	小友川	新寺田橋	岩手県	右岸:遠野市小友町43地割十三坊主　左岸:遠野市小友町42地割寺田	39.287	141.458	
	北上川水系	長野川	長野橋	岩手県	右岸:遠野市小友町第30地割字下川原　左岸:遠野市小友町第23地割字上野	39.234	141.443	
	北上川水系	藤倉川	宮崎橋	岩手県	遠野市小友町宮崎	39.277	141.435	
	北上川水系	山谷川	腰巡橋	岩手県	右岸:遠野市綾織町上綾織31地割　左岸:遠野市綾織町上綾織30地割	39.329	141.452	
	北上川水系	砂子沢川	中沢山橋	岩手県	遠野市綾織町下綾織	39.329	141.452	
	北上川水系	来内川	権現橋	岩手県	遠野市上郷町来内12地割	39.277	141.550	
	北上川水系	早瀬川	小岩橋	岩手県	右岸:遠野市上郷町平倉49地割　左岸:遠野市上郷町平倉9地割	39.262	141.626	
	北上川水系	河内川	神楽田橋	岩手県	遠野市青笹町神楽田	39.319	141.599	
	北上川水系	中沢川	中沢橋	岩手県	遠野市青笹町中沢	39.305	141.585	
	北上川水系	赤沢川	暮坪第二の橋	岩手県	遠野市上郷町佐比内暮坪	39.292	141.596	
	北上川水系	猫川	宇南田橋	岩手県	右岸:遠野市上郷町佐比内22地割　左岸:遠野市上郷町佐比内4地割	39.283	141.609	
	北上川水系	小烏瀬川	林崎橋	岩手県	遠野市土淵町栃内12地割	39.379	141.606	
	北上川水系	荒川	薬師橋	岩手県	右岸:遠野市附馬牛町上附馬牛12地割　左岸:遠野市附馬牛町上附馬牛9地割	39.412	141.535	
	北上川水系	東禅寺川	大萩橋	岩手県	右岸:遠野市附馬牛町東禅寺11地割　左岸:遠野市附馬牛町東禅寺5地割	39.412	141.535	
	北上川水系	滝川	東平橋	岩手県	遠野市附馬牛町上附馬牛19地割	39.480	141.518	
	北上川水系	五日市川	おわらた橋	岩手県	遠野市土淵町飯豊	39.342	141.572	
	計		20 河川		22 基			

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<沿岸広域振興局土木部管内>								
釜石市	熊野川水系	熊野川	熊野川橋	岩手県	釜石市唐丹町荒川	39.191	141.861	
	片岸川水系	片岸川	川目橋	岩手県	釜石市唐丹町川目	39.208	141.852	
	甲子川水系	甲子川	砂子渡橋	岩手県	釜石市甲子町第3地割	39.256	141.750	
	水海川水系	水海川	女遊部橋	岩手県	釜石市両石町第4地割	39.292	141.858	
	鵜住居川水系	鵜住居川	羽石橋	岩手県	釜石市橋野町荻洞	39.361	141.757	
	鵜住居川水系	長内川	日向橋	岩手県	釜石市鵜住居町第29地割	39.324	141.879	
	鵜住居川水系	能舟木川	おおや橋	岩手県	釜石市橋野町第7地割	39.361	141.739	
	鵜住居川水系	沢檜川	沢桧橋	岩手県	右岸:釜石市橋野町第39地割　左岸:釜石市橋野町第32地割	39.357	141.769	
	計	8 河川		8 基				
大槌町	小鎚川水系	小鎚川	三枚堂橋	岩手県	右岸:上閉伊郡大槌町小鎚第20地割　左岸:上閉伊郡大槌町小鎚第21地割	39.365	141.875	
	大槌川水系	大槌川	白銀橋	岩手県	上閉伊郡大槌町大槌	39.409	141.845	
	計	2 河川		2				
合計		10 河川		10 基				

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<宮古土木センター管内>								
宮古市	重茂川水系	重茂川	舘市橋	岩手県	宮古市重茂第5地割	39.570	142.023	
	八木沢川水系	八木沢川	岸ノ前橋	岩手県	宮古市実田2丁目2	39.624	141.954	
	閉伊川水系	閉伊川	腹帯橋	岩手県	宮古市腹帯第2地割	39.604	141.763	
	閉伊川水系	閉伊川	箱石大橋	岩手県	宮古市箱石第4地割	39.614	141.627	
	閉伊川水系	閉伊川	八幡橋	岩手県	宮古市川内	39.646	141.592	
	閉伊川水系	山口川	新開橋	岩手県	宮古市和見町	39.645	141.944	
	閉伊川水系	近内川	白石橋	岩手県	宮古市近内	39.645	141.919	
	閉伊川水系	飛沢川	永田橋	岩手県	宮古市蟇目第8地割	39.635	141.830	
	閉伊川水系	二又川	愛宕橋	岩手県	宮古市蟇目第8地割	39.635	141.840	
	閉伊川水系	刈屋川	古舘橋	岩手県	右岸:宮古市和井内第19地割　左岸:宮古市和井内第17地割	39.685	141.716	
	閉伊川水系	倉の沢川	第二倉の沢橋	岩手県	宮古市刈谷	39.645	141.745	
	閉伊川水系	小国川	繋橋	岩手県	宮古市川井	39.568	141.662	
	閉伊川水系	小国川	永田橋	岩手県	宮古市永田第21地割	39.521	141.666	
	閉伊川水系	薬師川	日影橋	岩手県	宮古市江繋第9地割	39.536	141.655	
	閉伊川水系	鈴久名川	向坂橋	岩手県	宮古市鈴久名川	39.624	141.616	
	閉伊川水系	夏屋川	高橋橋	岩手県	宮古市夏屋第6地割	39.650	141.603	
	田代川水系	田代川	佐羽根橋	岩手県	宮古市田代第20地割	39.709	141.935	
	田代川水系	田代川	田代橋	岩手県	宮古市田代第6地割	39.703	141.900	
	田代川水系	神田川	馬場野下の橋	岩手県	宮古市田老字小林	39.731	141.952	
	摂待川水系	摂待川	摂待橋	岩手県	岩手県宮古市田老字摂待	39.483	141.575	
	計	16 河川		20 基				
山田町	織笠川水系	馬指野川	萩野橋	岩手県	下閉伊郡山田町織笠第22地割	39.425	141.919	
	織笠川水系	織笠川	田ノ沢橋	岩手県	右岸:下閉伊郡山田町織笠第17地割　左岸:下閉伊郡山田町織笠第16地割	39.443	141.941	
	大沢川水系	大沢川	雲南橋	岩手県	右岸:下閉伊郡山田町大沢第3地割　左岸:下閉伊郡山田町大沢第5地割	39.443	141.941	
	津軽石川水系	津軽石川	中村橋	岩手県	右岸:下閉伊郡山田町大沢第3地割　左岸:下閉伊郡山田町豊間根第19地割	39.519	141.919	
	津軽石川水系	荒川川	山内橋	岩手県	右岸:下閉伊郡山田町豊間根第21地割　左岸:下閉伊郡山田町荒川第8地割	39.533	141.911	
	計	5 河川		5 基				
合計		21 河川		25 基				

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<岩泉土木センター管内>								
岩泉町	小本川水系	小本川	ふれあい橋	岩手県	下閉伊郡岩泉町乙茂	39.841	141.862	
	小本川水系	清水川	うれいら橋	岩手県	下閉伊郡岩泉町岩泉沢廻	39.855	141.801	
	小本川水系	大川	舘1号橋	岩手県	右岸:下閉伊郡岩泉町釜津田字館　左岸:下閉伊郡岩泉町釜津田字上種倉	39.793	141.588	
	小本川水系	大川	唐地橋	岩手県	右岸:下閉伊郡岩泉町釜津田字唐地　左岸:下閉伊郡岩泉町釜津田字釜沢	39.784	141.538	
	小本川水系	長内川	新長内橋	岩手県	下閉伊郡岩泉町小本字南中野	39.842	141.957	
	計	4 河川		5 基				
田野畑村	松前川水系	松前川	たたら橋	岩手県	右岸:下閉伊郡田野畑村室場　左岸:下閉伊郡田野畑村七滝	39.902	141.862	
	平井賀川水系	平井賀川	沢かまど橋	岩手県	右岸:下閉伊郡田野畑村和野　左岸:下閉伊郡田野畑村羅賀	39.937	141.931	
	明戸川水系	明戸川	明戸上の橋	岩手県	右岸下閉伊郡田野畑村川平　左岸:下閉伊郡田野畑村明戸	39.947	141.919	
	普代川水系	普代川	箱石橋	岩手県	右岸:下閉伊郡田野畑村三沢　左岸:下閉伊郡田野畑村蝦夷森	39.924	141.813	
	明戸川水系	川平川	川平橋	岩手県	下閉伊郡田野畑村明戸	39.945	141.915	
	計	5 河川		5 基				
合計		9 河川		10 基				

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<県北広域振興局土木部管内>								
久慈市	宇部川水系	谷地中川	こだま橋	岩手県	久慈市宇部町第18地割	40.131	141.809	
	宇部川水系	宇部川	町裏橋	岩手県	久慈市宇部町和野	40.182	141.803	
	玉の脇川水系	玉の脇川	結の橋	岩手県	久慈市長内町	40.170	141.620	
	久慈川水系	久慈川	止滝橋(上流側)	岩手県	久慈市第4地割	40.160	141.598	
	久慈川水系	鳥谷川	鳥谷2号橋	岩手県	久慈市夏井町鳥谷	40.133	141.702	
	久慈川水系	長内川	滝水位観測所上流左岸	岩手県	久慈市大川目町第38地割	40.133	141.702	
	久慈川水系	小屋畑川	長内小橋	岩手県	久慈市長内町上長内	40.166	141.743	
	久慈川水系	大沢田川	日当橋	岩手県	久慈市小久慈町	40.079	141.622	
	久慈川水系	川又川	小国橋	岩手県	久慈市山形町小国	40.195	141.767	
	久慈川水系	沢川	新中の橋	岩手県	久慈市新中ノ橋第4地割	40.192	141.726	
	久慈川水系	田沢川	田中橋	岩手県	久慈市大川目町田中	40.186	141.708	
	久慈川水系	田子内川	大宮橋	岩手県	久慈市大川目字田子内	40.203	141.592	
	久慈川水系	戸呂町川	戸呂町橋	岩手県	久慈市山形町戸呂町	40.216	141.547	
	久慈川水系	戸呂町川	蛇ケ沢橋	岩手県	久慈市山形町戸呂町	40.175	141.538	
	久慈川水系	日野沢川	野場橋	岩手県	久慈市山形町日野沢野場	40.153	141.514	
	久慈川水系	日野沢川	谷地橋	岩手県	久慈市山形町荷軽部	40.115	141.600	
	久慈川水系	遠別川	類瀬橋	岩手県	右岸:久慈市山形町霜畑類瀬　左岸:久慈市山形町霜畑中清水	40.092	141.599	
	久慈川水系	遠別川	向渡橋	岩手県	久慈市山形町霜畑	40.096	141.597	
	久慈川水系	二又川	関落合橋	岩手県	久慈市山形町霜畑	40.096	141.597	
	計	16 河川		19 基				
普代村	普代川水系	茂市川	北の股橋	岩手県	下閉伊郡普代村第13地割	40.012	141.885	
	普代川水系	茂市川	新茂市橋	岩手県	下閉伊郡普代村第28地割	39.998	141.842	
	計	1 河川		2 基				
野田村	安家川水系	安家川	堤防設置	岩手県	九戸群野田村下安家	40.050	141.837	
	宇部川水系	泉沢川	泉沢橋	岩手県	九戸市野田村野田	40.100	141.809	
	宇部川水系	明内川	日向下橋	岩手県	九戸郡野田村大字野田第15地割	40.108	141.814	
	宇部川水系	秋田川	宮内橋	岩手県	九戸郡野田村野田	40.112	141.805	
	米田川水系	米田川	上米田橋	岩手県	九戸郡野田村大字野田第8地割字上米田	40.090	141.814	
	計	5 河川		5 基				
洋野町	高家川水系	高家川	帯島上の橋	岩手県	九戸郡洋野町帯島	40.249	141.693	
	高家川水系	高家川	上水沢橋	岩手県	九戸郡洋野町水沢第5地割	40.244	141.651	
	有家川水系	有家川	有家橋	岩手県	右岸:九戸郡洋野町中野　左岸:九戸郡洋野町有家第9地割字黒板	40.313	141.768	
	川尻川水系	川尻川	南館橋	岩手県	九戸郡洋野町種市第25地割	40.414	141.708	
	計	3 河川		4 基				
合計		25 河川		30 基				

所在市町村	水系	河川	観測所名	所管	所在地	設置位置座標		備考
						緯度 N	経度 E	
<二戸土木センター管内>								
二戸市	馬淵川水系	馬淵川	府金橋	岩手県	二戸市金田一	40.327	141.305	
	馬淵川水系	馬淵川	長瀬橋	岩手県	二戸市金田一	40.300	141.302	
	馬淵川水系	金田一川	中屋敷谷地1号橋	岩手県	二戸市金田一	40.330	141.261	
	馬淵川水系	金田一川	上台潰谷地1号橋	岩手県	二戸市金田一	40.311	141.230	
	馬淵川水系	仁左平川	アーチBOX	岩手県	二戸市仁左平大畑	40.312	141.317	
	馬淵川水系	十文字川	八日市橋	岩手県	二戸市下斗米	40.289	141.254	
	馬淵川水系	十文字川	立当長久保橋	岩手県	二戸市上斗米	40.266	141.202	
	馬淵川水系	白鳥川	穴牛橋	岩手県	二戸市福岡川又	40.270	141.309	
	馬淵川水系	安比川	大清水橋	岩手県	二戸市浄法寺町柿ノ木平	40.152	141.113	
	馬淵川水系	岡本川	岡本中央橋	岩手県	左岸:二戸市浄法寺町漆沢岡本　右岸:二戸市浄法寺町漆沢岡本前田	40.195	141.169	
	計	7 河川		10 基				
軽米町	新井田川水系	瀬月内川	上尾田橋	岩手県	右岸:九戸郡軽米町軽米第19地割　左岸:九戸郡軽米町軽米第16地割	40.352	141.439	
	新井田川水系	瀬月内川	新井田橋	岩手県	九戸郡軽米町山内	40.291	141.405	
	新井田川水系	雪谷川	下の橋	岩手県	右岸:九戸郡軽米町小軽米第10地割　左岸:九戸郡軽米町小軽米第7地割	40.300	141.529	
	新井田川水系	坊里沢川	坊里沢橋	岩手県	右岸:九戸郡軽米町上舘第16地割　左岸:九戸郡軽米町上舘第15地割	40.325	141.471	
	新井田川水系	小玉川	屋敷開拓橋	岩手県	九戸郡軽米町小軽米第15地割	40.278	141.566	
	計	4 河川		5 基				
九戸村	新井田川水系	瀬月内川	長興寺大橋	岩手県	九戸郡九戸村大字長興寺第6地割	40.226	141.424	
	新井田川水系	瀬月内川	倉野橋	岩手県	九戸郡九戸村大字戸田第21地割	40.141	141.427	
	新井田川水系	雪谷川	中雪屋橋	岩手県	九戸郡九戸村大字雪屋第2地割	40.234	141.454	
	計	2 河川		3 基				
一戸町	馬淵川水系	馬淵川	中田橋	岩手県	二戸郡一戸町高善寺字古舘平	40.218	141.299	
	馬淵川水系	馬淵川	名子根橋	岩手県	二戸郡一戸町名子根橋	40.163	141.338	
	馬淵川水系	二ツ石川	中里橋	岩手県	二戸郡一戸町字中里橋	40.197	141.267	
	馬淵川水系	二ツ石川	出ル町橋	岩手県	二戸郡一戸町出ル町字出ル町	40.175	141.209	
	馬淵川水系	小井田川	小井田橋	岩手県	二戸郡一戸町一戸字小井田	40.229	141.293	
	馬淵川水系	女鹿川	沢内1号橋	岩手県	二戸郡一戸町女鹿字江六前	40.178	141.282	
	馬淵川水系	平糠川	朴舘橋	岩手県	二戸郡一戸町小鳥谷字朴舘	40.148	141.311	
	馬淵川水系	平糠川	大塚橋	岩手県	二戸郡一戸町中山字大塚	40.065	141.233	
	馬淵川水系	小繋川	旧小繋橋	岩手県	二戸郡一戸町小繋字小繋	40.130	141.275	
	馬淵川水系	宇別川	宇別橋	岩手県	二戸郡一戸町宇別字中村	40.052	141.289	
	計	7 河川		10 基				
合計		17 河川		28 基				

図表 5-6　　雨量、水位の公表要領

1　適用

この要領は、岩手県、青森県、宮城県、岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所、青森河川国道事務所が所管している観測所のうち、図表 5-1 雨量の観測箇所一覧、図表 5-4 水位の観測箇所一覧のそれぞれの備考欄に「公表」と記載されている観測所（以下、公表対象の観測所とする。）について適用する。それ以外の観測所について、各観測所管理者の判断において別途公表を行うことを妨げるものではない。

2　公表の方法、手段、時間間隔

公表の方法は、原則ホームページ等への掲載によることとする。公表時間間隔については 1 時間間隔を原則とするが、洪水等において各管理者の判断により短くすることができる。

岩手県：岩手県河川情報システム
http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet
（簡易）http://kasen3.pref.iwate.jp/simple_gamen/html/Top.html

青森県：青森県ホームページ
http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/
（携）　http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/mobile/
（ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ）http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/smart/

宮城県：宮城県河川流域情報システム
https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen1Servlet

国土交通省機関共通：国土交通省【川の防災情報】
http://www.river.go.jp/

（国土交通省機関における上記以外の公表手段）

岩手河川国道事務所：岩手河川国道事務所ホームページ
http://www2.thr.mlit.go.jp/iwate/bousai/kitakami/index.html
（携）　http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwate/　　（「北上川情報」メニュー）

北上川ダム統合管理事務所：北上川ダム統合管理事務所ホームページ
http://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/

※（携）は携帯電話対応のホームページである。

【参考】いわてモバイルメールサービス
https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/jouhouka/mobilemail/index.html
気象警報その他の情報があなたの携帯電話にメールで届きます。登録（無料）が必要です。
詳細は次頁のとおり。

【参考】SNS による水位情報の提供
LINE・X の配信登録をすることで、登録した地区の水位周知河川における氾濫危険水位、避難判断水位超過情報等を受け取ることができます。
以下の QR コードを読み取ると配信登録ができます。

LINE　　**X**

岩手県公式アカウントへの登録方法　　Xへの登録方法　配信アカウント一覧

いわてモバイルメールとは

「いわてモバイルメール」は、防災・災害情報や観光情報等の行政情報を電子メールで配信するサービスです。

サービス概要

- 県や市町村が配信する様々な情報の中から、欲しい情報だけを選んで、メールで受け取ることができます。
- メールアドレスがあれば、携帯電話でも、スマートフォンでも、パソコンでもメールを受け取ることができます。メールはデータ容量が小さい「テキスト形式」で送信しますので、携帯電話でも快適にご利用いただけます。
- **情報料は無料**です。（ただし、別途、メール受信やホームページ閲覧のための通信料がかかります。）

留意事項

- いわてモバイルメールは一般的な電子メールによって情報配信することから、システムの処理状況や通信回線の混雑状況等により、**メールが着信するまでに時間がかかる場合があります**ので、ご理解の上でご利用願います。
- 迷惑メールフィルター等でメール受信を制限されている場合は、**「@mail.highway.pref.iwate.jp」及び「@pref.iwate.jp」からのメールを受け取れるよう、あらかじめ設定変更をお願いします**。携帯電話・スマートフォンをお使いの方で、設定方法がわからない場合は、契約している携帯電話会社のショップにご相談ください。
- メール送信エラーが 2 回連続した場合は、メール配信の確実性向上とシステムの負荷軽減のため、当該メールアドレスへのメール配信を自動的に停止し、登録情報を削除する取扱いとしておりますので、あらかじめご了承願います。
- いわてモバイルメールのシステムで収集した個人情報（メールアドレス）は、いわてモバイルメールに係るメール配信のみに利用します。

県ホームページより引用

詳細や、パソコンからの登録は以下のページをご覧ください。
https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasensabou/kasen/m.html
または、岩手県ホームページのトップで、「河川水位」でサイト内検索。

いわてモバイルメール　「いわて河川情報」の登録方法

川の水位が高くなり、洪水のおそれがあるとき、メールでお知らせします。
ご利用は、地区毎に以下の QR コードから登録できます。

盛岡地区

花巻地区

奥州地区

北上地区

一関地区

千厩地区

大船渡地区

遠野地区

釜石地区

宮古地区

岩泉地区

久慈地区

二戸地区

詳細や、パソコンからの登録は以下のページをご覧ください。

http://www.pref.iwate.jp/kasensabou/kasen/m.html

または、岩手県ホームページのトップで、「河川水位」でサイト内検索。

図表7－1　岩　手　県　内　ダ　ム

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	ダムの規模			貯水池の規模	
					堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (㎥)	総貯水量 (1000㎥)	有効貯水量 (1000㎥)
馬淵川	白沢川	荒沢3号	E	F	22.0	155.0	134,108	1,194	985
馬淵川	安比川	荒沢1号	R	F	38.0	157.7	213,127	2,139	1,808
馬淵川	雪谷川	雪谷川	G	FA	28.4	107.3	26,600	2,662	2,092
馬淵川	瀬月内川	瀬月内	R	A	38.5	144.5	190,000	1,250	1,038
久慈川	長内川	滝	G	FPN	70.0	187.0	220,000	7,600	6,000
閉伊川	大沢川	大沢	G	P	30.8	72.0	15,301	170	108
北上川	丹藤川	岩洞	R	AP	40.0	351.0	850,206	65,600	46,300
北上川	外山川	外山	G	P	33.0	121.0	26,953	3,751	2,966
北上川	北上川	四十四田	GE	FP	50.0	480.0	(C) 290,000 (E) 92,150	47,100	35,500
北上川	中津川	綱取	G	FWN(P)	59.0	247.0	201,000	15,000	13,300
北上川	雫石川	御所	RG	FPIN	52.5	327.0	(C) 220,000 (R) 980,000	65,000	45,000
北上川	鴬宿川	鴬宿	G	FA	17.5	67.0	6,371	1,793	1,033
北上川	外桝沢川	外桝沢	G	F	22.5	169.0	29,367	994	994
北上川	南畑川	レン滝	G	F	37.7	170.0	53,861	1,869	1,869
北上川	矢櫃川	矢櫃	R	F	33.5	140.0	151,775	927	757
北上川	岩崎川	煙山	E	FA	21.8	528.5	457,000	1,410	1,280
北上川	滝名川	山王海	R	A	61.5	241.6	1,290,000	38,400	37,600
北上川	来内川	遠野	G	F	26.5	181.5	30,600	1,030	920
北上川	猫川	佐比内溜池	E	A	27.0	92.0	60,000	650	648
北上川	猿ヶ石川	田瀬	G	FAP	81.5	320.0	420,000	146,500	101,800
北上川	豊沢川	豊沢	G	A	59.1	150.0	130,000	23,356	23,257
北上川	和賀川	湯田	GA	FAP	89.5	264.9	379,900	114,160	93,710
北上川	和賀川	石羽根	GE	P	20.5	283.0	(C) 28,300 (E) 8,980	4,050	3,180
北上川	尻平川	時戸沢溜池	E	A	16.0	105.0	27,100	54	54
北上川	和賀川	岩崎農場溜池	E	A	24.2	90.0	85,000	820	820
北上川	飯豊川	田沢溜池	E	A	14.8	144.5	52,000	292	292
北上川	宿内川	千貫石	E	A	31.3	191.0	297,000	5,159	5,159
北上川	黒沢川	橇引沢	E	A	23.4	142.0	216,000	1,686	1,686
北上川	北股川	衣川1号	E	FA	35.5	204.0	384,000	2,970	2,620
北上川	南股川	衣川2号	GR	F	34.0	251.0	80,000	2,360	1,890
北上川	北沢川	衣川3号	R	F	41.0	180.0	343,000	1,790	1,600
北上川	三沢川	衣川4号	R	F	33.0	135.0	188,000	570	440
北上川	滝ノ沢川	衣川5号	E	FA	20.5	73.5	51,000	283	252
北上川	夏油川	入畑	G	FWIPNA	80.0	233.0	293,200	15,400	13,900
北上川	葛丸川	葛丸	R	A	51.7	220.0	678,000	5,000	4,650
北上川	一方井川	一方井	R	A	40.0	390.0	831,000	2,240	2,170
北上川	二股川	千松ダム	G	A	26.8	110.0	22,000	260	220
北上川	相川	相川ダム	R	A	40.3	168.0	344,000	1,770	1,600
北上川	胆沢川	胆沢ダム	R	FPWNA	127.0	723.0	13,500,000	143,000	132,000
馬淵川	鍋越川	荒沢2号	R	F	45.5	246.6	576,586	899	690
甲子川	小川川	日向	G	FN(P)	56.5	290.0	241,150	5,700	5,000
北上川	稗貫川	早池峰	G	FWIPN	73.5	333.0	333,000	17,250	15,750
綾里川	綾里川	綾里川	G	FNW	43.0	154.0	70,231	486	445
米代川	根石川	根石	R	F	41.0	187.6	407,904	1,425	875
馬淵川	平糠川	大志田	G	A	63.7	165.0	148,000	11,300	8,600
盛川	鷹生川	鷹生	G	FWN(P)	77.0	322.0	328,000	9,680	9,000
北上川	黄海川	金越沢	R	A	43.0	338.0	635,000	1,160	1,100
高家川	オリバ川	大野	G	A	26.0	108.3	24,700	700	600
大沢川	大沢川	普代	G	A	37.3	97.0	41,300	1,130	930
北上川	来内川	遠野第二ダム	G	FN	23.1	87.5	20,000	248	221
北上川	簗川	簗川ダム	G	FNWP	77.2	242.7	230,000	19,100	16,700

施　設　一　覧　表

所　在　地	管　理　者	管　理　事　務　所	電話番号	完成年月
岩手県八幡平市赤坂田	八　幡　平　市	安代防災ダム管理所	0195(72) 2415	昭 36.3
岩手県八幡平市細野	八　幡　平　市	安代防災ダム管理所	0195(72) 2415	昭 47.10
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米	軽　米　町	軽米町地域整備課	0195(46) 4741	昭 52.3
岩手県久慈市字荷軽部	九　戸　村	九戸村産業振興課	0195(42) 2111	昭 63.3
岩手県久慈市小久慈町1-35-23	岩　手　県	滝ダム管理事務所	0194(59) 3838	昭 57
岩手県宮古市腹帯	東　北　電　力	宮古技術センター	0193(62) 4602	昭 18
岩手県盛岡市藪川	岩　手　県	(企)岩洞ダム管理所	019(681) 5102	昭 35.12
岩手県盛岡市藪川	東　北　電　力	盛岡技術センター	019(659) 0315	昭 18.12
岩手県盛岡市下厨川字四十四田1	国　土　交　通　省	北上川ダム統合管理事務所	019(643) 7972	昭 43.10
岩手県盛岡市浅岸字二ツ森25-34	岩　手　県	綱取ダム管理事務所	019(654) 4055	昭 57
岩手県盛岡市繁字山根192-4	国　土　交　通　省	北上川ダム統合管理事務所	019(689) 2216～7	昭 56.10
岩手県岩手郡雫石町鵜宿第2地割	雫　石　町	御所防災ダム管理事務所	019(692) 2222	昭 30.3
岩手県岩手郡雫石町南畑第25地割	雫　石　町	御所防災ダム管理事務所	019(692) 2222	昭 38.1
岩手県岩手郡雫石町南畑第1地割	雫　石　町	御所防災ダム管理事務所	019(692) 2222	昭 44.3
岩手県岩手郡雫石町西安庭	雫　石　町	御所防災ダム管理事務所	019(692) 2222	昭 56.8
岩手県紫波郡矢巾町煙山	矢　巾　町	矢巾町産業観光課	019(611) 2615	昭 48
岩手県紫波郡紫波町土館	山王海土地改良区	山王海土地改良区	019(673)7311	平 13
岩手県遠野市遠野町栃洞	岩　手　県	遠野土木センター	0198(62) 9938	昭 32
岩手県遠野市上郷町大開山	遠野市土地改良区	遠野市土地改良区	0198(62) 2821	昭 58
岩手県花巻市東和町田瀬39-1-3	国　土　交　通　省	北上川ダム統合管理事務所	0198(44) 5211～2	昭 29.10
岩手県花巻市北豊沢山国有林567林班	岩　手　県	豊沢ダム管理所	0198(25) 2330	昭 36.5
岩手県和賀郡西和賀町杉名畑第44地割162-15	国　土　交　通　省	北上川ダム統合管理事務所	0197(74) 2011	昭 39.11
岩手県北上市和賀町大字山口	東北水力地熱㈱		0197(72)7222	昭 29
岩手県北上市和賀町横川目	岩手中部土地改良区	岩手中部土地改良区	0197(73)8280	昭 63
岩手県北上市和賀町媒孫	北　上　市	北上市農林企画課	0197(72)8237	昭 12
岩手県花巻市横志田	岩手中部土地改良区	岩手中部土地改良区	0197(73)8280	昭 58
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根	岩手中部土地改良区	岩手中部土地改良区	0197(73)8280	昭 15
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根	岩手中部土地改良区	岩手中部土地改良区	0197(73)8280	昭 7(改良 平7)
岩手県奥州市衣川増沢	奥　州　市	衣川防災ダム管理所	0197(52)3225	昭 39
岩手県奥州市衣川上河内	奥　州　市	衣川防災ダム管理所	0197(52)3225	昭 47
岩手県奥州市衣川桧山沢山	奥　州　市	衣川防災ダム管理所	0197(52)3225	昭 62
岩手県奥州市衣川国見	奥　州　市	衣川防災ダム管理所	0197(52)3225	平 9
岩手県奥州市衣川後滝の沢	奥　州　市	衣川防災ダム管理所	0197(52)3225	昭 31
岩手県北上市和賀町岩崎新田1地割	岩　手　県	北上土木センター	0197(65)2738	平 2
岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川	山王海土地改良区	山王海土地改良区	019(673)7311	平 3
岩手県岩手郡岩手町大字黒内第一地割	岩　手　町	岩手町農林課	0195(62)2111	平 2.10
岩手県一関市藤沢町大籠字大籠地内	藤沢土地改良区	藤沢土地改良区	0191(61)1058	平 10.11
岩手県一関市藤沢町黄海字下中山地先	藤沢土地改良区	藤沢土地改良区	0191(61)1058	平 10.11
岩手県奥州市胆沢若柳字横岳前山6	国　土　交　通　省	北上川ダム統合管理事務所	0197(49)2981	平 25.11
岩手県八幡平市細野	八　幡　平　市	安代防災ダム管理所	0195(72)2415	平元.10
岩手県釜石市甲子町日向	岩　手　県	沿岸広域振興局土木部	0193(25)2708	平 8
岩手県花巻市大迫町内川目第10地割24-11	岩　手　県	花巻土木センター	0198(41)5409	平 12.10
岩手県大船渡市三陸町綾里字熊ノ入	岩　手　県	大船渡土木センター	0192(27)9919	平 12
岩手県八幡平市根石	八　幡　平　市	安代防災ダム管理所	0195(72)2415	平 12.10
岩手県二戸郡一戸町宇別字道白11番地	一戸町・二戸市	大志田ダム管理事務所	0195(36)9485	平 16.3
岩手県大船渡市日頃市町字中甲子	岩　手　県	大船渡土木センター	0192(27)9919	平 16.3
岩手県一関市藤沢町保呂羽	一　関　市	一関市藤沢支所産業建設課	0191(63)5319	平 17.3
岩手県九戸郡洋野町大字水沢	洋　野　町	洋野町農林課	0194(77)2113	平15.3
岩手県下閉伊郡普代村第6地割字中山10	普　代　村	普代村建設水産課	0194(35)2116	平 12
岩手県遠野市遠野町九重沢	岩　手　県	遠野土木センター	0198(62)9939	平 23.4
岩手県盛岡市川目第1地割字長ロウハナ	岩　手　県	盛岡広域振興局土木部	019(629)6648	令3.7

図表7-2　堰堤門扉 連絡系統図

（田 瀬 ダ ム）

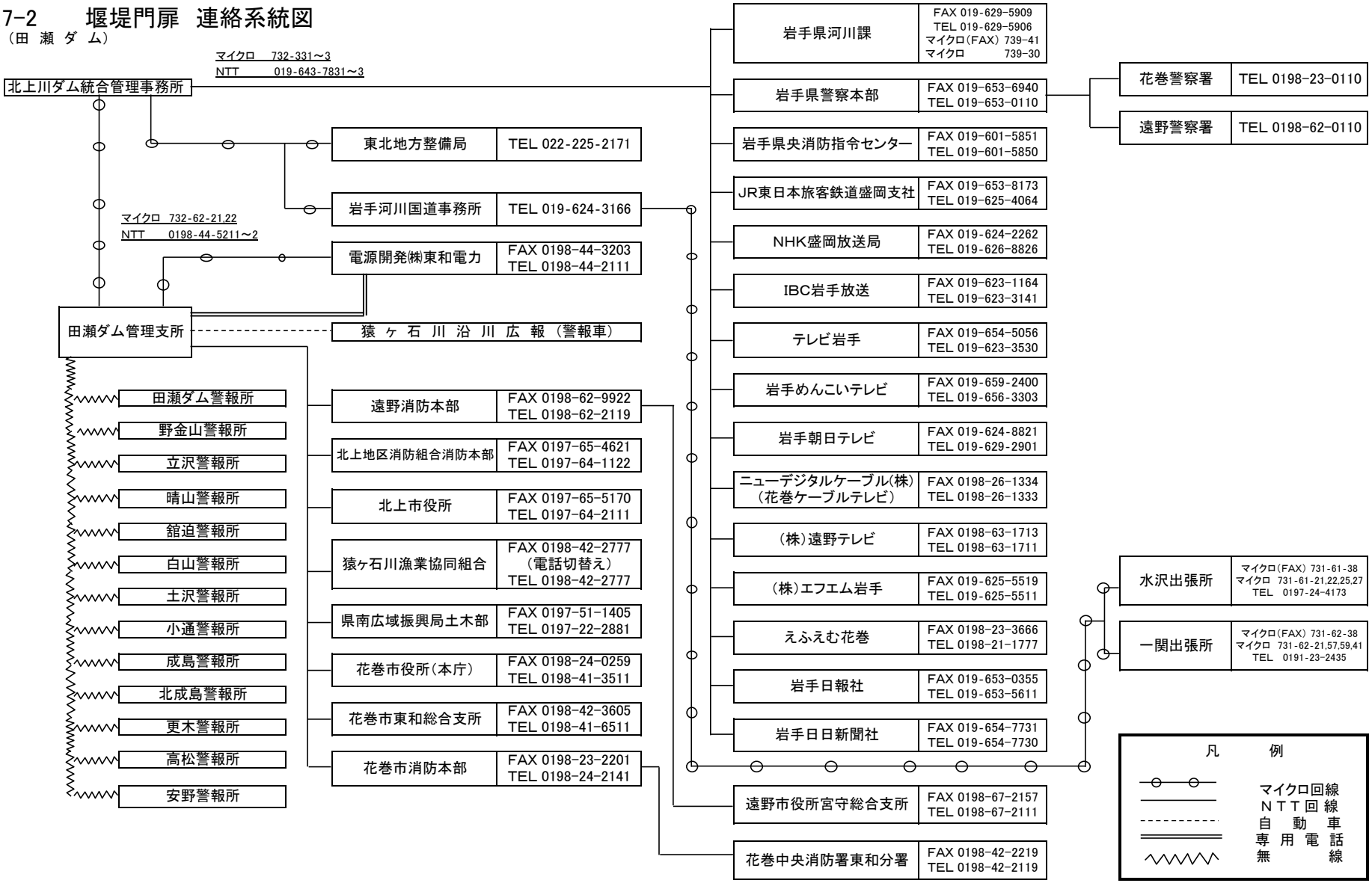

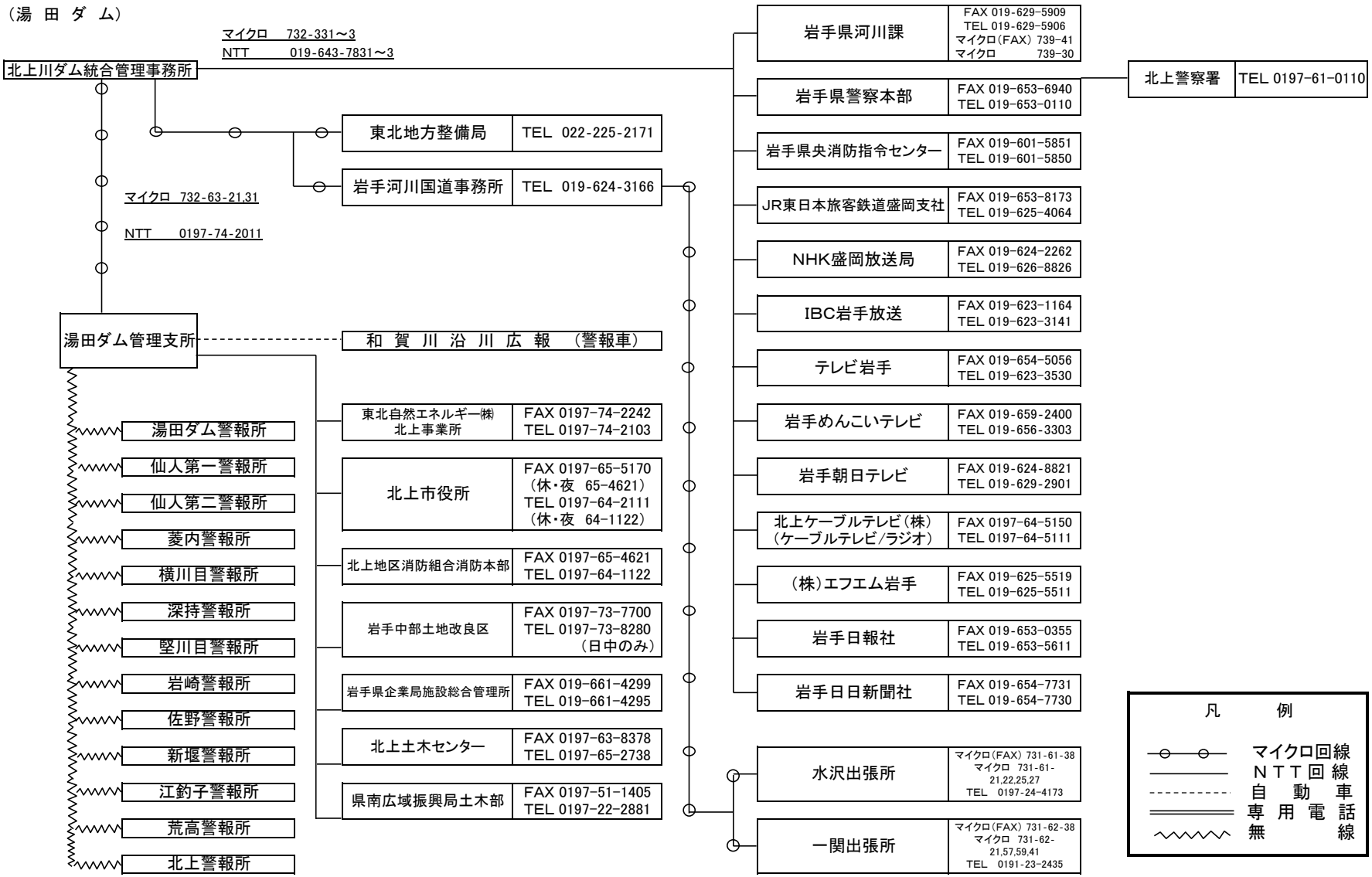
（湯 田 ダ ム）
マイクロ　732-331～3
NTT　019-643-7831～3
北上川ダム統合管理事務所
東北地方整備局
TEL 022-225-2171
岩手河川国道事務所
TEL 019-624-3166
マイクロ 732-63-21,31
NTT 0197-74-2011
湯田ダム管理支所
和 賀 川 沿 川 広 報 （警報車）
湯田ダム警報所
仙人第一警報所
仙人第二警報所
菱内警報所
横川目警報所
深持警報所
堅川目警報所
岩崎警報所
佐野警報所
新堰警報所
江釣子警報所
荒高警報所
北上警報所
東北自然エネルギー㈱ 北上事業所
FAX 0197-74-2242
TEL 0197-74-2103
北上市役所
FAX 0197-65-5170
（休・夜 65-4621）
TEL 0197-64-2111
（休・夜 64-1122）
北上地区消防組合消防本部
FAX 0197-65-4621
TEL 0197-64-1122
岩手中部土地改良区
FAX 0197-73-7700
TEL 0197-73-8280
（日中のみ）
岩手県企業局施設総合管理所
FAX 019-661-4299
TEL 019-661-4295
北上土木センター
FAX 0197-63-8378
TEL 0197-65-2738
県南広域振興局土木部
FAX 0197-51-1405
TEL 0197-22-2881
岩手県河川課
FAX 019-629-5909
TEL 019-629-5906
マイクロ(FAX) 739-41
マイクロ 739-30
岩手県警察本部
FAX 019-653-6940
TEL 019-653-0110
北上警察署
TEL 0197-61-0110
岩手県央消防指令センター
FAX 019-601-5851
TEL 019-601-5850
JR東日本旅客鉄道盛岡支社
FAX 019-653-8173
TEL 019-625-4064
NHK盛岡放送局
FAX 019-624-2262
TEL 019-626-8826
IBC岩手放送
FAX 019-623-1164
TEL 019-623-3141
テレビ岩手
FAX 019-654-5056
TEL 019-623-3530
岩手めんこいテレビ
FAX 019-659-2400
TEL 019-656-3303
岩手朝日テレビ
FAX 019-624-8821
TEL 019-629-2901
北上ケーブルテレビ(株)
（ケーブルテレビ/ラジオ）
FAX 0197-64-5150
TEL 0197-64-5111
(株)エフエム岩手
FAX 019-625-5519
TEL 019-625-5511
岩手日報社
FAX 019-653-0355
TEL 019-653-5611
岩手日日新聞社
FAX 019-654-7731
TEL 019-654-7730
水沢出張所
マイクロ(FAX) 731-61-38
マイクロ 731-61-21,22,25,27
TEL 0197-24-4173
一関出張所
マイクロ(FAX) 731-62-38
マイクロ 731-62-21,57,59,41
TEL 0191-23-2435
凡 例
マイクロ回線
ＮＴＴ回線
自 動 車
専 用 電 話
無 線

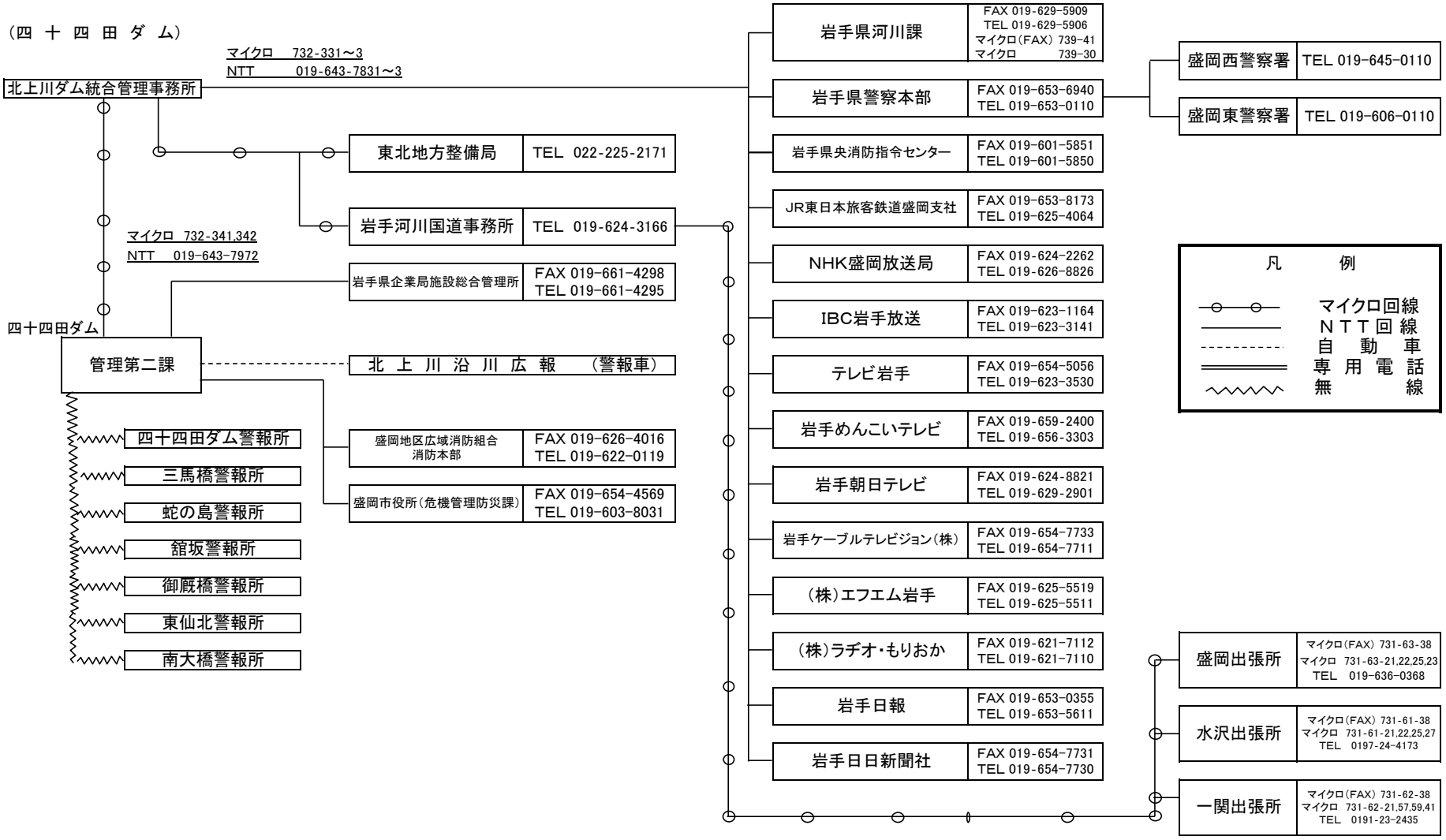
（四 十 四 田 ダ ム）
マイクロ　732-331～3
NTT　019-643-7831～3
北上川ダム統合管理事務所
東北地方整備局
TEL 022-225-2171
岩手河川国道事務所
TEL 019-624-3166
マイクロ 732-341,342
NTT 019-643-7972
岩手県企業局施設総合管理所
FAX 019-661-4298
TEL 019-661-4295
四十四田ダム
管理第二課
北 上 川 沿 川 広 報 （警報車）
四十四田ダム警報所
三馬橋警報所
蛇の島警報所
舘坂警報所
御厩橋警報所
東仙北警報所
南大橋警報所
盛岡地区広域消防組合
消防本部
FAX 019-626-4016
TEL 019-622-0119
盛岡市役所（危機管理防災課）
FAX 019-654-4569
TEL 019-603-8031
岩手県河川課
FAX 019-629-5909
TEL 019-629-5906
マイクロ（FAX） 739-41
マイクロ 739-30
岩手県警察本部
FAX 019-653-6940
TEL 019-653-0110
盛岡西警察署
TEL 019-645-0110
盛岡東警察署
TEL 019-606-0110
岩手県央消防指令センター
FAX 019-601-5851
TEL 019-601-5850
JR東日本旅客鉄道盛岡支社
FAX 019-653-8173
TEL 019-625-4064
NHK盛岡放送局
FAX 019-624-2262
TEL 019-626-8826
IBC岩手放送
FAX 019-623-1164
TEL 019-623-3141
テレビ岩手
FAX 019-654-5056
TEL 019-623-3530
岩手めんこいテレビ
FAX 019-659-2400
TEL 019-656-3303
岩手朝日テレビ
FAX 019-624-8821
TEL 019-629-2901
岩手ケーブルテレビジョン（株）
FAX 019-654-7733
TEL 019-654-7711
（株）エフエム岩手
FAX 019-625-5519
TEL 019-625-5511
（株）ラヂオ・もりおか
FAX 019-621-7112
TEL 019-621-7110
岩手日報
FAX 019-653-0355
TEL 019-653-5611
岩手日日新聞社
FAX 019-654-7731
TEL 019-654-7730
凡　例
マイクロ回線
ＮＴＴ回線
自 動 車
専用電話
無 線
盛岡出張所
マイクロ（FAX） 731-63-38
マイクロ 731-63-21,22,25,23
TEL 019-636-0368
水沢出張所
マイクロ（FAX） 731-61-38
マイクロ 731-61-21,22,25,27
TEL 0197-24-4173
一関出張所
マイクロ（FAX） 731-62-38
マイクロ 731-62-21,57,59,41
TEL 0191-23-2435

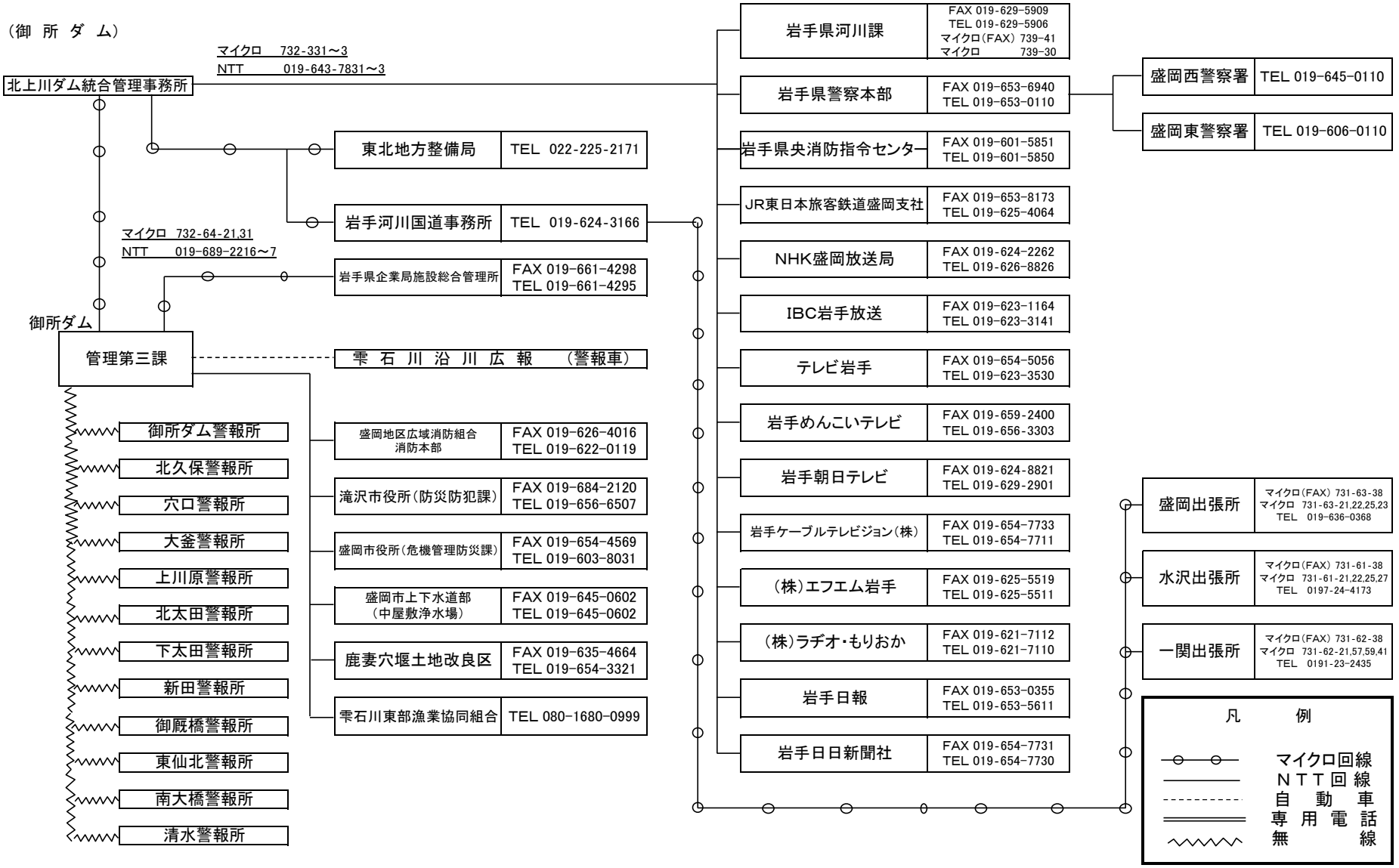
（御 所 ダ ム）
マイクロ　732-331～3
NTT　019-643-7831～3
北上川ダム統合管理事務所
東北地方整備局
TEL 022-225-2171
岩手河川国道事務所
TEL 019-624-3166
マイクロ 732-64-21,31
NTT 019-689-2216～7
岩手県企業局施設総合管理所
FAX 019-661-4298
TEL 019-661-4295
御所ダム
管理第三課
雫 石 川 沿 川 広 報 （警報車）
御所ダム警報所
北久保警報所
穴口警報所
大釜警報所
上川原警報所
北太田警報所
下太田警報所
新田警報所
御厩橋警報所
東仙北警報所
南大橋警報所
清水警報所
盛岡地区広域消防組合
消防本部
FAX 019-626-4016
TEL 019-622-0119
滝沢市役所（防災防犯課）
FAX 019-684-2120
TEL 019-656-6507
盛岡市役所（危機管理防災課）
FAX 019-654-4569
TEL 019-603-8031
盛岡市上下水道部
（中屋敷浄水場）
FAX 019-645-0602
TEL 019-645-0602
鹿妻穴堰土地改良区
FAX 019-635-4664
TEL 019-654-3321
雫石川東部漁業協同組合
TEL 080-1680-0999
岩手県河川課
FAX 019-629-5909
TEL 019-629-5906
マイクロ（FAX） 739-41
マイクロ 739-30
岩手県警察本部
FAX 019-653-6940
TEL 019-653-0110
盛岡西警察署
TEL 019-645-0110
盛岡東警察署
TEL 019-606-0110
岩手県央消防指令センター
FAX 019-601-5851
TEL 019-601-5850
JR東日本旅客鉄道盛岡支社
FAX 019-653-8173
TEL 019-625-4064
NHK盛岡放送局
FAX 019-624-2262
TEL 019-626-8826
IBC岩手放送
FAX 019-623-1164
TEL 019-623-3141
テレビ岩手
FAX 019-654-5056
TEL 019-623-3530
岩手めんこいテレビ
FAX 019-659-2400
TEL 019-656-3303
岩手朝日テレビ
FAX 019-624-8821
TEL 019-629-2901
岩手ケーブルテレビジョン（株）
FAX 019-654-7733
TEL 019-654-7711
（株）エフエム岩手
FAX 019-625-5519
TEL 019-625-5511
（株）ラヂオ・もりおか
FAX 019-621-7112
TEL 019-621-7110
岩手日報
FAX 019-653-0355
TEL 019-653-5611
岩手日日新聞社
FAX 019-654-7731
TEL 019-654-7730
盛岡出張所
マイクロ（FAX） 731-63-38
マイクロ 731-63-21,22,25,23
TEL 019-636-0368
水沢出張所
マイクロ（FAX） 731-61-38
マイクロ 731-61-21,22,25,27
TEL 0197-24-4173
一関出張所
マイクロ（FAX） 731-62-38
マイクロ 731-62-21,57,59,41
TEL 0191-23-2435
凡 例
マイクロ回線
ＮＴＴ回線
自 動 車
専 用 電 話
無 線

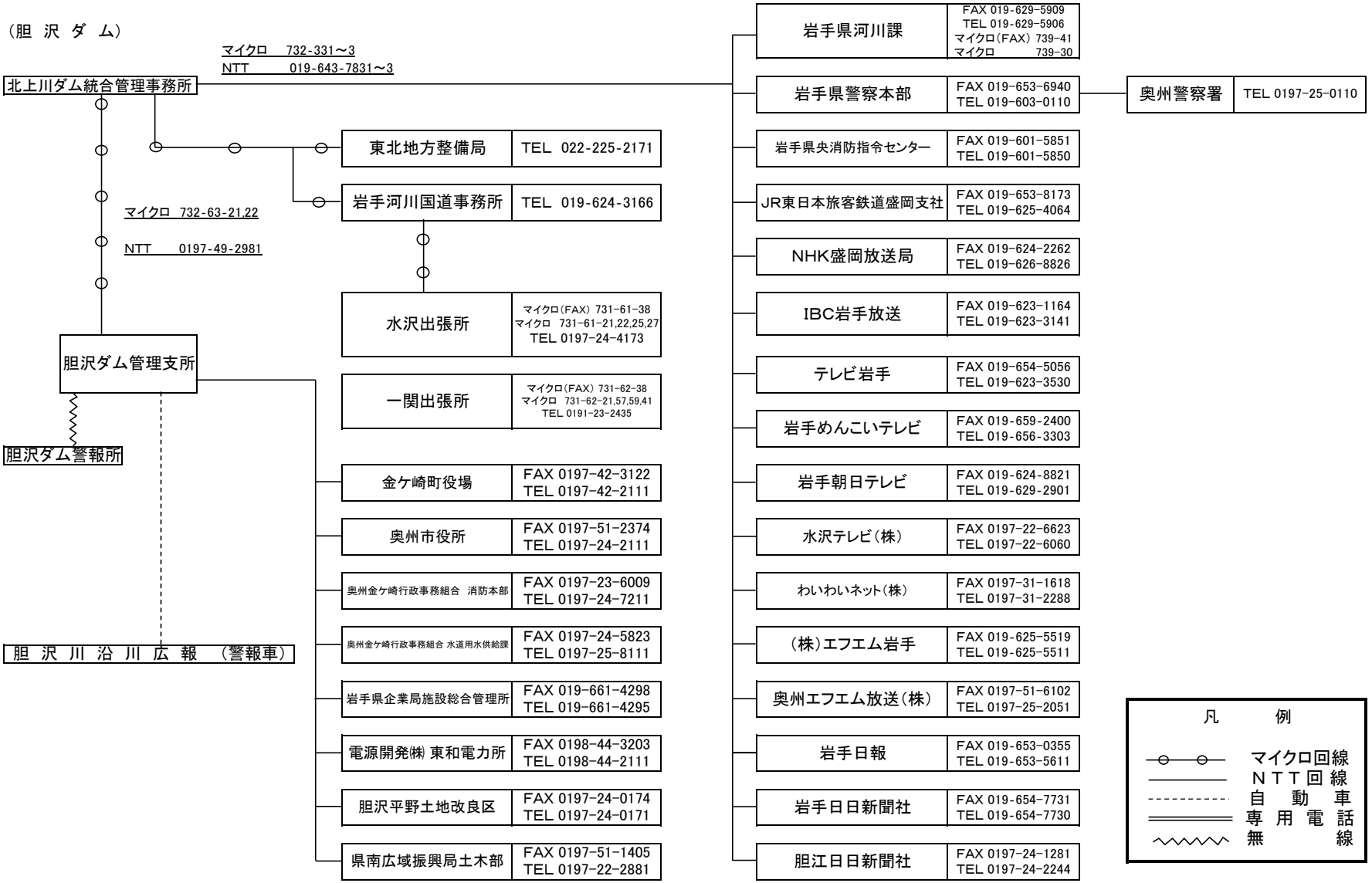
（胆 沢 ダ ム）
マイクロ　732-331～3
NTT　019-643-7831～3
北上川ダム統合管理事務所
東北地方整備局　TEL 022-225-2171
岩手河川国道事務所　TEL 019-624-3166
マイクロ 732-63-21,22
NTT 0197-49-2981
水沢出張所　マイクロ(FAX) 731-61-38 マイクロ 731-61-21,22,25,27 TEL 0197-24-4173
一関出張所　マイクロ(FAX) 731-62-38 マイクロ 731-62-21,57,59,41 TEL 0191-23-2435
胆沢ダム管理支所
胆沢ダム警報所
金ケ崎町役場　FAX 0197-42-3122 TEL 0197-42-2111
奥州市役所　FAX 0197-51-2374 TEL 0197-24-2111
奥州金ケ崎行政事務組合 消防本部　FAX 0197-23-6009 TEL 0197-24-7211
奥州金ケ崎行政事務組合 水道用水供給課　FAX 0197-24-5823 TEL 0197-25-8111
岩手県企業局施設総合管理所　FAX 019-661-4298 TEL 019-661-4295
電源開発㈱ 東和電力所　FAX 0198-44-3203 TEL 0198-44-2111
胆沢平野土地改良区　FAX 0197-24-0174 TEL 0197-24-0171
県南広域振興局土木部　FAX 0197-51-1405 TEL 0197-22-2881
胆 沢 川 沿 川 広 報 （警報車）
岩手県河川課　FAX 019-629-5909 TEL 019-629-5906 マイクロ(FAX) 739-41 マイクロ 739-30
岩手県警察本部　FAX 019-653-6940 TEL 019-603-0110
奥州警察署　TEL 0197-25-0110
岩手県央消防指令センター　FAX 019-601-5851 TEL 019-601-5850
JR東日本旅客鉄道盛岡支社　FAX 019-653-8173 TEL 019-625-4064
NHK盛岡放送局　FAX 019-624-2262 TEL 019-626-8826
IBC岩手放送　FAX 019-623-1164 TEL 019-623-3141
テレビ岩手　FAX 019-654-5056 TEL 019-623-3530
岩手めんこいテレビ　FAX 019-659-2400 TEL 019-656-3303
岩手朝日テレビ　FAX 019-624-8821 TEL 019-629-2901
水沢テレビ(株)　FAX 0197-22-6623 TEL 0197-22-6060
わいわいネット(株)　FAX 0197-31-1618 TEL 0197-31-2288
(株)エフエム岩手　FAX 019-625-5519 TEL 019-625-5511
奥州エフエム放送(株)　FAX 0197-51-6102 TEL 0197-25-2051
岩手日報　FAX 019-653-0355 TEL 019-653-5611
岩手日日新聞社　FAX 019-654-7731 TEL 019-654-7730
胆江日日新聞社　FAX 0197-24-1281 TEL 0197-24-2244
凡　例
マイクロ回線
ＮＴＴ回線
自　動　車
専 用 電 話
無　線

（岩 洞 ダ ム）

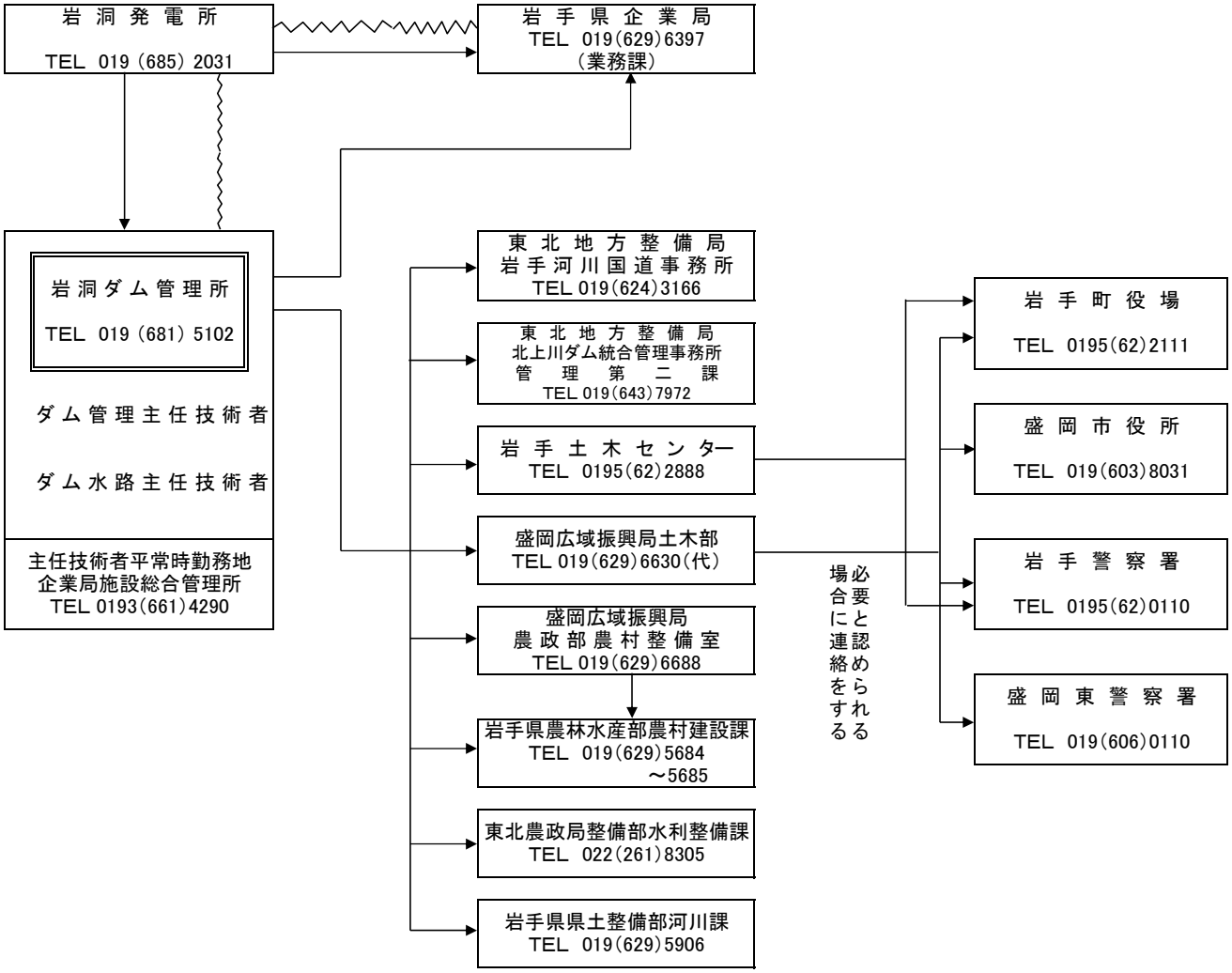
岩 洞 発 電 所
TEL 019 (685) 2031
岩 手 県 企 業 局
TEL 019(629)6397
（業務課）
岩洞ダム管理所
TEL 019 (681) 5102
ダム管理主任技術者
ダム水路主任技術者
主任技術者平常時勤務地
企業局施設総合管理所
TEL 0193(661)4290
東 北 地 方 整 備 局
岩手河川国道事務所
TEL 019(624)3166
東 北 地 方 整 備 局
北上川ダム統合管理事務所
管 理 第 二 課
TEL 019(643)7972
岩 手 土 木 セ ン タ ー
TEL 0195(62)2888
盛岡広域振興局土木部
TEL 019(629)6630(代)
盛岡広域振興局
農 政 部 農 村 整 備 室
TEL 019(629)6688
岩手県農林水産部農村建設課
TEL 019(629)5684
～5685
東北農政局整備部水利整備課
TEL 022(261)8305
岩手県県土整備部河川課
TEL 019(629)5906
必要と認められる場合に連絡をする
岩 手 町 役 場
TEL 0195(62)2111
盛 岡 市 役 所
TEL 019(603)8031
岩 手 警 察 署
TEL 0195(62)0110
盛 岡 東 警 察 署
TEL 019(606)0110

（豊 沢 ダ ム）

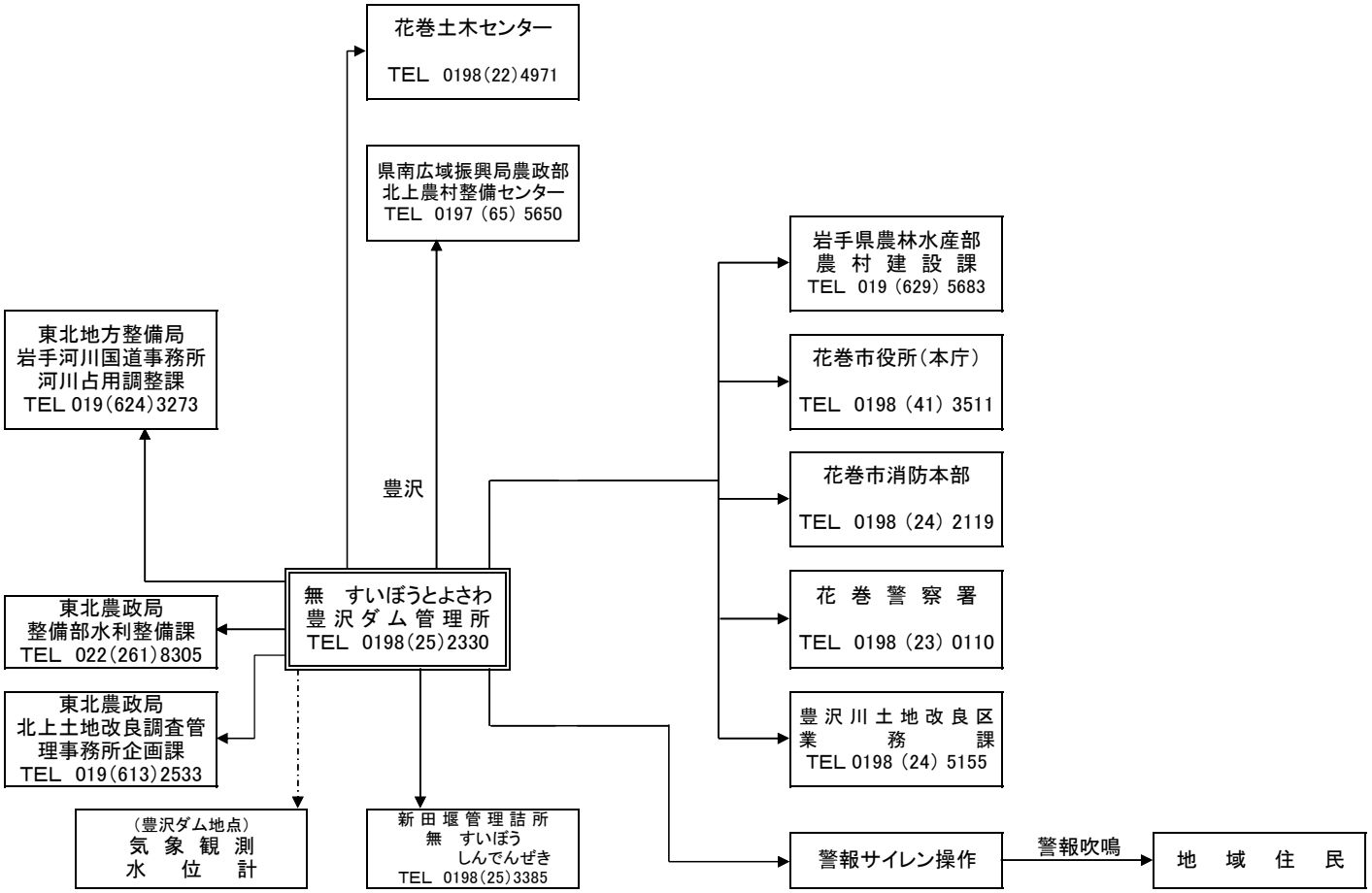
花巻土木センター
TEL 0198(22)4971
県南広域振興局農政部
北上農村整備センター
TEL 0197 (65) 5650
岩手県農林水産部
農 村 建 設 課
TEL 019 (629) 5683
東北地方整備局
岩手河川国道事務所
河川占用調整課
TEL 019(624)3273
花巻市役所(本庁)
TEL 0198 (41) 3511
豊沢
花巻市消防本部
TEL 0198 (24) 2119
無 すいぼうとよさわ
豊 沢 ダ ム 管 理 所
TEL 0198(25)2330
花 巻 警 察 署
TEL 0198 (23) 0110
東北農政局
整備部水利整備課
TEL 022(261)8305
東北農政局
北上土地改良調査管
理事務所企画課
TEL 019(613)2533
豊 沢 川 土 地 改 良 区
業 務 課
TEL 0198 (24) 5155
(豊沢ダム地点)
気 象 観 測
水 位 計
新 田 堰 管 理 詰 所
無 すいぼう
しんでんぜき
TEL 0198(25)3385
警報サイレン操作
警報吹鳴
地 域 住 民

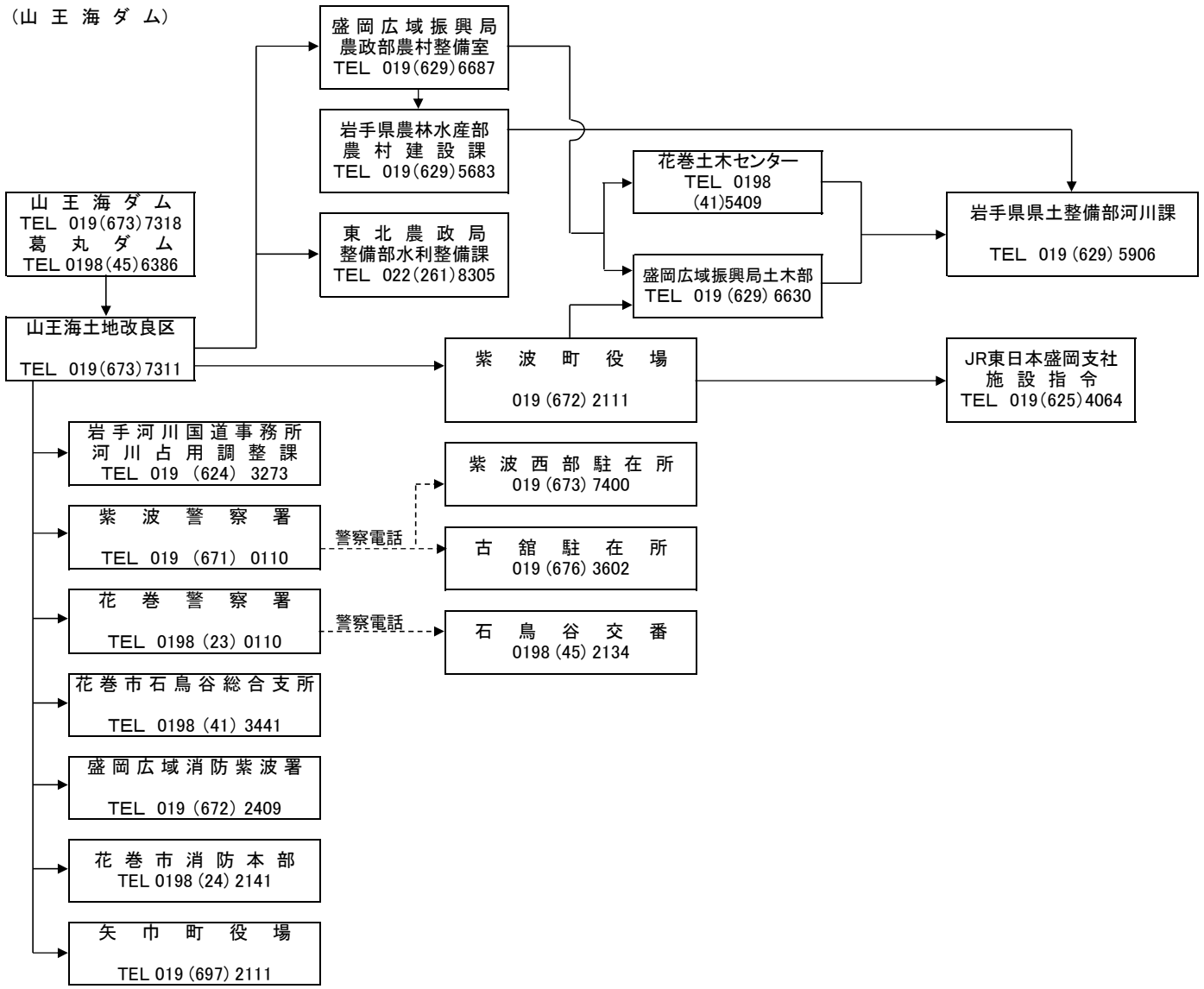
（山 王 海 ダ ム）
盛岡広域振興局
農政部農村整備室
TEL 019(629)6687
岩手県農林水産部
農 村 建 設 課
TEL 019(629)5683
東 北 農 政 局
整備部水利整備課
TEL 022(261)8305
山 王 海 ダ ム
TEL 019(673)7318
葛 丸 ダ ム
TEL 0198(45)6386
山王海土地改良区
TEL 019(673)7311
花巻土木センター
TEL 0198
(41)5409
盛岡広域振興局土木部
TEL 019 (629) 6630
岩手県県土整備部河川課
TEL 019 (629) 5906
紫 波 町 役 場
019 (672) 2111
JR東日本盛岡支社
施 設 指 令
TEL 019(625)4064
岩 手 河 川 国 道 事 務 所
河 川 占 用 調 整 課
TEL 019 (624) 3273
紫 波 警 察 署
TEL 019 (671) 0110
警察電話
紫 波 西 部 駐 在 所
019 (673) 7400
古 舘 駐 在 所
019 (676) 3602
花 巻 警 察 署
TEL 0198 (23) 0110
警察電話
石 鳥 谷 交 番
0198 (45) 2134
花 巻 市 石 鳥 谷 総 合 支 所
TEL 0198 (41) 3441
盛 岡 広 域 消 防 紫 波 署
TEL 019 (672) 2409
花 巻 市 消 防 本 部
TEL 0198 (24) 2141
矢 巾 町 役 場
TEL 019 (697) 2111

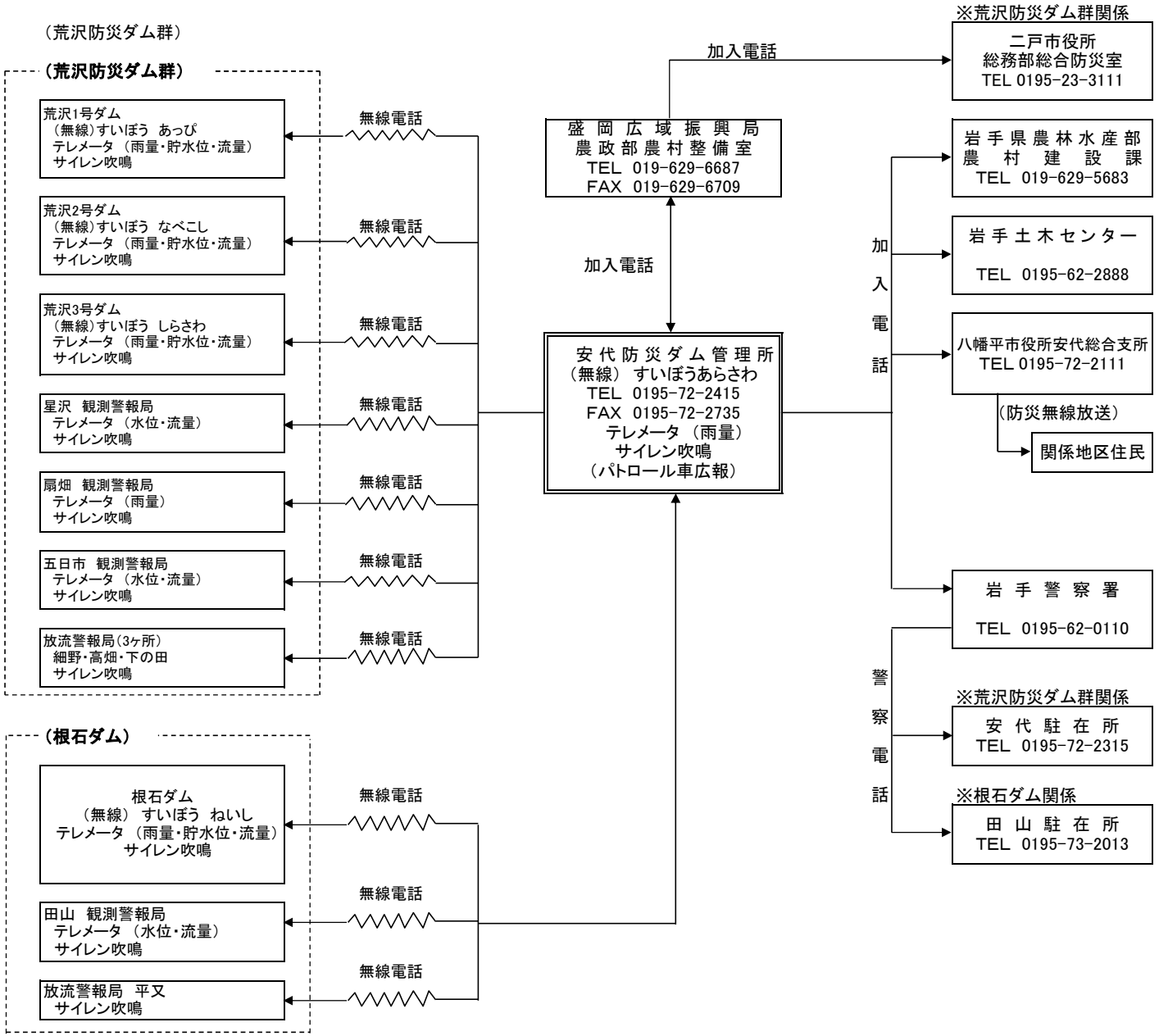
（荒沢防災ダム群）
（荒沢防災ダム群）
荒沢1号ダム
（無線）すいぼう あっぴ
テレメータ（雨量・貯水位・流量）
サイレン吹鳴
荒沢2号ダム
（無線）すいぼう なべこし
テレメータ（雨量・貯水位・流量）
サイレン吹鳴
荒沢3号ダム
（無線）すいぼう しらさわ
テレメータ（雨量・貯水位・流量）
サイレン吹鳴
星沢 観測警報局
テレメータ（水位・流量）
サイレン吹鳴
扇畑 観測警報局
テレメータ（雨量）
サイレン吹鳴
五日市 観測警報局
テレメータ（水位・流量）
サイレン吹鳴
放流警報局（3ヶ所）
細野・高畑・下の田
サイレン吹鳴
無線電話
（根石ダム）
根石ダム
（無線）すいぼう ねいし
テレメータ（雨量・貯水位・流量）
サイレン吹鳴
田山 観測警報局
テレメータ（水位・流量）
サイレン吹鳴
放流警報局 平又
サイレン吹鳴
盛岡広域振興局
農政部農村整備室
TEL 019-629-6687
FAX 019-629-6709
加入電話
安代防災ダム管理所
（無線）すいぼうあらさわ
TEL 0195-72-2415
FAX 0195-72-2735
テレメータ（雨量）
サイレン吹鳴
（パトロール車広報）
※荒沢防災ダム群関係
二戸市役所
総務部総合防災室
TEL 0195-23-3111
岩手県農林水産部
農村建設課
TEL 019-629-5683
岩手土木センター
TEL 0195-62-2888
八幡平市役所安代総合支所
TEL 0195-72-2111
（防災無線放送）
関係地区住民
加入電話
岩手警察署
TEL 0195-62-0110
※荒沢防災ダム群関係
安代駐在所
TEL 0195-72-2315
※根石ダム関係
田山駐在所
TEL 0195-73-2013
警察電話

（御 所 防 災 ダ ム）

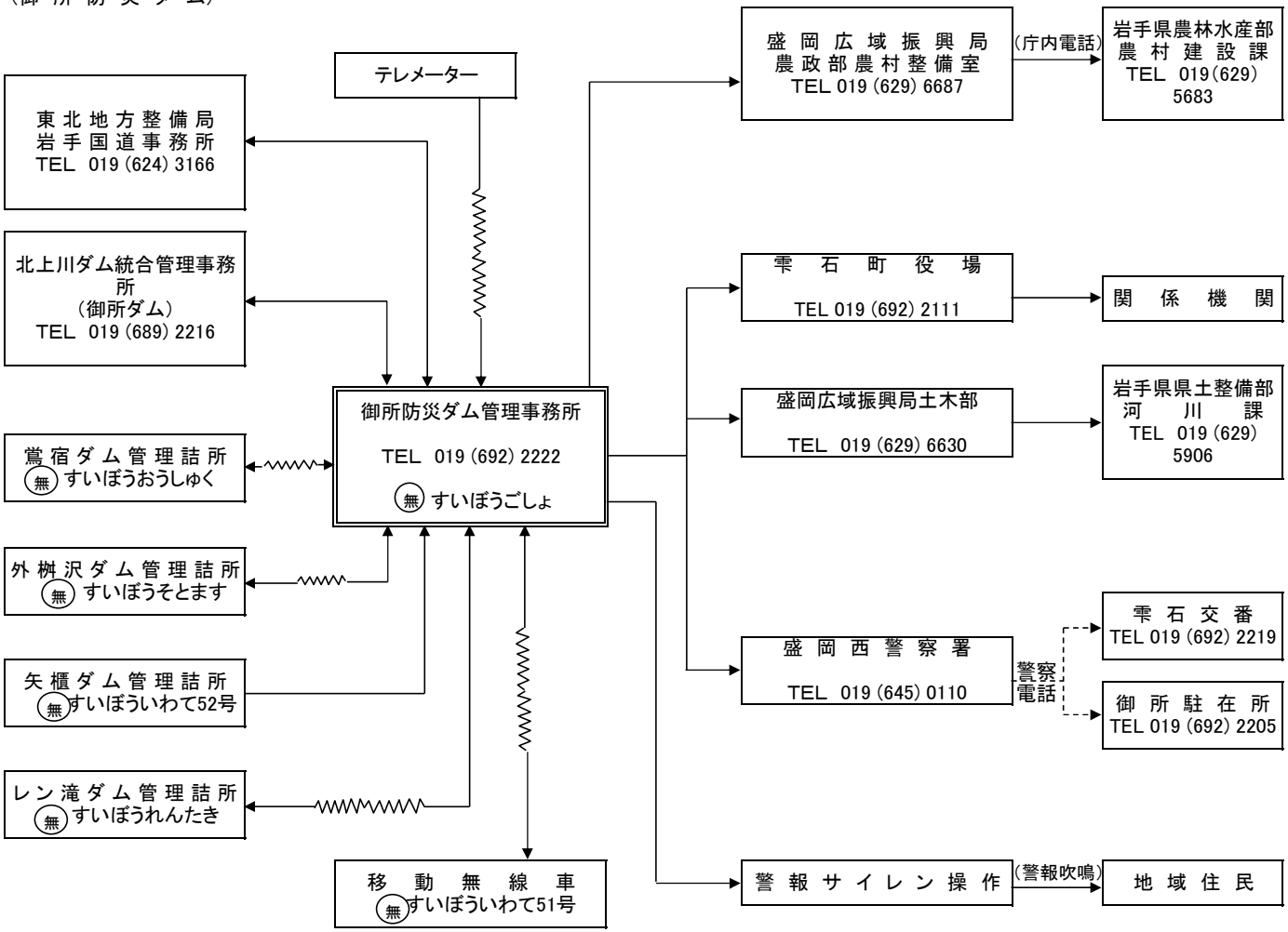
テレメーター
東北地方整備局
岩手国道事務所
TEL 019 (624) 3166
北上川ダム統合管理事務所
（御所ダム）
TEL 019 (689) 2216
鴬宿ダム管理詰所
(無) すいぼうおうしゅく
外桝沢ダム管理詰所
(無) すいぼうそとます
矢櫃ダム管理詰所
(無) すいぼういわて52号
レン滝ダム管理詰所
(無) すいぼうれんたき
御所防災ダム管理事務所
TEL 019 (692) 2222
(無) すいぼうごしょ
移動無線車
(無) すいぼういわて51号
盛岡広域振興局
農政部農村整備室
TEL 019 (629) 6687
(庁内電話)
岩手県農林水産部
農村建設課
TEL 019(629) 5683
雫石町役場
TEL 019 (692) 2111
関係機関
盛岡広域振興局土木部
TEL 019 (629) 6630
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019 (629) 5906
盛岡西警察署
TEL 019 (645) 0110
警察電話
雫石交番
TEL 019 (692) 2219
御所駐在所
TEL 019 (692) 2205
警報サイレン操作
(警報吹鳴)
地域住民

（衣 川 防 災 ダ ム）

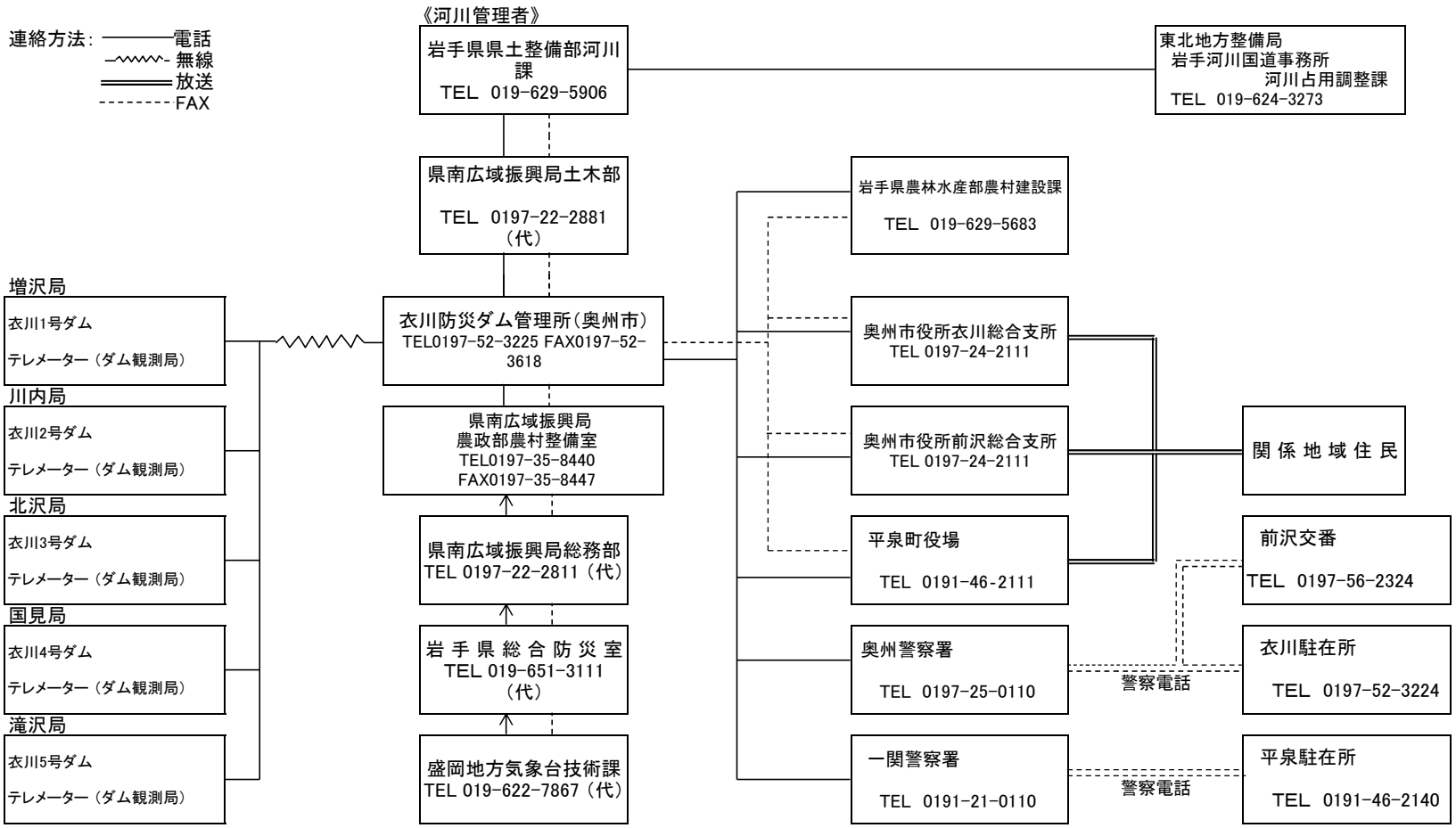
連絡方法：電話
無線
放送
FAX
《河川管理者》
岩手県県土整備部河川課
TEL 019-629-5906
東北地方整備局
岩手河川国道事務所
河川占用調整課
TEL 019-624-3273
県南広域振興局土木部
TEL 0197-22-2881
（代）
岩手県農林水産部農村建設課
TEL 019-629-5683
増沢局
衣川1号ダム
テレメーター（ダム観測局）
衣川防災ダム管理所（奥州市）
TEL0197-52-3225 FAX0197-52-3618
奥州市役所衣川総合支所
TEL 0197-24-2111
川内局
衣川2号ダム
テレメーター（ダム観測局）
県南広域振興局
農政部農村整備室
TEL0197-35-8440
FAX0197-35-8447
奥州市役所前沢総合支所
TEL 0197-24-2111
関 係 地 域 住 民
北沢局
衣川3号ダム
テレメーター（ダム観測局）
県南広域振興局総務部
TEL 0197-22-2811（代）
平泉町役場
TEL 0191-46-2111
前沢交番
TEL 0197-56-2324
国見局
衣川4号ダム
テレメーター（ダム観測局）
岩 手 県 総 合 防 災 室
TEL 019-651-3111
（代）
奥州警察署
TEL 0197-25-0110
警察電話
衣川駐在所
TEL 0197-52-3224
滝沢局
衣川5号ダム
テレメーター（ダム観測局）
盛岡地方気象台技術課
TEL 019-622-7867（代）
一関警察署
TEL 0191-21-0110
警察電話
平泉駐在所
TEL 0191-46-2140

（滝ダム）

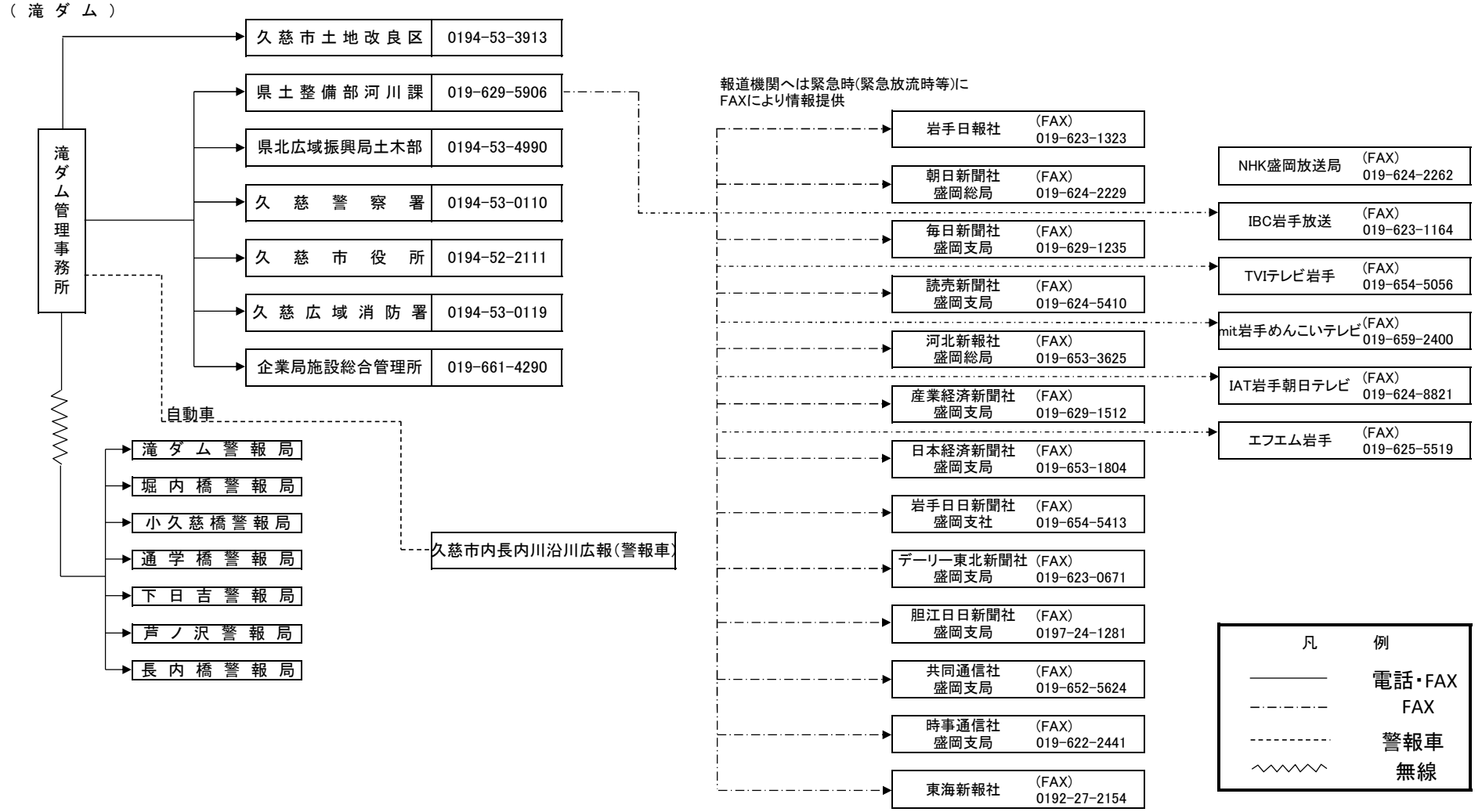
滝ダム管理事務所
久慈市土地改良区 0194-53-3913
県土整備部河川課 019-629-5906
県北広域振興局土木部 0194-53-4990
久慈警察署 0194-53-0110
久慈市役所 0194-52-2111
久慈広域消防署 0194-53-0119
企業局施設総合管理所 019-661-4290
自動車
滝ダム警報局
堀内橋警報局
小久慈橋警報局
通学橋警報局
下日吉警報局
芦ノ沢警報局
長内橋警報局
久慈市内長内川沿川広報(警報車)
報道機関へは緊急時(緊急放流時等)にFAXにより情報提供
岩手日報社 (FAX) 019-623-1323
朝日新聞社盛岡総局 (FAX) 019-624-2229
毎日新聞社盛岡支局 (FAX) 019-629-1235
読売新聞社盛岡支局 (FAX) 019-624-5410
河北新報社盛岡総局 (FAX) 019-653-3625
産業経済新聞社盛岡支局 (FAX) 019-629-1512
日本経済新聞社盛岡支局 (FAX) 019-653-1804
岩手日日新聞社盛岡支社 (FAX) 019-654-5413
デーリー東北新聞社盛岡支局 (FAX) 019-623-0671
胆江日日新聞社盛岡支局 (FAX) 0197-24-1281
共同通信社盛岡支局 (FAX) 019-652-5624
時事通信社盛岡支局 (FAX) 019-622-2441
東海新報社 (FAX) 0192-27-2154
NHK盛岡放送局 (FAX) 019-624-2262
IBC岩手放送 (FAX) 019-623-1164
TVIテレビ岩手 (FAX) 019-654-5056
mit岩手めんこいテレビ (FAX) 019-659-2400
IAT岩手朝日テレビ (FAX) 019-624-8821
エフエム岩手 (FAX) 019-625-5519
凡例
電話・FAX
FAX
警報車
無線

（綱 取 ダ ム）

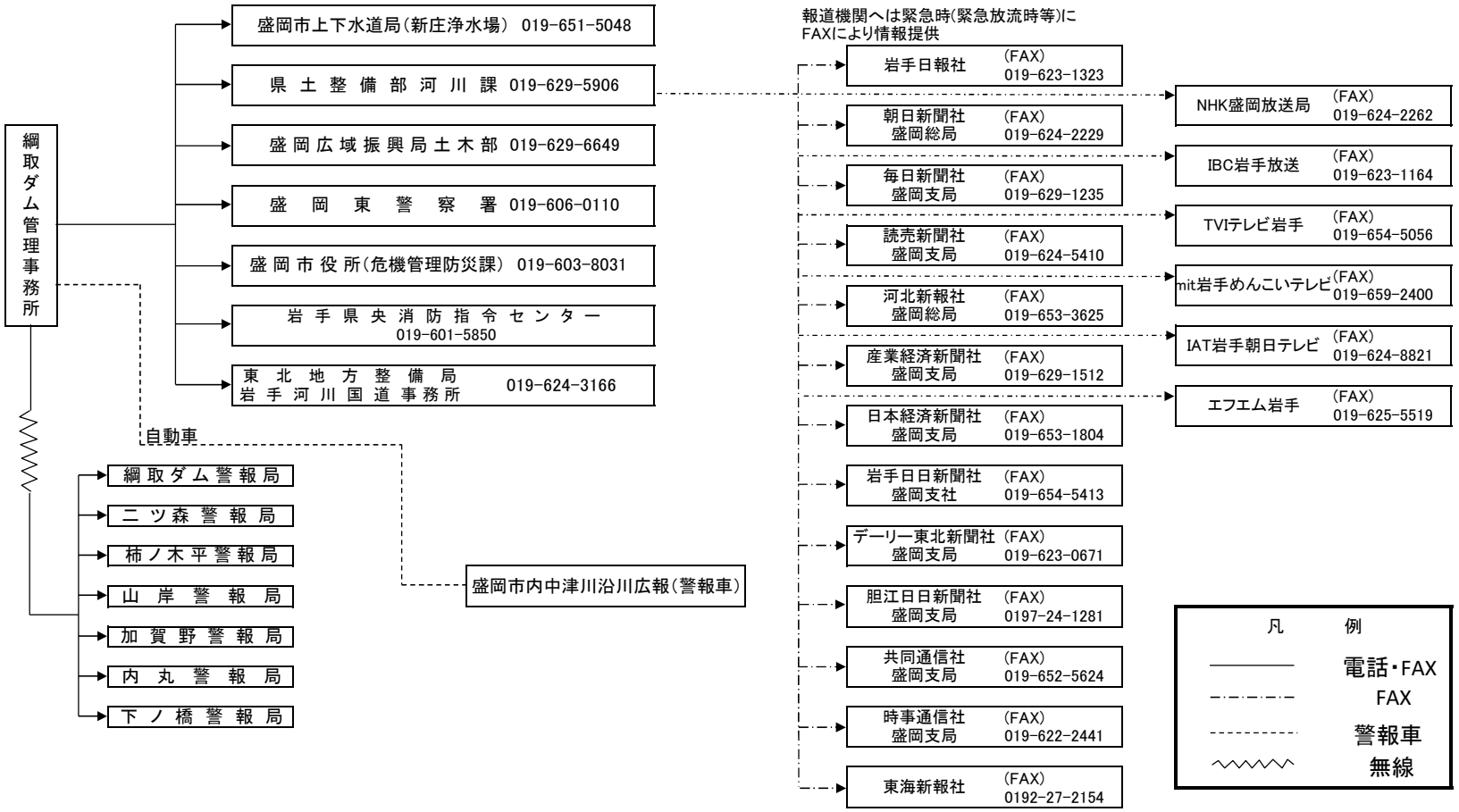
綱取ダム管理事務所
盛岡市上下水道局(新庄浄水場) 019-651-5048
県 土 整 備 部 河 川 課 019-629-5906
盛岡広域振興局土木部 019-629-6649
盛 岡 東 警 察 署 019-606-0110
盛岡市役所(危機管理防災課) 019-603-8031
岩手県央消防指令センター 019-601-5850
東北地方整備局 岩手河川国道事務所 019-624-3166
自動車
綱取ダム警報局
二ツ森警報局
柿ノ木平警報局
山 岸 警 報 局
加賀野警報局
内 丸 警 報 局
下ノ橋警報局
盛岡市内中津川沿川広報(警報車)
報道機関へは緊急時(緊急放流時等)にFAXにより情報提供
岩手日報社 (FAX) 019-623-1323
朝日新聞社 盛岡総局 (FAX) 019-624-2229
毎日新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1235
読売新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-624-5410
河北新報社 盛岡総局 (FAX) 019-653-3625
産業経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1512
日本経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-653-1804
岩手日日新聞社 盛岡支社 (FAX) 019-654-5413
デーリー東北新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-623-0671
胆江日日新聞社 盛岡支局 (FAX) 0197-24-1281
共同通信社 盛岡支局 (FAX) 019-652-5624
時事通信社 盛岡支局 (FAX) 019-622-2441
東海新報社 (FAX) 0192-27-2154
NHK盛岡放送局 (FAX) 019-624-2262
IBC岩手放送 (FAX) 019-623-1164
TVIテレビ岩手 (FAX) 019-654-5056
mit岩手めんこいテレビ (FAX) 019-659-2400
IAT岩手朝日テレビ (FAX) 019-624-8821
エフエム岩手 (FAX) 019-625-5519
凡 例
電話・FAX
FAX
警報車
無線

（遠野ダム・遠野第二ダム）

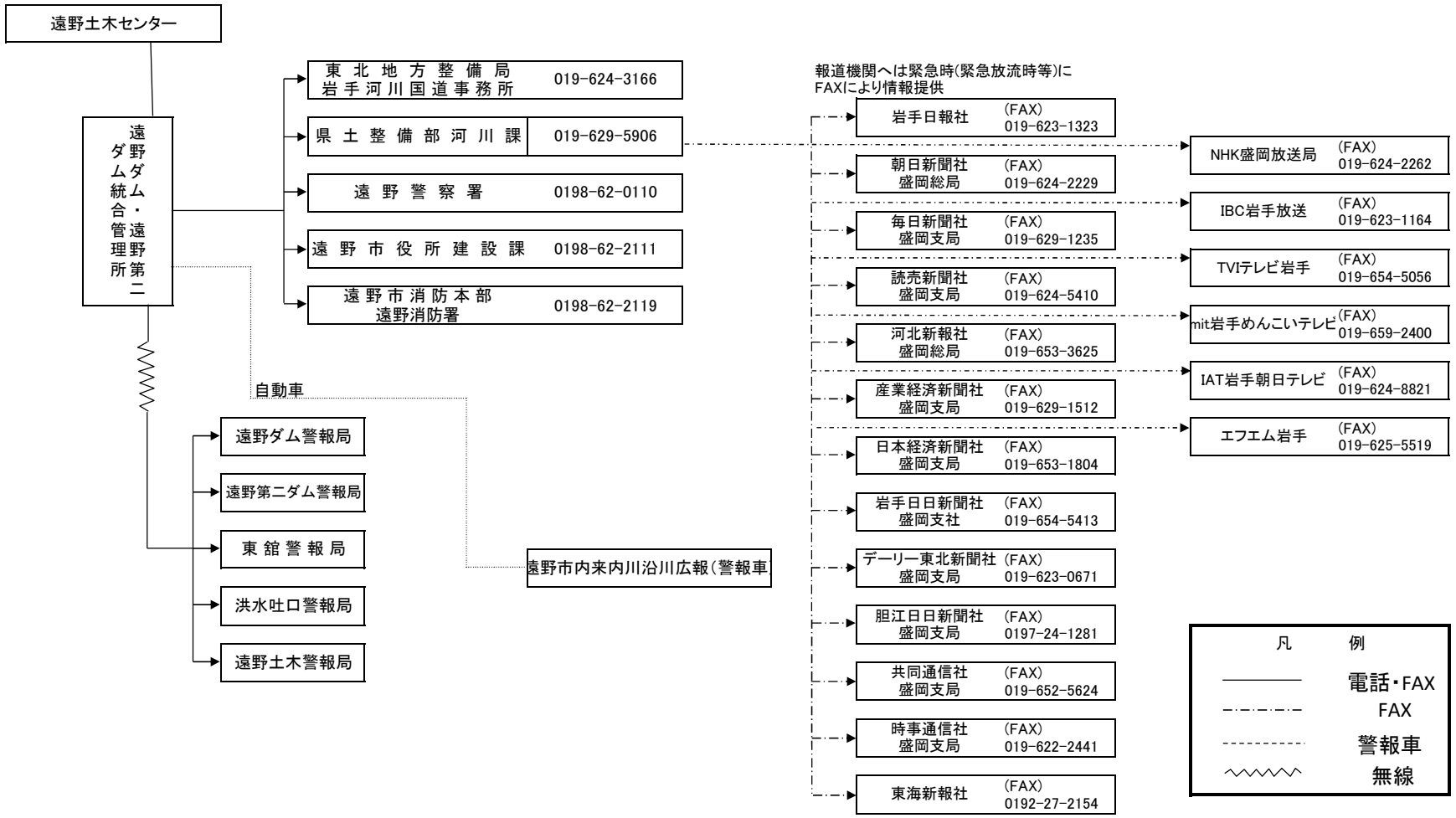
遠野土木センター
遠野ダム統合管理所・遠野第二
東北地方整備局 岩手河川国道事務所 019-624-3166
県土整備部河川課 019-629-5906
遠野警察署 0198-62-0110
遠野市役所建設課 0198-62-2111
遠野市消防本部 遠野消防署 0198-62-2119
自動車
遠野ダム警報局
遠野第二ダム警報局
東舘警報局
洪水吐口警報局
遠野土木警報局
遠野市内来内川沿川広報（警報車
報道機関へは緊急時(緊急放流時等)に FAXにより情報提供
岩手日報社 (FAX) 019-623-1323
朝日新聞社 盛岡総局 (FAX) 019-624-2229
毎日新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1235
読売新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-624-5410
河北新報社 盛岡総局 (FAX) 019-653-3625
産業経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1512
日本経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-653-1804
岩手日日新聞社 盛岡支社 (FAX) 019-654-5413
デーリー東北新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-623-0671
胆江日日新聞社 盛岡支局 (FAX) 0197-24-1281
共同通信社 盛岡支局 (FAX) 019-652-5624
時事通信社 盛岡支局 (FAX) 019-622-2441
東海新報社 (FAX) 0192-27-2154
NHK盛岡放送局 (FAX) 019-624-2262
IBC岩手放送 (FAX) 019-623-1164
TVIテレビ岩手 (FAX) 019-654-5056
mit岩手めんこいテレビ (FAX) 019-659-2400
IAT岩手朝日テレビ (FAX) 019-624-8821
エフエム岩手 (FAX) 019-625-5519
凡例
電話・FAX
FAX
警報車
無線

（入 畑 ダ ム）

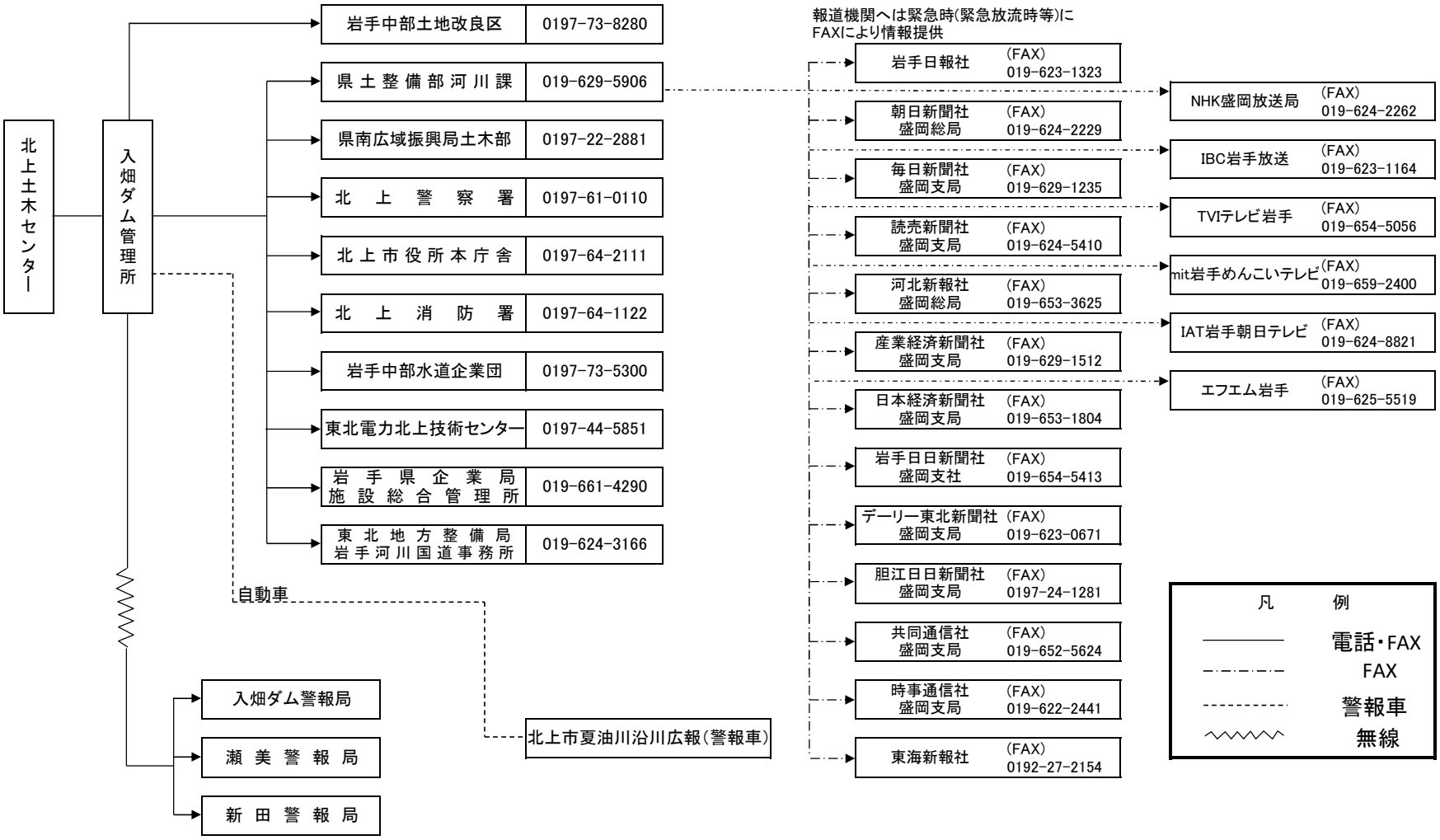
北上土木センター
入畑ダム管理所
岩手中部土地改良区 0197-73-8280
県土整備部河川課 019-629-5906
県南広域振興局土木部 0197-22-2881
北上警察署 0197-61-0110
北上市役所本庁舎 0197-64-2111
北上消防署 0197-64-1122
岩手中部水道企業団 0197-73-5300
東北電力北上技術センター 0197-44-5851
岩手県企業局施設総合管理所 019-661-4290
東北地方整備局岩手河川国道事務所 019-624-3166
自動車
入畑ダム警報局
瀬美警報局
新田警報局
北上市夏油川沿川広報(警報車)
報道機関へは緊急時(緊急放流時等)にFAXにより情報提供
岩手日報社 (FAX) 019-623-1323
朝日新聞社 盛岡総局 (FAX) 019-624-2229
毎日新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1235
読売新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-624-5410
河北新報社 盛岡総局 (FAX) 019-653-3625
産業経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1512
日本経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-653-1804
岩手日日新聞社 盛岡支社 (FAX) 019-654-5413
デーリー東北新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-623-0671
胆江日日新聞社 盛岡支局 (FAX) 0197-24-1281
共同通信社 盛岡支局 (FAX) 019-652-5624
時事通信社 盛岡支局 (FAX) 019-622-2441
東海新報社 (FAX) 0192-27-2154
NHK盛岡放送局 (FAX) 019-624-2262
IBC岩手放送 (FAX) 019-623-1164
TVIテレビ岩手 (FAX) 019-654-5056
mit岩手めんこいテレビ (FAX) 019-659-2400
IAT岩手朝日テレビ (FAX) 019-624-8821
エフエム岩手 (FAX) 019-625-5519
凡 例
電話・FAX
FAX
警報車
無線

（日 向 ダ ム）

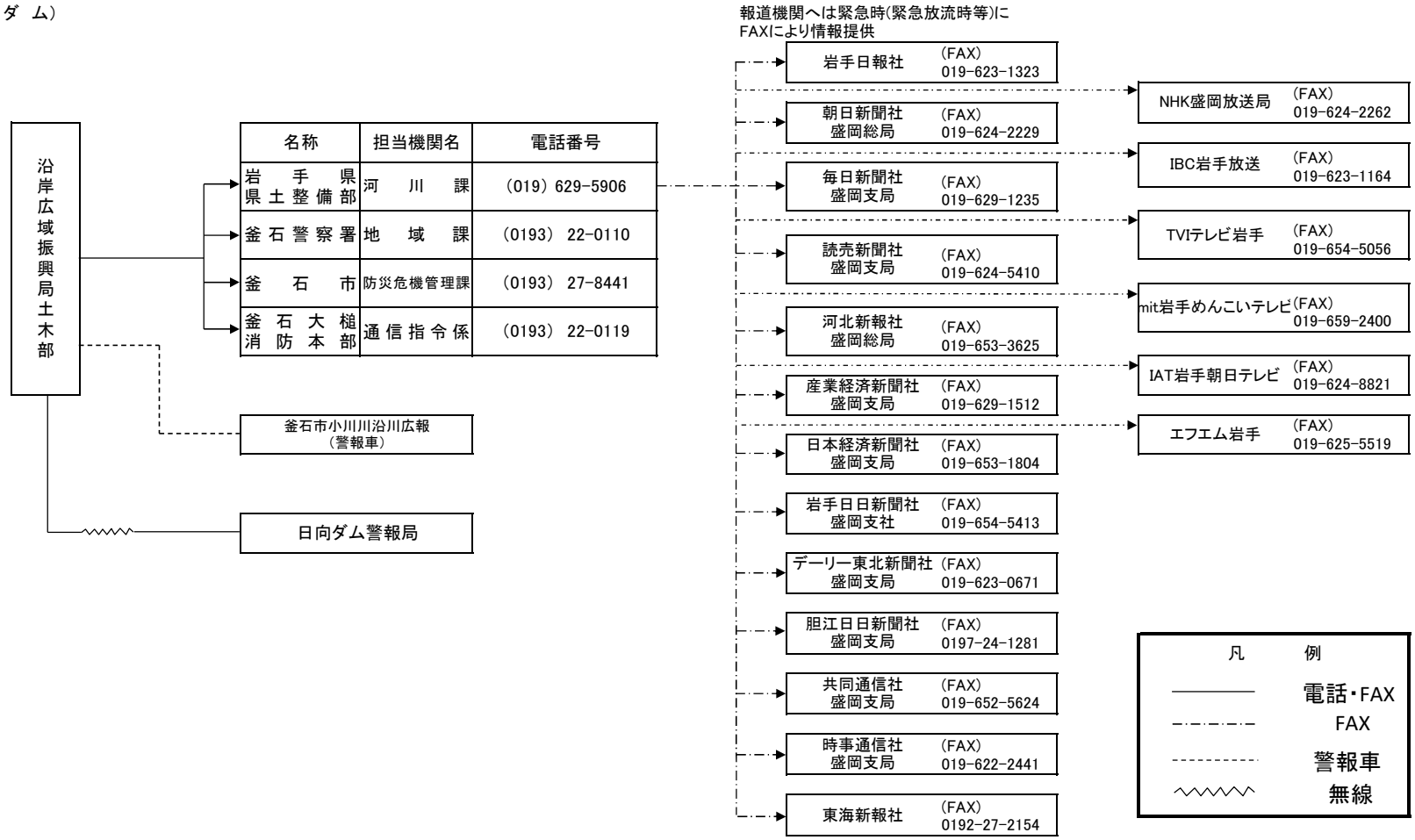
沿岸広域振興局土木部
名称
担当機関名
電話番号
岩手県県土整備部
河川課
(019) 629-5906
釜石警察署
地域課
(0193) 22-0110
釜石市
防災危機管理課
(0193) 27-8441
釜石大槌消防本部
通信指令係
(0193) 22-0119
釜石市小川川沿川広報（警報車）
日向ダム警報局
報道機関へは緊急時(緊急放流時等)にFAXにより情報提供
岩手日報社 (FAX) 019-623-1323
朝日新聞社 盛岡総局 (FAX) 019-624-2229
毎日新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1235
読売新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-624-5410
河北新報社 盛岡総局 (FAX) 019-653-3625
産業経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1512
日本経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-653-1804
岩手日日新聞社 盛岡支社 (FAX) 019-654-5413
デーリー東北新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-623-0671
胆江日日新聞社 盛岡支局 (FAX) 0197-24-1281
共同通信社 盛岡支局 (FAX) 019-652-5624
時事通信社 盛岡支局 (FAX) 019-622-2441
東海新報社 (FAX) 0192-27-2154
NHK盛岡放送局 (FAX) 019-624-2262
IBC岩手放送 (FAX) 019-623-1164
TVIテレビ岩手 (FAX) 019-654-5056
mit岩手めんこいテレビ (FAX) 019-659-2400
IAT岩手朝日テレビ (FAX) 019-624-8821
エフエム岩手 (FAX) 019-625-5519
凡 例
電話・FAX
FAX
警報車
無線

（早 池 峰 ダ ム）

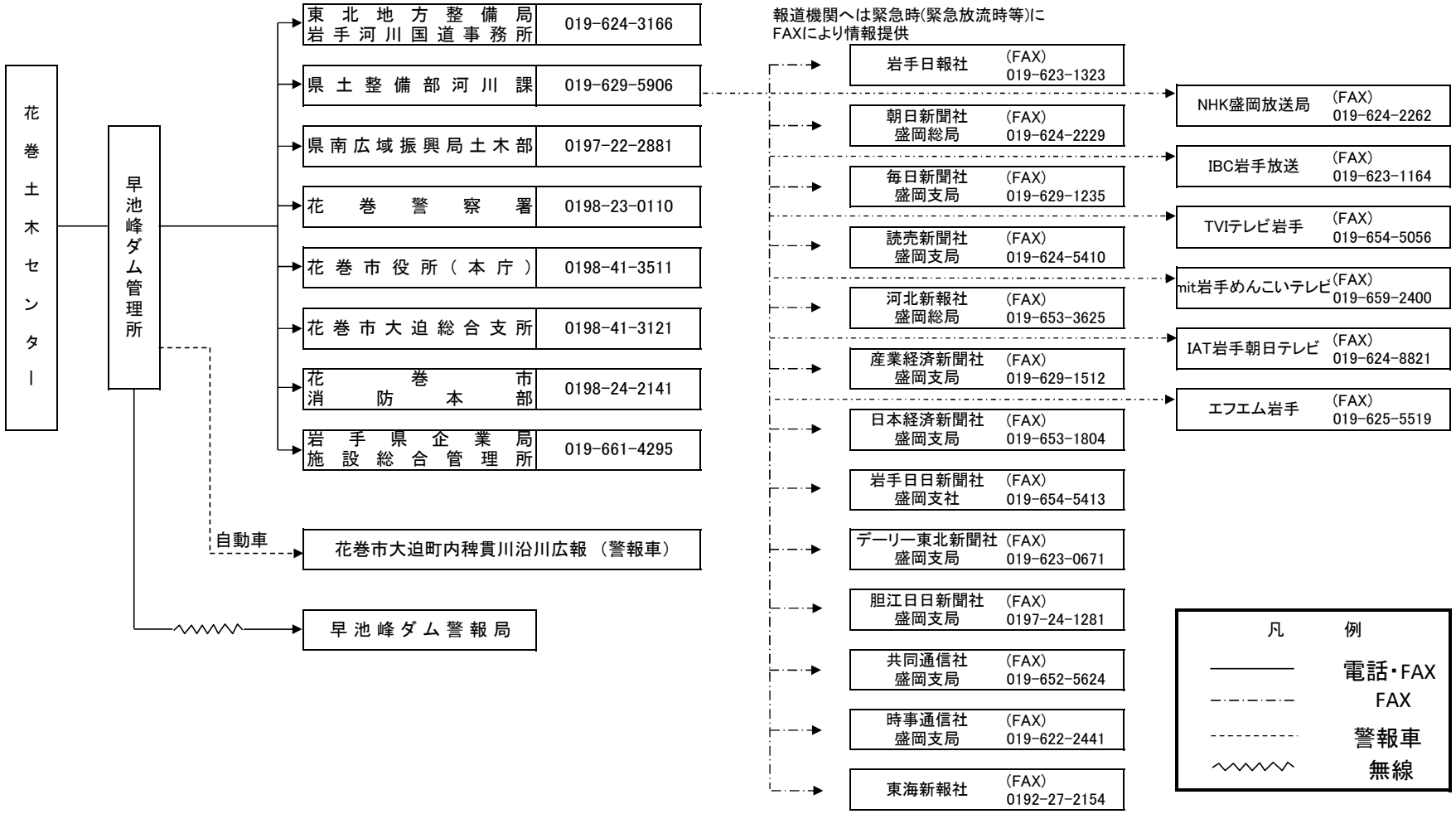
花巻土木センター
早池峰ダム管理所
東北地方整備局 岩手河川国道事務所 019-624-3166
県土整備部河川課 019-629-5906
県南広域振興局土木部 0197-22-2881
花巻警察署 0198-23-0110
花巻市役所（本庁） 0198-41-3511
花巻市大迫総合支所 0198-41-3121
花巻市消防本部 0198-24-2141
岩手県企業局施設総合管理所 019-661-4295
自動車
花巻市大迫町内稗貫川沿川広報（警報車）
早池峰ダム警報局
報道機関へは緊急時(緊急放流時等)にFAXにより情報提供
岩手日報社 (FAX) 019-623-1323
朝日新聞社 盛岡総局 (FAX) 019-624-2229
毎日新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1235
読売新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-624-5410
河北新報社 盛岡総局 (FAX) 019-653-3625
産業経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1512
日本経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-653-1804
岩手日日新聞社 盛岡支社 (FAX) 019-654-5413
デーリー東北新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-623-0671
胆江日日新聞社 盛岡支局 (FAX) 0197-24-1281
共同通信社 盛岡支局 (FAX) 019-652-5624
時事通信社 盛岡支局 (FAX) 019-622-2441
東海新報社 (FAX) 0192-27-2154
NHK盛岡放送局 (FAX) 019-624-2262
IBC岩手放送 (FAX) 019-623-1164
TVIテレビ岩手 (FAX) 019-654-5056
mit岩手めんこいテレビ (FAX) 019-659-2400
IAT岩手朝日テレビ (FAX) 019-624-8821
エフエム岩手 (FAX) 019-625-5519
凡例
電話・FAX
FAX
警報車
無線

（綾 里 川 ダ ム）

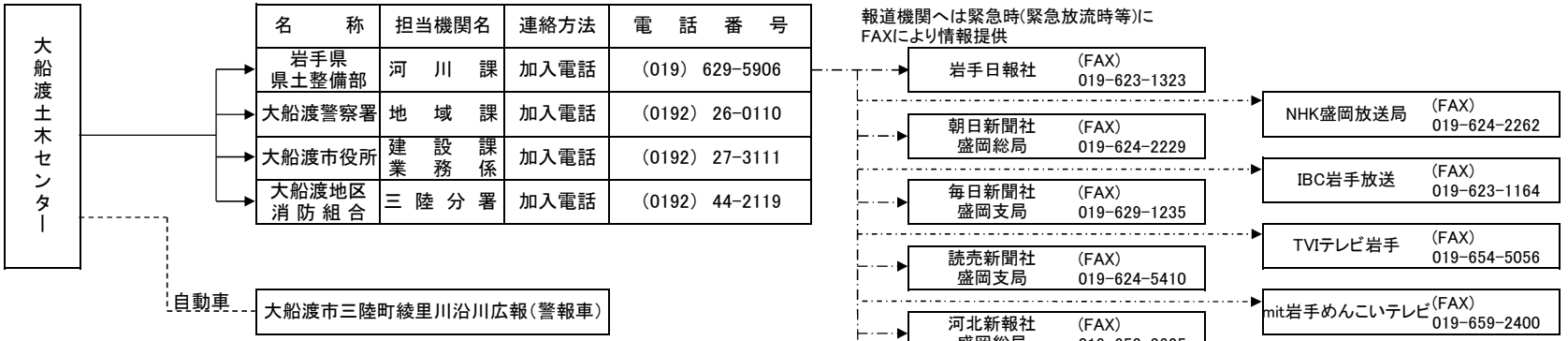
大船渡土木センター
名　称
担当機関名
連絡方法
電　話　番　号
岩手県 県土整備部
河　川　課
加入電話
（019） 629-5906
大船渡警察署
地　域　課
加入電話
（0192） 26-0110
大船渡市役所
建　設　課 業　務　係
加入電話
（0192） 27-3111
大船渡地区 消防組合
三 陸 分 署
加入電話
（0192） 44-2119
自動車
大船渡市三陸町綾里川沿川広報（警報車）

（鷹 生 ダ ム）

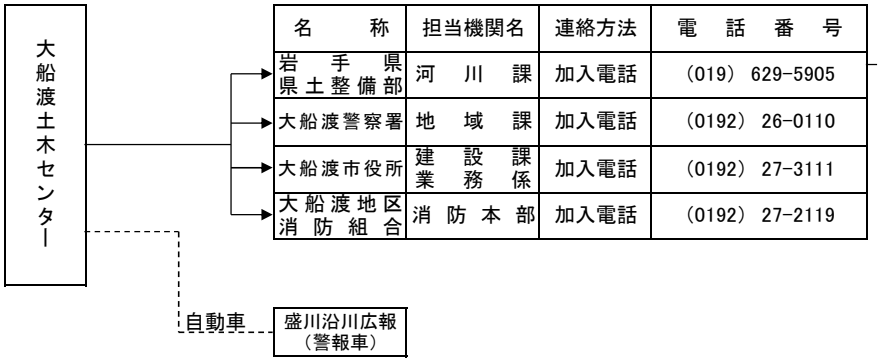
大船渡土木センター
名　称
担当機関名
連絡方法
電　話　番　号
岩 手 県 県土整備部
河　川　課
加入電話
（019） 629-5905
大船渡警察署
地　域　課
加入電話
（0192） 26-0110
大船渡市役所
建　設　課 業　務　係
加入電話
（0192） 27-3111
大船渡地区 消防組合
消 防 本 部
加入電話
（0192） 27-2119
自動車
盛川沿川広報 （警報車）

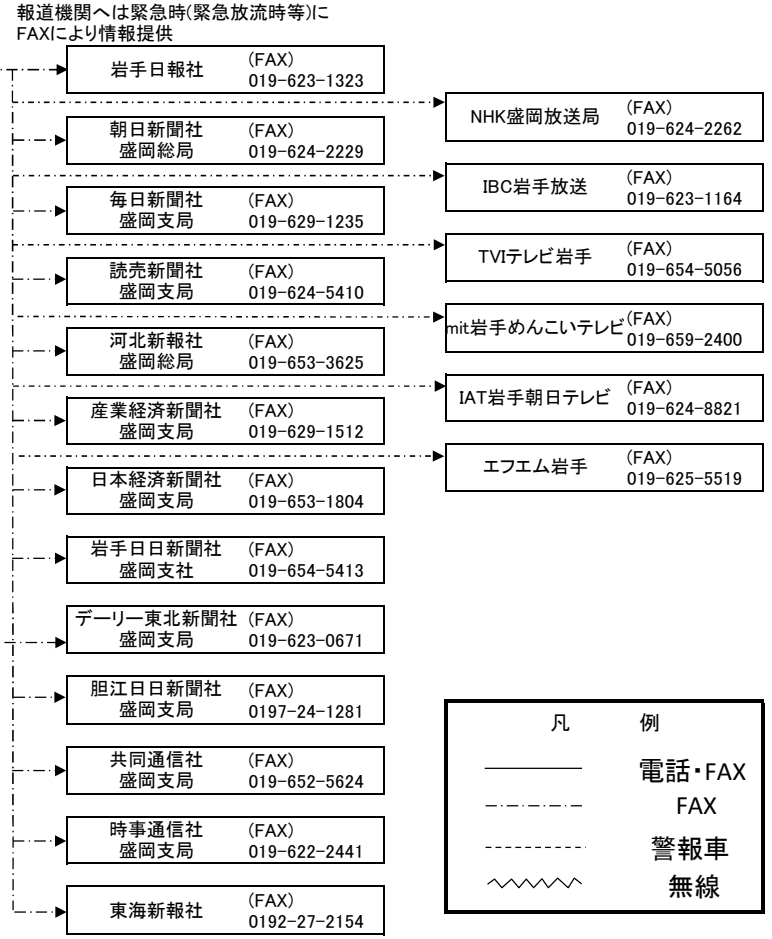
報道機関へは緊急時(緊急放流時等)に FAXにより情報提供
岩手日報社 (FAX) 019-623-1323
朝日新聞社 盛岡総局 (FAX) 019-624-2229
毎日新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1235
読売新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-624-5410
河北新報社 盛岡総局 (FAX) 019-653-3625
産業経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1512
日本経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-653-1804
岩手日日新聞社 盛岡支社 (FAX) 019-654-5413
デーリー東北新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-623-0671
胆江日日新聞社 盛岡支局 (FAX) 0197-24-1281
共同通信社 盛岡支局 (FAX) 019-652-5624
時事通信社 盛岡支局 (FAX) 019-622-2441
東海新報社 (FAX) 0192-27-2154
NHK盛岡放送局 (FAX) 019-624-2262
IBC岩手放送 (FAX) 019-623-1164
TVIテレビ岩手 (FAX) 019-654-5056
mit岩手めんこいテレビ (FAX) 019-659-2400
IAT岩手朝日テレビ (FAX) 019-624-8821
エフエム岩手 (FAX) 019-625-5519
凡　例
電話・FAX
FAX
警報車
無線

（築 川 ダ ム）

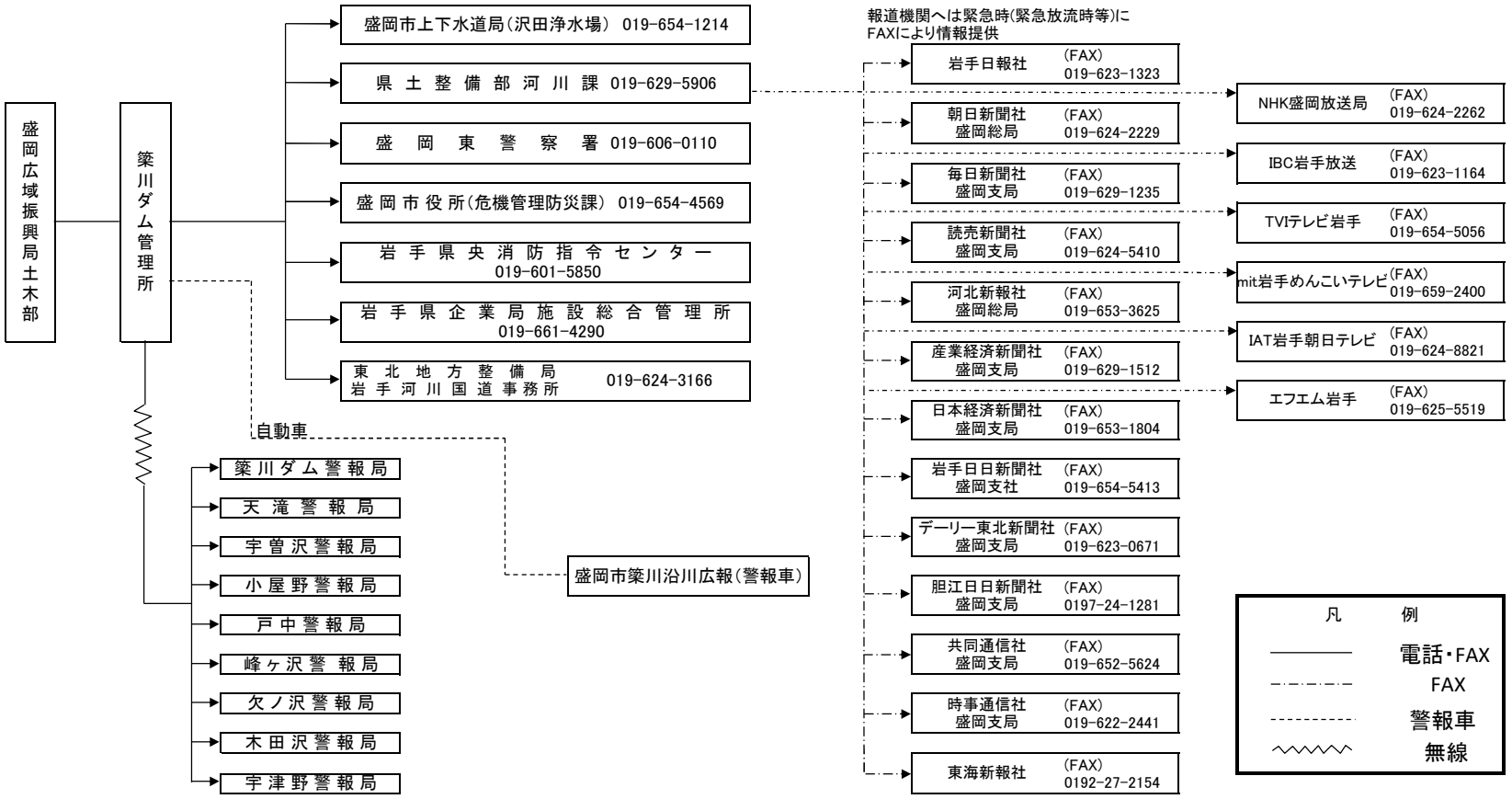
盛岡広域振興局土木部
築川ダム管理所
盛岡市上下水道局（沢田浄水場） 019-654-1214
県 土 整 備 部 河 川 課 019-629-5906
盛 岡 東 警 察 署 019-606-0110
盛岡市役所（危機管理防災課） 019-654-4569
岩手県央消防指令センター 019-601-5850
岩手県企業局施設総合管理所 019-661-4290
東北地方整備局 岩手河川国道事務所 019-624-3166
自動車
築川ダム警報局
天 滝 警 報 局
宇曽沢警報局
小屋野警報局
戸中警報局
峰ヶ沢警報局
欠ノ沢警報局
木田沢警報局
宇津野警報局
盛岡市築川沿川広報（警報車）
報道機関へは緊急時(緊急放流時等)に
FAXにより情報提供
岩手日報社 (FAX) 019-623-1323
朝日新聞社 盛岡総局 (FAX) 019-624-2229
毎日新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1235
読売新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-624-5410
河北新報社 盛岡総局 (FAX) 019-653-3625
産業経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-629-1512
日本経済新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-653-1804
岩手日日新聞社 盛岡支社 (FAX) 019-654-5413
デーリー東北新聞社 盛岡支局 (FAX) 019-623-0671
胆江日日新聞社 盛岡支局 (FAX) 0197-24-1281
共同通信社 盛岡支局 (FAX) 019-652-5624
時事通信社 盛岡支局 (FAX) 019-622-2441
東海新報社 (FAX) 0192-27-2154
NHK盛岡放送局 (FAX) 019-624-2262
IBC岩手放送 (FAX) 019-623-1164
TVIテレビ岩手 (FAX) 019-654-5056
mit岩手めんこいテレビ (FAX) 019-659-2400
IAT岩手朝日テレビ (FAX) 019-624-8821
エフエム岩手 (FAX) 019-625-5519
凡 例
電話・FAX
FAX
警報車
無線

（余白）

図表7-3　津波、高潮時　連絡系統図

(1)国土交通省所管関係

大船渡土木センター

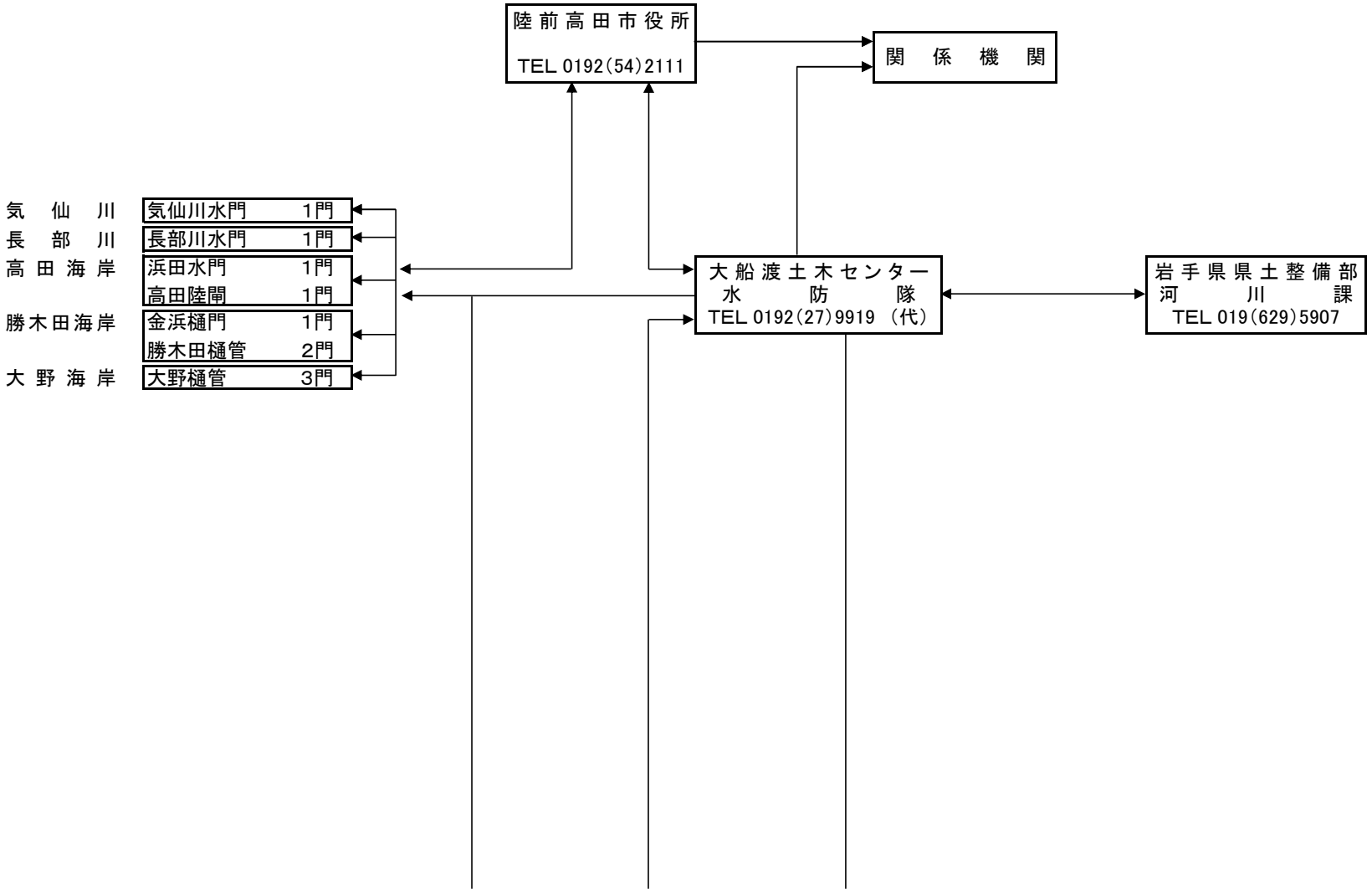

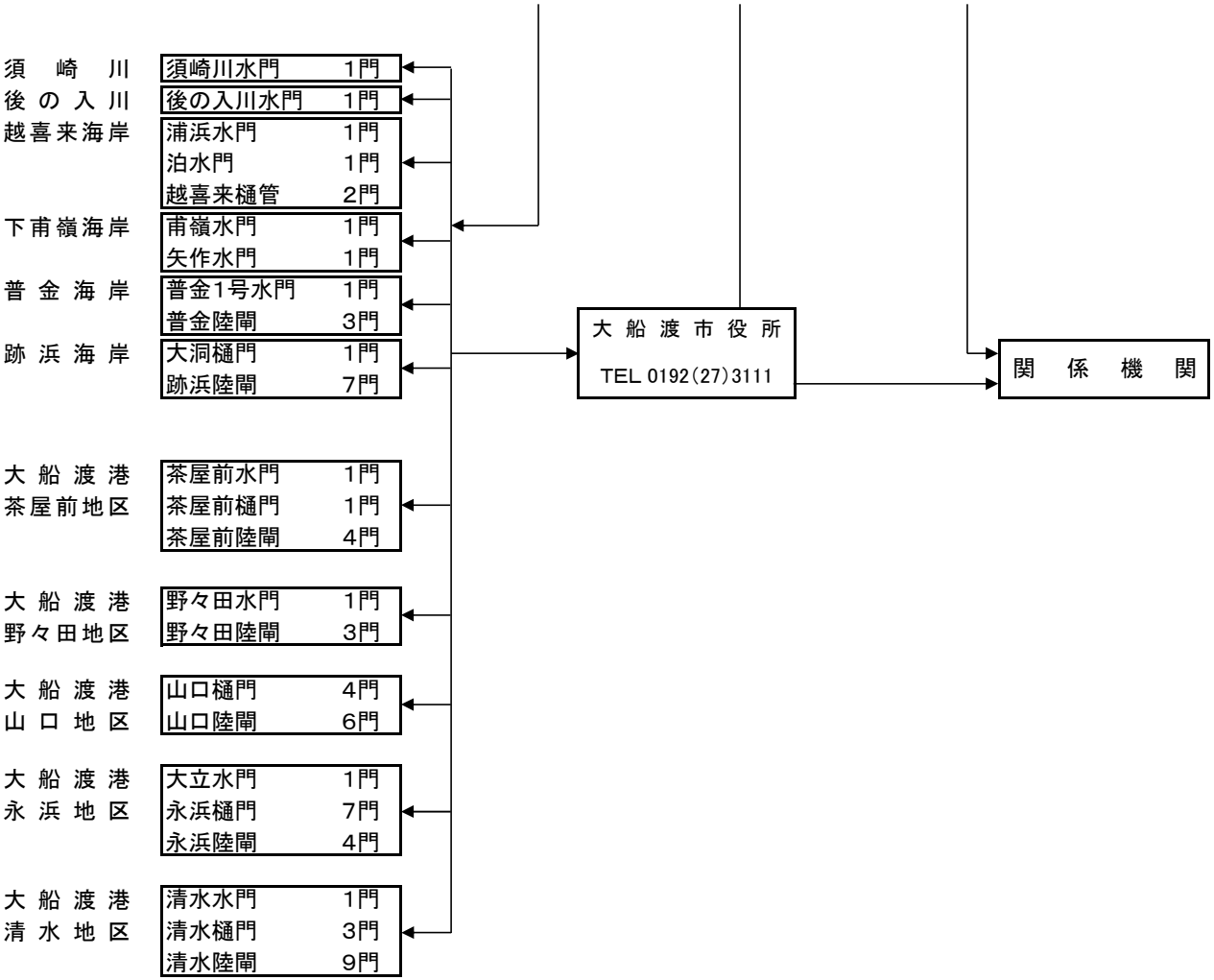
須崎川
須崎川水門 1門
後の入川
後の入川水門 1門
越喜来海岸
浦浜水門 1門
泊水門 1門
越喜来樋管 2門
下甫嶺海岸
甫嶺水門 1門
矢作水門 1門
普金海岸
普金1号水門 1門
普金陸閘 3門
跡浜海岸
大洞樋門 1門
跡浜陸閘 7門
大船渡市役所
TEL 0192(27)3111
関係機関
大船渡港
茶屋前地区
茶屋前水門 1門
茶屋前樋門 1門
茶屋前陸閘 4門
大船渡港
野々田地区
野々田水門 1門
野々田陸閘 3門
大船渡港
山口地区
山口樋門 4門
山口陸閘 6門
大船渡港
永浜地区
大立水門 1門
永浜樋門 7門
永浜陸閘 4門
大船渡港
清水地区
清水水門 1門
清水樋門 3門
清水陸閘 9門

沿岸広域振興局　土木部

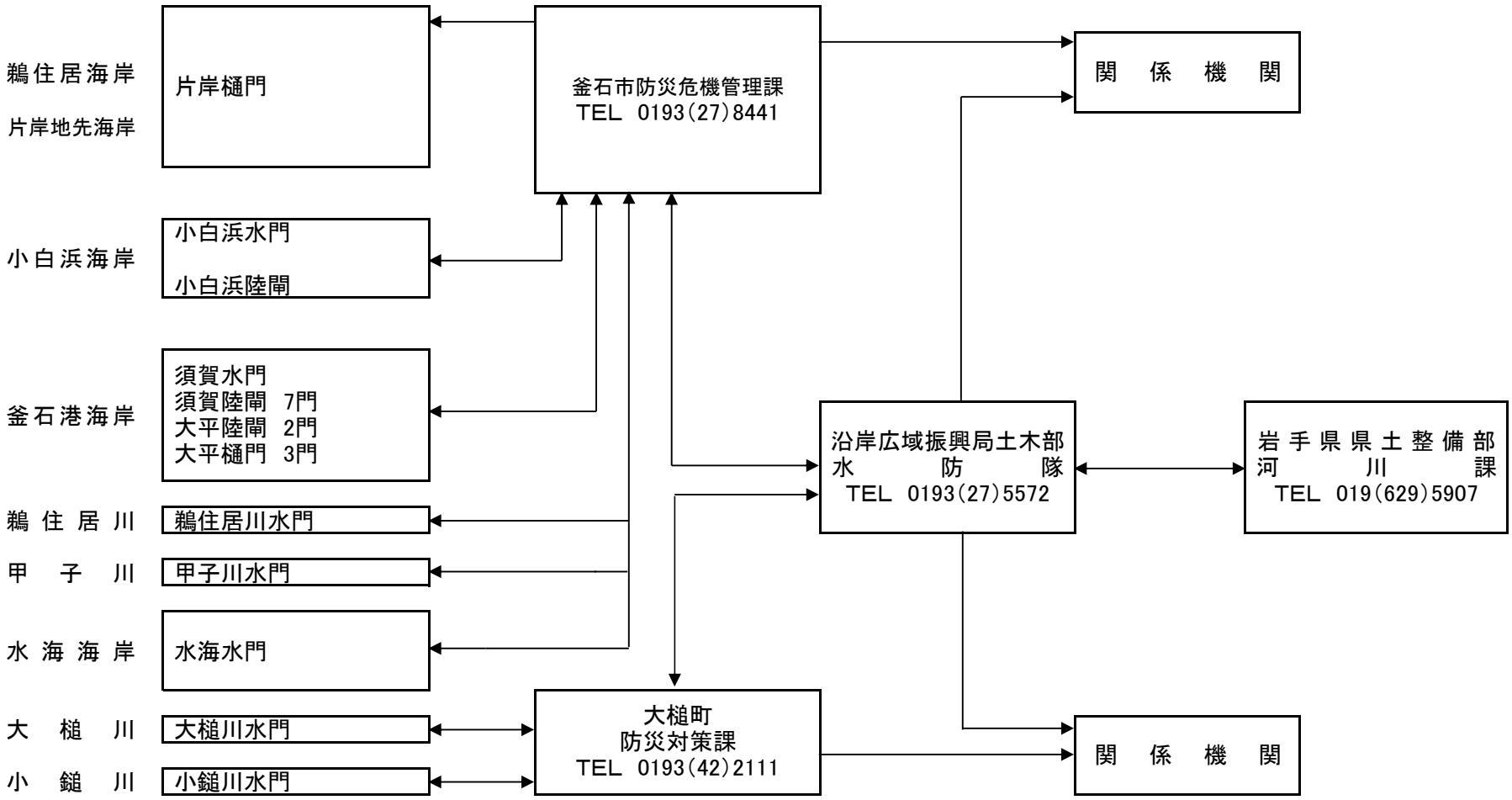
鵜住居海岸
片岸地先海岸
片岸樋門
釜石市防災危機管理課
TEL　0193(27)8441
関　係　機　関
小白浜海岸
小白浜水門
小白浜陸閘
釜石港海岸
須賀水門
須賀陸閘　7門
大平陸閘　2門
大平樋門　3門
沿岸広域振興局土木部
水　防　隊
TEL　0193(27)5572
岩手県県土整備部
河　川　課
TEL　019(629)5907
鵜住居川
鵜住居川水門
甲　子　川
甲子川水門
水海海岸
水海水門
大　槌　川
大槌川水門
小　鎚　川
小鎚川水門
大槌町
防災対策課
TEL　0193(42)2111
関　係　機　関

（余白）

宮古土木センター

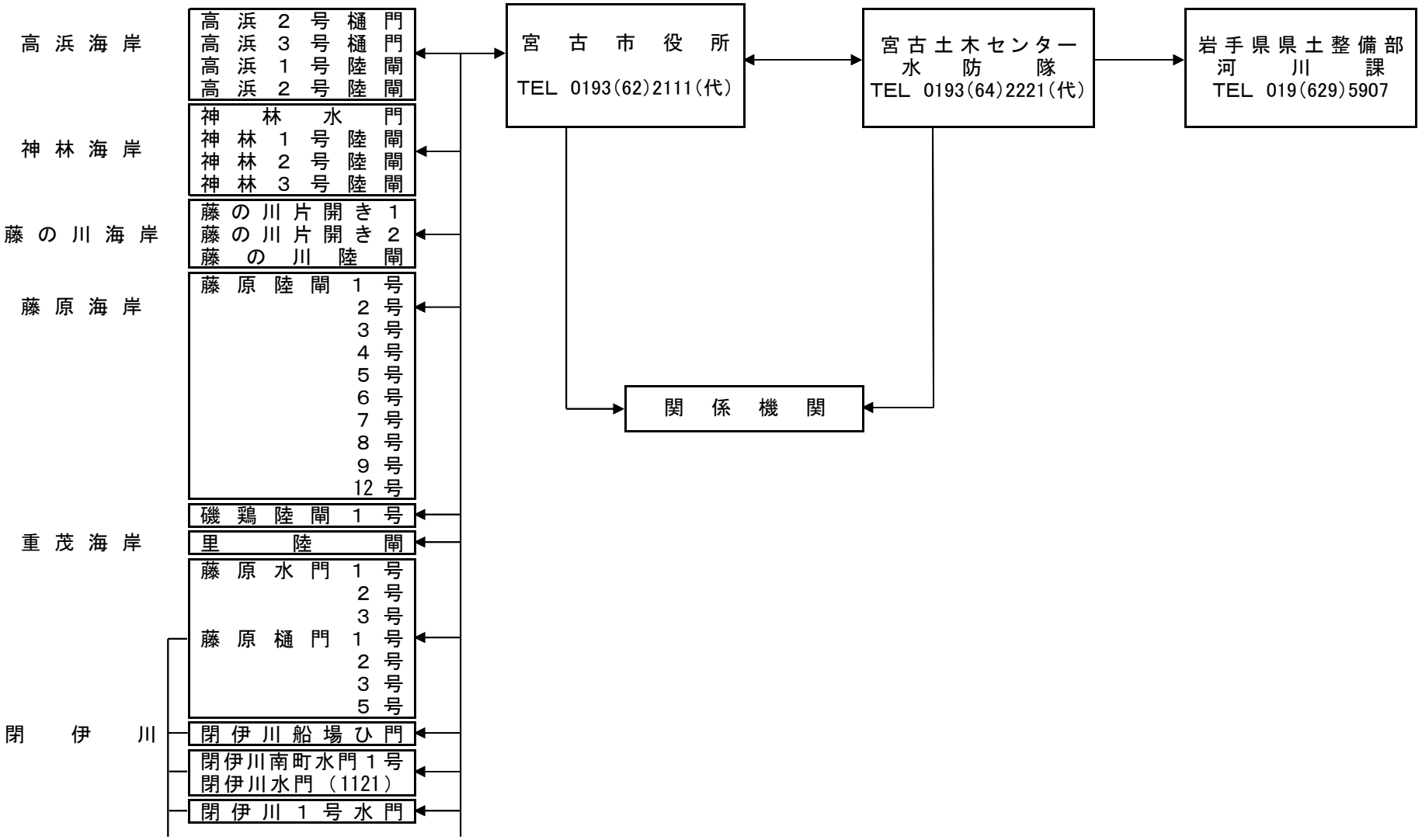
高浜海岸
高浜２号樋門
高浜３号樋門
高浜１号陸閘
高浜２号陸閘
神林海岸
神林水門
神林１号陸閘
神林２号陸閘
神林３号陸閘
藤の川海岸
藤の川片開き１
藤の川片開き２
藤の川陸閘
藤原海岸
藤原陸閘１号
２号
３号
４号
５号
６号
７号
８号
９号
12号
磯鶏陸閘１号
重茂海岸
里陸閘
藤原水門１号
２号
３号
藤原樋門１号
２号
３号
５号
閉伊川
閉伊川船場ひ門
閉伊川南町水門１号
閉伊川水門（1121）
閉伊川１号水門
宮古市役所
TEL 0193(62)2111(代)
宮古土木センター
水防隊
TEL 0193(64)2221(代)
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019(629)5907
関係機関

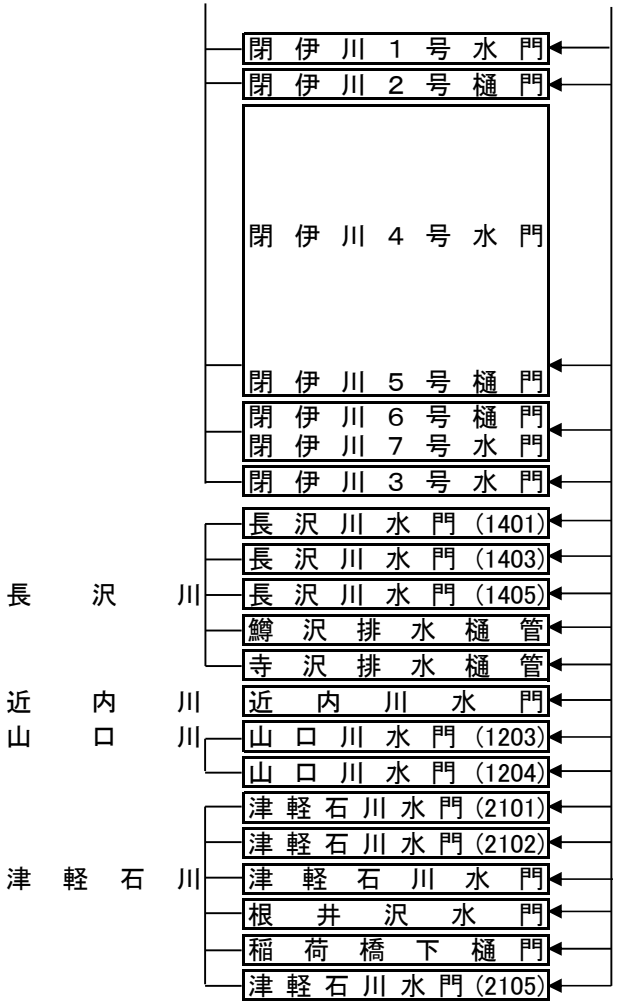
閉伊川１号水門
閉伊川２号樋門
閉伊川４号水門
閉伊川５号樋門
閉伊川６号樋門
閉伊川７号水門
閉伊川３号水門
長沢川水門(1401)
長沢川水門(1403)
長沢川水門(1405)
鱒沢排水樋管
寺沢排水樋管
近内川水門
山口川水門(1203)
山口川水門(1204)
津軽石川水門(2101)
津軽石川水門(2102)
津軽石川水門
根井沢水門
稲荷橋下樋門
津軽石川水門(2105)
長沢川
近内川
山口川
津軽石川

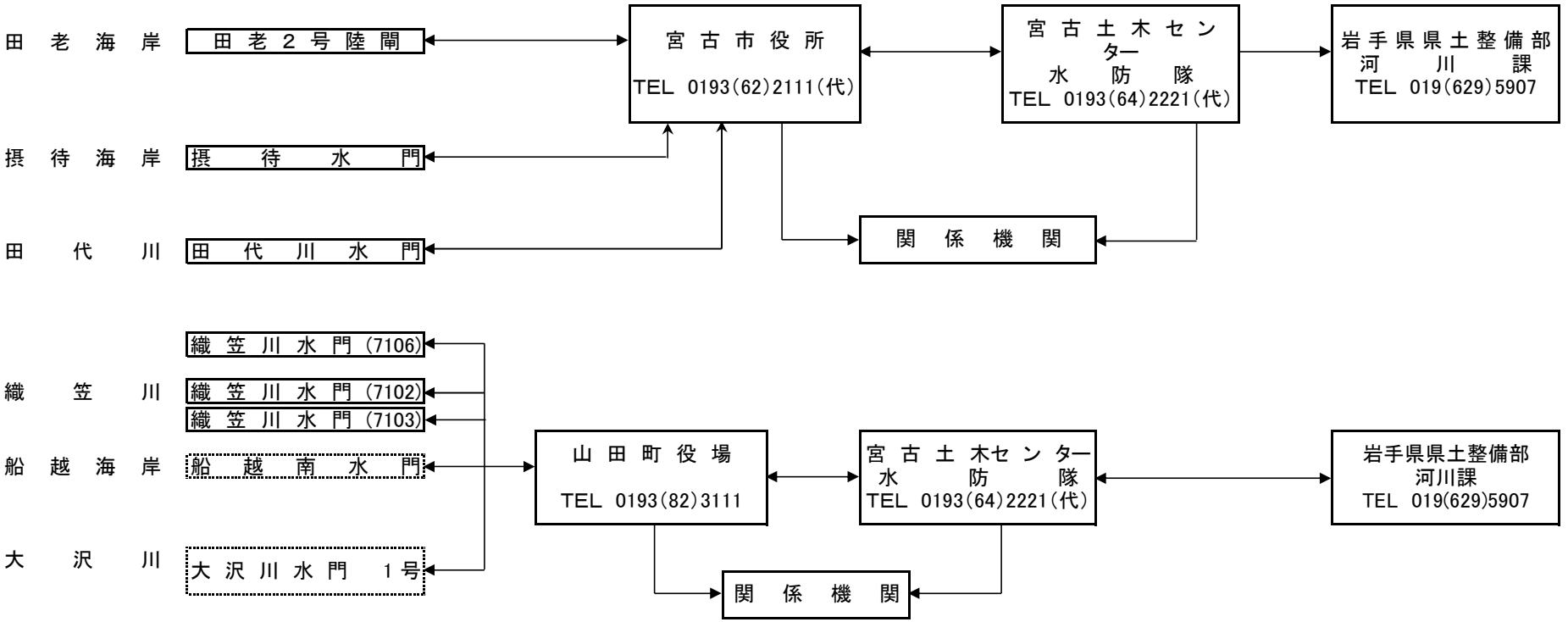
田老海岸
田老２号陸閘
摂待海岸
摂待水門
田代川
田代川水門
織笠川
織笠川水門（7106）
織笠川水門（7102）
織笠川水門（7103）
船越海岸
船越南水門
大沢川
大沢川水門　１号
宮古市役所
TEL 0193(62)2111(代)
宮古土木センター
水防隊
TEL 0193(64)2221(代)
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019(629)5907
関係機関
山田町役場
TEL 0193(82)3111
宮古土木センター
水防隊
TEL 0193(64)2221(代)
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019(629)5907
関係機関

岩泉土木センター

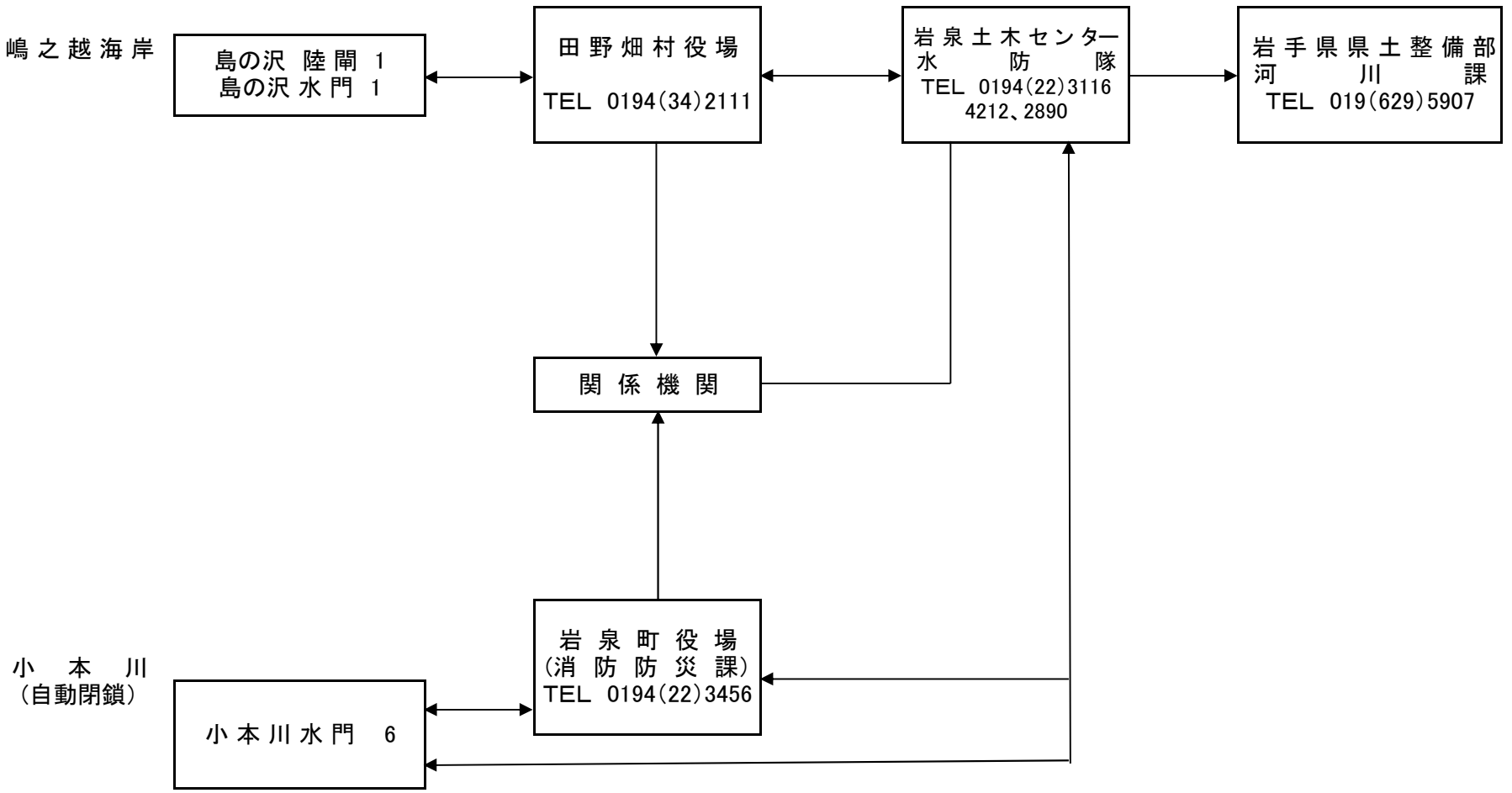
嶋之越海岸
島の沢 陸閘 1
島の沢 水門 1
田野畑村役場
TEL 0194(34)2111
岩泉土木センター
水防隊
TEL 0194(22)3116
4212、2890
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019(629)5907
関係機関
小本川
(自動閉鎖)
小本川水門 6
岩泉町役場
(消防防災課)
TEL 0194(22)3456

県北広域振興局　土木部

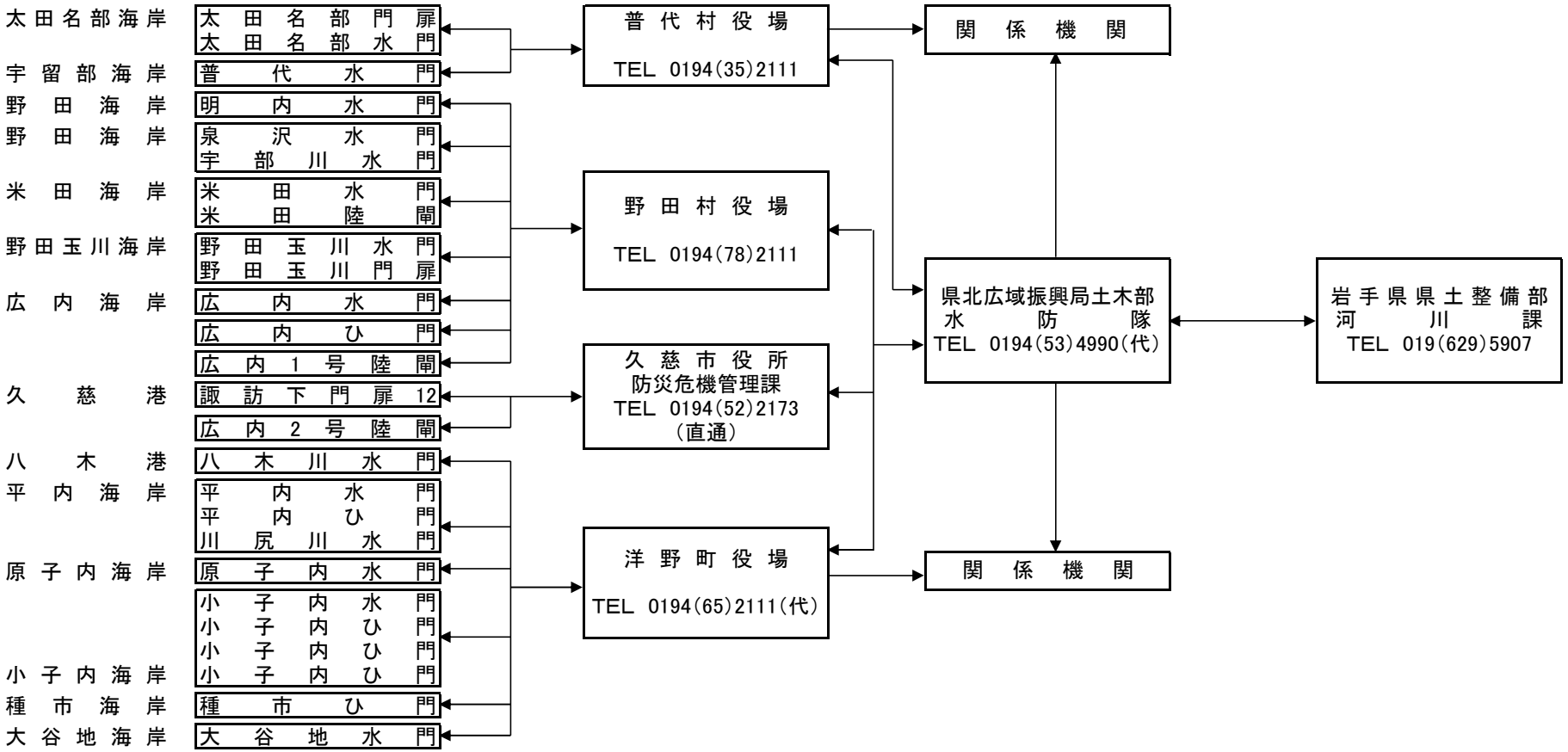
太田名部海岸
太田名部門扉
太田名部水門
宇留部海岸
普代水門
野田海岸
明内水門
野田海岸
泉沢水門
宇部川水門
米田海岸
米田水門
米田陸閘
野田玉川海岸
野田玉川水門
野田玉川門扉
広内海岸
広内水門
広内ひ門
広内1号陸閘
久慈港
諏訪下門扉12
広内2号陸閘
八木港
八木川水門
平内海岸
平内水門
平内ひ門
川尻川水門
原子内海岸
原子内水門
小子内水門
小子内ひ門
小子内ひ門
小子内海岸
小子内ひ門
種市海岸
種市ひ門
大谷地海岸
大谷地水門
普代村役場
TEL 0194(35)2111
野田村役場
TEL 0194(78)2111
久慈市役所
防災危機管理課
TEL 0194(52)2173
(直通)
洋野町役場
TEL 0194(65)2111(代)
関係機関
県北広域振興局土木部
水防隊
TEL 0194(53)4990(代)
関係機関
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019(629)5907

(2)農林水産省、水産庁所管関係

大船渡水産振興センター

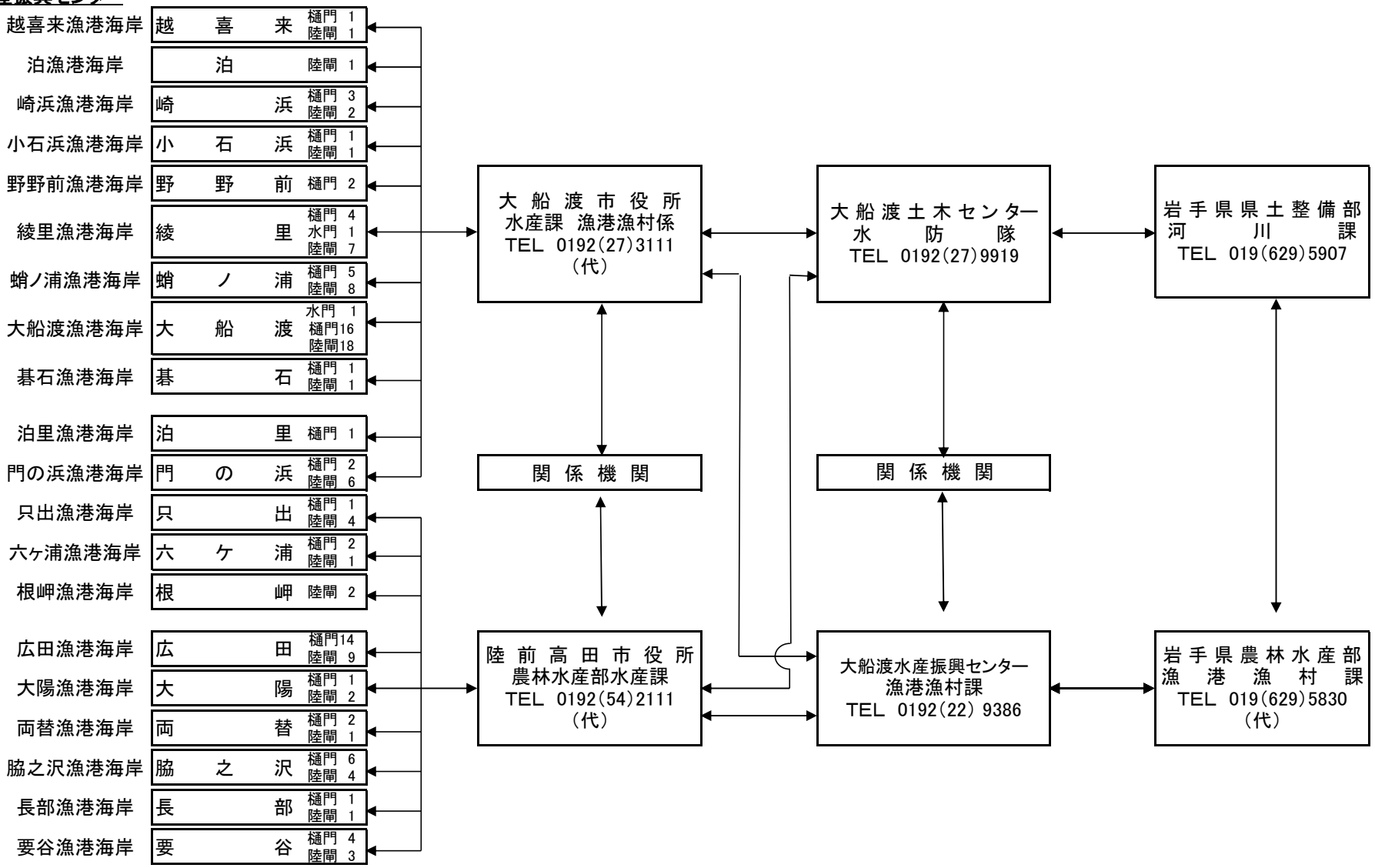

沿岸広域振興局　水産部

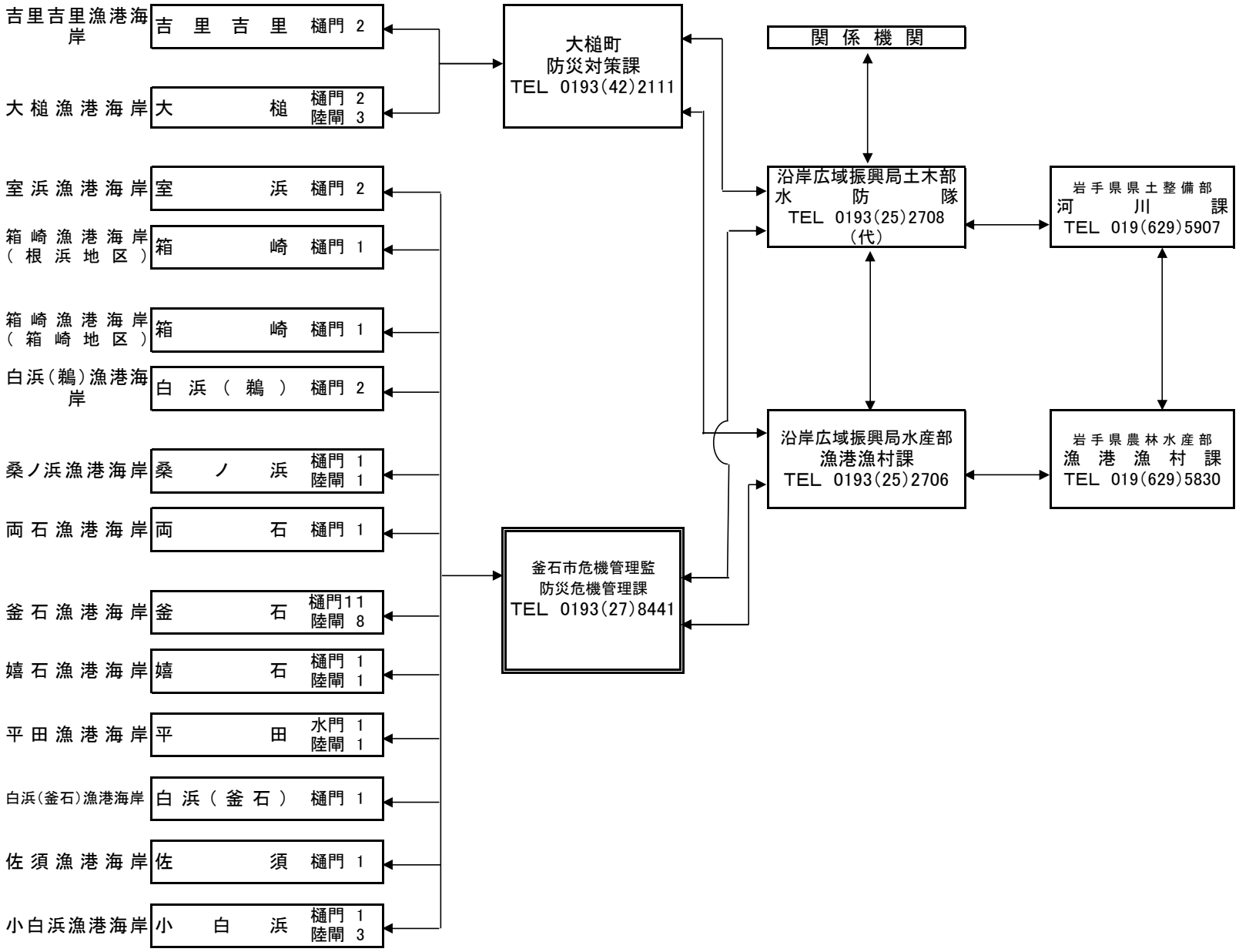
吉里吉里漁港海岸
吉　里　吉　里　樋門 2
大槌漁港海岸
大　槌　樋門 2 陸閘 3
室浜漁港海岸
室　浜　樋門 2
箱崎漁港海岸（根浜地区）
箱　崎　樋門 1
箱崎漁港海岸（箱崎地区）
箱　崎　樋門 1
白浜（鵜）漁港海岸
白　浜（鵜）　樋門 2
桑ノ浜漁港海岸
桑　ノ　浜　樋門 1 陸閘 1
両石漁港海岸
両　石　樋門 1
釜石漁港海岸
釜　石　樋門11 陸閘 8
嬉石漁港海岸
嬉　石　樋門 1 陸閘 1
平田漁港海岸
平　田　水門 1 陸閘 1
白浜（釜石）漁港海岸
白浜（釜石）　樋門 1
佐須漁港海岸
佐　須　樋門 1
小白浜漁港海岸
小　白　浜　樋門 1 陸閘 3
大槌町
防災対策課
TEL 0193(42)2111
釜石市危機管理監
防災危機管理課
TEL 0193(27)8441
関係機関
沿岸広域振興局土木部
水防隊
TEL 0193(25)2708
（代）
沿岸広域振興局水産部
漁港漁村課
TEL 0193(25)2706
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019(629)5907
岩手県農林水産部
漁港漁村課
TEL 019(629)5830

宮古水産振興センター

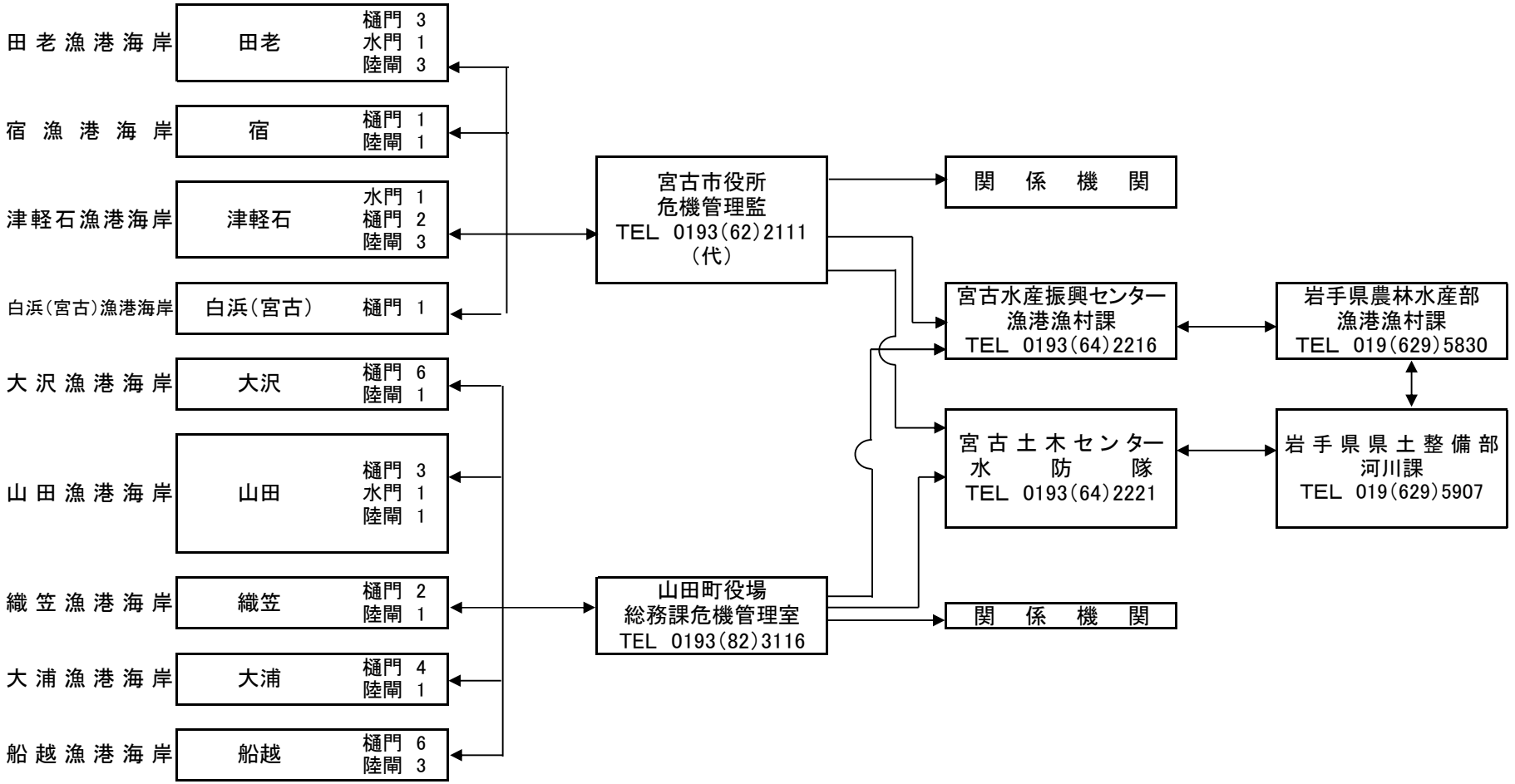
田老漁港海岸
田老
樋門 3
水門 1
陸閘 3
宿漁港海岸
宿
樋門 1
陸閘 1
津軽石漁港海岸
津軽石
水門 1
樋門 2
陸閘 3
白浜(宮古)漁港海岸
白浜(宮古)
樋門 1
大沢漁港海岸
大沢
樋門 6
陸閘 1
山田漁港海岸
山田
樋門 3
水門 1
陸閘 1
織笠漁港海岸
織笠
樋門 2
陸閘 1
大浦漁港海岸
大浦
樋門 4
陸閘 1
船越漁港海岸
船越
樋門 6
陸閘 3
宮古市役所
危機管理監
TEL 0193(62)2111
(代)
山田町役場
総務課危機管理室
TEL 0193(82)3116
関係機関
関係機関
宮古水産振興センター
漁港漁村課
TEL 0193(64)2216
宮古土木センター
水防隊
TEL 0193(64)2221
岩手県農林水産部
漁港漁村課
TEL 019(629)5830
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019(629)5907

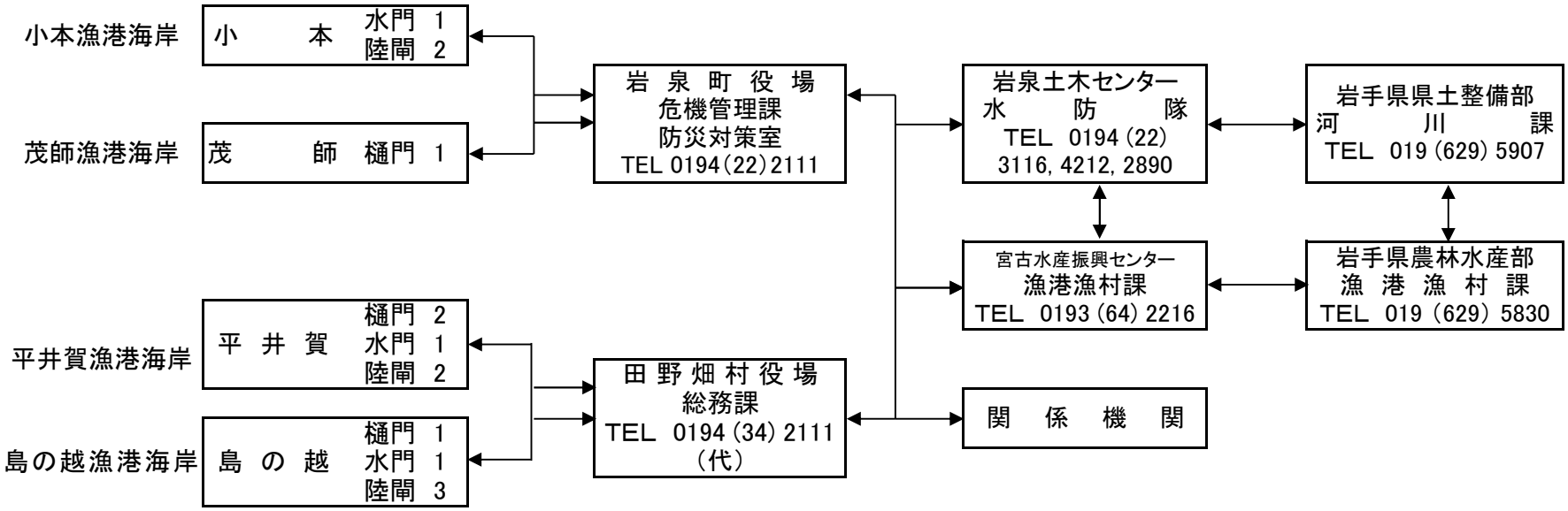
小本漁港海岸
小　本
水門 1
陸閘 2
茂師漁港海岸
茂　師
樋門 1
岩泉町役場
危機管理課
防災対策室
TEL 0194(22)2111
岩泉土木センター
水防隊
TEL 0194(22)
3116, 4212, 2890
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019(629)5907
宮古水産振興センター
漁港漁村課
TEL 0193(64)2216
岩手県農林水産部
漁港漁村課
TEL 019(629)5830
平井賀漁港海岸
平井賀
樋門 2
水門 1
陸閘 2
島の越漁港海岸
島の越
樋門 1
水門 1
陸閘 3
田野畑村役場
総務課
TEL 0194(34)2111
(代)
関係機関

県北広域振興局　水産部

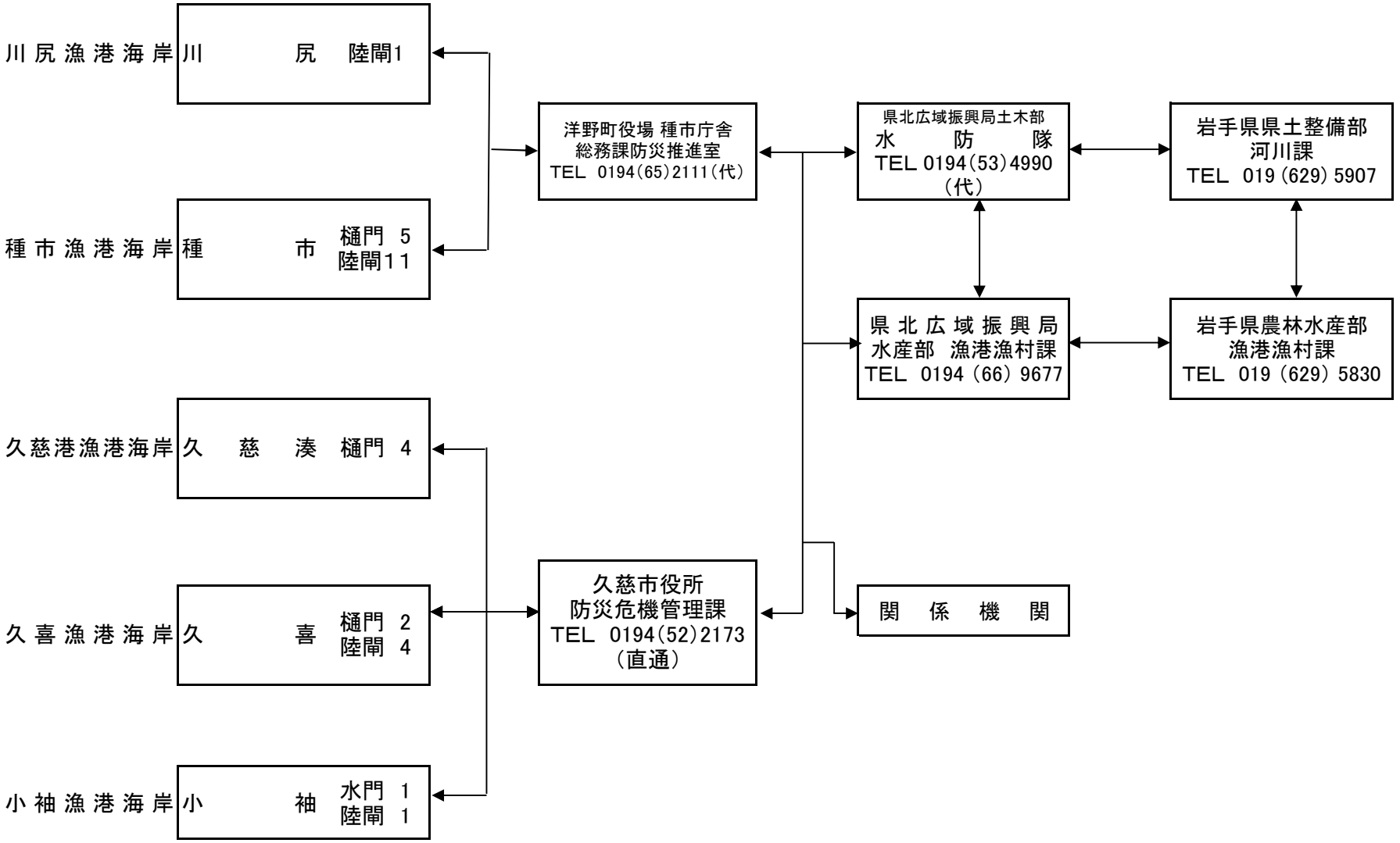
川尻漁港海岸
川　尻　陸閘1
種市漁港海岸
種　市　樋門 5
陸閘11
久慈港漁港海岸
久　慈　湊　樋門 4
久喜漁港海岸
久　喜　樋門 2
陸閘 4
小袖漁港海岸
小　袖　水門 1
陸閘 1
洋野町役場 種市庁舎
総務課防災推進室
TEL 0194(65)2111(代)
久慈市役所
防災危機管理課
TEL 0194(52)2173
(直通)
県北広域振興局土木部
水　防　隊
TEL 0194(53)4990
(代)
県北広域振興局
水産部 漁港漁村課
TEL 0194 (66) 9677
関　係　機　関
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019 (629) 5907
岩手県農林水産部
漁港漁村課
TEL 019 (629) 5830

(3) 農林水産省 農村振興局所管関係

大船渡農林振興センター

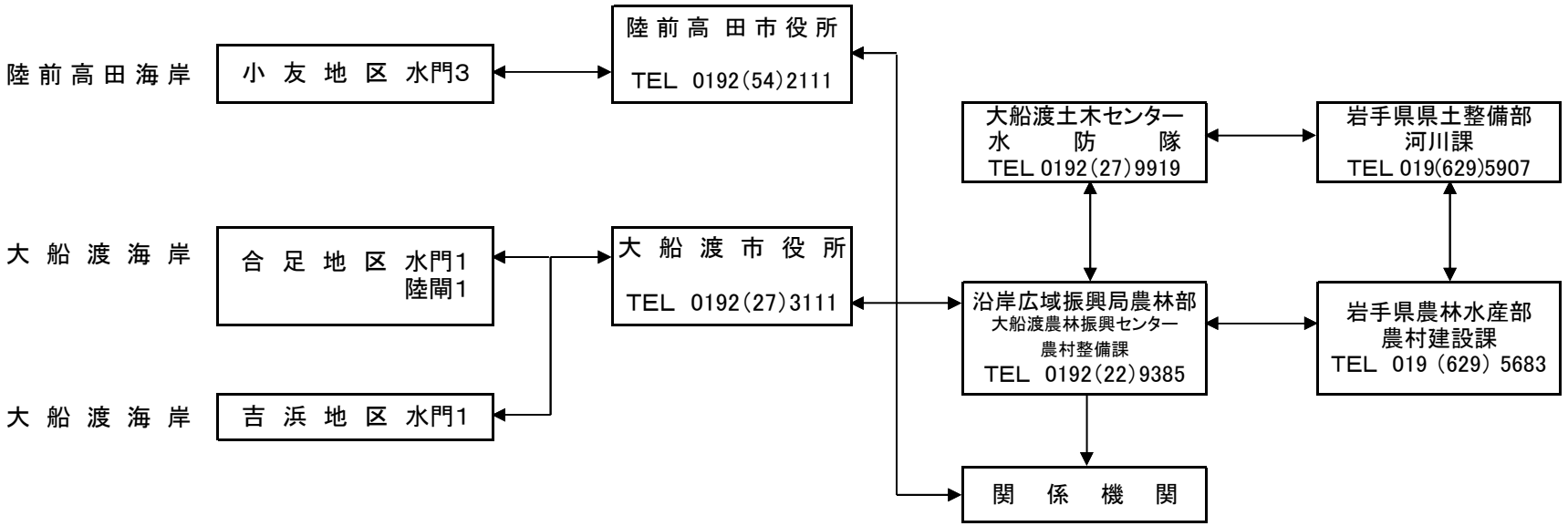

沿岸広域振興局 農林部

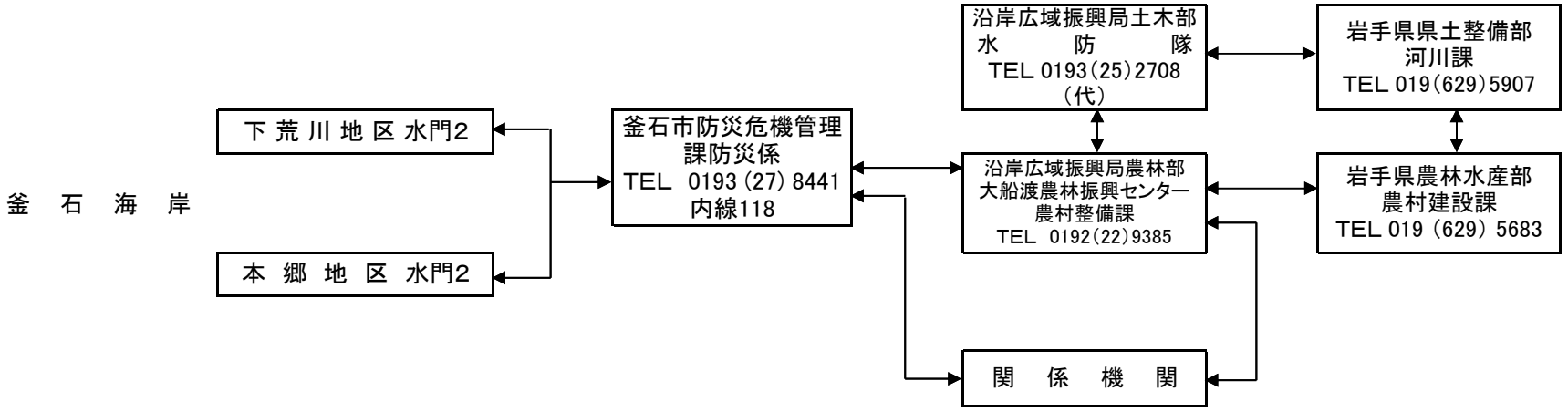

宮古農林振興センター

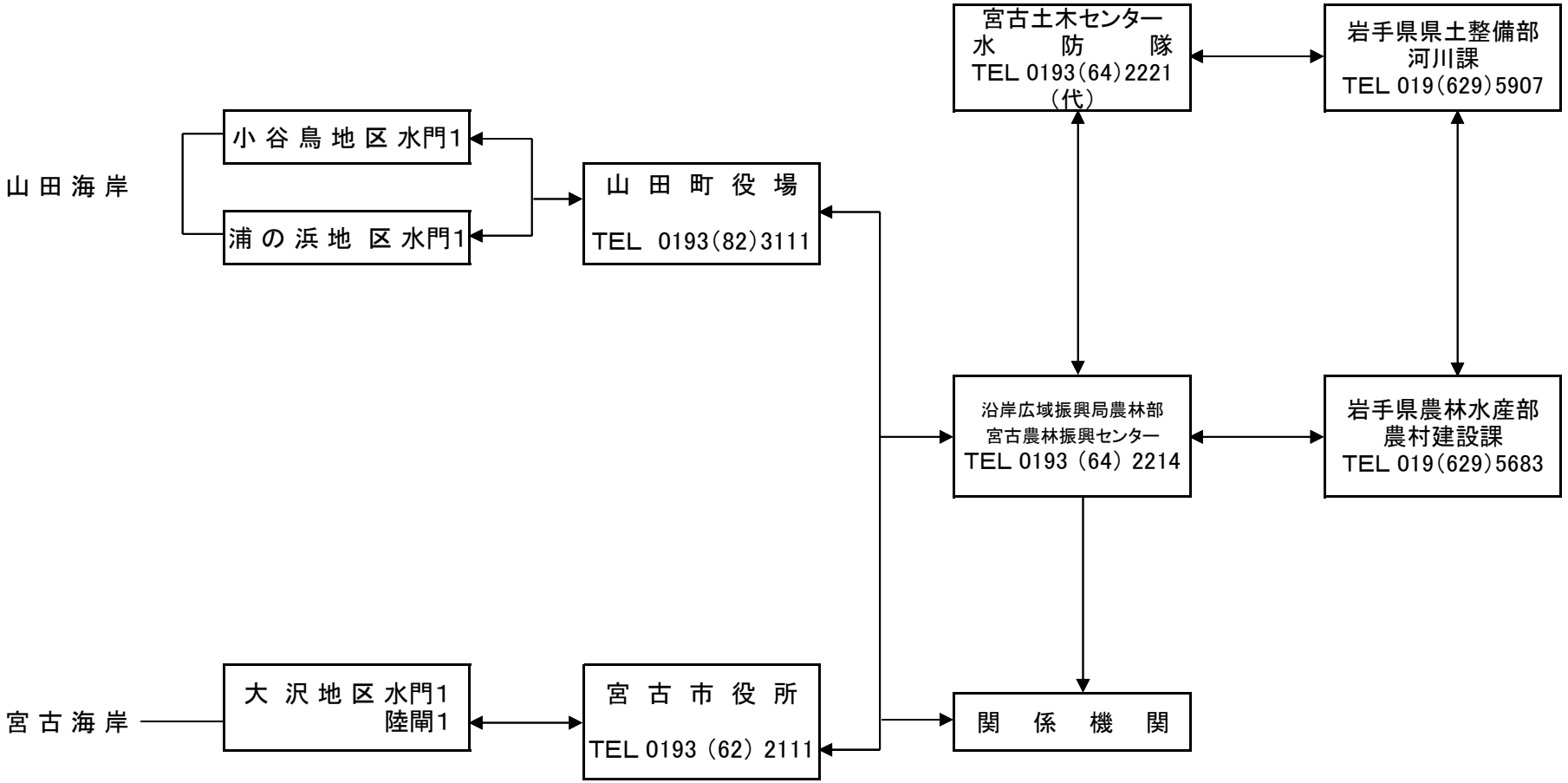
宮古土木センター
水　防　隊
TEL 0193(64)2221
(代)
岩手県県土整備部
河川課
TEL 019(629)5907
山田海岸
小谷鳥地区水門1
浦の浜地区水門1
山田町役場
TEL 0193(82)3111
沿岸広域振興局農林部
宮古農林振興センター
TEL 0193 (64) 2214
岩手県農林水産部
農村建設課
TEL 019(629)5683
宮古海岸
大沢地区水門1
陸閘1
宮古市役所
TEL 0193 (62) 2111
関係機関

県北広域振興局　農政部

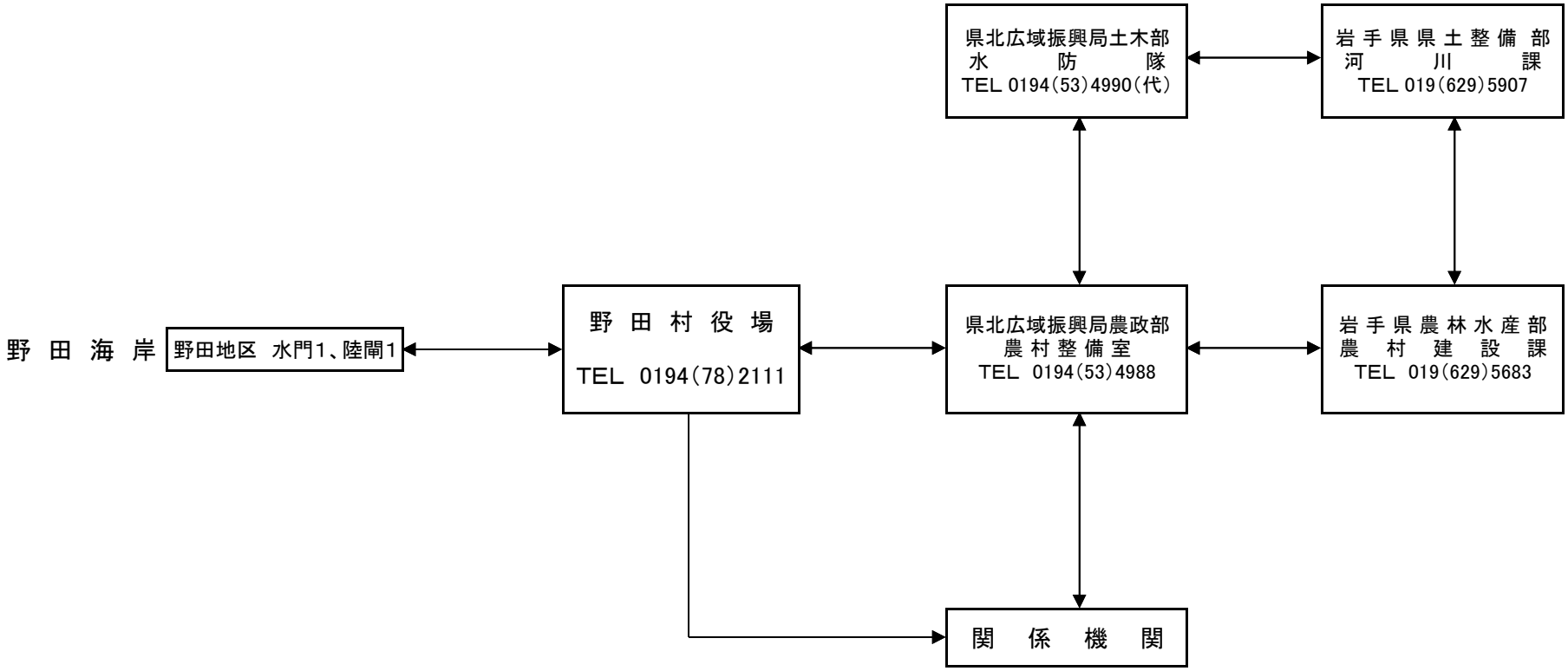
県北広域振興局土木部
水　防　隊
TEL 0194(53)4990(代)
岩手県県土整備部
河　川　課
TEL 019(629)5907
野田海岸
野田地区　水門1、陸閘1
野田村役場
TEL 0194(78)2111
県北広域振興局農政部
農村整備室
TEL 0194(53)4988
岩手県農林水産部
農村建設課
TEL 019(629)5683
関係機関

図表8-1　　水防関係機関電話番号一覧表

機　　関　　名				FAX番号 ※()は災害優先番号 登録電話番号
名　　称	住　　所	市外局番	電 話 番 号	
岩手県	盛岡市内丸　10-1	019	651－3111(代)	651－3160～ 651－3174
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	盛岡市上田　4-2-2	019	624－3166(直) 625－3252(災害時優先)	626－2770
岩手河川国道事務所 盛岡出張所	盛岡市東仙北　1-11-11	019	636－0368(代) 636－0444(災害時優先)	636－1047
〃 水沢出張所	奥州市水沢東大通　1-2-14	0197	24－4173(代) 24－4174(災害時優先)	22－8045
〃 一関出張所	一関市孤禅寺字石ノ瀬　155-81	0191	23－2435(代) 23－2495(災害時優先)	23－6841
北上川ダム 統合管理事務所	盛岡市下厨川字四十四田　1番地	019	643－7971(直)	(643－7957)
北上川ダム統合管理事務所 管理第二課(四十四田ダム)	盛岡市下厨川字四十四田　1番地	019	643－7972(直)	
北上川ダム統合管理事務所 管理第三課(御所ダム)	盛岡市繋字山根　192-4	019	689－2216(代)	(689－2756)
北上川ダム統合管理事務所 田瀬ダム管理支所	花巻市東和町田瀬　39-1-3	0198	44－5211(代)	(44－5995)
北上川ダム統合管理事務所 湯田ダム管理支所	和賀郡西和賀町杉名畑第44地割　162-15	0197	74－2011(代)	(74－2414)
北上川ダム統合管理事務所 胆沢ダム管理支所	奥州市胆沢若柳字横岳前山　6	0197	49－2981(代)	(49－2982)
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	滝沢市後　268-433	019	688－4311(代)	(688－4313)
盛岡地方気象台	盛岡市山王町　7-60	019	622－7868(観測予報) 622－7870(防災)	
NTT東日本岩手支店	盛岡市中央通　1-2-2	019	625－4960(代)	629－1556
青　森　県	青森県青森市長島　1-1-1	017	722－1111(代)	
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所	青森県青森市中央　3-20-38	017	734－4521(代)	
岩手県警察本部	盛岡市内丸　8-10	019	653－0110(代)	653－6940
仙台管区気象台	仙台市宮城野区五輪　1-3-15	022	297－8100(代)	

機関名				FAX番号 ※()は災害優先番号 登録電話番号
名称	住所	市外局番	電話番号	
NHK盛岡放送局	盛岡市上田 4-1-3	019	626－8826	(622－1093)
岩手放送株式会社	盛岡市志家町 6-1	019	623－3127(代)	(651－7702)
株式会社テレビ岩手	盛岡市内丸 2-10	019	624－1166(代)	(623－3530)
株式会社エフエム岩手	盛岡市内丸 2-10	019	625－5511(代)	625－5515
株式会社 岩手めんこいテレビ	盛岡市本宮字松幅 89	019	656－3300(代)	(659－2700)
岩手朝日テレビ株式会社	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5	019	629－2525	629－2525
株式会社岩手日報社	盛岡市内丸 3-7	019	653-4122(報道部) 653-5611(デジタル戦略部)	
株式会社毎日新聞社盛岡支局	盛岡市中ノ橋通 1-4-22	019	652-3211	
株式会社岩手日日新聞社盛岡支社	盛岡市本町通 2-13-52	019	654-7730	
株式会社東海新報社	大船渡市大船渡町鷹頭 9-1	0192	27-1000	
株式会社盛岡新聞社盛岡支局	盛岡市本町通 2-3-2	019	653-1441	
岩手県企業局	盛岡市内丸 11-1	019	651－3111(代)	業務課(内線6397)
東北電力KK岩手支店	盛岡市紺屋町 1-25	019	653－2115(代)	
岩手県盛岡広域振興局 土木部	盛岡市内丸 11-1	019	629－6630(代)	654－4132
岩手県盛岡広域振興局 岩手土木センター	岩手郡岩手町大字五日市 9-48	0195	62－2888	62－6066
盛岡市役所	盛岡市内丸 12-2	019	651－4111(代)	(651-4155～651-4159)
盛岡市太田支所	盛岡市中太田深持 9	019	659－0211	(659－0211)
盛岡市乙部出張所	盛岡市乙部 6-79-1	019	696－2001	(696－2001)

機関名				FAX番号 ※()は災害優先番号 登録電話番号
名称	住所	市外局番	電話番号	
盛岡市飯岡出張所	盛岡市下飯岡 8-100	019	638－0117	(638－0117)
盛岡市玉山総合事務所	盛岡市渋民字泉田 360	019	651－4111(代)	(683－2116)
滝沢市役所	滝沢市中鵜飼 55	019	684－2111(代)	(684－2110)
紫波町役場	紫波郡紫波町紫波中央駅前2丁目3-1	019	672－2111(代)	672－2311
矢巾町役場	紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地	019	697－2111(代)	697－3700
雫石町役場	岩手郡雫石町千刈田 5-1	019	692－2111(代)	(692－2112～2115)
八幡平市役所	八幡平市野駄第21地割 170	0195	74－2111(代)	74－2102
葛巻町役場	岩手郡葛巻町葛巻第16地割 1-1	0195	66－2111(代)	
葛巻江刈農村センター	岩手郡葛巻町江刈第14地割 213-2	0195	68－2523	
岩手町役場	岩手町大字五日市 10-44	0195	62－2111(代)	62－3104
岩手県県南広域振興局 花巻土木センター	花巻市花城町 1-41	0198	41－5409	(22－5929)
花巻市役所(本庁)	花巻市花城町 9-30	0198	41－3511(直通)	(24－0259)
花巻市消防本部	花巻市材木町 12-6	0198	24－2141	23－2201
岩手県県南広域振興局農政部 北上農村整備センター 豊沢ダム管理所	花巻市北豊沢山国有林 567林班ホ小班	0198	25－2330	(25－2330)
花巻市大迫総合支所	花巻市大迫町大迫 2-51-4	0198	41－3121(直通)	48－2943
花巻市石鳥谷総合支所	花巻市石鳥谷町八幡 4-161	0198	41－3441(直通)	45－3733
花巻市東和総合支所	花巻市東和町土沢 8-60	0198	41－6511(直通)	42－3605
岩手県県南広域振興局 遠野土木センター	遠野市六日町 1-22	0198	62－9938	(63－1088)

機関名				FAX番号 ※()は災害優先番号 登録電話番号
名称	住所	市外局番	電話番号	
遠野市役所	遠野市中央通り 9-1	0198	62－2111(代)	(62－9421)
遠野消防署	遠野市青笹町糖前 10-46	0198	62－2119(代)	(62－4313)
遠野地区センター	遠野市新町1-10	0198	62－4411	
綾織地区センター	遠野市綾織町下綾織字且の鼻 26	0198	62－2838	(62－2838)
小友地区センター	遠野市小友町 16-105-1	0198	68－2001	(68－2001)
附馬牛地区センター	遠野市附馬牛町下附馬牛 11-40-1	0198	64－2001	(64－2001)
松崎地区センター	遠野市松崎町白岩字薬研淵 1-3	0198	62－2885	(62－2885)
土淵地区センター	遠野市土淵町土淵 6-5-1	0198	62－2837	(62－2837)
青笹地区センター	遠野市青笹町青笹 13-1-8	0198	62－2836	(62－2836)
上郷地区センター	遠野市上郷町板沢 11-5-4	0198	65－2022	(65－2022)
遠野市宮守総合支所	遠野市宮守町下宮守 29-77	0198	67－2111(代)	
宮守地区センター	遠野市宮守町下宮守 29-77	0198	67－2115	
達曽部地区センター	遠野市宮守町達曽部15-31-1	0198	69－5055	69－5055
鱒沢地区センター	遠野市宮守町下宮守 29-77	0198	69－7625	
岩手県県南広域振興局 北上土木センター	北上市芳町 2-8	0197	65－2738(代)	－
岩手県県南広域振興局 北上土木センター西和賀出張所	和賀郡西和賀町湯田 21-54-19	0197	84－2421(代)	－
北上市役所本庁舎	北上市芳町 1-1	0197	64－2111	
北上市役所江釣子庁舎	北上市上江釣子 17-201-2	0197	64－2111	

機関名				FAX番号 ※()は災害優先番号 登録電話番号
名称	住所	市外局番	電話番号	
北上地区消防組合消防本部北上消防署	北上市柳原町 2-3-6	0197	64－1122	－
西和賀町湯田庁舎	和賀郡西和賀町川尻 40-40-71	0197	82－2111	（82－2113、2114）
西和賀町沢内庁舎	和賀郡西和賀町沢内字太田 2-81-1	0197	85－2111	（81－2381、2382）
岩手県県南広域振興局 土木部	奥州市水沢大手町 1-2	0197	22－2881	22－2812
奥州市役所	奥州市水沢大手町 1-1	0197	24－2111（代）	（24－8228）
奥州市前沢総合支所	奥州市前沢字七日町裏 71	0197	56－2111（代）	
奥州市胆沢総合支所	奥州市胆沢南都田字加賀谷地 270	0197	46－2111（代）	
奥州市衣川総合支所	奥州市衣川古戸 64-4	0197	52－3111（代）	
奥州市江刺総合支所	奥州市江刺大通り 1-8	0197	35－2111（代）	
奥州金ケ崎行政事務組合 消防本部水沢消防署	奥州市水沢大鐘町二丁目16番地	0197	24-7214, 24-7215 24-7216	奥州金ケ崎行政事務組合消防本部 （24－7214）
奥州金ケ崎行政事務組合 消防本部江刺消防署	奥州市江刺西大通り 3-8	0197	35－8119	（35－8119）
金ケ崎町役場	胆沢郡金ケ崎町西根南町 22-1	0197	42－2111（代）	（42－3122） （生活環境課）
岩手県県南広域振興局 一関土木センター	一関市竹山町 7-5	0191	34－4653	一関地区合同庁舎 （26－1425）
一関市役所	一関市竹山町 7-2	0191	21－2111（代）	（21－8261）
一関市役所花泉支所	一関市花泉町涌津字一ノ町 29	0191	82－2211（代）	（82－2207）
一関市消防本部	一関市山目字中野 140-3	0191	25－0119（代）	（25－0119）
平泉町役場	西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2	0191	46－2111（代）	（46－2566）
岩手県県南広域振興局 千厩土木センター	一関市千厩町千厩字北方 85-2	0191	52－4971（代）	51－1041

機関名				FAX番号 ※()は災害優先番号 登録電話番号
名称	住所	市外局番	電話番号	
一関市役所千厩支所	一関市千厩町千厩字北方 174	0191	53－2111(代)	(53－3938)
一関市役所東山支所	一関市東山町長坂字西本町 105-1	0191	47－2111(代)	(47－2115)
一関市役所川崎支所	一関市川崎町薄衣字諏訪前 137	0191	43－2111(代)	(43－2116)
一関市役所大東支所	一関市大町町大原字川内 41-2	0191	72－2111(代)	(72－2112)
一関市役所室根支所	一関市室根町折壁字八幡沖 345	0191	64－2111(代)	(64－2111)
一関市役所藤沢支所	一関市藤沢町藤沢字町裏 187	0191	63－2111(代)	(63－2212)
岩手県沿岸広域振興局 大船渡土木センター	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192	27－9919(代)	27-9929, 27-9934
大船渡市役所	大船渡市盛町字宇津野沢15番地	0192	27－3111(代)	
大船渡市役所 吉浜地域振興出張所	大船渡市三陸町吉浜字上野 93-1	0192	45－2001	
国土交通省東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所大船渡維持出張所	大船渡市立根町字中野 27	0192	26－5356	27－5911
国土交通省東北地方整備局 釜石港湾事務所大船渡港出張所	大船渡市赤崎町諏訪前 37-3	0192	21－1030	27-5911
陸前高田市役所	陸前高田市高田町字下和野100番地	0192	54－2111(代)	(54-2118, 54-2120, 54-2553)
横田基幹集落センター	陸前高田市横田町黄金山 43-1	0192	59－2810	
住田町役場	気仙郡住田町世田米字川向 88-1	0192	46－2111(代)	46-2113～2115
岩手県沿岸広域振興局 土木部	釜石市新町 6-50	0193	25－2708(代)	21-1106 27－5572
釜石市役所	釜石市只越町 3-9-13	0193	27－8441	(22－2127)
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	釜石市鈴子町 16-19	0193	22－0119(代)	55－6119

機関名				FAX番号 ※()は災害優先番号 登録電話番号
名称	住所	市外局番	電話番号	
国土交通省東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	釜石市鵜住居第13地割 1-4	0193	28－4731(代)	29－1641
国土交通省東北地方整備局 釜石港湾事務所	釜石市港町 2-7-27	0193	22－9111	22－9111
大槌町役場	上閉伊郡大槌町上町 1-3	0193	42－2111(代) 42－8781(防災対策課直通)	42-2112, 42-2113
大槌消防署	上閉伊郡大槌町大槌第14地割 142-1	0193	42－3121	
岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター	宮古市五月町 1-20	0193	64－2221(代)	
宮古市役所	宮古市宮町一丁目1番30号	0193	62－2111(代)	(62-2110, 62-2121) 63-4166
山田町役場	下閉伊郡山田町八幡町 3-20	0193	82－3111(代)	(82－3142) 82－4989
国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所	宮古市藤の川 4-1	0193	62－1711(代)	71－1734
国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所宮古維持出張所	宮古市佐原 3-21-4	0193	62－5077	63－8099
国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所宮古西維持出張所	宮古市千徳 14-29-5	0193	71－1760	71－1761
国土交通省東北地方整備局 釜石港湾事務所 宮古港出張所	宮古市磯鶏 1-1-14	0193	62－2911	62－2911
宮古市役所田老総合事務所	宮古市田老1丁目3番4号	0193	87－2111	(87-2116, 87-3667)
宮古市役所新里総合事務所	宮古市茂市第2地割 112番地1	0193	72－2111	(72－2114)
宮古市役所川井総合事務所	宮古市川井第2地割 186番地1	0193	76－2111	(76-2111, 76-2114)
宮古市役所崎山出張所	宮古市崎山第1地割 16番地1	0193	62－6036	(62－6036)
宮古市役所花輪出張所	宮古市花輪第9地割 11番地1	0193	69－2111	(69－2111)
宮古市役所津軽石出張所	宮古市津軽石第4地割 40番地6	0193	67－2111	(67－2111)

機関名				FAX番号 ※()は災害優先番号 登録電話番号
名称	住所	市外局番	電話番号	
宮古市役所重茂出張所	宮古市重茂第1地割 61番地	0193	68－2111	(68－2111)
宮古市役所小国出張所	宮古市小国第20地割 32番地3	0193	78－2111	(78－2111)
宮古市役所門馬出張所	宮古市区界第3地割32番地20	0193	77－2111	77－2111
宮古市役所川内出張所	宮古市川内第5地割 7番地3	0193	75－2111	
山田町役場船越支所	下閉伊郡山田町船越 6-52-8	0193	84－3232	(84－3232)
山田町役場豊間根支所	下閉伊郡山田町豊間根 3-177-4	0193	86－2111	(86－2111) 86－3288
岩手県沿岸広域振興局 岩泉土木センター	下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 24-3	0194	22－3116 22－2890	22－5222 合同庁舎 22－4621 (22－4212)
岩泉町役場	下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5	0194	22－2111(代)	22－3562 (22－2118)
岩泉町役場小本支所	下閉伊郡岩泉町小本字南中野239-1	0194	28－2111(代)	28－2290 (28－2111)
岩泉町役場安家支所	下閉伊郡岩泉町安家字日蔭66	0194	24－2111(代)	24－2276 (24－2111)
田野畑村役場	下閉伊郡田野畑村田野畑143-1	0194	34－2111	34－2632
宮古消防署田野畑分署	下閉伊郡田野畑村菅窪43-4	0194	34－2100	34－2354
岩手県県北広域振興局 土木部	久慈市八日町 1-1	0194	53－4990(代)	合同庁舎 (61－1123)
久慈市役所	久慈市川崎町 1-1	0194	52－2111(代)	(52－2294)
国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所久慈維持出張所	久慈市川崎町 16-35	0194	53－2790	52－8459
久慈港出張所	久慈市長内町 40-108-13	0194	53－0257	53－0257
普代村役場	下閉伊郡普代村普代 9-13-2	0194	35－2111(代)	35－2116
洋野町役場種市庁舎	九戸郡洋野町種市 23-27	0194	65－2111(代)	(65－2282)

機関名				FAX番号 ※()は災害優先番号 登録電話番号
名称	住所	市外局番	電話番号	
洋野町役場中野支所	九戸郡洋野町中野 5-62	0194	67－2111	(67－2111)
久慈市役所山形総合支所	久慈市山形町川井 8-30-1	0194	72－2111(代)	72－2111
洋野町役場大野庁舎	九戸郡洋野町大野第8地割 47-2	0194	77－2111(代)	(68－1788)
野田村役場	九戸郡野田村野田第20地割 14	0194	78－2111(代)	78－3995
岩手県県北広域振興局 二戸土木センター	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195	23－9209(代)	合同庁舎 22－1084
一戸町役場	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9	0195	33－2111(代) 33－4850	33－3770
軽米町役場	九戸郡軽米町大字軽米 10-85	0195	46－2111(代) 46－4738	46－2335
二戸市役所	二戸市福岡字川又 47	0195	23－3111(代) 23－3110	25－5160
二戸消防署	二戸市金田一字上田面300番地2	0195	26－8119(代) 26－8120	(29－1066)
二戸市役所浄法寺総合支所	二戸市浄法寺町下前田 37-4	0195	38－2211(代) 38－2214	38－2161
九戸村役場	九戸郡九戸村大字伊保内第10地割 11-6	0195	42－2111(代) 42－2233	41－1005 (42－2233)
岩手町役場	岩手郡岩手町大字五日市 10-44	0195	62－2111(代)	62－2115
岩手県 綱取ダム管理事務所	盛岡市浅岸字二ツ森 25-34	019	654－4055	(654－4065)
岩手県 滝ダム管理事務所	久慈市小久慈町 1-35-23	0194	59－3838	(59－3371)
岩手県 入畑ダム管理事務所	北上市和賀町岩崎新田 1-171	0197	73－7723	
岩手県 綾里川ダム管理事務所	大船渡市三陸町綾里字坂本 86-1	0192	42－3780	
岩手県 鷹生ダム管理事務所	大船渡市日頃市町字上甲子 18-2	0192	28－2280	
日本赤十字社岩手県支部	盛岡市三本柳6地割1-10	019	638－3610	

図表 9-1　　県有水防倉庫等の水防備蓄器具資材一覧表

河川名	管理者	水防倉庫等 所　在　地	建設 年度	床面積 （㎡）	器　　具	資　　材
雫石川	盛岡広域振興局土木部長	盛岡市上厨川 15 地割字杉原	S 44	115	鎌 25　ｽｺｯﾌﾟ 62　ﾍﾟﾝﾁ 20　ﾄﾋﾞｸﾁ 2　ﾊﾝﾏｰ 4　のこぎり 8　ﾂﾙﾊｼ 9　掛矢 8　一輪車 23　唐くわ 10　ｼﾉ　9　大ﾊﾝﾏｰ 10　斧 4　縄あみ器 40　ｴﾝｼﾞﾝﾁｪｰﾝｿｰ 1	土のう 4,000　大型土のう 40　耐候性大型土のう 60　松丸太 4 本(5m)　杉丸太 40 本(4m)　ﾄﾗﾛｰﾌﾟ(50m)3 巻　ﾋﾞﾆﾛﾝﾛｰﾌﾟ(200m)5 巻　木杭 401　荒縄 9 巻　ｵｲﾙﾏｯﾄ（不織布ﾀｲﾌﾟ）1100 枚　ｵｲﾙﾏｯﾄ(浮遊活性炭ﾀｲﾌﾟ)140 枚　ｵｲﾙﾌｪﾝｽ（10m/本,連結ﾀｲﾌﾟ）70m　ｵｲﾙﾌｪﾝｽ(2m/本,浮遊活性炭ﾀｲﾌﾟ)32m　油中和剤 66ℓ　ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ 13 枚　防炎ｼｰﾄ 40 枚　土木ｼｰﾄ(ｸﾛｽﾗﾑｼｰﾄ) 3 枚　竹 90 本　鋼杭 341 本　塩ビ管(径 12cm)12 本　単管ﾊﾟｲﾌﾟ(4m)27 本　袋詰めﾈｯﾄ(3m×2.3m) 50 袋
豊沢川	花巻土木センター所長	花巻市中根子字弐拾壱道地 100	S 47	115	一輪車 22 ｽｺｯﾌﾟ 31 金ﾃｺ 1 つるはし 4 おの 3 鎌 28 ﾊﾝﾏｰ 11 片手ﾊﾝﾏｰ 3 のこぎり 5 金切のこ 2 掛矢 12 ｼﾉ 4 番線ｶｯﾀｰ 1 水ﾀﾝｸ 3 縄あみ器 20 鳶（トビ）3 唐くわ 2 リヤカー1 ペンチ 1	ｵｲﾙﾌｪﾝｽ(化学繊維)　40m ｵｲﾙﾌｪﾝｽ(活性炭)　144m ｵｲﾙﾏｯﾄ 355 枚 大型土のう 80 土のう 10,000 ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ 30 枚 ｽｲﾎﾞｰ T ﾏｯﾄ 4 枚 ﾛｰﾌﾟ 6 巻 番線 100kg 鋼杭(1.8)40 本 鋼杭(1.5)50 本 鋼杭(1.2)170 本 丸太杭(1.5)200 本 丸太杭(1.8)150 本 歩板 8 枚 鉄板 18 枚 塩ビ管(VP100 4.0m) 2 本 塩ビ管(VP50　3.5m) 2 本 塩ビ管(VP50　3.0m) 6 本 塩ビ管(VP30　3.0m) 4 本 塩ビ管(VP13　4.0m) 4 本 塩ビ管(VP13　1.0m) 4 本 単管ﾊﾟｲﾌﾟ(2m)52 本 単管ﾊﾟｲﾌﾟ(3m)2 本 単管ﾊﾟｲﾌﾟ(4m)10 本 ｽﾃﾝﾚｽ管（3.5m)12 本 竹(3m)20 本 竹(4m)4 本 鉄ﾎﾟｰﾙ（Φ60 2.8m)4 本

和賀川	北上土木センター所長	北上市北鬼柳 31 地割 48	S 47	115	鎌 5　ｽｺｯﾌﾟ 20　掛矢 10　おの 5　のこぎり 5　ﾊﾝﾏｰ 5　ﾄﾋﾞｸﾁ 13　ﾂﾙﾊｼ 5　唐くわ 5　ﾍﾟﾝﾁ 5　かすがい 9　ﾅﾀ 5　一輪車 2	土のう 11,630　鉄線 70 ㎏　木杭(1.2～1.5 m)107 本　松丸太 85　荒縄 7 巻　ﾏﾆﾗﾛｰﾌﾟ 900m　ｵｲﾙﾏｯﾄ 480 枚　ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ 50　あゆみ板 14　ｵｲﾙﾌｪﾝｽ 222m　杉丸太 4 本　ｽﾐﾚｲ油濾過吸着袋 18 袋　万国旗型ｵｲﾙﾏｯﾄ 80 m　鋼杭 50 本　吸着型ｵｲﾙﾌｪﾝｽ(φ 7.5cm×2m)40 本
人首川	県南広域振興局土木部長	奥州市江刺愛宕字金谷 16-1	S 47	115	鎌 7　ｽｺｯﾌﾟ 28　掛矢 1　おの 3　唐くわ 4　ﾊﾝﾏｰ 3　ﾂﾙﾊｼ 10　投光器 2　一輪車 5　ﾄﾋﾞｸﾁ 3　ﾎｰｸ 4	土のう袋 2,500 袋　松丸太 100 本　大型土のう袋 265　鉄線 500 ㎏　歩板 100 枚　ﾊﾟｲﾌﾟ(1.0m)50 本　ﾊﾟｲﾌﾟ(2.0m)70 本　ﾊﾟｲﾌﾟ(4.0m)100 本　ブルーシート 12 枚　ﾄﾗﾛｰﾌﾟ 3 巻　荒縄 1 束　ｵｲﾙﾌｪﾝｽ 112m(2m×53)　ｵｲﾙﾏｯﾄ 40 枚　木杭 4　油濾過吸着袋 9 枚　ﾌｪﾝｽﾏｯﾄ 40m
磐井川	一関土木センター所長	一関市真柴字中田 60-1	H24	115	鎌 28　ｽｺｯﾌﾟ 106　掛矢 27　手おの 6　ﾍﾟﾝﾁ 2　唐くわ 5　ﾊﾝﾏｰ 12　一輪車 34　ﾅﾀ 4　大ﾊﾝﾏｰ 37　ﾊﾞｰﾙ 3　ﾂﾙﾊｼ 5　ｺﾞﾑﾎﾞｰﾄ 2　ﾜｲﾔｶｯﾀｰ 4　ｼﾉ 14　ﾗﾁｪｯﾄ大 6　ﾌｫｰｸ 2　のこぎり 2	土のう 20,000 袋　木杭 136　縄 6 巻　ﾅﾏｼ線 20 ㎏　杉丸太 6(4m)　杉丸太 3（5m）本　綿ﾛｰﾌﾟ 300m 4 巻　ﾄﾗﾛｰﾌﾟ 100m 1 巻　ｵｲﾙﾏｯﾄ 700 枚　大型土のう 350 袋　ｵｲﾙﾌｪﾝｽ 115m　ｽｲﾎﾞｰTﾏｯﾄ 6 枚　鋼杭 74 本　ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ 145 枚

河川名	管理者	水防倉庫等所在地	建設年度	床面積（㎡）	器具	資材
千厩川	千厩土木センター所長	一関市千厩町千厩字東小田285の1	H6	115	鎌8 ｽｺｯﾌﾟ18 掛矢7 唐くわ9 のこぎり4 ﾂﾙﾊｼ10 ﾊﾝﾏｰ3 大ﾊﾝﾏｰ4 おの5 ﾍﾟﾝﾁ7 ﾄﾋﾞｸﾁ5 小ﾄﾋﾞｸﾁ2 一輪車5 救命胴衣5 金ｺﾞﾃ4 ﾊﾞｰﾙ3 投光器2 発電機1 長尺鎌4 番線50kg	土のう22,000 松丸太49(4m) 松杭31(1.2m) 松杭50(2.0m) 木杭340(0.6m) 唐竹11(2.9m) 竹串120（1.8m，60本×2束) 鉄線50kg ブルーシート80枚(3.6×5.4) ｸﾞﾘｰﾝｼｰﾄ2枚(5.4×7.2) ｲｴﾛｰｼｰﾄ13枚(2.0×4.0) 黒色ｼｰﾄ3巻 ｵｲﾙﾏｯﾄ1020枚 吸着ﾏｯﾄ式ｵｲﾙﾌｪﾝｽ2本(10m×2) ｵｲﾙﾌｪﾝｽ100m(10m×10) ﾛｰﾌﾟ1巻 荒縄11巻 歩み板67枚(4m) 鉄筋50本(Φ16mm) 平鋼20枚(2m) 塩ビ管10本(UV100：4m) 大型土のう210袋 耐候性大型土のう284袋 袋詰玉石179袋(1t)
気仙川	大船渡土木センター所長	陸前高田市横田町字西宿	S46	115	ｽｺｯﾌﾟ17 掛矢8 ﾊﾝﾏｰ2 ﾍﾟﾝﾁ4 おの8 のこぎり6 一輪車10台 鎌5 ﾂﾙﾊｼ5 唐鍬3 ﾅﾀ4 ｶｯﾀｰ0 金槌7 バリ2 ﾌｫｰｸ10 ﾄﾋﾞｸﾁ4 ﾁｪｰﾝﾌﾞﾛｯｸ2個	土のう200 松丸太38 鉄線75kg 杉丸太10 雑木杭75 ｵｲﾙﾏｯﾄ10kg ｵｲﾙﾏｯﾄ144枚(4箱)(50×25) ｵｲﾙﾌｪﾝｽ50m(10m×5箱) ｵｲﾙﾌｪﾝｽ(2m×6本×5箱) 50m(10m×5箱) ｵｲﾙﾌﾞﾛｯﾀｰ400枚(4箱)ﾛｰﾌﾟ1巻 ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ5枚 歩板10枚 塩ビﾊﾟｲﾌﾟ4本 鉄ﾊﾟｲﾌﾟ6本 鉄筋110本 竹54本 二子縄6ﾛｯﾄ 三子縄1ﾛｯﾄ 大型土のう100袋 ﾜｲﾔｰ1丸 油処理剤7缶 たる木(4m)34本 ﾎﾞﾄﾙﾕﾆｯﾄ40袋
猿ヶ石川	遠野土木センター所長	遠野市遠野町27地割	H24	115	ｽｺｯﾌﾟ18 掛矢3 唐くわ9 つるはし19 一輪車2	土のう13,021（うち大型耐こう性200、小型耐こう性1,000） ｼﾞｬｶｺﾞ53kg 鉄線20.kg 松丸太3本 ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ66枚 ﾛｰﾌﾟ4巻 ｵｲﾙﾏｯﾄ557枚 荒縄5巻 木杭(丸)143本 木杭(角)9本 鋼杭32本 ｵｲﾙﾌｪﾝｽ146m
鵜住居川	沿岸広域振興局土木部長	釜石市鵜住居日の神	S46	115	ｽｺｯﾌﾟ48 掛矢7 ﾊﾝﾏｰ3 つるはし14 とうが12 おの1 一輪車4	土のう6,595 蛇ｶｺﾞ15 鉄線25kg 5束 木杭253 角杭45 ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ95 ﾛｰﾌﾟ3巻 ｵｲﾙﾌｪﾝｽ 10m×9+20m×5+2m×10本 ｵｲﾙﾏｯﾄ1,400枚
閉伊川	宮古土木センター所長	宮古市小山田4地割字中林前96番1	S46	115	かま4 ｽｺｯﾌﾟ24 掛矢6 ﾊﾝﾏｰ(大1，小2)3 投光器1 つるはし7 とうが3 とびぐち6 おの1 のこぎり2	土のう15,000 松丸太127 ｼﾞｬｶｺﾞ19 鉄線80kg ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ5 木杭96 ｵｲﾙﾏｯﾄ200枚 ﾛｰﾌﾟ3巻 ｵｲﾙﾌｪﾝｽ220m ｺﾞﾑｼｰﾄ5
小本川	岩泉土木センター所長	岩泉町松橋17の1	H3	107	ｽｺｯﾌﾟ49 のこぎり1	土のう125 丸太56 木杭540 ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ7 ﾛｰﾌﾟ2巻 ｵｲﾙﾏｯﾄ400枚 ｵｲﾙﾌｪﾝｽ10組 油処理分散洗浄剤45ℓ
小本川	岩泉土木センター	岩泉町門字水上54番	R2	－	－	土砂ストック

河川名	管理者	水防倉庫等所在地	建設年度	床面積（㎡）	器　　具	資　　材
久慈川	県北広域振興局土木部長	久慈市川崎町 1-33	S 45	115	ｽｺｯﾌﾟ 65　ﾍﾟﾝﾁ 2　つるはし 22　ﾊﾝﾏｰ 5　投光器 2　ﾉｺｷﾞﾘ 1　かま 10　おの 4　掛矢 4　とびぐち 1　竹ざお 27 本　ﾊﾝﾏｰ(大)7　一輪車 6　ﾅﾀ 11	木杭 180　ﾅｲﾛﾝｶﾗｰﾃｰﾌﾟ 4 巻　松丸太 90　荒縄 9 巻　ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ 12　土のう 8,000 袋　鉄線 6 巻　ｵｲﾙﾏｯﾄ 1100 枚　ｵｲﾙﾌｪﾝｽ 104 m　ｺﾝｸﾘｰﾄﾊﾟﾈﾙ 7 枚　油中和剤 30 函　大型土のう 70 袋
馬淵川	二戸土木センター所長	二戸市金田一字八ツ長 88-1	H9	108	ｽｺｯﾌﾟ 7　掛矢 3　つるはし 5　かま 11　ﾊﾝﾏｰ（大）1　鉈 2　胴長 2　一輪車 4	土のう 5,800 袋　松丸太 69 本　ｵｲﾙﾏｯﾄ 300 枚　ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ 75 枚　麻袋 60 袋　ｺﾝﾊﾟﾈ 102 枚　ｵｲﾙﾌｪﾝｽ 48m　松杭 78 本　ﾄﾗﾛｰﾌﾟ 2 巻　荒縄 6 巻　大型土のう 20 袋

図表9-2　　水防管理団体の水防備蓄器具、資材一覧表

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫等所在地	所轄振興局等	器					
					スコップ	つるはし	とうが	おの	のこぎり	かま
北上川	盛岡市	盛岡市長	三本柳16-43-7	盛岡	35	10	6	5	5	14
北上川	盛岡市	盛岡市長	黒川23-19	盛岡	20	10	6	5	5	9
北上川	盛岡市	盛岡市長	手代森14-19-20	盛岡	20	10	6	4	5	10
北上川	矢巾町	矢巾町長	南矢幅8-96-1	盛岡	52	7	6	3	3	
北上川	紫波町	紫波町長	東長岡字天王126-2	盛岡	45	5	26		4	15
北上川	紫波町	紫波町長	二日町字田中前44-6	盛岡	3	2	10			
北上川	紫波町	紫波町長	北日詰字大日堂20-1	盛岡	4					
北上川	紫波町	紫波町長	大巻字八竜54-1	盛岡	24	5	18	2	3	4
北上川	岩手町	岩手町長	大字五日市10-44	岩手	10	3	5	1	0	3
中津川	盛岡市	盛岡市長	愛宕町6番7	盛岡	63	26	19	26	14	19
雫石川	滝沢市	滝沢市長	中鵜飼55	盛岡	10	20		0		
葛根田川	雫石町	雫石町長	高前田55-1	盛岡	20	5	5	2	5	10
松川赤川	八幡平市	八幡平市長	野駄19-75	岩手	7	3			5	5
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	遠野市綾織町下綾織29-56-1	遠野	26	8	5			10
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	遠野市遠野町41-126	遠野	60		10		3	13
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	宮守町下鱒沢34-8-5	遠野	79	9	50	8	20	39
豊沢川	花巻市	花巻市長	大谷地160	花巻	136	9	10	2	17	13
猿ヶ石川	花巻市	花巻市長	東和町落谷1区184	花巻	30					
稗貫川	花巻市	花巻市長	石鳥谷町関口	花巻	40	4	10		3	
稗貫川	花巻市	花巻市長	大迫町大迫3-1-1	花巻	20					
北上川	北上市	北上市長	稲瀬町岩脇	北上	150	35	50	18	14	28
和賀川	北上市	北上市長	相去町平林3-5	北上	75	5				
和賀川	西和賀町	西和賀町長	西和賀町内(消防屯所)	北上	48			23		
北上川	金ケ崎町	金ケ崎町長	金ケ崎町三ケ尻南荒巻75-6	県南	35	19		0	0	0
北上川	奥州市	奥州市長	江刺愛宕字馬場先	県南	25	5	5	3	3	
北上川	奥州市	奥州市長	水沢羽田字町中袋	県南	95	9	19		10	12
北上川	奥州市	奥州市長	水沢東中通り二丁目	県南	35	5	19		5	26
北上川	奥州市	奥州市長	水沢姉体町字橋本	県南	50	6	10	4	8	11
北上川	奥州市	奥州市長	水沢黒石町字二渡	県南	100	15	15	7	12	20
北上川	一関市	一関市長	川崎町薄衣字如来地100 川崎防災センター	千厩	55	9	10	4	0	23
胆沢川	奥州市	奥州市長	水沢佐倉河字八ツ口	県南	44	6	9	5	6	2

具					資材											水防倉庫概要	
掛矢	とびぐち	リヤカー	ナタ	そのクリッパー他	杭木	空俵	縄	ビニールシート	莚	竹	鉄線	もっこ	叺	土のう	その他	建築年度	床面積（㎡）
5	5	一輪車5	5	3	128		17	27		20	6			1,050(袋) 200(土) 525(吸水性)	鉄筋棒40 オイルマット100	H 4	54.22
6	5	一輪車5	5	0	106		10	5		19	5			3,300(袋) 100(土) 500(吸水性)	鉄筋棒90 オイルマット50	H 5	33.67
5	5	一輪車5	5	2	124		11	6			5			2,800(袋) 220(土) 250(吸水性)	オイルマット100	H 25	27.90
		一輪車15				0		5						7925(袋) 700(砂入)		H 10	300.00
4	8		5	ｶﾅｽﾞﾁ 1	50		2				1			500		消防屯所併設	
3	10													700(袋) 100(砂入		消防屯所併設	
1				ハンマー2	30	0	8	6						500(袋) 100(砂入	トンバック15	消防屯所併設	
4	12		4	ｶﾅｽﾞﾁ 1	20		3							600		消防屯所併設	
2	4	2	2	ﾁｪﾝｿｰ 3 ハンマー 1				20						1,600	救命胴衣10 オイルマット100	岩手町役場倉庫	
15	4	一輪車7	6	4	79		21	39			5			1,070(袋) 60(吸水性)	鉄筋棒165	S 49	19.44
				※- 10										1,000		滝沢市役所消防倉庫	
2			5	5			3				5			2,600		S 32	33.00
3	2		3											1,000		松尾車庫内	
6	6	一輪車3		ﾒｶﾞﾎﾝ 4 投光器 1	83		4				40			5,200		H 元	22.50
6	16			ﾒｶﾞﾎﾝ 4 ハンマー 3	90		12	36		20				7,330	鉄製ｸｲ 50	H 4	39.70
18	10	一輪車3	9	ﾁｪﾝｿｰ 4 ｸﾘｯﾊﾟｰ 4	90		45	50			90			6,000	鉄製ｸｲ 406 Tマット 4	H 19	19.90
17		一輪車6	6	シノ 10 縄ない器 3 竹割器 1			980m	27			50			12,040 (袋のみ)	給水土のう 1280 ステップル 10 鋼杭 10	S 59	46.75
								40						1,628 (袋のみ)		S 57	28.98
		一輪車6	1					5						800 (袋のみ)		S 32	33.00
3														2,100(袋) 220(砂入り)	ﾛｰﾌﾟ 200m 作成土のう150	H 9	14.90
30			9	ベンチ14 ハンマー42 鉄線鋏3	147			30							救命胴衣80	H 12	89.40
1				ベンチ2 ハンマー7 鉄線鋏2	ﾌﾟﾗ杭140			0						6,390 50(大型)	砂8m3 作成土のう1000	H 9	101.60
23				ﾁｪﾝｿｰ23										2,000	救命胴衣96	消防屯所	
6	11	一輪車1		ハンマー 1				0						733	鉄筋棒 100本	消防屯所併設	
4	11	一輪車3	7	ﾍﾟﾝﾁ 3 ハンマー 2	17		25				70			2,000	鉄筋棒 258本	H 9	33.00
19		一輪車2	5	※-12	58	PP1800	71	20			50					S 25	33.00
7	7	一輪車2	5	※-13	158	PP1800		16								S 31	33.00
5		一輪車2	3	※-14	149	PP1957	23	30			5					S 26	33.00
25		一輪車2	7	※-15	185	PP1837	40	20								S 35	33.00
31		一輪車17		※-2	200	ﾌﾙｺﾝ 3,600	25	45			0			450	鉄製杭 100 月の輪ｺﾙｹﾞｰﾄ 1 BBﾜｰｶｰ 2 Tﾏｯﾄ 2 シート張工ｼｰﾄ 4	H 15	124.50
11		一輪車2	2	※-16	20	PP1000	58				18					S 27	33.00

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫等所在地	所轄振興局等	器					
					スコップ	つるはし	とうが	おの	のこぎり	かま
胆沢川	金ケ崎町	金ケ崎町長	金ケ崎町永栄前村28-2	県南	13	11		2		
永沢川	金ケ崎町	金ケ崎町長	金ケ崎永沢橋本2番地	県南	30	20		2	1	1
広瀬川	奥州市	奥州市長	江刺岩谷堂字根岸	県南	51	5	6	4	9	16
広瀬川	奥州市	奥州市長	江刺稲瀬字伊加里	県南	30	7	17	20	13	0
北上川	奥州市	奥州市長	前沢古城字島田2-1	県南	28	13	14	7	12	10
磐井川	一関市	一関市長	一関市地主町地内 一関第1水防倉庫(地主町)	一関	100	5	2			
磐井川	一関市	一関市長	一関市要害地内 一関第3水防倉庫(要害)	一関	28	5	14			
磐井川	一関市	一関市長	一関市青葉2丁目地内 一関第2水防倉庫(青葉)	一関	94	5	2		0	48
磐井川	一関市	一関市長	一関市中里字雲南地内 一関第4水防倉庫(中里)	一関	21		0			
北上川	一関市	一関市長	一関市中里字沖田地内 河川防災ステーション	一関	45	2	1			
夏川	一関市	一関市長	花泉町永井字粒乱田69-1 花泉第1水防倉庫	一関	14	0	10		3	3
金流川	一関市	一関市長	花泉町老松字日向前66-4 花泉水防倉庫	一関	83	22	9	0	5	16
砂鉄川	一関市	一関市長	東山町長坂字西本町133-1	千厩	42	9			5	22
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字天沼186	千厩	20	5	3	3	8	5
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字川口沖地内	千厩						
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字町裏地内	千厩	7		2	2	2	3
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字熊館28	千厩	21	7	6	4	6	10
気仙川	陸前高田市	陸前高田市長	高田町字栃ヶ沢210-2	大船渡	66	43	10	2		2
綾里川	大船渡市	大船渡市長	三陸町綾里字宮野15-1	大船渡	18	1	8	1		3
吉浜川	大船渡市	大船渡市長	三陸町吉浜字上野2-1	大船渡	6	1	4	3		
気仙川	住田町	住田町長	住田町世田米字清水沢59-27	大船渡	2		50			
盛川	大船渡市	大船渡市長	盛町字下舘下35-1	大船渡	67	5	20	2	8	10
甲子川	釜石市	釜石市長	大町3丁目8-3	釜石						
閉伊川	宮古市	宮古市長	五月町2番1号(消防署)	宮古	157	34	18	11	27	42
関口川	山田町	山田町長	山田町豊間根10-124-2	宮古	46		7	3		
関口川	山田町	山田町長	山田町飯岡1-21-4	宮古	20	13	30			
関口川	山田町	山田町長	山田町織笠12－55－14	宮古	28	21	4			

具					資材											水防倉庫概要	
掛矢	とびぐち	リヤカー	ナタ	そのパーツ他	杭木	空俵	縄	ビニールシート	莚	竹	鉄線	もっこ	叺	土のう	その他	建築年度	床面積（㎡）
6	14				26		8	15			2			500		消防屯所併設	
4	0	0		ハンマー 2	30			20			1			400	鉄筋棒 20本	S 31	33.00
15	12	一輪車 4	6	ハンマー 68	80		53	32		16	150			2,400	鉄筋棒 200本	S 29	33.00
7	5	一輪車 3	10	ﾍﾟﾝﾁ 10 ハンマー 8	76		40	37			0				鉄筋棒 130本	S 41	33.00
8			0	ﾍﾟﾝﾁ10 ﾊﾝﾏｰ6 竹そげ鎌1	70		5	58		0	20	60	250	4,000	ﾛｰﾌﾟ100 毛布130 麻袋150	H 17	49.69
40		一輪車 20		大ハンマー 20 救命胴衣 20	160	フルコン 19,600	76	22						700	Tマット 20 鋼杭220 BBワーカー5	H 26	153.56
		一輪車 6		ﾋﾞﾆﾙﾊﾟｲﾌﾟ 3	600	フルコン 2,000	188	16			0				Tﾏｯﾄ 16 月の輪ｺﾙｹﾞｰﾄ3 釜段ｺﾙｹﾞｰﾄ2	H 9	77.76
37		一輪車 19	20	※- 19	81	フルコン 24,200	48	90			15			100	Tﾏｯﾄ21 鋼杭274 BBワーカー13	H 26	104.32
	14	一輪車 9			440	フルコン 1,900	148	9	13		0				Tマット 8 鋼杭 40 月の輪ｺﾙｹﾞｰﾄ 10 釜段ｺﾙｹﾞｰﾄ9 ビニールパイプ1 シート張工シート1	H 10	77.76
1	10	一輪車 7		大ハンマー 2	433	フルコン 6,000	90	12		176	0			1,000	土のう製造 1 BBワーカー0 ビニールパイプ2	H 7	260.82
15	0	一輪車 4	1	※-21	50	フルコン 2,000	12	39						245	Tマット1 鉄製杭20	H 29	20.72
40	25	一輪車 10	10	※- 17	420	フルコン 8,000	45	122		0	0			730	※-18	H 26	104.34
37	7	一輪車 24	6	※- 3	102	フルコン 3,400	92	97			0			100	Tﾏｯﾄ 8 鉄製杭 300 月の輪ｺﾙｹﾞｰﾄ 1 BBﾜｰｶｰ 4	H 6	33.12
18	8	一輪車 5	8	※- 4	150	フルコン 3,230	8	50			0			0	鉄製杭100	H 9	77.00
					400			4							麻袋130	S 37	33.00
4	5		3	※- 1	300											S 42	33.00
20	14	一輪車 10	10	※- 5		フルコン 3,020	14	24			0			45	※- 6	H 15	99.00
6	33				67		ｿﾌﾄﾛｰﾌﾟ75	70						14,200	ロープ 5巻	H 26	35.19
2	4		2	カッチャ 2			PPﾛｰﾌﾟ等 400m	25						430	救命胴衣 3	大船渡消防署 三陸分署綾里分遣所	
1	10							37						50		消防屯所	
				※- 7			2	29		41				2,900	鉄筋棒 247本	旧消防屯所	
19	2		4		0		PPﾛｰﾌﾟ18巻 × 200m カメレオンﾛｰﾌﾟ 50本	150						2,800	砂利10㎥ 鉄筋棒 0本 鋼杭 40本	大船渡市防災センター	
								20						400		H 20	50.00
31	5	一輪車 9	17	ハンマー 10 ﾍﾟﾝﾁ 6 チェーンソー 1 ミゼットカッター 8	150		12	134	70	23	0			3,920	ベニヤ板 18 吸水土のう 500	消防署	
		一輪車 8		鍬 20 金槌 5				50						1,000		H 24	108.00
7		一輪車 2												2,000		消防署	
		一輪車 6						34						5,200		R 3	33.51

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫等所在地	所轄振興局等	器					
					スコップ	つるはし	とうが	おの	のこぎり	かま
小本川	岩泉町	岩泉町長	岩泉町松橋17の1	岩泉	34	5	75	6	5	3
久慈川	久慈市	久慈市長	田屋町1-13-10	久慈	190	4		3		3
久慈川	久慈市	久慈市長	長内町(消防署)	久慈	30			1	3	
馬淵川	葛巻町	葛巻町長	葛巻町葛巻8-5-1	岩手	40	2	6	2	0	12
馬淵川	一戸町	一戸町長	一戸町役場	二戸	24	2	3	1	4	5
馬淵川	二戸市	二戸市長	石切所字中曽根50番	二戸	13	5	5	2	5	5
安比川	八幡平市	八幡平市長	叺田70	岩手	10			1		10
米代川	八幡平市	八幡平市長	丑山口16-1	岩手						
安比川	二戸市	二戸市長	浄法寺町浄法寺	二戸	31		18			3
岡本川	二戸市	二戸市長	浄法寺町荒谷	二戸	7					
瀬月内川	九戸町	九戸村長	九戸村伊保内第23地割60	二戸	15	3	2	2	2	2
雪谷川	軽米町	軽米町長	九戸郡軽米町軽米(軽米町防災センター)	二戸	30			2	2	

※-1 縄より器22
※-2 竹割器5 竹ソギカマ3 縄より器17 むしろ縫針8 大ハンマー17 金槌4 ﾋﾞﾆｰﾙﾊﾟｲﾌﾟ19 竹切鋸10 救命胴衣5
※-3 竹割器4 竹ソギカマ5 縄より器30 むしろ縫針27 ペンチ4 大ハンマー21 ﾋﾞﾆｰﾙﾊﾟｲﾌﾟ4 竹切鋸6 木槌2
金槌1 救命胴衣54
※-4 竹割器10 竹ソギカマ7 縄より器24 大ハンマー4 竹切鋸6 ﾋﾞﾆｰﾙﾊﾟｲﾌﾟ1 救命胴衣14
※-5 竹割器6 縄より器5 大ハンマー6 竹切鋸6 ﾋﾞﾆｰﾙﾊﾟｲﾌﾟ1
※-6 鋼製杭250 Tマット2 BBワーカー2 救命胴衣10
※-7 ﾛｰﾌﾟ2巻 ビニールパイプ15 ハンマー9
※-8 チェンソー1 排水用ポンプ10台 刈払機4 竹割器3 竹ソギカマ3 空気膨張用ゴムボート 発電機8
※-9 小型ポンプ1 組立式FRPボート1
※-10 発電機1 投光器1 チェンソー1
※-11 照明灯7 チェンソー6 大ハンマー1 鋸鎌3 縄より器10 浸水防水シート3
※-12 ペンチ9 ハンマー9 竹ソギカマ2 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣8 木タコ12 帽上灯10
※-13 帽上灯10
※-14 ペンチ3 ハンマー2 竹ソギカマ1 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 帽上灯10
※-15 ペンチ7 ハンマー13 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 木タコ3 帽上灯10
※-16 ペンチ5 ハンマー3 竹ソギカマ1 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 帽上灯8
※-17 大ハンマー13 金槌9 むしろ縫い針8 縄より器30 竹尖鎌8 竹割器8 竹切鋸4 ビニールパイプ2
※-18 Tマット4 鉄製杭96 パイロン30 救命胴衣10 BBワーカー3
※-19 大ハンマー28 金槌19 木槌1 縄撚器48 むしろ縫針42 竹割器9 竹切鋸17 竹尖鎌9 救命胴衣15
※-20 竹削ぎ鎌3 竹割器1 竹切鋸1
※-21 むしろ縫針11 竹尖鎌 3 竹割器1 竹割鋸1 大ハンマー3 縄より器5

※-22 シート張り工法資材一式(防水シート5、単管パイプ6、ロープ130m、木杭3、かけや2)、鋼杭178

具					資材											水防倉庫概要	
掛矢	とびぐち	リヤカー	ナタ	そのクリッパー他	杭木	空俵	縄	ビニールシート	莚	竹	鉄線	もっこ	叺	土のう	その他	建築年度	床面積（㎡）
3				ｸﾘｯﾊﾟｰ 5 ﾊﾝﾏｰ 10 ﾍﾟﾝﾁ 5			2	12			52			4,800	※－22	H 3	107.0
3	13				44		20		60		50				※－8	S 42	59.00
								105						1,000	※－9	久慈消防署	
8	3	一輪車 3	0	※－11	30		10	30			2			2,400		H 3 H 8	33.05 57.96
3	48			一輪車 2 ハンマー 3			0	5			0			2,000		役場内及び消防屯所	
5	2			ハンマー 2 ﾍﾟﾝﾁ 5	30		10	10			10			3,000		市民会館裏運転手控室併設	
							0	5			1			200	スーパー土のう100	S 57	28.00
							0							100		H 10	15.00
1	12			カナテコ2												消防屯所	
	4															消防屯所	
3	2		2	ハンマー 3 ﾍﾟﾝﾁ 3	20		5	10						1000 (袋のみ)		S 55	279.25
2			2	ハンマー3 バール4 カナテコ3										2,000		防災センター	

水防管理団体名　一関市
保管場所:一関市川崎町薄衣川崎防災センター　舟1　船外機1
一関市中里沖田　船外機3
一関市三関字桜町　舟1　船外機1
一関市弥栄字運南田　舟1　船外機1
一関市弥栄字梅ヶ崎　舟1　船外機1
一関市舞川字小戸　舟1　船外機1
一関市花泉町老松字日向前　舟1　船外機1
一関市藤沢町黄海字天沼　舟2　船外機2
一関市藤沢町黄海字熊館　舟2　船外機1
一関市藤沢町黄海字町裏　舟3
一関市藤沢町黄海字下曲田　舟2　船外機1
一関市藤沢町黄海字小日形　舟1

図表9-3　　指定水防管理団体の水防用器具資材備蓄基準

器具

	品名	単位	数量
器具	スコップ	丁	20
	掛矢	丁	10
	ツルハシ	丁	5
	唐くわ	丁	5
	おの	丁	5
	のこぎり	丁	5
	かま	丁	5
	ハンマー	丁	5
	ペンチ	丁	5

資材

	品名	単位	数量
資材	土のう	袋	2,000
	末口3寸・杭木2.5間	本	10
	末口3寸・杭木2.0間	本	30
	末口3寸・杭木1.0間	本	200
	唐竹	本	15
	縄	kg	1,000
	莚・ビニールシート	枚	50
	鉄線	kg	50

図表9-4　水防ヘリポート

離着陸場名	津志田地区防災ステーション	標高	寸法	勾配
		111.48m	20m×23m	無
所　在　地	岩手県盛岡市向中野字新田		路面の状況	
所有・管理者	国土交通省　東北地方整備局		アスファルト	

離着陸場名	一関水防ヘリポート	標高	寸法	勾配
		20m	20m×23m	無
所　在　地	岩手県西磐井郡平泉町三貫地内		路面の状況	
所有・管理者	国土交通省　東北地方整備局		アスファルト	

（余白）

図表 10-1　　岩手県水防本部設置（廃止）基準及び体制

区分	設　置　基　準	廃 止 基 準	体　　制
県水防本部	(1) レベル３大雨警報、津波注意報が発表された場合。	当該警報、注意報が解除され、水災の危険がなくなったと判断される場合。	直ちに招集し、少数の人員で情報の収集、連絡及びその他の活動ができる体制とする。
	(2) 岩手県知事が行う水防警報が発表された場合。	水防警報が解除され、洪水の危険がなくなった場合。	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。 なお、水防警報の種類に応じて岩手県水防本部では以下の対応を基本とする。 「待機」：情報の収集及び連絡 「準備」：招集に向けた準備 「出動」：招集
	(3) 国土交通省が行う北上川上流（雫石川・中津川・豊沢川・和賀川・胆沢川・人首川・磐井川・砂鉄川を含む）、雫石川、猿ヶ石川水防警報またはレベル２氾濫注意報が発表された場合。		直ちに招集し、少数の人員で情報の収集、連絡及びその他の活動ができる体制とする。 なお、水防警報の種類に応じて岩手県水防本部では以下の対応を基本とする。 「準備」：情報の収集、連絡及び招集に向けた準備 「出動」：招集
	(4) 長雨等による地面現象災害が多発のおそれ、又は火山による災害発生のおそれがあり、河川課総括課長が必要と認める場合。	水災の危険がなくなったと判断される場合。	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。
	(5) 水防警報指定河川以外の河川において、氾濫注意水位（警戒水位）に達しなお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下となり洪水の危険がなくなった場合。	
	(6) 県内に震度 5 弱の地震が発生した場合。	水災の危険がなくなったと判断される場合。	

図表 10-2　岩手県災害対策本部設置（廃止）基準及び体制（抜粋）

岩手県災害対策本部	指定職員配備（1号）体制	ア　次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)　気象警報 (イ)　高潮警報 (ウ)　波浪警報 (エ)　洪水警報 (オ)　北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報） (カ)　水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。） イ　次に掲げる警報のいずれかが発表された場合 (ア)　気象特別警報 (イ)　高潮特別警報 (ウ)　波浪特別警報 ウ　大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 エ　津波警報が発表された場合 オ　県内で震度5強を観測した場合 カ　岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル４が発表された場合 キ　八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合 ク　原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第２条第３号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第４号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下同じ。）から原子力緊急事態（原災法第２条第２号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。）の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策（原災法第２条第５号の規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）を講じる必要があると認めたとき。 ケ　原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故（原災法第２条第２号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。）による特定事象（原災法第10条第１項に規定する事象のことをいう。以下同じ。）又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。 コ　その他本部長が特に必要と認めた場合	本部長が、県の地域に災害が発生するおそれがなくなったと認める場合、又はおおむね災害応急対策を終了したと認める場合。	岩手県地域防災計画の指定職員配備体制により人員を動員し、水防事態が発生したときは、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。
	主査以上配備（2号）体制	ア　次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)　気象警報 (イ)　高潮警報 (ウ)　波浪警報 (エ)　洪水警報 (オ)　気象特別警報 (カ)　高潮特別警報 (キ)　波浪特別警報 (ク)　北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報） (ケ)　水防警報（知事が指定した河川に係るものに限る。） イ　大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 ウ　津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 エ　県内で震度6弱を観測した場合 オ　岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル５が発表された場合 カ　原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言（原災法第15条第２項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。 キ　その他本部長が特に必要と認めた場合		岩手県地域防災計画の主査以上配備体制により人員を動員し、水防活動を行う体制とする。

	全職員配備（3号）体制	ア　大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ　大津波警報が発表された場合 ウ　県内で震度６強又は震度７を観測した場合 エ　原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき。 オ　その他本部長が特に必要と認めた場合		岩手県地域防災計画の全職員配備体制により人員を動員し、水防活動を行う体制とする。

図表 10-3　　水防団非常配備区分（例）

配備区分	配備基準	配備体制
待　機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準　備	1.河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2.気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出　動	1.河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2.潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解　除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

図表 10-4　水防作業及び工法

1　水防作業

洪水時において堤防に異常の起こる時期は、洪水時間にもよるが、概ね増水位の時又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため、ピークを過ぎても完全に流過するまでは警戒をといてはならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効かつ使用材料がその附近で入手し易い工法を施行するが、当初の工法で成果が認められないときはこれに代わるべき工法を次々と行い極力防止に努めなければならない。

水防作業を必要とする異常な状態は概ね次の通りである。

（1） 漏　　水
（2） 表面の欠け崩れ
（3） 天端および裏法の亀裂又は欠け崩れ
（4） 溢　　水
（5） 樋門等の漏水

2　水防工法

水防工法には様々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。河川堤防の破堤原因としては、次の3種類が主なものである。

（1） 越水（溢水）による場合　　堤防から水が溢れ出て、堤防の裏法面から決壊していく。
（2） 浸透（漏水）による場合　　河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が浸透して堤防が欠壊していく。
（3） 洗掘による場合　　河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて決壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水　防　工　法　一　覧　表

現象		工法	工法の概略説明	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
越水		積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる。	都市周辺河川 （どのうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 （連結水のう工）	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 （土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シートはり工	堤防裏のり面をシートで被覆する	都市周辺河川 （むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	川裏対策	釜段工 （釜築き、釜止め）	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 （簡易釜段工）	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のう入手困難）	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 （漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹

現象		工法	工法の概略 説明	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 （構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 （水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 （漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 （むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	河川の漏水面にたたみを張る	一般河川 （水深の浅い所）	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 （竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面を蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異型コンクリートブロック
		竹鋼流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
欠壊		くわ入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚など合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が欠壊したとき、断面の不足を裏のりで補うためくいを打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面で覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう

現象		工法	工法の概略説明	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端～裏のり	控え取り工	き裂が裏のりから天端にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金剛、鉄線、土のう
裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 （くい打ち）	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘度質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘度質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘度質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面の蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう

		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

1） 竹尖げ、杭拵え

（竹尖げ）

竹尖げの用途：五徳縫い、折返し、控取り、杭用等。

尖　　げ　　方：竹の径の五倍くらいのあいだを片のめにそぎ、尖端には割れを防ぐため筋を残す。竹尖げ専用の鎌を台木に取付け、枕木を地上に打って台木を固定し、１人が鎌に対して、折敷の姿勢をとり他の２人が後から引く。竹をおさえる位置は竹の元から 45ｃｍ位の所で竹の節を鎌の刃につけ、竹の巾だけうちにして引けば 30ｃｍ位に尖がる。

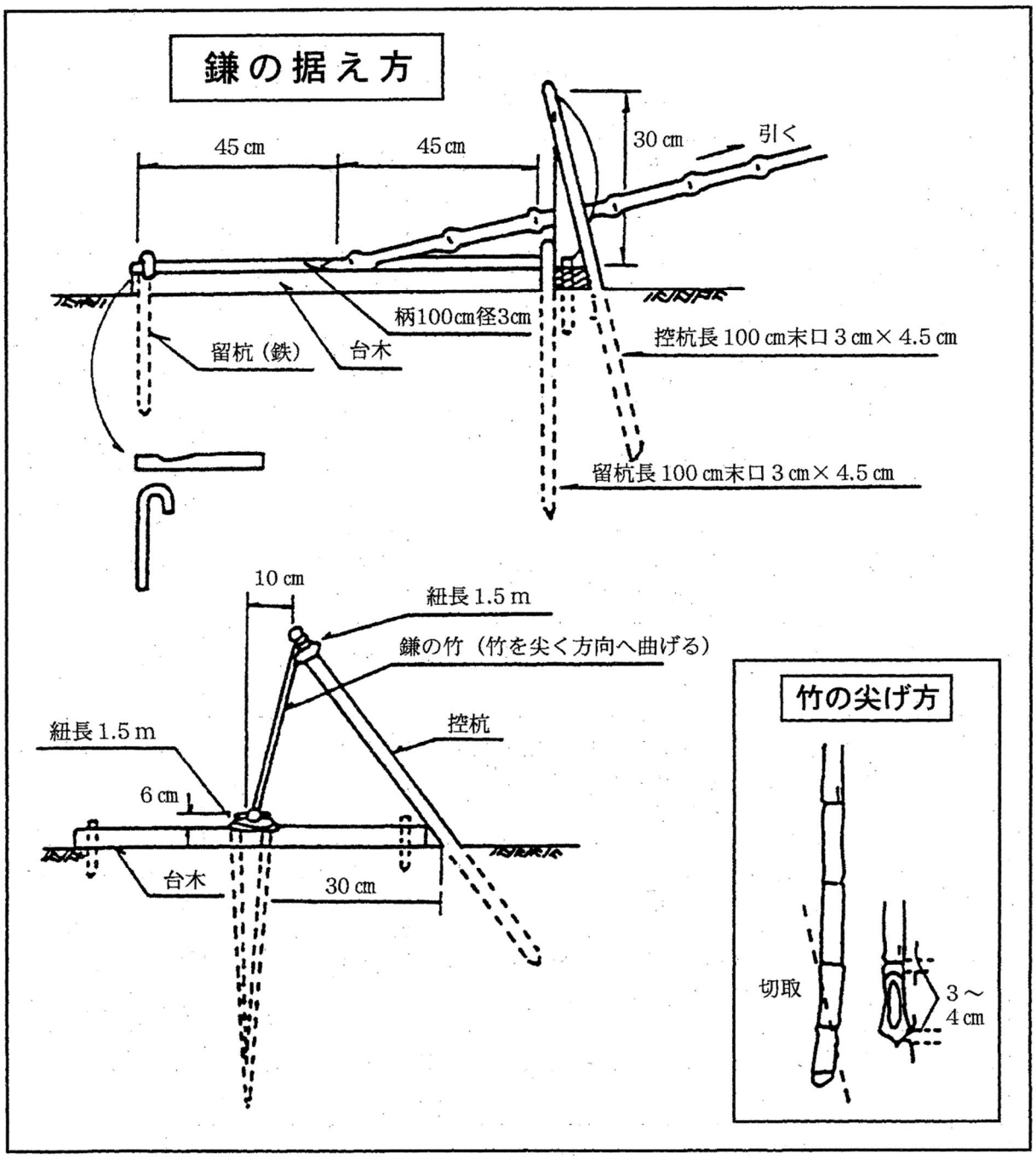

鎌の据え方の要点

(1)　鎌の元の縛り方は麻紐の両端を余して３回廻し、紐の両端で柄を１回宛巻いて、いぼ結びに締め付ける。

(2)　鎌の先の縛り方は麻紐を鎌の先の穴に通して 2 つ折にして 3 回廻し、つつみをかけて、いぼ結びに締め付ける。

(3)　竹尖げの所要時間は 15 分で 20 本を標準とする。

竹尖げ数量表　（1 組当り 15 本）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
3 人	竹	目通周 18cm 末延	本	15	鎌	丁	1	

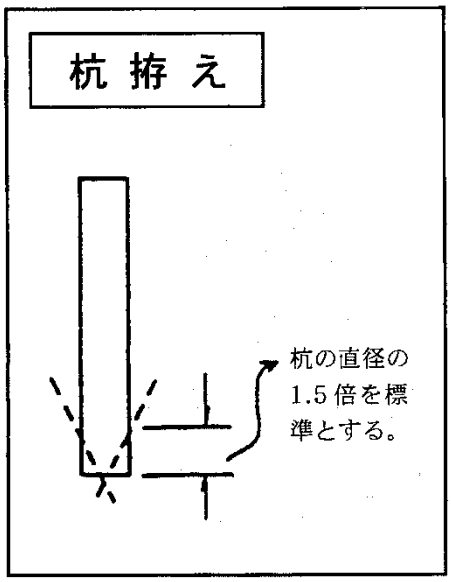

杭拵え数量表（１組当り 10 本）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2 人	杭	末口９cm 長さ1.2m	本	10	ナタ	丁	1	

2） 土のう作り

拵　え　方　：土のうに土砂を 30kg～50 kgぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口をしぼる。しぼり終えたら、紐を2～3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。

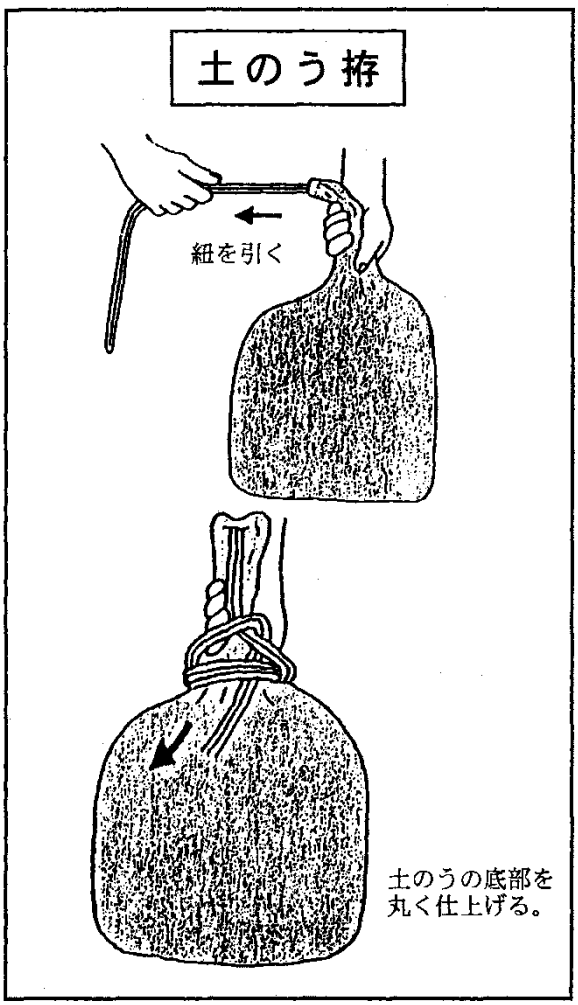

土のう拵え数量表（1組当り 20 袋）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2 人	土のう	ひも付き	袋	20	スコップ	丁	1	

3） 木流し（竹流し）

目　　的　：急流部において流水を緩和して川表堤防の崩壊の拡大を防止する。
　　又、緩流部においても波欠けの防止にも使われる。

拵　え　方　：枝葉の繁茂した樹木（又は竹）を根本から切り、枝の重り土のう（又は石俵）を付け、根本は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。

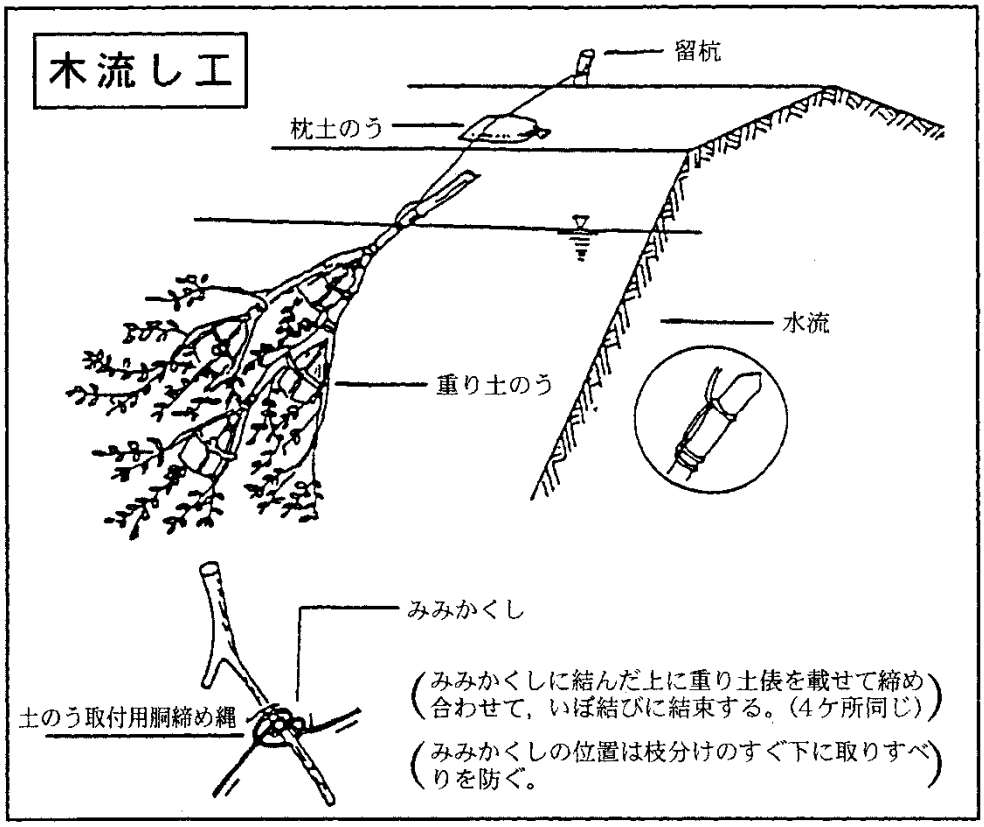

木流し工数量表（1組当り1本）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	雑木	長 5.5m 末口 9cm						
	杭	長 1.2m 末口 9cm						
	土のう	ひも付き						
	二子縄（木との接合）	長 5.5m （2ッ折）						
	三子縄（吊縄）	長 14.5m （2ッ折）						
	鉄線	10＃亜鉛メッキ						

4) シート張工

(1) 裏シート張工

目　　的：越水防止工法の補強策

使用資材：防水シート、軽量鉄パイプ、鉄筋ピン、土のう

使用工具：スコップ

要　　旨：　この工法は裏むしろ張り工の主要材料のうちむしろを防水シートに、半割材を軽量鉄パイプに、竹ピンを鉄筋ピンに、土俵を土のうにおきかえた工法と考えればよく、洪水が堤防天端を越流するとき、天端、裏のり、裏小段、犬走りなどの洗掘、崩壊を防止する工法である。

　この工法は、むしろ張り工に使う材料の入手が困難なときに採用され、その使用材料も出水期前にあらかじめ製作・備蓄でき、かつ水防時の省力化、緊急施工が可能となり、水防工法の近代化の１つといえる。

手　　法：堤防裏のりの最も低い部分から防水シートを敷きはじめ、シートの重ね合わせを 15cmくらいとし、張りはじめ、重ねあわせ部および中間部（1mピッチ程度）に軽量鉄パイプをあて、この鉄パイプを固定するために約 50cm間隔に鉄筋ピンでとめる。さらに、堤防天端、小段、犬走りなどの水平部分に重なり土のうを1.5m程度の間隔で軽量鉄パイプの上におく。

注意事項：使用材料は上述に掲げるものでなければならないというわけではなく、緊急水防時に利用できるものなら何でもかまわないので常に裏シート張に使えそうな材料、たとえば一般住宅の古いじゅうたん、近傍のビニールハウス、建設現場などの配置状況を知ること。

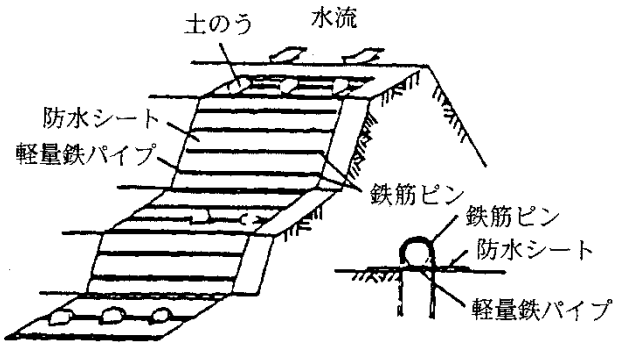

裏シート張り工

(2) 表蓆張り工

目　　的：川表方崩壊及び透水防止

拵　え　方：崩壊面の大きさに応じ、蓆を 9 枚、12 枚、あるいは 15 枚を縄で縫い合わせ（シートを使用する場合は縫い合わせる作業はしない。）横に 90ｃｍ間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端におもり土のうを取り付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹（長さ 45cm、幅 2cm 位）を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめのおもり土のうをのせて固定させる。

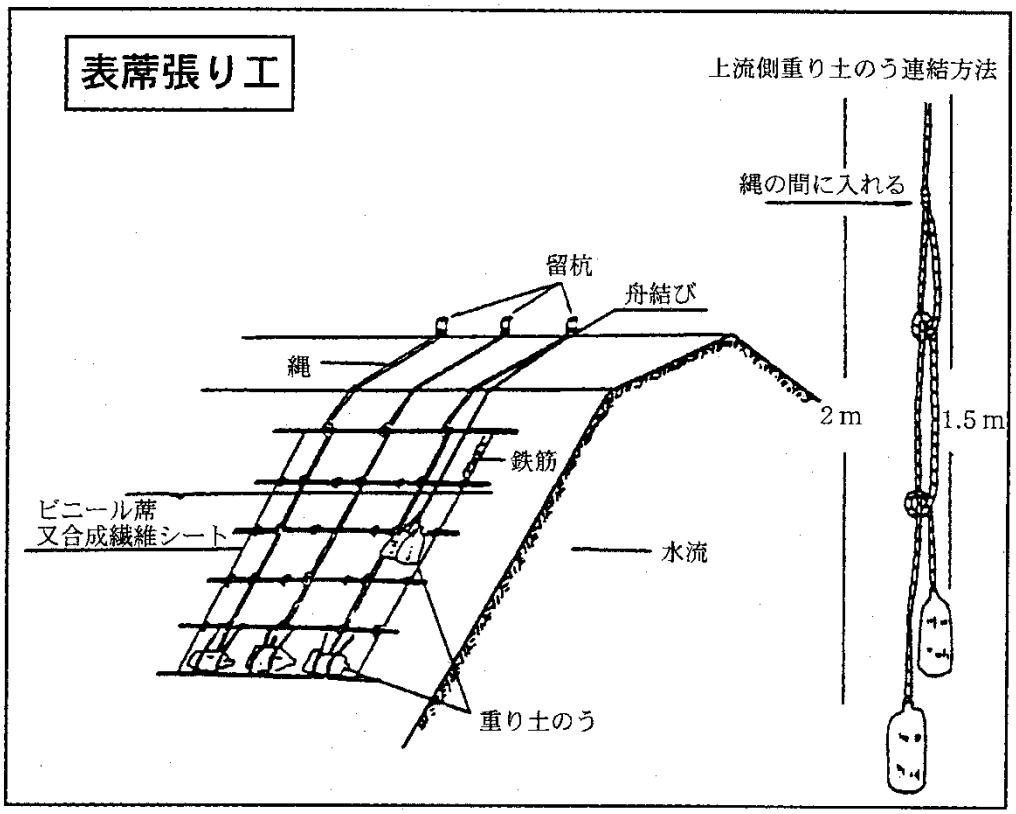

（注）　上流側の下の重り土のうは、蓆の幅より 2.0ｍの位置でおろし、上の重り土のうは蓆の端より 1.5ｍの位置よりおろせば適当な所に来る。

表蓆張り工数量表〔ビニール蓆又は合成繊維シート使用〕（１組１枚当たり）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	蓆	ビニール蓆 90cm×180m または 合成繊維シート 5.0m×2.7m	枚 〃	9 1	縫針	個	2～3	合成繊維シートの場合縫針必要なし
	竹	目通り 9cm 長 2.9cm	本	7	掛矢	丁	1	
	杭	末口 10cm 長 1.2m	本	3	ペンチ	〃	1	
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二子縄	長 3.5m（ビニール可）	筋	2				合成繊維シート使用の場合、必要なし
	〃	長 5.5m（〃）	〃	2				〃
	〃	長 6.5m（〃）	〃	6				
	〃	長 61.0m（〃）	〃	1				
	蓆吊縄	長 11.0m（〃）	〃	3				
	三子縄	長 12.0m（〃）	〃	3				
	〃	長 7.5m（〃）	〃	2				
	〃	長 14.5m（〃）	〃	1				

(3) 畳張り工

従来より使われている表蔕張りと同様な効果を期待して考案されて方法であり出水時に付近より集められやすい古畳を利用するものである。

畳二枚を縦方向に鉄線で2箇所連結し、下端に鉄線及び二子縄で重り土のうを縛り、上端に鉄線を介して控縄を結び、この二枚一組を順次すべり落し川裏に打ちつけた留杭を固定し、最後に重り土のうを上流端に置いていく。

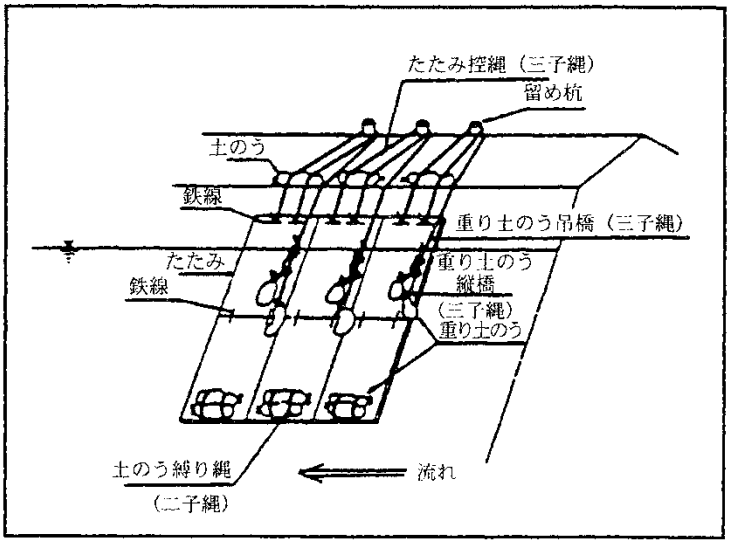

数 量 表

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
	畳	(1.8m×0.9m)	枚	6	掛矢	丁	1	
	木杭	長さ 1.2m 末口 9cm	本	3	ペンチ	〃	3	
	土のう		袋	15				
	鉄線	8＃1.5mもの	本	18				
	たたみ控え縄（三子縄）	12mもの	〃	16				
	重り土のう吊縄（三子縄）	14.5mもの	〃	3				
	重り土のう縦縄（三子縄）	7.5mもの	〃	6				
	たたみ下端重り土のう縛り縄（二子縄）	7mもの	〃	6				

5)　籠止め工

目　　的:川裏法面亀裂崩壊防止。

拵　　え　方:2.0m間隔に長 1.8mの杭を打ち込み、その中間に互の目を杭に入れ、斜めに各々の杭に割竹で繋ぎ合わせ、杭毎におもり土のうを載せる。もし堤体が軟弱な場合には敷組朶をしておもり土のうを載せる。

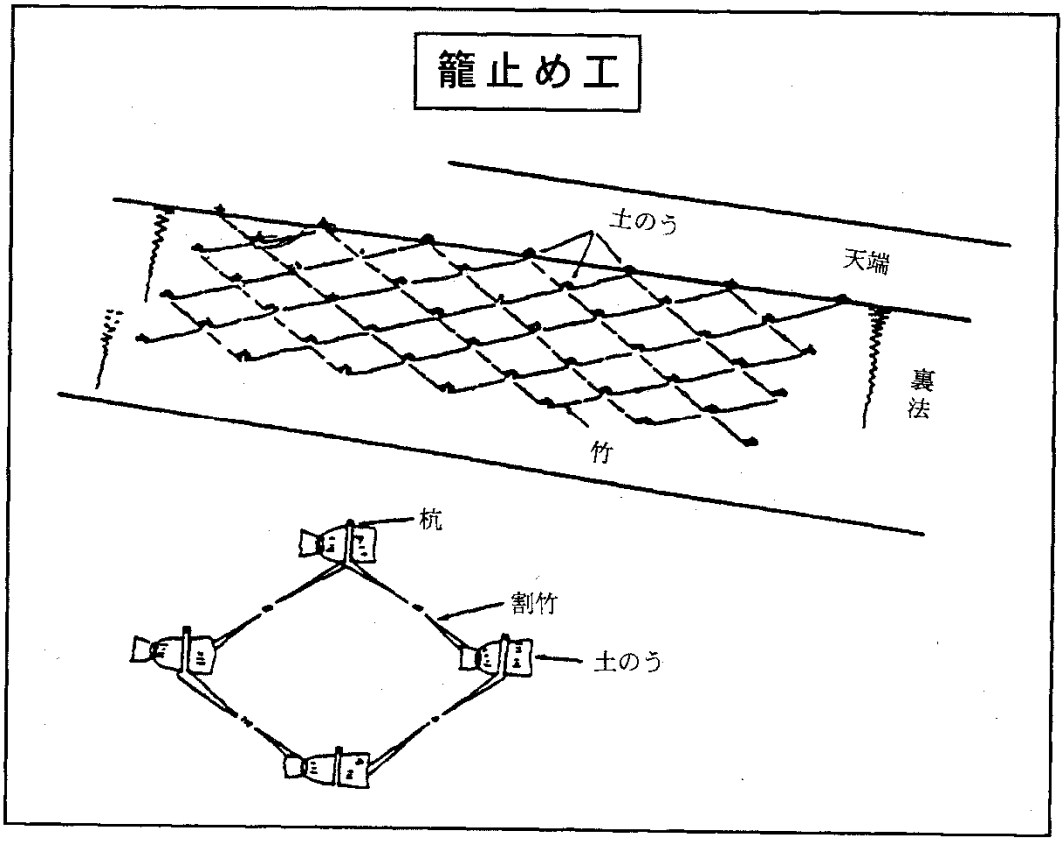

かご止め工一箇所当り、2m間隔

名称	形状寸法	単位	員数	摘要
かます		枚	4	
竹	目通り 15cm、長さ 2.5m	本	4	
小ぐい	長さ 2m　末口 10cm	本	4	
二子なわ	大玉 20kg(5 貫)	玉	0.1	
鉄線		kg	0.6	竹結束用

6)　折返し工

目　　的：堤防天端に亀裂を生じた場合、崩壊を防止する。

施　工　方：天端の表法と裏法とに竹を突き刺し、その根元に土のうを置きこれを枕にして、竹を折り曲げ、中央で双方の竹を折り返し引きかけ、縄で連結する。竹の折り返し部分は折損しやすいため麻袋などを丸めて芯にする。又、竹の締り具合をよくするため、天端におもり土のうを載せる。

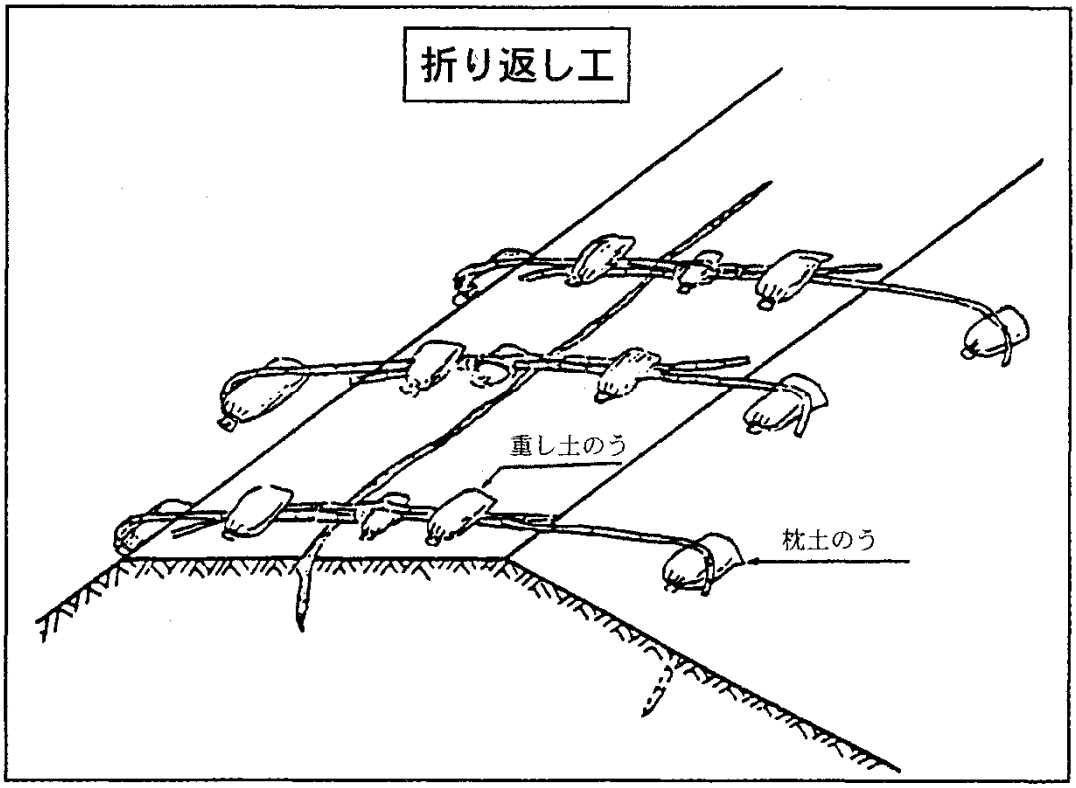

折返し工数量表（1組1筋当り）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	竹	目通り周 18cm	本	2	鉈	丁	2	
	土のう	ひも付き	袋	5	掛矢	〃	4	
	麻袋		個	1				
	二子縄	長　1m	筋	4				

〔鉄線を使用する場合〕

竹の代わりに鉄線と木杭により行う。

折返し工数量表〔鉄線使用〕(1組1筋当り)

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	鉄線	8#	本	1	鉈	丁	1	
	杭	末口 10cm 長 1.5m	〃	2	掛矢	〃	1	
	土のう	ひも付き	袋	5	ペンチ	〃	1	

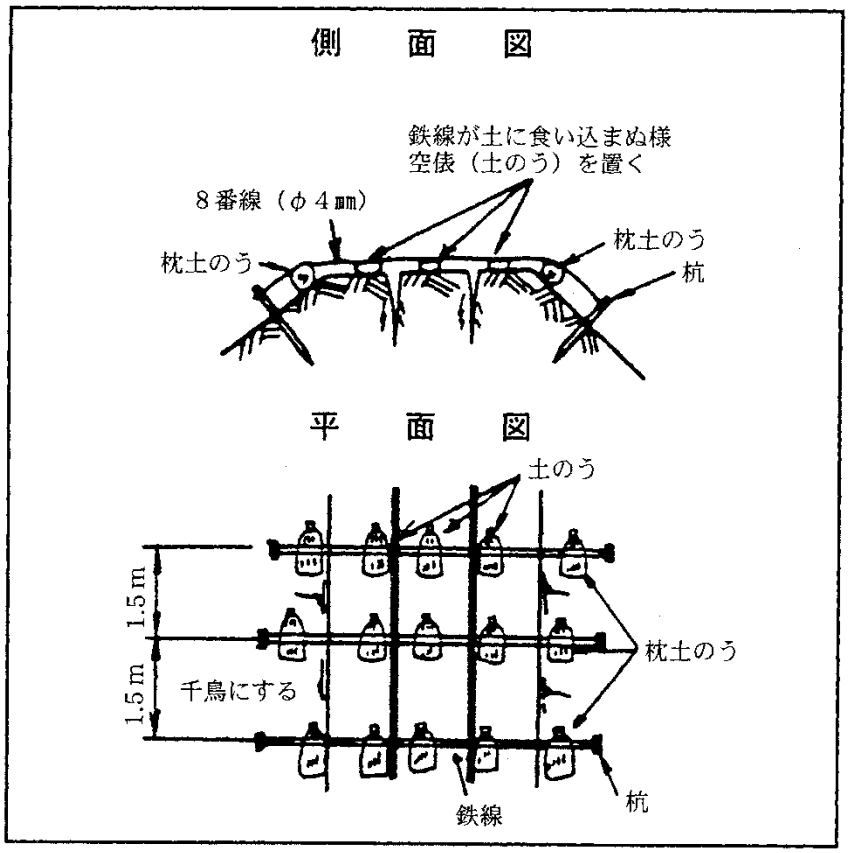

7)　月の輪工

目　　的：川裏の漏水を堰き上げて浸透水の圧力を弱める。

拵　え　方：漏水口の周囲法先に土俵を半月状（半径 1.8m）に積み上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ。また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。

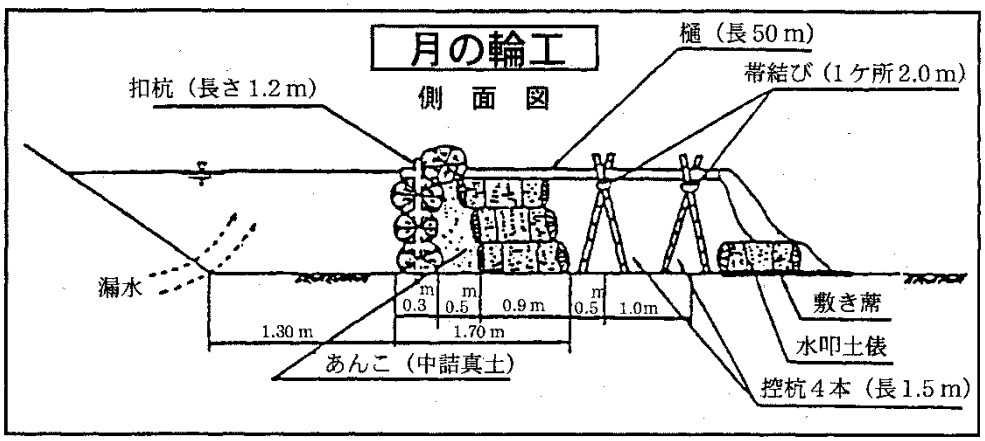

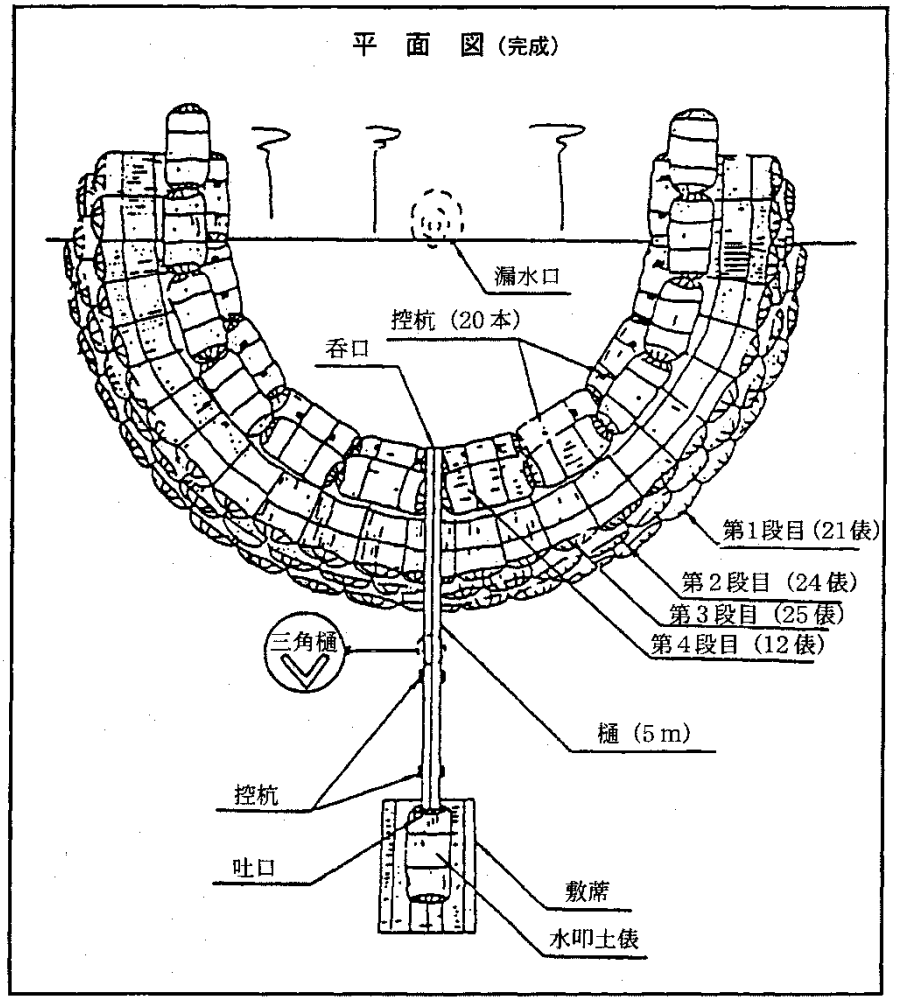

月の輪工数量表（１ヵ所当り）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
25 人	土俵	桟俵付	俵	110	掛矢	丁	2	
	杭	長 1.5m、末口 6cm	本	20	スコップ	丁	8	
	杭	長 1.8m、末口 6cm	本	4	モッコ	組	4	
	蓆	0.9m×1.8m	枚	1				
	2 子縄	長 2.0cm	本	2				
	三角樋	長 2.0cm	本	1				
	土砂		m^3	4				

〔土のうを使用する場合〕

作業方法は土俵の場合と同じ。

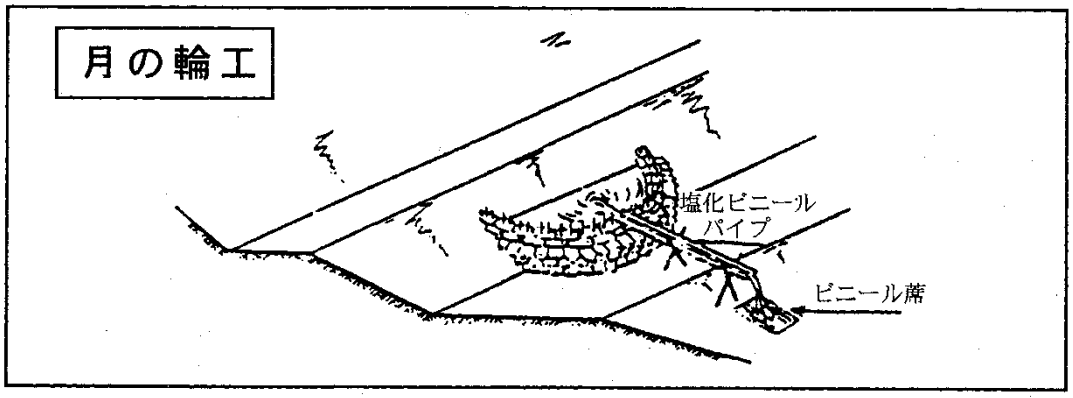

月の輪工数量表〔土のう使用〕（１ヶ所当り＝半径 1.5m）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
25 人	土のう		袋	350	掛矢	丁	2	
	鋼杭	長 1.2m×φ16m/m	本	40	スコップ	丁	8	
	ビニール蓆	1.8×0.9m	枚	1	モッコ	組	4	
	木杭	長 1.8m、末口 6cm	本	4				
	2 子縄	2m	本	2				
	塩化ビニールパイプ	長 5.0mφ10～15cm	本	1				水漏れ防止用
	ビニールシート	5×5m	枚	1				
	土砂		m^3	4				

8)　越 水 防 止 工

(1) 土のう積工

目　　的:越水防止

施　　工　方:表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から 0.50～1.00mくらい引き下げて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段の長手方向２列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手３段にいも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口２段積とし、木杭又は竹等を串刺しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、充分に踏み固める。

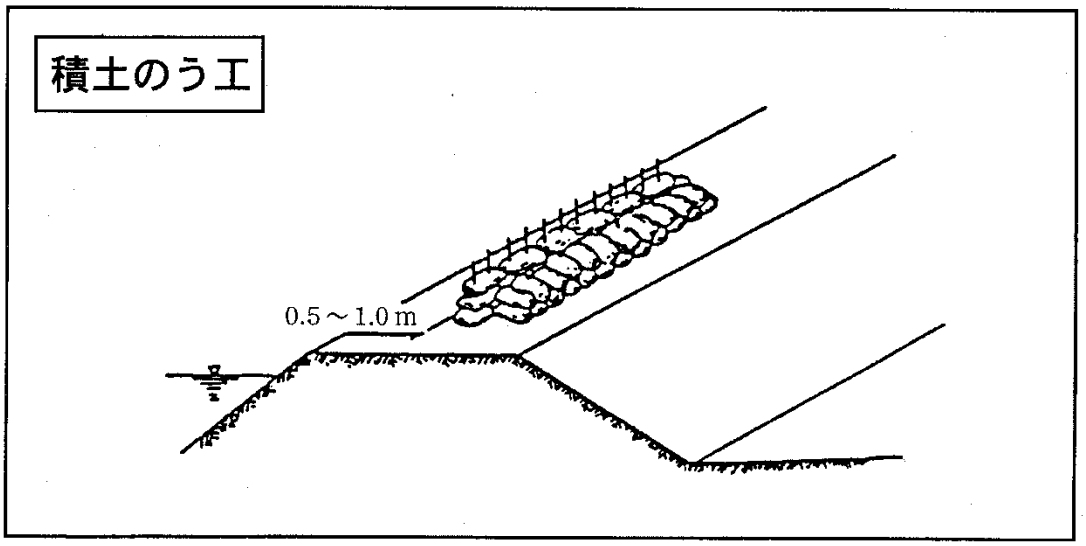

積土のう数量表（1組当り）10m当り

人　員	資　　材				器　　具			摘　　要
	名　称	形　状　寸　法	単位	員数	名　称	単 位	員数	
20 人	土のう		袋	140	掛　矢	丁	2	前３段、後２段
	鋼　杭	長 1.2m　φ16m/m	本	40	スコップ	〃	4	1袋当り２本使用
	土　砂		m^3	2	モ ッ コ	組	3	

（2） 改良土のう積工

〔改良積土のう工、シート使用の場合〕

目　　的: 越水防止

拵　　え　方:川表肩から 0.5m～1.0m くらい引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1m 毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更にその後に控え土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定をかはる。

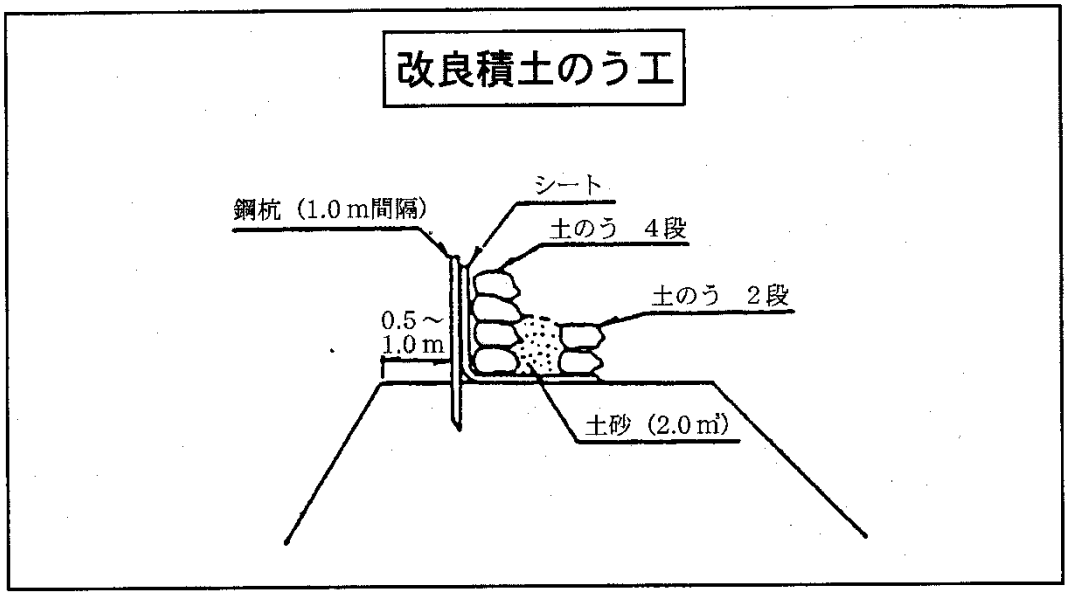

数　量　表（1組当り）10m当り

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	シート	長さ10m、巾 2.0m	枚	1	掛矢	丁	2	前3段
	鋼杭	長さ1.2m　φ16m/m	本	11	スコップ	〃	4	後2段
	土のう		袋	140	モッコ	組	3	
	土砂		㎥	2				

〔改良積土のう工、土留鋼板使用の場合〕

目　　的:越水防止

拵　　え　方:川表肩から 0.5m～1.0mくらいまで引き下げて、土留用に加工した鋼板に支柱(丸パイプ)を 0.5m間隔に通し、数枚つなぎ合わせて、川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰めを土砂に入れて安定をはかる。

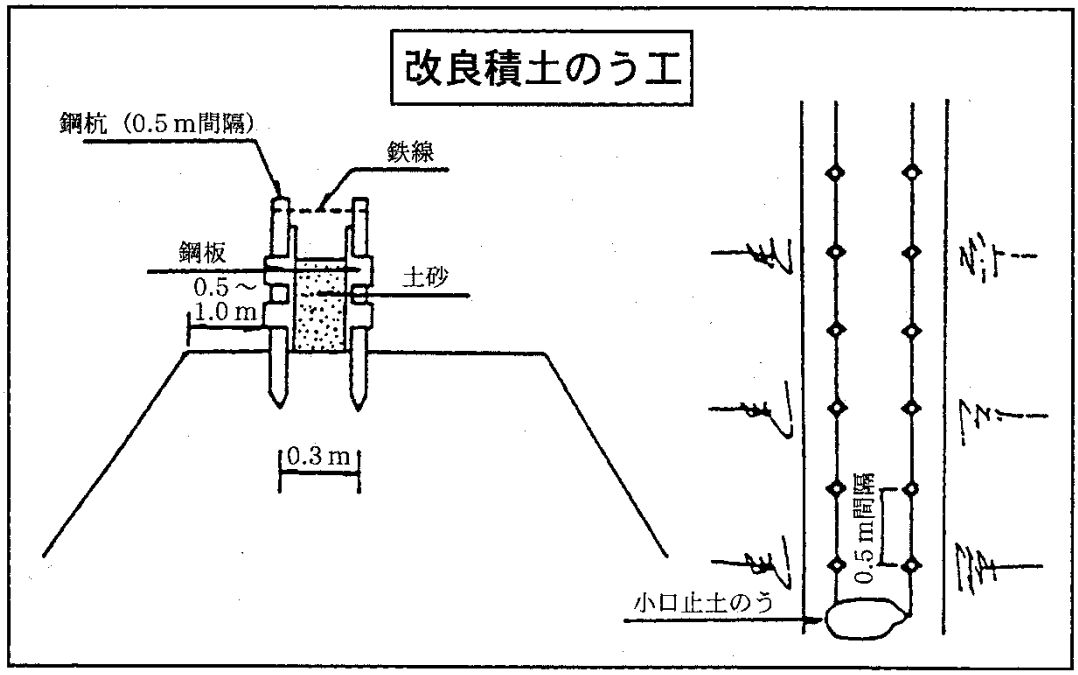

数　量　表（1組当り）10m当り

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	土留	長さ1.8m、巾 43cm	枚	28	掛矢	丁	2	
	丸パイプ	φ48.6m/m、長さ1.5m	本	30	スコップ	〃	4	
	鉄線	10＃長さ2.0m	〃	15	モッコ	組	3	
	土のう	小口止用	袋	30				
	土砂		m^3	3				

〔改良積土のう工、畳工の場合〕

目　　的:越水防止

拵　　え　方:川表肩から 0.5m～1.0mくらい引き下げて、土留用に畳を 0.4m間隔に川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。

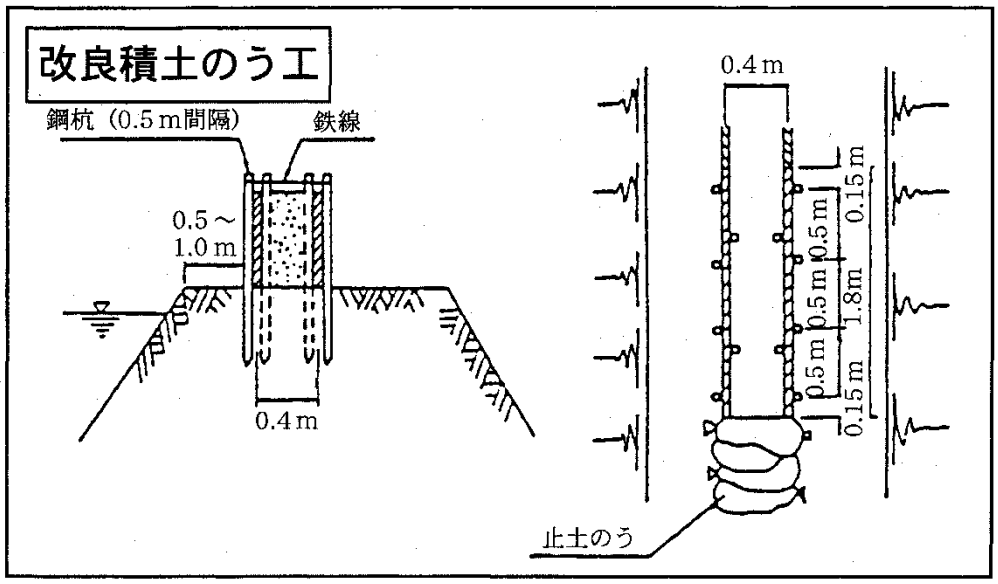

数　量　表（1組当り）10.8m当り

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	畳	長さ1.8m、巾 0.9m	枚	12	掛　矢	丁	2	
	丸パイプ	φ48.6m/m、長さ2.0m	本	72	スコップ	〃	4	
	鉄　線	10#長さ2.0m	〃	24	モッコ	組	3	
	土のう		袋	30				
	土　砂		m^3	4				

9）杭打積土のう工

目　　的：越水防止

拵　　え　方：法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長 2.5m内外の杭を心々0.60mに打ち込み上部に長 5.0mの布木を結び付け更に 4.0mの支え木を 3.60m毎に取り付ける。支え木の中間に押え杭二本を合掌に打って挟み、又、杭木の根本には二本列べて根止めとする。

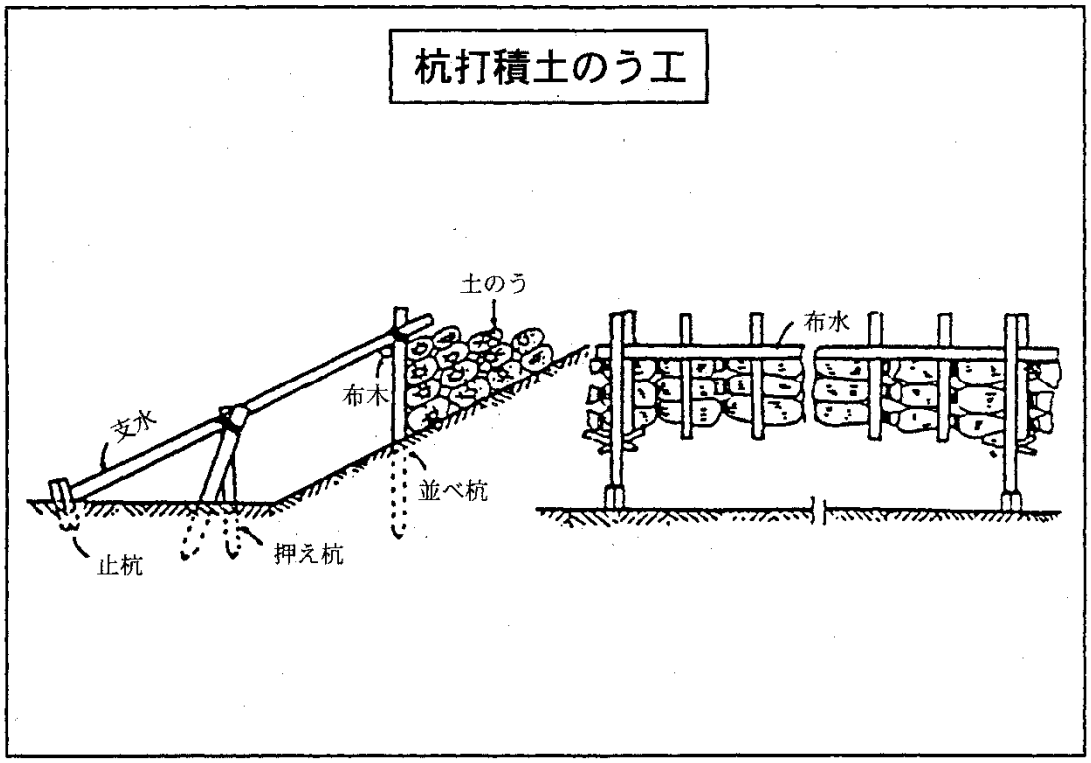

10）築廻し工

目　　的：川表の崩壊、法面の補強

拵　　え　　方：心々0.90ｍくらいに杭を打ち込み、竹棚（又は粗朶）を編み付け、内部に土のうを詰める。崩壊箇所は蓆張などを行って川裏に築廻しを施す。

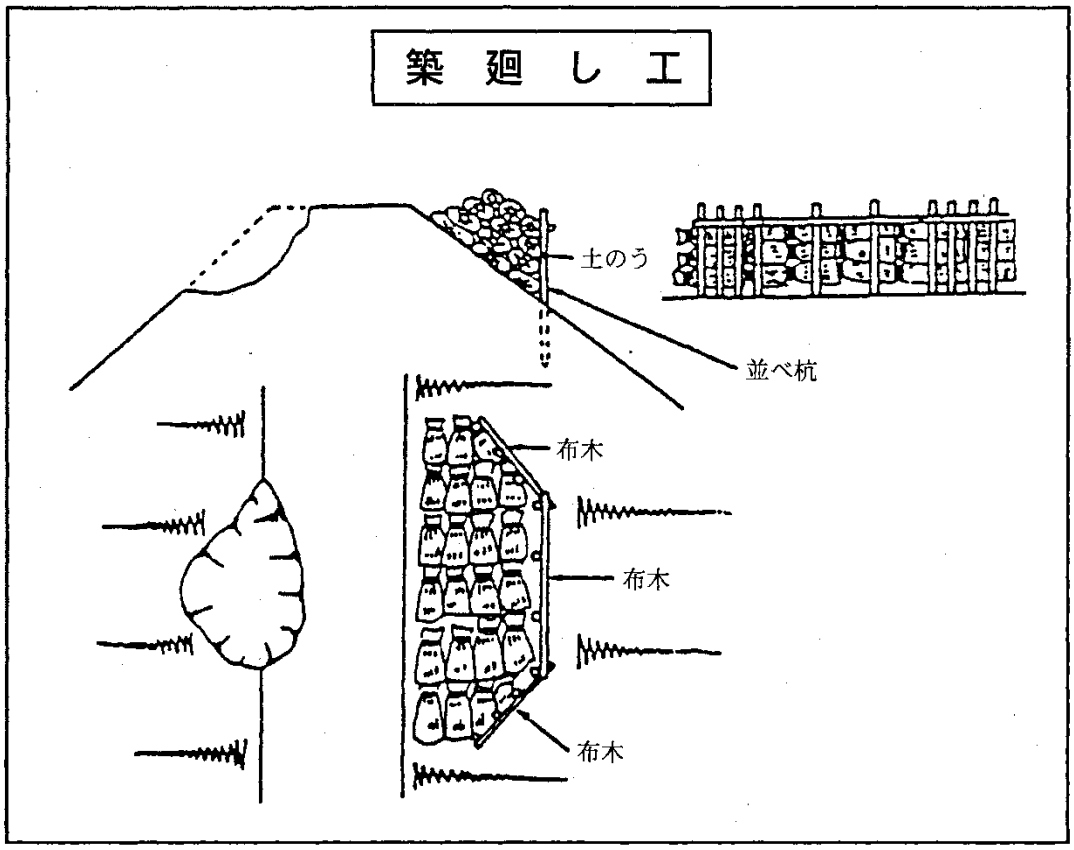

11）繋ぎ縫い工

目　　的：亀裂箇所を挟んで裏法崩壊防止

拵　　え　　方：長 2.7m～3.6m、末口 6ｃｍ～9ｃｍの木を 1.0m～2.0m間隔に打ち込み、その杭に周 10ｃｍ～15ｃｍの竹を縛りつけ、又天端にも同様に打って竹を縛りつけ、その双方の竹串を約 2.0mの継手を残して折り曲げ引きかけて縄結び、おもり土のうを取り付ける。

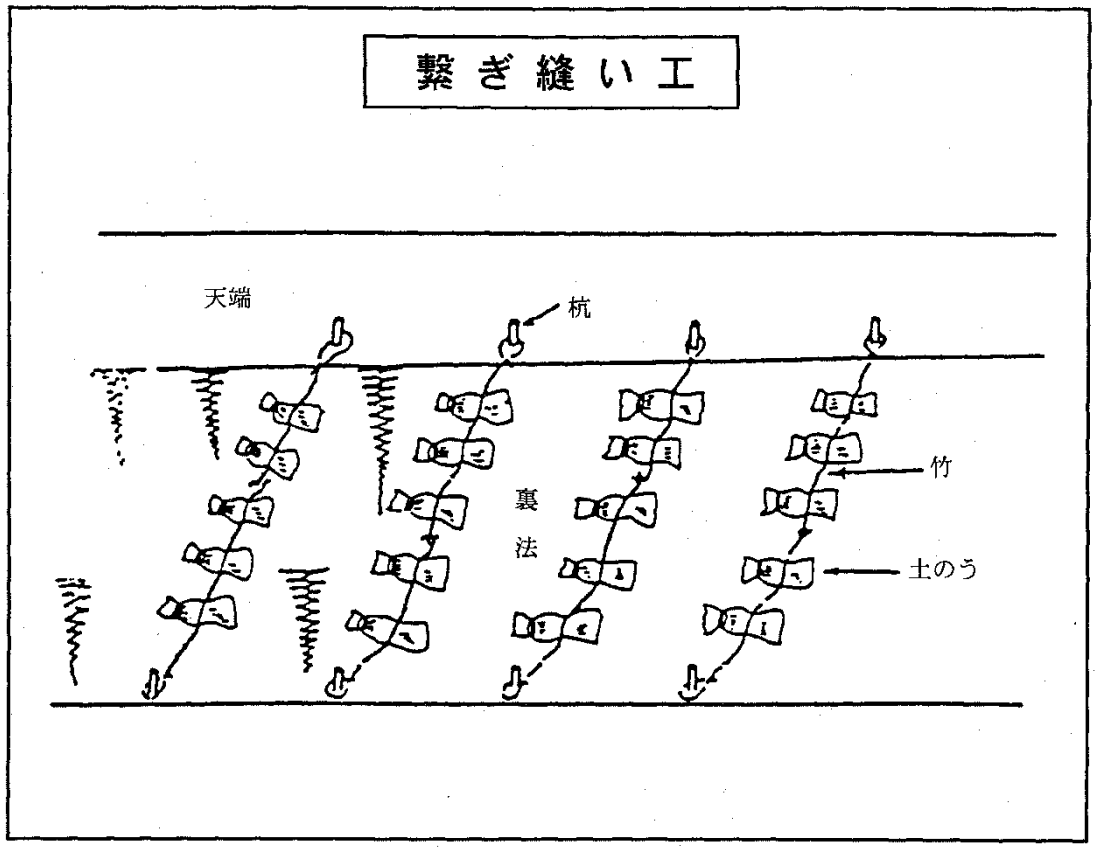

12）土のう羽口工

目　　的：裏法崩壊補強

拵　え　方：土俵を小口並べに一層積んで蛇腹編みとし、その上に土を敷いて踏みならし、順次半俵引きの勾配で土のうを積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。蛇腹編みは土のうを固定させるために、目通し 6cm～9cm の竹を用いる。

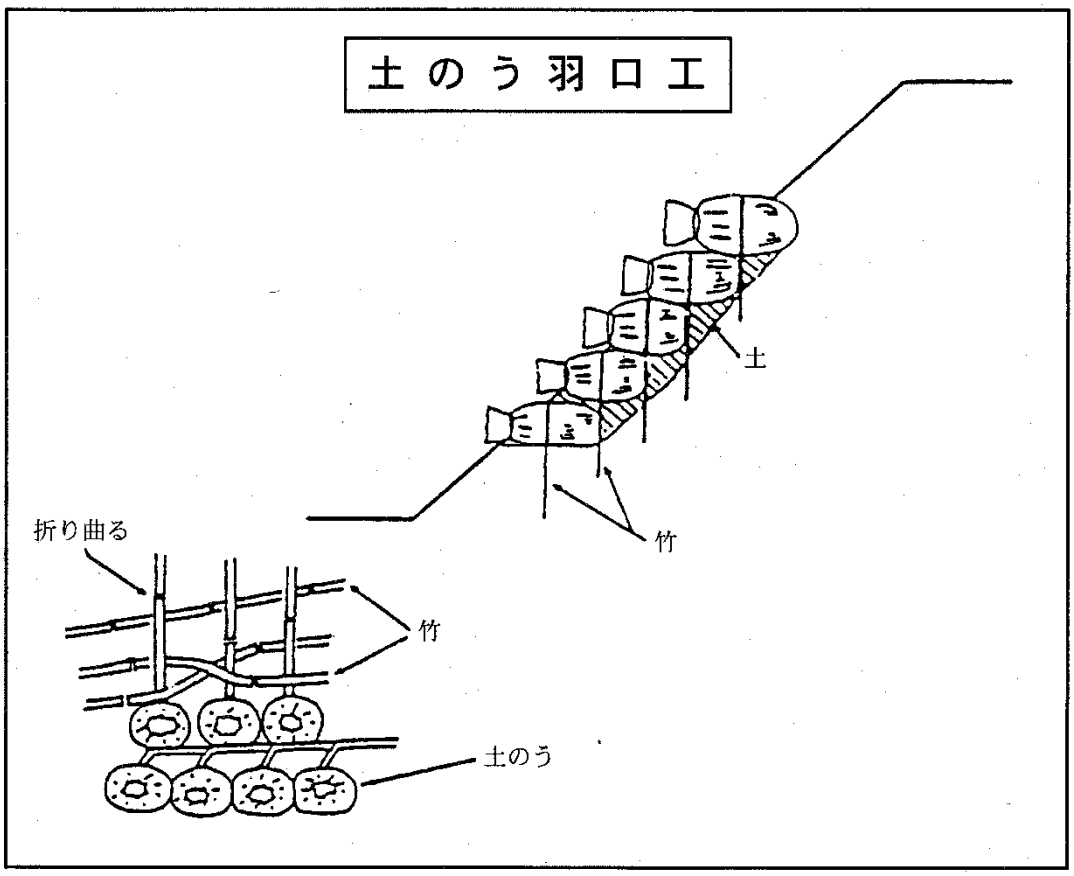

13）五徳縫い工

目　　的：川裏亀裂、崩壊の拡大防止

施　　工　方：亀裂をはさんで竹 3 本～4 本を以って各辺 1m 位の三脚形又は四脚形に深く突差し、地上 1.2m～1.5m くらいの所で一つに縄で結び、その上におもり土のうを載せる。若し、亀裂の部分に張芝がない時、又は堤体が軟弱である場合には沓土俵を用いる。この工法は法面に行うより法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。

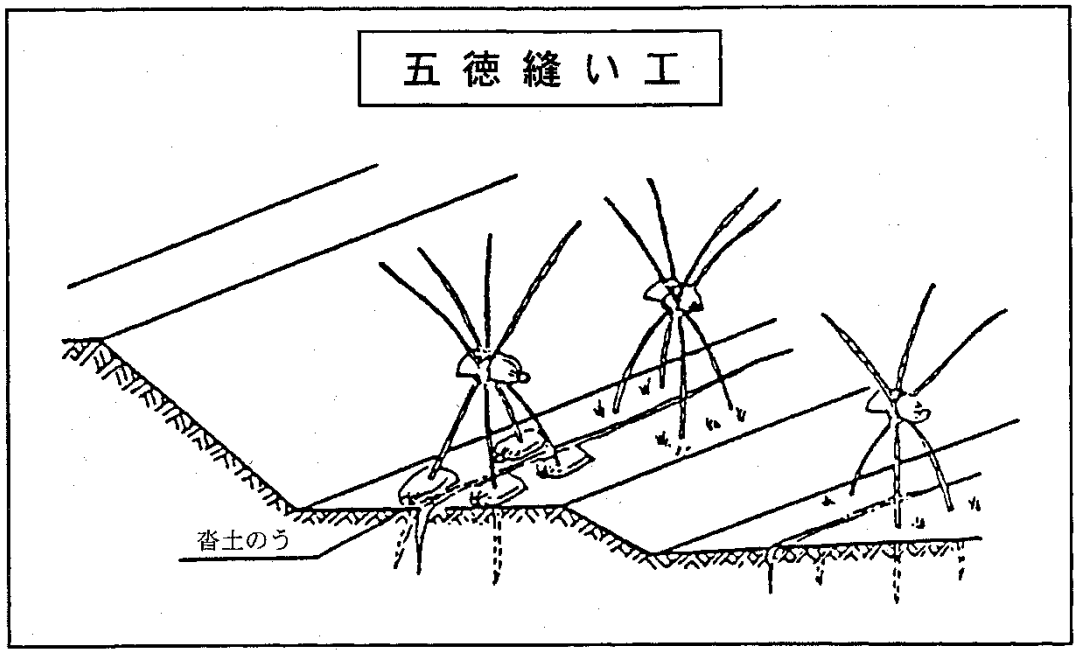

五徳縫い工数量表（1 組 1 本立当り）

人員	資材				器具			摘要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10 人	竹	目通り周 18cm　末延	本	3				3 本建の場合
	土 の う	ひも付き	袋	4				
	二 子 縄	16.5m	本	1				
	竹	目通り周 18cm　末延	本	4				4 本建の場合
	土 の う	ひも付き	袋	5				
	二 子 縄	18.0m	本	1				

14）中聖牛、川倉、笈牛および鳥脚工

目　　的:流水の衝撃を緩和し、堤脚崩壊面の拡大防止

据　付　け　方:この工法は一般的に急流河川に用いられる。堤脚に逆出しに据えて崩壊面を直接保護する場合と、本出しに使って水当りを緩和させる場合とがある。逆出しは頭部を堤防側に置き、棟木を水流と直角よりやや上向きに水中に入れ、ただちに蛇かごか、石俵を重しとして載せる。上記の枠類を施す箇所は激流の場合が多いので、押し流されて目的の場所に沈設することが困難であるから、組立後要所要所を鉄線などで結んで作業の終わるまで繋留する必要がある。なお、枠を下向きに入れると逆効果となることがあるので注意する。

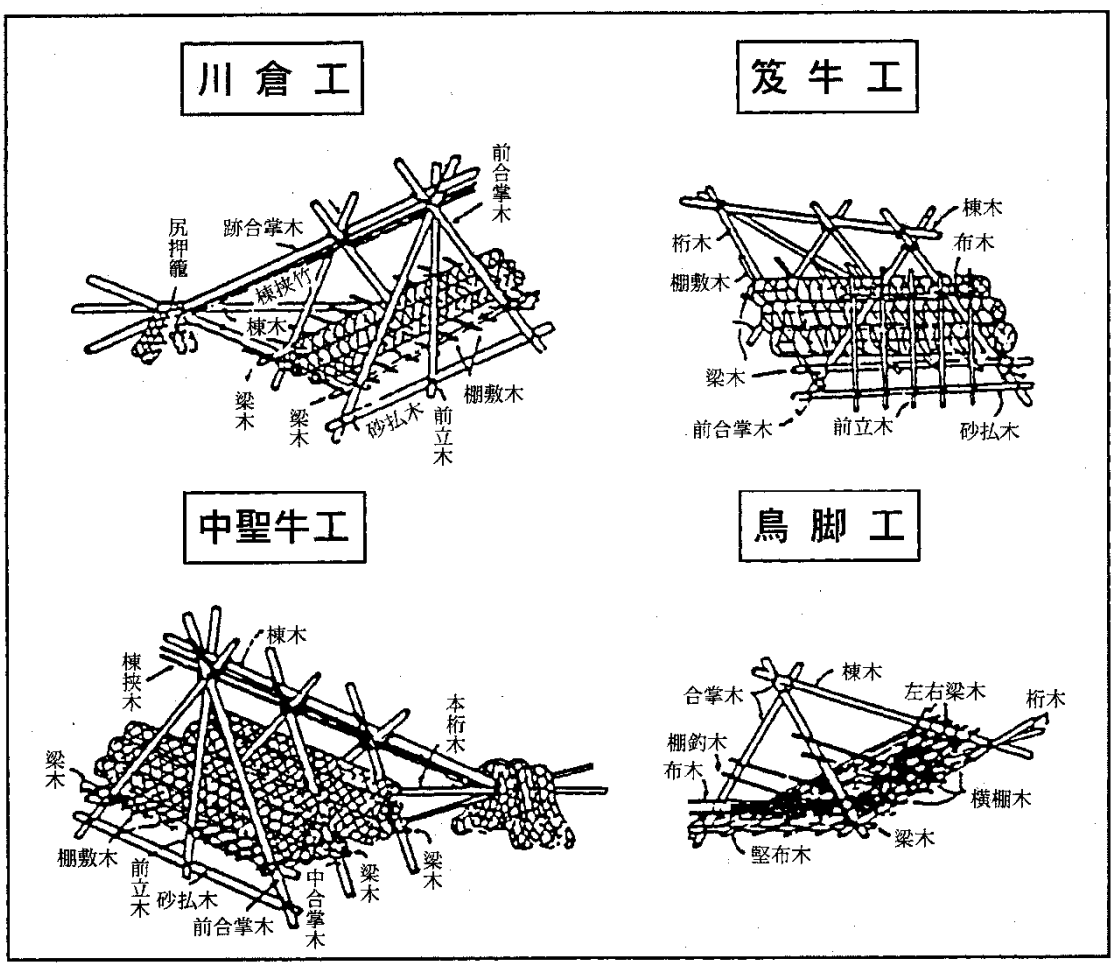

15）マット張工

目　　的：川表法崩壊及び透水防止

施　工　方：①堤体にマット支持杭を 1.5m 間隔で打込む。

②マットを広げ土砂を充てんした重し土のうを取り付ける。

③パイプ通しに青竹（又は単管パイプ）を通し、ハドメ穴３ヶ所にロープ（又は番線）を結ぶ。

④重し土のうから、円筒状に巻き込み、杭と平行に置く。

⑤杭にロープ等を結び、マットをのり面に転がし広げる。

⑥上流側縦重し土のうから土砂を充てんして煽りを止める。

マット標準図（単位：㎜）

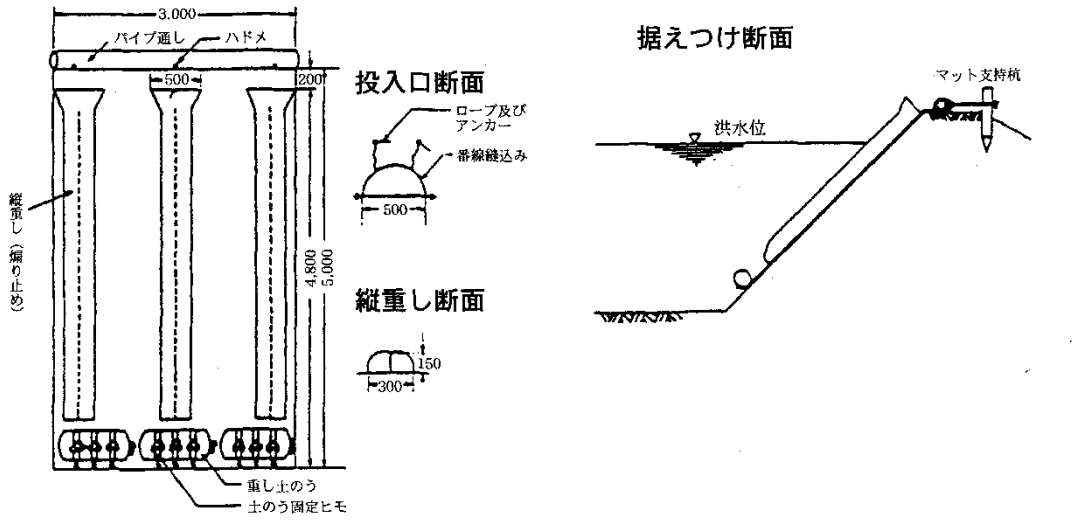

マット工１枚当数量表

名称	規格・寸法	数量	用途
土のう充てん用土砂	2ヶ所充てんの場合 3ヵ所充てんの場合	0.4 ㎥ 0.6 ㎥	重し土のう たて重し土のう
青竹又は単管パイプ	径 40～50m/m 長さ 3m	１本	マット懸垂用
マット支持杭	径 10cm程度丸太材 又は 19m/m 鉄筋 長さ 1～1.5m 程度	３本	同上
ロープ又は番線	φ10m/m ナイロンテープ 又は＃10 線程度 } 20mもの	３本	〃
大ハンマー		１丁	支持杭打設用
スコップ		３丁	土のう充てん用
小運搬具、その他	土砂置場位置 敷設位置 } による	１式	

図表 10-5　氾濫等の通報対象河川

河川名	区　域	
北上川	区域①	左岸　盛岡市岩脇町 14 番地先から岩手・宮城県境まで 右岸　盛岡市下厨川字赤平 4 番地先から岩手・宮城県境まで
雫石川	区域②	左岸　盛岡市繁字山根 200 番の 14 地先から北上川合流点まで 右岸　盛岡市繁字北の浦 118 番の 3 地先から北上川合流点まで
猿ケ石川	区域③	左岸　花巻市東和町田瀬 39 地割 1 番の 1 地先から北上川合流点まで 右岸　花巻市東和町田瀬砥森国有林 104 番の 11 地先から北上川合流点まで

河川名	区域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
北上川	図表 4-4 のとおり	館坂橋水位観測所	岩手県盛岡市北夕顔瀬町	・氾濫発生水位(２.９０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	盛岡市	岩手河川国道事務所
北上川	図表 4-4 のとおり	明治橋水位観測所	岩手県盛岡市仙北町 2 丁目	・氾濫発生水位(３.３０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	盛岡市 矢巾町	岩手河川国道事務所
北上川	図表 4-4 のとおり	紫波橋水位観測所	岩手県紫波郡紫波町犬吠森字境	・氾濫発生水位(４.８０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	紫波町 花巻市	岩手河川国道事務所
北上川	図表 4-4 のとおり	朝日橋水位観測所	岩手県花巻市高木字小路	・氾濫発生水位(５.４０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	花巻市 北上市	岩手河川国道事務所
北上川	図表 4-4 のとおり	男山水位観測所	岩手県北上市稲瀬町岩脇	・氾濫発生水位(４.４０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	北上市	岩手河川国道事務所
北上川	図表 4-4 のとおり	桜木橋水位観測所	岩手県奥州市水沢佐倉河字上原	・氾濫発生水位(５.３０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	金ケ崎町 奥州市	岩手河川国道事務所
北上川	図表 4-4 のとおり	大曲橋水位観測所	岩手県奥州市前沢白山字船橋	・氾濫発生水位(５.７０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	奥州市 平泉町	岩手河川国道事務所
北上川	図表 4-4 のとおり	狐禅寺水位観測所	岩手県一関市狐禅寺舞台	・氾濫発生水位(１８.２０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	平泉町 一関市	岩手河川国道事務所

北上川	図表 4-4 のとおり	諏訪前水位観測所	岩手県一関市川崎町薄衣字諏訪前	・氾濫発生水位(１０.５０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	一関市	岩手河川国道事務所
雫石川	図表 4-4 のとおり	明治橋（北上川）水位観測所	岩手県盛岡市仙北町２丁目	・氾濫発生水位(３.３０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	盛岡市	岩手河川国道事務所
雫石川	図表 4-4 のとおり	太田橋水位観測所	岩手県盛岡市中屋敷	・氾濫発生水位(７.６０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	滝沢市 盛岡市	岩手河川国道事務所
中津川	図表 4-4 のとおり	山岸水位観測所	岩手県盛岡市浅岸字中道	・氾濫発生水位(３.５０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	盛岡市	岩手河川国道事務所
猿ヶ石川	図表 4-4 のとおり	安野水位観測所	岩手県花巻市矢沢字堰袋	・氾濫発生水位(５.３０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	花巻市 北上市	岩手河川国道事務所
豊沢川	図表 4-4 のとおり	朝日橋（北上川）水位観測所	岩手県花巻市高木字小路	・氾濫発生水位(５.４０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	花巻市 北上市	岩手河川国道事務所
和賀川	図表 4-4 のとおり	男山（北上川）水位観測所	岩手県北上市稲瀬町岩脇	・氾濫発生水位(４.４０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	北上市	岩手河川国道事務所
胆沢川	図表 4-4 のとおり	桜木橋（北上川）水位観測所	岩手県奥州市水沢佐倉河字上原	・氾濫発生水位(５.３０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	金ケ崎町 奥州市	岩手河川国道事務所
人首川	図表 4-4 のとおり	桜木橋（北上川）水位観測所	岩手県奥州市水沢佐倉河字上原	・氾濫発生水位(５.３０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	奥州市	岩手河川国道事務所
磐井川	図表 4-4 のとおり	釣山水位観測所	岩手県一関市釣山	・氾濫発生水位(７.６０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	一関市	岩手河川国道事務所
砂鉄川	図表 4-4 のとおり	妻神水位観測所	岩手県一関市川崎町門崎字妻神 34-4	・氾濫発生水位(１０.１０m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	一関市	岩手河川国道事務所

図表10-6　　氾濫・決壊・漏水等の通報の伝達経路（北上川上流、雫石川、猿ヶ石川）

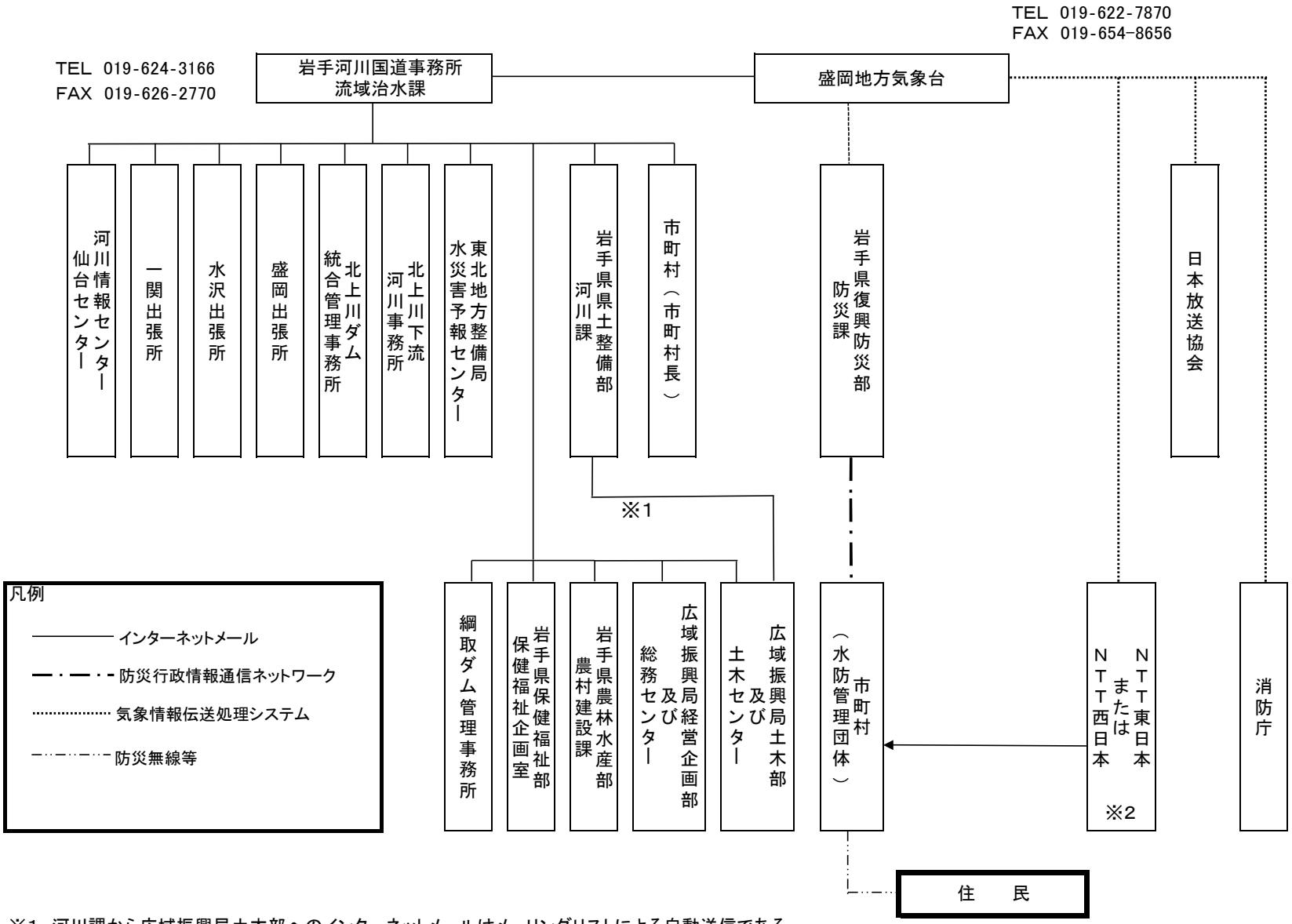

※1　河川課から広域振興局土木部へのインターネットメールはメーリングリストによる自動送信である。
※2　NTT東日本またはNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

図表１０－７　氾濫等の通報によるレベル５氾濫発生情報
○洪水予報河川　発表形式（例）
　区間情報

正規

○○川（○○○○　かわ）
レベル５氾濫特別警報/氾濫発生情報
（警戒レベル５相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　○　○　年　○　月　○　日　○　○　時　○　○　分
○○河川事務所（かせんじむしょ）／○○地方気象台（ちほうきしょうだい）　発表

（見出し）

○○川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間：○○川○○基準観測所受け持ち区間

（主文）

【警戒レベル５相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間
災害が発生しているおそれがあります。○○川の○○基準観測所（○○市）では、「氾濫発生水位」に到達しました。○○川では既に氾濫が発生している可能性があり、○○市、○○市、○○町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川レベル５氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		5	3
	水位又は流量	現況	5 （氾濫しているおそれ）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	○○市		5	－
更新	△△市		5	3
	○○町		－	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル５相当								
○○ （○○市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル３相当								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	○○ 水位観測所	△△ 水位観測所	
	○○市	△△市	
受け持ち区間	○○川 左岸　○○市○○地区から ○○○地区まで 右岸　○○市○○地区から ○○○地区まで	○○川 左岸　△△市△△地区から △△△地区まで 左岸　△△市△△地区から △△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）

川の防災情報
洪水予報画面

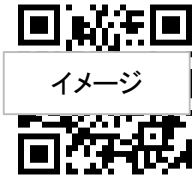

水害リスクライン

浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　〇〇河川事務所　〇〇課　電話：XXX-XXX-XXXX
気象関係：気象庁　〇〇地方気象台　電話：XXX-XXX-XXXX

箇所別の情報（抜粋）

正規

○○川

レベル５氾濫特別警報/氾濫発生情報
（警戒レベル５相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　○　○　年　○　月　○　日　○　○　時　○　○　分
○○河川事務所／○○地方気象台　　発表

（見出し）

○○川では、氾濫が発生
氾濫発生箇所：○○川○○市○○地区（○○岸）

（主文）

【警戒レベル５相当】災害が発生しています。○○川では、○○市○○地区（○○岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）
これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川レベル５氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		5	3
	水位又は流量	現況	5 （氾濫の確認）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	○○市		5	－
更新	△△市		5	3
	○○町		－	3

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

（氾濫による浸水が想定される地区）

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
○○市○○地区（○○岸）	■○○県 ●○○市（○○地区、○○○地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル５相当								
○○ （○○市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル３相当								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	○○ 水位観測所	△△ 水位観測所	
	○○市	△△市	
受け持ち区間	○○川 左岸　○○市○○地区から○○地区まで 右岸　○○市○○地区から○○地区まで	○○川 左岸　△△市△△地区から△△地区まで 左岸　△△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）

川の防災情報
洪水予報画面

水害リスクライン

浸水予

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

図表10-8　岩手県知事が行う氾濫発生水位超過等発表様式

緊　　急

河　　号　　外
令和8年5月28日

関係者各位

岩手県 県土整備部 河川課総括課長

() 氾濫発生水位超過の通知について

（レベル５　氾濫発生情報）

このことについて、別紙のとおり通知がありましたので、岩手県水防計画に基づき通知します。

連絡先 岩手県 県土整備部 河川課
電話 019-629-5905　FAX 019-629-5909
マイクロ 82-739-31 マイクロFAX 82-739-41

発信時刻	発信者
令和8年5月28日 15時26分	

本通知の送付先は、以下のとおりです。（敬称略）

NHK盛岡放送局、岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、FM岩手、
岩手日報社、毎日新聞社、岩手日日新聞社、東海新報社、読売新聞社

※下線は避難判断水位以上から追加機関

氾濫発生水位情報

〔レベル5氾濫発生情報〕

河川名	警報	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
砂鉄川（川内）	―	レベル５氾濫発生情報	―	2026年05月28日 15時26分	千厩土木センター

〔レベル５氾濫発生情報〕（警戒レベル５相当情報）
砂鉄川（川内）では、氾濫しているおそれ

砂鉄川（川内）は、 15時26分 現在、

一関市の 川内 水位観測所で、

緊急安全確保を発令する目安のひとつとなる水位である「氾濫発生水位（氾濫開始相当水位）」

3.06 m に達しました。

砂鉄川（川内）が氾濫しているおそれがありますので、

一関市からの避難情報を確認するとともに、

各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）
氾濫発生水位(氾濫開始相当水位) 3.1 m 氾濫する可能性のある水位

通信機関	千厩土木センター	通信者		通報時刻	15時26分
受信機関	一関市　消防本部	受信者		受信時刻	時　分
				受信時刻	時　分
				受信時刻	時　分
				受信時刻	時　分
	河川課			受信時刻	時　分

緊　　急

河　　号　　外
令和8年5月28日

関係者各位

岩手県 県土整備部 河川課総括課長

()　　氾濫発生情報の通知について
（レベル５　氾濫発生情報）

このことについて、別紙のとおり通知がありましたので、岩手県水防計画に基づき通知します。

連絡先 岩手県 県土整備部 河川課
電話 019-629-5905　FAX 019-629-5909
マイクロ 82-739-31 マイクロFAX 82-739-41

発信時刻	発信者
令和8年5月28日 15時26分	

本通知の送付先は、以下のとおりです。（敬称略）

NHK盛岡放送局、岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、FM岩手、
岩手日報社、毎日新聞社、岩手日日新聞社、東海新報社、読売新聞社

※下線は避難判断水位以上から追加機関

氾濫発生情報

〔レベル5氾濫発生情報〕

河川名	警報	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
砂鉄川（川内）	―	レベル５氾濫発生情報	―	2026年05月28日 15時26分	千厩土木センター

〔レベル５氾濫発生情報〕（警戒レベル５相当情報）
砂鉄川（川内）では、氾濫が発生

砂鉄川（川内）は、 15時26分 現在、

一関市 の ○○地先 において

河川の氾濫が発生しました。

※確認情報（巡視又は河川監視カメラにより氾濫発生を確認した場合）によるもの。

一関市からの避難情報を確認するとともに、

各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

通信機関	砂鉄川（川内）	通信者		通報時刻	15時26分
受信機関	一関市　消防本部	受信者		受信時刻	時　分
				受信時刻	時　分
				受信時刻	時　分
				受信時刻	時　分
	河川課			受信時刻	時　分

図表10-9　　岩手県知事が行う決壊・漏水等の通報に係る伝達系統図

盛岡地区　　＜簗川、北上川、松川、雫石川、諸葛川、米内川　氾濫発生情報＞

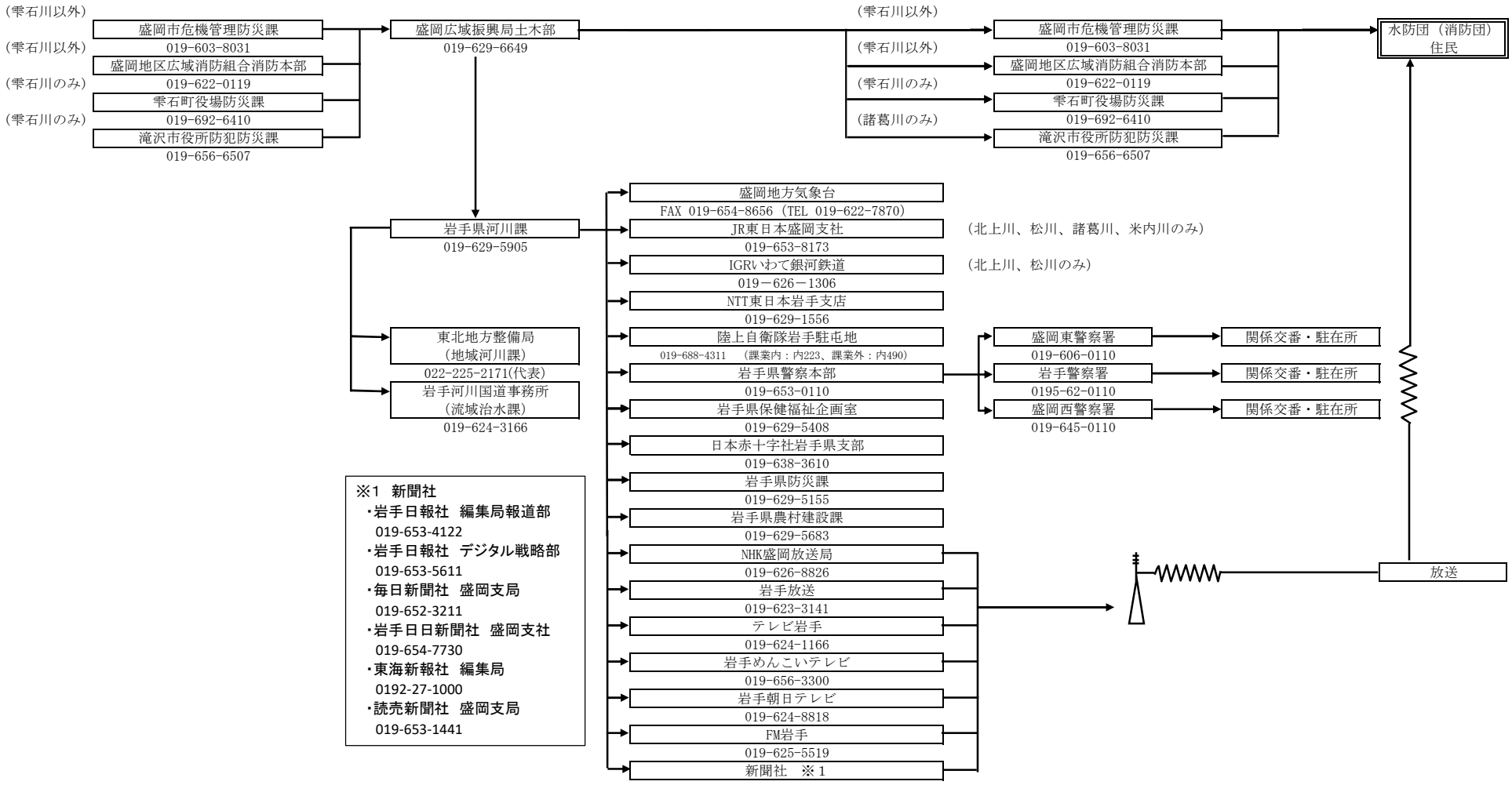

盛岡地区　　＜岩崎川、滝名川　氾濫発生情報＞

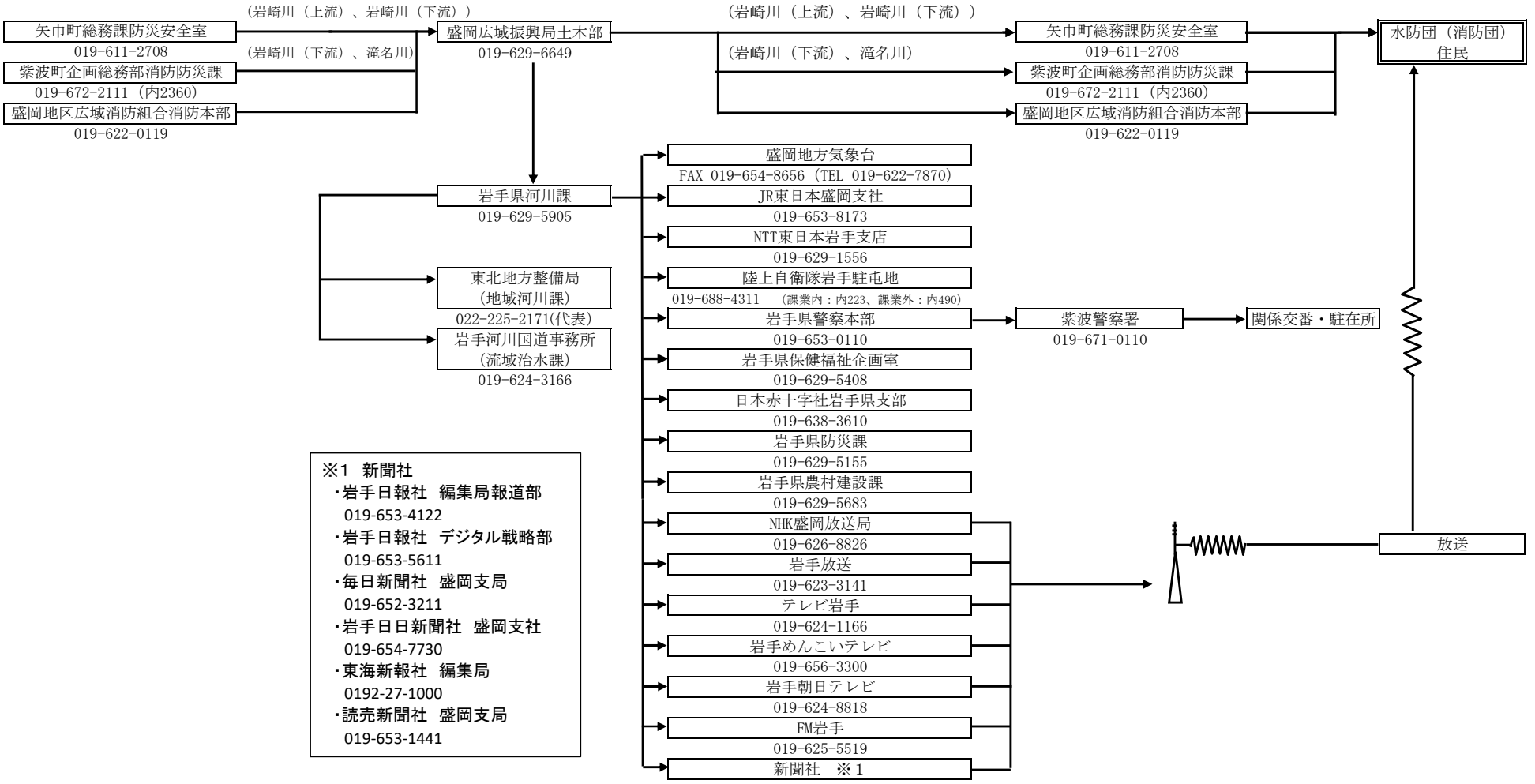

岩手地区　　＜北上川、松川、馬淵川、米代川　氾濫発生情報＞

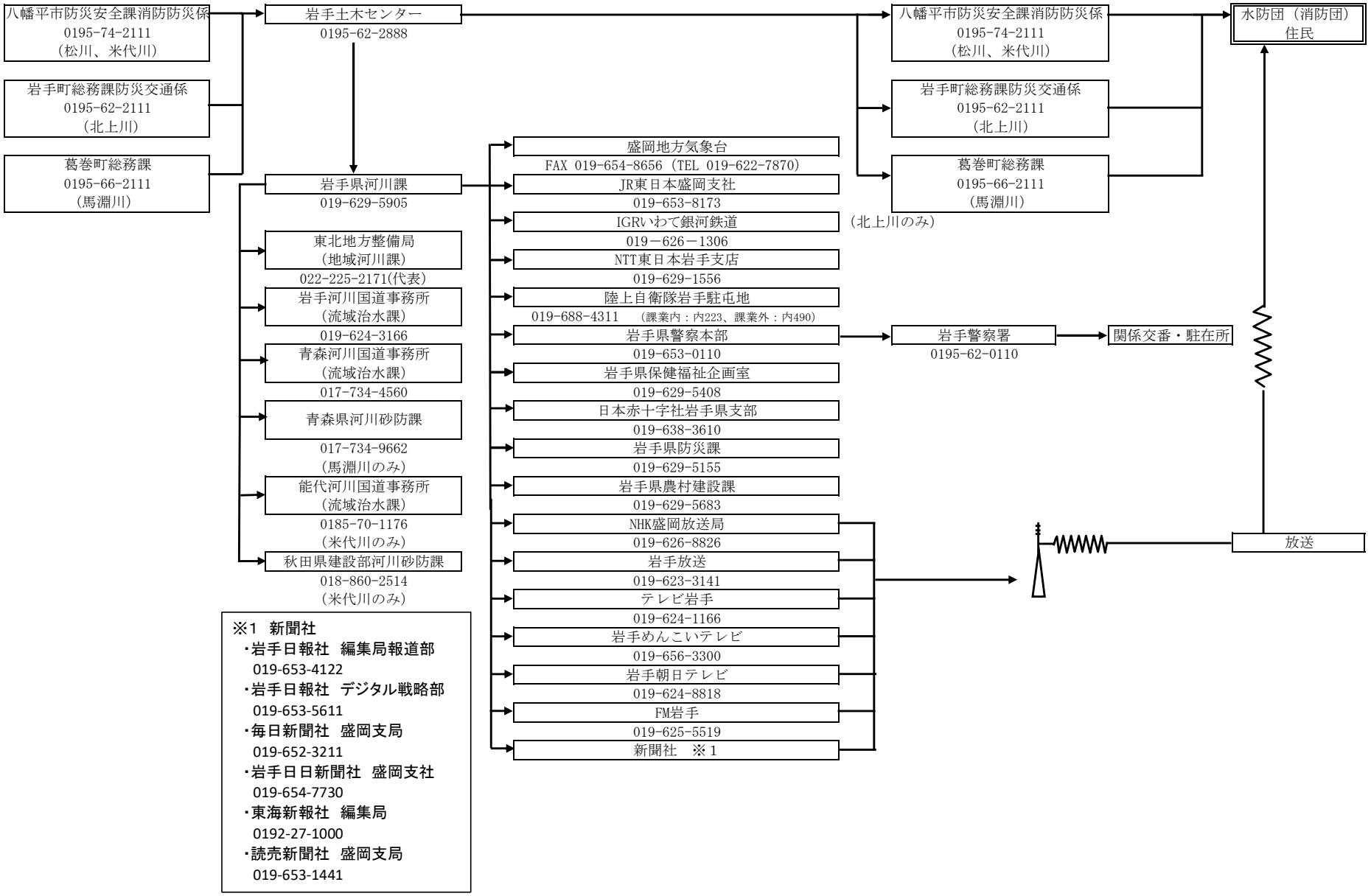

花巻地区　　＜稗貫川　氾濫発生情報＞

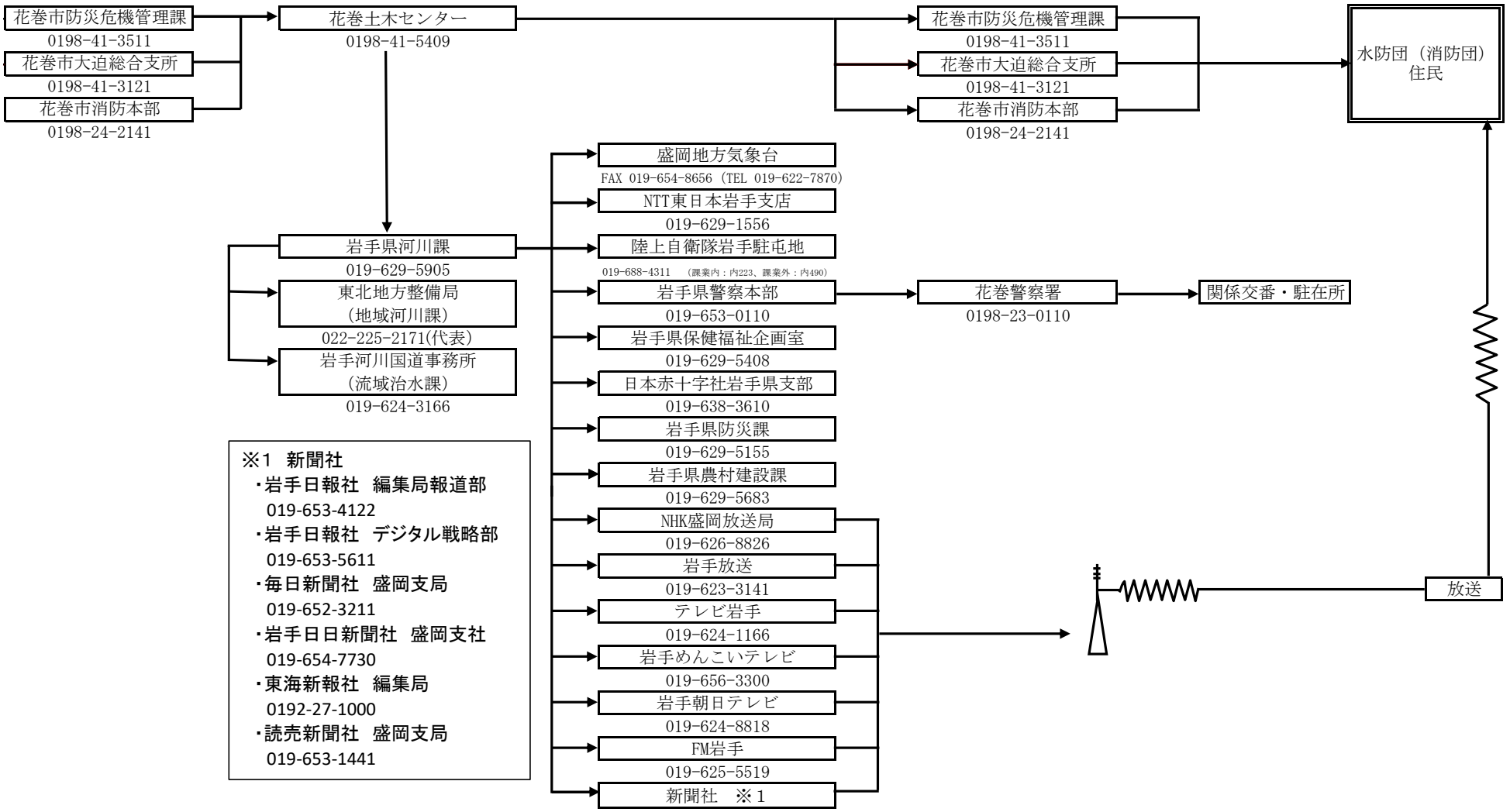

北上地区　　＜和賀川　氾濫発生情報＞

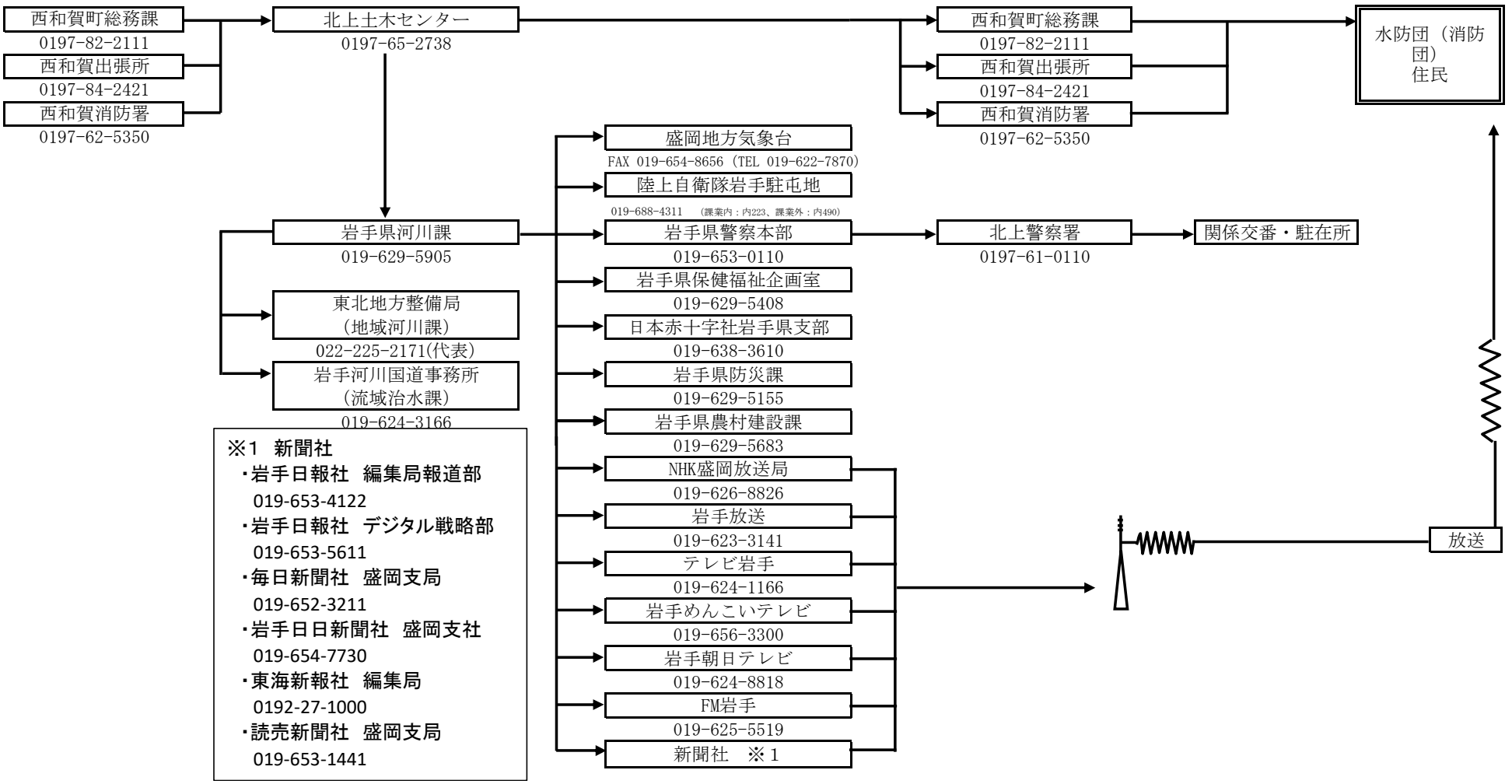

奥州地区　　＜胆沢川　氾濫発生情報＞

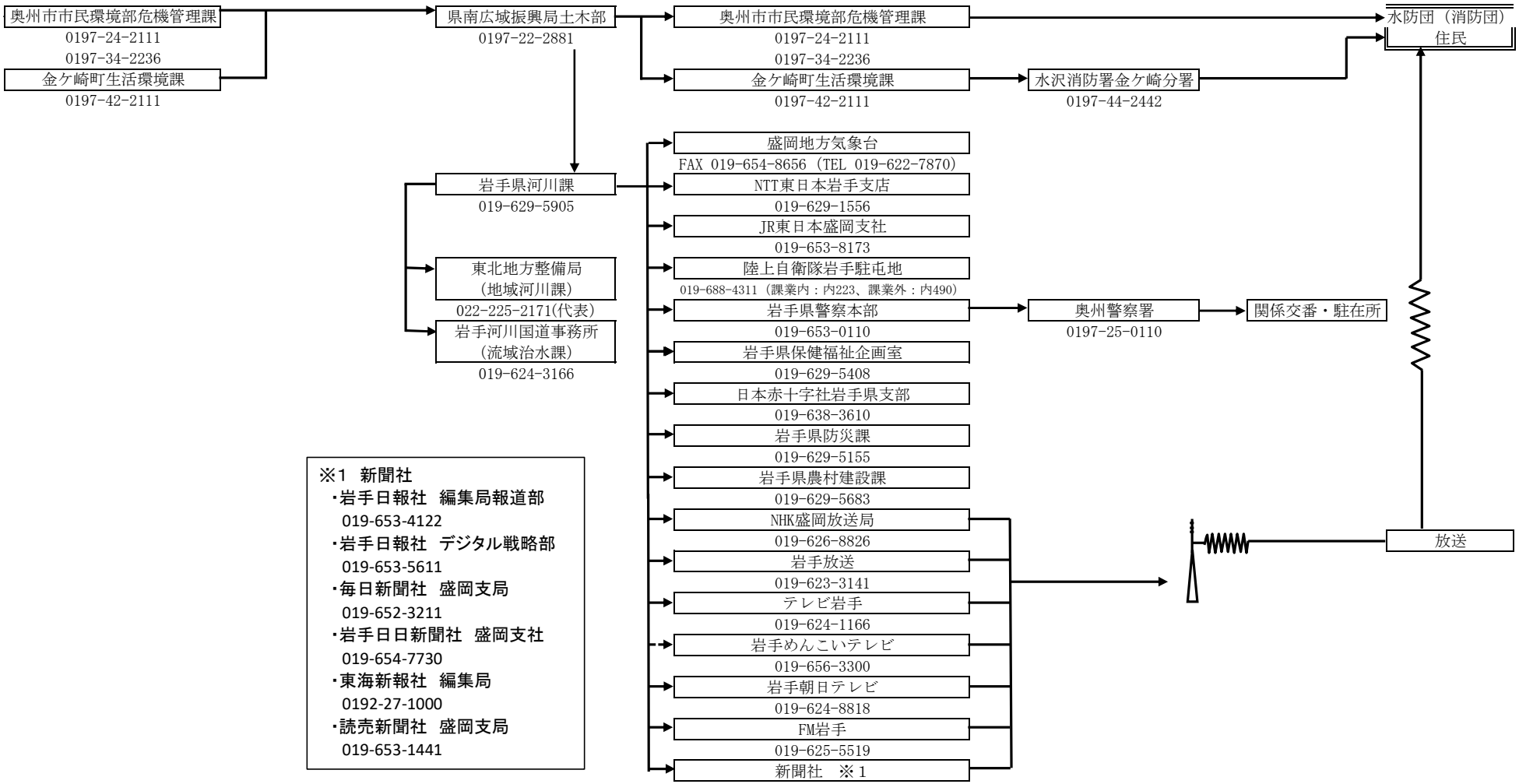

奥州地区　　＜人首川　氾濫発生情報＞

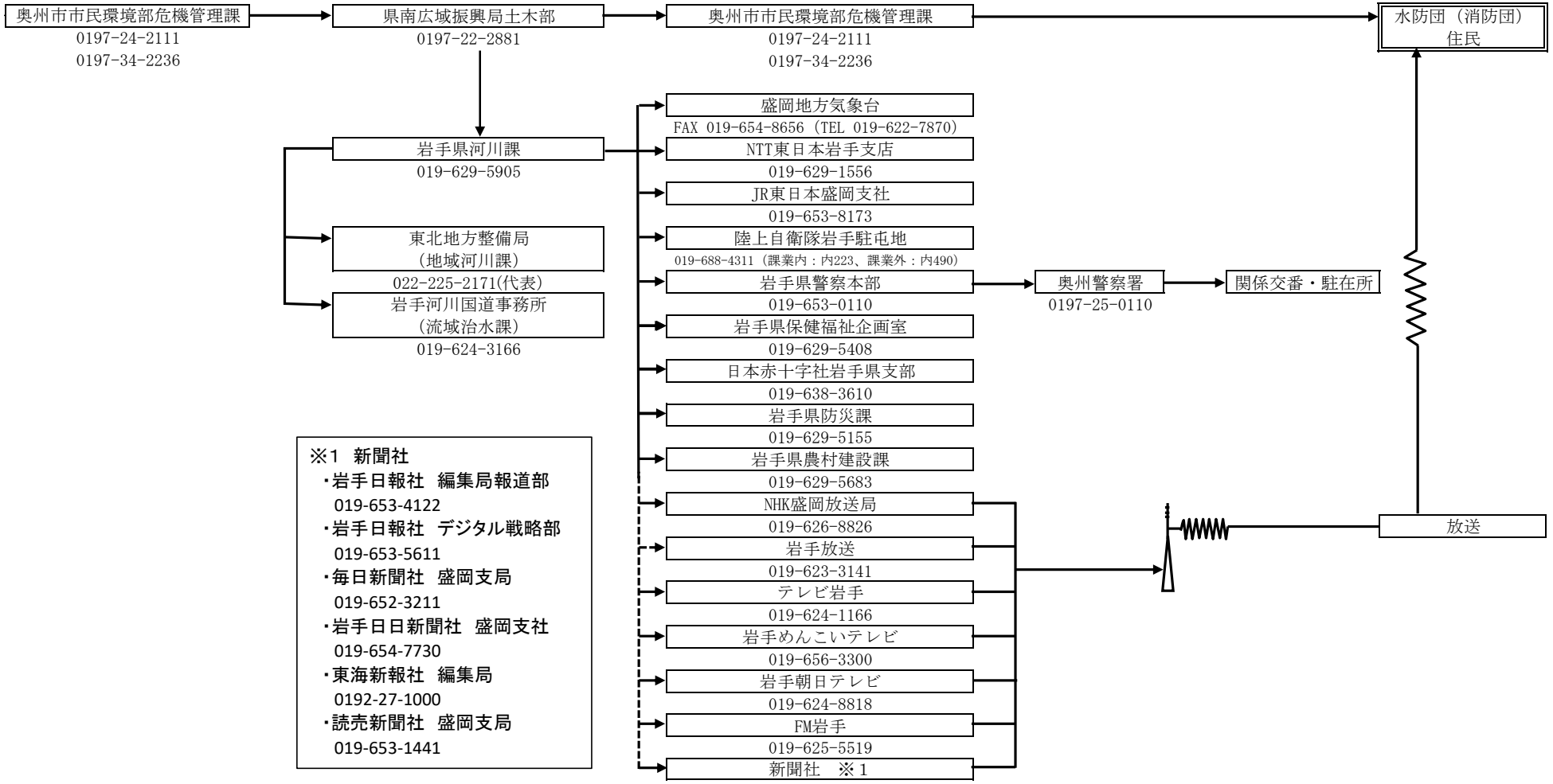

一関地区、奥州地区　　＜衣川（上流）、衣川（下流）　氾濫発生情報＞

一関地区　　＜夏川　氾濫発生情報＞

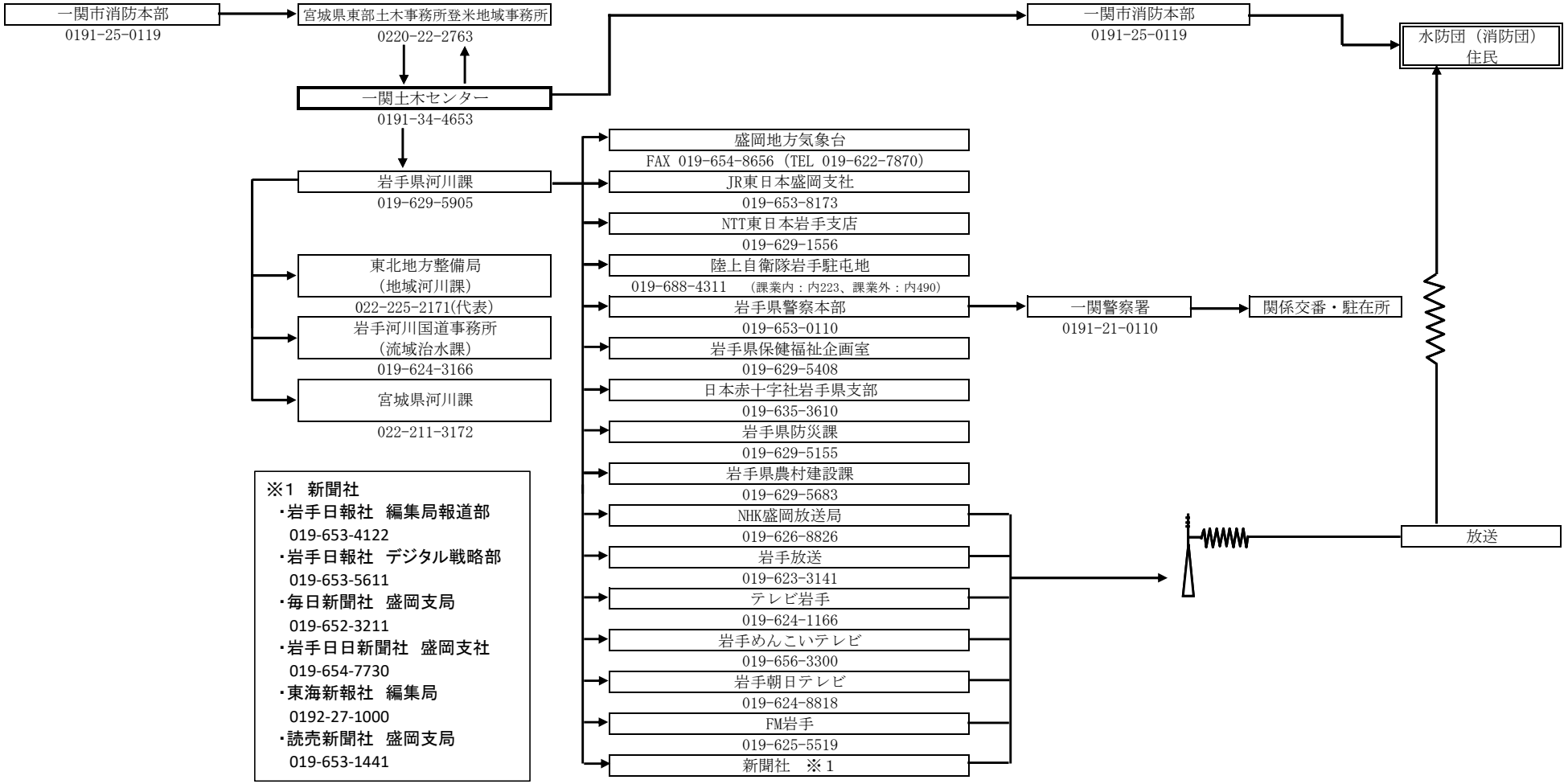

千厩地区　　＜砂鉄川、猿沢川、曽慶川、千厩川、黄海川　氾濫発生情報＞

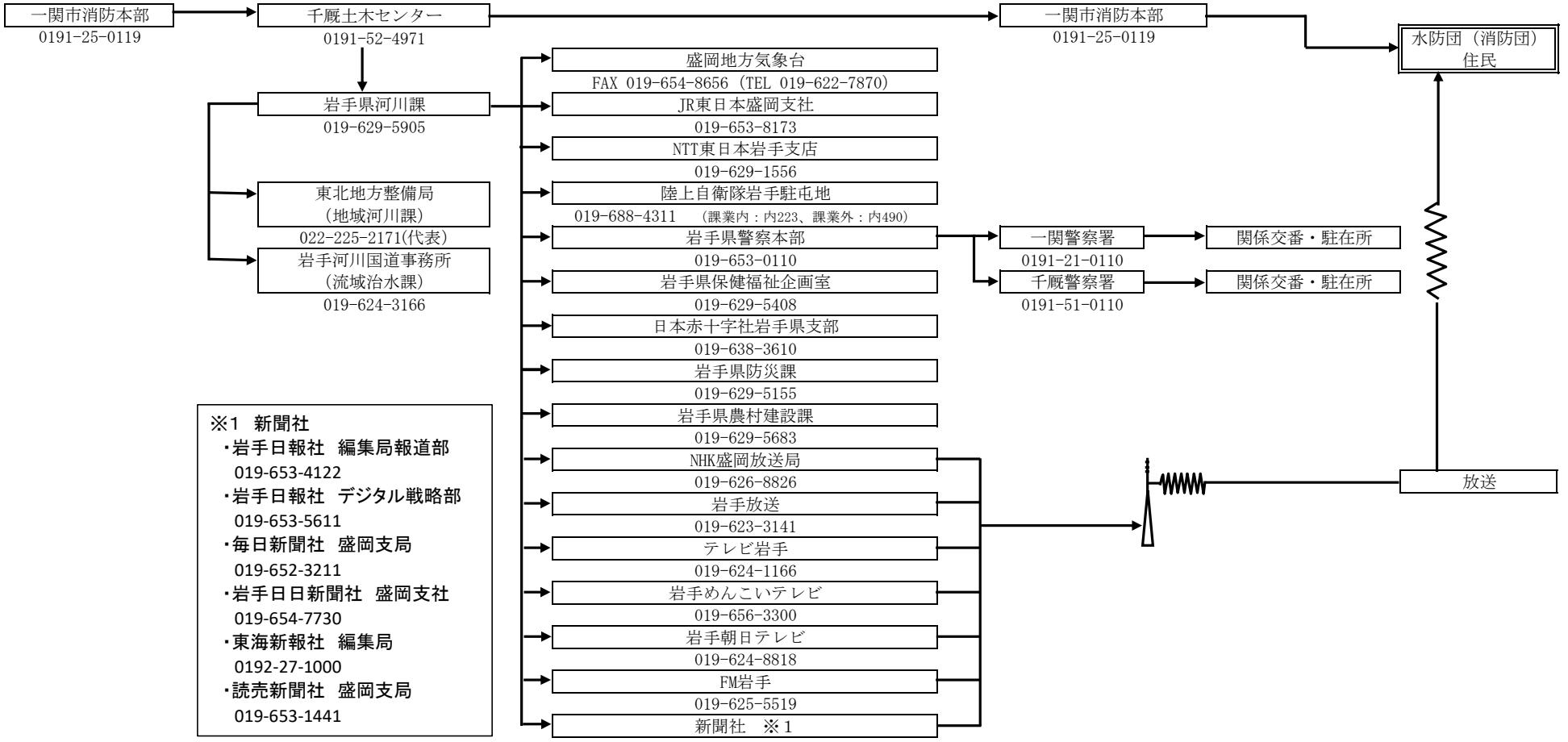

千厩地区　　＜大川　氾濫発生情報＞

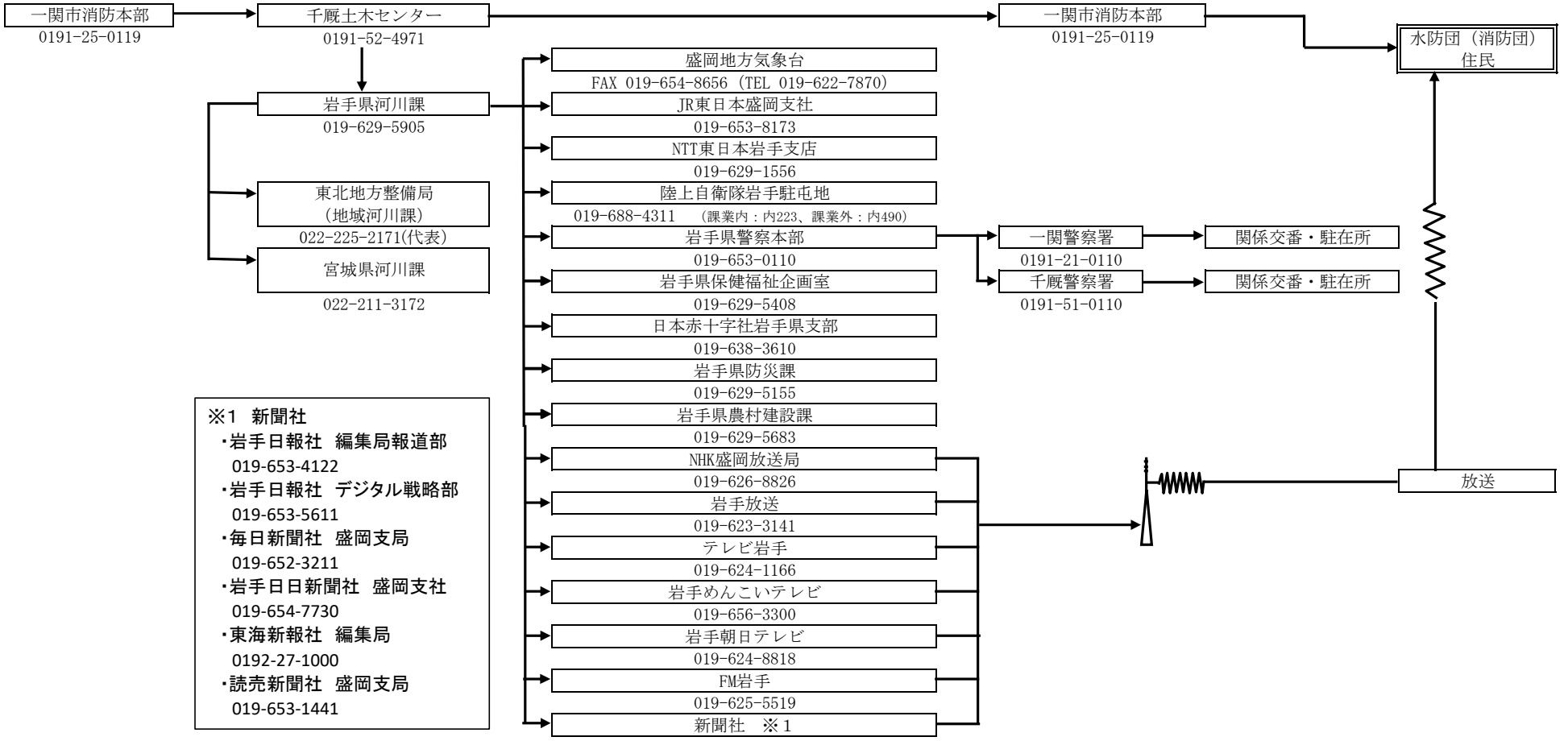

大船渡地区　＜盛川、浦浜川、気仙川（下流）、気仙川（上流）、矢作川、大股川　氾濫発生情報＞

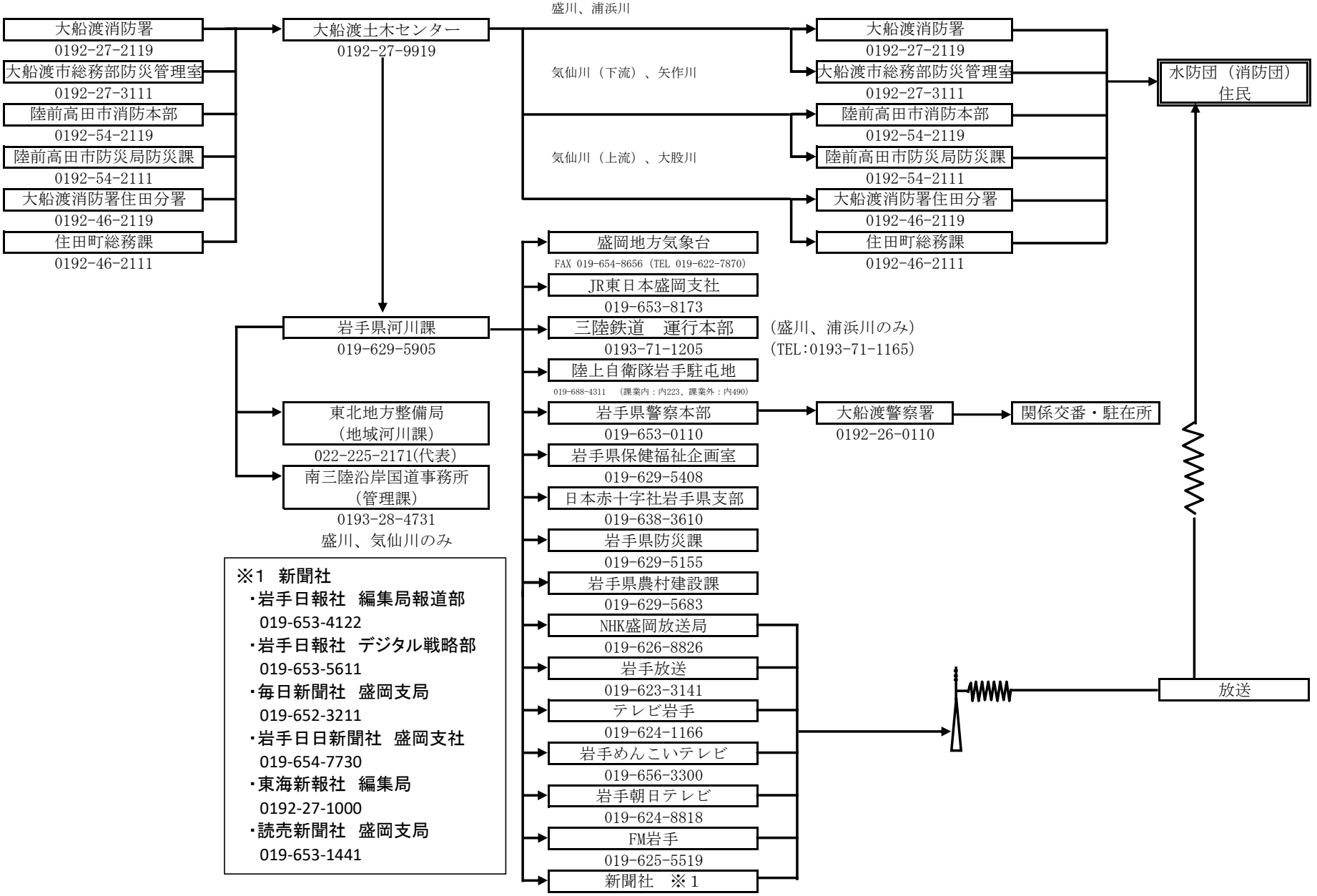

遠野地区　　＜猿ヶ石川、早瀬川、小鳥瀬川　氾濫発生情報＞

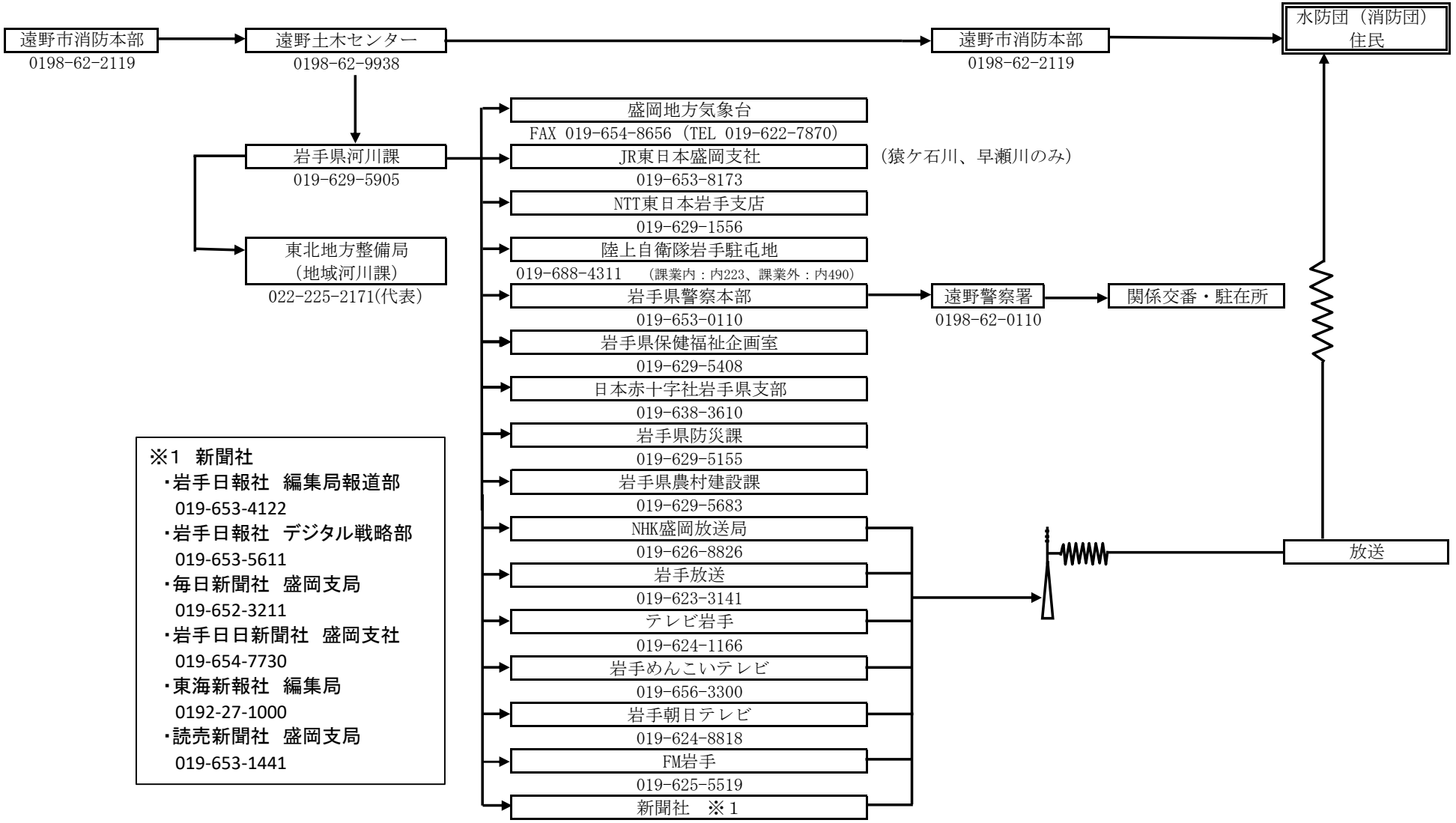

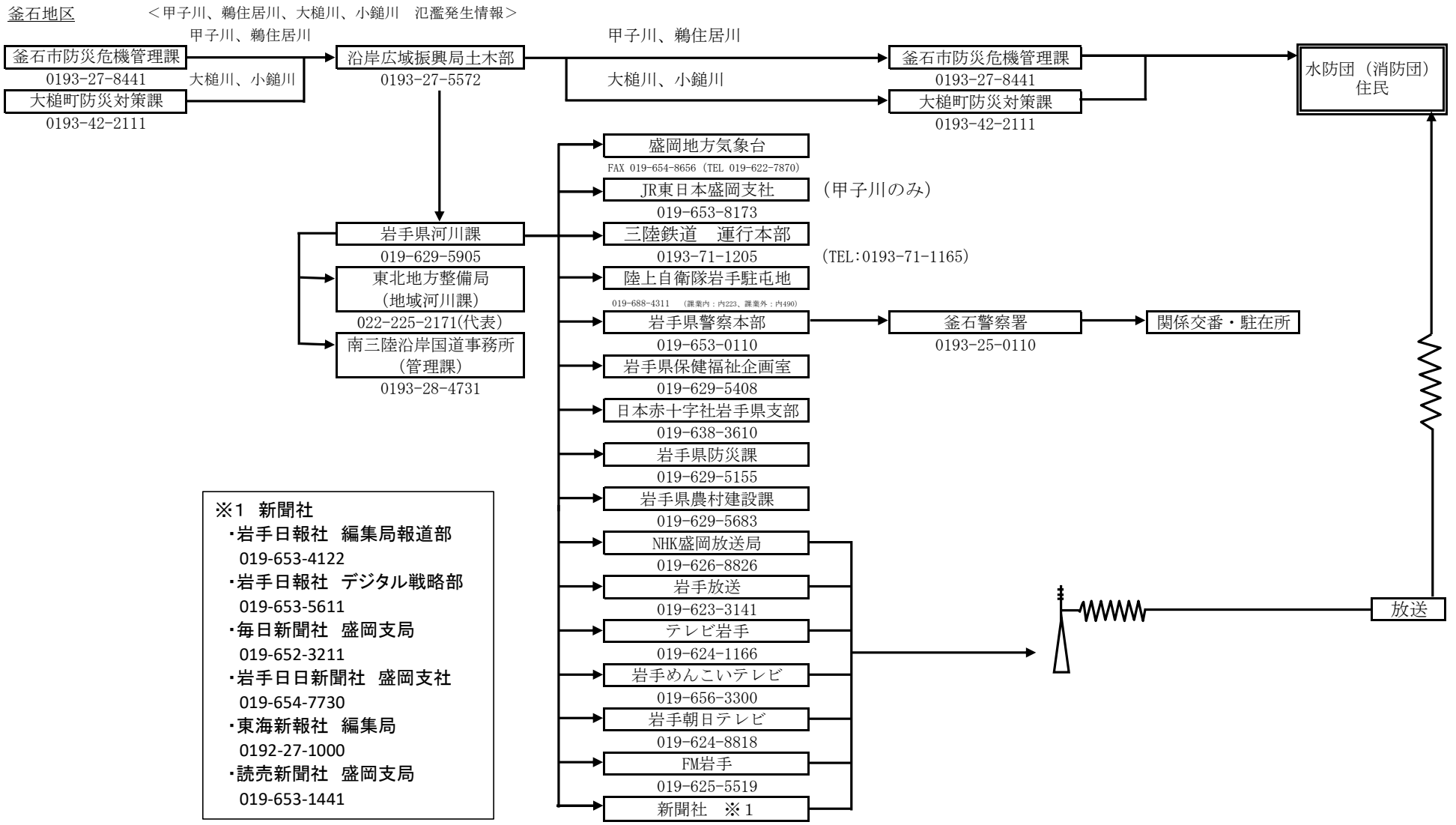
釜石地区
＜甲子川、鵜住居川、大槌川、小鎚川　氾濫発生情報＞
甲子川、鵜住居川
釜石市防災危機管理課
0193-27-8441
大槌町防災対策課
0193-42-2111
大槌川、小鎚川
沿岸広域振興局土木部
0193-27-5572
甲子川、鵜住居川
大槌川、小鎚川
釜石市防災危機管理課
0193-27-8441
大槌町防災対策課
0193-42-2111
水防団（消防団）
住民
岩手県河川課
019-629-5905
東北地方整備局
（地域河川課）
022-225-2171(代表)
南三陸沿岸国道事務所
（管理課）
0193-28-4731
盛岡地方気象台
FAX 019-654-8656（TEL 019-622-7870）
JR東日本盛岡支社
019-653-8173
（甲子川のみ）
三陸鉄道　運行本部
0193-71-1205
（TEL:0193-71-1165）
陸上自衛隊岩手駐屯地
019-688-4311　（課業内：内223、課業外：内490）
岩手県警察本部
019-653-0110
釜石警察署
0193-25-0110
関係交番・駐在所
岩手県保健福祉企画室
019-629-5408
日本赤十字社岩手県支部
019-638-3610
岩手県防災課
019-629-5155
岩手県農村建設課
019-629-5683
NHK盛岡放送局
019-626-8826
岩手放送
019-623-3141
テレビ岩手
019-624-1166
岩手めんこいテレビ
019-656-3300
岩手朝日テレビ
019-624-8818
FM岩手
019-625-5519
新聞社　※1
放送
※1　新聞社
・岩手日報社　編集局報道部
019-653-4122
・岩手日報社　デジタル戦略部
019-653-5611
・毎日新聞社　盛岡支局
019-652-3211
・岩手日日新聞社　盛岡支社
019-654-7730
・東海新報社　編集局
0192-27-1000
・読売新聞社　盛岡支局
019-653-1441

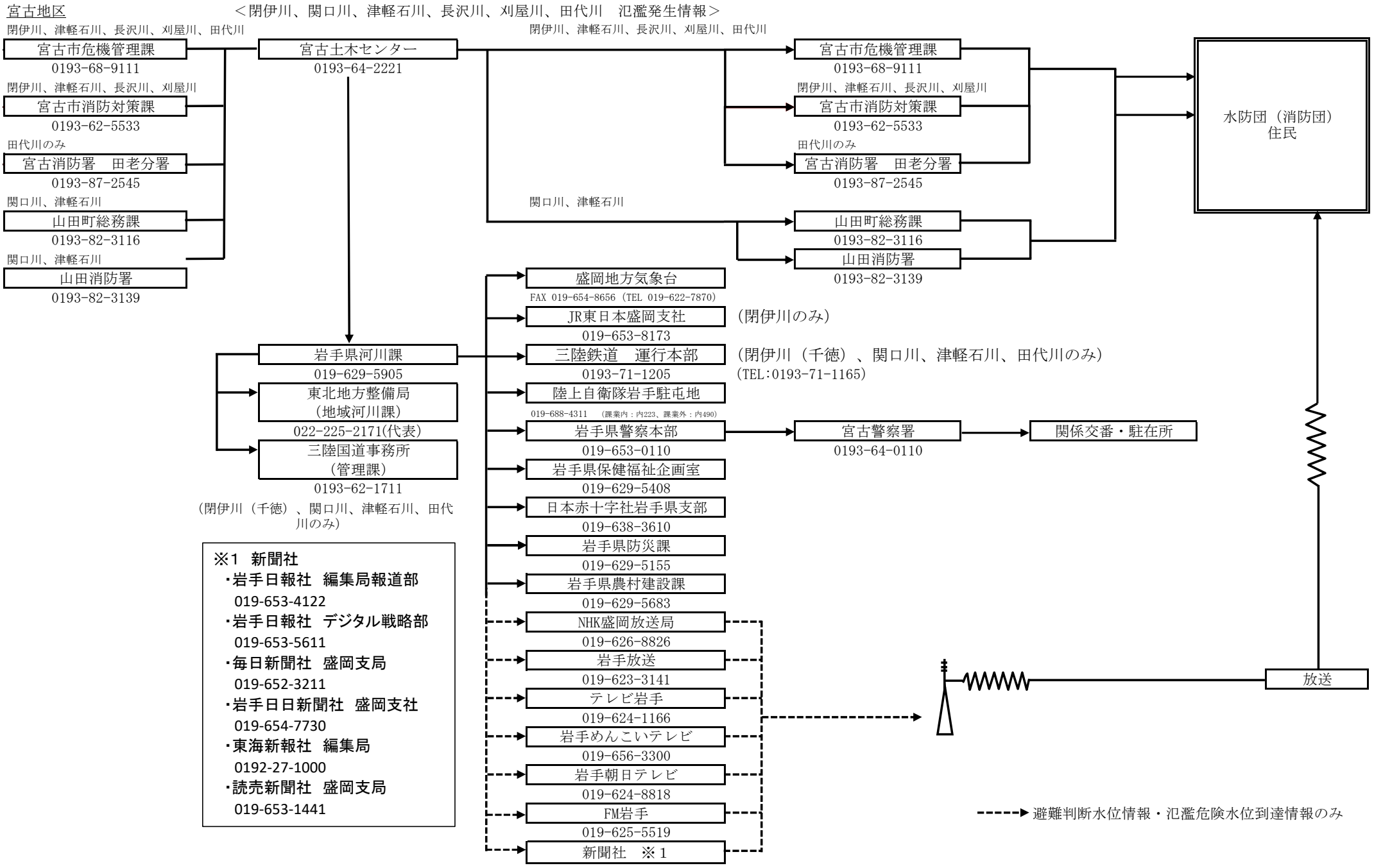
宮古地区
＜閉伊川、関口川、津軽石川、長沢川、刈屋川、田代川　氾濫発生情報＞
閉伊川、津軽石川、長沢川、刈屋川、田代川
宮古市危機管理課
0193-68-9111
閉伊川、津軽石川、長沢川、刈屋川
宮古市消防対策課
0193-62-5533
田代川のみ
宮古消防署　田老分署
0193-87-2545
関口川、津軽石川
山田町総務課
0193-82-3116
関口川、津軽石川
山田消防署
0193-82-3139
宮古土木センター
0193-64-2221
閉伊川、津軽石川、長沢川、刈屋川、田代川
宮古市危機管理課
0193-68-9111
閉伊川、津軽石川、長沢川、刈屋川
宮古市消防対策課
0193-62-5533
田代川のみ
宮古消防署　田老分署
0193-87-2545
関口川、津軽石川
山田町総務課
0193-82-3116
山田消防署
0193-82-3139
水防団（消防団）
住民
岩手県河川課
019-629-5905
東北地方整備局
（地域河川課）
022-225-2171(代表)
三陸国道事務所
（管理課）
0193-62-1711
（閉伊川（千徳）、関口川、津軽石川、田代川のみ）
盛岡地方気象台
FAX 019-654-8656（TEL 019-622-7870）
JR東日本盛岡支社
019-653-8173
（閉伊川のみ）
三陸鉄道　運行本部
0193-71-1205
（閉伊川（千徳）、関口川、津軽石川、田代川のみ）
（TEL:0193-71-1165）
陸上自衛隊岩手駐屯地
019-688-4311　（課業内：内223、課業外：内490）
岩手県警察本部
019-653-0110
宮古警察署
0193-64-0110
関係交番・駐在所
岩手県保健福祉企画室
019-629-5408
日本赤十字社岩手県支部
019-638-3610
岩手県防災課
019-629-5155
岩手県農村建設課
019-629-5683
NHK盛岡放送局
019-626-8826
岩手放送
019-623-3141
テレビ岩手
019-624-1166
岩手めんこいテレビ
019-656-3300
岩手朝日テレビ
019-624-8818
FM岩手
019-625-5519
新聞社　※1
放送
※1　新聞社
・岩手日報社　編集局報道部
019-653-4122
・岩手日報社　デジタル戦略部
019-653-5611
・毎日新聞社　盛岡支局
019-652-3211
・岩手日日新聞社　盛岡支社
019-654-7730
・東海新報社　編集局
0192-27-1000
・読売新聞社　盛岡支局
019-653-1441
避難判断水位情報・氾濫危険水位到達情報のみ

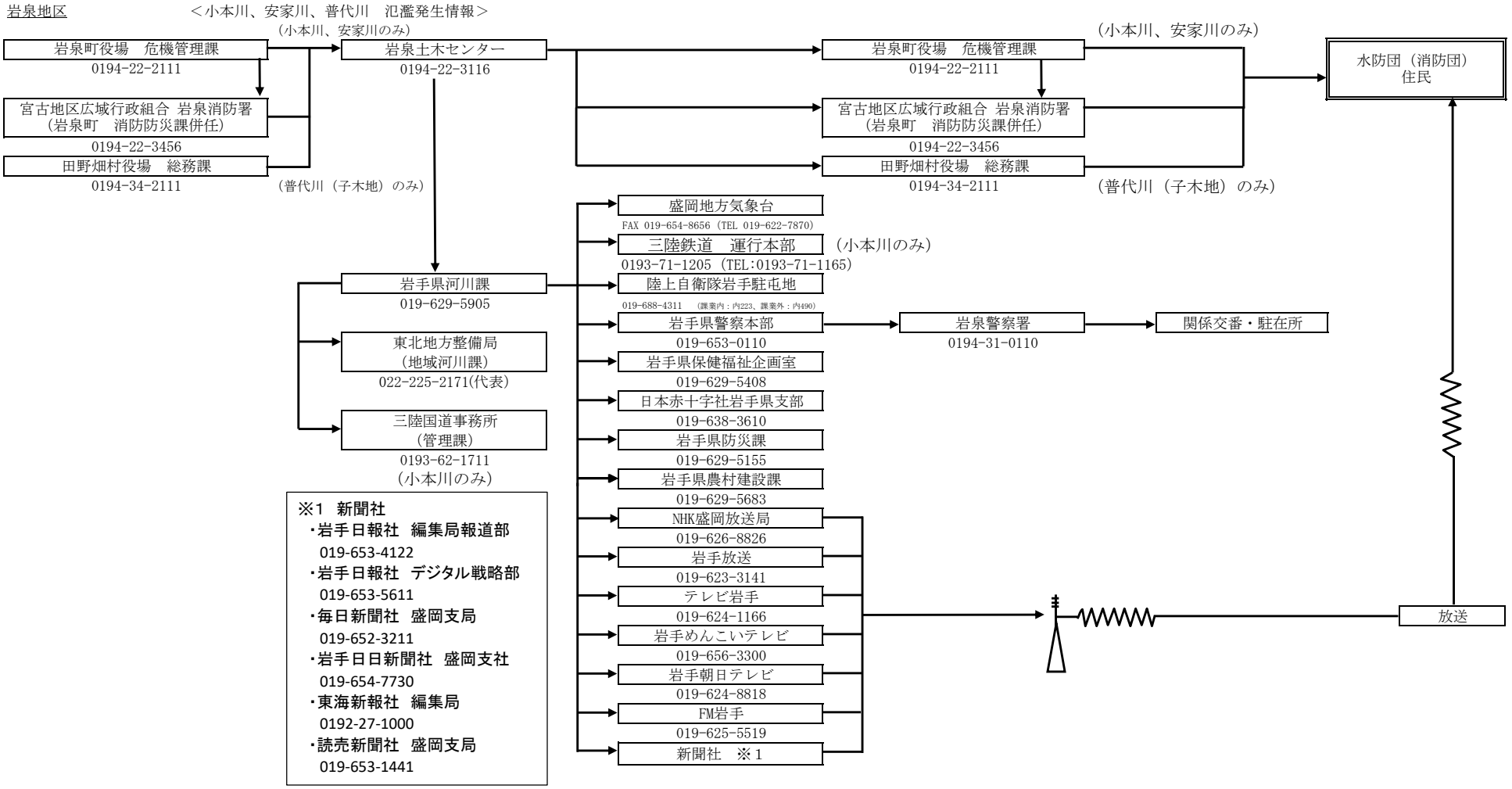
岩泉地区
＜小本川、安家川、普代川　氾濫発生情報＞
（小本川、安家川のみ）
岩泉町役場　危機管理課
0194-22-2111
宮古地区広域行政組合 岩泉消防署
（岩泉町　消防防災課併任）
0194-22-3456
田野畑村役場　総務課
0194-34-2111
（普代川（子木地）のみ）
岩泉土木センター
0194-22-3116
岩泉町役場　危機管理課
0194-22-2111
宮古地区広域行政組合 岩泉消防署
（岩泉町　消防防災課併任）
0194-22-3456
田野畑村役場　総務課
0194-34-2111
（小本川、安家川のみ）
（普代川（子木地）のみ）
水防団（消防団）
住民
盛岡地方気象台
FAX 019-654-8656（TEL 019-622-7870）
三陸鉄道　運行本部
（小本川のみ）
0193-71-1205（TEL:0193-71-1165）
岩手県河川課
019-629-5905
陸上自衛隊岩手駐屯地
019-688-4311　（課業内：内223、課業外：内490）
岩手県警察本部
019-653-0110
岩泉警察署
0194-31-0110
関係交番・駐在所
東北地方整備局
（地域河川課）
022-225-2171(代表)
岩手県保健福祉企画室
019-629-5408
三陸国道事務所
（管理課）
0193-62-1711
（小本川のみ）
日本赤十字社岩手県支部
019-638-3610
岩手県防災課
019-629-5155
岩手県農村建設課
019-629-5683
NHK盛岡放送局
019-626-8826
岩手放送
019-623-3141
テレビ岩手
019-624-1166
岩手めんこいテレビ
019-656-3300
岩手朝日テレビ
019-624-8818
FM岩手
019-625-5519
新聞社　※1
放送
※1　新聞社
・岩手日報社　編集局報道部
019-653-4122
・岩手日報社　デジタル戦略部
019-653-5611
・毎日新聞社　盛岡支局
019-652-3211
・岩手日日新聞社　盛岡支社
019-654-7730
・東海新報社　編集局
0192-27-1000
・読売新聞社　盛岡支局
019-653-1441

久慈地区　　＜久慈川（上流）、久慈川（下流）、長内川、夏井川、宇部川（上流）、宇部川（下流）、大野川、川尻川　氾濫発生情報＞

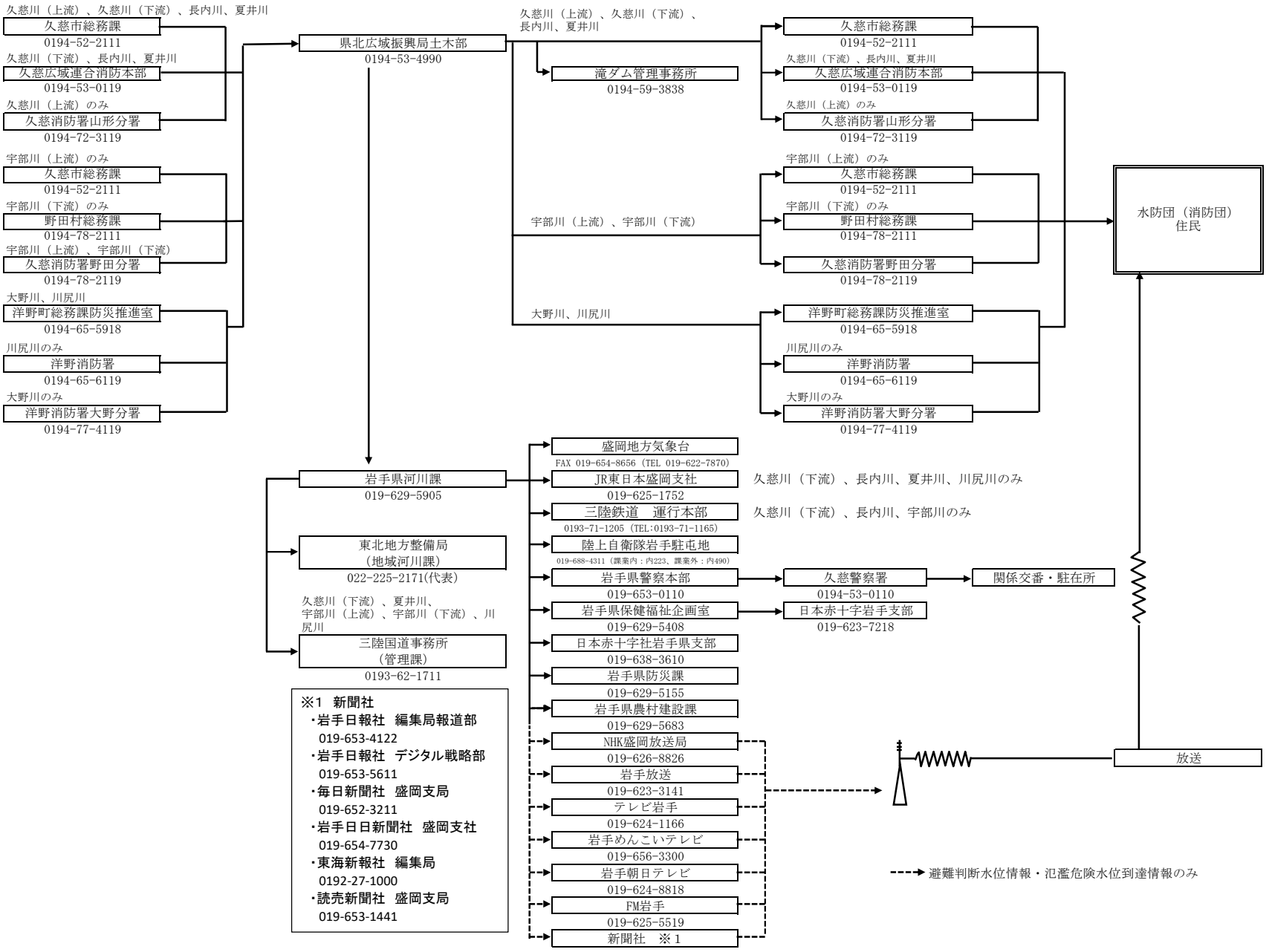

岩手地区、二戸地区(安比川(五日市橋))　＜安比川(五日市橋)　氾濫発生情報＞

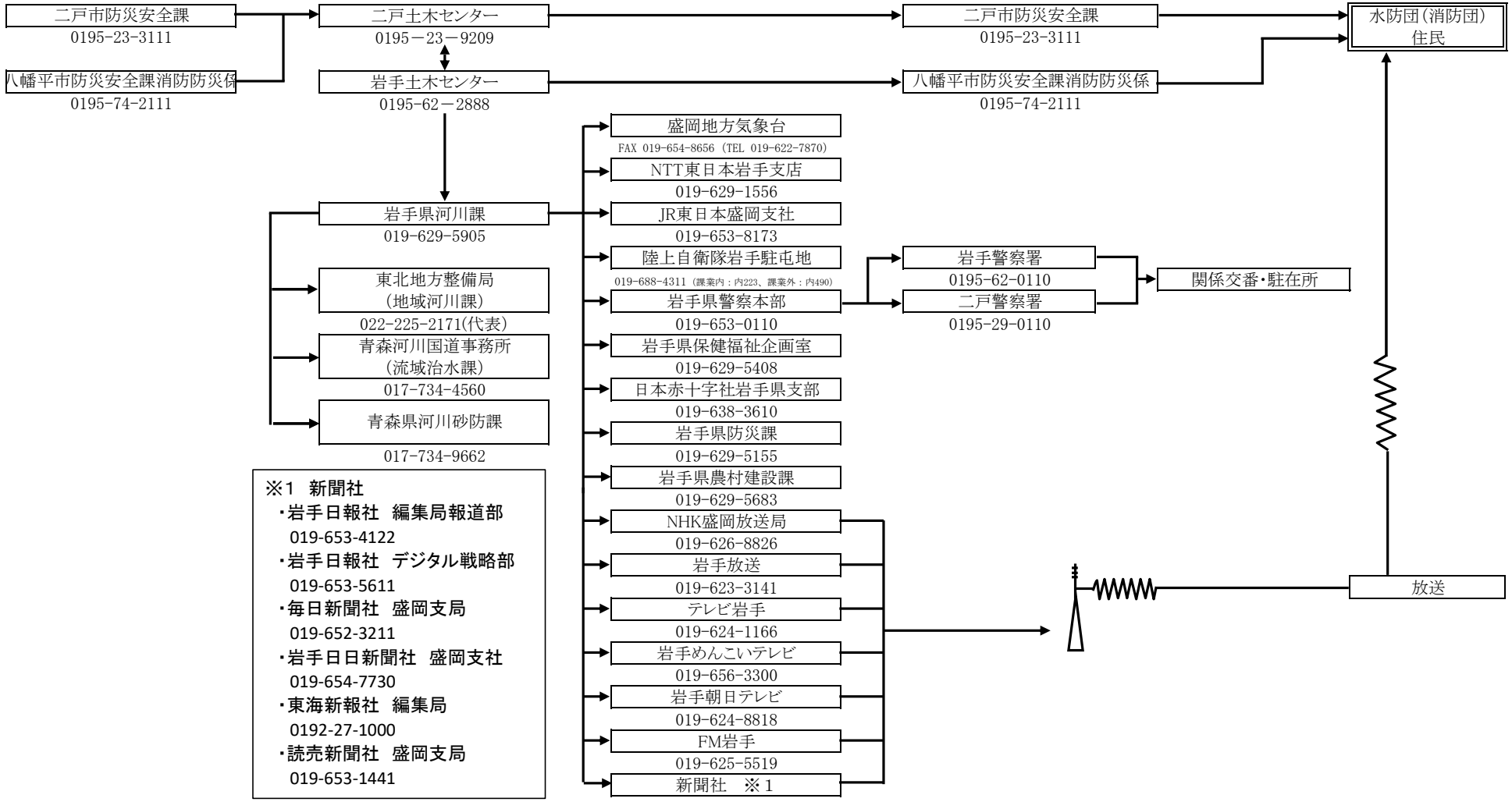

二戸地区（馬淵川、安比川）＜馬淵川、安比川（中央橋） 氾濫発生情報＞

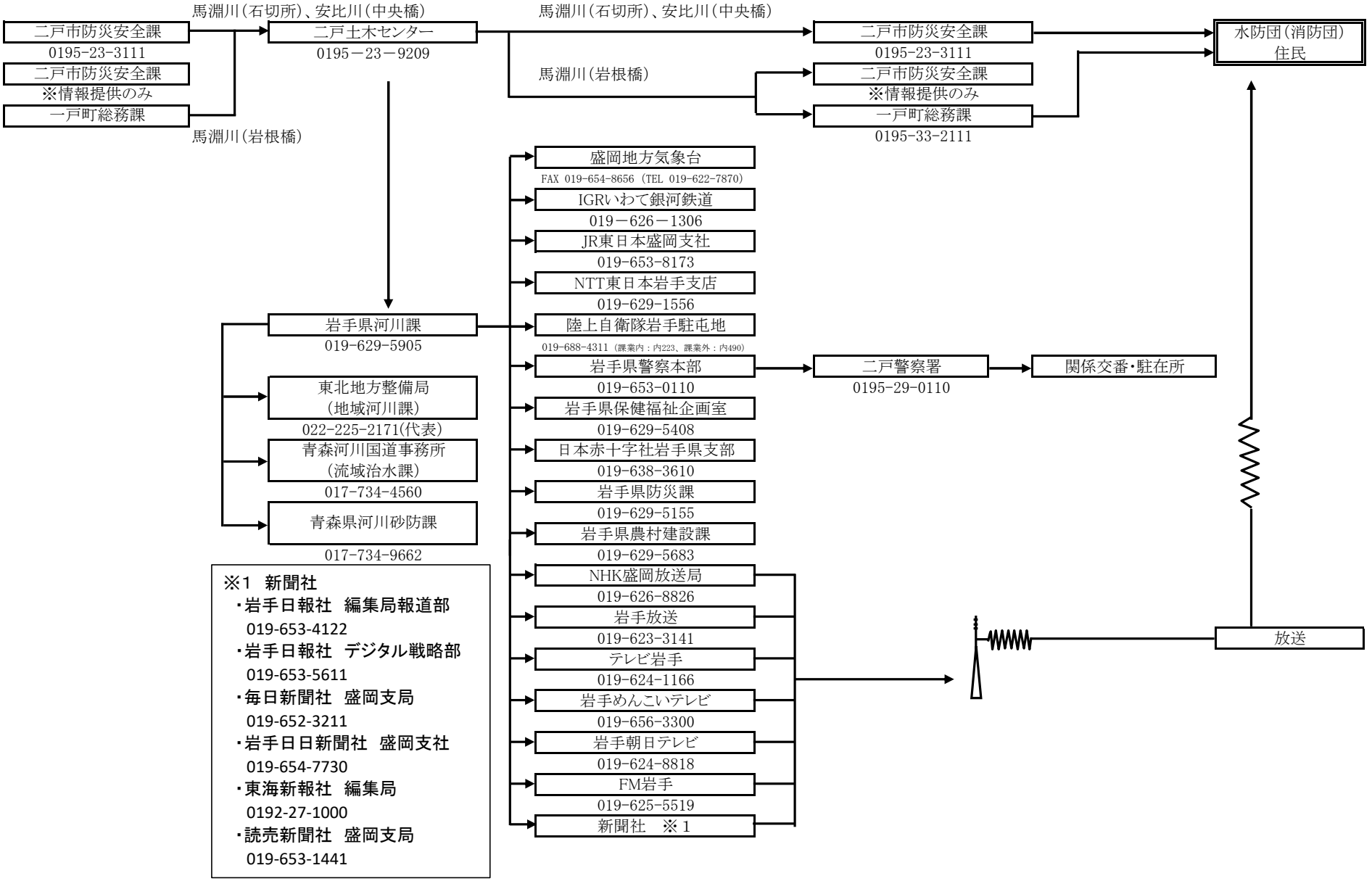

二戸地区（瀬月内川）＜瀬月内川　氾濫発生情報＞

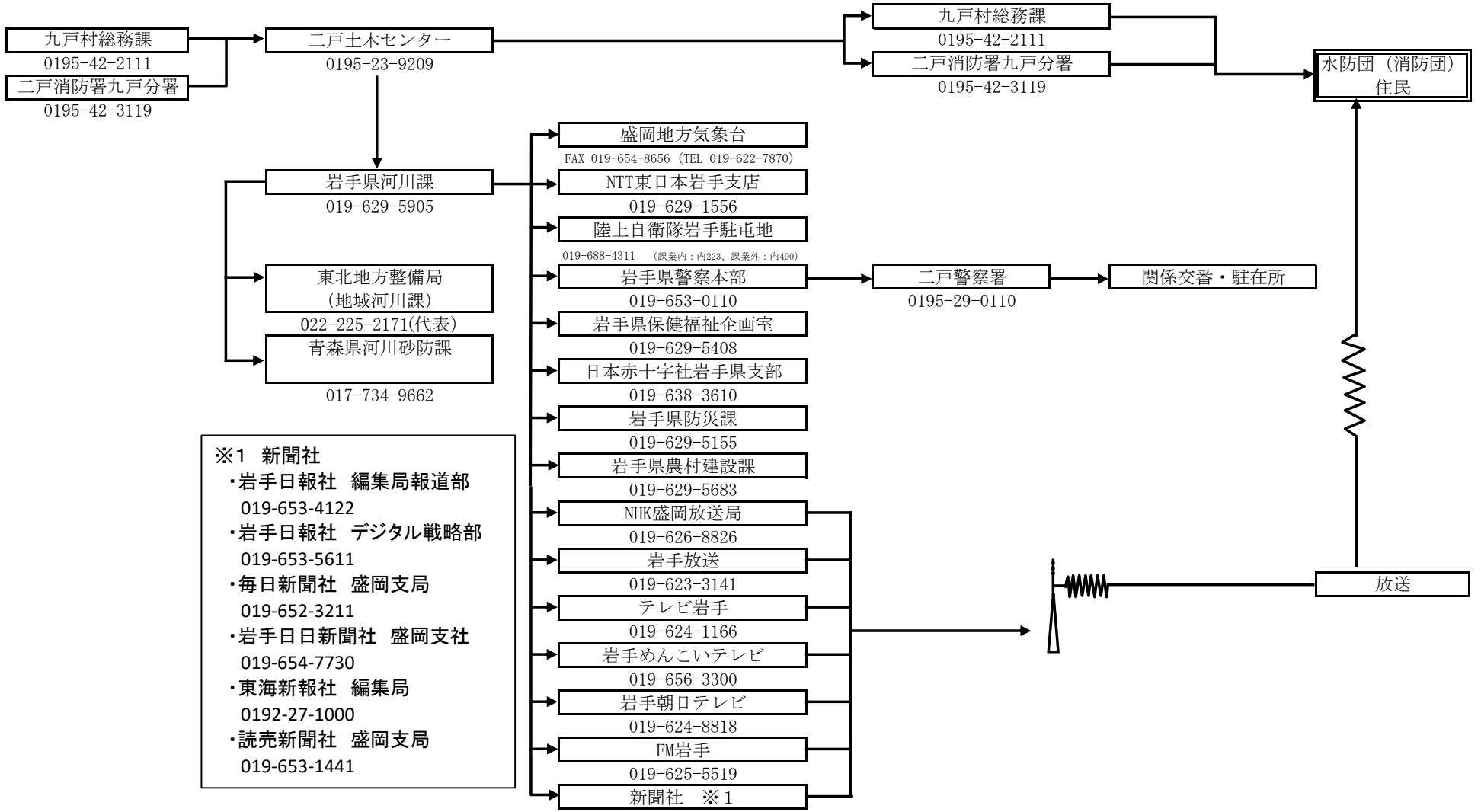

二戸地区（雪谷川）　＜雪谷川　氾濫発生情報＞

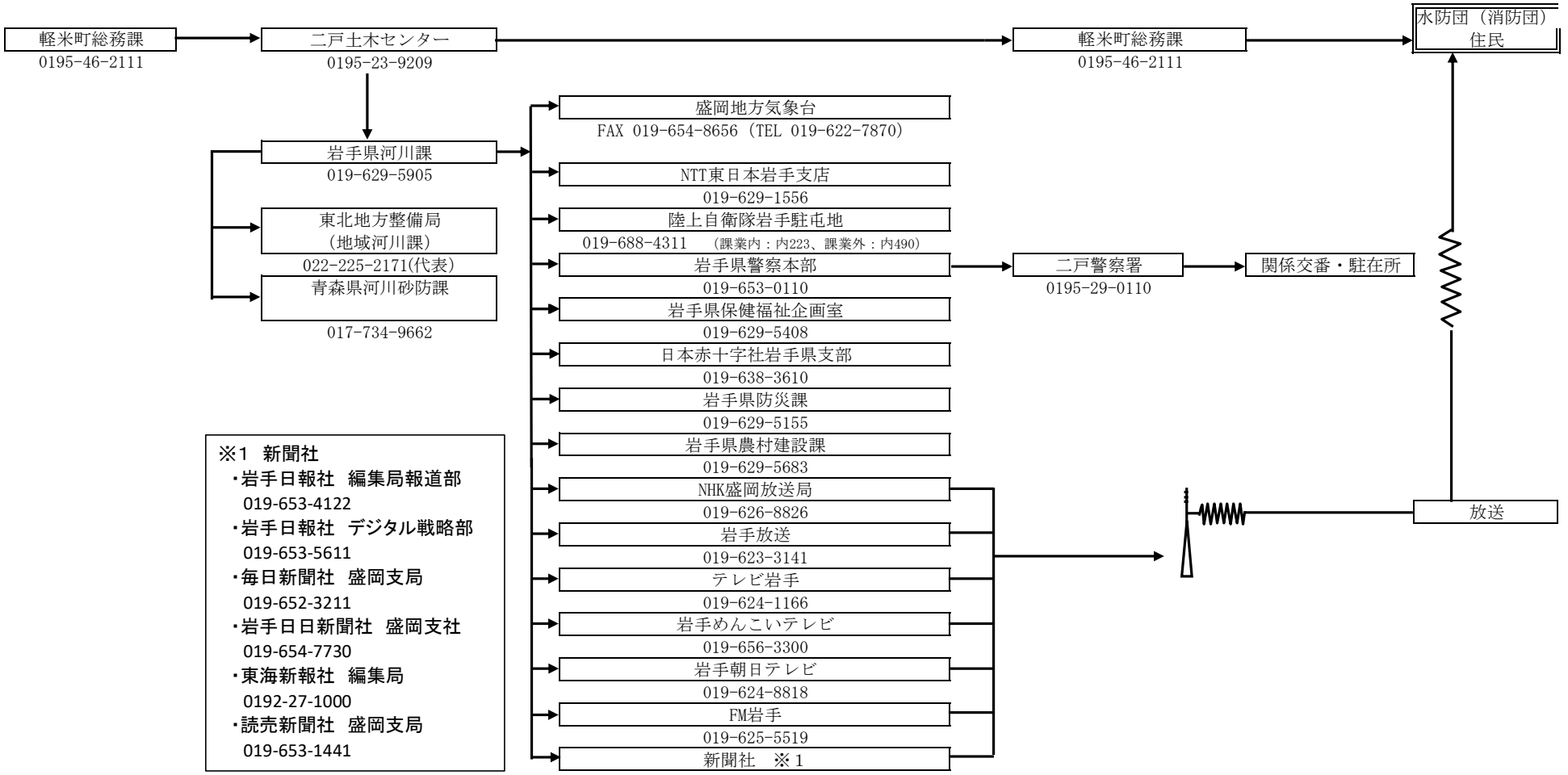

図表11-1　水防法の規定による水防の信号

信号種類	打鐘信号	余韻防止サイレン信号
警戒信号	1点と4点の連打 ○ ○○○○　　○ ○○○○	1　分 長　声　一　声
出動信号	3点　3点　3点 ○○○　○○○　○○○ 連打	3秒　10秒　3秒　10秒 2秒　2秒　2秒 連続
避難信号	乱打 ○○○○○○○○○○○○○○	3秒　3秒　3秒　3秒 2秒　2秒　2秒 連続
解除信号	口頭伝達	口頭伝達

図表 17-1　水防協力団体指定要領及び関係様式

資料１　水防協力団体指定要領（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領

１．通則

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

２．水防協力団体の要件（法第36 条第1 項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準するものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力出ないことをその要件とする。

３．水防協力団体の業務（法第37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

（１）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動

（２）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

（３）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

（４）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

（５）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

４．水防協力団体の申請方法（法第36 条第1 項・第3 項関係）

（１）水防協力団体の要件を満たす者で、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定申請書」（資料17－２）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料17－３）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、申請するものとする。

（２）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

５．水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

（１）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、により業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体認定書」（資料17－４）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

（２）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

６．その他

（１）この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、その都度改訂するものとする。

（２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、○○年○○月○○日から施行する。

資料２　水防協力団体指定申請書様式（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定申請書

年　月　日

○○市（区、町、村、水防事務組合、
水害予防組合）水防管理者
○○市（区、町、村）長　　様

住　　所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

水防法第３６条第１項及び○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 17－３）を添えて申請します。

資料３　水防協力団体協力活動業務計画書（例）

年 月 日

○○市（区、町、村、水防事務組合、
水害予防組合）水防管理者
○○市（区、町、村）長　　様

住　所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

（自由記載）

【記載例】

平時の活動事例

・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展

など

災害時の活動事例

・土のうの袋詰めや運搬
・子どもやお年寄りなどの救護
・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
・水防団員・消防団員の休憩場所の提供

など

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

（自由記載）

資料４　水防協力団体認定書様式（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体認定書

年　月　日

住　　所
（事務所所在地）
団体の名称
代 表 者　　様

○○市（区、町、村、水防事務組合、
水害予防組合）水防管理者
○○市（区、町、村）長

水防法第３６条第１項及び○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、貴団体を○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体に指定します。

資料５　水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

１．通則

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協会団体指定要領に基づき、指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに○○市（区、町、村）水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

２．水防団等と水防協力団体との連携（水防法第38 条関係）

水防法第36 条及び○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

３．活動報告書の提出（水防法第39 条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料17－６）を提出させることができる。

４．情報提供等（水防法第40 条関係）

水防管理者は、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領４に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

５．その他

（１）この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

（２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、○○年○○月○○日から施行する。

資料６　水防協力団体協力活動報告書様式（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体協力活動報告書

年　月　日

○○市（区、町、村、水防事務組合、
水害予防組合）水防管理者
○○市（区、町、村）長　　様

住　　所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防協力活動を実施したので、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体との水防協力団体との水防協働活動実施要領第３の規定に基づき提出します。

（余白）

参考資料目次

参考 1	岩手県水防協議会条例	P. 375
参考 2	水防法	P. 376
参考 3	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(抄)	P. 400
参考 4	気象業務法(抄)	P. 401
参考 5	気象業務法施行令(抄)	P. 405
参考 6	退職水防団員等報償規定	P. 409
参考 7	水防功労者表彰規則	P. 410
参考 8-1	河川水門管理要綱	P. 411
参考 8-2	海岸水門管理要綱	P. 416
参考 9	砂防指定地指定表	P. 420
参考 10	土砂災害警戒区域等指定	P. 426
参考 11	洪水浸水想定区域指定	P. 426
参考 12	津波災害警戒区域指定	P. 426
参考 13	浸水センサ表示システム	P. 426
参考 14	氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針	P. 427

参考1. 岩手県水防協議会条例（昭和24年9月16日条例46号）

岩手県水防協議会条例

昭和24年９月16日
条例第46号

改正　昭和32年７月12日条例第24号　平成11年12月17日条例第80号
改正　平成26年３月28日条例第59号

水防法（昭和24年法律第193号）第８条第５項の規定に基き岩手県水防協議会条例を次のように定める。

岩手県水防協議会条例

第１条　水防法（昭和24年法律第193号）第８条第１項の規定に基づき、岩手県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

全部改正〔平成11年条例80号〕、一部改正〔平成26年条例59号〕

第２条　会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。

２　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成26年条例59号〕

第３条　協議会は、委員15人以内をもって組織する。

２　関係行政機関の職員のうちから任命され、又は委嘱される委員以外の委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを解任し、又は解嘱することができる。

４　関係行政機関の職員である委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

全部改正〔平成26年条例59号〕

第４条　協議会は、会長が招集する。

２　会長は、あらかじめ主たる協議事項を委員に通知しなければならない。

３　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

４　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成26年条例59号〕

第５条　協議会の庶務は、県土整備部において処理する。

全部改正〔平成26年条例59号〕

第６条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

一部改正〔平成26年条例59号〕

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和32年７月12日条例第24号抄）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和32年４月１日から適用する。

附　則（平成11年12月17日条例第80号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日条例第59号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

参考 2. 水防法

（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号）
最終改正：令和八年五月二十九日法律第八十六号

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　水防組織（第三条―第八条）
第三章　水防活動（第九条―第三十二条の三）
第四章　指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
第五章　水防協力団体（第三十六条―第四十条）
第六章　費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
第七章　雑則（第四十五条―第五十一条）
第八章　罰則（第五十二条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

２　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

２　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

２　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
３　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章　水防活動

（河川等の巡視）

第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二　都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

２　国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

３　前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（国土交通大臣等が行う高潮予報）

第十一条の三　国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び 当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都 道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に 応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

２　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であ

つて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二　特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

３　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

２　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

３　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の三の規定により指定した海岸

二　前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

３　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

３　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

３　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

５　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

６　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

７　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

８　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

９　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の

土地の所有者に通知しなければならない。

4　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　国土交通大臣

二　当該河川の存する都道府県の知事

三　当該河川の存する市町村の長

四　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五　当該河川の河川管理者

六　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七　第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

２　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　当該都道府県知事

二　当該河川の存する市町村の長

三　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四　当該河川の河川管理者

五　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六　第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

３　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

２　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなけれ

ばならない。

（優先通行）

第十八条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
２　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

２　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

３　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（氾濫等の通報）

第二十四条の二　河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。
２　前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（決壊の通報）

第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

２　前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

２　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

３　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一　当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

２　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

３　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交

通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章　指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示し

なければならない。

3　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四　水防に関する調査研究を行うこと。

五　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章　雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章　罰則

第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

２　前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の七第三項の規定に違反した者

二　第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二　第二十条第二項の規定に違反した者

三　第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

１　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

２　国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

３　国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

４　国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附　則　（昭和二七年七月三一日法律第二五八号）　抄

１　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附　則　（昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二九年六月八日法律第一六三号）　抄

（施行期日）

１　この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十

九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附　則　（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三一年六月一一日法律第一四一号）　抄

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附　則　（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附　則　（昭和四七年六月二三日法律第九四号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則　（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則　（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附　則　（平成六年六月二九日法律第四九号）　抄

（施行期日）

1　この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附　則　（平成七年四月二一日法律第六九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　平成七年八月一日

第三条　この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審

査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（平成一三年六月一三日法律第四六号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成一七年五月二日法律第三七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条　旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附　則　（平成二二年一一月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年一二月一四日法律第一二四号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。

附　則　（平成二五年六月一二日法律第三五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二五年六月一四日法律第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略

二　第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二　特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定　平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二五年六月二一日法律第五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　附則第七条の規定　水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二六年一一月一九日法律第一〇九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二七年五月二〇日法律第二二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

２　前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二九年五月一九日法律第三一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和三年五月一〇日法律第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（令和三年五月一〇日法律第三一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参考 3.

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

（昭和三十七年九月六日法律第百五十号）
最終改正：平成二十八年五月二十日法律第二八号

（趣旨）

第一条　この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条　激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第二項 に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

（昭和三十七年十月十日政令第四百三号）
最終改正：平成二七年一月三〇日政令第三〇号

（水防資材に関する補助の特例の対象となる地域）

第三十九条　法第二十一条 の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

一　法第二十一条 の規定により都道府県に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該都道府県が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が百九十万円を超える都道府県の区域

二　法第二十一条 の規定により水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項 に規定する水防管理団体（以下この号及び次条において「水防管理団体」という。）に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該水防管理団体が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が三十五万円を超える水防管理団体の区域

２　前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

（水防資材の費用）

第四十条　法第二十一条 の政令で定める費用は、激甚災害に関し水防のため使用した資材の取得に要した費用のうち、都道府県にあつては百九十万円を超える部分、水防管理団体にあつては三十五万円を超える部分とする。

２　前項の資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とする。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第四条 の規定により災害復旧事業の事業費に含まれる費用に係るものを除く。

参考 4. 気 象 業 務 法（抄）

（昭和二十七年六月二日法律第百六十五号）

最終改正：令和八年五月二十九日法律第八十六号

（目的）

第一条　この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

6　この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7　この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第六条　気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

一　研究のために行う気象の観測

二　教育のために行う気象の観測

三　国土交通省令で定める気象の観測

2　政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

一　その成果を発表するための気象の観測

二　その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3　前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

（観測に使用する気象測器）

第九条　第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

2　第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行つた観測又は前項の検定に合格した気象測器を用いた観測（以下この項におい て「本観測」という。）の成果に基づいて同条第一項の予報業務 を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下 この項において「補完観測」という。）に用いる気象測器につい ては、前項の検定に合格していないものであつても、国土交通省 令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすお それがなく、かつ、補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資す るものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる 。

（予報及び警報）

第十三条　気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

２　気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

３　気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

（洪水の特別警報等の創設）

第十三条の二　気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

５　気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について第一項の規定により高潮の警報をする場合において、水位の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該海岸の状況に関する情報を必要とするときは、水防に関する事務を行う国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができる。

６　気象庁は、次の各号に掲げる河川について第一項の規定により洪水の警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該河川の状況に関する情報を必要とするときは、当該各号に定める者に対し、当該情報の提供を求めることができる。

一　水防法第十条第二項の規定により指定された河川　水防に関する事務を行う国土交通大臣

二　水防法第十一条第一項の規定により指定された河川　関係都道府県知事

７　前二項の規定により情報の提供の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該求めに応じて、当該情報を提供しなければならない。

８　気象庁は、前項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならない。

９　前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条の二　気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

２　気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について、水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

３　気象庁は、水防法第十条第二項 の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

４　気象庁は、水防法第十一条第一項 の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。 この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

５　気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

6　第十三条第三項の規定は、第一項から第四項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第四項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

第十五条　気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2　前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3　前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4　第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5　第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6　第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

（合格基準等）

第二十八条　第九条第一項の登録を受けた者（以下「登録検定機関」という。）は、別表の上欄に掲げる気象測器について、検定の申請があつたときは、その気象測器が次の各号のいずれにも適合するかどうかについて検査し、適合すると認めるときは、合格の検定をしなければならない。

一　その種類に応じて国土交通省令で定める構造（材料の性質を含む。）を有すること。

二　その器差が国土交通省令で定める検定公差を超えないこと。

2　登録検定機関は、第三十二条第一項の型式証明を受けた型式の気象測器について、前項の検査を行う場合には、同項第一号に適合するかどうかの検査を行わないことができる。

3　前項の規定により第一項第一号に適合するかどうかの検査を行わない場合における同項第二号に適合するかどうかの検査については、第三十二条の二第一項の認定を受けた者が国土交通省令で定めるところにより器差の測定を行つたときは、その測定の結果を記載した書類によりこれを行うことができる。

（検定証印及び検定証書）

第二十九条　検定に合格した気象測器には、国土交通省令の定めるところにより、検定証印を付する。ただし、その構造上検定証印を付することが困難な気象測器であつて、国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

2　気象測器が検定に合格したときは、登録検定機関は、検定を申請した者に対し、検定証書を交付しなければならない。

（検定の有効期間）

第三十一条　構造、使用条件、使用状況等からみて検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして国土交通省令で定める気象測器の検定の有効期間は、その国土交通省令で定める期間とする。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　　この法律の施行の際現に地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下同じ。）又は火山現象の予報の業務を行っている者（次条に規定する者を除く。）は、この法律の施行の日から起算して一月間（当該期間内にこれらの業務に係るこの法律による改正後の気象業務法（以下「新法」という。）第十七条第一項の許可の申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該地震動又は火山現象の予報の業務を行うことができる。その者がその期間内にこれらの業務に係る同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

２　　前項の規定により引き続き地震動又は火山現象の予報の業務を行う場合においては、その者を新法第十七条第一項の許可を受けた者とみなして、新法第四十一条第一項及び第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

別表　（第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係）

気象測器	測定器及び設備	
温度計	測定器	電気式温度計
	設備	恒温検査槽
気圧計	測定器	電気式気圧計
	設備	圧力検査装置
湿度計	測定器	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計
	設備	湿度検査槽
風速計	測定器	超音波式風速計 ピトー管 差圧計
	設備	風洞
日射計	測定器	電気式日射計
雨量計	測定器	ビュレット
雪量計	測定器	長さ計

参考 5. 気象業務法施行令（抄）

（昭和二十七年十一月二十九日政令第四百七十一号）
最終改正：令和八年五月二十九日政令第百四十二号

（一般の利用に適合する予報及び警報）

第四条　法第十三条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
天気予報	当日から三日以内における風、天気、気温等の予報
週間天気予報	当日から七日間の天気、気温等の予報
季節予報	当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地震動予報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。）の予報
火山現象予報	噴火、降灰等の予報
津波予報	津波の予報
波浪予報	当日から三日以内における風浪、うねり等の予報
気象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地震動注意報	地震動によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火山現象注意報	噴火、降灰等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波浪注意報	風浪、うねり等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気象警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地震動警報	地震動に関する警報
火山現象警報	噴火、降灰等に関する警報
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報
津波警報	津波に関する警報
高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波浪警報	風浪、うねり等に関する警報
海面水温予報	海洋の表面における水温の予報
海流予報	海流の状況の予報
海氷予報	沿岸における海氷の状況の予報

浸水注意報	浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸水警報	浸水に関する警報
洪水警報	洪水に関する警報

（特別警報）

第五条　法第十三の二第一項の規定による特別警報は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
土砂崩れ特別警報	大雨、大雪等による土砂崩れに関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報
高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	風浪、うねり等に関する特別警報
洪水特別警報	洪水に関する特別警報

（航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報）

第六条　法第十四条第一項の規定による航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、行うものとする。

種類	内容
飛行場予報	公共の用に供する飛行場及びその付近を対象とする気象、地象、津波、高潮及び波浪の予報
空域予報	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第一項の規定により国土交通大臣の指定する航空路その他の国土交通省令で定める空域を対象とする気象及び火山現象の予報
飛行場警報	公共の用に供する飛行場及びその付近を対象とする気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する警報
空域警報	航空法第三十七条第一項の規定により国土交通大臣の指定する航空路その他の国土交通省令で定める空域を対象とする気象及び火山現象に関する警報
海上予報	国土交通省令で定める予報区を対象とする船舶の運航に必要な海上の気象、火山現象、津波、高潮及び波浪の予報
海上警報	国土交通省令で定める予報区を対象とする船舶の運航に必要な海上の気象、火山現象、津波、高潮及び波浪に関する警報

（水防活動の利用に適合する予報及び警報）

第七条　法第十四条の二第一項の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種類	内容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によつて水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によつて重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用津波警報	津波に関する警報
水防活動用高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

（警報事項の通知）

第八条　法第十五条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知先に行うものとする。

一　法第十三条第一項の規定による警報をした場合　次の表の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

種類	通知先
気象警報 高潮警報 波浪警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動警報	日本放送協会の機関
火山現象警報 津波警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
土砂崩れ警報 洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

二　法第十四条第一項の規定による警報をした場合　次の表の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

種類	通知先
飛行場警報 空域警報	国土交通省の機関
海上警報	海上保安庁の機関

三　法第十四条の二第一項の規定による警報をした場合　次の表の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

種類	通知先

水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四　法第十四条の二第二項から第四項までの規定による警報をした場合　消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

（特別警報に係る警報事項の通知）

第九条　法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の上欄に掲げる特別警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先に行うものとする。

種類	通知先
気象特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動特別警報	日本放送協会の機関
火山現象特別警報 津波特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
土砂崩れ特別警報 洪水特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

（気象庁以外の者の行うことができる警報）

第十条　法第二十三条ただし書の政令で定める場合は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が津波警報をする場合とする。

参考 6. 退職水防団員等報償規定

昭和３８年２月９日
建 設 省 告 示 162

（趣　旨）
第１条　水防団長又は水防団員（以下「団員等」という。）の勤務の特殊性にかんがみ、団員等として多年勤続した者が退職した場合において、その功労に報いるため、この規定の定めるところにより、報償を行う。
（報償を受ける者）
第２条　報償は、団員等として 15 年以上勤続して退職した者に対して行なう。ただし、すでに報償を受けた者についてはこの限りでない。
（報償を行なう者）
第３条　報償は、建設大臣が行う。
（報償の方法）
第４条　報償は、賞状及び記念品を授与して行なう。
２　団員等が死亡により退職し、又は退職後報償の目前に死亡したときは、その者に対する賞状及び記念品は、その者の遺族に交付する。
（勤続期間の計算）
第５条　報償の決定の基礎となる勤続期間の計算は、団員等としての在職期間による。
２　団員等が退職した後再び団員等となったときは、前項の勤続期間の計算については、前後の在職期間を合算する、
３　前２項の規定による在職期間の計算は、団員等となった日の属する月（前項の規定による後の在職期間については、再び団員等となった日の属する翌月）から退職した日の属する月までの月数による。
（報償の制限）
第６条　団員等が次の各号の１に該当する場合においては、その引き続いた在職期間については、報償を行なわない。
(1) 在職中禁こ以上の刑に処せられたとき。
(2) 懲戒免職若しくは停職処分又はこれに準ずる処分を受けたとき。
(3) 前各号に掲げる場合のほか、報償を行なうことが不適当と認められるとき。
（報償の時期）
第７条　報償は、毎年１回１１月に行なう。ただし、特別の必要があるときは随時報償を行なう。
（報償の手続）
第８条　都道府県知事は、その統括する都道府県の区域においてこの規定により報償を受ける資格があると認められる者を調査してその名簿（以下「名簿」という。）を作成し、毎年９月１５日までに建設大臣に提出しなければならない。
２　前項の調査は、毎年８月１日現在のおいて行なう。
３　建設大臣は、前２項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、期日を示して都道府県知事に第１項の調査並びに名簿の作成及び提出を求めることができる。
４　建設大臣は、名簿を審査して報償を受けるべき者を決定する。
５　名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 氏名及び住所
(2) 勤続期間
(3) 所属水防団名及び当該水防団が所属する水防管理団体名

参考 7. 水防功労者表彰規則

（昭和三十一年三月三十日建設省令第六号）
最終改正年月日：平成二八年一〇月一七日国土交通省令第七四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十四条の二の規定に基き、水防功労者報賞規則を次のように定める。

（通則）

第一条　国土交通大臣が、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるもの（以下「水防功労者」という。）に対して行う表彰については、この規則の定めるところによる。

（表彰の推薦）

第二条　都道府県知事は、当該都道府県に水防功労者であると認められる者があるときは、その旨を国土交通大臣に推薦するものとする。

（表彰の方法）

第三条　国土交通大臣は、前条の規定による推薦に基づいて表彰を行うものとする。

２　前項の表彰は、賞状を授与して行うものとする。

３　第一項の表彰は、前項の賞状に報賞金その他の副賞を付して行うことができる。

（報賞金）

第四条　前条第三項の報賞金は、表彰を受ける者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となった場合に付するものとし、その額は次のとおりとする。

一　死亡した者に対しては、その功労の程度に応じて別表第一に定める額

二　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条第二項 に規定する第一級から第八級までの障害等級に該当する障害の状態となった者に対しては、その功労及び障害の程度に応じて別表第二に定める額

三　前二号に該当する者以外の者に対しては、その功労及び負傷、病気又は障害の程度に応じて百九十万円以下で国土交通大臣が定める額

（表彰の時期）

第五条　表彰は、毎年一回十一月に行う。ただし、特別の必要があるときは、随時表彰を行うことができる。

（死亡した者の表彰）

第六条　表彰を受ける者が、表彰の日以前に死亡したときは、その者に対する賞状及び報賞金その他の副賞は、その者の遺族に交付するものとする。

附則　（平成一八年一〇月三日国土交通省令第九九号）抄

第一条

この省令は、公布の日から施行する。

附則　（平成二八年一〇月一七日国土交通省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

参考 8-1. 河川水門管理要綱

最終改正日：令和６年３月21日河第414号

（趣旨）

第１　この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、陸閘、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

２　ただし、津波高潮等対策機能を有する河川水門については、別に定める海岸水門管理要綱によるものとする。

（管理の原則）

第２　河川水門は、洪水による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

（河川水門の管理の委託）

第３　知事は、洪水による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

（知事の管理事項）

第４　知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

（１）　特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。

（２）　河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。

（３）　次に掲げる場合において、洪水による災害が発生するおそれが大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。

ア　気象予報又は気象警報が発令された場合

イ　著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合

ウ　河川の水位に著しい変動がある場合

（４）　許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

（市町村の管理事項）

第５　河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとするが、別に操作規則を定めた河川水門については、その操作規則による。

（１）　平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア　河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。

イ　毎年度３回（原則として、６月、８月及び翌年３月とすること。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）を行うものとする。

（２）　前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第１号）を作成し、備えておくものとする。

（３）　次に掲げる場合において、洪水が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。

ア　次に掲げる気象予報又は気象警報が発表された場合

（ア）　洪水注意報

（イ）　大雨警報、洪水警報

イ　洪水予報又は水防警報が発表された場合

ウ　河川の水位が警戒水位に達した場合

エ　特に知事が指示した場合

（４） 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア　水門をいつでも操作できるようにしておくこと。

イ　夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

ウ　洪水の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。

（５） 第３号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。

（６） 次に掲げるところにより所要の報告をすること。

ア　毎年度４月 15 日までに河川水門管理体制報告書（様式第２号）を所管する広域振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。

イ　次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管する広域振興局長に報告すること。

（ア） 河川水門の試運転をしたとき

（イ） 河川水門の異状を発見したとき

（ウ） 警戒勤務態勢に入ったとき

（エ） 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき

（オ） 警戒勤務態勢を解除したとき

（７） 前号イ（ア）の規定による報告は、河川水門の試運転後 15 日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第３号）により行うものとする。

（情報連絡）

第６　知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

（国土交通大臣等に対する協力要請）

第７　知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

様式第１号

河　川　水　門　巡　視　記　録

年　　月　　日	巡視者　氏名　：

巡視状況	河川水門名	巡 視 結 果	※対応状況（有の場合のみ）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
	※　対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。 １：障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。 ２：障害の状況を施設管理者へ連絡した。 （連絡日時、相手の氏名：　　月　　日　　時　　分　氏名　　） ３：その他（以下に状況を記載のこと）		

様式第２号

第　　号
年　　月　　日

広域振興局長　様

市　町　村　長

河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱第５第６号アの規定により報告します。

河川水門名	河川名 及び 設置場所	型式	開閉 方法	門数	管理操作 責任者 住所 氏名	管理操作 担当者 住所 氏名	管理操作 担当者 連絡先 電話番号	試運転 予定年月日 その他管理 方法

注　年度途中における報告にあっては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

様式第３号

第　　号
年　　月　　日

広域振興局長　様

市　町　村　長

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第５第７号の規定により報告します。

河川水門名	河川名及び設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転の年月日	試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置

注　試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

参考 8-2. 海岸水門管理要綱

最終改正日：令和６年３月21日河第414号

（趣旨）

第１　この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者及び河川管理者（以下「海岸管理者等」という。）が管理する津波高潮等対策機能を有する水門、陸閘、樋門及び樋管（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（管理の原則）

第２　水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

（水門等の管理の委託）

第３　海岸管理者等は、水門等の操作を適時適切に行うため、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

（海岸管理者等の管理事項）

第４　海岸管理者等は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

（１）　特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。

（２）　水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

（市町村の管理事務）

第５　水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に属する事務を執行するものとする。

（１）　平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア　水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。

イ　水門等の開閉に支障となる導水部や路面上の支障物を除去すること。その他水門等の開閉操作に支障がないよう日常管理すること。

（２）　前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視記録（様式第１号）を作成し備えておくものとする。

（３）　水門等は、水門・陸閘操作規則等（以下「操作規則等」という。）に定めるところにより試運転を行うものとする。ただし、操作規則等に定めのない水門等については、毎年３回（原則として、７月、11月及び３月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。

（４）　操作態勢については、第６及び操作規則等に定めるところによる。

（操作態勢）

第６　水門等の操作態勢は、操作規則等に定めるところによるが、次に掲げる事項を原則とする。

（１）　津波対応の場合は、現地に赴いての機側操作等による閉鎖は行わないこと。

（２）　津波対応の場合は、水門等の閉鎖操作は遠隔自動閉鎖または遠隔手動閉鎖により行われる。ただし、何らかの事情により遠隔自動閉鎖が行われない場合は、遠隔手動操作により閉鎖を行うこと。

（３）　高潮、その他海水の変動の場合は、操作規則等に定めるところによる。

（４）　開放操作は、現地機側操作又は遠隔手動操作により行うこと。

（報告）

第７　委託を受けた市町村は、毎年度４月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書（様式第２号）を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

２　前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。

３　委託を受けた市町村は、第５第３項に規定する試運転を行ったときは、海岸水門等開閉操作報告書（様式第３号）を、当該試運転の日後15日以内に所管する広域振興局長に提出しなければならない。

様式第１号

海 岸 水 門 等 巡 視 記 録

年　　月　　日	巡視者　氏名　：

	水門等名	巡 視 結 果	※対応状況（有の場合のみ）
巡視状況		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
		支障（　有　・　無　）	（　１　・　２　・　３　）
	※　対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。 １：障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。 ２：障害の状況を施設管理者へ連絡した。 （連絡日時、相手の氏名：　月　　日　　時　　分　　氏名　　） ３：その他（以下に状況を記載のこと）		

様式第２号

第　　号
年　　月　　日

広域振興局長　様

市　町　村　長

海岸水門等管理体制（変更）報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第７第１項（第２項）の規定により報告します。

水門等名	設置場所	型式	開閉方法	門数	管理操作責任者氏名	管理操作担当者氏名	管理操作担当者連絡先電話番号	試運転予定月日その他管理方法

様式第３号

第　　号
年　　月　　日

広域振興局長　様

市　町　村　長

海岸水門等開閉操作報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第７第３項の規定により報告します。

水門等名	設置場所	型式	開　閉 方　法	門数	試運転及び注油等の月日	試運転の結果及び水門等の異状の有無	措置の状況

注　試運転の結果及び水門等の異状の有無の欄には、具体的に記入すること。

参考9.　砂防指定地指定表

（令和8年1月1日現在）

番号	渓流名	市町村名	指定年月日
440	大久保川	奥州市	S55.8.14
61	北股川	奥州市	S26.10.2
91	口沢川	奥州市	S29.11.8
95	胆沢川	奥州市	S30.11.25
108	口沢川	奥州市	S31.12.27
114	南股川	奥州市	S34.2.16
119	口沢川	奥州市	S34.10.1
170	山本沢	奥州市	S39.6.23
171	伊手川	奥州市	S39.6.23
185	大内沢	奥州市	S40.7.10
237	川子野川	奥州市	S42.12.28
248	山本沢	奥州市	S44.1.16
269	川子野川	奥州市	S45.10.6
333	南股川	奥州市	S48.12.7
356	岩堰川	奥州市	S50.1.31
372	太田代川	奥州市	S51.2.10
394	岩堰川	奥州市	S53.4.17
409	中沢川	奥州市	S54.3.5
479	寺沢川	奥州市	S58.12.15
480	中沢川	奥州市	S58.12.15
537	山本沢	奥州市	S62.10.14
560	隈川沢	奥州市	S63.11.8
602	山本川	奥州市	H2.12.12
603	重王堂沢	奥州市	H2.12.12
647	二渡の沢	奥州市	H6.1.21
674	山本川	奥州市	H7.2.13
679	重王堂沢	奥州市	H8.1.12
707	重王堂沢	奥州市	H9.6.3
728	奈良原の沢	奥州市	H11.2.12
749	二渡の沢	奥州市	H12.11.28
810	山本川	奥州市	H21.4.15
812	石生の沢	奥州市	H21.4.15
97	永沢川	金ケ崎町	S31.1.17
126	黒沢川	金ケ崎町	S35.11.29
184	キッツ川	金ケ崎町	S40.7.10
246	永沢川	金ケ崎町	S44.1.16
247	黒沢川	金ケ崎町	S44.1.16
289	キッツ川	金ケ崎町	S46.10.5
308	黒沢川	金ケ崎町	S47.11.16
395	キッツ川	金ケ崎町	S60.9.18
446	黒沢川	金ケ崎町	S56.4.23
447	永沢川	金ケ崎町	S56.4.23
515	キッツ川	金ケ崎町	S60.11.27
585	黒沢川	金ケ崎町	H1.10.6
596	キッツ川	金ケ崎町	H2.1.23
604	キッツ川	金ケ崎町	H2.12.12
683	キッツ川	金ケ崎町	H8.3.21
708	黒沢川	金ケ崎町	H9.6.3
3	尻平川	花巻市	S8.5.4
20	白沢	花巻市	S9.12.5
21	出羽沢	花巻市	S9.12.5
24	三ッ沢川	花巻市	S12.3.12
70	寒沢川	花巻市	S27.5.14
69	岳川	花巻市	S27.5.14
89	鍋割川	花巻市	S29.11.8

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
111	岳川	花巻市	S32.9.25
110	葛丸川	花巻市	S32.9.25
146	大沢川	花巻市	S37.11.8
169	三ッ沢川	花巻市	S39.6.23
168	小又川	花巻市	S39.6.23
183	葛丸川	花巻市	S40.7.10
207	小又川	花巻市	S42.3.31
233	尻平川	花巻市	S42.12.28
266	鍋割川	花巻市	S45.10.6
265	八幡沢	花巻市	S45.10.6
287	耳取川	花巻市	S45.10.5
296	鍋割川	花巻市	S47.3.16
305	久出内川	花巻市	S47.11.16
331	寒沢川	花巻市	S48.12.7
330	八木巻川	花巻市	S48.12.7
370	五右衛門沢	花巻市	S50.6.14
379	久出内川	花巻市	S51.5.22
380	耳取川	花巻市	S51.5.22
426	瀬川	花巻市	S54.11.14
445	久出内川	花巻市	S56.4.23
458	久出内川	花巻市	S56.8.18
464	鍋割川	花巻市	S57.5.25
492	久出内川	花巻市	S59.2.17
499	久出内川	花巻市	S59.11.27
501	下シ沢、同右支流	花巻市	S60.6.14
523	金沢	花巻市	S62.2.12
533	ノファ沢	花巻市	S62.10.14
535	八木巻川	花巻市	S62.10.14
534	中通沢	花巻市	S62.10.14
559	久出内川	花巻市	S63.8.27
569	尻平川	花巻市	S63.12.12
590	尻平川	花巻市	H1.10.6
599	金沢	花巻市	H2.12.12
632	ノファ沢	花巻市	H4.3.16
635	久出内川	花巻市	H4.12.25
636	八木巻川	花巻市	H4.12.25
673	長崎川	花巻市	H7.2.13
717	中野向の沢	花巻市	H10.7.16
723	久出内川	花巻市	H10.11.17
738	旭町の沢	花巻市	H12.5.10
896	岩の目の沢	花巻市	R4.8.10
925	岩の目の沢	花巻市	R7.12.4
9	荒川	遠野市	S8.7.5
13	長野川	遠野市	S8.8.5
16	早瀬川	遠野市	S8.9.28
27	猫川	遠野市	S13.12.13
30	河内川	遠野市	S15.7.6
31	猫川	遠野市	S15.7.6
42	河内川	遠野市	S18.6.18
47	猫川	遠野市	S19.8.18
55	長野川	遠野市	S26.9.6
65	藤倉川	遠野市	S26.10.2
66	早瀬川	遠野市	S26.10.2
76	河内川	遠野市	S27.5.14
77	猫川	遠野市	S27.5.14

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
78	猿ヶ石川	遠野市	S27.5.14
79	荒川	遠野市	S27.5.14
80	小鳥瀬川	遠野市	S27.5.14
93	山谷川	遠野市	S29.11.8
94	滝川	遠野市	S29.11.8
100	畑屋沢川	遠野市	S31.1.17
115	東禅寺川	遠野市	S34.2.16
121	猿ヶ石川	遠野市	S34.10.1
174	荒川	遠野市	S39.6.23
198	琴畑川	遠野市	S41.8.9
212	鷹鳥屋川	遠野市	S42.3.31
241	大萩川	遠野市	S42.12.28
253	高津川	遠野市	S44.1.16
273	藤切沢	遠野市	S45.10.6
295	藤切沢	遠野市	S47.2.7
312	猫川	遠野市	S47.11.16
313	下道沢	遠野市	S47.11.16
339	荒川	遠野市	S48.12.7
340	東禅寺川	遠野市	S48.12.7
341	大萩川	遠野市	S48.12.7
342	来内川	遠野市	S48.12.7
360	上道沢	遠野市	S50.1.31
361	荒川	遠野市	S50.1.31
399	赤沢川	遠野市	S53.4.17
411	赤沢川	遠野市	S54.3.5
421	不動沢川	遠野市	S54.11.14
422	小友川、下道沢	遠野市	S54.11.14
429	和野川	遠野市	S55.4.19
430	藤倉川、仙内沢	遠野市	S55.4.19
453	蛇滝沢	遠野市	S56.4.23
472	琴畑川	遠野市	S57.12.9
524	早瀬川	遠野市	S62.2.12
531	早瀬川	遠野市	S62.3.16
571	早瀬川	遠野市	S63.12.12
572	倉内川	遠野市	S63.12.12
574	小友川	遠野市	S63.12.12
586	早瀬川	遠野市	H1.10.6
606	早瀬川	遠野市	H2.12.12
622	小友川	遠野市	H4.2.4
639	下川原川	遠野市	H4.12.25
640	フトクナイ沢	遠野市	H4.12.25
693	仙内沢	遠野市	H8.4.9
694	片岸の沢	遠野市	H8.4.9
714	聖の沢	遠野市	H9.6.3
744	小友川	遠野市	H12.8.9
745	片岸の沢	遠野市	H12.8.9
764	和野の沢	遠野市	H14.5.29
789	矢崎の沢	遠野市	H16.3.17
790	矢崎の沢(2)	遠野市	H16.3.17
64	達曽部川	遠野市	S26.10.2
375	寺沢川	遠野市	S51.2.10
496	家敷沢	遠野市	S59.9.13
503	蘭場沢、同右支流	遠野市	S60.6.14
592	荒谷前沢	遠野市	H2.1.23
593	申斉沢	遠野市	H2.1.23

番号	渓流名	市町村名	指定年月日
621	西の沢	遠野市	H4.2.4
640	湯屋川	遠野市	H4.12.25
666	中沢川	遠野市	H6.11.10
692	熊の洞沢	遠野市	H8.4.9
746	桇川目川	遠野市	H12.8.9
747	熊の洞二の沢	遠野市	H12.8.9
763	楡の木沢	遠野市	H14.5.29
788	桇川目の沢	遠野市	H16.3.17
913	山谷川	遠野市	R6.6.28
924	大畑川	遠野市	R7.8.20
7	夏油川	北上市	S8.7.5
8	尻平川	北上市	S8.7.5
11	尻平川	北上市	S8.8.5
15	尻平川	北上市	S8.9.28
25	夏油川	北上市	S12.6.10
113	夏油川	北上市	S34.2.16
138	鈴鴨川	北上市	S36.12.8
235	夏油川	北上市	S42.12.28
236	外鱒沢	北上市	S42.12.28
307	水沢川	北上市	S47.11.16
332	鈴鴨川	北上市	S48.12.7
385	鈴鴨川	北上市	S52.1.27
487	岩沢川	北上市	S59.1.28
517	人当の沢	北上市	S62.2.12
601	杉の沢	北上市	H2.12.12
646	新田の沢	北上市	H6.1.21
719	羽口沢	北上市	H10.7.16
6	大荒沢川	西和賀町	S8.7.5
10	下前川	西和賀町	S8.8.5
12	和賀川	西和賀町	S8.8.5
14	大荒沢川	西和賀町	S8.9.28
19	大荒沢川	西和賀町	S9.8.16
22	大荒沢川	西和賀町	S9.12.5
23	大荒沢川	西和賀町	S10.11.29
71	松川	西和賀町	S27.5.14
90	和賀川	西和賀町	S29.11.8
96	下前川	西和賀町	S31.1.17
125	本内川	西和賀町	S35.11.29
208	遠巣谷川	西和賀町	S42.3.31
234	槻沢	西和賀町	S42.12.28
267	大荒沢川	西和賀町	S45.10.6
268	七内川	西和賀町	S45.10.6
288	湯川	西和賀町	S46.10.5
297	下前川	西和賀町	S47.3.16
306	湯の沢川	西和賀町	S47.11.16
353	下前川	西和賀町	S49.4.30
371	大荒沢川	西和賀町	S50.6.14
384	横川	西和賀町	S52.1.27
438	松川	西和賀町	S55.8.14
439	佐草川	西和賀町	S55.8.14
456	横川	西和賀町	S56.4.23
486	小又沢	西和賀町	S58.12.15
518	袖水上沢、同右支流	西和賀町	S62.2.12
519	大沓沢	西和賀町	S62.2.12
536	大荒沢川	西和賀町	S62.10.14
548	横川	西和賀町	S63.1.16
573	横川	西和賀町	S63.12.12
575	袖水上沢	西和賀町	S63.8.27

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
587	コスケ沢	西和賀町	H1.10.6
591	下槻沢	西和賀町	H2.1.23
600	大沓沢	西和賀町	H2.12.12
637	ウツジ上沢	西和賀町	H4.12.25
645	遠巣谷川	西和賀町	H6.1.21
662	瀬屋の沢	西和賀町	H6.11.10
685	瀬屋の沢	西和賀町	H8.3.21
716	横川	西和賀町	H9.6.3
718	北太田の沢	西和賀町	H10.7.16
730	左草川	西和賀町	H11.3.17
759	横川	西和賀町	H14.5.29
766	大荒沢川	西和賀町	H14.7.22
771	横川筋水無川	西和賀町	H14.12.13
774	湯の沢	西和賀町	H15.2.13
51	市野々川	一関市	S25.2.21
52	栃倉川	一関市	S25.2.21
53	小猪岡川	一関市	S25.2.21
62	磐井川	一関市	S26.10.2
63	久保川	一関市	S26.10.2
72	産女川	一関市	S27.5.14
73	興田川	一関市	S27.5.14
74	猿沢川	一関市	S27.5.14
87	久保川	一関市	S29.6.8
98	磐井川	一関市	S31.1.17
99	砂鉄川	一関市	S31.1.17
104	磯田川	一関市	S31.12.11
127	磐井川	一関市	S35.11.29
128	伊沢黒沢	一関市	S35.11.29
172	遅沢川	一関市	S39.6.23
195	産女川	一関市	S41.8.9
196	磐井川、鬼越沢	一関市	S41.8.9
209	桂沢	一関市	S42.3.31
238	井戸沢	一関市	S42.12.28
239	毒沢	一関市	S42.12.28
240	天ヶ沢、細入沢、三峯沢	一関市	S42.12.28
249	関ヶ沢	一関市	S44.1.16
250	相の沢	一関市	S44.1.16
271	遅沢川	一関市	S45.10.6
290	焼切川	一関市	S46.10.5
291	山口川	一関市	S46.10.5
309	小猪岡川	一関市	S47.11.16
310	田野沢川	一関市	S47.11.16
323	中通川	一関市	S47.12.27
334	三沢	一関市	S48.12.7
335	番台川、水上川	一関市	S48.12.7
336	矢ノ森沢	一関市	S48.12.7
337	小股沢	一関市	S48.12.7
338	田茂木川	一関市	S48.12.7
357	林川、紙生里沢	一関市	S50.1.31
358	舟木川	一関市	S50.1.31
373	沢野入沢	一関市	S51.2.10
381	吸川	一関市	S51.5.22
396	山口川	一関市	S53.4.17
397	岩倉沢	一関市	S53.4.17
405	吸川	一関市	S53.7.17
410	吉高川	一関市	S54.3.5
431	京の沢川	一関市	S55.4.19
432	山口川	一関市	S55.4.19

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
448	磐井川	一関市	S56.4.23
449	高金川	一関市	S56.4.23
465	本寺川	一関市	S57.5.25
466	山口川	一関市	S57.5.25
467	堀の内沢	一関市	S57.5.25
495	堀の内沢	一関市	S59.9.13
505	本寺川	一関市	S60.9.18
507	畑の沢	一関市	S60.9.18
529	布佐の沢	一関市	S62.2.12
552	加妻川	一関市	S63.8.27
553	沢内沢	一関市	S63.8.27
576	本寺川	一関市	H1.10.6
577	布佐の沢	一関市	H1.10.6
597	磐井川	一関市	H2.7.26
605	渡戸沢	一関市	H2.12.12
617	田茂木川	一関市	H4.2.4
618	久伝沢	一関市	H4.2.4
619	布佐の沢	一関市	H4.2.4
648	田野沢川	一関市	H6.1.21
684	布佐の沢	一関市	H8.3.21
704	夏山沢	一関市	H9.6.3
705	田茂木川	一関市	H9.6.3
709	鬼越沢	一関市	H9.6.3
720	関上沢	一関市	H10.7.16
760	根岸の沢	一関市	H14.5.29
761	関上沢	一関市	H14.5.29
767	磐井川	一関市	H14.8.27
768	卯入道平の沢	一関市	H14.8.27
796	川内の沢	一関市	H17.3.22
811	産女川	一関市	H21.4.15
820	本宿の沢	一関市	H24.9.14
821	本宿の沢(2)	一関市	H24.9.14
270	戸河内川	平泉町	S45.10.6
494	戸河内川	平泉町	S59.9.13
915	日照田の沢	平泉町	R6.8.15
29	乙部川	盛岡市	S15.7.6
36	大沢川	盛岡市	S15.10.23
38	乙部川	盛岡市	S17.9.4
40	乙部川	盛岡市	S18.6.18
48	乙部川	盛岡市	S25.2.21
85	根田茂川	盛岡市	S29.6.8
124	米内川	盛岡市	S35.11.29
245	向井の沢	盛岡市	S44.1.16
327	軽町沢	盛岡市	S48.12.7
418	滝の沢	盛岡市	S54.11.14
506	繋沢、同右支流	盛岡市	S60.9.18
781	猿田の沢	盛岡市	H15.12.16
782	宇曽沢	盛岡市	H15.12.16
304	崩沢	岩手町	S47.11.16
615	沼宮内沢	岩手町	H4.2.4
816	鳥谷沢	岩手町	H23.5.6
817	鳥谷沢	岩手町	H24.2.29
833	横沢	岩手町	H26.5.19
1	小柳沢川	雫石町	S8.5.4
2	葛根田川	雫石町	S8.5.4
4	小柳沢川	雫石町	S8.7.5
5	戸沢川	雫石町	S8.7.5
17	小柳沢川	雫石町	S8.10.20

番号	渓流名	市町村名	指定年月日
60	葛根田川	雫石町	S26.10.2
86	志戸前川	雫石町	S29.6.8
109	竜川	雫石町	S32.9.25
153	有根沢	雫石町	S38.9.14
154	メグリ沢	雫石町	S38.9.11
155	竜川	雫石町	S38.9.14
194	荒沢川	雫石町	S41.8.9
205	竜川	雫石町	S42.3.31
244	九十九沢	雫石町	S44.1.16
262	平出川	雫石町	S45.10.6
263	安ずまい(木西)川	雫石町	S45.10.6
301	有根沢	雫石町	S47.11.16
302	北の股沢	雫石町	S47.11.16
325	竜川、スガクラ沢	雫石町	S48.12.7
326	平出川	雫石町	S48.12.7
382	竜川	雫石町	S52.1.27
408	有根沢	雫石町	S53.11.24
417	竜川	雫石町	S54.11.14
425	葛根田川	雫石町	S54.11.14
444	小柳沢	雫石町	S62.3.16
551	鶯宿沢	雫石町	S63.2.23
614.000	葛根田川	雫石町	H2.7.26
661.000	馬場の沢	雫石町	H6.11.10
726.000	葛根田川	雫石町	H11.2.12
9.033	シガクラ沢	雫石町	H25.11.18
9	竜川	雫石町	H27.3.26
9	荒沢	雫石町	H27.3.26
9	竜川	雫石町	H27.3.26
103	馬渕川	葛巻町	S31.12.11
166	外川川	葛巻町	S39.2.21
181	外川川	葛巻町	S40.7.10
182	馬渕川	葛巻町	S40.7.10
264	江刈川	葛巻町	S45.10.6
303	黒森沢	葛巻町	S47.11.16
328	小屋瀬川	葛巻町	S48.12.7
393	山蛙川	葛巻町	S53.4.17
471	外川川	葛巻町	S57.9.17
489	鰻沢、滝の沢及びクマコ沢	葛巻町	S59.1.28
558	品井沢	葛巻町	S63.8.27
634	市部内沢	葛巻町	H4.12.25
689	今待川	葛巻町	H8.4.9
727	今待川	葛巻町	H11.2.12
755	今待川	葛巻町	H14.5.29
815	小田の沢(4)	葛巻町	H23.2.16
823	境ノ沢	葛巻町	H24.9.14
824	市部内の沢	葛巻町	H24.9.14
825	馬淵の沢	葛巻町	H24.12.13
837	ヌナヤ沢	葛巻町	H29.10.23
909	洗場沢	葛巻町	R6.1.30
912	小安孫沢	葛巻町	R6.6.25
41	滝名川	紫波町	S18.6.18
50	滝名川	紫波町	S25.2.21
329	赤沢川	紫波町	S48.12.7
598	中の沢	紫波町	H2.12.12
678	中の沢	紫波町	H8.1.12
799	南大沢	紫波町	H18.8.11
735	北大沢	紫波町	H12.1.20
49	岩崎川	矢巾町	S25.2.21

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
688	滝ノ沢	滝沢市	H8.4.9
737	滝ノ沢	滝沢市	H12.5.10
827	滝沢(2)	滝沢市	H25.9.4
	鬼又沢	滝沢市	H22.8.17
	クラカケ沢	滝沢市	H22.8.17
904	髙森の沢	滝沢市	R5.8.18
905	上鵜飼の沢	滝沢市	R5.8.18
916	白山の沢	滝沢市	R6.8.15
59	北又川	八幡平市	S26.10.2
83	瀬の沢川	八幡平市	S27.6.5
84	松川	八幡平市	S27.8.6
102	涼川	八幡平市	S31.12.11
118	兄川	八幡平市	S34.2.16
136	赤川	八幡平市	S36.3.31
137	松川	八幡平市	S36.12.8
152	根石川	八幡平市	S37.11.8
145	北又川	八幡平市	S37.11.8
162	鍋越川	八幡平市	S38.9.14
163	不動川	八幡平市	S38.9.14
164	アスナ川	八幡平市	S38.9.14
179	大沢川	八幡平市	S39.6.23
180	切通川	八幡平市	S39.6.23
192	安比川	八幡平市	S40.7.10
224	田沢	八幡平市	S42.3.31
225	アスナ川	八幡平市	S42.3.31
206	あせ沼川	八幡平市	S42.3.31
232	涼川	八幡平市	S42.12.28
231	松川	八幡平市	S42.12.28
260	切通川	八幡平市	S44.1.16
324	安比川	八幡平市	S48.5.25
350	兄川	八幡平市	S48.12.7
352	赤川	八幡平市	S49.4.30
355	松川	八幡平市	S50.1.31
383	松川	八幡平市	S52.1.27
416	安比川	八幡平市	S54.3.5
420	小又沢川	八幡平市	S54.11.14
455	御勢堂沢	八幡平市	S56.4.23
461	御勢堂沢	八幡平市	S57.2.6
491	兄川	八幡平市	S59.2.17
500	茂谷地川	八幡平市	S59.11.27
514	御嶽川	八幡平市	S60.9.18
520	目名市沢	八幡平市	S62.2.12
532	松川、赤川	八幡平市	S62.9.3
549	新田の沢	八幡平市	S63.1.16
554	石名坂沢	八幡平市	S63.8.27
578	目名市沢	八幡平市	H1.10.6
579	繋沢	八幡平市	H1.10.6
616	瀬の沢川	八幡平市	H4.2.4
644	石名坂沢	八幡平市	H6.1.21
680	権現沢	八幡平市	H8.3.21
687	岩木の沢	八幡平市	H8.4.9
783	松木田の沢	八幡平市	H15.12.16
801	松川	八幡平市	H19.1.11
822	平笠西沢	八幡平市	H24.9.14
	小水無沢	八幡平市	H22.8.17
	西根牧野沢	八幡平市	H22.12.20
832	平の沢	八幡平市	H26.5.19
878	平笠東沢	八幡平市	R3.7.9

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
895	スキー場南沢	八幡平市	R4.8.10
898	外水沢	八幡平市	R4.10.19
46	立根川	大船渡市	S19.8.18
54	立根川	大船渡市	S26.9.6
92	大野川	大船渡市	S29.11.8
130	双元川	大船渡市	S35.11.29
131	石浜川	大船渡市	S35.11.29
132	栗畑川	大船渡市	S35.11.29
167	須崎川	大船渡市	S39.2.21
173	甫嶺川	大船渡市	S39.6.23
186	須崎川	大船渡市	S40.7.10
197	甫嶺川	大船渡市	S41.8.9
227	吉浜川	大船渡市	S42.11.25
228	浦浜川	大船渡市	S42.11.25
311	浦浜川	大船渡市	S47.11.16
359	船河原川	大船渡市	S50.1.30
452	流石沢	大船渡市	S56.4.23
481	屋敷沢川、明神前沢川	大船渡市	S58.12.15
497	笹崎沢、左沢	大船渡市	S59.9.13
527	笹崎沢	大船渡市	S62.2.12
528	屋敷沢川	大船渡市	S62.2.12
539	小林川	大船渡市	S62.10.14
540	猪頭沢	大船渡市	S62.10.14
557	細野沢	大船渡市	S63.8.27
584	猪頭二の沢	大船渡市	H1.10.6
620	細野沢	大船渡市	H4.2.4
638	大畑野沢	大船渡市	H4.12.25
649	御山下の沢	大船渡市	H6.1.21
650	下舘下の沢	大船渡市	H6.1.21
651	山岸の沢	大船渡市	H6.1.21
665	立根川	大船渡市	H6.11.10
681	御山下の沢	大船渡市	H8.3.21
690	久保の沢	大船渡市	H8.4.9
691	崎浜の沢	大船渡市	H8.4.9
710	大野川	大船渡市	H9.6.3
711	下舘下の沢	大船渡市	H9.6.3
725	富岡の沢	大船渡市	H10.11.17
752	東崎浜の沢	大船渡市	H13.3.16
860	岩崎の沢	大船渡市	H18.9.29
106	長部川	陸前高田市	S31.12.11
210	川原川	陸前高田市	S42.3.31
251	本宿川	陸前高田市	S44.1.16
252	壺の沢川	陸前高田市	S44.1.16
272	川原川	陸前高田市	S45.10.6
398	本宿川	陸前高田市	S53.4.17
450	小坪沢	陸前高田市	S56.4.23
451	重倉川	陸前高田市	S56.4.23
502	川原川	陸前高田市	S60.6.14
538	川原川	陸前高田市	S62.10.14
556	川原川	陸前高田市	S63.8.27
580	袋沢	陸前高田市	H1.10.6
582	砂沢	陸前高田市	H1.10.6
664	川原川	陸前高田市	H6.11.10
724	川原川	陸前高田市	H10.11.17
807	垂井ヶ沢	陸前高田市	H21.1.20
75	小股川	住田町	S27.5.14
105	親切川	住田町	S31.12.11
120	大股川	住田町	S34.10.1

番号	渓流名	市町村名	指定年月日
147	坂本川	住田町	S37.11.8
211	中沢川	住田町	S42.3.31
292	ひ(木会)山川	住田町	S46.10.5
374	蓬畑沢	住田町	S51.2.10
386	大沢沢川	住田町	S52.1.27
516	中沢川	住田町	S60.11.27
731	竹の原沢	住田町	H11.3.17
732	小府金の沢	住田町	H11.3.17
762	竹の原沢	住田町	H14.5.29
884	成沢	住田町	R4.1.31
116	五葉川	釜石市	S34.2.16
139	枯松沢	釜石市	S36.12.8
148	沢槍沢	釜石市	S37.11.8
156	小川川	釜石市	S38.9.14
157	大仙沢	釜石市	S38.9.14
158	仙人沢	釜石市	S39.9.14
199	五葉川	釜石市	S41.8.9
200	長内川	釜石市	S41.8.9
229	片岸川	釜石市	S42.11.25
274	大沢川	釜石市	S45.10.6
275	大只越沢	釜石市	S45.10.6
276	松原沢	釜石市	S45.10.6
277	日ヶ沢	釜石市	S45.10.6
298	大沢川(砂子畑川)	釜石市	S47.3.16
314	源太沢、バッコ沢、中の沢	釜石市	S47.11.16
315	中川目沢、イワナ沢	釜石市	S47.11.16
344	沢槍川、大平川	釜石市	S48.12.7
362	上平田川、林沢	釜石市	S50.1.31
368	沢樋川、大平川、小田山沢、石仁田沢	釜石市	S50.3.3
376	八幡沢	釜石市	S51.2.10
387	鵜住居川	釜石市	S52.1.27
388	上平田川、オキナ沢	釜石市	S52.1.27
400	嬉石沢	釜石市	S53.4.17
401	梶川沢	釜石市	S53.4.17
406	大曽根川	釜石市	S53.7.17
412	礼ケ口川	釜石市	S54.3.5
419	深沢	釜石市	S54.11.14
436	鳥ケ沢	釜石市	S55.4.19
437	国沢川	釜石市	S55.4.19
441	熊野川	釜石市	S55.8.14
442	礼ケ口沢	釜石市	S60.11.27
454	水海川	釜石市	S56.4.23
462	甲子川	釜石市	S57.2.6
468	沢村沢	釜石市	S57.5.25
488	枯松沢	釜石市	S59.1.28
511	青ケ沢	釜石市	S60.9.18
512	甲子川	釜石市	S60.9.18
526	甲子川	釜石市	S62.2.12
545	甲子川	釜石市	S62.12.5
565	青ケ沢	釜石市	S63.11.8
583	君ケ洞沢	釜石市	H1.10.6
607	沢山沢	釜石市	H2.12.12
608	オキナ沢	釜石市	H2.12.12
633	大仙沢	釜石市	H4.3.16
652	姥ケ沢	釜石市	H6.1.21
653	君ケ洞沢	釜石市	H6.1.21
657	尾崎白浜の沢	釜石市	H6.1.21
658	滝の沢	釜石市	H6.1.21

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
675	沢山沢	釜石市	H7.2.13
695	柏木野沢	釜石市	H8.4.9
696	定内の沢	釜石市	H8.4.9
697	八雲の沢	釜石市	H8.4.9
698	大石の沢	釜石市	H8.4.9
706	オキナ沢	釜石市	H9.6.3
715	君ヶ洞沢	釜石市	H9.6.3
739	不動沢	釜石市	H12.5.10
750	関沢	釜石市	H12.11.28
765	大沢の沢	釜石市	H14.5.29
775	松原の沢	釜石市	H15.2.13
776	駒木の沢	釜石市	H15.2.13
791	片岸の沢	釜石市	H16.3.27
794	不動沢	釜石市	H16.10.5
804	箱崎東の沢	釜石市	H20.3.18
805	八雲の沢(3)	釜石市	H20.6.13
813	天神の沢(2)	釜石市	H22.7.6
818	源太沢の沢(6)	釜石市	H24.2.29
819	花露辺の沢(2)	釜石市	H24.2.29
836	花露辺の沢(1)	釜石市	H28.11.16
854	甲子川	釜石市	H31.3.14
873	桑ノ浜沢（５）	釜石市	R3.4.9
874	桑ノ浜沢（３）	釜石市	R3.5.6
875	仮宿東の沢（２）	釜石市	R3.5.12
879	尾崎白浜の沢（６）	釜石市	R3.10.13
880	尾崎白浜の沢（11）	釜石市	R3.10.13
886	尾崎白浜の沢（２）	釜石市	R4.6.1
887	尾崎白浜の沢（３）	釜石市	R4.6.1
888	尾崎白浜の沢（４）	釜石市	R4.6.1
889	尾崎白浜の沢（８）	釜石市	R4.6.1
890	尾崎白浜の沢（９）	釜石市	R4.6.1
891	平田の沢（４）上流	釜石市	R4.8.10
892	平田の沢（４）下流	釜石市	R4.8.10
897	佐須の沢（３）	釜石市	R4.10.19
907	天神の沢(3)	釜石市	R5.12.27
908	天神の沢(4)	釜石市	R5.12.27
917	川目の沢	釜石市	R6.9.19
101	大槌川	大槌町	S31.1.17
140	小鎚川	大槌町	S36.12.8
254	臼沢沢	大槌町	S44.1.16
255	浪板川	大槌町	S44.1.16
343	大槌川	大槌町	S48.12.7
345	種戸川	大槌町	S48.12.7
363	大槌川	大槌町	S50.1.31
377	大槌川	大槌町	S51.2.10
413	栗板沢	大槌町	S54.3.5
474	桜木一の沢	大槌町	S58.12.15
475	桜木二の沢	大槌町	S58.12.15
476	城山沢	大槌町	S58.12.15
513	桜木二の沢	大槌町	S60.9.18
566	夏本沢	大槌町	S63.11.8
609	古明神沢	大槌町	H2.12.12
623	夏本沢	大槌町	H4.2.4
654	大ケ口沢	大槌町	H6.1.21
655	下屋敷の沢	大槌町	H6.1.21
656	赤浜の沢	大槌町	H6.1.21
667	屋敷の沢	大槌町	H6.11.10
686	屋敷の沢	大槌町	H8.3.21

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
777	蕨打直の沢	大槌町	H15.2.13
828	吉里吉里の沢(2)	大槌町	H25.9.4
899	吉里吉里の沢(3)	大槌町	R4.10.19
32	長沢川	宮古市	S15.7.6
33	夏屋川	宮古市	S15.7.6
37	夏屋川	宮古市	S15.10.23
43	長沢川	宮古市	S18.6.18
44	夏屋川	宮古市	S18.6.18
67	薬師川	宮古市	S26.10.2
81	閉伊川	宮古市	S27.5.14
82	刈屋川	宮古市	S27.5.14
117	長沢川	宮古市	S34.2.16
122	摂待川	宮古市	S34.10.1
133	安庭沢	宮古市	S35.11.29
134	夏屋川	宮古市	S35.11.29
135	神田川	宮古市	S35.11.29
141	薬師川	宮古市	S36.12.8
149	神田川	宮古市	S37.11.8
150	長内川	宮古市	S37.11.8
159	堺の神沢	宮古市	S38.9.14
187	長沢川	宮古市	S40.7.10
188	刈屋川	宮古市	S40.7.10
201	長沢川	宮古市	S41.8.9
202	養呂地川	宮古市	S41.8.9
213	田代川	宮古市	S42.3.31
230	田代川	宮古市	S42.11.25
242	北ノ又川	宮古市	S42.12.28
256	近内川	宮古市	S44.1.16
278	藤畑沢	宮古市	S45.10.6
279	田代川	宮古市	S45.10.6
293	赤前沢	宮古市	S46.10.5
299	長内川	宮古市	S47.3.16
316	黒森沢、支流	宮古市	S47.11.16
354	藤畑沢	宮古市	S49.7.9
364	近内川、大又沢	宮古市	S50.1.30
365	尻石沢	宮古市	S50.1.30
389	薬師川	宮古市	S52.1.27
390	長内川	宮古市	S52.1.27
424	薬師川	宮古市	S54.11.14
469	小堀内川	宮古市	S57.5.25
504	大森沢、同右支流	宮古市	S60.6.14
508	田の沢	宮古市	S60.9.18
530	判官沢	宮古市	S62.3.16
542	長内川	宮古市	S62.12.5
564	田の沢	宮古市	S63.11.8
570	赤前上沢	宮古市	S63.12.12
589	ウシロガ沢	宮古市	H1.10.6
625	田の沢	宮古市	H4.2.4
626	馬越沢	宮古市	H4.2.4
642	ウシロガ沢	宮古市	H4.12.25
659	シリタカ沢	宮古市	H6.1.21
668	峰ケ沢	宮古市	H6.11.10
669	馬越沢	宮古市	H6.11.10
712	中沢	宮古市	H9.6.3
733	山根町の沢	宮古市	H11.3.17
736	川井の沢	宮古市	H12.1.20
741	大沢の沢及び大石上の沢	宮古市	H12.5.10
742	中沢の沢	宮古市	H12.5.10

番号	渓流名	市町村名	指定年月日
743	内の沢及び平波沢	宮古市	H12.5.10
751	堀内の沢	宮古市	H12.11.28
778	宿の沢	宮古市	H15.2.13
784	堺の神沢	宮古市	H15.12.16
785	田の沢	宮古市	H15.12.16
793	本町の沢	宮古市	H16.10.5
795	内の沢及び平波沢	宮古市	H17.2.16
806	本町の沢	宮古市	H21.1.20
829	新町の沢	宮古市	H25.9.4
847	小国川	宮古市	H30.12.26
848	小国川	宮古市	H30.12.26
849	閉伊川	宮古市	H30.12.26
852	刈屋川	宮古市	H30.12.26
853	刈屋川	宮古市	H30.12.26
870	泉沢（４）	宮古市	R3.1.21
885	高浜の沢（２）	宮古市	R4.2.9
911	赤前上沢	宮古市	R.6.25
18	豊間根川	山田町	S8.10.20
26	豊間根川	山田町	S12.9.25
28	豊間根川	山田町	S13.12.13
45	豊間根川	山田町	S18.6.18
56	織笠川	山田町	S26.9.6
88	織笠川	山田町	S29.6.8
107	荒川川	山田町	S31.12.11
160	豊間根川	山田町	S38.9.14
175	大川	山田町	S39.6.23
176	豊間根川	山田町	S39.6.23
177	小川	山田町	S39.6.23
178	シッピョウシ沢	山田町	S39.6.23
189	関口川	山田町	S40.7.10
423	小川	山田町	S54.11.14
555	関口沢	山田町	S63.8.27
624	関口沢	山田町	H4.2.4
756	浦の浜沢	山田町	H14.5.29
757	船越の沢	山田町	H14.5.29
881	船越の沢	山田町	R4.1.5
882	田ノ浜沢	山田町	R4.1.5
883	田ノ浜沢（３）	山田町	R4.1.5
923	大浦の沢（３）	山田町	R7.8.20
34	種倉沢	岩泉町	S15.7.6
35	沢口沢	岩泉町	S15.7.6
39	釜沢	岩泉町	S17.9.4
142	三田市川	岩泉町	S36.12.8
161	摂待川	岩泉町	S38.9.14
190	小成川、境沢	岩泉町	S40.7.10
203	茸沢	岩泉町	S41.8.9
257	荷内川	岩泉町	S44.1.16
258	野津辺沢	岩泉町	S44.1.16
280	大沢	岩泉町	S45.10.6
317	中沢	岩泉町	S47.11.16
346	見内川	岩泉町	S48.12.7
347	田山沢、萩牛沢	岩泉町	S48.12.7
348	泉沢	岩泉町	S48.12.7
366	小成川、オオカン沢	岩泉町	S50.1.30
367	雷峠沢、鬼久保沢	岩泉町	S50.1.30
402	才の神沢	岩泉町	S53.4.17
414	野津辺沢	岩泉町	S54.3.5
457	才の神沢、ヨッチノ沢	岩泉町	S56.4.23

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
463	小成川、オオカン沢	岩泉町、宮古市	S57.5.25
473	見内川	岩泉町	S58.3.23
477	沢口沢	岩泉町	S58.12.15
482	小成川	岩泉町	S58.12.15
483	鼠入川	岩泉町	S58.12.15
509	小焼巻沢	岩泉町	S60.9.18
525	三田市川	岩泉町	S62.2.12
543	三田貝沢	岩泉町	S62.12.5
550	才の神沢	岩泉町	S63.1.16
562	堤ケ沢	岩泉町	S63.11.18
588	大石沢	岩泉町	H1.10.6
610	三田貝沢	岩泉町	H2.12.12
611	堤ケ沢	岩泉町	H2.12.12
627	本銅沢	岩泉町	H4.2.4
629	長内沢	岩泉町	H4.2.4
643	三田貝沢	岩泉町	H4.12.25
676	石畑沢	岩泉町	H7.2.13
677	山岸の沢	岩泉町	H7.2.13
699	長内沢	岩泉町	H8.4.9
700	山岸の沢(2)	岩泉町	H8.4.9
734	乙茂の沢	岩泉町	H11.3.17
740	本銅沢	岩泉町	H12.5.10
758	堤ヶ沢	岩泉町	H14.5.29
779	浅内の沢	岩泉町	H15.2.13
792	浅内の沢	岩泉町	H16.10.5
826	長内沢	岩泉町	H25.3.13
830	国境の沢(4)	岩泉町	H26.3.24
834	上町の沢２	岩泉町	H27.7.28
835	沢川目の沢２	岩泉町	H28.11.16
838	松橋川	岩泉町	H30.12.26
839	小本川	岩泉町	H30.12.26
840	三田貝川	岩泉町	H30.12.26
841	三田貝川	岩泉町	H30.12.26
842	三田貝川	岩泉町	H30.12.26
843	大川	岩泉町	H30.12.26
844	小本川	岩泉町	H30.12.26
845	大川	岩泉町	H30.12.26
846	大川	岩泉町	H30.12.26
850	小本川	岩泉町	H30.12.26
851	安家川	岩泉町	H30.12.26
856	国境の沢(4)	岩泉町	H31.4.10
857	松橋の沢(6)	岩泉町	R2.7.3
858	松橋川	岩泉町	R2.7.3
859	大沢(11)	岩泉町	R2.7.3
860	上町の沢	岩泉町	R2.7.3
861	下町の沢（２）	岩泉町	R2.8.3
862	本町の沢	岩泉町	R2.8.3
863	大沢（７）	岩泉町	R2.8.3
864	大沢（６）	岩泉町	R2.8.3
865	大沢	岩泉町	R2.8.3
866	大沢（２）	岩泉町	R2.8.3
867	大沢（８）	岩泉町	R2.8.3
868	松林の沢(４)	岩泉町	R3.1.21
869	南三田貝の沢（２）	岩泉町	R3.1.21
871	松林の沢(新)	岩泉町	R3.3.5
872	垂水の沢（３）	岩泉町	R3.3.5
876	上町の沢２	岩泉町	R3.5.31
877	本銅口の沢	岩泉町	R3.5.31

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
893	上町の沢	岩泉町	R4.8.10
894	大沢（７）	岩泉町	R4.8.10
900	日蔭の沢（２）	岩泉町	R4.11.25
902	下中野の沢２	岩泉町	R4.11.25
903	浅内の沢	岩泉町	R4.12.14
918	国境の沢8	岩泉町	R7.4.25
920	穴沢	岩泉町	R7.7.4
922	下中野の沢２	岩泉町	R7.7.4
191	松前沢川	田野畑村	S40.7.10
243	普代川	田野畑村	S42.12.28
281	平井賀川	田野畑村	S45.10.6
300	長内川	田野畑村	S47.3.16
318	平井賀川	田野畑村	S47.11.16
378	松前川	田野畑村	S51.2.10
407	明戸川	田野畑村	S53.7.17
434	普代川	田野畑村	S55.4.19
435	明戸川	田野畑村	S55.4.19
493	湯草沢	田野畑村	S59.2.24
563	仙足沢	田野畑村	S63.11.8
628	屋元沢	田野畑村	H4.2.4
682	細沢	田野畑村	H8.3.21
701	仙足沢	田野畑村	H8.4.9
729	田代の沢	田野畑村	H11.2.12
753	田代の沢	田野畑村	H13.3.16
901	平井賀の沢	田野畑村	R4.11.25
906	明戸の沢4	田野畑村	R5.8.18
921	小バタケ沢	田野畑村	R7.7.4
57	小屋畑川	久慈市	S26.9.6
68	遠別川	久慈市	S26.10.2
112	玉の脇川	久慈市	S32.9.25
151	新田沢	久慈市	S37.11.8
204	二又川	久慈市	S41.8.9
214	大沢川	久慈市	S42.3.31
215	谷地中川	久慈市	S42.3.31
216	沢小路沢	久慈市	S42.3.31
218	巽沢川	久慈市	S42.3.31
219	夏井川	久慈市	S42.3.31
220	遠別川	久慈市	S42.3.31
221	大尻川	久慈市	S42.3.31
222	小袖川	久慈市	S42.3.31
223	イルカ沢	久慈市	S42.3.31
283	上田沢川	久慈市	S45.10.6
284	門前沢	久慈市	S45.10.6
294	平沢	久慈市	S46.10.5
320	大平沢	久慈市	S47.11.16
349	ナメリ沢	久慈市	S48.12.7
391	女沢川	久慈市	S52.1.27
403	深田沢	久慈市	S53.4.17
415	南畑沢	久慈市	S54.3.5
427	南畑沢	久慈市	S54.11.14
428	深田沢	久慈市	S54.11.14
443	細沢	久慈市	S55.8.14
470	女沢川	久慈市	S57.5.25
478	玉の脇川	久慈市	S58.12.15
490	遠別川	久慈市	S59.2.17
510	遠別川	久慈市	S60.9.18
522	遠別川	久慈市	S62.2.12
547	遠別川	久慈市	S63.1.16

番号	渓流名	市町村名	指定年月日
567	女沢川	久慈市	S63.11.8
568	遠別川	久慈市	S63.11.8
612	遠別川	久慈市	H2.12.12
613	沢山川	久慈市	H2.12.12
630	黒沼沢	久慈市	H4.2.4
660	黒沼沢	久慈市	H6.1.21
670	遠別川	久慈市	H6.11.10
671	戸呂町下の沢	久慈市	H6.11.10
702	旭町の沢	久慈市	H8.4.9
713	中沢の沢	久慈市	H9.6.3
721	平庭沢	久慈市	H10.7.16
769	中沢の沢	久慈市	H14.8.27
770	下川井の沢	久慈市	H14.8.27
772	旭町の沢	久慈市	H14.12.13
773	中清水の沢	久慈市	H14.12.13
797	中清水の沢	久慈市	H17.3.22
780	二又川	久慈市	H15.2.13
786	下川井の沢	久慈市	H16.1.28
798	沢里の沢	久慈市	H17.8.23
802	中清水の沢	久慈市	H19.5.18
808	中清水の沢	久慈市	H21.4.15
123	夏井川	洋野町	S34.10.1
321	川尻川、上大沢川	洋野町	S47.11.16
546	荒巻川	洋野町	S63.1.16
581	大谷川	洋野町	H1.10.6
143	深渡川	普代村	S36.12.8
217	太田名部沢	普代村	S42.3.31
521	沢川	普代村	S62.2.12
855	普代川	普代村	H31.3.14
910	普代の沢	普代村	R6.2.22
259	泉沢川	野田村	S44.1.16
282	明内川	野田村	S45.10.6
319	明内川	野田村	S47.11.16
58	岡本川	二戸市	S26.9.6
144	岡本川	二戸市	S36.12.8
226	馬渕川	二戸市	S42.3.31
433	上野沢	二戸市	S55.4.19
541	白鳥川	二戸市	S62.10.14
703	似鳥の沢	二戸市	H9.6.3
814	似鳥の沢	二戸市	H22.10.15
914	石切所の沢	二戸市	R6.7.10
748	ウチナイ沢	軽米町	H12.8.9
787	車門の沢	軽米町	H16.1.28
351	落合川	一戸町	S48.12.7
392	ニツ石川	一戸町	S52.6.18
460	落合川	一戸町	S56.12.2
484	平糠川	一戸町	S58.12.15
485	木伏沢川、大股沢川	一戸町	S58.12.15
498	女鹿川	一戸町	S59.9.13
544	関谷の沢	一戸町	S62.12.5
561	下関屋沢	一戸町	S63.11.8
594	西法寺沢	一戸町	H2.1.23
631	下関屋沢	一戸町	H4.2.4
722	仁昌寺の沢	一戸町	H10.7.16
803	平糠沢	一戸町	H19.5.18
754	女鹿舘の沢	一戸町	H13.3.16
809	豊ヶ岡川	一戸町	H21.4.15
831	平糠沢	一戸町	H26.3.24

番号	支渓名	市町村名	指定年月日
919	中屋敷の沢	一戸町	R7.4.25
165	寒川	九戸村	S38.9.14
193	荒田川、支川	九戸村	S40.7.10
261	小倉川	九戸村	S44.1.16
285	小倉川	九戸村	S45.10.6
286	平内川	九戸村	S45.10.6
369	滝の沢	九戸村	S50.3.3
404	平内川	九戸村	S53.4.17
459	平内川	九戸村	S56.8.18
595	袖川	九戸村	H2.1.23
672	滝谷川	九戸村	H6.11.10

番号	支渓名	市町村名	指定年月日

参考10. 土砂災害警戒区域等指定

岩手県ホームページ（土砂災害警戒区域等について）より
トップページ＞県土づくり＞河川・砂防・土砂災害＞土砂災害＞土砂災害警戒区域等について
・URL
https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasensabou/doshasaigai/1078108/index.html
・QRコード

参考11. 洪水浸水想定区域指定

岩手県ホームページ（洪水浸水想定区域図の公表）より
トップページ＞県土づくり＞河川・砂防・土砂災害＞河川＞防災情報
＞洪水浸水想定区域図の公表
・URL
https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasensabou/kasen/bousai/1063250/index.html
・QRコード

参考12. 津波災害警戒区域指定

岩手県ホームページ（岩手県の津波災害警戒区域）より
トップページ＞県土づくり＞河川・砂防・土砂災害＞海岸＞津波防災地域づくり
＞岩手県の津波災害警戒区域
・URL
https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasensabou/kaigan/1038410/1068269.html
・QRコード

参考13. 浸水センサ表示システム（国土交通省）

・URL
https://c-sensor.river.go.jp
・QRコード

参考 14　氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針

１．本運用指針の取扱い

本運用指針は、令和７年 12 月の水防法の改正を踏まえ、水防法第 24 条の２の氾濫等の通報、水防法第 25 条の決壊の通報等の標準的な考え方を記したものである。

水防法第 24 条の２及び第 25 条の通報については各地域で定められる水防計画で定めるところにより運用されることとなっているため、本指針を参酌の上、地域の実態に即したものとなるよう、各地域の水防協議会において関係者で綿密に協議を行うよう努められたい。

【解説】

令和３年の災害対策基本法改正により、市町村長が新たに緊急安全確保措置を指示できることが規定され、災害の発生が切迫している状況について市町村が住民に周知し、立退き避難に加えて緊急安全確保も含めて、適確な避難行動につなげていくことが非常に重要となってきている。

水防法においてはこれまで、水災害が発生又は切迫している状況について、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報、洪水予報河川等における氾濫発生情報（越水等の確認情報）の提供のほか、地域毎の水防計画に基づき越水等が発生した際に水防に協力する立場の河川管理者による周知等によって情報提供が行われてきた。

一方、近年、観測技術の高度化・観測設備の整備の進展等により、河川管理者、下水道管理者及び海岸管理者（以下「河川管理者等」という。）が氾濫の発生の危険が切迫した状態にあることをプッシュ型で情報提供する素地が整ってきたところである。

こうした状況を踏まえ、令和７年 12 月に水防法が改正され、氾濫の発生による著しい危険が切迫し、命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な緊急的な状況下における河川管理者等による氾濫等の通報が規定され、水防管理者及び市町村長の緊急安全確保措置の指示等に活用されることとなった。

氾濫等の通報に当たっては、通報方法、通報先に加え、その前提となる通報対象の河川、下水道及び海岸（以下「河川等」という。）の区域や通報の基準などについて、都道府県の水防協議会で協議を行い、水防計画に定めることとなっているが、この協議過程においては、これまで以上に河川管理者等と水防関係者（水防活動を行う関係者をいい、水防法第 24 条の２第２項に基づき氾濫等の通知・周知を行う都道府県知事・国土交通大臣、水防法第 26 条に基づき決壊後の処置を行う水防管理者、水防団長、消防機関の長、水防協力団体の長、水防法第 29 条に基づき緊急安全確保措置の指示を行う水防管理者を含む、以下同じ）のコミュニケーションが重要となる。

そこで、地域における円滑な検討・協議や効果的な制度運用に資するよう、本指針で全国標準的な考え方を示すこととした。

なお、これまでも河川管理者等の公物管理者は、水防関係者が求めに応じて情報を提供するなど、時には管理事務の一環で入手した情報を臨機に提供している。今回の水防法改正により、命の危険が迫る氾濫等を通報する公物管理者の責務が法律に特別に明記されることとなったが、両者が地域の水災被害の軽減のため、平時においても水災時において

も協力しあっていく関係性については、今後も何ら変わりがない。

２．氾濫等の通報、決壊の通報を実施する意義について

氾濫等の通報及び決壊の通報は、氾濫に起因する損害を軽減するため、市町村長又は水防管理者による緊急安全確保措置の指示等の実施の目安として活用されることとなる。

【解説】

水防法第 24 条の２第２項又は水防法第 25 条第２項により氾濫等又は決壊の通知を受けた水防管理者は、水防法第 26 条に基づき堤防その他の施設が決壊したときはできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める必要があるほか、水防法第 29 条に基づき緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。また、水防法第 13 条の４に基づき氾濫等又は決壊の通知を受けた市町村長は災害対策基本法第 60 条第３項に基づき、緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。

氾濫等の通報や決壊の通報を運用するに当たっては、同通報が最終的に緊急安全確保措置の指示を行う判断材料として活用されることを踏まえ、各地域の水防協議会において通報の具体的な基準などについて協議を行い、それぞれの水防計画に定めることが必要である。

３．水防法第 24 条の２の氾濫等の通報の基本的な考え方

（１）河川管理者等による氾濫等の通報

氾濫等の通報は、河川等の公物の状況を最も良く知る公物管理者が、公物管理事務の一環で把握できる施設情報等を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに、同公物管理者に通報義務が課されるものである。

【解説】

水防法第 24 条の２に基づく通報は、河川管理者等が、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに（住民等の生命に被害が及ぶ蓋然性が高まる状況に到ったことが判断できた際に）、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報し、通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）が、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときに（氾濫特性及び地域特性を踏まえて、氾濫により住民等の生命に強く被害が及ぶおそれがある判断した際に）、水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものである。

河川管理者等に氾濫等の通報が特別に求められることとなった背景としては、命の危険が生ずる氾濫等については通報主体を複数化して一刻も早くその発生を把握する必要があるほか、公物管理事務の一環で入手可能な施設情報（水防関係者では必ずしも把握できない状況）等を水防関係者が活用することが有効であるからである。

本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報等による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することな

どの追加的な措置の責務まで求められるものではない。即ち、河川管理者等は「河川等の管理事務の一環として把握した情報を通報する」という責務を負うにとどまり、河川法等の公物管理法の改正があった訳ではないので、公物管理に関する役割が変化したものではない。従って、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない点に留意する必要がある。

また、本通報が水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示の判断材料として活用されることになることから本通報の確度が低い場合、まだ十分に避難所へ向かうことで難を逃れられる可能性の高い住民らが、不用意に水平避難を諦め、被災する事態も起こりかねない。このため、本通報においては、市町村長が適切に緊急安全確保措置の指示ができるよう情報の確度（情報（そのもの）の正確さ、当該箇所で氾濫等が発生する精確さ（氾濫想定地点と水位観測所などの計測地点との距離による空間的な確実性）、氾濫等の発生タイミングの精確さ（計測間隔による時間的な確実性））が重要な観点となることに留意することが必要である。

（２）都道府県知事等が行う氾濫等の通知の対象となる河川等の区域

緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が「相当な損害」が生じると考える氾濫、すなわち、住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要がある氾濫が発生する河川等の区域を通報の対象とする。

【解説】

都道府県知事等が行う通知は、水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示等の氾濫による損害の軽減を目的としているが、通報の対象となる箇所（河川等の区域）や氾濫の規模（相当な損害）に際限がないと、通報が相次いでしまうことが想定され、かえって水防管理者が効果的かつ効率的な水災対応ができなくなるおそれがある。

このため、水防法上は浸水想定区域を作成しているあらゆる河川、下水道、海岸が通報の対象となりうるが、避難行動の指示等の水災対応との連動を考えると、緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が相当な損害が生じると考える氾濫等と整合を取ることが、不可欠である。

具体的には、緊急安全確保措置を指示する際に住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要があるような氾濫、すなわち、例えば氾濫が発生した際に単なる高所移動ではなく、堅牢かつ十分な高さを有する近隣の建物への移動が必要となるような事態をもたらす以下の氾濫については、少なくとも通報の対象となると考えられる。

＜通報が必要と想定される氾濫の例＞

- 家屋倒壊等氾濫想定区域における氾濫
  （木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要）
- 平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域※1」における氾濫
  （平屋の場合は、近隣の２階以上の建物への立ち退き避難が必要）
- 氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等（水防法第 15 条で定められた地下街等）が所在する区域における氾濫

（速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要）

※１「水害の被害指標分析の手引」（H25 試行版）では、65 歳以上の場合、水深 1.7m（１階床高 50cm）では死亡率が 12%となる。また、洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第４版）では、３ｍは２階床下に相当するとされている。地域の特性や氾濫の特性に応じて浸水深を設定することが望ましい。

なお、対象となる具体の区域や浸水深の検討に当たっては、浸水想定区域内の建物の床面の高さ等、地域の特性に応じて水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。また、河川・海岸の堤防が決壊・倒壊した場合は、堤防近傍では家屋でさえ破壊するほどの勢いで氾濫流が一気に流れる場合があるため、氾濫の特性によっても水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。

また、洪水予報河川については、これまでも水防法第 10 条及び第 11 条に基づき氾濫発生情報が通知してきていることから、当該河川については引き続き氾濫等の通報の対象にすべきである。

（３）水防協議会における協議

河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について、予め各地域の水防協議会において関係者間で協議を行い、それぞれの水防計画に定める。

【解説】

３．（１）及び（２）より、水位計や河川等監視カメラが設置されている箇所にも限りがあるなど、河川管理者等の公物管理者側が管理事務の一環として氾濫等を発見する努力を尽くしても人員・施設等からその対応には自ずと限界がある。また水防関係者にとっても通報数が多数となると深刻な被害をもたらす重篤な氾濫通報を見逃すなど、処理能力に限界が生じるおそれがあるため、行動変容に特に留意が必要となるような氾濫に限定した通報のみがほしいというニーズがある。この両者を総合的に勘案し、さらに、警戒レベル５相当の危険が迫る緊急時には迅速な判断が求められる観点から、通報を行う際の具体的な通報方法や通知先となる関係者に加え、その前提となる通報対象の河川等の区域や通報の基準などについて「水防計画で定める」ことで、迅速かつ確実な制度の運用を行うことが望ましい。

このため、水防協議会において、河川管理者等の考える「氾濫による著しい危険」をもたらす氾濫と、都道府県知事等の考える「相当な損害」をもたらす氾濫について認識を提示し合い、氾濫等の通報の対象を協議しておくことが重要である。

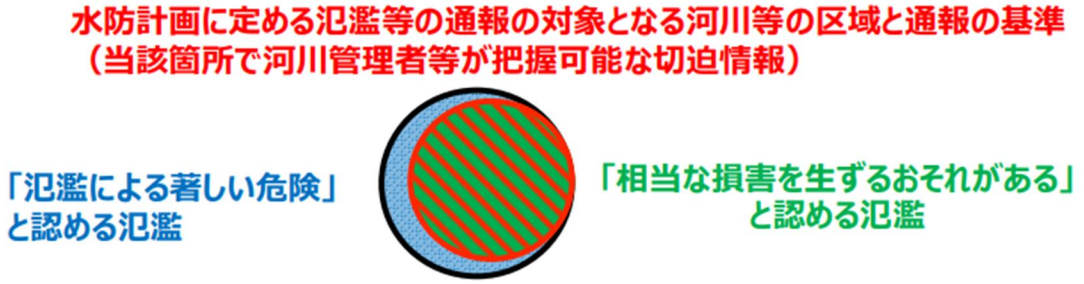

図１　水防計画に定める氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報の基準

具体的には、水防管理者や市町村長が必要と考える氾濫等の通報に対して、河川管理者等が従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握しうる氾濫等の切迫・発生情報を列挙した上で、水防計画に記載する河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議することが必要である。なお、水防計画に記載されていない事案の発生について河川管理者等が河川等の管理事務の一環として把握した場合は、水防法第 24 条の２に基づく通報であるかに関わらず、１．（１）で記載したとおり、これまで通りの河川管理者等と水防関係者との関係から当該氾濫等の通報を実施することで問題ない。

なお、氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準を水防計画に定めた場合は、ウェブサイトに掲載する等により住民に周知する。

（４）河川管理者等が把握した情報と通報との関係

河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な「計測情報」も基本として活用する。

「推定・予測情報」は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、「確認情報」「計測情報」がない場合は推定・予測情報」を用いることでよい。その際は可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。

【解説】

河川管理者等が把握可能な氾濫の切迫・発生情報としては大別すると確認情報、計測情報、推定・予測情報がある。

確認情報：

・巡視や河川等監視カメラによる越水及び破堤等の確認

・堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の確認

計測情報：

・水位計・放流量等による計測数値により氾濫の切迫・発生を判断（計測情報と対象区間の越水の可能性を予め整理されている場合はその区間評価情報を含む）

（例１）基準水位観測所等の水位による対象区間の越水の可能性の把握
（氾濫発生水位の到達）

（例２）異常洪水時防災操作した際のダム直下の越水の可能性の把握
（ダムから〇〇m3/s 以上の放流）

・施設の操作及び機能支障情報から氾濫の切迫・発生を判断（予め設定した水位に達

した状況等で施設の操作及び機能支障を確認）

（例３）排水機場のポンプを停止した際の越水の可能性の把握

（対象河川の水位が○○m 以上の時にポンプの停止）

推定・予測情報：

・計測情報や雨量情報を元に予測モデルにより氾濫の切迫・発生を推定

・洪水対応時に計測情報（急激な水位変動等）から越水・破堤を推定

（例４）水位計の急激な水位低下等から決壊の可能性を推定

確認情報は情報の確度が高いため、災害が発生又は切迫の確認には有効な情報であるが、巡視による確認は、人員面での制約に加え、暴風雨や夜間等の悪条件下ではほとんど確認が不可能であり、見逃しが多発するおそれがある。河川等監視カメラについては、設置箇所が限定的であるため、確認できる区間が限られる。また、計測情報は、一定の区間を対象として定量的に計測可能であることから、確認情報よりも確度は劣るものの少ない労力で早期かつ広範囲に状況把握できる。推定・予測情報は、予測に用いるデータや予測手法によって精度が大きく変化し計測情報と比較して情報の確度は落ちると考えられる。

このため、河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である確認情報と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用する。なお、推定・予測情報は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、確認情報や計測情報がない場合は「推定・予測情報」を用いることでよい。その際は、事前の予測情報や周辺状況により氾濫が発生しているおそれが高いと思われる段階で、可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。また、水防管理者及び市町村長が緊急安全確保措置の指示を行う上で、情報の確度も重要な情報であることから、平時から河川管理者等は通報する氾濫の確度について水防関係者とコミュニケーションを行うとともに、災害時においても確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を把握した場合はその情報を追加で通報することや可能な場合は通報する氾濫の確度について解説することが望ましい。

なお、推定・予測情報の確度を十分に理解する者（水防関係者や関係する河川管理者等）に対し、内部情報として推定・予測情報を提供し、提供先の水災対応に役立てることについては問題ない。

以下に通報の基準に用いる情報を概念的に示した図及びそれぞれの情報を用いる際のメリット・デメリットを提示する。

図２　通報の基準に用いる情報

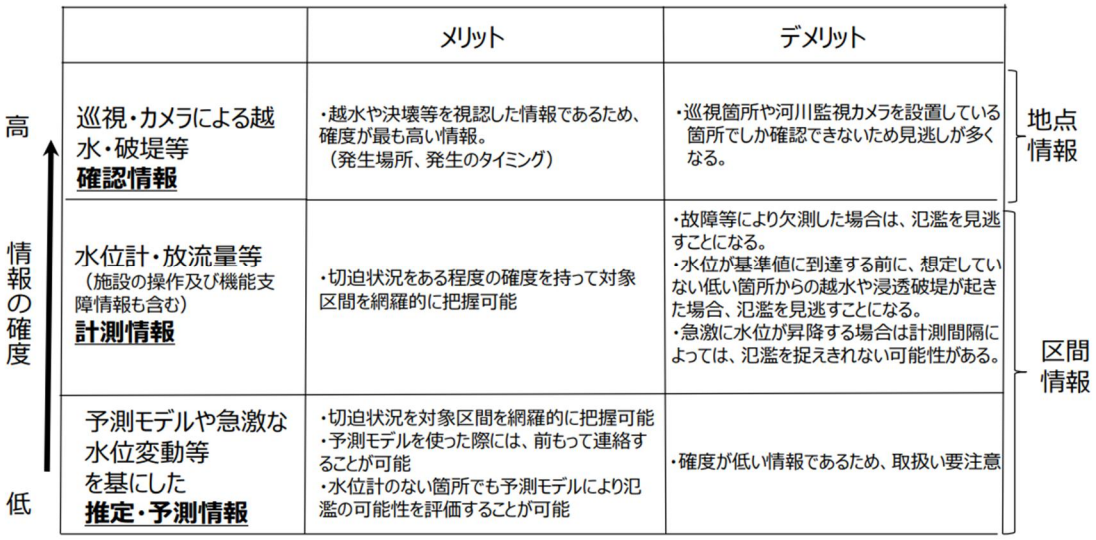

図３　確認情報、計測情報、推定・予測情報のメリット及びデメリット

４．水防法 25 条の決壊の通報の基本的な考え方

水防管理者等は、重要水防箇所を中心に巡視を行い、その際に堤防その他施設の決壊等を発見した場合に通報を行うこととなっている。河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論する。

【解説】

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令された際は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行うこととなっている（水防計画の手引き（都道府県版）10.2 巡視及び警戒を参照）。その水防活動の際に、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、水防法第 25 条に基づき水防管理者等は、直ちに都道府県知事その他関係者に通報を行うこととなっている。令和７年の水防法改正により、新たに河川管理者等による氾濫等の通報が規定されたことを踏まえ、河川管理者等が把握、確

認できない区域を中心に水防管理者等が通報できるようにすることが効果的・効率的であるため、河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論することが望ましい。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防関係者の安全確保・水防活動維持の観点から、水防関係者は直ちに待避を行い、水防法 25 条に基づく通報は、安全な場所で監視カメラ等により堤防、その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ行う。

５．氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準等の見直し

河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等については、今後の技術の進展や観測施設の整備状況、氾濫特性・地域特性変化に応じて、都道府県の水防協議会で協議を行い必要に応じて見直す。

【解説】

技術の進展や、水位計等の観測施設の新たな整備等、状況の変化が今後生じた場合は、必要に応じて河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等の見直しを行う。また、築堤等の河川・海岸整備の進捗などによる氾濫特性の変化、新たな地下街等の整備等、氾濫域の土地利用状況の変化が今後生じた場合も必要に応じて見直しを行う。